関税法基本通達

令和6年1月1日現在

昭和47年3月1日蔵関第100号

改正 昭和47年6月24日蔵関第1048号

改正 昭和47年8月7日蔵関第1386号

改正 昭和47年12月27日蔵関第2174号

改正 昭和48年2月6日蔵関第123号

改正 昭和48年2月8日蔵関第292号

改正 昭和48年3月29日蔵関第432号

改正 昭和48年4月3日蔵関第442号

改正 昭和48年4月3日蔵関第464号

改正 昭和48年6月25日蔵関第929号

改正 昭和48年7月2日蔵関第1000号

改正 昭和48年7月11日蔵関第1005号

改正 昭和48年11月14日蔵関第1577号

改正 昭和48年11月28日蔵関第1645号

改正 昭和49年3月20日蔵関第387号

改正 昭和49年4月1日蔵関第448号

改正 昭和49年4月24日蔵関第560号

改正 昭和49年5月8日蔵関第633号

改正 昭和49年12月3日蔵関第1501号

改正 昭和50年2月1日蔵関第52号

改正 昭和50年3月5日蔵関第230号

改正 昭和50年4月7日蔵関第348号

改正 昭和50年4月7日蔵関第357号

改正 昭和50年4月7日蔵関第379号

改正 昭和50年7月15日蔵関第778号

改正 昭和51年11月2日蔵関第1006号

改正 昭和51年12月15日蔵関第1266号

改正 昭和52年3月17日蔵関第242号

改正 昭和52年6月9日蔵関第597号

改正 昭和52年9月30日蔵関第941号

改正 昭和52年12月26日蔵関第1199号

改正 昭和53年3月30日蔵関第308号

改正 昭和53年3月31日蔵関第328号

改正 昭和53年5月16日蔵関第466号

改正 昭和53年5月17日蔵関第483号

改正 昭和53年9月11日蔵関第886号

改正 昭和53年9月22日蔵関第823号

改正 昭和53年10月1日蔵関第915号

改正 昭和53年10月17日蔵関第1009号

改正 昭和53年12月22日蔵関第1241号

改正 昭和54年3月31日蔵関第319号

改正 昭和54年4月18日蔵関第367号

改正 昭和55年4月1日蔵関第324号

改正 昭和55年5月2日蔵関第453号

改正 昭和55年10月23日蔵関第1146号

改正 昭和55年12月25日蔵関第1353号

改正 昭和55年12月27日蔵関第1360号

改正 昭和56年4月1日蔵関第349号

改正 昭和57年3月23日蔵関第304号

改正 昭和57年3月31日蔵関第346号

改正 昭和57年5月17日蔵関第536号

改正 昭和57年5月28日蔵関第605号

改正 昭和57年5月31日蔵関第616号

改正 昭和57年5月31日蔵関第623号

改正 昭和57年6月28日蔵関第721号

改正 昭和57年7月22日蔵関第798号

改正 昭和57年9月29日蔵関第1054号

改正 昭和58年3月15日蔵関第230号

改正 昭和58年3月31日蔵関第366号

改正 昭和58年4月26日蔵関第402号

改正 昭和58年5月18日蔵関第538号

改正 昭和58年5月30日蔵関第595号

改正 昭和58年6月2日蔵関第589号

改正 昭和58年6月2日蔵関第608号

改正 昭和58年8月31日蔵関第926号

改正 昭和59年3月31日蔵関第332号

改正 昭和59年5月16日蔵関第485号

改正 昭和59年10月17日蔵関第1051号

改正 昭和60年3月27日蔵関第320号

改正 昭和60年3月29日蔵関第321号

改正 昭和60年7月31日蔵関第803号

改正 昭和60年12月21日蔵関第1306号

改正 昭和60年12月25日蔵関第1312号

改正 昭和61年2月12日蔵関第110号

改正 昭和61年2月20日蔵関第174号

改正 昭和61年3月17日蔵関第285号

改正 昭和61年3月31日蔵関第350号

改正 昭和61年5月30日蔵関第585号

改正 昭和61年6月6日蔵関第587号

改正 昭和61年8月20日蔵関第872号

改正 昭和61年8月21日蔵関第890号

改正 昭和61年10月20日蔵関第1136号

改正 昭和62年3月31日蔵関第328号

改正 昭和62年4月30日蔵関第435号

改正 昭和62年5月14日蔵関第493号

改正 昭和62年6月16日蔵関第631号

改正 昭和62年6月22日蔵関第663号

改正 昭和62年6月22日蔵関第669号

改正 昭和62年11月9日蔵関第1122号

改正 昭和62年12月25日蔵関第1306号

改正 昭和63年3月30日蔵関第302号

改正 昭和63年5月18日蔵関第486号

改正 昭和63年7月12日蔵関第678号

改正 昭和63年12月30日蔵関第1243号

改正 平成元年3月31日蔵関第326号

改正 平成元年4月1日蔵関第327号

改正 平成元年4月24日蔵関第412号

改正 平成元年12月26日蔵関第1087号

改正 平成2年2月7日蔵関第98号

改正 平成2年3月5日蔵関第183号

改正 平成2年3月30日蔵関第294号

改正 平成2年6月12日蔵関第517号

改正 平成2年6月28日蔵関第583号

改正 平成2年8月17日蔵関第718号

改正 平成2年8月17日蔵関第720号

改正 平成2年9月17日蔵関第807号

改正 平成2年11月20日蔵関第992号

改正 平成3年3月28日蔵関第231号

改正 平成3年6月3日蔵関第422号

改正 平成3年10月4日蔵関第844号

改正 平成4年2月28日蔵関第190号

改正 平成4年3月31日蔵関第303号

改正 平成4年3月31日蔵関第304号

改正 平成4年5月12日蔵関第460号

改正 平成4年6月19日蔵関第573号

改正 平成4年6月19日蔵関第576号

改正 平成4年6月23日蔵関第628号

改正 平成5年2月19日蔵関第168号

改正 平成5年3月31日蔵関第348号

改正 平成5年6月15日蔵関第588号

改正 平成5年6月23日蔵関第645号

改正 平成5年9月30日蔵関第943号

改正 平成5年12月1日蔵関第1123号

改正 平成6年3月31日蔵関第331号

改正 平成6年6月28日蔵関第625号

改正 平成6年7月26日蔵関第710号

改正 平成7年3月7日蔵関第200号

改正 平成7年3月31日蔵関第297号

改正 平成7年5月23日蔵関第478号

改正 平成7年6月23日蔵関第576号

改正 平成7年12月27日蔵関第1046号

改正 平成8年3月31日蔵関第273号

改正 平成8年5月2日蔵関第357号

改正 平成8年7月19日蔵関第582号

改正 平成8年9月12日蔵関第747号

改正 平成9年3月4日蔵関第186号

改正 平成9年3月31日蔵関第271号

改正 平成9年3月31日蔵関第290号

改正 平成9年7月4日蔵関第613号

改正 平成9年9月4日蔵関第763号

改正 平成9年9月29日蔵関第828号

改正 平成10年3月31日蔵関第278号

改正 平成10年3月31日蔵関第285号

改正 平成10年11月30日蔵関第972号

改正 平成11年3月31日蔵関第254号

改正 平成12年3月31日蔵関第235号

改正 平成12年6月14日蔵関第485号

改正 平成12年6月23日蔵関第536号

改正 平成12年8月10日蔵関第652号

改正 平成12年9月28日蔵関第791号

改正 平成13年1月6日財関第4号

改正 平成13年3月28日財関第252号

改正 平成13年3月28日財関第255号

改正 平成13年3月31日財関第265号

改正 平成13年5月28日財関第439号

改正 平成13年6月20日財関第512号

改正 平成13年6月21日財関第519号

改正 平成13年7月9日財関第567号

改正 平成13年9月25日財関第782号

改正 平成13年12月14日財関第1005号

改正 平成14年3月31日財関第253号

改正 平成14年11月21日財関第960号

改正 平成15年3月6日財関第228号

改正 平成15年3月31日財関第346号

改正 平成15年9月30日財関第1022号

改正 平成15年9月30日財関第1027号

改正 平成16年2月10日財関第120号

改正 平成16年3月19日財関第286号

改正 平成16年3月26日財関第328号

改正 平成16年3月31日財関第349号

改正 平成16年4月19日財関第414号

改正 平成16年8月31日財関第873号

改正 平成16年12月27日財関第1389号

改正 平成17年3月4日財関第268号

改正 平成17年3月16日財関第346号

改正 平成17年3月31日財関第424号

改正 平成17年4月27日財関第564号

改正 平成17年5月27日財関第673号

改正 平成17年6月16日財関第779号

改正 平成17年6月21日財関第805号

改正 平成17年6月30日財関第852号

改正 平成17年7月1日財関第853号

改正 平成17年8月2日財関第991号

改正 平成17年8月26日財関第1070号

改正 平成17年9月27日財関第1218号

改正 平成17年9月30日財関第1237号

改正 平成17年10月13日財関第1288号

改正 平成17年10月31日財関第1360号

改正 平成18年2月1日財関第118号

改正 平成18年3月31日財関第395号

改正 平成18年5月30日財関第647号

改正 平成18年6月16日財関第725号

改正 平成18年6月26日財関第777号

改正 平成18年6月30日財関第794号

改正 平成18年7月10日財関第832号

改正 平成18年12月28日財関第1580号

改正 平成19年3月31日財関第420号

改正 平成19年4月18日財関第519号

改正 平成19年5月17日財関第641号

改正 平成19年5月31日財関第719号

改正 平成19年6月11日財関第773号

改正 平成19年6月15日財関第803号

改正 平成19年6月26日財関第878号

改正 平成19年6月29日財関第893号

改正 平成19年8月31日財関第1143号

改正 平成19年9月20日財関第1207号

改正 平成19年9月27日財関第1264号

改正 平成19年10月31日財関第1426号

改正 平成19年11月15日財関第1506号

改正 平成19年12月17日財関第1666号

改正 平成19年12月25日財関第1696号

改正 平成20年3月7日財関第255号

改正 平成20年3月18日財関第283号

改正 平成20年3月31日財関第346号

改正 平成20年4月11日財関第407号

改正 平成20年6月23日財関第720号

改正 平成20年6月30日財関第721号

改正 平成20年7月29日財関第846号

改正 平成20年10月9日財関第1146号

改正 平成20年11月18日財関第1331号

改正 平成20年11月28日財関第1393号

改正 平成20年12月2日財関第1413号

改正 平成21年3月31日財関第368号

改正 平成21年5月28日財関第617号

改正 平成21年6月30日財関第703号

改正 平成21年8月21日財関第918号

改正 平成21年9月16日財関第1029号

改正 平成21年9月30日財関第1097号

改正 平成21年10月29日財関第1232号

改正 平成22年2月17日蔵関第163号

改正 平成22年3月31日財関第368号

改正 平成22年6月30日財関第752号

改正 平成22年12月27日財関第1346号

改正 平成23年3月31日財関第411号

改正 平成23年6月30日財関第746号

改正 平成23年7月11日財関第793号

改正 平成23年7月21日財関第829号

改正 平成23年8月10日財関第901号

改正 平成23年8月31日財関第964号

改正 平成23年11月25日財関第1343号

改正 平成23年12月21日財関第1418号

改正 平成24年2月9日財関第139号

改正 平成24年2月28日財関第202号

改正 平成24年3月23日財関第293号

改正 平成24年3月31日財関第321号

改正 平成24年6月15日財関第615号

改正 平成24年6月29日財関第685号

改正 平成24年9月19日財関第944号

改正 平成24年11月15日財関第1422号

改正 平成25年3月12日財関第222号

改正 平成25年3月30日財関第310号

改正 平成25年4月24日財関第434号

改正 平成25年6月24日財関第731号

改正 平成25年6月28日財関第759号

改正 平成25年9月13日財関第993号

改正 平成25年10月15日財関第1102号

改正 平成26年1月31日財関第85号

改正 平成26年3月18日財関第259号

改正 平成26年3月31日財関第318号

改正 平成26年5月15日財関第485号

改正 平成26年7月1日財関第657号

改正 平成26年7月1日財関第657号

改正 平成26年11月19日財関第1184号

改正 平成26年12月25日財関第1321号

改正 平成27年1月9日財関第33号

改正 平成27年3月31日財関第341号

改正 平成27年6月30日財関第702号

改正 平成27年10月13日財関第1047号

改正 平成27年12月21日財関第1360号

改正 平成28年2月29日財関第270号

改正 平成28年3月31日財関第403号

改正 平成28年4月20日財関第528号

改正 平成28年5月25日財関第646号

改正 平成28年6月24日財関第782号

改正 平成28年10月31日財関第1285号

改正 平成28年11月1日財関第1302号

改正 平成28年12月9日財関第1503号

改正 平成28年12月27日財関第1598号

改正 平成29年3月10日財関第329号

改正 平成29年3月31日財関第442号

改正 平成29年4月24日財関第570号

改正 平成29年6月30日財関第868号

改正 平成30年2月15日財関第178号

改正 平成30年2月27日財関第258号

改正 平成30年3月31日財関第465号

改正 平成30年6月20日財関第923号

改正 平成30年6月29日財関第965号

改正 平成30年11月28日財関第1589号

改正 平成30年11月30日財関第1596号

改正 平成30年12月21日財関第1692号

改正 平成30年12月21日財関第1694号

改正 平成30年12月27日財関第1696号

改正 平成31年3月14日財関第360号

改正 平成31年3月30日財関第437号

改正 令和元年6月13日財関第784号

改正 令和元年9月5日財関1172号

改正 令和元年12月13日財関第1689号

改正 令和元年12月16日財関第1717号

改正 令和元年12月27日財関第1781号

改正 令和2年3月31日財関第415号

改正 令和2年3月31日財関第417号

改正 令和2年6月25日財関第623号

改正 令和2年6月25日財関第625号

改正 令和2年6月30日財関第644号

改正 令和2年8月31日財関第811号

改正 令和2年11月30日財関第1003号

改正 令和2年12月1日財関第1044号

改正 令和2年12月11日財関第1088号

改正 令和2年12月22日財関第1094号

改正 令和2年12月23日財関第1118号

改正 令和3年2月26日財関第137号

改正 令和3年3月31日財関第260号

改正 令和3年3月31日財関第262号

改正 令和3年3月31日財関第285号

改正 令和3年5月31日財関第407号

改正 令和3年6月29日財関第498号

改正 令和3年6月30日財関第504号

改正 令和3年7月1日財関第500号

改正 令和3年7月5日財関第535号

改正 令和3年10月19日財関第754号

改正 令和3年12月17日財関第919号

改正 令和3年12月20日財関第900号

改正 令和4年3月10日財関第140号

改正 令和4年3月31日財関第204号

改正 令和4年3月31日財関第206号

改正 令和4年3月31日財関第206号

改正 令和4年6月20日財関第468号

改正 令和4年6月20日財関第469号

改正 令和4年11月18日財関第844号

改正 令和4年12月16日財関第909号

改正 令和5年3月29日財関第314号

改正 令和5年3月31日財関第272号

改正 令和5年3月31日財関第273号

改正 令和5年5月12日財関第439号

改正 令和5年6月30日財関第592号

改正 令和5年6月30日財関第594号

改正 令和5年9月27日財関第937号

改正 令和5年12月15日財関第1211号

改正 令和5年12月15日財関第1212号

関税法基本通達

第1章　総則

（関係法令の略称）

0―1　この通達における関係法令の略称は、それぞれ次による。

⑴　関税法（昭和29年法律第61号） 法

⑵　関税法施行令（昭和29年政令第150号） 令

⑶　関税法施行規則（昭和41年大蔵省令第55号） 規則

⑷　関税定率法（明治43年法律第54号） 定率法

⑸　関税暫定措置法（昭和35年法律第36号） 暫定法

⑹　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和27年法律第112号） 地位協定特例法

⑺　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第149号） 国連軍協定特例法

⑻　自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律（昭和39年法律第101号） 自家用自動車特例法

⑼　国税収納金整理資金に関する法律（昭和29年法律第36号） 整理資金法

⑽　国税収納金整理資金事務取扱規則（昭和29年大蔵省令第39号） 整理資金規則

⑾　税関関係手数料令（昭和29年政令第164号） 手数料令

（輸入の具体的な時期）

2―1　法第2条第1項第1号((輸入の定義))に規定する｢輸入｣の具体的な時期は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる時とする。

なお、法第2条第3項の規定により輸入とみなされる使用又は消費があらかじめ輸入の許可を受けることなく行われた場合にあっては、同項の規定によりその使用又は消費の時が具体的な輸入の時期となるので、留意する。

⑴　輸入の許可を受けた貨物の場合　その許可の時

⑵　船舶又は航空機の場合　次に掲げる時又は輸入の許可の時のいずれか早い時

イ　本邦外において本邦の国籍又は仮国籍を取得した船舶又は航空機の場合　初めて本邦に回航されて使用に供される時

ロ　本邦内にある外国籍の船舶又は航空機の場合　本邦の国籍又は仮国籍を取得して使用に供される時

⑶　法第61条第5項（第62条の15において準用する場合を含む。）又は第62条の6第1項の規定により関税を徴収された貨物の場合

　その関税を徴収された時

⑷　法第76条第１項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物（令第64条に規定する郵便物を除く。）の場合　名宛人に交付された時

⑸　収容又は留置された貨物で公売又は売却されたもの及び郵便法（昭和22年法律第165号）、の規定により売却されたものの場合　買受人が買い受けた時

⑹　無許可輸入に係る貨物の場合　陸揚げ又は取卸しの時。ただし、次に掲げる貨物の場合にあっては、それぞれその引取りの時

イ　保税地域（指定保税地域、保税蔵置場（法第42条第１項に規定する許可を受けた場所又は法第50条第１項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税工場（法第56条第１項に規定する許可を受けた場所又は法第61条の5第１項に規定する届出を行った場所をいう。以下同じ。）、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下同じ。）、法第30条第１項第2号の規定により税関長が指定した場所（以下「他所蔵置場所」という。）又は税関長の指定した検査場所から輸入の許可又は保税運送の承認を受けることなく引き取られた貨物

ロ　保税運送中の貨物でその運送の目的以外の目的で国内に引き取られたもの

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平8第582号、平12第235号、平19第1207号、平20第1331号、平24第944号］

［関連：法第62条の4第2項、第67条、第74条、第76条第1項、第108条、第118条第5項、定率法第2条、地位協定特例法第12条第1項、相互防衛援助協定特例法第4条第1項、日韓大陸棚協定第18条］

（船舶の意義）

2―2　法第2条第1項第1号の規定その他法の規定において｢船舶｣とは、人が乗つて航行の用に供する機器をいう。したがつて、浮ドック、しゆんせつ船等は関税法上の船舶ではないが、これらが単独で航行して入（出）港する場合は船舶として取り扱うこととなるので、留意する。

なお、法第3章((船舶及び航空機))の規定については、自走式でないはしけは船舶として取り扱わないものとするが、これらがひき船で曳航されて航行する場合は、当該ひき船の一部を構成する船舶として取り扱うこととする。

［関連：商法第684条、船舶職員法第2条第1項］

（外国の船舶の意義）

2―3　法第2条第1項第1号及び第3号((外国貨物の定義))にいう｢外国の船舶｣とは、原則として外国の国籍を有する船舶をいうが、外国の国籍を有しない船舶であつても、外国人又は外国の法人によつて裸用船されている場合等実質的に外国の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

［関連：船舶法第1条］

（外国の船舶により公海で採捕された水産物の範囲）

2―4　法第2条第1項第1号((輸入の定義))及び第3号((外国貨物の定義))にいう｢外国の船舶により公海で採捕された水産物｣には、その水産物を原料として加工又は製造した製品を含むものとする。

（輸出の具体的な時期）

2―5　法第2条第1項第2号((輸出の定義))に規定する｢輸出｣の具体的な時期は、外国に仕向けられた船舶等に外国に向けて貨物を積み込んだ時とする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ、次に掲げる時とする。

⑴　船舶又は航空機自体の輸出の場合　外国の国籍又は仮国籍を取得した後（外国における引渡しのため回航されるものにあっては、その回航のため）初めて本邦を出発する時

⑵　公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕した水産物を直接輸出（後記2―7のなお書に該当する場合は、輸出とはみないので留意する。）する場合　外国に向けて運送を開始した時又は外国に向けて航行する船舶に積み替えた時

⑶　郵便物の輸出の場合　輸出の許可（法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されるものにあっては、同条第5項に基づく通知）を受けた後、日本郵便株式会社通関郵便局（以下「通関郵便局」という。）から搬出し、運送者（当該郵便物に係る引渡明細表（通常郵便物に関する施行規則（平成17年総務省告示第1373号）第186条3又は小包郵便に関する施行規則（平成17年総務省告示第1371号）第169条3に規定する引渡明細表をいう。）に引渡しの証明を行う船会社又は航空会社をいう。）に引き渡した時

⑷　本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、特定委託輸出申告若しくは特定製造貨物輸出申告（法第67条の３第６項に規定する特定輸出申告若しくは特定委託輸出申告又は同条第４項に規定する特定製造貨物輸出申告をいう。以下同じ。）を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可を受けた場合

　その輸出の許可を受けた時

⑸　本船扱いの承認を受けて輸出しようとする貨物又は特定輸出申告、特定委託輸出申告若しくは特定製造貨物輸出申告を行おうとする貨物を外国貿易船に積み込んだ後、輸出の許可前にその船舶が外国に向けて航行を開始した場合　その航行を開始した時

［一部改正：平8第582号、平19第878号、平19第1207号、平20第1331号、平23第901号、平24第944号］

［関連：定率法17条～20条］

（本邦の船舶の意義）

2―6　法第2条第1項第4号((内国貨物の定義))にいう｢本邦の船舶｣とは、原則として本邦の国籍を有する船舶をいうが、本邦の国籍を有しない船舶であつても、本邦人又は本邦の法人によつて裸用船されている場合等、実質的に本邦の国籍を有する船舶と同様に使用されていると認められるものは、これに含む。

ただし、外国の排他的経済水域における安全操業等を確保するためやむを得ず外国人又は外国の法人に用船された本邦籍船舶については、次の要件のすべてを満たすものである場合に限り、これに含むものとし、当該要件を満たす船舶であることの確認は、原則として、水産庁長官の発給する証明又はその写しにより行うものとする。

⑴　当該船舶による操業（船舶の管理、運航を含む。）の実質的な責任者が本邦人（又は法人）であること

⑵　当該操業に関する経済的リスクの実質的負担者が本邦人（又は法人）であること

⑶　上記⑴及び⑵に該当するものであることについて、水産庁長官の証明がなされたものであること

［一部改正：平12第235号］

［関連：関税定率法14条の3］

（本邦の船舶により公海で採捕された水産物の範囲）

2―7　法第2条第1項第4号((内国貨物の定義))にいう｢本邦の船舶により公海で採捕された水産物｣には、その水産物を原料として本邦の船舶内で加工又は製造した製品を含むものとする。

なお、これらの水産物又は製品が、外国の港において他の船舶に転載され（単に荷役の都合上一時陸揚げされた後転載される場合を含む。）本邦に運搬される場合は、その転載の事実を農林水産大臣の転載許可指令書写し（当該許可を必要としない漁業の種類に係る転載については要しない。）及び転載及び陸揚げの届出書写し（水産庁担当官の確認印のあるもの）又は漁業許可書写しによつて確認の上、内国貨物として取り扱う。

［一部改正：平16第349号］

（外国貿易船の範囲）

2―8　次に掲げる船舶は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、通常は法第2条第1項第5号((外国貿易船の定義))に規定する外国貿易船に含まれないものとする。

⑴　軍用船（軍艦に付随して船用品を軍艦に供給する船舶を含む。）

⑵　海技練習船、学術研究船及び遊覧船（訓練、研究又は周遊等の目的をもつて遠洋を巡航する船舶）

⑶　博覧会船（専ら商品の広告又は展覧のみを目的とする船舶）

⑷　遠洋漁業船

⑸　海底電線敷設船

⑹　病院船

⑺　貨物たる船舶（売買等のため空船のまま航行する船舶）

［一部改正：昭61第587号、令2第415号］

［関連：法第25条、とん税法第2条、関基15―1、25―1、25―3］

（航空機の意義）

2―9　｢航空機｣とは、人が乗つて航空の用に供する飛行機、回転翼航空機（ヘリコプター）、滑空機、飛行船その他の機器をいうものとする。

［関連：航空法第2条第1項］

（外国貿易機の範囲）

2―10　次に掲げる航空機は、本邦と外国との間を往来する場合であつても、外国貿易に従事しない限り、通常は法第2条第1項第6号((外国貿易機の定義))に規定する外国貿易機に含まれないものとする。

⑴　テスト機、練習機、報道通信用機、気象観測機

⑵　その他これらに類する航空機

［一部改正：昭61第587号、令2第415号］

［関連：法第25条、関基15―1、25―1、25―3］

（船用品に関する用語の意義）

2―11　法第2条第1項第9号((船用品の定義))にいう｢その他の消耗品｣、｢じう器｣及び｢その他これらに類する貨物｣の意義は、それぞれ次による。

⑴　｢その他の消耗品｣とは、潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。

⑵　｢じう器｣とは、船室等に備え付ける机、椅子、寝台、ラジオ、テレビ等の備品で、旅客又は乗組員の生活に必要と認められるものをいう。

⑶　｢その他これらに類する貨物｣とは、消耗品、じう器等以外の貨物で、船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類、電気器具類、修理部品その他これらに類するもの及び旅客又は乗組員の厚生用物品で船舶に備え付けられるものをいう。

［一部改正：昭61第587号］

［関連：法第23条、船員の厚生用物品に関する通関条約、関基23―1～23―18、条約基2―13］

（港又は空港に代わり使用される場所の意義）

2―12　法第2条第1項第13号((不開港の定義))にいう｢その他これらに代り使用される場所｣とは、船舶又は航空機が、港又は空港に代わる場所として停泊、陸地との交通又は貨物の積卸し等のため一時的に使用する場所をいう。また、法には不開港の港域についての規定はないが、次に掲げる区域については同一の不開港とみなして差し支えない。

なお、同一不開港とみなす区域を認定した場合は、その旨を他税関及び関係業者に十分徹底するよう措置するものとする。

⑴　同一開港に隣接した区域、相互に近接した地点に設置されたシーバース等で、社会通念上、同一の不開港とみなすことが妥当である区域

⑵ 後記20―1（不開港出入の許可）ただし書の規定により不開港に直接入港する船舶で、バース待ちをする必要があるため目的地の不開港に隣接する区域に停泊する場合において、取締上支障のないと認める場合には、当該目的地である不開港及び当該隣接する区域

［一部改正：平22第752号］

［関連：法第20条、関基20―1～20―9］

（排他的経済水域の意義）

2―13　法第2条第2項((排他的経済水域の海域で採補された水産物))に規定する｢本邦の排他的経済水域の海域｣とは排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項((排他的経済水域))に規定されている海域をいい、｢外国の排他的経済水域｣とは、当該国の排他的経済水域の海域をいう。

［追加：平12第235号］

（本邦等の範囲）

2―14　法第2条の規定その他法の規定において本邦等の範囲については、それぞれ次による。

⑴　｢本邦｣の一部を成しているとされる領海の範囲は、領海及び接続水域に関する法律（昭和52年法律第30号）第1条((領海の範囲))に規定する領海の範囲とする。

⑵　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第2条((大陸棚))の規定により｢大陸棚｣とされる海域の海底及びその下については、｢本邦｣として取扱うこととする。

⑶　｢外国｣の一部を成しているとされる領海の範囲は、当該国の基線から12海里までの海域（注）とする。ただし、12海里未満の領海幅員を設定している国については、当該国の領海幅員のみの海域を｢外国｣として取り扱うこととする。（注）12海里超の領海幅員を主張している国であっても、当該国の領海の範囲は、その基線から12海里の海域とするが、実務上は、わが国の船舶が採捕した水産物が関税定率法基本通達（昭和47年蔵関第101号）14の3―1（外国で採捕した水産物等の免税）の⑸に規定する書類により12海里以内の水域で採捕されたものであることが明確に確認できる場合にのみ、当該水産物を｢外国で採捕されたもの｣、つまり、｢外国貨物｣として取り扱い、それ以外の場合には便宜｢公海及び外国の排他的経済水域の海域で採捕されたもの｣、つまり、｢内国貨物｣として取り扱うこととする。

⑷　海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号）第47条((群島基線))の規定に従って引かれる群島基線により取り囲まれる｢群島水域｣については、｢外国｣として取り扱うこととする。

［追加：平12第235号］

（災害その他やむを得ない理由等の意義）

2の3―1　法第2条の3に規定する「災害その他やむを得ない理由」及び「期限」の意義は、それぞれ次による。

⑴　「災害その他やむを得ない理由」（以下この章及び102の2―1から

102の2―11までにおいて「災害等」という。）とは、法又は定率法その　他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する行為（以下この項から2の3―3までにおいて「申請等」という。）の不能に直接因果関係を有する次に掲げる事実その他これらに類する事実をいう。

イ　地震、暴風、豪雨、豪雪、津波、落雷、地滑りその他の自然現象の異変による災害

ロ　火災、火薬類の爆発、ガス爆発、交通途絶その他の人為による異常な災害

ハ　申請等をする者の重傷病、大規模な感染症の拡大による影響、申請　等に用いる電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用不能その他の自己の責めに帰さないやむを得ない事実

⑵　「期限」とは、法第7条の2第2項に規定する特例申告書の提出期限、法第7条の15第1項に規定する更正の請求に係る期限及び法第9条の2の規定により延長された納期限等といった特定の日をもって定める期限をいい、法第2条の3の規定によりこれらの期限が延長された場合における延長後の期限を含む。

［全部改正：令3第260号］

（地域指定、対象者指定及び個別指定の関係）

2の3―2　令第1条の4第1項から第3項までの規定による期限の延長の　関係は次による。

⑴　令第1条の4第1項又は第2項の指定（以下それぞれ「地域指定」又は「対象者指定」という。）により期限を延長した場合において、その指定した期日においても、なお申請等ができないと認められるときは、災害等のやんだ日から2月を限度として、同条第3項の指定（以下「個別指定」という。）によりその期限を再延長することができる。

⑵　地域指定による期限の延長が適用されている者が、その適用がなけれ　ば、対象者指定による期限の延長の対象となる場合において、地域指定　により延長された期限が先に到来したときは、対象者指定の期日まで期　限が延長される。

⑶　個別指定による期限の延長が適用されている者が、令第1条の4第3　項の期日の指定後に、当該期限の延長のほか、地域指定又は対象者指定による期限の延長が適用されることとなったときは、当該地域指定又は対象者指定の適用の時から当該地域指定又は対象者指定により延長された期限が到来する時までの間、当該個別指定による期日の指定は失効するものとする。

［全部改正：令3第260号］

（個別指定による期限の延長手続）

2の3―3　令第1条の4第1項から第3項までの規定による期限の延長の　関係は次による。

⑴　令第1条の4第4項に規定する書面は「災害等による申請等の期限延　長申請書」（C―1002―1）（以下この項において「申請書」という。）　とし、原則として、災害等のやんだ日から1月以内に、最寄りの業務部収納課又は支署若しくは出張所の収納担当部門（以下この項において「収納部門」という。）へ提出するものとする。なお、災害等のやんだ日から1月経過後2月以内に申請書が提出される場合であって、被災の程度が著しいなどやむを得ないと認められる事情があるときは、その申請書の提出を認めて差し支えない。また、期限の延長を申請する者（以下この項において「申請者」という。）が最寄りの税関官署以外の官署へ提出することを妨げるものではないので留意する。

⑵　申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、当該申請書において延長申請がされている申請等の事務を担当する部門（以下⑶及び⑸において「担当部門」という。）と協議を行い、その申請に係る災害等の事実に応じて必要と認めるときは、申請者に対し、災害等があったことを証する書類（罹災証明書、診断書等）の提出を求めるものとする。

⑶　申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、担当部門と協議を行い、申請された延長期限が災害等のやんだ日から2月以内とされてい　る場合には、その申請者の被災等の状況、事情等に照らして妥当と認められる期日を著しく超えると認められる場合を除き、その申請された延長期限を期日として指定するものとする。

⑷　申請された延長期限が妥当であるかどうかの判定においては、原則と　して、その申請者の被災等の状況、事情等を勘案のうえ個別に行うものとするが、申請者が多数見込まれる場合には、申請者間の権衡を図るよう努めるものとする。また、地域指定又は対象者指定による期限の延長がされている場合において、これらの期限の延長の適用を受けていない者の申請に基づき個別指定により期限の延長をしようとするときは、地域指定又は対象者指定による指定期日を勘案して期日を指定するものとする。

⑸　申請書の提出を受けた収納部門は、必要に応じて、担当部門と協議を行い、令第1条の4第3項の期日の指定をするときは「災害等による申請等の期限延長通知書」（C―1002―2）によりその旨を申請者に通知するものとし、申請を却下するときは「災害等による申請等の期限延長申請の却下通知書」（C―1002―3）によりその旨を申請者に通知するものとする。

⑹　業務部収納課以外の収納部門は、上記⑸の通知をしたときは、これらの通知書に申請書を添付して業務部収納課に速やかに送付するものとする。

⑺　業務部収納課は、上記⑸の通知書を発出した場合、又は支署若しくは　出張所から通知書等の送付を受けた場合には、速やかにその通知書等を　管内の他の署所及び他税関の業務部収納課並びに関税局に送付するものとする。

⑻　災害等により申請等の行為をすることができないと認められるかどうかの判定は、原則として、申請者の被災等の状況、事情等を勘案して行うものとする。

なお、法人に係る判定は、当該法人の事業所毎に行うものとするが、２以上の事業所が被災した場合は、これらを総合的に勘案のうえ、判定して差し支えない。

⑼　期日の指定については、個々の申請者の被災等の状況、事情等に基づき、合理的な範囲内で弾力的に行う必要があるので留意する。

⑽　関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から3月以内の日であるが、法第2条の3の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。

また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合において、例えば、輸入許可の日が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が災害等が発生した日以降に到来するものについては、法第12条第7項第2号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。

［追加：令3第260号］

［一部改正：令4第469号］

（送達の方法）

2の4―1　法第2条の4の規定により国税通則法(昭和37年法律第66号)第12条((書類の送達))及び第14条((公示送達))の規定が準用される結果、税関長又は税関職員が発する書類の送達は、原則として郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下この章において「信書便法」という。）第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達又は交付送達により、それらの方法により難い特別の場合には公示送達によることとなるが、それぞれの具体的方法は、次のとおりである。

なお、「書類の送達を受けるべき者」とは、税関事務管理人（法第95条第３項に規定する特定事項に係る書類の送達については、その特定事項を処理させる特定税関事務管理人を含む。）があるときは、その税関事務管理人をいう（国税通則法第12条第１項ただし書）。

⑴　郵便又は信書便（以下この章において「郵便等」という。）による送達は、必ずしも書留（郵便法第45条）、配達証明（同法第47条）等の特殊取扱いによる郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして税関長が認めるもの（以下この章において「配達証明郵便に準ずる信書便」という。）によることを要せず、普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によって差し支えない。

⑵　交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所においてその送達を受けるべき者に直接交付することを原則とするが、その者に別段異議がないときには、出会った場所その他その者の住所及び居所以外の場所で交付（出会送達）することができる（国税通則法第12条第4項ただし書）。

なお、交付送達の場合において、送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときには、その者の使用人その他の従業者又は同居者（親族又は生計を一にする者であることを要しない。）で、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することにより送達（補充送達）することができ（同条第5項第1号）、また、書類の送達を受けるべき者若しくは補充送達を受ける者が送達すべき場所におらず、又はそれらの者が正当な理由（あて名の誤記等）なく書類の受領を拒んだときには、その書類を送達すべき場所（建物の玄関、郵便受箱等）に差し置くことにより送達（差置送達）することができる（同項第2号）。

⑶　公示送達は、書類の送達を受けるべき者の住所及び居所がともに明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合に限り、これによるものとする（国税通則法第14条第１項）。この方法による場合には、送達すべき書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名及びその書類をいつでも交付する旨を税関の掲示場に掲示する（同条第2項）。この場合において、「住所及び居所が明らかでない場合」とは、送達を受けるべき者について書面調査（電子申請により取得した公簿等の調査を含む。）等、通常必要と認められる調査をしても、なおその住所及び居所がともに不明である場合をいい、「外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」とは、国交が断絶しており、又は開かれていないこと、国際郵便に関する条約がないこと、戦乱その他の非常事態の生じた地域で送達に重大な支障があること等の事情があり、送達が困難であると認められる場合をいう。

なお、「住所及び居所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合」に該当するかの判定に当たっては、法第95条第5項の規定による特定税関事務管理人となり得る者があるかどうかについて考慮する必要はない。ただし、現に同項の規定による特定税関事務管理人がある場合において、送達すべき書類の受領が当該特定税関事務管理人に処理させる同条第3項の特定事項に含まれているときは、公示送達はできないことに留意する。

［追加：平15第346号］

［一部改正：平21第368号、令5第592号］

（送達の効力）

2の4―2　法第2条の4の規定による送達の効力は、次のとおりである。

⑴　郵便等による送達又は交付送達の効力は、送達に係る書類がその送達を受けるべき者の了知し得べき状態におかれた時、すなわち、その送達を受けるべき者若しくはその使用人等に交付した時又は送達すべき場所に差し置いた時（郵便受箱に投入された時等）に生じ、一旦送達の効力を生じた書類が返還されても、その送達の効力に影響はない。

⑵　郵便法第44条((特殊取扱))に規定する特殊取扱いによる郵便以外の郵便又は信書便により書類を発送した場合には、その発送の事実がある限り、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される（国税通則法第12条第2項）。

これらの郵便等により発送した書類については、その推定が有効にできるようにするため、その名称、送達を受けるべき者の氏名又は名称、あて先及び発送年月日を確認することができるように記録しておくことを必要とする（同条第3項）。

⑶　公示送達の効力は、送達すべき書類についての掲示を始めた日から起算して7日を経過した日、すなわち公示を始めた日を含めて8日目に生ずる。この期間は、その末日が休日等に該当しても延期されない（国税通則法第14条第3項）。

督促状の送達を公示送達の方法によって行った場合には、掲示を始めた日が督促状を発した日となる。

なお、公示送達のための掲示書が送達の効力の発生前に破れ、又ははがれても、その公示送達の効力に影響はない。

［追加：平15第346号］

［一部改正：平21第368号］

（送達の実務）

2の4―3　法第2条の4の規定による書類の送達は、実務上、次によるものとする。

⑴　通関業者が業務を行つている場合においては、その通関業者に送達して差し支えない。

ただし、「関税の加算税賦課決定通知書」（C―1045）の送達については輸入者宛に行うものとし、通関業者がその写しの交付を希望する場合には、輸入者の同意を必要とする。

⑵　上記⑴の書類を郵便等によって送達する場合においては、それらの税関保存用書類に発送年月日を記載して整理する。

⑶　郵便等による送達は、一般に普通取扱郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便以外の信書便によるが、差押えに関する書類等特に重要と認められるものについては、書留、配達証明等の特殊取扱いによる郵便又は配達証明郵便に準ずる信書便による。

［追加：平15第346号］

［一部改正：平17第1070号、平21第368号］

第2章　関税の確定、納付、徴収及び還付

第1節　通則

（関税についての特別の規定の意義）

3―1　法第3条ただし書((条約による特別規定))に規定する｢関税についての特別の規定｣とは、関税の税率のほか関税の軽減、免除又は払戻しその他関税の賦課及び徴収に関しての国内法の規定に対する特別の規定をいう。

［一部改正：昭61第587号、平14第960号］

［関連：1994年の関税及び貿易に関する一般協定、通商関係条約、国際連合の特権及び免除に関する条約、外交関係に関するウィーン条約等、条約基］

（条約に基づく税率の適用）

3―2　法第3条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。

⑴　世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（平成6年条約第15号）（以下WTO協定という。）附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定（以下「1994年ガット」という。）のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に掲げられている税率（以下「協定税率」という。）は、定率法の別表の税率及び暫定法の規定に基づく税率（以下「国定税率」という。）より低い場合に適用される。なお、この場合の協定税率については、1994年ガットのマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国の譲許表に定める上限の税率が適用される。1994年ガット以外の条約(下記⑵に規定する経済連携協定を除く｡)により相手国に対して関税上の最恵国待遇を与えることが規定されている場合には、その相手国に対しても同様である。

⑵　経済連携協定（暫定法第7条の7に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。）における関税についての特別の規定による便益による税率（以下「ＥＰＡ税率」という。）は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。

［全部改正：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第395号、平18第832号、平19第420号、平27第33号、平31第437号］

［関連：定率法第3条及び別表、暫定法第2条第1項及び第2項、第8条の2、第8条の6、別表第1、第1の2、第1の3、第2、第3及び第4、定率基3―1］

（協定税率を適用する国）

3―3　法第3条ただし書きの規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。

我が国の税率適用状況表

| 国（地域）名 | 国定  税率 | 協定  税率 | 便益  税率 |
| --- | --- | --- | --- |
| （アジア州） |  |  |  |
| 大韓民国 |  | ○ |  |
| 北朝鮮 | ○ |  |  |
| 中華人民共和国※ |  | ○ |  |
| 台湾 |  | ○ |  |
| モンゴル |  | ○ |  |
| 香港 |  | ○ |  |
| ベトナム |  | ○ |  |
| タイ |  | ○ |  |
| シンガポール |  | ○ |  |
| マレーシア |  | ○ |  |
| ブルネイ |  | ○ |  |
| インドネシア |  | ○ |  |
| カンボジア |  | ○ |  |
| ラオス |  | ○ |  |
| ミャンマー |  | ○ |  |
| インド |  | ○ |  |
| パキスタン |  | ○ |  |
| スリランカ |  | ○ |  |
| モルディブ |  | ○ |  |
| バングラデシュ |  | ○ |  |
| 東ティモール | ○ |  |  |
| マカオ |  | ○ |  |
| アフガニスタン |  | ○ |  |
| ネパール |  | ○ |  |
| ブータン |  |  | ○ |
| イラン |  |  | ○ |
| イラク |  |  | ○ |
| バーレーン |  | ○ |  |
| サウジアラビア |  | ○ |  |
| クウェート |  | ○ |  |
| カタール |  | ○ |  |
| オマーン |  | ○ |  |
| イスラエル |  | ○ |  |
| ヨルダン |  | ○ |  |
| シリア |  |  | ○ |
| レバノン | ○ |  |  |
| アラブ首長国連邦 |  | ○ |  |
| イエメン |  | ○ |  |
| アゼルバイジャン※ |  | ○ |  |
| アルメニア |  | ○ |  |
| ウズベキスタン※ |  | ○ |  |
| カザフスタン |  | ○ |  |
| キルギス |  | ○ |  |
| タジキスタン |  | ○ |  |
| トルクメニスタン※ |  | ○ |  |
| ジョージア |  | ○ |  |
| ヨルダン川西岸及びガザ |  | ○ |  |
| （ヨーロッパ州） |  |  |  |
| アイスランド |  | ○ |  |
| ノルウェー |  | ○ |  |
| スウェーデン |  | ○ |  |
| デンマーク |  | ○ |  |
| フェロー諸島（丁） |  | ○ |  |
| 英国 |  | ○ |  |
| アイルランド |  | ○ |  |
| オランダ |  | ○ |  |
| ベルギー |  | ○ |  |
| ルクセンブルクグ |  | ○ |  |
| フランス |  | ○ |  |
| モナコ |  | ○ |  |
| アンドラ | ○ |  |  |
| ドイツ |  | ○ |  |
| スイス |  | ○ |  |
| リヒテンシュタイン |  | ○ |  |
| アゾレス(葡) |  | ○ |  |
| ポルトガル |  | ○ |  |
| スペイン |  | ○ |  |
| ジブラルタル(英) |  | ○ |  |
| イタリア |  | ○ |  |
| バチカン |  |  | ○ |
| マルタ |  | ○ |  |
| フィンランド |  | ○ |  |
| ポーランド |  | ○ |  |
| ロシア | ○ |  |  |
| オーストリア |  | ○ |  |
| ハンガリー |  | ○ |  |
| セルビア共和国※ |  | ○ |  |
| アルバニア |  | ○ |  |
| ギリシャ |  | ○ |  |
| ルーマニア |  | ○ |  |
| ブルガリア |  | ○ |  |
| キプロス |  | ○ |  |
| トルコ |  | ○ |  |
| エストニア |  | ○ |  |
| ラトビア |  | ○ |  |
| リトアニア |  | ○ |  |
| ウクライナ |  | ○ |  |
| ベラルーシ※ |  | ○ |  |
| モルドバ |  | ○ |  |
| クロアチア |  | ○ |  |
| スロベニア |  | ○ |  |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ※ |  | ○ |  |
| 北マケドニア |  | ○ |  |
| チェコ |  | ○ |  |
| スロバキア |  | ○ |  |
| モンテネグロ |  | ○ |  |
| コソボ共和国※ |  | ○ |  |
| （北アメリカ州） |  |  |  |
| グリーンランド(丁) |  | ○ |  |
| カナダ |  | ○ |  |
| サンピエール及びミクロン(仏) |  | ○ |  |
| アメリカ合衆国 |  | ○ |  |
| メキシコ |  | ○ |  |
| グアテマラ |  | ○ |  |
| ホンジュラス |  | ○ |  |
| ベリーズ |  | ○ |  |
| エルサルバドル |  | ○ |  |
| ニカラグア |  | ○ |  |
| コスタリカ |  | ○ |  |
| パナマ |  | ○ |  |
| バーミュダ(英) |  | ○ |  |
| バハマ |  |  | ○ |
| ジャマイカ |  | ○ |  |
| タークス及びカイコス諸島(英) |  | ○ |  |
| バルバドス |  | ○ |  |
| トリニダード・トバゴ |  | ○ |  |
| キューバ |  | ○ |  |
| ハイチ |  | ○ |  |
| ドミニカ共和国 |  | ○ |  |
| プエルトリコ(米) |  | ○ |  |
| 米領バージン諸島 |  | ○ |  |
| 蘭領アンティール |  | ○ |  |
| 仏領西インド諸島 |  | ○ |  |
| ケイマン諸島(英) |  | ○ |  |
| グレナダ |  | ○ |  |
| セントルシア |  | ○ |  |
| アンティグア・バーブーダ |  | ○ |  |
| 英領バージン諸島 |  | ○ |  |
| ドミニカ |  | ○ |  |
| モントセラト(英) |  | ○ |  |
| セントクリストファー・ネービス |  | ○ |  |
| セントビンセント |  | ○ |  |
| 英領アンギラ |  | ○ |  |
| サン・バルテルミー島（仏） |  | ○ |  |
| （南アメリカ州） |  |  |  |
| コロンビア |  | ○ |  |
| ベネズエラ |  | ○ |  |
| ガイアナ |  | ○ |  |
| スリナム |  | ○ |  |
| 仏領ギアナ |  | ○ |  |
| エクアドル |  | ○ |  |
| ペルー |  | ○ |  |
| ボリビア |  | ○ |  |
| チリ |  | ○ |  |
| ブラジル |  | ○ |  |
| パラグアイ |  | ○ |  |
| ウルグアイ |  | ○ |  |
| アルゼンチン |  | ○ |  |
| フォークランド諸島及びその附属諸島(英) |  | ○ |  |
| 英領南極地域 |  | ○ |  |
| （アフリカ州） |  |  |  |
| モロッコ |  | ○ |  |
| セウタ及びメリリア(西) |  | ○ |  |
| アルジェリア |  |  | ○ |
| チュニジア |  | ○ |  |
| リビア |  |  | ○ |
| エジプト |  | ○ |  |
| スーダン |  |  | ○ |
| 西サハラ |  | ○ |  |
| モーリタニア |  | ○ |  |
| セネガル |  | ○ |  |
| ガンビア |  | ○ |  |
| ギニアビサウ |  | ○ |  |
| ギニア |  | ○ |  |
| シエラレオネ |  | ○ |  |
| リベリア |  | ○ |  |
| コートジボワール |  | ○ |  |
| ガーナ |  | ○ |  |
| トーゴ |  | ○ |  |
| ベナン |  | ○ |  |
| マリ |  | ○ |  |
| ブルキナファソ |  | ○ |  |
| カーボベルデ |  | ○ |  |
| カナリー諸島(西) |  | ○ |  |
| ナイジェリア |  | ○ |  |
| ニジェール |  | ○ |  |
| ルワンダ |  | ○ |  |
| カメルーン |  | ○ |  |
| チャド |  | ○ |  |
| 中央アフリカ |  | ○ |  |
| 赤道ギニア | ○ |  |  |
| ガボン |  | ○ |  |
| コンゴ共和国 |  | ○ |  |
| コンゴ民主共和国 |  | ○ |  |
| ブルンジ |  | ○ |  |
| アンゴラ |  | ○ |  |
| サントメ・プリンシペ |  |  | ○ |
| セントヘレナ及びその附属諸島(英) |  | ○ |  |
| エチオピア |  |  | ○ |
| ジブチ |  | ○ |  |
| ソマリア |  |  | ○ |
| ケニア |  | ○ |  |
| ウガンダ |  | ○ |  |
| タンザニア |  | ○ |  |
| セーシェル |  | ○ |  |
| モザンビーク |  | ○ |  |
| マダガスカル |  | ○ |  |
| モーリシャス |  | ○ |  |
| レユニオン(仏) |  | ○ |  |
| ジンバブエ |  | ○ |  |
| ナミビア |  | ○ |  |
| 南アフリカ共和国 |  | ○ |  |
| レソト |  | ○ |  |
| マラウイ |  | ○ |  |
| ザンビア |  | ○ |  |
| ボツワナ |  | ○ |  |
| エスワティニ |  | ○ |  |
| 英領インド洋地域 |  | ○ |  |
| コモロ |  | ○ |  |
| エリトリア | ○ |  |  |
| 南スーダン | ○ |  |  |
| （大洋州） |  |  |  |
| オーストラリア |  | ○ |  |
| パプアニューギニア |  | ○ |  |
| その他のオーストラリア領 |  | ○ |  |
| ニュージーランド |  | ○ |  |
| クック |  | ○ |  |
| トケラウ諸島・(ニュージーランド) |  | ○ |  |
| ニウエ) |  | ○ |  |
| サモア |  | ○ |  |
| バヌアツ |  | ○ |  |
| フィジー |  | ○ |  |
| ソロモン |  | ○ |  |
| トンガ |  | ○ |  |
| キリバス |  | ○ |  |
| ピットケルン(英) |  | ○ |  |
| ナウル |  |  | ○ |
| ニューカレドニア(仏) |  | ○ |  |
| 仏領ポリネシア |  | ○ |  |
| キリバス |  | ○ |  |
| グアム(米) |  | ○ |  |
| 米領サモア |  | ○ |  |
| 米領オセアニア |  | ○ |  |
| ツバル |  | ○ |  |
| マーシャル |  | ○ |  |
| ミクロネシア |  | ○ |  |
| 北マリアナ諸島(米) |  | ○ |  |
| パラオ |  | ○ |  |
|  |  |  |  |

(注1)　国名末尾に※印の付されている国は、1994年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注2)　本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の別紙第1｢統計国名符号表｣の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該｢統計国名符号表｣の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭50第348号、昭53第308号、昭54第319号、昭57第346号、昭58第402号、昭59第332号、昭61第587号、昭61第872号、平元第326号、平元第1087号、平2第183号、平2第294号、平2第718号、平2第807号、平2第992号、平3第231号、平3第844号、平4第304号、平4第576号、平5第348号、平6第331号、平7第297号、平7第1046号、平8第273号、平9第290号、平9第828号、平10第278号、平11第254号、平12第235号、平14第253号、平14第960号、平15第346号、平16第349号、平17第424号、平18第395号、平18第725号、平19第420号、平20第283号、平20第346号、平20第721号、平21第368号、平22第752号、平24第321号、平25第310号、平27第341号、平27第702号、平27第1360号、平29第442号、平30第1692号、平31第437号、令元第784号、令4第273号］

［関連：1994年のガット、条基第2章2―1及び別紙4］

（特殊な場合における協定税率の適用）

3―4　次に掲げる場合における協定税率の適用については、それぞれ次による。

⑴　法第4条第１項第2号に係る同項ただし書の規定の適用を受ける貨物を輸入する場合　その貨物の輸入の際までに後記68―3―7に規定する方法によりその原料の原産地が認定できるものに限り、協定税率を適用する。

⑵　法第45条第１項（第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）、第61条第5項（第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）、第62条の6第１項、第65条第１項、第97条第3項、第118条第5項、第118条第6項又は第134条第4項から第6項までの規定により関税を徴収する場合　それぞれの規定による関税の徴収の際までに後記68―3―7に規定する方法によりその原産地の認定ができるものに限り、協定税率を適用する。

⑶　収容又は留置された貨物の公売又は売却の場合　その貨物の公売又は売却の際までに後記68―3―7に規定する方法によりその原産地の認定ができるものに限り、協定税率を適用する。

⑷　輸入郵便物が公売又は売却される場合　後記68―3―7に規定する方法のほか、当該郵便物の差出人の住所、発送国において国際郵便業務を行っている事業体等のスタンプ等によりその原産地が認定できるときは、協定税率を適用する。

⑸　本邦産品（保税工場又は総合保税地域で外国貨物を原料として製造した貨物のうち、本邦産品と認められるものを含む。ただし、その貨物が法第4条第１項第2号に係る同項ただし書の規定の適用を受けるものである場合を除く。）が輸入される場合　その輸入申告の際に本邦産品であることが明らかであるものに限り、便宜、協定税率を適用する。

［一部改正：平4第303号、平6第331号、平10第278号、平14第960号、平19第1207号］

（課税物件の確定に関する用語の意義）

4―1　法第4条第1項第1号((保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物の課税物件の確定の時期))及び同項第2号((保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期))に規定する課税物件の確定に関する用語の意義は、それぞれ次による。

⑴　｢保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物｣とは、法第43条の3第1項((保税蔵置場に外国貨物を置くことの承認))の税関長の承認（以下｢蔵入承認｣という。）又は法第62条の10((総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認))の税関長の承認（以下｢総保入承認｣という。）を受けて現に保税蔵置場又は総合保税地域（以下この項及び次項において｢保税蔵置場等｣という。）に置かれている外国貨物のほか、現在保税蔵置場等以外の場所に置かれているものであつてもかつて蔵入承認又は総保入承認を受けて保税蔵置場等に置かれたことのある外国貨物を含む。

⑵　｢保税作業による製品である外国貨物｣とは、法第56条第1項((保税工場の許可))に規定する保税作業の主産物又は副産物としてできた外国貨物をいい、現に置かれている場所を問わない。ただし、これらの外国貨物が外国に積み戻された後、再び本邦に輸入される場合を除く。（なお、この場合には、定率法第14条の2第1号((再輸入減税))の規定による関税の軽減の対象になるので、留意する。）

［一部改正：平4第303号、平6第331号、平10第278号］

（保税蔵置場等に置かれた外国貨物の課税物件の確定等の取扱い）

4―2　保税蔵置場等に置かれた外国貨物についての課税物件の確定等の取扱いは、次による。

⑴　輸入申告又は輸入の許可の時までに貨物の変質又は損傷があつた場合　定率法第4条の5((変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定))又は同法第10条第1項((変質又は損傷による減税))の規定の適用があるので、留意する。

⑵　輸入申告の際における貨物の数量、価格等と後記43の3―2（外国貨物を置くことの承認の申請手続）の⑴の規定により交付された承認書（後記62の15―2（その他の規定の準用）において準用する場合を含む。以下この号において｢蔵入承認書等｣という。）記載の貨物の数量、価格等とに差異がある場合において、その差異が蔵入承認又は総保入承認の際における価格の計算の誤り又は税関における審査の際に誤認に基づくものであると明らかに認められる場合　蔵入承認書等を是正のうえ輸入申告の時の数量、価格等により輸入申告をさせる。

⑶　蔵入承認又は総保入承認の時における貨物の数量と輸入申告時における貨物の数量との差異が、単なる計量誤差又は蔵置中の自然欠減に基づくものである場合　令第2条((課税物件の確定の時期の特例を適用する貨物))に規定する貨物を除き、蔵入承認又は総保入承認の時の数量、価格等により輸入申告を行わせる。

⑷　貨物の一部が亡失し、又は滅却された場合　蔵入承認又は総保入承認の時の貨物の数量、価格等からその亡失又は滅却分を控除した貨物の数量、価格等により輸入申告を行わせ、その控除した貨物の数量について法第45条第1項の規定による関税徴収の要否を決定する。

［一部改正：昭47第1386号、昭55第1360号、昭61第587号、平4第303号、平6第331号］

［関連：法第43条の3第1項、第67条、定率基4の5―1、10―1～6

（原料課税の場合の価額あん分方式による課税標準の計算）

4―3　法第4条第1項第2号((保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期))に係る同項ただし書の規定の適用を受ける場合の令第2条の2第2号((価額あん分方式))の規定による価額あん分方式による課税標準の計算方式については、次による。

⑴　同号に規定する｢2種類以上の保税製品が製造される場合｣とは、原料品に含まれる異なる成分から2種類以上の製品が製造される場合（例えば、とうもろこしからコーンスターチ、グルテンミール及びコーンオイル等が製造される場合）のほか、同一成分の原料品からの製造過程において異なる組成を有する2種類以上の製品が製造される場合（例えば、ナフタリンから無水フタール酸及びマレイン酸等が製造される場合）及び原料品中の品質的特性が異なる構成部分から2種類以上の製品が製造される場合（例えば、兎の毛皮からゼロックス用毛皮が製造される場合）をいい、同一原料品から製造される製品が品質的に同じであって、単に等級が異なる場合を含まない。

⑵　同号にいう｢当該保税製品又はこれと同種の貨物が本邦において通常の卸取引の量及び方法により販売される価格｣とは、卸売市場価格（各保税製品が2以上の流通段階を経由する場合には、同一流通段階の価格）をいい、当該保税製品又は同種の貨物の全部又は一部の卸売市場価格が判明しない場合には工場販売価格をいうものとする。

なお、これらの価格は、包装費を含まない価格とし、あん分価格を算出すべき保税製品が中間製品であって販売されていない場合には、その中間製品を使ってできた製品又はこれと同種の製品の卸取引価格から加工等の費用を控除してあん分価額を算出する。

保税製品の価格は、原則として保税製品の輸入申告の日（保税作業において製造された保税製品が、2以上の異なる日に分割して輸入申告される場合には、最初の輸入申告の日）の価格によるものとする。ただし、価格変動が小さく、かつ、常時行われている保税作業に係る保税製品にあっては、一定期間（例えば、1ヵ月）の平均価格によって差し支えない。

［一部改正：平4第303号（項番号59の2―2を変更）、平10第278号（項番号60―2を変更）］

［関連：昭41蔵関第1294号（石油精製作業における原料課税扱いについて）］

（保税作業によりできる副産物の取扱い）

4―4　保税工場又は総合保税地域における法第56条第1項((保税工場の許可))に規定する保税作業によりできる副産物については、以下の点に留意する。

⑴　主産物の積戻し又は輸入のいかんにかかわらず、法第4条第1項第2号((保税作業による製品である外国貨物の課税物件の確定の時期))に係る同項ただし書の規定の適用をうけることとなる。なお、課税上問題がないと認められるさ細な副産物についての引き取りは、後記61の3―2による。

⑵　さ細な副産物として取り扱うかどうかは、主産物に対する価格比及びそれ自体の経済価値により決定するものとする。

［一部改正：昭48第1000号、平4第303号（項番号59の2―3を変更、平10第278号（項番号60―3を変更）、平12第235号］

（「課税標準となるべき価格」の意義）

4―5　法第４条第１項第６号に規定する「課税標準となるべき価格」とは、法第13条の４により準用する国税通則法第118条第１項((国税の課税標準の端数計算等))の規定により、千円未満の端数に係る金額を切り捨てた後の価格をいうので留意する。

［追加：平20第1331号］

（寄贈物品の意義等）

4―6　令第２条第５項第１号に規定する「寄贈物品」の意義等については、次による。

⑴　「寄贈物品」とは、有形、無形の対価を伴わずに無償で譲渡される物品をいい、寄贈者及び受贈者が個人であるか法人であるかを問わない。

なお、以下のいずれかに該当する郵便物は、原則として寄贈物品には該当しないものとする。

イ　郵便物の税関告知書に寄贈物品（Gift）の表示がなく、かつ、仕入書等の取引に伴う書類が貼付又は内包されているもの

ロ　郵便物の税関告知書に商業用である旨（Merchandise）の表示があるもの（仕入書等の取引に伴う書類が当該郵便物に貼付又は内包されているか否かを問わない。）

⑵　寄贈物品であることの確認は、後記76―4―2の⑵による名宛人への連絡又は76―4―4による到着通知書に対する名宛人からの申出に基づき行うこととし、当該申出は口頭によることとして差し支えない。名宛人から寄贈物品である旨の申出があった場合には、上記⑴により寄贈物品に該当するか否かを判断することとし、上記⑴のイ又はロに該当する郵便物以外の郵便物について名宛人から申出があった場合であって、当該申出に疑義がある場合（例えば、税関告知書には寄贈物品（Gift）の表示があるが仕入書等の取引に伴う書類が郵便物に貼付又は内包されている場合や、名宛人が過去に類似の物品を輸入したことがあり、納税申告を行った実績がある等）には、名宛人から郵便物が寄贈物品である旨を記載した任意の書面を提出させることにより認定を行うこととする。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平24第944号］

（「名宛人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等）

4―7　令第２条第５項第２号に規定する「名宛人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」の意義等については、次による。

なお、下記⑴のイ又はロのいずれかに該当する場合であっても、税関において課税価格又は税率の決定をするため必要な範囲で、参考価格や商品説明に関する参考資料を名宛人から求めることを妨げるものではない。

⑴　「名宛人において課税価格を把握し、又は定率法別表の適用上の所属区分を判断することが困難」とは、次のいずれかの事情があることから、申告が困難であると認められる場合とする。

イ　名宛人が、郵便物の価格を証する資料（類似品や商品カタログ等の参考資料ではなく、当該郵便物の価格についての資料をいう。）を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合

ロ　名宛人が、郵便物の所属区分（後記67―4―17に規定する関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分をいう。）を特定する資料を現に有しておらず、かつ、入手することが困難な場合

⑵　上記⑴のイ又はロのいずれかに該当することの確認方法等については、前記4―6の⑵に準ずる。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平24第944号］

（適用法令に関する用語の意義）

5―1　法第5条第2号((保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物等の適用法令))に規定する｢保税蔵置場若しくは総合保税地域に置かれた外国貨物｣の意義は、前記4―1（課税物件の確定に関する用語の意義）の⑴に規定するところに従う。

［一部改正：平4第303号、平6第331号］

［関連：法第43条の3第1項］

（納税義務者に関する用語の意義）

6―1　法第6条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。

⑴　｢貨物を輸入する者｣とは、輸入取引（定率法第4条第1項に規定する輸入取引をいう。後記67―3―3の2において同じ。）により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（関税定率法施行令（昭和29年政令第155号）第7条第2項、第16条の2第2項、関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の5第2項等）においては、その該当者（以下｢限定申告者｣という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を｢輸入者｣という。）。

⑵　｢別段の規定｣とは、貨物を輸入する者以外の者が関税を納める義務を負うとする旨の規定（法第13条の3、第23条第6項、定率法第13条第7項、第15条第2項、暫定法第9条の2第7項）をいう。

［一部改正：昭61第587号、平2第294号、平3第231号、平7第297号、平11第254号、平12第235号、平19第420号、平27第33号、令5第592号］

［関連：関基7―1、7―2、定率基13―19、15―12］

（申告納税方式に関する用語の意義）

6の2―1　法第6条の2第1項第1号((申告納税方式))に規定する申告納税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。

⑴　｢申告に係る税額の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつた場合｣とは、関税の課税標準の計算、税率の適用、適用法令等について法律の規定に従わないで税額の計算が行われていた場合をいう。

⑵　｢その他当該税額が税関長の調査したところと異なる場合｣とは、申告に係る税額の計算は法律の規定に従つているが、その税額が税関長の調査したところと異なる場合をいい、例えば、次のような場合がこれに当たる。

イ　保税蔵置場又は総合保税地域に置かれた外国貨物について、輸入（納税）申告（輸入申告及び輸入申告に併せて行う納税申告（法第7条第1項((申告))に規定する申告をいう。以下同じ。))がなされた後、輸入の許可又は法第73条第1項((輸入の許可前における貨物の引取り))の規定による税関長の承認（以下｢輸入許可前引取りの承認｣という。）までの間に適用法令の改正があつたため、その納付すべき税額が、申告に係る税額と異なることとなつた場合

ロ　輸入（納税）申告がなされた後、輸入の許可又は輸入許可前引取りの承認までの間に輸入貨物が変質し、又は損傷したため、その納付すべき税額が申告に係る税額と異なることとなつた場合

［一部改正：平6第331号、平12第652号］

（賦課課税方式に関する用語の意義）

6の2―2　法第6条の2第1項第2号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。

⑴　同号ロに規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、前記4―5による。

⑵　同号ニに規定する｢一定の事実が生じた場合に直ちに徴収するものとされている関税｣とは、次のような関税をいう。

イ　定率法その他関税に関する法律の規定により条件付で関税が軽減又は免除された貨物の用途外使用等により徴収する関税（定率法第13条第7項、自家用自動車特例法第4条第1項から第3項まで等）

ロ　保税運送貨物が指定期間内に運送先に到着しなかったため徴収する関税及び船用品又は機用品が指定期間内に積み込まれなかったため徴収する関税（法第65条第１項、第65条の2第1項及び第23条第6項）

ハ　保税蔵置場等に置かれた貨物が亡失し又は滅却されたため徴収する関税、保税作業等のため保税地域外に出された貨物が指定期間を過ぎてもその出された場所にあるため徴収する関税、保税展示場に入れられた貨物が許可期間の満了等の後も搬出その他の措置がされないため徴収する関税、交付前郵便物（法第76条の2第1項に規定する交付前郵便物をいう。後記76の2―4―1、76の2―4―3及び76の2―4―4において同じ。）が亡失し又は滅却されたため徴収する関税（法第45条第１項（第36条、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）、第61条第5項（第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）第62条の5、第62条の6第１項及び第76条の2第1項）

ニ　収容公売貨物の代金その他の外国貨物の換価代金から徴収する関税及び領置物件又は差押物件の返還を受ける者等から徴収する関税（法第85条第1項（第88条において準用する場合を含む。）、第97条第3項及び第134条第4項から第6項まで）

ホ　犯罪貨物等を没収しない場合にその所有者等から徴収する関税（法第118条第5項及び第6項）

⑶　同号ホに規定する「関税に関する法律の規定により税額の確定が賦課課税方式によるものとされている関税」とは、次に掲げる関税をいう。

イ　地位協定特例法第12条第１項の規定の適用又は準用を受ける物品に対する関税（同条第2項及び国連軍協定特例法第4条）

ロ　日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例法に関する法律第4条第１項本文の規定の適用を受ける資材等又は製品等に対する関税（同条第3項）

⑷　令第3条第2項第3号にいう「外国貨物として使用しないこととなつたもの」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなったこと等の理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「不用船（機）用品」という。）又は船舶若しくは航空機のの資格内変（外国貿易船若しくは特殊船舶から沿海通航船への変更又は外国貿易機若しくは特殊航空機から国内航空機への変更をいう。以下同じ。）の際に残存する船用品若しくは機用品（以下「残存船（機）用品」という。）をいう。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平19第1207号、平20第1331号、平29第442号］

［関連：法第2条第1項第9号及び第10号、関基25―4～6、25―8、67―4―12］

（特殊な貨物についての税額の確定の方式）

6の2―3　自家用自動車特例法第4条第3項((一時輸入自動車等に係る輸入税の徴収))の規定により、保証団体から条約の規定に従つて徴収する関税については、賦課課税方式によつて納付すべき関税が確定するものとする。

第2節　申告納税方式による関税の確定

（納税申告をする義務のある者）

7―1　法第7条第1項((当初の納税申告))に規定する｢貨物を輸入しようとする者｣とは、法第6条((納税義務者))に規定する｢貨物を輸入する者｣をいい、その意義は、前記6―1（納税義務者に関する用語の意義）の⑴に規定するところに従う。したがつて、法第7条第1項に規定する納税申告は、貨物の輸入者がその名をもつて行うことが必要であるが、通関業者が輸入者の代理人として当該納税申告を行うことは、もとより妨げない。

［関連：通関業法第2条等、関基7―2、暫定基5―2、6―1、7―2、通関業基］

（通関業者による代理申告）

7―2　通関業者が輸入者の代理人として納税申告を行う場合の取扱いは、次による。

⑴　通関業者が、輸入者の代理人として納税申告を行うときは、輸入（納税）申告書等（「輸入（納税）申告書」（C―5020）又はC―5025―1又は特例申告書（後記7の2―1（特例申告の方法）に規定する特例申告書をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の｢輸入者｣欄に輸入者の住所、氏名及び電話番号を記載し、かつ、「代理人」欄に自己の住所、氏名及び電話番号を記載させる。

⑵　通関業者が代理申告をする場合には、必要があると認められる場合を除き、改めて委任の事実を証する書類（通関業法第22条第1項((記帳等))及び同法施行令（昭和42年政令第237号）第8条第2項第2号((書類の保存))の規定により、通関業者が保存することとされている輸入者からの委任の事実を証する書類（委任状、通関手続依頼書等））の提出を必要としない。

⑶　定率法等の規定により輸入申告者の資格が限定されている場合においても、通関業者による代理申告を妨げない（法律的には、限定申告者が貨物の輸入取引者たる商社等（以下「輸入取引者」という。）に輸入を依頼し、その輸入取引者が通関業者に通関を委任することによつて、復代理があつたものと解する。）が、この場合においては、輸入（納税）申告書等の「輸入者」欄の上位に限定申告者の住所、氏名及び電話番号を、その下位に輸入取引者の住所、氏名及び電話番号をそれぞれ記載するとともに、「代理人」欄に当該輸入取引者から通関手続の委任を受けた通関業者の住所、氏名及び電話番号を記載させる。

なお、この場合においては、限定申告者と輸入取引者との関係について、購入依頼書等の書類による確認を行うこととするが、継続して輸入申告される場合であつて、税関において支障がないと認めるときは、有効期限（2 年を限度とする。）を付した包括的な購入依頼の事実を証する書類（例えば、限定申告者が作成した輸入依頼商社の一覧表）を提出させることにより、個々の輸入申告の際の確認は省略して差し支えない。

［一部改正：昭57第623号、昭61第587号、昭63第1243号、平12第652号、平17第424号、平27第1360号、令3第504号］

［関連：通関業法、関基7―1、通関業基2―1］

（無税品についての納税申告）

7―3　法第7条第1項に規定する納税申告は、関税が無税とされている輸入貨物についても必要とされるものであるから、留意する。

（特例申告を除く納税申告の方法）

7―4　納税申告（特例申告（法第7条の2第2項に規定する特例申告をいう。以下同じ。）を除く。）は、令第４条第１項に規定する事項を記載した｢輸入（納税）申告書｣（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―1及びC―5025―2）3通（原本、許可書用、統計用）（「財務省の計算証明に関する指定」（平成29年会計検査院訓令29検第402号）別表第2の関税及び税関の徴収する内国消費税の項に該当する場合又は石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第15条の規定による承認を受けた者に係る原油等の輸入申告に係るものである場合には、それぞれ1通を加える。）を税関に提出することにより行うが、その申告が法第9条の2第1項及び第2項に規定する納期限の延長に係るものである場合にあっては、当該申告書に納期限延長に係る所要の事項を記載して提出する。

また、その申告に係る貨物について令第4条第1項第3号又は第4号に掲げる事項の申告を要する場合にあっては、当該申告書のほか後記7―9の規定に従い、評価申告書に所要の事項を記載して提出する。

(注)　関税及び税関の徴収する内国消費税に係る国税収納金整理資金徴収額計算書の証拠書類等の指定

イ　関税率表1品目に対する税額が300万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円）以上のもの

ロ　関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの

［一部改正：昭53第466号、昭55第1146号、昭61第587号、昭63第1243号、平2第294号、平12第652号、平13第4号、平15第1022号、平17第424号、平23第411号、平29第868号、令2第417号］

（輸入（納税）申告書の添付書類）

7―5　法第7条第1項の規定に基づく輸入（納税）申告書には、後記67―3―4（輸入申告書の添付書類）に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付させる。

⑴　計算書（ただし、あん分計算その他複雑な計算を要する貨物の場合に限る。）

⑵　納付書（C―1010）（法第9条の2第2項の規定に基づき納期限を延長する場合及び法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合を除く。）

⑶　延長税額確認票（C―1008）（法第9条の2第2項の規定に基づき納期限を延長する場合に限る。）

［一部改正：昭63第1243号、平7第200号、平7第886号、平16第286号］

［関連：規則第1条］

（輸入（納税）申告書の受理及び審査）

7―6　輸入（納税）申告書の受理及び審査に関する取扱いは、次による。

⑴　輸入（納税）申告書を受理したときは、申告書下欄の｢受理｣欄に受理印（C―5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の下欄の｢審査｣欄に審査印（C―5000）を押なつする。

⑵　輸入（納税）申告書に添付された納付書等の処理

イ　輸入（納税）申告書（下記ロ又はハに掲げるものを除く。）の審査が終了したときは、申告書に添付された納付書と申告書の税額を対査するほか、納付書に記載された納税義務者、所属年度、税目等についても審査を行い、納付書の第3片（領収済通知書用）の｢納付の目的｣欄の下部余白に審査印を押なつするとともに、納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用）を申告者に返付し、納付書第4片（税関用）を収納担当部門に回付する。ただし、法第9条の2第1項又は第2項の規定による納期限の延長に係る税額がある場合には、下記ニ又はホによる。

ロ　包括審査済貨物に係る輸入（納税）申告書を受理したときは、納付書の第1片から第3片までを申告者に返付する。

なお、この場合において、納付書と申告書との税額の対査等は、上記イと同様に処理する。

ハ　輸入（納税）申告書を簡易審査により処理する場合において、輸入者等が貨物の早期引取りを希望するときは、納付書と申告書の税額の対査等を行つた上、上記ロの取扱いをして差し支えない。

ニ　法第9条の2第1項に規定する納期限の延長に係る輸入（納税）申告書にあつては、申告書に添付された納付書と申告書の納期限延長に係る税額とを対査するほか、上記イに準じた審査を行い、納付書の第3片（領収済通知書用）の｢納付の目的｣欄の下部余白に審査印を押なつするとともに、納付書の第1片から第4片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書、税関用）を収納担当部門に回付する。

ホ　法第9条の2第2項に規定する納期限の延長に係る輸入（納税）申告書にあつては、申告書に添付された延長税額確認票と申告書の納期限延長に係る税額等とを対査し、延長税額確認票の｢受理｣欄に審査印を押なつし、延長税額確認票第1片（納税者交付用）及び第2片（税関用）を収納担当部門に回付する。

ヘ　収納担当部門に回付する納付書第4片又は延長税額確認票第2片が消費税及び地方消費税に係るものである場合には、当該第4片又は第2片の裏面に、消費税額、地方消費税額及び地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の78第1項((地方消費税の納税義務者等))に規定する保税地域所在の都道府県（同条第6項及び第7項の規定の適用がある場合は、当該税関長の所属する税関所在の都道府県）を記載する。

ト　上記イからニまでにおいて、申告者が、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付することを希望する場合には、輸入（納税）申告書への納付書の添付はなく、上記イからニまでに規定する納付書と申告書との対査等は、これらの規定にかかわらず、要しないので留意する。

この場合においては、輸入（納税）申告書の上部余白に当該納付を行いたい旨の付記があることを確認し、当該申告書を収納担当部門に回付するとともに、収納担当部門において、申告者に対し当該納付に必要な「納付番号通知情報」を通知するものとする。

⑶　上記⑵（ホを除く）により回付された納付書第4片（税関用）は、整理資金規則第22条第1項((資金徴収簿))に規定する資金徴収簿及び同条第3項((特定地方税収納管理簿))に規定する特別地方税収納管理簿（以下｢収納管理簿｣という。）として使用するものとする。

この場合においては、当該納付書第4片（税関用）の｢年月日｣欄に審査印を押なつすることをもつて整理資金規則第23条第1項((徴収決定額の登記))に規定する徴収決定済額の登記とする。

なお、4月1日から整理資金法第14条第1項((歳入への組入れ))に規程する国税収納金等の整理期限までの間（以下この項において｢整理期間｣という。）に調査決定した輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る輸入（納税）申告書に添付されている納付書のうち、整理期間前に納税義務が成立したものについては、審査印の押なつに際し、所属会計年度への振分けを容易にするため、当該申告書以外の申告書に係る納付書への審査印の押なつと異なる箇所に押なつし、当該税額を徴収決定済額として、調査決定年月日別に前年度本年4月分又は5月分の合計徴収簿に登記する。

⑷　上記⑵のホにより回付された延長税額確認票の第2片（税関用）及び後記9の2―3の納付書の第4片（税関用）を併せて整理資金規則第22条第1項に規定する資金徴収簿及び同条第3項に規定する収納管理簿として使用する。

この場合においては、当該延長税額確認票第2片（税関用）の｢確認｣欄に審査印を押なつすることをもつて整理資金規則第23条第1項に規定する徴収決定済額の登記とする。

なお、後記9の2―3の納付明細書は、整理資金規則第22条第1項に規定する資金徴収簿の補助簿として使用する。

［一部改正：昭57第605号、昭58第595号、昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号、平12第235号、平16第286号］

［関連：平12蔵関第247号（輸入通関事務処理体制について）］

（輸入（納税）申告書の撤回）

7―7　第7条第2項の規定により提出することとされている輸入（納税）申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し（法第75条の積戻しをいう。以下同じ。）又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があった場合の取扱いは、次による。なお、納税に関する申告に誤りがありこれを是正する必要がある場合には、法第7条の14又は第7条の15若しくは第7条の16の規定に基づき行うこととなる。したがって、納税に関する申告を是正する必要があるとの理由（加算税に係る賦課決定を回避することを目的とするものを含む。）のみによる申告書の撤回は認められないので、留意する。

⑴　関税の納付を要する貨物については、当該関税の納期限の延長がされないものにあつては、その納付の前、法第9条の2第1項又は第2項の規定に基づき関税の納期限が延長されるものにあつては、延長される関税額又は特別月における延長の通知を受けた関税額の累計額が、提供された担保の額を超えない範囲内であることの確認（以下、納期限の延長に係るものにあたつては｢担保枠の確認｣という。）の前に限り、その撤回を認めて差し支えない。

ただし、申告に係る貨物の積戻しをするときにおいては、輸入の許可前であれば、その撤回を認めて差し支えない。

⑵　輸入許可前引取りの承認が行われた貨物については、原則としてその撤回を認めないものとするが、輸入の許可までに違約品であることが判明した場合には、輸入申告の撤回を認めても差し支えない。

⑶　輸入（納税）申告書の撤回は、申告撤回理由等を記載した「輸入（納税）申告撤回申出書」（C―5245）１通を当該輸入（納税）申告を行った税関官署に提出して行わせるものとする。

なお、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものとする。

［一部改正：昭63第1243号、平9第828号、平11第254号、平12第652号、平13第255号、平13第439号、平15第346号、平16第349号、平29第570号］

（評価申告の種類）

7―8　個別申告とは、個々の納税申告において令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第１項第11号若しくは第12号に掲げる事項を記載した評価申告書を提出することにより行われる申告をいい、個別申告書とは個別申告のために提出する評価申告書をいう。

また、包括申告とは、令第4条第3項（令第4条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定により、あらかじめ包括申告書を提出して行われる申告をいう。

［全部改正：平23第411号］

［一部改正：平24第321号、令3第900号］

（評価申告書の提出の方法等）

7―9　包括申告書又は個別申告書の提出の方法等は、次による。

⑴　貨物を輸入しようとする者（以下「輸入者」という。）が包括申告書又は個別申告書を提出する場合、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める評価申告書を使用する。

イ　定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価（個別･包括）申告書Ⅰ」（C―5300）（以下「評価申告書Ⅰ」という。）を使用する。

ロ　定率法第４条の２から第４条の６までの規定のいずれかにより、課税価格を計算する場合には、「輸入貨物の評価（個別･包括）申告書Ⅱ」（C―5310）（以下「評価申告書Ⅱ」という。）を使用する。

ハ　上記イの評価申告書Ⅰにより課税価格を計算することとなっている貨物について、定率法第4条の5又は第4条の6の規定を適用するときは、評価申告書Ⅰ及びⅡの双方を使用する。

⑵　包括申告書又は個別申告書の提出の時期、提出先及び提出部数は、次による。

なお、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置かれる貨物（全量積戻しされることが明らかな貨物を除く。）については、なるべくその蔵入れ、移入れ若しくは総保入れの承認の申請の時又はそれ以前に評価申告書を提出させるよう指導する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価申告書のの種類 | 提出の時期 | 提出先 | 提出部数 |
| 包括申告書 | 輸入（納税）申告書等の提出以前 | 貨物の主要な輸入申告予定官署 | 2部（原本及び申告者交付用） |
| 個別申告書 | 輸入（納税）申告書等の提出と同時 | 納税申告官署 | 1部 |

⑶　提出される仕入書、運賃明細書等により課税価格の計算の基礎が明らかである場合のほか、次に掲げる場合においては、評価申告書の提出を要しない。

イ　納税申告に係る貨物の関税が無税（免税を含む。）又は従量税である場合

ロ　納税申告に係る貨物の仕入書ごとの課税価格の総額が100万円以下である場合。ただし、その貨物が、次のいずれかに該当する場合を除く。

　同一人との間に継続して行われる輸入取引に係るもの

　一契約の契約価格が100 万円を超える輸入取引に係る貨物を分割したもの

　その他課税価格の決定のために税関長が必要と認めるもの

⑷　上記 ロの規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、評価申告書Ⅱの提出を省略して差し支えない。

イ 評価申告書Ⅰ及びⅡの双方の提出を要する場合において、評価申告書Ⅱに記載すべき課税価格の計算の基礎を評価申告書Ⅰ（添付する計算書を含む。）に記載することができるとき

ロ 税関長が課税価格及び税額の調査のため、その提出がなくても支障がないと認めるとき（例えば、無償貨物であるが仕入書等の書類により課税価格の計算ができる場合）

⑸　次の場合には、一つの包括申告書として受理することを認めることとする。

イ　輸入貨物の税番は異なるが、輸入者、貨物を輸出しようとする者（以下「輸出者」という。）及び課税価格の計算方法が同一である場合

ロ　輸出を委託する者が複数存在するが、輸入者、輸出者及び課税価格の計算方法が同一である場合

ハ　定率法施行令第1条の8に規定する特殊関係にある輸出者が複数存在し、輸入者及び課税価格の計算方法が同一である場合

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1146号、昭61第110号、平4第303号、平6第331号、平6第710号、平11第800号、平12第652号、平21第368号、平23第411号、平29第570号］

（評価申告書の提出を要しない場合）

7―10　評価申告書には、課税価格の計算の基礎を明らかにする関係書類その他当該基礎に係る事実関係を証明できる書類（例えば、輸入貨物に係る取引の事実関係、費用の支払等を証明できる契約書、請求書、価格表等）を添付する。

［全部改正：平23第411号］

（評価申告書の受理及び審査）

7―11　評価申告書の受理及び審査は、次による。

⑴　包括申告書の受理

包括申告書が提出された場合には、記載漏れがないこと、必要な書類が添付されていること等を確認して受理する。包括申告書を受理したときは、当該包括申告書の「受理」欄に受理印（C―5000）を押なつするとともに、「包括申告受理番号又は輸入申告番号」欄に、包括申告受理番号を記入する。

なお、記載漏れがある場合には、輸入者に対して記載するよう求め、必要な書類が添付されていない場合には、当該書類を提出するよう求める。

⑵　包括申告書の審査

包括申告書を受理した場合には、提出された書類その他の関係書類等に基づき、法令の規定に照らして記載内容が適切であることを審査する。記載内容が適切でないときは、輸入者に対して補正を求めるものとし、審査のために必要な書類が不足しているときは、相当の期間を定めて、当該書類を提出するように通知する。

審査を終えたときは、包括申告書の「審査」の欄に審査印（C―5000、以下同じ。）を押なつし、１部に「交付用」と記入し、輸入者に交付する。

⑶　標準処理期間

原則として、包括申告書を受理してから30 日以内の極力早期に上記の審査を終了するように努めるものとする。ただし、当該期間には、包括申告書の補正を求めた日から当該包括申告書が補正された日までの期間、及び審査のために必要な書類の提出を求めた日から当該書類の提出がなされた日までの期間を含まないものとする。

⑷　個別申告書の受理及び審査

個別申告書が提出された場合には、上記 に準じて確認し、個別申告書を受理する。個別申告書を受理した後には、上記 に準じて審査し、審査を終えたときには、納税申告書に添付するものとする。

［全部改正：平23第411号］

（評価申告書を審査未了として交付する場合の取扱い）

7―12　前記7―11の⑵に規定する包括申告書の審査において、次のような事情があり、審査を終了することができない場合には、包括申告書の「審査」の欄に審査印を押なつすることなく、「審査未了」と記載し、交付する。

⑴　審査のために必要な書類が相当の期間内に提出されない場合で、申告が法令の規定に従ってなされているかどうか確認できないとき

⑵　審査において、課税価格の計算に係る法令の適用等について疑義があり、輸入者による説明及び提出書類によっても当該疑義が解明されないとき

当該包括申告書を交付する場合には、適宜の様式に審査未了となった理由を記載し、添付するとともに、当該包括申告書に記載された内容で納税申告がなされた場合には、税関長の調査により税額等を更正することがある旨を輸入者に通知する。

前記7―11の⑷に規定する個別申告書の審査を終了できない場合も、上記に準じて取り扱うものとする。

［全部改正：平23第411号］

（包括申告書の変更届）

7―13　令第4条第5項（令第4条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定による包括申告書の記載事項の変更の届出は、次により行うものとする。

⑴　変更の届出の方法

次の場合、輸入者は｢評価（包括）申告書記載事項の一部変更届｣(C―5320）２部（原本、交付用）を提出する。

イ　当該変更が包括申告書の上部枠内の欄の記載事項に係るもの（例えば、品名の一部追加若しくは抹消又は輸入者の住所若しくは名称等の変更）である場合その他当該変更の内容が簡易のものである場合

ロ　包括申告書に添付して提出した書類（例えば、価格表）の内容に変更が生じ、かつ、当該包括申告書の記載事項に変更のない場合（上記イの場合を除く。）

上記イ又はロ以外の場合には、変更後の内容に基づき、「輸入貨物の評価（個別･包括）申告書Ⅰ」（C―5300）又は「輸入貨物の評価（個別･包括）申告書Ⅱ」（C―5310）2部をあて先税関へ提出するものとする。

なお、関係税関のみの変更があったときは、当該変更の届出は要しないものとする。

⑵　変更届の添付書類

変更届の添付書類は、前記7―10に準ずる。

⑶　変更届の受理及び審査

変更届の受理及び審査は、前記7―11⑴及び⑵に準じて行う。

⑷　標準処理期間

変更届の標準処理期間は、前記7―11⑶に準ずる。

⑸　変更届を審査未了として交付する場合の取扱い

前記7―12に準ずる。

［一部改正：昭48第1000号、昭50第379号、昭55第1146号、昭61第110号（項番号7―13―1を変更）、平11第800号、平12第652号、平21第368号、平23第411号］

（包括申告書のあて先税関を変更する場合の取扱い）

7―14　令第4条第3項に規定する包括申告書（以下この項、後記7―16（評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い）及び7―21（個別評価申告書の事前審査の手続等）において「包括申告書」という。）を提出していたが、当該包括申告書を提出した税関での輸入がなくなり、他の税関で継続輸入されることとなった場合その他これに準ずる場合において、輸入者が当該包括申告書のあて先税関を他の税関に変更することを希望するときは、当該包括申告書を後記7―15((包括申告書の撤回))により撤回を求めた上、当該他の税関に対し新たに包括申告書を提出するよう求める。

なお、当初の包括申告書を受理した税関は、その撤回後遅滞なく当該包括申告書その他の関係書類のそれぞれの写しを変更後のあて先税関に送付する。

［追加：昭55第1146号］

［一部改正：昭61第110号（項番号7―13―2を変更）、昭61第587号（項番号7―13の2を変更）、平12第652号、平21第368号］

（包括申告書の撤回）

7―15　包括申告書の提出後において、その申告に係る貨物の取引がなくなり、又は長期間にわたりその貨物の輸入の申告がないことになったときは、包括申告書の提出先税関に対して、その包括申告書を撤回する旨の申出を行う。

［一部改正：昭61第110号、昭61第587号（項番号7―14を変更）、平21第368号］

（評価申告の再審査等の結果行う更正等の取扱い）

7―16　評価申告の再審査等の結果、申告内容が正当でないことが判明した場合等における既往の納税申告に係る課税標準及び税額の更正等の取扱いは、次による。

⑴　包括申告書が提出されている場合の取扱い

イ　包括申告書が提出されている場合において、当該包括申告書の再審査又は事後調査等の結果、当該包括申告書の記載事項（税額の計算に影響を及ぼす事項に限る。）が正当に表示されていない（当該包括申告書の提出後その記載事項に変更があった場合を含む。）ことが判明したときは、当該包括申告書に係る個々の納税申告で当該記載事項が正当に表示されていないこととなった日以後の日を法第5条に規定する日（以下この項において｢法令適用の日｣という。）とするものについて、その課税標準及び税額（以下この項において｢税額等｣という。）を更正し、又はこれを修正する申告を求めるものとする。

ロ　上記イの場合において、次の各号のいずれかの場合に該当するときは、当該各号に定めるところにより処理するものとする。

　当該包括申告書の提出後における税関の取扱いの変更により、提出時には正当表示されていた記載事項が正当でなくなった場合又は提出時には申告を要しなかった事項が申告を要する事項となった場合 当該税関の取扱いの変更の日以後の日を法令適用の日とする納税申告について、上記イの処理を行う。

　その他当該記載事項が正当に表示されていないこととなった日以後の日を法令適用の日とする納税申告について上記イの処理を行うことが著しく不適当であると認められる場合　上記イにかかわらず、当該記載事項が正当に表示されていないことが判明した日以後の日を法令適用の日とする納税申告について、上記イの処理を行う。

⑵　包括申告書が提出されていない場合の取扱い

令第4条第3項の規定により包括申告書を提出することができる場合であるにもかかわらず包括申告書が提出されていない場合（前記7―9⑶の規定により提出されていない場合を含む。）において、同条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項につき個々の輸入申告においても申告されておらず、又は正当に申告されていないことが判明したときは、当該個々の納税申告について上記⑴に準じて処理するものとする。

⑶　事前審査を受けた個別申告書が提出されている場合の取扱い

後記7―20の規定による事前審査を受けた個別評価申告書（以下この項において｢個別申告書｣という。）が提出されている場合において、令第4条第1項第3号若しくは第4号又は令第4条の2第1項第10号若しくは第11号に掲げる事項につき、正当に申告されていないことが判明したときは、当該個別申告書に係る納税申告について上記⑴に準じて処理するものとする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平12第652号、平16第349号、平21第368号、平24第202号、令3第262号］

（納税申告等に係る事前教示）

7―17　法第7条第3項の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めることをいう。以下この項、7―18から7―19の3―2まで及び7―22において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、7―18から7―19の3―2まで及び7―22において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、7―18 から7―19―2 までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」という。）又は原産地に関する照会があった場合には、後記7―19―2に従い、回答するものとし、減免税の適用の可否に関する照会があった場合には、後記7―19の5―2に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。

⑴　文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、7―18から7―19―2 までにおいて「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第70条((証明又は確認))に規定する他の法令（以下この項、7―18から7―19―2までにおいて「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭又は電子メールによる回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。

⑵　文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。

なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記7―18（事前照会に対する文書回答の手続等）、7―19―1（事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7―19―2（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、関税評価に係るものについては後記7―19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）、7―19の3―1（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7―19の3―2（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、減免税の適用の可否に係るものについては後記7―19の4（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）、7―19の5―1（減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7―19の5―2（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）によるものとする。

[全部改正：平19第519号］

[一部改正：平19第893号、平25第222号、平26第485号、平27第702号］

（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）

7―18　文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7―19―2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。

⑴　照会者

照会は、輸入しようとする貨物の輸入者若しくは輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人に行わせるものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記⑶から⑽までの手続の対象とするものとする。

イ　架空の貨物に係る照会ではなく、具体的な貨物に係る照会であること

ロ　照会者が下記⑶のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること

ハ　上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること

　照会者及びその利害関係者が、照会に係る貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る紛争等が生じているもの

　のほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの

⑶　受理

イ　照会文書の受付窓口

照会は、原則として、税関の本関において受け付けるものとする。ただし、照会者が遠隔の地にある者等の場合には、署所で受け付けて差し支えない。

ロ　提出書類等

照会は、次に掲げる書類等各1通を提出させることにより行わせる。なお、照会者が郵便、信書便、宅配便その他これらに準ずる方法により提出することを希望する場合について、税関が受け付けることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められるときには、これらの方法により税関の本関に提出することを認めて差し支えない。

　照会者が次のⅰからⅹまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書」（C―1000）又は「事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C―1000―2）（以下この項において「照会書」という。）

ⅰ　照会内容

ⅱ　照会に係る貨物の製造地及び製造者、品名、商品の名称及び分類についての統一システム（以下「統一システム」という。）の関税分類番号（原産地に関する照会の場合に限る。）、銘柄及び型番並びに貨物の説明

ⅲ　照会に係る貨物の単価（原産地に関する照会の場合を除く。）

ⅳ　照会に係る貨物の輸入予定官署

ⅴ　照会に係る貨物の輸入契約の時期、輸入の予定時期、数量及び金額並びに特別注文、投資又は長期契約の予定の有無

ⅵ　照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無

ⅶ　照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会者の意見の有無及び意見を有する場合には照会者の意見

ⅷ　下記の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否

ⅸ　照会内容及び回答内容について、非公開期間の要否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間（180日を超えない期間とする。）

ⅹ　照会者が上記⑴に該当する者であること及び照会が上記⑵のイからハまでに該当することの確認

(注１)　照会書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、上記ⅰからⅹまで（原産地に係る照会についてはⅲを除く。）の事項を記載した適宜の様式による照会文書によることとして差し支えない。

(注2)　一の照会書につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。

(注3)　関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載させるものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を記載させ、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。

なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。

(注4)　照会者が貨物の概要及び回答内容が下記記⑹のイからヘまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載させるものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。

(注５)　記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付させるものとする。

　見本又はこれに代わる写真、図面その他参考となるべき資料

(注1)　 参考資料の要求は必要最小限にとどめるものとする。

(注2)　参考資料の返却の要否について照会書に記載されていることを確認するものとする。なお、返却する場合には輸入申告された貨物との同一性確認の観点から、当該返却する資料について複写、写真等により記録にとどめるものとする。

ハ　受理時の形式審査事務

照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて検討部門（関税率表適用上の所属区分等に関する照会については首席関税鑑査官（首席関税鑑査官を置かない税関にあっては関税鑑査官。以下この項、7―19―1、7―19―2及び7―22において「首席関税鑑査官等」という。）を、原産地に関する照会については首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項、7－19－1、7－19－2及び7－22において「首席原産地調査官等」という。）をいう。）と原産地調査官をいう。以下この項において同じ。）と協議の上、この事務を行うものとする。

　照会応答担当者は、受理に際し、照会書の記載事項及び参考資料に不備がないことを確認する。

　照会応答担当者は、照会書の記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。

なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載し照会書を返付することにより行うこととする。

　照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明するとともに、下記ⅰからⅳまでに掲げる事項（原産地に関する照会である場合はⅳに掲げる事項を除く。）を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について確認するものとする。

ⅰ　事前教示回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない旨

ⅱ　架空の貨物に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨

ⅲ　照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならない旨

(注)　照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合には、下記⑻により処理することとなる。

ⅳ　回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨

ニ　提出書類の検討部門への送付

署所の照会応答担当者は、提出された上記ロの及びの書類を検討部門へ直ちに送付するものとする。

⑷　受理後の処理

イ　検討部門の事務処理

検討部門は、上記⑶により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。

　提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定するに当たって、下記ハの検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。

　審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。

ⅰ　「事前教示に係る補足説明書」（C―1002）（以下この項において「補足説明書」という。）の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。

ⅱ　照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。

補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書とともに保管するものとする。

なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。

また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。

　上記及びの検討の結果をもとに、回答書（案）を作成し、照会書の記載事項についてシステムに入力するとともに、照会書及び照会者が提供した当該貨物に係る資料、意見その他の当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定に必要と認められる事項等を電磁的記録として登録し、回答書（案）の登録を行うことにより総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議するものとする。ただし、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。

(注1)　照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を回答書（案）に明示するものとする。

(注2)　内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に関する照会については、可能な場合に限り、税関限りの意見に基づく情報として回答を行うものとする。

(注3)　「関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。

①　受理税関又は受理税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物

②　照会者が税関と異なる意見を有し、慎重に検討する必要があると認められる貨物

③　新規に輸入される貨物であって、関税率表適用上の所属区分等又は原産地の決定が困難なもの

④　従前に回答した関税率表適用上の所属区分等又は原産地について疑義が生じ、これと異なる関税率表適用上の所属区分等又は原産地を回答することについて検討する必要があると認められる貨物

⑤　その他関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる貨物

　上記により総括関税鑑査官又は総括原産地調査官へ協議した回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から修正の指示を受けた場合には、修正を行い、システム登録された内容の変更登録を行うものとする。

ロ　総括関税鑑査官及び総括原産地調査官の事務処理

上記イにより検討部門からシステム登録された事前教示照会（税関限りで処理されたものを除く。）及び回答書（案）について、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、次のとおり処理するものとする。

　検討部門からシステム登録された照会書及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地の検討を直ちに行うものとする。

なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。

　上記により得られた結果については、次のとおり処理を行う。

回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、システムに協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知するものとする。

回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、協議を終了する登録を行うことにより、検討部門に通知し、更に修正を必要とする場合は、再度検討部門に対して修正を指示し、システムに再検討を指示する登録を行うものとする。

　当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。

ハ　検討期間

検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから30　日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。

ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。

　回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間

　守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会してから回答があるまでの期間その他技術的事項の検証のために必要な期間。

（注）30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イののとおり、速やかに照会者に通知するものとする。

⑸　文書回答手続等

照会に対する文書回答手続等は、次による。

イ　文書回答の対象とならない場合

検討部門は、上記⑶により受理し、又は署所から送付を受けた照会について受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ（通知）」（C―1000―10）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記⑷のイののiにより照会者に対して、書面により期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。

ロ　文書回答の対象となる照会に対する回答書の交付等

　検討部門は、照会の内容が文書回答の対象となる場合には、上記⑷により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C―1000―1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C―1000―3）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付して差し支えない。

(注)　回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は次のとおりとする。

ⅰ　関税率表適用上の所属区分等に関する照会

システムにより付与された登録番号を付するものとする。

ⅱ　原産地に関する照会

総括原産地調査官から付与される登録番号を付するものとする。

　回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。

また、関税率表適用上の所属区分等に関する照会である場合には、当該回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨説明するものとする。

(注)　回答書を送達する場合には、併せて、照会者に対し上記の事項が回答書に記載されている旨の通知を行うものとする。

⑹　公開

関税率表適用上の所属区分等の適用及び原産地認定の透明性の向上を図っていく観点から、照会貨物の内容及び回答の内容は、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。

イ　照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

ロ　照会対象となった貨物の照会内容のうち成分割合に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

ハ　照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

ニ　照会対象となった貨物がまだ計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

ホ　照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合

ヘ　その他非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合

⑺　変更及び撤回

イ　法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）及び通達（関税率表解説（令和3年11月30日財関第866号）及び分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。

　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、以前に行った関税率表適用上の所属区分等に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）又は原産地に関する事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を検討し、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。

　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。

ⅰ　法令又は通達の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C―1000―1）又は「事前教示回答書（変更通知書兼用）（原産地回答用）」（C―1000―3）（以下この項において「変更通知書」という。）の「分類理由」欄又は「原産地認定理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。

(注)　関税率表適用上の所属区分等に関する照会に係る回答書で、当該変更が分類解釈の変更として処理されるものであったときは「分類解釈の変更」と明記するものとする。

さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。

ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3月を経過する日までを限度とする。）及び通関予定官署名等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。

ⅱ　その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る貨物の新たな関税率表適用上の所属区分その他必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。

なお、上記ⅰにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記ⅱにより発出した事前教示回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記ⅰ又はⅱによるものとする。

ロ　法令又は通達の改正により、改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から３年以内のものに限る。）が影響を受ける場合は、上記イ及びのⅰ（のⅰただし書を除く。）の手続に準じて処理する。

⑻　意見の申出

イ　文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における関税率表適用上の所属区分若しくは統計品目番号又は原産地（以下⑻において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して2月以内に、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書」（C―1001）（以下この項において「申出書」という。）1通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。

(注1)　申出書を使用しないことについてやむを得ない理由があると認められる場合には、意見の申出を行う回答書の登録（受付）番号、意見の申出を行う再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した適宜の様式による文書を提出させることにより申出を行わせることとし、適宜の様式による回答に係る文書により回答するものとする。この場合にあっては、当該回答に係る文書には、原則として、当該適宜の様式による申出に係る文書に記載された必要事項を転記するほか、申出書の注意事項を適宜付記しておくものとする。

(注2)　申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。上記（注1）により適宜の様式による申出に係る文書を提出させる場合においても、これに準じて取り扱うものとする。

ロ　申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、総括関税鑑査官及び他関の首席関税鑑査官等又は総括原産地調査官他関の首席原産地調査官等へ意見の申出が提出された旨連絡するものとする。

また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に送付するものとする。

ハ　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。

ニ　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな全国共通の登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同時に、その他の税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等にも送付するものとする。

当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。

ホ　申出書を受け付けた検討部門は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。

なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記⑺に準じて変更通知書又は回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。

当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等へ、その旨連絡するものとする。

ヘ　検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。

ただし、当該期間には、上記⑷のハただし書に規定する期間は含めないものとする。

⑼　輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い

輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。

イ　輸入（納税）申告書に、上記⑸のロ若しくは上記⑺のイののⅱにより申告者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記⑺のイののⅰ（上記⑻のホにおいて準用する場合を含む。）により申告者に対して交付若しくは送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記⑺のイ（上記⑻のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。

なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等を通じて行うものとする。

ロ　次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。

　その発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過した回答書等

　輸入貨物の貨物説明と合致しない貨物説明（上記(4)のイの(ﾛ)に 規定する補足説明及び上記⑷のイのの(注1)により明示された 条件を含む。）に基づく回答書等（この場合における貨物説明と は、輸入貨物の適正な関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計 品目番号又は原産地を決定するための前提となる事項をいう。）

　法令又は通達の改正により、参考とならなくなった回答書等

　法令又は通達の適用を誤った回答書等

　上記からまでのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。

ⅰ　上記⑺のイ（上記⑻のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等

ただし、上記⑺のイののⅰただし書（上記⑻のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記⑺のイののⅰただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告されたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。

なお、当該申告以降において輸入申告が予定されていない場合又は上記⑺のイののⅰただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量がなくなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。

ⅱ　変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記⑹のイののⅰただし書に準じて申告者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記ⅰのただし書に準じて取り扱うものとする。）

⑽　その他

イ　各税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、取り扱った事前教示に関する照会が、上記⑵に該当しない照会であったときは、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等に文書その他適宜の方法により通報するものとする。

ロ　交付済又は送達済の回答書の写し及び変更通知書の写し等は、見本その他の参考資料とともに保管するものとし、既に変更通知書が交付又は送達され失効した回答書の写し等は失効したことがわかるように保管するものとする。

[全部改正：平19第519号］

[一部改正：平20第255号、平20第346号、平24第321号、平25第222号、平28第782号、平28第1598号、平29第868号、平30第1692号、令2第1118号、令3第498号、令3第919号、令4第468号、令5第272号、令5第592号］

（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）

7―19―1　口頭による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。

⑴　照会者

照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人に行わせるものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

照会者が口頭により回答を希望する関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、次の要件の全てを満たす照会を、下記⑶及び⑷の手続の対象とするものとする。

イ　架空の貨物に係る照会ではなく、具体的な貨物に係る照会であること

ロ　照会者が、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提示が行われること

ハ　上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること

　照会に係る貨物について、当該照会者及びその利害関係者が当該貨物について不服申立て又は訴訟中である等、関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る紛争等が生じているもの

　照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行わせることが相当と判断されるもの

　及びのほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの

⑶　照会に対する口頭による回答

イ　関税率表適用上の所属区分等又は原産地について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。また、当該聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の関税率表適用上の所属区分等又は原産地について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて自関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等を通じ、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとする。

　照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別

　照会に係る貨物の説明及び照会者の意見

　照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入予定官署

　その他参考となる資料の有無

(注1）照会に係る貨物の特性等に鑑み、特定の条件を付して回答することが適当かつ可能と認められる場合には、回答に当たり、当該条件を伝えるものとする。

(注2）照会に係る貨物の説明について、関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に聴取するものとする。また、照会者に意見があるときは、当該意見を聴取し、必要に応じ、その根拠等について説明を受けるものとする。

なお、提示された条件では、該当する関税率表適用上の所属区分等又は原産地が決められない等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している条件について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。

ロ　輸入申告に際して行われる照会は、可能な限り当該貨物に係る後記67―3―4（輸入申告書の添付書類）の添付書類を提示することにより行わせ、また、必要に応じて後記67―3―9（事前検査）により貨物確認を行った上、回答を行うものとする。

ハ　原則として、本関において回答を行うものとするが、遠隔地の署所においては、本関と協議の上、処理することができるものとする。ただし、回答すべき内容が簡易な場合には、回答を求められた署所が回答することとして差し支えない。

ニ　回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。

　口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合には、前記7―18の手続により、文書による回答を求める必要がある旨。

　関税率表適用上の所属区分等に関する照会である場合には、回答のうち、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨

　照会に対する口頭回答は、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできない旨

　架空の貨物に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨

ホ　口頭により回答を行った場合において、当該回答を変更し、又は撤回する必要があると認められるときは、照会者に対し、口頭によりその旨連絡するように努めるものとする。

⑷　その他

イ　回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票」（C―1000―4）（関税率表適用上の所属区分等の場合）又は「口頭照会に対する回答記録票（原産地用）」（C―1000―5）（原産地の場合）にとどめるものとする。

ロ　照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。

[全部改正：平19第519号］

[一部改正：平23第411号、平25第222号（項番号7―19を変更）、平29第868号］

（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）

7―19―2　インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については、次による。

⑴　照会者

照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の製法、性状等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会で、前記7―19―1の⑵のイからハまでの要件の全てを満たす照会を、下記⑶から⑸までの手続の対象とするものとする。

⑶　受付

イ　照会の受付窓口

照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地が判明している場合には、原則として当該輸入予定地を管轄する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等において受け付けるものとする。

ロ　照会の方法

インターネットによる関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。

　照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別

　照会に係る貨物の説明及び照会者の意見

　照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入予定官署

　その他参考となる資料の有無

ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書」（C―1000―13）又は「インターネットによる事前教示に関する照会書（原産地照会用）」（C―1000―16）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。

（注１）　一の照会につき一品目の事前教示とする（セット物品を除く。）。

（注２）　関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、成分割合、性状、構造、機能、用途、包装等の事項又は原産地を認定するために必要があると認められる関係する国における加工及び製造並びに非原産材料に関する事項については詳細に記載するものとする。

（注３）　照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7―18の⑹のイからヘまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする　。

（注４）　照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。

⑷　照会に対する回答等

インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信すること等により行う。なお、関税率表適用上の所属区分等又は原産地を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適当でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適当と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7―19―1の⑶及び⑷の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7―19―1の⑶のニのからまでの、原産地に関する照会については前記7―19―1の⑶のニの及びの注意事項を必ず連絡するものとする。

上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記⑸による。

⑸　文書による照会に準じた取扱いへの切替え等

イ　切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。

ロ　上記イの照会のうち、具体的な貨物に係る照会であり、見本の提出を要することなく、一の関税率表適用上の所属区分及び一の統計品目番号又は一の原産地について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。

なお、首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。

ハ　切替えを行う場合の手続等については、次による。

　切替えを行うときは、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。

　切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記7―18の⑷から⑽までの規定による。なお、前記7―18の⑷のイのの規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7―18の⑷のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7―18の⑺のイのの規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。

回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。

ニ　切替えを行わない場合の手続等については、次による。

　「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前照会回答書兼用）」（C―1000―15）又は「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（原産地回答用）」（C―1000―18）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。

　その他の具体的な手続等については、前記7―19―1の⑶及び⑷の規定を準用する。なお、回答を行う際には、関税率表適用上の所属区分等に関する照会については前記7―19―1の⑶のニのからまでの、原産地に関する照会については前記7―19―1の⑶のニの及びの注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。

[追加：平25第222号］

[一部改正：平25第993号、平28第782号、平29第868号、令2第1118号、令4第468号、令5第272号、令5第592号］

（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）

7―19の2　文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7―19の3―2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。

⑴　照会者

照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者が行うものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

輸入される貨物の関税評価に係る法令の解釈、適用その他関税評価上の取扱い（以下この項において「法令の解釈等」という。）に関する照会で、次の要件のすべてを満たすときに、文書回答を行うこととする。

イ　仮定の事実関係に基づく取引によるものではなく、具体的な取引内容が確定した貨物又は将来行う予定の取引で個別具体的な資料の提出が可能なものに関する貨物に係る照会であるとき

ロ　照会者が、照会の申出の際に、下記⑶イのからまでの事項を記載した書面及び下記⑶イのの資料を提出することが可能であるとき

ハ　関税定率法等の関税、消費税及び地方消費税の免税の規定の適用を受ける貨物の照会でないとき

ニ　照会に係る取引等が、関税、消費税及び地方消費税の軽減を主要な目的とするものでないとき

ホ　照会に係る取引等と同様の事案について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等関税評価上の紛争等が生じているものでないとき

ヘ　照会に係る取引等について、関係者間で紛争中又は紛争のおそれが極めて高いものでないとき

ト　上記イからヘまでのほか、照会の内容が次に掲げる事項に該当しないものであるとき

　関税評価に関する法令以外の法令等に係る解釈等を必要とするもの

　照会に係る取引等が、法令等に抵触し、又は抵触するおそれがあるもの

　製造原価を下回る価格での継続した取引など、通常の経済取引としては不合理と認められるもの

　回答内容が歪曲して宣伝される等、文書回答が、法令の解釈等についての予測可能性を与えるという本来の目的に反する形で利用されるおそれがあるもの

　関連する複数の取引の一部のみを照会しているもの

　実地確認や取引関係者等への照会等による事実関係の認定を必要とするもの

　上記からまでのほか、本手続による文書回答が適切でないと認められるもので、例えば、次のような場合。

ⅰ　照会の前提となる関税評価に係る法令以外の法令等により決定されるべき事項が未解決である場合

ⅱ　法令の改正過程にあるものであり、現状における文書回答が困難である場合

なお、関税無税のもの（消費税及び地方消費税のみ課されるもの）についても、事前教示の対象とすることに留意する。

⑶　受理

イ　照会については、原則として、照会者が次のからまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C―1000―6）（記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（関税評価照会用）（つづき）」をC―1000―6に添付するものとする。以下この項において「評価照会書」という。）及びの資料（以下この項において「照会文書」という。）を当該照会に係る貨物の主要な輸入予定地を管轄する税関の首席関税評価官（首席関税評価官を置かない税関にあっては関税評価官。以下この項から7―19の3―2までにおいて「首席関税評価官等」という。）に対して１通提出することにより行わせる。なお、一評価照会書につき一取引の事前教示とする。

　照会に係る輸入貨物の一般的な品名、輸入通関予定官署及び輸入予定時期

　輸入貨物の取引関係者の名称（すべて実名とする。）、及び関係者間の権利・義務等の事実関係

　具体的な取引の内容及び照会事項

　上記事実関係及び取引の内容に対して照会者の法令の解釈等の見解及びその理由

　審査に必要な追加的な資料の提出及び補足説明（以下この項及び7―19の3―1において「資料の追加提出等」という。）に照会者が同意する旨

　照会内容及び回答内容について、非公開期間の要否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間（180日を超えない期間）並びに公開に関して取引関係者等の了解を得ること及び仮に公開について取引関係者間等で発生した紛争については、照会者の責任において処理することについて、照会者が同意する旨

(注)　下記⒀イの公開の趣旨について、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとするが、照会者が下記⒀ロの理由により非公開期間（180日を超えない期間）設定を要請する場合には、その意向を尊重するものとする。

　評価照会書及び下記の資料のうちに日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意する旨

　照会に係る取引等の事実関係を証明できる関係書類その他審査に必要とされる資料（例えば、売買契約書、仕入書、評価加算・控除額が確認できる書類）

ロ　評価照会書の提出があった税関の首席関税評価官等が指定する担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、「事前教示照会に係る形式要件審査表」（C―1000―7）（⑷ロにおいて「形式要件審査表」という。）により当該評価照会書に上記イのからまでの事項の記載があること及び上記イのの資料の提出があることを確認し、記載事項及び資料の提出に不備がないときには、当該照会文書に自関の登録番号を付与し、受理するとともに、「事前教示照会書等事績整理票」（C―1000―8）（⑺ロ及び⑻ハにおいて「事績整理票」という。）の登録番号等の所要事項を記載する。ただし、記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を速やかに求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載した評価照会書を返付することにより行うこととする。

また、照会応答担当者は、照会者に対して、次の事項を確実に伝える。

　回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない旨

　照会に対する文書回答がないことを理由に申告期限や納期限が延長されることはない旨

　照会に対する文書回答については、不服申立ての対象とはならない旨

(注)　照会に対する文書回答について照会者が意見を有する場合には、下記⑼により処理することとなる。

　審査の状況等によっては文書回答を行う前に納税申告が行われる場合が生じるが、この場合には、実際の納税申告に基づき事実関係等を審査する必要があるため、照会に対する文書回答は行わない旨

　回答内容は、あくまで照会者によって説明された取引内容を前提としたものであり、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、当該回答内容は尊重されないこととなり、当該回答内容と異なる課税関係が生ずることがある旨

ハ　照会応答担当者は、当該照会文書に係る照会が上記⑵イからヘまでに掲げる要件を満たすか否かを確認し、かつ、上記⑵トの要件に該当するか否かを可能な限り検討し、文書回答の対象とならない照会に当たるおそれがあると考えられる場合には、照会者に対して、文書回答の趣旨や範囲等を説明した上で、今後、文書回答を行わないこととなる可能性がある旨を伝えるなど適切に対応する。

⑷　受理後の処理

イ　評価照会書を受理した税関の首席関税評価官等は、上記⑶の処理が済んだ当該評価照会書の写しを総括関税評価官へ送付する。

評価照会書の写しの送付を受けた総括関税評価官は、当該評価照会書が複数の税関に提出されているか否かを確認し、複数の税関に提出されている場合には、照会者の意見を聴取し、調整した後、当該事前教示の以後の事務を担当する税関（以下この項において「担当税関」という。）を指定する。複数の税関に提出されていない場合には、当該評価照会書を受理した税関を担当税関とする。なお、総括関税評価官は、担当税関以外の税関に当該評価照会書の写しを配付する。

ロ　担当税関は、評価照会書の受理後においても、必要に応じ、照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとし、その方法は、次のいずれかによるものとする。

　「事前教示に係る補足説明書」（C―1002）（以下この項において「補足説明書」という。）の所定の欄に質問事項又はどのような追加資料が必要かを記載して照会者に交付し又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項の記載を求め、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める。

　評価照会書の所定欄に必要事項の追記を求め、追加資料がある場合には、当該追加資料とともに提出するよう求める

なお、資料の追加提出等を求める場合には、納税申告予定日及び当該資料の追加提出等に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。

また、補足説明を受けた場合には、形式要件審査表に必要事項を記載するとともに、補足説明書の提出があったときには、補足説明書は提出済の評価照会書とともに保管する

ハ　担当税関は、照会者から、照会に係る取引等の中止や前提となる事実関係の変更等により、評価照会書を取り下げたい旨の申出があった場合には、任意の様式による取下書の提出を照会者に求める。取下書を受理した場合には、その処理の内容を当該評価照会書に記載し、当該取下書とともに、事前教示関係書類として保管する。また、当該評価照会書に係る協議を総括関税評価官にしている場合には、当該評価照会書と取下書の写しを総括関税評価官に送付する。

⑸　担当税関における審査

担当税関は、評価照会書に係る審査を次の要領により行うものとする。

イ　照会に係る法令の解釈等を速やかに検討した上で、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（関税評価回答用）」（C―1000―9）（以下この項において「評価回答書」という。）を作成する。

ロ　やむを得ない理由により、下記⑽イの検討期間内に回答を行うことができないと見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。また、照会者に対して審査の進行状況及び回答時期の目途を適宜連絡するなど配慮しつつ、速やかに回答するよう努めるものとする。

ハ　審査している評価照会書に関して、次のいずれかに該当する場合には、総括関税評価官と協議する。

　関税評価上の取扱いにつき、照会者が他関における取扱いとの相違を申し立てた場合

　関税評価上の取扱いにつき、照会者が担当税関と異なる見解を有する場合

　取引形態その他関税評価上の取扱いに影響を与える事項につき、担当税関における前例がない場合

　従前の取扱いを変更しようとする場合

　その他、特に慎重に検討する必要があると認められる場合

⑹　総括関税評価官における審査

総括関税評価官は、担当税関との協議を行う評価照会書等に係る審査を次の要領により行うものとする。

イ　担当税関から送付を受けた評価照会書、評価回答書(案)及びその他の関連資料をもとに、法令の解釈等の検討を速やかに行うものとし、照会者に対して資料の追加提出等を求める必要がある場合には、担当税関に速やかにその旨通知するものとする。当該通知を受けた担当税関は、上記⑷ロにより照会者に対して資料の追加提出等を求めるものとする。

ロ　審査の結果、担当税関と同じ回答（結論に至る過程を含む。以下この項において同じ。）となった場合には、その旨を担当税関に通知し、協議を終了する。ただし、担当税関と総括関税評価官が同じ回答に至った場合でも、以前に行った事前教示の回答内容につき変更を行うときには、総括関税評価官は、必要に応じ、当該変更の理由を関税局に上申し調整した後に、担当税関に対して通知を行うものとする。

ハ　審査の結果、担当税関と異なる回答となった場合には、担当税関と調整を行い、さらに必要に応じて関税局と調整を行った上で、最終的結論を決定する。

⑺　文書回答手続等

照会に対する文書回答手続等は、次による。

イ　文書回答の対象とならない場合

　担当税関は、評価照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」（C―1000―10）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記⑷ロにより照会者に対して期限を付して資料の追加提出等を求めた場合において、当該期限を徒過し、適宜要請をしても当該資料の追加提出等がないときも、同様に処理するものとする。

　担当税関は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ」（C―1000―11）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。

ただし、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合でも、当該貨物の輸入が継続して行われ、かつ、回答内容が当該申告以後の納税申告に予測可能性を与えるものであると認められるときには、改めて当該申告以後の輸入に係る照会を求めることなく、当該申告以後の納税申告に係る照会に対するものとして文書回答を行って差し支えない。

ロ　文書回答の対象となる照会に対する評価回答書の交付等

　担当税関は、評価照会書の内容が文書回答の対象となる場合には、評価回答書に必要回答事項を記載し、これを原本として、首席関税評価官等名で、照会者に評価照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し又は送達することにより回答を行うものとする。また、総括関税評価官及び他関についても評価回答書の写しを送付する。

(注)　評価照会書と評価回答書が同一案件であることを確保するため、担当税関が評価照会書に付与した登録番号を評価回答書にも付すものとする。

　担当税関は、回答を行うに際して、照会者に対して、評価回答書の注意事項について説明するものとする。

(注)　評価回答書を送達する場合には、併せて、照会者に対して注意事項が評価回答書に記載されている旨の通知を行うものとする。

　回答を行った担当税関は、事績整理票に処理結果等必要事項を記載し、評価回答書（写）とともに保管する。

⑻　変更及び撤回

イ　法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。

　総括関税評価官は、以前に担当税関が行った回答について、回答内容の変更又は撤回を検討し、担当税関に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を関税局に報告するものとする。

　総括関税評価官から指示を受けた担当税関は、変更又は撤回を次により行うものとする。

ⅰ　法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の評価回答書にかわる「事前教示回答書（C―1000―9）」（以下この項において「変更通知書」という。）の「回答及び理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。さらに、評価照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として評価照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。

なお、評価回答書は、上記により変更通知書が新たに発出された場合には、下記⑾ただし書きの規定により当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重されないこととなることに留意する。

ⅱ　その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の評価回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、変更通知書に当該撤回に係る必要事項を記載し、さらに、照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の評価回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。

なお、上記のⅰにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記のⅱにより交付し、又は送達した新たな評価回答書を変更し、又は撤回する場合の手続は、上記のⅰ又はのⅱによるものとする。

ロ　法令の改正により、改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の評価回答書の発出日）から３年以内のものに限る。）が影響を受ける場合は、上記イのⅰ及びのⅱの手続に準じて処理する。

ハ　担当税関は、上記イの手続により照会者から評価回答書（変更通知書を含む。）の返付を受けたときは、その処理の内容を当該評価回答書及びその写し並びに事績整理票に記載し、その他関連資料とともに保管するものとする。また、総括関税評価官及び他関に対しても、その処理の内容を通知するものとする。なお、上記ロの処理の内容は、発出した変更通知書又は新たな評価回答書の写しを送付することにより通知するものとする。

⑼　意見の申出

照会に対する文書回答（変更通知を含む。）に対し、照会者が意見を有し、当該回答の再検討を希望する場合には、当該回答を行った担当税関に対して意見の申出を行うこととし、その手続及び処理については、次による。

イ　意見の申出は、「事前教示回答書（変更通知書）（関税評価回答用）に関する意見の申出書」（C―1001―1）（以下この項において「申出書」という。）により行うものとする。

ロ　意見の申出は、当該申出に係る評価回答書（変更通知書を含む。）の交付又は送達のあった日の翌日から起算して２月以内においてのみ受け付けるものとする。

ハ　意見の申出を受付けた担当税関は、申出書の写しに当該申出に係る自関の意見等を添えて、速やかに総括関税評価官に送付する。

なお、やむを得ない理由により、下記⑽ロの検討期間内に回答を行うことができないと見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。また、照会者に対して再検討の進行状況及び回答時期の目途を適宜連絡するなど配慮しつつ、速やかに回答するよう努めるものとする。

ニ　総括関税評価官は、当該申出書の写し等をもとに申出に係る評価回答書の内容について速やかに再検討を行い、必要に応じて、関税局と調整した後、担当税関に結果を通知するものとする。

ホ　担当税関は、総括関税評価官から回付された再検討結果をもとに申出者への回答書を作成し、上記⑺ロ及び⑻の手続に準じて処理するものとする。

⑽　検討期間

イ　照会に対する文書回答

担当税関及び総括関税評価官は、原則として、上記⑶により評価照会書を受理してから 90 日以内の極力早期に、照会に対する回答を行うように努めるものとする。併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。

ロ　意見の申出に対する回答

担当税関及び総括関税評価官は、原則として、上記⑼により申出書を受理してから30日以内の極力早期に、申出に対する回答を行うように努めるものとする。

ハ　期間の計算及び例外

　上記イ及びロの期間には、資料の追加提出等を求めた日から当該資料の追加提出等がなされた日までの期間は含めないものとする。

　次に掲げるような場合には、上記イ又はロの期間にとらわれず、十分に審査又は再検討を行ったうえで回答することとする。

ⅰ　取引の形態が不明確で、法令の解釈等の前提となる事実の認定に時間を要する場合

ⅱ　外国における関税評価上の取扱実態等の調査に時間を要する場合

ⅲ　事務処理能力を超える多数の照会又は意見の申出があったことにより、業務に著しい支障が生じるおそれがある場合

(注)　上記イ又はロの期間内に回答を行うことができないと見込まれる場合には、上記⑸ロ又は⑼ハのとおり、速やかに照会者に通知するものとする。

⑾　回答の有効期限

評価回答書（変更通知書を含む。以下⑾において同じ。）については、発出日（変更通知書については、その当初の評価回答書の発出日）から３年間を限度として示された有効期限内において、評価申告及び納税申告の審査上尊重するものとする。ただし、当該評価回答書については、法令の改正によりその回答内容が影響を受ける場合にあっては当該改正に係る法令の施行日以後、上記⑻イ又はロにより変更通知書が新たに発出された場合には、当該変更通知書の交付又は送達の時以後は、その有効期限内であっても、評価申告及び納税申告の審査上尊重しないものとする。

なお、担当税関は、照会者に対して当該照会に係る包括申告書の提出予定日を聴取し、当該照会に対する評価回答書の有効期限と包括申告書の適用期限との整合性を考慮し、これらの期限を一致させることに努める。

(注)　回答内容は、あくまで照会に係る事実関係を前提としたものであり、照会者が事前教示に関する事実を誤って提示する等により、具体的な事例において異なる事実がある場合や新たな事実が生じた場合には、有効期限内であっても評価回答書は尊重されないこととなる。この場合には、当該回答内容に従って納税申告が行われていたとしても、修正又は更正の対象となることに留意する。

⑿　評価回答書の取扱い

イ　評価申告における評価回答書の取扱い

評価申告書に添付された上記⑺ロにより照会者に対して交付又は送達された評価回答書又は上記⑻イ又はロにより照会者に対して交付又は送達された変更通知書（以下この項において「回答書等」という。）の取扱いは次によるものとする。

なお、評価申告書に回答書等を添付する場合は、評価申告書に回答書等に付された登録番号及び回答年月日を記載するよう求める。

　評価申告書に回答書等が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記に該当するものを除く。）に記載された取引に係る関税評価上の解釈を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等について上記⑻イ又はロによる変更が行われていないことについて確認しておくものとし、事前教示の対象となった取引と評価申告されている取引が同一であるかについても十分に確認するものとする。なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等を交付又は送達した税関の首席関税評価官等と協議するものとする（通関部門が他関の首席関税評価官等と協議するときは自関の首席関税評価官等を通じて協議するものとする）。

　評価申告書の審査上、尊重しないものとされる回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付するよう求める。（例えば、上記⑾の規定により示された有効期限を経過した評価回答書、法令の改正により影響を受け、参考とならなくなった評価回答書、又は上記⑻イ又はロによる変更が行われた場合における変更前の評価回答書等。）

ロ　納税申告書（評価申告書が提出されたものを除く。）に添付された回答書等の取扱いについては、上記イに準じるものとする。

ハ　包括申告書が撤回された場合の評価回答書の取扱い

回答書等の添付された包括申告書について、前記7―15（包括申告書の撤回）の規定により撤回する旨の申出がなされた場合は、当該回答書等は返付するよう求める。

⒀　公開

イ　回答書等の内容は、行政サ―ビスの一環として納税者の予測可能性を確保する観点から、回答後原則として公開することとし、税関ホ―ムペ―ジ等を利用して一般の納税者の閲覧に供するものとする。

また、照会者から申出があった場合は照会者名を公開することができる。

ただし、回答書等の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や法令上の守秘義務に抵触すると考えられる部分が含まれている場合には、当該部分を伏せて公開する。

(注１)　取引関係者名については、事案の性格上、明らかにすることが必要な場合を除き、例えば、Ｘ、Ｙ等と記載することにより匿名化することとする。

(注２)　個別性が高い内容で、他の輸入者（納税者）の参考とならないと認められるものは、公開をしないものする。

ロ　次の要件に該当する場合で、照会者から非公開期間（180日を超えない期間）設定の要請があったものについては、当該要請に係る期間後に公開とするものとする。

　照会の対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合

　照会の対象となった取引内容のうち製造方法に特徴があり、公開によって競合する者に知られ不利益を受けるおそれがある場合

　照会の対象となった取引に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者より任意に提出されたものであり、当該取引の関係者から秘匿を要請されている場合

　その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合

ハ　回答書等の内容の公開に関する見直しは、原則として、当該回答がなされてから３年が経過したとき（その後は３年ごと）に行う。ただし、法令の改正又は法令の解釈の変更等により一般の納税者に予測可能性を与えなくなった場合には、その時点で見直しを行う。

なお、個々の事案に関して尊重されなくなったものであっても、一般の納税者に予測可能性を与える場合には、公開の対象とする。

[追加：平19第893号］

[一部改正：平20第255号、平20第346号、平21第368号、平25第222号、平26第485号、平28第782号、平30第1692号、令3第919号、令4第468号、令5第272号］

（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）

7―19の3―1　口頭による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。

⑴　照会者

照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者等又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者が行うものとする。

⑵　照会者から口頭による回答を希望する照会がなされた場合で、当該照会が口頭による回答が可能な照会であるときは、口頭により回答を行うものとする。

なお、照会に係る取引内容を的確に把握し、適切な回答を行うために特に必要があると認められるときは、資料の追加提出等を求めるものとする。

また、具体的な取引内容説明及び資料の提出がなされ、文書による事前教示回答が可能な関税評価に関する照会については、下記⑸の説明を照会者に対して行い、可能な限り、文書回答を行う場合の事前教示手続により行ってもらうよう努めるものとする。

(注)　「口頭による回答が可能な照会」の要件は、前記7―19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）⑵（ロ及びハを除く。）に準ずるものとし、関税評価上の取扱いについて回答ができる程の取引内容説明や資料の提出があるような場合には、具体的な輸入予定がなくとも構わないこととする。

⑶　通関部門に照会があった場合には、取引等に係る関税評価上の取扱い等が、法令、法令解釈通達あるいは過去に公開された文書回答等において明らかになっているときを除き、通関部門は自関の首席関税評価官等に引き継ぎ、首席関税評価官等が回答を行うものとする。

⑷　総括関税評価官への協議については、前記7―19の2⑸及び⑹に準じて行うものとする。

⑸　口頭により回答を行うに当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。

イ　口頭による照会に対する回答については、評価申告及び納税申告の審査上、尊重されるものではなく、尊重される回答を希望する場合には、前記7―19の2の手続により、文書による回答を求める必要があること。

ロ　口頭による照会に対する回答については、不服審査の対象とならないこと。また、文書回答とは異なり、意見の申出を行うことはできないこと。

⑹　回答の内容が軽微なものである場合を除き、その照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（関税評価用）」（C―1000―12）にとどめるものとする。

(注)　照会を受けた際に、当該照会に係る取引の内容のほか、照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、業種並びに当該照会に係る貨物の輸入時期及び輸入申告予定官署等について、聴取しておくものとする。

[追加：平19第893号］

[一部改正：平21第368号、平26第485号（項名7―19の3を変更）、平29第570号］

（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）

7―19の3―2　インターネットによる関税評価に関する照会及び回答の手続等については、次による。

⑴　照会者

照会は、貨物を輸入しようとする者、その委任を受けた通関業者又は当該貨物の輸入取引の事情を概ね把握している利害関係者が行うものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

前記7―19の3―1の⑵に準ずるものとする。

⑶　受付

イ　照会の受付窓口

照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関の首席関税評価官等において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を管轄する税関の首席関税評価官等において受け付けるものとする。

ロ　照会の方法

インターネットによる関税評価に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。

　照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、その委任を受けた通関業者又は利害関係者の別

　照会に係る貨物並びに取引関係者の名称（すべて実名とする。）、及び関係者間の権利・義務等の事実関係、具体的な取引内容の説明、照会事項及び照会者の意見

　照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署

　その他参考となる資料の有無

ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（関税評価照会用）」（C―1000―19）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、押印又は署名の上、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。

（注１）　一の照会書につき一取引の事前教示とする。

（注２）　照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7―19の2の⒀のロのからまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、回答書の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。

（注３）照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、照会書と割印した、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。

⑷　照会に対する回答等

インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信すること等により行う。なお、審査に必要な追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、照会者側の情報セキュリティ上電子メールにより送信することができない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適当と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7―19の3―1の⑷から⑹までの規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、前記7―19の3―1の⑸イ及びロの注意事項を必ず連絡するものとする。

上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記⑸による。

⑸　文書による照会に準じた取扱いへの切替え等

イ　切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。

ロ　上記イの照会のうち、前記7―19の2の⑵のすべての要件を満たし、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。

なお、首席関税評価官等は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて総括関税評価官と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。

ハ　切替えを行う場合の手続等については、次による。

　切替えを行うときは、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。

　切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続（前記7―19の2の⑷から⑾までの規定）に従うものとする。なお、前記7―19の2の⑽のイの規定中「上記⑶により評価照会書を受理して」とあるのは「切替えを行って」と読み替えるものとする。また、回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。

ニ　切替えを行わない場合の手続等については、次による。

　「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（インターネット事前照会回答書兼用）（関税評価回答用）」（C―1000―21）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。

　その他の具体的な手続等については、前記7―19の3―1の⑷から⑹までの規定を準用する。なお、回答を行う際には、関税評価に関する照会については前記7―19の3―1の⑸のイ及びロの注意事項を必ず当該通知書に記載するものとする。

[追加：平26第485号］

[一部改正：平29第570号、令4第468号、令5第272号、令5第592号］

（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）

7―19の4　文書による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記7―19の5―2に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。

⑴　照会者

照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の性状、用途等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記⑶から⑻までの手続の対象とするものとする。

イ　架空の貨物等に係る照会ではなく、具体的な貨物及び事実に係る照会であること

ロ　照会者が下記⑶のロの照会書及び資料を提出するとともに、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提出が行われること

（注）　提出された資料のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提出することに照会者が同意すること

ハ　上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること

　照会に係る貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税に係る紛争等が生じているもの

　減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするもの

　上記及びのほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの

⑶　受理

イ　照会文書の受付窓口

照会は、原則として、税関の本関において受け付けるものとする。ただし、照会者が遠隔の地にある者等の場合には、署所で受け付けて差し支えない。

ロ　提出書類等

照会は、次に掲げる書類等各１通を提出させることにより行わせる。

　照会者が次のⅰからⅸまでの事項を記載した「事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C―1000―22）（以下この項において「照会書」という。）

ⅰ　照会内容

ⅱ　照会に係る貨物の品名、数量及び金額

ⅲ　照会に係る貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等

ⅳ　照会に係る貨物の輸入申告予定官署

ⅴ　照会に係る貨物の輸入契約の時期及び輸入の予定時期

ⅵ　照会貨物に係る事前教示実績の有無及び類似貨物に係る輸入実績の有無

ⅶ　下記の参考となるべき資料の提出の有無及び返却の要否

ⅷ　照会内容及び回答内容について、非公開期間の要否、非公開とする場合はその理由及び非公開期間（180日を超えない期間とする。）

ⅸ　照会者が上記⑴に該当する者であること及び照会が上記⑵のイからハまでに該当することの確認

(注１)　減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に記載させるものとする。

なお、照会者が、いかなる事項を提供すべきか明らかでない場合には、照会事項に照らし、適切な助言を行うよう努めるものとする。

(注２)　照会内容及び回答内容の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。

(注３) 記載欄が不足する場合には、適宜の様式による「事前教示に関する照会書（つづき）」を照会書に添付させるものとする。

　見本又はこれに代わる写真、図面その他の参考となるべき資料

(注１)　参考資料の提出は必要最小限にとどめるものとする。

(注２)　参考資料を返却する場合には当該資料について複写等により、照会書とともに保管するものとする。

ハ　受理時の形式審査事務

照会書の提出があった税関の受付担当者（以下この項において「照会応答担当者」という。）は、次のとおり形式審査事務を行うものとする。また、署所に提出があった場合には、照会応答担当者は、必要に応じて本関の減免税を所掌する統括審査官（通関総括部門担当）（以下この項、7―19の5―１及び7―19の5―2において「検討部門」という。）と協議の上、この事務を行うものとする。

　照会応答担当者は、照会者に対して照会書の注意事項について説明し、下記ⅰからⅳまでに掲げる事項を確実に伝えるとともに、照会された貨物に係る当該照会者の輸入実績及び輸入予定日について確認するものとする。

ⅰ　事前教示回答内容は、税関としての見解であり、照会者の申告内容等を拘束するものではない旨

ⅱ　架空の貨物等に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、受理することができない旨

ⅲ　減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とする照会については、受理することができない旨

ⅳ　照会に対する回答については、不服申立ての対象とはならない旨

(注)　照会に対する文書回答について照会者が意見の申出をする場合には、下記⑺により処理することとなる。

　照会応答担当者は、照会書の記載事項に不明な点があるとき又は審査に必要な資料が不足しているときには、照会者に対して記載事項の補正又は資料の追加提出等を求め、当該記載事項の補正又は資料の追加提出等がなされるまでは、当該照会文書は受理しない。

なお、記載事項の補正又は資料の追加提出等を求める場合には、原則、口頭により行うこととするが、必要に応じて、その旨を欄外に記載し照会書を返付することにより行うこととする。

　照会応答担当者は、受理に際し照会書の記載事項及び参考資料に不備がないときには、当該照会文書に自関の受理番号を付与し受理する。

ニ　提出書類の検討部門への送付

署所の照会応答担当者は、提出された上記ロの書類を検討部門へ直ちに送付するものとする。

⑷　受理後の処理

イ　検討部門の事務処理

検討部門は、上記⑶により受理し、又は署所から送付を受けた照会について次のとおり処理するものとする。

　提出された照会書及び資料等をもとに、当該事前教示照会に係る貨物の減免税の適用の可否の検討を速やかに行うものとする。やむを得ない理由により、下記ハの検討期間を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し、速やかにその旨通知するものとする。

　審査において、照会書に記載された説明が不十分であるため、照会事項である減免税の適用の可否を決定することが困難であると認められるときは、検討部門は、文書による補足説明を、次のいずれかの方法により求めるものとする。

ⅰ　「事前教示に係る補足説明書」（C―1002）（以下この項において「補足説明書」という。）の「質問事項」欄に質問すべき事項を記載して照会者に交付し、又は送達し、「補足説明事項」欄に必要事項を記載させた上、提出させる。

ⅱ　照会書の所定欄に必要事項を追記させた上、提出させる。

補足説明書の提出があった場合には、補足説明書は提出済の照会書とともに保管するものとする。

なお、補足説明を求めるに当たっては、あらかじめ必要な補足説明の内容について説明し、照会者が補足説明に不要な時間を消費しないように努めるものとする。また、当該補足説明に必要な調査期間等を勘案して適当と認められる期限を付しておくものとする。また、補足説明の内容が不十分な場合にも、原則として、同様に処理するものとする。

また、追加資料の提出を求める場合も補足説明を求める場合に準じて行うものとするが、口頭で求めることに支障がなく、かつ、効率的な検討に資すると認められる場合には、口頭により追加資料の提出を求めて差し支えない。

　上記及びの検討の結果をもとに、回答書（案）を作成し、照会書及び照会者が提供した当該照会に係る資料その他の当該照会の減免税の適用の可否の決定に必要と認められる資料等の写しとともに東京税関の統括審査官のうち減免税事務についての全国統一的な適用を図る目的で東京税関長の指定する者（以下この項、7―19の5―1及び7―19の5―2において「統括審査官（減免税総括部門）」という。）へ送付し協議するものとする。ただし、減免税の適用の可否の決定が容易なものは税関限りで処理するものとする。

(注)　「減免税の適用の可否の決定が容易なもの」とは、次のいずれにも該当しないものをいう。

①　受理税関又は受理税関以外の税関の実績と不統一があり、又は不統一が生ずるおそれのある貨物

②　新規に輸入される貨物であって、減免税の適用の可否の決定が困難なもの

③　従前に回答した減免税の適用の可否について疑義が生じ、これと異なる減免税の適用の可否を回答することについて検討する必要があると認められる貨物

④　その他慎重に検討する必要があると認められる貨物

　上記により統括審査官（減免税総括部門）へ協議した回答書（案）について、統括審査官（減免税総括部門）から修正の指示を受けた場合には、修正を行うものとする。

ロ　統括審査官（減免税総括部門）の事務処理

上記イにより検討部門から送付された照会書の写し及び回答書（案）について、統括審査官（減免税総括部門）は、次のとおり処理するものとする。

　検討部門から送付された照会書の写し及びその他の情報並びに回答書（案）等をもとに、当該事前教示照会に係る減免税の適用の可否の検討を直ちに行うものとする。

なお、検討に当たって資料の不足等がある場合には、照会者に対し資料の追加提出を求めるよう、検討部門への指示を直ちに行うこととする。

　上記により得られた結果については、次のとおり処理を行う。

回答書（案）の内容が適正であると認められる場合には、その旨を下記⑸のロのに記載の登録番号とともに検討部門に通知し、協議を終了する。

回答書（案）の内容の修正を必要とする場合には、検討部門に対して修正を指示する。修正された回答書（案）は確認の上、内容が適正であると認められる場合には、その旨を登録番号とともに検討部門に通知し、さらに修正を必要とする場合は再度検討部門に対して修正を指示するものとする。

　当該貨物の検討の際、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。

ハ　検討期間

検討部門及び統括審査官（減免税総括部門）は、照会を受理してから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。

ただし、当該期間には、回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間を含めないものとする。

(注)　30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イののとおり、速やかに照会者に通知するものとする。

⑸　回答及び公開

イ　文書回答の対象とならない場合

　検討部門は、照会書の受理後に文書回答の対象とならないことが判明したものについては、その理由を記載した「文書回答の対象となる事前教示照会に当たらない旨のお知らせ」（C―1000―10）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。また、上記⑷のイのの i により照会者に対して、書面により期限を付して補足説明等を求めた場合において、当該期限を経過し、適宜要請をしても当該補足説明等がないときも、同様に処理するものとする。

　検討部門は、照会に対する回答を行う前に当該照会に係る貨物の納税申告が行われた場合は、「事前教示照会に対する文書回答の対象とならなくなった旨のお知らせ」（C―1000―11）を作成し、速やかに照会者に対して送付する。

ロ　文書回答の対象となる場合

　検討部門は、上記⑷により決定した回答書（案）に基づき、「事前教示回答書（変更通知書兼用）（減免税回答用）」（C―1000―23）（以下この項において「回答書」という。）に必要回答事項を記載し、これを原本として照会書（補足説明書を含む。）の写しとともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。ただし、署所において受理した照会について回答書の交付を行う場合には、当該署所を通じて交付するものとする。

また、上記⑷のイのただし書により税関限りで処理した場合は、照会書（補足説明書を含む。）及び照会者が提供した当該貨物に係る資料その他の当該貨物の減免税の適用の可否の決定に必要と認められる資料等の写しとともに、照会者に交付又は送達した回答書の写しを統括審査官（減免税総括部門）に送付するものとする。

(注)　回答書と照会書が同一案件であることを確保するため、照会書及び回答書に同一の登録番号を付すこと。なお、登録番号は、統括審査官（減免税総括部門）から付与される登録番号を付するものとする。ただし、税関限りで処理する場合は適宜の登録番号を付するものとする。

　回答に際しては、照会者に対して、回答書の注意事項について説明するものとする。

(注)　回答書を送達する場合には、併せて、照会者に対して注意事項が回答書に記載されている旨の通知を行うものとする。

ハ　公開

照会内容及び回答内容は、行政サービスの一環として輸入者の予測可能性を確保する観点から、回答後原則として公開とし、税関ホームページ等を利用して輸入者等一般の閲覧に供するものとする。ただし、次の要件に該当する場合で、照会者から一定期間内（180日を超えない期間内）につき公開しないことを求める申出があったものについては、当該申出に係る期間後に公開することとする。なお、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することに留意する。

　照会対象となった貨物が新規の輸入品であり、市場に流通する前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

　照会対象となった貨物の照会内容のうち製造方法等に特徴があり、公開によって競合する者に知られ照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

　照会対象となった貨物が未だに計画段階であり、実際に貨物が輸入される前に他者に知られることにより照会者又はその関係者が不利益を受けるおそれがある場合

　照会対象となった貨物に係る情報が、照会に際して秘匿を条件として照会者又はその関係者から提出された場合

　照会対象となった取引内容について、取引を実際に行う前に他者に知られることにより不利益を受けるおそれがある場合

　その他一定期間非公開とすることにつき、正当な理由があると認められる場合

⑹　変更及び撤回

イ　法令（条約、法律、政令、省令及び告示をいう。以下この項において同じ。）の改正以外の理由により、文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から3年以内のものに限る。）を変更し、又は撤回する場合の手続は、次による。

　統括審査官（減免税総括部門）は、以前に行った事前教示回答書（税関限りで処理されたものを含む。）について、回答内容の変更又は撤回を検討し、検討部門（当初の照会を受理し、回答した税関の検討部門をいう。）に対し当該変更又は撤回を指示する。また、当該検討に際し、必要に応じ、当該検討内容を本省に報告するものとする。

　統括審査官（減免税総括部門）から指示を受けた検討部門は、変更又は撤回を次により行うものとする。

ⅰ　法令の解釈の変更により、以前に文書により行った回答を変更する場合には、照会者に対し、交付済又は送達済の回答書にかわる「事前教示回答書（変更通知書兼用）」（C―1000―23）（以下この項において「変更通知書」という。）の「理由」欄に変更の理由その他必要事項を記載の上、交付又は送達するものとする。

(注)　照会書と変更通知書が同一案件であることを確保するため、照会書及び変更通知書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として照会書の写しとともに交付し、又は送達することによりその旨通知し、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。

ただし、変更により照会者が不利となる場合において、契約書その他これに類する書類により、当該照会者が既に当該回答書に基づき取引を開始し、当該変更により当該照会者が損害をこうむることとなることが証明され、当該回答書を受けたことを奇貨として当該取引を開始したものではないと認められ、かつ、その取引に係る輸入が、本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがないと認められるときに限り、原則として、当該回答書に、「変更前扱い」と朱書するとともに、当該変更年月日、当該取引に係る契約番号、当該契約に基づく輸入予定数量（発生数量を限度とする。）、輸入予定期間（当該変更を行った日から3ヶ月を経過する日まで又は当初の事前教示回答書の有効期間の何れか早い日までを限度とする。）及び輸入申告予定官署の名称等を朱書し、これを再交付し、又は再送達するものとする。また、輸入予定期間経過後は当該回答書を返付させ、これにかわる変更通知書を交付し、又は送達するものとする。

ⅱ　その他の理由により、以前に文書により行った回答を撤回する場合には、照会者に対し、適宜の様式による文書により撤回の理由及び新たな回答が行われる旨を通知するものとし、交付済又は送達済の回答書を返付させるものとする。この場合にあっては、新たな回答書に当該撤回に係る貨物の新たな減免税の適用等その他必要事項を記載し、さらに照会書と新たな回答書が同一案件であることを確保するため、照会書及び新たな回答書には従前の登録番号と同じ登録番号を付し、これを原本として、交付済又は送達済の回答書の返付の確認後、照会書の写しとともに交付し、又は送達するものとする。

なお、上記ⅰにより交付し、又は送達した変更通知書を変更し、又は撤回する場合及び上記ⅱにより交付し、又は送達した新たな回答書を変更し、又は撤回する場合の手続きは、上記ⅰ又はⅱによるものとする。

ロ　法令の改正により、改正前に文書により行った回答（発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その最初の回答書の発出日）から３年以内のものに限る。）が影響を受ける場合は、上記イ（ⅰのただし書を除く。）の手続に準じて処理する。

⑺　意見の申出

イ　文書により行われた回答（変更通知を含む。以下この項において「回答等」という。）における減免税の適用の可否（以下⑺において「再検討対象項目」という。）について、照会者が、再検討を希望するものとして意見を申し出る場合には、当該照会者が、回答書等の交付又は送達を受けた日の翌日から起算して２月以内に、意見の申出を行う回答書の登録番号及び再検討対象項目並びに照会者の意見及びその理由を記載した「事前教示回答書（変更通知書）（減免税回答用）に関する意見の申出書」（C―1001―2）（以下この項において「申出書」という。）１通を、当該回答等を行った税関に提出させることにより行わせる。

(注)　申出書を提出させる場合には、当該申出書の申出書欄の「理由」の欄に可能な限り具体的な理由を記載させるものとする。

ロ　申出書の提出を受けた税関の検討部門は、申出書の受付を行い、統括審査官（減免税総括部門）及び他関の検討部門へ意見の申出書が提出された旨連絡するものとする。また、検討部門において速やかに検討し、当該申出書の写し及び当該申出に係る自関の意見等（以下この項において「申出書の写し等」という。）を添えて、統括審査官（減免税総括部門）に送付するものとする。

ハ　統括審査官（減免税総括部門）は、当該申出書の写し等をもとに、申出に係る貨物の再検討対象項目について再検討を行い、本省に当該申出につき再検討の結果等を添えて協議するものとする。

ニ　統括審査官（減免税総括部門）は、上記ハの協議の結果により、当該貨物の再検討対象項目について変更又は撤回を行うことが相当と判断した場合には、申出書の写しに新たな登録番号を付し、申出書を受け付けた検討部門に当該協議の結果を回付すると同時に、その他の税関の検討部門にも送付するものとする。当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない場合には、申出書を受け付けた検討部門にのみ当該協議の結果を回付するものとする。

ホ　申出書を受け付けた検討部門は、統括審査官（減免税総括部門）から回付された結果をもとに、当該申出書の写しの「回答書」の欄に必要事項を記載し、これを原本として照会者に交付し、又は送達することにより回答するものとする。

なお、再検討の結果、回答等における再検討対象項目を変更し、又は撤回する場合には、上記⑹に準じて変更通知書又は新たな回答書を作成し、これを当該原本とともに交付し、又は送達することにより回答するものとする。

当該貨物の再検討対象項目の変更及び撤回を行わない旨回答した場合は、他関の検討部門へ、その旨連絡するものとする。

ヘ　検討部門並びに統括審査官（減免税総括部門）は、原則として、申出を受理してから30日以内の極力早期に、当該申出に対する回答を行うよう努めるものとし、やむを得ない理由により、30日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、照会者に対し速やかにその旨通知するものとする。ただし、当該期間には、次の期間は含めないものとする。

　回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間

　照会者の意見について専門用語の確認等、守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会し、回答があるまでの期間

⑻　輸入(納税)申告書に添付された回答書等の取扱い

輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。

イ　輸入（納税）申告書に、上記⑸のロ若しくは上記⑹のイののⅱにより照会者に対して交付若しくは送達された回答書又は上記⑹のイののⅰにより照会者に対して交付若しくは送達された変更通知書（上記⑺のホにおいて準用する場合を含む。以下この項において「回答書等」という。）が添付されている場合には、当該申告書の審査上、当該回答書等（下記ロに該当するものを除く。）に記載された減免税の適用の可否に係る回答を尊重するものとし、この場合においては、必要に応じ、当該回答書等の通知以後に、上記⑹のイ（上記⑺のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われていないことについて確認するものとする。また、事前教示の対象となった貨物と輸入申告されている貨物が同一であるかについても、必要に応じ、登録番号の記載された照会書の写しの提出を求める等により確認するものとする。

なお、当該回答書等の内容に疑義がある場合には、当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門と協議するものとする。当該回答書等の交付又は送達を行った検討部門が他関である場合には、当該協議は自関の検討部門を通じて行うものとする。

ロ　次のいずれかに該当する回答書等に記載された減免税の適用の可否に係る回答は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。

　その発出日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から３年を経過した回答書等

　輸入貨物の適正な減免税の適用の可否を決定するため前提となる貨物説明と合致しない貨物説明に基づく回答書等（なお、この場合における貨物説明（後者）とは、回答書等に記載された照会貨物に係る事項（上記⑷のイのに規定する補足説明を含む。）であって、減免税の適用の可否の決定上関連するものをいう。）

　法令の改正により、参考とならなくなった回答書等

　法令の適用を誤った回答書等

　上記からまでのいずれにも該当しない回答書等で、次に掲げるもの。

ⅰ　上記⑹のイ（上記⑺のホにおいて準用する場合を含む。）による変更又は撤回の通知が行われた回答書等

ただし、上記⑹のイののⅰのただし書（上記⑺のホにおいて準用する場合を含む。）による「変更前扱い」等の朱書のある回答書等については、申告者が当該回答書等の再交付又は再送達を受けたことを奇貨として輸入申告を行ったものではないと認められるときは、当該回答書等に記載されている上記⑹のイののⅰただし書により認められた輸入予定期間以内に輸入申告がされたものについて、当該回答書等に朱書されている輸入予定数量以内のものに限り、輸入（納税）申告書の審査上、当該回答書等（写しを除く。）に記載された減免税の適用の可否に係る回答を尊重するものとし、この場合にあっては、審査終了の際、当該回答書等に申告年月日、申告番号、申告数量を朱書し、審査印を押なつした上、これを返還するものとする。

なお、当該申告以降において輸入申告等が予定されていない場合又は上記⑹のイののⅰただし書により認められた輸入予定期間を経過し若しくは輸入予定数量の残量が無くなった場合には当該回答書等は返付させるものとする。

ⅱ　変更し、又は撤回すべき回答書等（ただし、上記⑹のイののⅰただし書により照会者に再交付し、又は再送達すべき回答書等（写しを除く。）については、上記ⅰのただし書に準じて取り扱うものとする。）

[追加：平27第702号］

[一部改正：平28第782号、平29第570号、令2第1118号、令3第919号、令4第206号、令4第468号、令5第272号、令5第592号］

（減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）

7―19の5―1　口頭による回答を求められた場合における減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。

⑴　照会者

照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の性状、用途等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

照会者が口頭により回答を希望する減免税の適用の可否に関する照会で、次の要件のすべてを満たす照会を、下記⑶及び⑷の手続の対象とするものとする。

イ　架空の貨物等に係る照会ではなく、具体的な貨物及び事実に係る照会であること

ロ　照会者から、照会内容の審査の際に、審査に必要な追加的な資料の提示が行われること

（注）　提示された資料のうちに、日本語以外の言語で記述されているものが含まれている場合には、その内容を日本語に翻訳した資料を提示することに照会者が同意すること

ハ　上記イ及びロのほか、照会の内容が次に掲げるような性質を有しないものであること

　照会に係る貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税に係る紛争等が生じているもの

　照会に係る貨物を的確に把握し、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行わせることが相当と判断されるもの

　減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするもの

　上記からのほか、輸入申告中の貨物についての照会である場合等、事前教示の趣旨に反するもの

⑶　照会に対する口頭による回答

イ　輸入される貨物の減免税の適用の可否について口頭による回答を求められた場合には、次の事項について聴取するものとする。

　照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別

　照会内容

　照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署

　類似の貨物に係る輸入実績の有無及び減免税の適用についての税関への照会実績の有無

　その他参考となる資料の有無

(注)　減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に聴取するものとする。

なお、提示された事実では、減免税の適用の可否が決められない等の理由により回答できない場合には、回答できない理由について説明するとともに、不足している事実について助言を行う等、適切な対応に努めるものとする。

ロ　聴取した事項その他の事項から判断して、当該貨物の減免税の適用の可否について慎重に検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて検討部門を通じ、統括審査官（減免税総括部門）と協議するものとする。

また、原則として、検討部門において回答を行うものとするが、署所においては、検討部門と協議の上、処理することができるものとする。なお、回答すべき内容が簡易な場合には、回答を求められた署所が回答することとして差し支えない。

ハ　回答に当たっては、照会者に対し、口頭による照会及び回答の趣旨について説明を行うこととし、特に次の事項を伝えるものとする。

　口頭による照会に対する回答については、輸入申告の際には尊重されるものではなく、輸入申告の際に尊重される回答を希望する場合には、前記7―19の４の手続により、文書による回答を求める必要がある旨

　照会に対する口頭回答は、不服申立ての対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできない旨

　架空の貨物等に係る照会その他の事前教示の趣旨に反する照会については、回答することができない旨

　減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他のその他イ回答の内容が軽微なものである場合を除き、照会の概要及び回答内容等のポイントを「口頭照会に対する回答記録票（減免税用）」（C―1000―24）にとどめるものとする。

ロ　照会者から照会があった場合には原則として即日回答を行うよう努めるものとする。ただし、例えば回答又は質問のための税関からの電話等に照会者が応答しないなど税関の責めに帰すことができない理由がある場合を除く。

[追加：平27第702号］

[一部改正：平29第570号］

（減免税に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）

7―19の5―2　インターネットによる減免税の適用の可否に関する照会及び回答の手続等については、次による。

⑴　照会者

照会は、輸入しようとする貨物の輸入者、輸出者若しくは当該貨物の性状、用途等を把握している利害関係者又はこれらの代理人が行うものとする。

⑵　対象となる照会の範囲

輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会で、前記7―19の5―1の⑵のイからハまでの要件のすべてを満たす照会を、下記⑶から⑸までの手続の対象とするものとする。

⑶　受付

イ　照会の受付窓口

照会は、当該照会に係る貨物の主要な輸入申告予定官署が判明している場合には、原則として当該輸入申告予定官署が所属する税関の検討部門において受け付け、それ以外の場合には、当該照会者の所在地を所轄する税関の検討部門において受け付けるものとする。

ロ　照会の方法

インターネットによる、輸入される貨物の減免税の適用の可否に関する照会は、電子メール本文に、次の事項について記入の上、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより、行うものとする。

　照会者の名称、担当者名、連絡先電話番号、連絡先電子メールアドレス及び輸入者、輸出者若しくは利害関係者又はこれらの代理人の別

　照会内容

　照会に係る貨物の輸入予定時期及び輸入申告予定官署

　類似の貨物に係る輸入実績の有無及び減免税の適用についての税関への照会実績の有無

その他参考となる資料の有無

ただし、照会者が、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切替えること（以下この項において「切替え」という。）を希望する場合は、「インターネットによる事前教示に関する照会書（減免税照会用）」（C―1000―25）（以下この項において「照会書」という。）に必要事項を記載し、これらを電磁的記録とした電子メールを、税関の事前照会用電子メールアドレスに送信することにより行うもの（以下この項において「照会書による照会」という。）とする。

（注１）　減免税の適用の可否を決定するために必要があると認められる当該貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等の事項については詳細に記載するものとする。

（注２）　照会書による照会のうち、照会者が貨物の概要及び回答内容が前記7―19の４の⑸のハのからまでのいずれかに該当するものとして、非公開期間設定を希望する場合には、非公開理由及び非公開期間（180日を超えない期間）を照会書に記載するものとする。なお、照会内容及び回答内容の公開及び閲覧については、照会者に対し十分に説明を行い、理解と協力を得るように努めるものとする。

（注３） 照会書による照会のうち、記載欄が不足する場合は、適宜の様式による「インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）」を電磁的記録として照会書に添付するものとする。

⑷　照会に対する回答等

インターネットによる事前照会に対する回答等は、切替えを行うことを照会者が希望する場合を除き、照会者に対して、当該照会の照会者連絡先電子メールアドレスに送信すること等により行う。なお、減免税の適用の可否を決定するために追加的な資料の提出を要する場合であって、当該資料が、写真又は図面等であり、電子メールにより送信することが適当でない等の理由により、適切な回答を行うために、文書による事前教示を行うことが適当と判断される場合には、その旨及び理由を照会者連絡先電子メールアドレスに送信する。その他の手続等については、前記7―19の5―1の⑶のロ及びハ並びに⑷の規定を準用する。なお、電子メールにより回答を行う際には、前記7―19の5―1の⑶のハのからまでの注意事項を必ず連絡するものとする。

上記の切替えを行うことを照会者が希望する場合は、下記⑸による。

⑸　文書による照会に準じた取扱いへの切替え等

イ　切替えを希望する旨が記載された照会書による照会については、照会者が切替えを希望しているものとして取り扱う。

ロ　上記イの照会のうち、前記7―19の4の⑵のすべての要件を満たし、減免税の適用の可否について、文書で回答することが可能であると認められる場合に限り、切替えを行うことができる。

なお、検討部門は、切替えを行う対象に該当するかどうかについて、必要に応じて統括審査官（減免税総括部門）と協議するものとし、切替えの適切な運営の確保に努めるものとする。受付税関は、切替えの可否について可及的速やかに決定し、照会者に連絡することとする。

ハ　切替えを行う場合の手続等については、次による。

　切替えを行うときは、インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えた旨を電子メール本文に記入し照会者に送信する。

　切替え後の具体的な手続等については、文書による照会に係る手続に従うものとし、前記7―19の４の⑷から⑻までの規定による。なお、前記7―19の４の⑷のイのの規定中「受理税関」とあるのは「受付税関」と、前記7―19の４の⑷のハの規定中「照会を受理して」とあるのは「切替えを行って」と、前記7―19の４の⑹のイのの規定中「受理し」とあるのは「受け付け」と読み替えるものとする。

回答書の交付又は送達を行うに当たり、回答書を発出する旨を電子メールにより照会者に連絡するものとし、照会者が希望する場合には、当該電子メールに回答書の写しを電磁的記録として添付する。回答書の交付の方法として、照会者が、署所で回答書の交付を受けることを希望する場合は、照会者が希望する税関官署（受付税関以外の税関が管轄する税関官署を含む。）の窓口担当部門を通じて交付して差し支えない。また、照会者が電子メールによる回答書の受取りを希望する場合には、回答書を電磁的記録とした電子メールを送信することによって、回答書の交付又は送達があったものとして取り扱って差し支えない。

ニ　切替えを行わない場合の手続等については、次による。

　「インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができない旨のお知らせ（通知）（電子メールによる事前教示回答書兼用）（減免税回答用）」（C―1000―27）を作成し、これらを電磁的記録として電子メールにより送付することにより、切替えを行うことができない旨及び当該照会に対する回答の内容を照会者に対して連絡する。

　その他の具体的な手続等については、前記7―19の5―1の⑶のロ及びハ並びに⑷の規定を準用する。

[追加：平27第702号］

[一部改正：平29第570号、令2第1118号、令4第468号、令5第272号、令5第592号］

（個別申告書の事前審査）

7―20　個別申告書について、当該個別申告書に係る貨物を輸入しようとする者（以下本項及び次項において「輸入者」という。）が、納税申告前にこれを提出し、その審査（以下本項及び次項において「事前審査」という。）を求める場合は、これを行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する個別申告書は除く。

⑴　定率法第4条第1項第3号のイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの

⑵　後記67―4―1の規定による取扱いを受ける貨物に係るもの

⑶　定率法等の関税等の減免税の規定の適用を受ける貨物に係るもの

⑷　事前審査に必要と認められる書類（例えば、売買契約書、仕入書、加算又は控除額が確認できる帳票類等）の提出ができないもの

なお、前記7―9⑶イに掲げる場合であっても、輸入者が個別申告書を提出し、事前審査を求めることができることに留意する。

［追加：平9第613号］

［一部改正：平12第235号（項番号7―19を変更）、平12第652号、平16第349号、平21第368号、平23第411号］

（個別価申告書の事前審査の手続等）

7―21　前記7―20に規定する事前審査の手続は、次による。

⑴　事前審査に係る個別申告書の提出方法

輸入者は、貨物の納税申告を予定している官署（以下本項において「通関予定官署」という。）を管轄する税関に個別申告書を2部（原本、交付用）提出するものとする。

個別申告書のあて先欄には、当該個別申告書に係る貨物の納税申告を予定している官署名、申告年月日欄には納税申告の予定日を記入するとともに、当該申告書の関係税関名欄（以下｢事前審査欄｣という。）には事前審査である旨（例えば｢事前審査｣）を朱書きする。

なお、通関予定官署を経由して提出することが適当と認められる場合は、これを認めて差し支えないものとする。

⑵　事前審査に係る個別申告書の添付書類

個別申告書には、前記7―10に準ずる関係書類等を添付する。

⑶　事前審査に係る個別評価申告書の受付

個別申告書が提出された場合には、記載漏れがないこと、必要な書類が添付されていること等を確認して受け付ける。

事前審査に係る個別評価申告書を受け付けたときは、当該個別評価申告書の事前審査欄に記された｢事前審査｣等の朱書きの下に受付番号及び受付年月日を付す。

⑷　事前審査の処理

個別申告書の事前審査は、次により行うものとする。

イ　事前審査に係る個別申告書を受け付けた場合には、提出された書類その他の関係書類等に基づき、法令の規定に照らして記載内容が適切であることを審査する。

ロ　記載内容が適切でないときは、輸入者に対して補正を求めるものとし、審査のために必要な書類が不足しているときは、相当の期間を定めて、当該書類を提出するよう求める。

ハ　審査を終えたときは、個別申告書の「審査」の欄に審査印（C―5000、以下同じ。）を押なつし、１部に「交付用」と記入し、交付する。

なお、事前審査の終了後に、個別申告書の内容に変更が生じた場合には、輸入者からの申出を受けて、当該個別申告書の訂正を行う必要があるが、変更の内容によっては事前審査を取り消す場合があるので留意する。

⑸　事前審査に係る個別申告書の返却

上記⑷の審査において、次のような事情があり、審査を終了することができない場合には、個別申告書の「審査」の欄に審査印を押なつすることなく、当該申告書を輸入者に返却する。

イ　審査のために必要な書類が相当の期間内に提出されない場合で、申告が法令の規定に従ってなされているかどうか確認できないとき

ロ　審査において、課税価格の計算に係る法令の適用等について疑義があり、輸入者による説明及び提出書類によっても当該疑義が解明されないとき

ハ　事前審査に係る個別申告書の提出日と納税申告の予定日とが近接しているとき

ニ　事前審査の終了前に納税申告（予備申告を含む。）が提出されるとき当該申告書を返却する場合には、適宜の様式に個別申告書の返却となった理由を記載し、添付する。

なお、上記⑷の事前審査の終了後に内容が変更された場合は、審査印を抹消の上、同様に個別申告書の返却として処理する。

⑹　標準処理期間

事前審査に当たっては、個別申告書の申告年月日欄に記入された納税申告の予定日までに審査を終了するように努めるものとする。

⑺　通関予定官署が変更された場合の取扱い

イ　変更後の通関予定官署が同一税関の管内である場合

輸入者に事前審査に係る個別申告書のあて先欄の訂正を求める。

ロ　変更後の通関予定官署が他税関の管内となる場合

輸入者に交付済みの個別申告書の提出を求め、当該申告書の審査印等を抹消した上で、輸入者に返却する。

なお、輸入者からの希望があり、かつ、納税申告予定日までに一定の期間がある場合には、当該申告書の輸入者への返却に代えて、変更後の通関予定官署を管轄する税関に原本等を送付する。送付を受けた税関においては、上記⑴の規定による個別申告書の提出があったものとして、処理を行うものとする。

おって、事前審査の過程で通関予定官署が他税関の管内に所在する官署に変更された場合についても同様に取り扱うものとする。

［追加：平9第613号］

［一部改正：平12第235号（項番号7―20を変更）、平12第652号、平19第893号、平21第368号、平23第411号］

（関税率表及び原産地の統一的適用）

7―22　関税率表及び原産地の統一的適用に関する取扱いは、次による。

⑴　輸入申告に係る関税率表及び原産地の統一的適用

イ　所属区分及び原産地の審査上参考となる事項の確認

　輸入申告の際、当該申告に係る貨物の関税率表適用上の所属区分及び原産地（以下この項において「所属区分等」という。）の審査上参考となる事項（当該貨物の申告税関又は申告税関以外の税関において適用された所属区分等、事前教示実績に係る所属区分等、外国における取扱事例その他の参考事項をいう。以下この項において同じ。）がある場合には、申告者に当該事項を輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。

　上記の記載は、輸入申告の際に判明している限度において行わせるものであり、原則として、申告者にそのための特別な調査又は資料提供を要求するものではない。

なお、輸入（納税）申告書の税関記入欄に当該記載がない場合においても、輸入申告に係る貨物の所属区分等の審査上参考となる事項を聴取することが必要と認められるときは、当該事項の有無を確認し、必要に応じ、輸入（納税）申告書の税関記入欄に記載させるものとする。

　上記及びの記載は、継続的に輸入される貨物で、その所属区分等が明確なもの、スポット的に輸入される貨物であつてもその所属区分等につき疑義がないもの、包括審査済貨物その他関税率表及び原産地の適用上不統一を生ずるおそれが少ないと認められる貨物については要しないものとする。

　税関は、通関業者に対し、輸入者から貨物（上記に掲げるものを除く。）の通関に係る依頼を受ける場合には、極力、当該貨物の所属区分等の審査上参考となる事項の聴取に努めるよう、指導するものとする。

ロ　関係部門の協議及び通関処理

　輸入申告に係る貨物の所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、当該輸入申告の審査担当職員は、自部門の統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者。以下この項において同じ。）にその旨報告するものとする。（なお、上記イにより記載させた事項は、所属区分等の検討の際に考慮するものとする。）

　上記の報告がなされた貨物が次のいずれかに該当する場合には、統括審査官は、関税率表の解釈及び適用に係るものについては、自関の首席関税鑑査官等と、原産地認定の解釈及び適用に係るものについては、自関の首席原産地調査官等とそれぞれ協議の上、処理するものとする。

ⅰ　所属区分等につき、申告税関又は申告税関以外の税関の実績と不統一があり又は不統一が生ずるおそれのある貨物

ⅱ　所属区分等につき、申告者と意見が一致しない貨物

ⅲ　新規に輸入される貨物（所属区分等の決定が容易なものを除く。）

ⅳ　所属区分等につき、従来の取扱いを変更しようとする貨物（明白な誤りを訂正する場合等を除く。）

ⅴ　その他税関において本関に協議することを指定した貨物

　上記の協議を受けた首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等は、必要に応じ、関係する自関他部門の統括審査官又は他関の首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等に協議するものとする。

　上記に該当する輸入申告については、貨物の引取要件を満たしている限り、原則として、関税率表適用上の所属区分に係る検討を要する申告は輸入許可前引取り又は事後審査扱いにより処理し、原産地に係る検討を要する申告は輸入許可前引取りにより処理するものとする。なお、輸入許可前引取り又は事後審査の適切な管理に留意するものとする。

　所属区分等について検討を行うに当たっては、原則として、申告者の意見を聴取しておくものとし、当該検討により決定される所属区分等が申告者の意見と相違するものである場合には、原則として、申告者にその根拠を可能な限り具体的に説明するものとする。

⑵　総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議等

イ　総括関税鑑査官及び総括原産地調査官との協議

輸入申告に係る貨物の所属区分等を審査し又は決定するために必要な事務は、上記⑴に定めるとおり、当該輸入申告を受理した税関が行うものとする。ただし、当該貨物が次のいずれかの貨物に該当する場合には、関税率表の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括関税鑑査官と、原産地認定の統一的な解釈及び適用に関するものについては、総括原産地調査官とそれぞれ協議を行うものとする。

　所属区分等につき、2以上の税関の意見が相違する貨物

　所属区分等につき、申告者が税関と異なる意見を有し、特に慎重に検討する必要があると認められる貨物

　新規に輸入される貨物あって、所属区分等の決定が困難なもの

　従前に適用した所属区分等について疑義が生じ、これと異なる所属区分等を適用することについて特に慎重に検討する必要があると認められる貨物

　その他所属区分等について特に慎重に検討する必要があると認められる貨物

ロ　協議要領

上記の協議に係る事務は、次の要領により行うものとする。

　当該協議は、首席関税鑑査官等又は首席原産地調査官等を通じて行うものとし、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、当該協議を受けたときは、必要に応じ、その他の税関における取扱い等につき、把握した上、可及的速やかに処理するものとする。

　当該協議を行った貨物の所属区分等を決定するために必要な分析、貨物確認（貨物の関税分類を決定するために、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）その他の事実確認は、原則として、当該貨物に係る輸入申告を受理した税関が行うものとする。

　当該協議は、口頭その他の適宜の方法により行うものとする。

ハ　所属区分等の決定等

上記イただし書に規定する協議を行った場合には、当該協議の結果を当該貨物の所属区分等の決定とするものとする。なお、総括関税鑑査官は、当該協議案件が分類解釈の変更として処理されるものであったときは、協議結果をシステムに入力する際、当該品目分類協議案件記録票（回答書）の「指示事項」欄に「分類解釈の変更」と明記するものとする。

ニ　本省への報告

当該協議の際、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、必要に応じ、当該協議内容を本省に報告するものとする。

ホ　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官による情報の提供等

　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、上記イの協議対象貨物以外の貨物についても税関から関税率表の解釈及び適用又は原産地認定の解釈及び適用に関する照会を受けた場合には、可及的速やかに参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

　税関は、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官における上記の機能を円滑にするため、下記⑶のイの及びに定ある通報のほか、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に対し、輸入実績その他参考となる情報を適宜の方法により提供るものとする。

　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官と関税中央分析所は、関税率表の解釈及び適用に関する情報交換等、相互に密接な連携に努めるものとする。

ヘ　総括関税鑑査官又は総括原産地調査官は、関税率表又は原産地認定のなお一層の統一的な解釈及び適用を図るため、分類事例集その他の参考資料を作成し、本省及び他関に配布するものとする。（システムに登録されている情報を除く。）

ヘ　総括原産地調査官は、原産地に係るものについて、上記ハ、ニ及びホに準じて行うものとする。この場合において、「総括関税鑑査官」とあるのは「総括原産地調査官」と、「関税率表」とあるのは「原産地認定」と読み替えるものとする。

⑶　通関実績等の通報等

イ　通関実績等の通報

　税関は、自関で取り扱った輸入実績のうち、次に掲げるものについては、必要に応じ、本省、関税中央分析所、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関に対し通報するものとする（下記ⅰについては総括関税鑑査官又は総括原産地調査官への通報を要しない。）。

ⅰ　所属区分又は原産地を決定するため総括関税鑑査官又は総括原産地調査官に協議した貨物に係る実績

ⅱ　新規に輸入された貨物に係る実績（所属区分等の決定が容易なものを除く。）

ⅲ　その他所属区分等に係る通報が他関の参考になると認められる貨物に係る実績

　税関は、自関の部内会議又は他関との合同会議により、貨物の所属区分等について検討した場合には、当該会議の議事結果について、適宜、本省、総括関税鑑査官又は総括原産地調査官及び他関に通報するものとする。

　上記及びにより他関から通報を受けた実績に係る所属区分等と自関の輸入実績に係る所属区分等とが相違すること等の理由により、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記⑴のロに準じて処理するものとする。

ロ　不統一等の防止

　税関は、所属区分等について不統一を生じやすい品目の中から、調査対象品目を選定し、所属区分等の不統一の有無について適宜調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記⑴のロに準じて処理すものとする。

　税関は、事後調査の機会に、必要に応じ、輸入された貨物の所属区分等の不統一等の有無についても調査を実施し、その結果、所属区分等について慎重に検討する必要があると認められる場合には、上記⑴のロに準じて処理するものとする。なお、このため各税関の首席関税鑑査官等及び首席原産地調査官等は、事後調査部門との密接な連携に努めるものとする。

ハ　その他

税関は、輸入者、通関業者等が貨物の所属区分等の不統一の是正について容易に申し出ることができる環境を整備するよう努めるとともに、輸入者、通関業者等からの貨物の所属区分等の不統一等について申出があった場合には、上記⑴のロに準じて処理するものとする。

⑷　事前教示に係る関税率表の統一的適用

事前教示に係る関税率表及び原産地の統一的適用については、前記7―18から7―19―2による。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平14第960号、平17第805号、平18第395号、平18第794号、平18第832号、平19第519号、平25第222号、平29第868号］

（特例申告の方法）

7の2―1　特例申告の方法は次による。

1. 輸入の許可ごとに特例申告を行う場合

特例申告は、特例申告書（「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」(C―5025―1及びC―5025―2）の標題を「特例申告書」と訂正のうえ上部余白に「7条の2」と朱書きしたものをいう。以下同じ。）に、令第4条の2第1項に規定する事項を記載し、3通（原本、交付用、統計用）を輸入申告を行った税関官署又は当該税関官署を管轄する税関の本関に提出することにより行う。この場合において、前記7―4及び後記67―3―2の⑴ただし書の規定を準用する。

⑵　複数の輸入の許可に係る特例申告をまとめて行う場合（同一の輸入者に係るものに限る。以下「一括特例申告」という。）

上記⑴によるほか、以下の事項に留意する。なお、輸入の許可を受けた数量又は価格に変更があるもの、又は輸入の許可の際に貨物が置かれていた場所の所在地をその区域とする都道府県が同一でないものについては、当分の間、上記⑴により行うこととするので留意する。

　一括特例申告は、特例申告書の上部余白に「一括」と付記したものを使用する。

　統計品目番号、適用税率及び原産国が同一である場合には１欄にまとめて行う。

　一括特例申告書中「貨物の個数・記号・番号」欄には、特例輸入者（法第７条の２第１項に規定する特例輸入者をいう。以下同じ。）にあっては特例輸入者の承認番号、特例委託輸入者（同項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）にあっては認定通関業者（法第79条の２に規定する認定通関業者をいう。以下同じ。）の認定番号を記載するほか、それぞれ輸入許可を受けたときの申告番号及び保全担保（法第７条の８第１項の規定により提供される担保をいう。以下同じ。）の番号（同項の規定により担保の提供を命じられた場合に限る。）を記載する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平17第424号、平19第1207号、平20第346号、平21第368号］

（特例申告書の添付書類）

7の2―2　特例申告書には、次の書類を添付させる。

⑴　納付書（C―1010）(法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合を除く。）

⑵　法第9条の2第3項((期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長))の規定に基づき納期限を延長する場合は、関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書（C―1006）

⑶　定率法、暫定法等の規定により関税の軽減又は免除を受けようとする場合等、法令の規定により特例申告の際に特定の書類の提出を要することとされているときは、その書類

［追加：平12第652号］

［一部改正：平16第286号］

（特例申告書の受理及び審査）

7の2―3　特例申告書の受理及び審査に関する取扱いは、前記7―6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の⑴（審査印の押なつを除く。）、⑵イ、ニ、ヘ及びト並びに⑶と同様の処理を行う。なお、この場合において、申告書に添付された納付書への審査印の押なつ後は、納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書、領収控用、領収済通知書用）は申告者に返付することなく第4片（税関用）とともに収納担当部門に回付することとし、法第9条の2第3項に規定する納期限の延長に係る特例申告書にあつては、添付された関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書と特例申告書の納期限延長に係る税額等を対査し、納付書とともに収納担当部門に回付する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平16第286号、平16第349号］

（期限内特例申告書の訂正）

7の2―4　期限内特例申告書（提出期限内に提出された特例申告書をいう。以下同じ。）に記載した事項について、提出期限までに訂正しようとする者がある場合には、訂正後の事項を記載した特例申告書を提出することにより、既に提出した期限内特例申告書と差替えを認めて差し支えない。

この場合における手続は、次による。

⑴　訂正後の特例申告書の提出

訂正後の特例申告書の上部余白に「訂正」と記載させ、税額を記載する欄には、増（減）差税額を併せて朱書きにより記載し、既に提出した期限内特例申告書の写しとともに提出する。

なお、関税の納付後である場合には、訂正後の特例申告書に朱書きにより「納付済」と記載する。

⑵　納付書の提出

関税の納付後における訂正の場合にあっては、領収証書及び納付書（訂正により増加する税額がある場合に限るものとし、増加する税額を記載する。）を、関税の納付前における訂正の場合にあっては、訂正後の税額を記載した納付書及び先に返付された納付書（第1片から第3片まで）を訂正後の特例申告書と併せて提出する。

⑶　訂正後の特例申告書の受理及び審査

訂正後の特例申告書の受理及び審査は前記7の2―3と同様の処理を行う。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平20第346号］

（特例輸入者の承認申請手続）

7の2―5　法第7条の2第１項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記7の2―6までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C―9000）（以下この項から後記7の2―7までにおいて「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する担当部門（以下「特例輸入担当部門」という。）に提出することにより行わせる

ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記7の13―1までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記7の13―1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める承認申請書の提出先部門をいう。以下この項から後記7の13―1までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、当該承認申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

⑴　承認申請書には、令第4条の5第2項に規定する法第7条の5第3号に規定する規則（以下この項において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）を添付する。令第4条の5第3項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付する。

⑵　令第4条の5第1項第3号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化することができる。

イ　会社概況

ロ　社内の組織

ハ　申請者（その者が法人以外の者である場合に限る。）の性別、生年月日及び履歴

ニ　申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴

ホ　特例申告を行う予定の貨物の定率法別表の項又は号の番号及び関税法第70条第1項又は第2項に該当する他の法令の有無

ヘ　「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）別紙１の４①、③及び④に規定する特例申告貨物の保管施設又は蔵置場所

ト　直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況（後記7の8―1の⑶のイの①から⑤までに掲げる格付機関から格付を取得している法人にあっては、当該格付に関する資料を含む。）

チ　輸入業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」2⑴②に規定する担当者をいう。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

リ　税関手続（輸入貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所

ヌ　輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名

ル　法第94条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び書類の名称その他当該帳簿及び書類の保存に関する状況（当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存若しくは当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている場合又は当該書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えている場合には、その旨を含む。）

⑶　令第4条の5第3項ただし書に規定するその他の事由とは、特定輸出者（法第67 条の3第1項第1号の特定輸出者をいう。以下同じ。）若しくは特定保税承認者（法第50条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は法第42条第1項に規定する保税蔵置場の許可その他の法の規定に基づく税関長の行政処分を受けるための申請に際し、既に登記事項証明書（住民票その他の本人確認が可能な書類を含む。）を担当税関に提出している場合又は担当税関において法務省の登記情報連携システムを使用し、登記情報が入手されている場合をいうので留意する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平13第265号、平17第853号、平17第1360号、平18第395号、平19第420号、平19第1207号、平20第346号、平20第1146号、平21第368号、平28第403号、令3第500号、令3第754号、令5第273号、令5第594号］

（承認申請の撤回手続）

7の2―6　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」1通を担当税関の特例輸入担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平13第265号、平17第853号、平19第420号、令5第594号］

（承認等の通知）

7の2―7　令第4条の5第４項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

⑴　申請者への通知は、「特例輸入者承認書」（C―9010）又は「特例輸入者不承認通知書」（C―9020）（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。

⑵　承認書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門に提出があった日）から1月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により1月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平19第420号、平19第1207号、平20第346号、平23第793号、令5第594号］

（承認内容の変更手続）

7の2―8　令第4条の5第５項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C―9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行う。また、法第7条の5第１号イからチまでのいずれか又は法第７条の11第１項第２号から第４号までのいずれかに該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合はその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないこととするが、この場合においては、当該書面の提出があった署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。

⑴　法令遵守規則（業務手順書、規則第1条の3第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等補足資料含む。）に変更があっ場合

⑵　役員、代理人又は規則第1条の3第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合

⑶　特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙1の4①、③及び④に規定する、特例申告貨物の保管施設等又は蔵置場所に変更があった場合

⑷　特例申告貨物の管理（通関業務を含む。）を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合

［追加：平12第652号］

［一部改正：平13第265号、平17第853号、平19第420号、平19第1207号、平20第346号、平20第346号、平20第1146号、平21第368号、平30第923号、令5第594号］

（電子メールによる送信）

7の2―9　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

⑴　前記7の2―5の申請書及び添付書類

⑵　前記7の2―8の変更届及び添付書類

⑶　前記7の2―6、後記7の9－2又は7の13―１の申請書及び添付書類

⑷　後記7の10―1の届出書及び添付書類

［追加：平20第721号］

［一部改正：平29第442号、令5第594号］

（期限後特例申告）

7の4―1　期限後特例申告書（法第7条の4第2項に規定する期限後特例申告書をいう。以下同じ。）は、前記7の2―1に準じて記載等を行い、前記7の2―2に掲げる書類（⑵を除く。）を添付し、これを受理したときは、申告書原本の税関記入欄に「期限後申告」と朱書きし、前記7の2―3に準じて処理する。なお、期限後特例申告書を受理する際には、申告者に当該申告書を提出することとなった理由を聴取し、期限後特例申告書が提出された旨を特例輸入担当部門に通報する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平17第853号、平20第1146号］

（承認の審査）

7の5―1　法第7条の5に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平19第420号、平20第346号］

（改善措置の求め）

7の6―1　法第7条の6の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

⑴　輸入申告書又は特例申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合。

⑵　法第7条の2第2項の期限までに特例申告が行われなかった場合

⑶　法令遵守規則が適切に運用されていないと認められる場合

⑷　その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

［全部改正：平19第420号］

［一部改正：平20第346号］

（特例輸入者からの事情の聴取等）

7の6―2　前記7の6―1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特例輸入者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

［全部改正：平19第420号］

（特例輸入者に対する担保提供命令）

7の8―1　法第７条の８第１項の規定により特例輸入者に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。

⑴　同項に規定する「保全のため必要があると認めるとき」は、例えば次の場合とする。

イ　過去１年間において、過少申告加算税又は無申告加算税の加算税を課された場合

ロ　過去１年間において、期限後特例申告を行った場合

ハ　直近の決算（四半期決算を含む。）時における流動比率が100%を下回り、かつ、自己資本比率が30%を下回っている場合

　⑵　特例輸入者が上記⑴のイ又はロに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、法第7条の6の規定による改善措置の求めを行い、当該求めに当該特例輸入者が速やかに応じた場合等、特例申告貨物（法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）に係る関税、内国消費税及び地方消費税（以下この項及び後記7の8―2において「関税等」という。）の徴収上支障がないと認められる場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。

⑶　特例輸入者が上記⑴のハに掲げる場合に該当することとなった場合であっても、下記のいずれかに該当する場合は、担保の提供を求めないこととして差し支えない。

イ　以下のいずれかの格付機関から、Ａ格相当以上の格付を取得している者

①　株式会社格付投資情報センター（R&I）

②　株式会社日本格付研究所（JCR）

③　ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

④　スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービシズ

⑤　フィッチレーティングスリミテッド

ロ　四半期決算を行っている者であって、直近の四半期決算時における流動比率が100%を下回っているが、それが二期連続したものでない場合

ハ　特例輸入者に当該輸入者との間に完全支配関係がある親法人が国内に存在し、当該親法人が上記⑴のハに該当しない場合、又は上記イ若しくはロのいずれかに該当する場合

⑷　特例輸入者が上記⑴に該当する場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、原則として特例輸入者の承認を行った特例輸入担当部門の要請に基づき本関収納担当部門が行うものとし、据置担保（法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、一定の期間内において提供すべき担保を一の担保によりあらかじめ提供する場合の当該担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。

また、複数の官署において特例申告を行っている特例輸入者については、一括担保（二以上の税関官署において、輸出入・港湾関連情報処理システム（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（昭和52年法律第54号）第2条第1号に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保をいう。以下同じ。）により提供するものとする。

イ　担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」（C―1115）２通（原本、通知用）を作成し、うち１通（通知用）を担保の提供を命ずる特例輸入者に送達する。

ロ　担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、以下に掲げる額のうち、いずれか多い額を限度とする。

　上記⑴のイからハまでに該当することとなった日の属する月の翌月から１年の間において輸入しようとする貨物（申告納税方式が適用されるものに限る。下記及び後記7の8―2において同じ。）に課されるべき関税等で特例申告により納付する見込みの関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

　上記⑴のイからハまでに該当することとなった日の属する年の前年において輸入した貨物について、特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額が最も多い月の当該合計額

ハ　担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期間」は、１年（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、１年を超えて適当と認める期間）とし、その期間の初日は、当該担保提供命令通知書を発する日の翌日から起算して10日を経過し、かつ、20日を経過しない日であって、担保の提供に要する合理的な期間を勘案した適宜の日とする。

⑸　担保の提供を命ぜられた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、法第72条の規定により、特例申告貨物に係る貨物の輸入は許可されないこととなる。

この場合において、収納担当部門は直ちに特例輸入担当部門にその旨を通報するものとする。

［全部改正：平20第346号］

［一部改正：平20第1146号、平22第163号、平24第321号］

（特例委託輸入者に対する担保提供命令）

7の8－2　法第７条の８第１項の規定により、特例委託輸入者（法第７条の２第１項に規定する特例委託輸入者をいう。以下同じ。）に対し担保の提供を命ずる場合の取扱いは、次による。

⑴　法第７条の８第１項に規定する「保全のため必要があると認めるとき」とは、特例委託輸入者が行う輸入申告に係る貨物の価格の合計額が20万円を超える場合とする。

⑵　上記⑴に該当する輸入申告があった場合には、次により担保の提供を命ずる。なお、担保の提供命令は、当該輸入申告を受理した官署の収納担当が行う。

イ　担保の提供を命ずる場合には、「担保提供命令通知書」（C―1115）２通（原本、通知用）を作成し、うち１通（通知用）を担保の提供を命ずる特例委託輸入者に送達する。

ロ　担保提供命令通知書に記載する「提供すべき担保の額」は、貨物の価格に当該価格の10％を加算した額を基礎として算出した関税等の額とする。

ハ　担保提供命令通知書に記載する「提供すべき期間」は、特例申告に係る関税等の納付の日（法第９条の２第３項の規定により関税等の納期限が延長される場合には、当該納期限を延長した日。）までとする。

⑶　継続して貨物を輸入することを予定している特例委託輸入者から、輸入申告を行おうとする税関官署にあらかじめ担保の提供を行いたい旨の申出があった場合には、上記⑴の規定にかかわらず、前記7の8―1の⑵の規定に準じて、当該申出を行った者に対し法第７条の８第１項に規定する担保の提供を命ずることとして差し支えない。ただし、担保の提供命令は当該申出を受けた税関官署において行うものとし、「提供すべき担保の額」については、前記7の8－1の⑷のロに規定する額の２月分に相当する額を限度とする。

⑷　担保の提供を命ぜられた特例委託輸入者が当該命令に従わない場合の取扱いは、前記7の8―1の⑸前段の規定に準ずる。

⑸　担保の提供を命じた後当該担保が提供される前に当該命令に係る輸入申告が撤回された場合には、当該担保提供命令はその効力を失うこととなるので留意する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平27第702号］

（担保提供命令の変更）

7の8－3　法第７条の８第２項の規定により、提供を命じた担保の金額及び期間を変更する場合の取扱いは、次による。

⑴　特例輸入者に対して命じた担保の変更

イ　法第７条の８第１項の規定により担保の提供を受けた税関の収納担当部門は、毎月、特例申告により納付すべき関税等の額と同項の規定により提供された担保提供額との対査確認を行う。

また、担保の提供期間の満了時において、当該特例輸入者が満了時前１年間において前記7の8―1の⑴のイからハまでに掲げる場合に該当することとなっているか否かについて、特例輸入担当部門に確認を行う。

ロ　上記イの確認により、必要があると認められる場合には、次により特例輸入者に対して提供を命じた担保の金額又は期間を変更する。

　担保の金額又は期間を変更する場合には、「担保提供命令事項変更通知書」（C―1116）２通（原本、通知用）を作成し、うち１通（通知用）を当該担保を提供した特例輸入者に送達する。

　担保の金額を変更する場合において、担保提供命令事項変更通知書に記載する変更後の「提供すべき担保の額」は、上記イの規定により確認した特例申告により納付すべき関税等の額を限度とする。

　担保の期間を変更する場合において、担保提供命令事項変更通知書に記載する変更後の「提供すべき担保の期間」は、原則として変更前の期間が満了する日の翌日から、１年とする。

ハ　担保の金額の変更による増担保の提供については、後記9の11―1に規定する取扱いに準じて処理する。

ニ　担保の変更の通知を受けた特例輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記7の8―1の⑸の規定に準ずる。

⑵　特例委託輸入者に対して命じた担保の変更

イ　前記7の8―2の⑶の規定により担保を提供した特例委託輸入者に係る当該担保の変更については、上記⑴のイ前段、ロ及びハの規定を準用するこの場合において、これらの規定中「税関」とあるのは「税関官署」と読み替えるものとする。

ロ　担保の変更の通知を受けた特例委託輸入者が当該変更による増担保の提供を行わない場合の取扱いは、前記7の8－1の⑸前段の規定に準ずる。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平20第1146号、平27第702号、令5第273号］

（特例輸入者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義）

7の9―1　法第7条の9第1項に規定する特例輸入者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義は、次による。

⑴　法第7条の9第1項の規定により特例輸入者が備え付けることとされている特例輸入関税関係帳簿については、令第4条の12第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、特例輸入者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば仕入書に輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号を追記したものや、特例申告書の写しに仕出人名を追記したものであっても差し支えない。

⑵　令第4条の12第2項第2号に規定する「貨物の所属区分を明らかにする書類」とは、貨物の性状等を記載した成分分析表、仕様書等、同項第1号に掲げるもの以外のもので貨物の所属区分を明らかにする書類をいい、例えば次のようなものが含まれる。

イ　文書による事前教示の回答を受けている場合の当該事前教示回答書

ロ　個別の申告ごとに貨物の性状が明確に記載（例えば、「卑金属製スライドファスナー」（輸入統計品目番号9607.11-000））されている場合の当該書類

ハ　個別の申告において製品名が記載（例えば、TCEP）され、別途の書類に成分（トリスホスフェート100％、輸入統計品目番号2919.10-000）が記載されている場合の当該書類

ニ　個別の申告に係る仕入書に製品名及びコードが記載（例えば、ボールSUJ-22）され、別途の書類に詳細な性状が記載（ボールベアリングの玉であることが明示、輸入統計品目番号8482.91-000）されている場合の当該書類

ホ　個別の申告に係る仕入書に品名が記載（例えば、てん菜糖）され、別途の書類に詳細な成分が記載（例えば、乾燥状態におけるしょ糖の含有量が検糖計の読みで96度、輸入統計品目番号1701.12-100）されている場合の当該書類

⑶　令第4条の12第4項に規定する「特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し」とは、例えば、特例輸入関税関係帳簿に記載されている輸入の許可書の番号を特例輸入関税関係書類に付す方法、相互に関連する特例輸入関税関係帳簿と特例輸入関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等により、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係を確認することができるように整理することをいう。また、他の書類を確認すること等によって特例輸入関税関係帳簿の記載事項に関連する特例輸入関税関係書類が確認できる場合には、特例輸入関税関係帳簿の記載事項と特例輸入関税関係書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱う。

なお、令第4条の12第4項の規定は、法第7条の9第2項において準用する法第94条の2の規定により特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、同項において準用する法第94条の3の規定により特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルム並びに同項において準用する法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても適用されることに留意する。

⑷　令第4条の12第4項に規定する「第1項の帳簿及び第2項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平18第1580号、平19第420号、令3第754号]

（保存義務者に関する規定の準用）

7の9―2　特例輸入者が法第7条の9第2項において準用する法第94条の2から第94条の6までの規定に基づき、特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特例輸入関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記94の2―1から94の2―35まで及び94の5―1から94の5―8までの規定に準じて取り扱うものとする。.

［全部改正：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続）

7の10―1　令第4条の13の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。

⑴　届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C―9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。

⑵　「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載するものとする。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平13第265号、平17第424号、平17第853号、平19第420号、平20第346号、平20第1146号、平21第368号、平22第367号、令5第594号］

（失効後の義務）

7の11―1　法第7条の11第2項の規定に基づき、承認が失効した場合においても、輸入許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告、その関税等の納税の義務及び帳簿等の保存義務を免れることはできないので留意する。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平19第420号］

（承認の取消しの手続等）

7の12―1　法第7条の12第1項((承認の取消し))の規定に基づき特例輸入者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

⑴　法第7条の12第1項第1号ロの規定は次に掲げる場合は適用しない。

この場合において、やむを得ない事由により滞納した事実の確認は、特例輸入者から事情を聴取し、必要に応じ、事実を証する書類を提出したうえで行う。

イ　災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、特例輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により、納期限内に関税等を納付できなかった場合

ロ　修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に関税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該関税等を納付した場合

ハ　上記イ又はロに掲げる事実のほか、これらに類する事実でやむを得ない事由により滞納した場合

⑵　法第7条の12第1項第1号ハの規定は次に掲げる場合は適用しない。

イ　期限までに提出しなかった理由が災害によるものであると認められる場合

ロ　上記イに掲げる場合のほか、期限までに提出しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合

⑶　法第7条の12第1項第2号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。

⑷　令第4条の14の規定に基づく通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」（C―9050）を、交付することにより行うものとする。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平19第420号、平19第1207号、平20第346号、平21第368号］

（承継の承認申請手続等）

7の13―1　法第7条の13において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。

⑴　特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認申請書」（C―9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の特例輸入担当部門に提出することにより行わせるものとする。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例輸入担当部門に送付するものとする。

⑵　承継の承認申請書については、前記7の2―5⑴に規定する書類及び7の2―5⑵本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させ、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法（平成17年法律第86号）第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により設立される法人又は業務を譲り受ける法人にあっては、登記内容に変更が生じる場合には、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。なお、登記した旨を担当税関へ連絡し、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。

⑶　令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第4条の15第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は特例輸入者に係る貨物の輸入の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約若しくは業務の譲渡に係る契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。

⑷　合併等に係る承継の承認申請は、前記⑶に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。

イ　合併の場合には、合併しようとする法人の連名

ロ　分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認の承継

ハ　業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名

⑸　上記⑷に規定する申請については、上記⑵に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。

⑹　特例輸入者間の合併等の場合で各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貿易業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。

⑺　会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、本項に規定する承継の承認申請手続によらず、前記7の2―8に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。

⑻　承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認書」（C―9070）を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」（C―9080）を交付することにより行う。

［追加：平12第652号］

［一部改正：平13第265号、平17第268号、平17第853号、平18第395号、平19第420号、平19第1207号、平20第1146号、平21第368号、平28第403号、令3第500号、令5第594号］

（修正申告ができる期間）

7の14―1　法第7条の14第1項((修正申告))の規定により修正申告ができる期間は、当初の納税申告、その後の修正申告又はこれらに係る更正について、それぞれの更正があるまでの間であり、当初申告について修正申告をしようとしている間に更正を受けたような場合には、その更正について再更正があるまでは、その更正について修正申告ができるのであるから、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号（項番号7の2―1を変更）］

（修正申告の方法）

7の14―2　法第7条の14第1項に規定する修正申告は、次により行わせる。

⑴　修正申告は、令第4条の16第1項本文((修正申告書))に規定する｢関税修正申告書｣（C―1020）1通に同項後段((修正申告書の添付書類))に規定する書類を添付して行わせ、法第7条の14第2項((補正による修正申告))に規定する補正による修正申告は、その申告に係る貨物の関税の納付（納期限の延長に係るものにあつては、担保枠の確認。以下、本項並びに後記7の15―1及び7の16―2において同じ。）前に限り認めるものとし、その方法は、令第4条の16第2項((補正による修正申告の手続))に規定するところによる。

⑵　関税の納付後における修正申告の場合にあつては、その申告により増加する税額を記載した納付書を添付させ、関税の納付前における修正申告の場合にあつては、修正申告前の税額に係る納付書（納期限の延長（包括）に係るものにあつては、延長税額確認票（1片及び2片）。以下、本項並びに後記7の15―1、7の16―2の⑴から⑷及び⑹において同じ。）を修正申告後の税額に係る納付書に差し替えさせる。

なお、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する場合には、納付書の添付は要しない。ただし、関税の納付前における修正申告の場合で修正申告前の税額に係る納付書があるときは、これを添付させる。

⑶　修正申告の代理については、前記7―2（通関業者による代理申告）に準ずる。

［一部改正：昭63第1243号、平12第652号（項番号7の2―2を変更）、平16第286号、平29第868号］

（修正申告書の受理及び審査）

7の14―3　修正申告書の受理及び審査に関する取扱いは、次による。

⑴　修正申告書を受理した場合においては、同申告書の｢申告番号｣の欄に修正申告書の暦年ごとの受理一連番号を記載する。

⑵　修正申告書の審査が終了したときは、輸入（納税）申告書等原本の｢税関記入欄｣に修正申告書の申告番号及び申告年月日を記載するとともに、修正申告書に添付された納付書につき前記7―6（輸入（納税）申告書等の受理及び審査）の⑵と同様の処理を行う。また、納税された場合には、修正申告書の｢収納｣欄に収納印（C―5000）を押なつする。なお、関税法第6条の3の規定に基づき郵送等により提出された場合における修正申告をした日は、郵送等により提出された郵便物等の通信日付印により表示された日となるので留意すること。

⑶　修正申告による増差税額に係る資金徴収簿及び収納管理簿については、前記7―6の⑶に準ずる。

［一部改正：平9第271号、平12第652号（項番号7の2―3を変更）、平28第403号］

（更正の請求の手続）

7の15―1　法第7条の15第1項の規定による更正の請求については、当該更正の請求に係る貨物についての法第7条第1項の申告又は法第1条の14第1項の修正申告をした税関官署の長に対して行わせるものとし、次により取り扱う。

⑴　更正の請求は、｢関税更正請求書｣（C―1030）1通に令第4条の17第2項に規定する書類を添付して税関に提出することにより行うが、その更正の請求が関税の納付前に行われる場合には、更正の請求の手続を求めるまでもなく、法第7条の16第1項の規定による税関の減額更正として処理して差し支えない。

⑵　関税の納付前における更正の請求の場合にあっては、更正の請求前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替えさせる。

⑶　更正の請求が、さきに更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求である場合においては、その請求の対象となっている更正に係る更正通知書を添付するよう求める。

⑷　更正の請求の代理については、前記7―2（通関業者による代理申告）に準ずる。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号（項番号7の3―1を変更）、平20第721号、平29第570号］

（更正請求書の受理及び調査）

7の15―2　更正請求書の受理及び調査に関する取扱いは、次による。

⑴　更正請求書を受理した場合における同請求書の｢請求番号｣の欄の記載については、前記7の14―3（修正申告書の受理及び審査）の⑴と同様とする。

⑵　更正請求書が提出された場合においては、その請求書が法第7条の15第1項の規定により、更正の請求ができる期間内に提出されたものであるかどうか等を十分に審査し、その請求が適法に行われたものであるときは、その請求に係る理由について調査する。

［一部改正：平12第652号（項番号7の3―2を変更）］

（更正をしない場合の決議）

7の15―3　更正の請求があつた場合において、税関においてその請求に係る税額等について調査した結果、更正をすべき理由がないと認めたときは、｢更正をしないことの通知書｣（C―1050）（原本）により、その決議を行う。

［一部改正：平12第652号（項番号7の3―3を変更）］

（更正をしない旨の通知）

7の15―4　法第7条の15第2項((更正の請求に対する措置))の規定による更正をすべき理由がない旨の通知は、｢更正をしないことの通知書｣（通知用）を更正の請求をした者に送達することによつて行う。この場合において、その通知に係る更正の請求が、さきに更正通知書の発せられた更正に対するものであるときは、前記7の15―1の⑶により添付された更正通知書を更正の請求をした者に返付する。

［一部改正：平12第652号（項番号7の3―4を変更）］

（更正をしない場合の輸入（納税）申告書等の処理）

7の15―5　更正の請求があつた場合において、更正をしないこととなつたときは、輸入（納税）申告書等の原本の｢税関記入欄｣に更正請求書の請求番号及び請求年月日並びに更正をしないことの通知書の番号及び年月日を記載する。

［一部改正：平12第652号（項番号7の3―5を変更）］

（更正又は決定を行う場合）

7の16―1　法第7条の16第1項から第3項まで((更正及び決定))の規定による更正又は決定についての留意事項等は、次のとおりである。

⑴　同条第1項((当初の更正))の｢申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたとき｣及び｢その他当該税額等がその調査をしたところと異なるとき｣の意義は、前記6の2―1（申告納税方式に関する用語の意義）に準ずる。

⑵　同条第2項((決定))の貨物（納税申告が必要とされる貨物で、その輸入の時までに申告がなかつたもの）につき法第118条第1項((没収))又は第2項((追徴))の規定による没収又は追徴が行われた場合には、同条第4項((没収又は追徴があつた場合の非課税))の規定に基づき決定を行わないことになる。

なお、刑の確定に長期を要する場合には、前もつて決定の手続によつて徴税の確保をすることができるので留意する。

⑶　同条第3項((再更正))の規定による更正は、納付すべき税額等の確定手続として、2回以上行うことができる。

⑷　更正又は決定により納付すべき税額又は過誤納金が生じない場合には、更正又は決定をしても実益がないので、これらを省略する。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号（項番号7の4―1を変更）］

［関連：昭48蔵関第291号（評価申告の再審査等の結果行う申告税額等の更正等の取扱いについて）

（更正の手続）

7の16―2　法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正の手続は、次による。

⑴　更正を行おうとする場合には、次により更正の決議を行う。

なお、納税申告に係る納付後の更正に伴って過誤納金が生ずる場合には、その過誤納金の還付決議を併せて行い、下記⑷の更正通知書（支払決定用）を支払事務担当部門に送付する。

イ　納税申告に係る納付前に行われるものであるときは、輸入（納税）申告書等（原本）により更正の決議を行う。

ロ　納税申告に係る納付後に行われるものであるときは、下記⑷の更正通知書（原本）により更正の決議を行う。

ハ　上記イ及びロにかかわらず、法第7条の15第1項の規定による更正の請求に基づくものであるときは、更正請求書（原本）により、更正の決議を行う。

⑵　納税申告に係る納付前における減額更正は、原則として法第7条の16第4項ただし書に規定する更正の方法によって行い、納税申告に係る税額の納付前における増額更正に該当することとなる場合には、法第7条の14第2項に規定する補正による修正申告の手続によるよう指導する。

1. 納税申告に係る税額の納付前における更正の場合には、更正前の税額に係る納付書を更正後の税額に係る納付書に差し替える。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法（税関関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第7号。後記9の4―3及び9の4―4において「税関手続オンライン化省令」という。）第6条第1号に規定する方法に限る。以下この章において同じ。）による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、更正前の税額に係る納付書があるときは、これを提出する。

⑷　法第7条の16第4項の規定に基づく更正通知書の送達は、令第4条の18第1項に規定する記載事項を記入した｢関税更正通知書｣（C―1040）3通（原本、通知用、支払決定用）を作成し、うち1通（通知用）を納税申告をした者に送達して行う。ただし、納税申告に係る税額の納付前における更正及び納税申告に係る納付後における増額更正の場合にあっては、支払決定用の更正通知書は作成するに及ばない。

⑸　送達する更正通知書が納税申告に係る税額の納付後における増額更正に係るものであるときは、税関において増額更正に係る納付書の第1片から第4片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用、税関用）に所要の記入を行い、その各片に更正通知書の番号を付記するとともに、その第3片（領収済通知書用）の｢納付の目的｣欄の下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを更正通知書に添付して納税申告をした者に送達する。ただし、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達する。

また、その更正通知書が、先に更正通知書の発せられた更正に対する更正の請求に基づく再更正に係るものであるときは、前記7の3―1の⑶により添付した更正通知書の余白に当該再更正に係る通知書の番号及び年月日を付記した上、これを当該再更正に係る通知書に添付して送達する。

⑹　法第7条の16第4項ただし書の規定による納税申告に係る税額の納付前の減額更正は、輸入（納税）申告をした者が税関の窓口にいる場合には、その者に輸入（納税）申告書に記載した税額等を是正させ、その是正箇所に税関の審査印を押なつし、それ以外の場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつし、それぞれ上記⑶により差し替えた是正後の税額に係る納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用）（第3片は、税関の審査印を押なつしたもの）を輸入（納税）申告をした者に送達することにより行う。ただし、当該減額更正が輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係るものである場合には、輸入（納税）申告書に記載された税額等を税関において是正の上、その箇所に税関の審査印を押なつするとともに、上記⑷に準じて更正通知書を送達することにより行う。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号（項番号7の4―2を変更）、平16第286号、平20第1146号、平22第163号、平22第367号、令元第1717号、令3第504号］

［関連：関基7の17―1⑷］

（更正をする場合の納付書及び輸入（納税）申告書等の処理）

7の16―3　法第7条の16第1項((更正))又は第3項((再更正))の規定による更正を行う場合における納付書及び輸入（納税）申告書等の処理は、次による。

⑴　法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正を行う場合（法第7条の16第4項ただし書の規定により税関が所要の是正を行う場合を含む。）には、税関において輸入（納税）申告書等（原本）を朱書により訂正し、その訂正箇所に審査印を押なつするとともに、当該申告書の｢税関記入欄｣に更正通知書の番号（更正通知書が発せられる場合に限る。）及び更正年月日を記入する。この場合において、当該更正が法第7条の15第1項の規定による更正の請求に基づくものであるときは、その更正請求書の番号及び請求年月日を、当該更正が法第7条の16第4項ただし書の規定による是正による減額更正であるときは、是正による減額更正である旨を、それぞれ併せて記入する。

⑵　法第7条の16第1項又は第3項の規定による更正が、納税申告に係る税額の納付後における減額更正である場合においては、上記⑴による処理のほか、その更正前の税額に係る納付書の第4片（税関用）に誤納額を朱書する。

⑶　前記7―6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）⑵へ及び⑶の規定は、増差税額又は減差税額に係る納付書の第4片について準用する。

［一部改正：平9第271号、平12第652号（項番号7の4―3を変更）］

（決定の手続）

7の16―4　法第7条の16第2項((決定))に規定する決定の手続は、次による。

⑴　決定を行おうとする場合には、令第4条の18第2項((決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した｢関税決定通知書｣（C―1040）3通（原本、通知用、（統計用）を作成し、うち1通（原本）により決定の決議を行う。

⑵　法第7条の16第4項の規定による決定通知書の送達は、上記⑴の決定通知書（通知用）を輸入者に送達して行う。

⑶　決定通知書を送達する場合には、税関において納付書の第1片から第4片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用、税関用）に所要の記載を行い、その各片の｢申告番号｣欄に決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領収済通知書用）の｢納付の目的｣欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを決定通知書に添付して輸入者に送達する。この場合においては、前記7の16―2（更正の手続）⑸前段ただし書の規定を準用する。

⑷　決定通知書（統計用）の｢理由その他附記事項｣欄には、決定に係る貨物が従価税品の場合にあつては、輸入統計品目表（昭和62年大蔵省告示第94号）に定める数量単位による数量、従量税品の場合にあつては、CIFによる価格及びその貨物の原産地を記入する。

⑸　前記7―6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）⑵へ及び⑶の規定は、決定税額に係る納付書の第4片について準用する。

［一部改正：平9第271号、平12第652号（項番号7の4―4を変更）、平16第286号］

（輸入許可前引取扱貨物に係る税額等の通知）

7の17―1　法第7条の17((輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知))の規定による輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知については、次による。

⑴　同条の規定による通知は、令第5条((輸入の許可前に引き取られた貨物に係る税額等の通知))に規定する事項を記載した｢輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書｣（C―1060）2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を輸入許可前引取りの承認を受けた者に送達することにより行う。

⑵　上記⑴により通知を行つた場合には、輸入（納税）申告書（原本）の｢税関記入欄｣に納付通知書の番号及び通知の年月日を記載する。

⑶　輸入許可前引取りの承認を受けた貨物が当初申告どおり免税となる場合又は納付すべき税額がない場合には、上記⑴にかかわらず後記67―3―18（輸入許可書の交付）に規定する輸入許可書によつて通知する。

⑷　輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等につきその納税申告に誤りがあると認めた場合には、法第7条の16第1項の規定による更正を行うこととなるので、上記⑴の通知書によることなく、法第7条の16第4項の規定による更正通知書を送達することになるから、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平12第652号（項番号7の5―1を変更）、平17第1218号、平18第395号、平22第367号］

［関連：関基7の16―2⑹］

第3節　賦課課税方式による関税の確定

（賦課決定の手続）

8―1　法第8条第1項の規定による賦課決定の手続は、次による。

⑴　賦課決定を行おうとする場合には、次により賦課決定の決議を行う。

イ　輸入申告があったときは、その申告書に税額等を記入（誤りがあったときは、訂正）し、これに審査印（C―5000）を押なつすることにより賦課決定の決議を行う。

ロ　輸入申告がなかったときは、下記⑵の賦課決定通知書（原本）により賦課決定の決議を行う。

⑵　同条第4項の規定による賦課決定通知書の送達は、同項及び令第6条第1項((賦課決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した｢関税賦課決定通知書｣（C―1040）（国際郵便物（法第76 条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記8―3の⑴及び8―8において同じ。）に係る場合であって電算処理する場合には、｢関税（再）賦課決定通知書｣（C―1041）を使用する。）を2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（通知用）を納税義務者に送達して行う。

⑶　賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があった場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第8条第1項第1号イに該当するものとして処理して差し支えない。

なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第4項）ので、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平2第294号、平9第828号、平20第1331号、平21第1097号］

［関連：特例基12―4］

（加算税に係る賦課決定の手続）

8―2　法第8条第2項の規定による加算税に係る賦課決定の手続は、次による。

⑴　加算税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税をいう。以下この項から8―9までにおいて同じ。）に係る賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第2項に規定する記載事項を記入した｢関税の加算税賦課決定通知書｣（C―1045）2通（原本、通知用）（通関担当部門以外の部門の調査により賦課決定を行う場合には、1通を加える。）を作成し、うち1通（原本）に「関税の加算税賦課決定明細書」（C―1046）を添付して賦課決定の決議を行う。

⑵　法第8条第4項の規定による加算税賦課決定通知書の送達は、上記⑴の加算税賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。

⑶　加算税賦課決定通知書を送達する場合には、税関において納付書（C―1010）の第1片から第4片まで（納付書・領収証書用、領収控用、領収済通知書用、税関用）に所要の記載を行い、上記⑴により作成した加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書とともに収納担当部門に回付する。

⑷　回付を受けた収納担当部門は、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書を点検精査のうえ、納付書の各片の「申告番号」欄に加算税賦課決定通知書の番号を記入するとともに、その第3片（領収済通知書用）の「納付の目的」欄下部余白に審査印を押なつした上、第1片から第3片までを加算税賦課決定通知書（通知用）に添付して納税義務者に送達する。この場合においては、前記7の16―2⑸前段ただし書の規定を準用する。

⑸　加算税に係る納付書の第4片の取扱いについては、前記7―6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）⑵のへ、⑶及び⑷の規定を準用する。

⑹　法第12条の2第4項第1号の規定に基づき、正当な理由があると認められる事実により加算税を徴収しない場合には、上記(1)に準じた決議を行う。この場合において、加算税賦課決定通知書及び加算税賦課決定明細書の記載事項のうち、必要がないと認められる事項についてはその記入を省略して差し支えない。

ただし、後記12の2―17の⑸に該当する場合はこの限りではない。

［追加：平9第828号］

［一部改正：平13第255号、平16第286号、平17第1070号、平28第1285号、令3第754号］

（再賦課決定の手続）

8―3　法第8条第3項((再賦課決定))の規定による再賦課決定（加算税に係るものを除く。以下この項において同じ。）の手続は、次による。

⑴　再賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第3項((再賦課決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した｢関税再賦課決定通知書｣（C―1040）（国際郵便物に係る場合であつて電算処理する場合には、｢関税（再）賦課決定通知書｣（C―1041）を使用する。）2通（原本、通知用）を作成し、うち1通（原本）により再賦課決定の決議を行う。

⑵　法第8条第4項((再賦課決定通知書))の規定による再賦課決定通知書の送達は、上記⑴の再賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。

⑶　再賦課決定により納付すべき税額が増加することとなる場合には、その増加する税額に係る再賦課決定通知書に納税告知書を添付して送達する。

⑷　再賦課決定により納付すべき税額が減少することとなる場合において、さきの賦課決定に係る税額が納付済であるときは、再賦課決定による減差税額を通知し、所定の手続により過誤納金を還付する。この場合において、さきの賦課決定に係る税額がいまだ納付されていないときは、再賦課決定による減少後の税額を記載した納付書（C―1080）（以下｢納付書（賦課課税用）｣という。）を併せて送達する。

［一部改正：昭61第587号、平9第828号］

（加算税に係る再賦課決定の手続）

8―4　加算税に係る法第8条第3項((再賦課決定))の規定による再賦課決定の手続は、次による。

⑴　加算税に係る再賦課決定を行おうとする場合には、令第6条第4項((加算税再賦課決定通知書の記載事項))に規定する記載事項を記入した｢関税の加算税賦課決定通知書｣（C―1045）2通（原本、通知用）（通関担当部門以外の部門の調査により再賦課決定を行う場合には、1通を加える。）を作成し、うち1通（原本）により再賦課決定の決議を行う。

⑵　法第8条第4項((再賦課決定通知書))の規定による加算税再賦課決定通知書の送達は、上記⑴の加算税賦課決定通知書（通知用）を納税義務者に送達して行う。

⑶　加算税に係る再賦課決定により納付すべき税額が増加することとなる場合には、その増加する税額に係る加算税再賦課決定通知書に納付書（C―1010）を添付して送達する。この場合において、前記8―2⑶及び⑷の規定を準用する。

⑷　加算税に係る再賦課決定により納付すべき税額が減少することとなる場合において、先の加算税に係る賦課決定に係る税額が納付済であるときは、加算税に係る再賦課決定による減差税額を通知し、所定の手続により過誤納金を還付する。また、先の加算税に係る賦課決定に係る税額がいまだ納付されていないときは、加算税に係る再賦課決定による減少後の税額を記載した納付書（C―1010）を併せて送達する。この場合において、前記8―2⑶及び⑷の規定を準用する。

［追加：平9第828号］

（特殊な場合における賦課決定通知書の送達）

8―5　法第9条の3第1項第2号に掲げる関税について、法第8条第4項本文の規定による賦課決定通知書の送達は必要であるので、留意する。

ただし、この場合において、貨物の公売又は売却の際における当該貨物の所有者が不明のときは、当該通知書は、公売代金等を保管する税関の歳入歳出外現金出納官吏あて送達するものとする。

なお、法第9条の3第1項第1号に掲げる関税については、後記77―4―1（国際郵便物課税通知書の送付）国際郵便物課税通知書が賦課決定通知書とみなされることになっている。

［一部改正：昭51第1006号、昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号、平9第828号、平20第346号、平20第1331号］

（賦課決定をした場合の輸入申告書の処理）

8―6　輸入申告があつた貨物について法第8条第1項の規定による賦課決定を行つた場合においては、輸入申告書（原本）の｢税関記入欄｣に納税告知番号及び告知年月日（賦課決定通知書を送達した場合は、その通知番号及び通知年月日）を記入する。

［一部改正：平9第828号］

（加算税に係る賦課決定をした場合の修正申告書等の処理）

8―7　法第8条第2項の規定による加算税に係る賦課決定を行つた場合においては、当該加算税の納付の起因となつた修正申告に係る修正申告書（原本）の｢税関記入欄｣又は当該加算税の納付の起因となつた決定若しくは更正に係る決定通知書（原本）若しくは更正通知書（原本）の｢理由その他付記事項｣欄に当該加算税に係る賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を記載する。

また、当該加算税の納付の起因となつた関税について納税申告があつた場合においては、輸入（納税）申告書等（原本）の｢税関記入欄｣（法第7条の16第2項の規定による決定が行われた場合においては、決定通知書（原本）の｢理由その他付記事項｣欄）に当該加算税に係る賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を記入する。

［追加：平9第828号］

［一部改正：平12第652号］

（再賦課決定した場合の処理）

8―8　法第8条第3項の規定による再賦課決定を行った場合においては、再賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を輸入（納税）申告書等の｢税関記入欄｣（輸入申告のない場合は、賦課決定通知書の｢理由その他付記事項｣欄）に記入する。

なお、国際郵便物に係る再賦課決定を、通関情報総合判定システム（課税業務機能）（以下「外郵システム」という。）を用いて行う場合は、この限りでない。

［一部改正：平9第828号、平12第652号、平21第1097号］

（加算税に係る再賦課決定をした場合の修正申告書等の処理）

8―9　加算税に係る再賦課決定を行つた場合においては、当該再賦課決定により変更する賦課決定に係る加算税賦課決定通知書（原本）の｢理由その他付記事項｣欄及び当該変更する賦課決定に係る加算税の納付の起因となった修正申告に係る修正申告書（原本）の｢税関記入欄｣又は当該変更する賦課決定に係る加算税の納付の起因となった決定若しくは更正に係る決定通知書（原本）若しくは更正通知書（原本）の｢理由その他付記事項｣欄に当該再賦課決定に係る再賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を記載する。

また、当該再賦課決定に係る加算税の納付の起因となった関税について納税申告があつた場合においては、輸入（納税）申告書等（原本）の｢税関記入欄｣（法第7条の16第2項の規定による決定が行われた場合においては、決定通知書（原本）の｢理由その他付記事項｣欄）に当該再賦課決定に係る再賦課決定通知書の通知番号及び通知年月日を記入する。

［追加：平9第828号］

［一部改正：平12第652号］

第4節　関税の納付及び徴収

（申告納税方式による関税の一般的納期限）

9―1　申告納税方式による関税の一般的な納期限は、法第9条第1項((一般的な納期限))の規定により｢貨物を輸入する日まで｣とされているが、関税を納付すべき貨物については、法第72条((関税等の納付と輸入の許可))の規定により、その関税の納付後でなければ輸入を許可しないことになつているので、実際には輸入の許可の時までに関税を納付しなければならないことになるから、留意する。

輸入の許可前において修正申告又は更正があつた場合の関税についても、同様である。

（納期限の記載）

9―2　法第9条第1項の規定により、｢貨物を輸入する日｣が納期限とされる場合においては、その納期限前に発する更正通知書には納期限を記載するに及ばない。

同条第2項((特別の場合の納期限))の規定により、同項各号に掲げる日が納期限とされる場合にあつては、同項第1号、第2号及び第4号((特例申告又は修正申告に係る納期限))を除き、それぞれの号に規定する各種の通知書にその納期限を記載する（納期限が休日に当たるときは、法第2条の2((期間の計算及び期限の特例))により国税通則法第10条((期間の計算及び期限の特例))の適用があることに留意する。以下後記9の3―2（納税告知書の納期限の記載）の⑵及び13の2―1（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）において同じ。）。

［一部改正：昭63第1243号、平8第273号、平12第652号］

（納期限の延長申請の受理）

9の2―1　法第9条の2((納期限の延長))に規定する納期限延長申請書の受理の手続は、次による。

⑴　法第9条の2第1項((個別の納期限の延長))に規定する個別納期限延長申請は、令第7条第1項に規定する事項を記載した｢関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（個別）申請書｣（C―1003）2通を輸入（納税）申告をする税関官署に提出させるものとする。

なお、当該個別納期限延長申請は、輸入許可の時までに行わせる。

⑵　法第9条の2第2項((包括の納期限の延長))に規定する包括納期限延長申請は、令第7条第2項に規定する事項を記載した｢関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（官署別）｣（C―1004）又は｢関税（消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（包括）申請書（一括）｣（C―1005）2通を輸入（納税）申告を予定する税関官署に次により提出させるものとする。

なお、当該包括納期限延長申請は、納期限の延長の適用を受けようとする特定月の前月末日までに包括納期限延長を行い得る期間を勘案して行わせる。

イ　一の税関官署で使用する担保を提供し、包括納期限延長申請を行う場合は、当該税関官署に提出させる。

ロ　一括担保を提供し、包括納期限延長申請を行う場合は、当該二以上の税関官署のいずれか一の税関官署に提出させる。

⑶　法第9条の2第3項((期限内特例申告書を提出した場合の納期限の延長))に規定する納期限の延長（以下「特例申告納期限延長」という。）申請は、令第7条第3項に規定する事項を記載した「関税（内国消費税及び地方消費税兼用）納期限延長（特例申告）申請書」（C―1006）2通を特例申告書の提出期限までに特例申告をする税関官署に提出させるものとする。

［全面改正：平7第886号］

［一部改正：平9第186号、平9第271号、平11第800号、平12第235号、平12第652号、平16第349号］

（納期限の延長の手続）

9の2―2　法第9条の2((納期限の延長))に規定する納期限延長申請の手続は、次による。

⑴　前記9の2―1の⑴の申請書の提出があつた場合には、申請書の政令記載事項の確認及び納期限の延長に係る税額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は、当該延長をするものとし、その旨申請者に通知する。

なお、担保の評価については、延長の通知を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。

⑵　前記9の2―1の⑵又は⑶の申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、政令記載事項の確認及び特定月において輸入しようとする貨物に係る関税の合計額と提供される担保の評価額との対査を行い、適正と認められる場合は、納期限の延長をするものとし、その旨申請者に通知する。なお、担保の評価については、延長の通知を行うときまでに終了することとなるので、担保を提供させる時期については留意する。

［追加：昭63第1243号］

［一部改正：平2第98号、平12第652号、平16第349号］

（包括納期限延長を受けた延長税額の納付手続）

9の2―3　法第9条の2第2項に規定する納期限の延長を受けた延長税額の納付手続については、次による。

⑴　同項の延長をする旨の通知を受けた者は、特定月において納期限の延長が適用された輸入申告に係る次に掲げる事項を記載した｢納付明細書｣（C―1007）2通を、当該特定月の翌月末日又は延長後の納期限若しくは納付予定日の10日前のいずれか早い日までに納付書（C―1010）に添えて輸入申告をした官署に提出しなければならない。

イ　住所及び氏名又は名称

ロ　納期限の延長が適用された特定月

ハ　納期限の延長が適用された輸入貨物に係る輸入許可年月日、輸入申告番号、延長された税額

ニ　その他参考となる事項

⑵　納付明細書に添付された納付書に記載された税額と延長税額（法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する税額があるときは、当該税額を差し引いた税額）との対査が終了したときは、納付書の第3片(領収済通知書）の「納付の目的」欄の下部余白に審査印を押なつするとともに納付書の第1片から第3片まで（納付書・領収証書、領収控、領収済通知書）を提出者に返付する。なお、法第9条の4ただし書に規定する財務省令で定める方法により納付する税額があるときは、当該税額に係る「納付番号通知情報」を通知する。

［追加：昭63第1243号］

［一部改正：平7第200号、平7第886号、平16第286号、平16第349号］

（納税の告知の方法）

9の3―1　法第9条の3第2項((納税の告知の方法))に規定する納税告知書は、｢納税告知書｣（C―1070）による。

なお、納税の告知に係る税額を分割納付する場合にあつては、納付書（賦課課税用）によることになるので留意する。

［一部改正：昭63第1243号］

［関連：特例基12―4］

（納税告知書の納期限の記載）

9の3―2　法第9条の3第2項の規定により納税告知書に記載すべき納期限については、次による。

⑴　令7条の2第1項第1号の規定により輸入の日を納期限とする場合にあつては、納税告知書に納期限を記載するに及ばない。

⑵　令第7条の2第1項第2号((納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日を納期限とする場合))の規定により納税告知書の送達に要すると見込まれる期間を経過した日を納期限とする場合にあつては、納税告知書を発する日の翌日から起算して7日目を納期限として記載する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、令3第262号］

（納付場所の指定）

9の3―3　法第9条の3第2項の規定により納税の告知をする場合における納付場所の指定については、次による。

⑴　同項本文((納税告知書による納税の告知))の規定により納税告知書を送達する場合においては、原則として日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。以下同じ。）のいずれの店舗においても納付できるように指定する。ただし、早急に納付を確認する必要がある場合には、特定の店舗を指定する。

⑵　同項ただし書((口頭による納税の告知))の規定により口頭によつて納税の告知を行う場合にあつては、所轄の国税収納官吏を納付場所として指定する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、昭63第1243号］

（納税告知書第4片等の用途）

9の3―4　納税の告知をした後における納税告知書の第4片（税関用）等の用途については、次による。

⑴　法第9条の3第2項本文の規定により納税告知書を送達した場合においては、同告知書の第4片（税関用）を整理資金規則第22条第1項((資金徴収簿))の規定による資金徴収簿として使用する。

⑵　同条第1項第2号((公売代金等をもつて充てる関税))に掲げる関税については、納税の告知を必要としないので、この場合には、賦課決定通知書（原本）の写しを資金徴収簿及び同条第3項((特定地方税収納管理簿))の規定による収納管理簿として使用する。この場合において、前記7―6（輸入（納税）の申告書の受理及び審査）⑵への規定を準用する。

⑶　同条第2項ただし書の規定により口頭による納税の告知を行つた場合にあつては、徴税に係る明細書等（例えば、旅具徴税調書）を資金徴収簿及び収納管理簿として使用する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号］

（徴収決定済額の登記）

9の3―5　賦課課税方式が適用される貨物（郵便物を除く。）について整理資金規則第8条第1項((調査決定))の規定による徴収の決定を行つた場合における徴収決定済額の資金徴収簿への登記については、前記7―6（輸入（納税）申告書の受理及び審査）の⑶に準ずる。

［一部改正：昭63第1243号］

（納税の告知をする者）

9の3―6　法第9条の3第1項((納税の告知))の規定により納税の告知をする者は、整理資金法第8条((国税収納命令官))及び第13条の2((事務の代理等))の規定に基づく国税収納命令官、国税収納命令官代理、分任国税収納命令官又は分任国税収納命令官代理であり、その範囲は、整理資金規則第4条((国税収納命令官等の指定官職))に定めるところによる。

［一部改正：昭63第1243号］

（関税の納付に関する用語の意義）

9の4―1　法第9条の4((納付の手続))にいう｢金銭｣及び｢関税の収納を行う税関職員｣の意義は、それぞれ次による。

⑴　｢金銭｣とは、強制通用力を有する本邦の貨幣（日本銀行券及び補助貨幣を含む広義の貨幣）をいい、ドルその他の外国の通貨及び通用を禁止された小額通貨、小切手等を含まない。

⑵　｢関税の収納を行う税関職員｣とは、整理資金法第9条第2項((会計法の規定の準用))において準用する会計法（昭和22年法律第35号）第7条((歳入収納機関))に規定する出納官吏をいい、その範囲は、整理資金規則第5条((国税収納官吏等))及び第6条((国税収納官吏等の指定官職))に定めるところによる。

［一部改正：昭63第1243号］

（証券による納付の方法等）

9の4―2　法第9条の4ただし書((証券をもつてする納付))に規定する証券による関税納付の方法等については、次による。

⑴　関税の納付に使用することができる証券の種類は、歳入納付に使用する証券に関する件（大正5年勅令第256号）第1条((租税及び歳入の納付に使用することができる証券の種類))に規定する証券であるが、これについては、歳入納付に使用する証券に関する件による証券の納付に関する制限の件（大正5年大蔵省令第30号）による制限があるので、留意する。

⑵　証券をもつてする関税の納付の方法については、証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則（大正5年大蔵省令第32号）による。

⑶　納付された証券について支払がなかつた場合の措置については、歳入納付に使用する証券に関する件第2条((支払がなかつた場合の措置))及び第3条((納入に対する通知))並びに証券をもつてする歳入納付に関する法律施行細則第5条((支払がなかつた場合の措置))の規定による。

［一部改正：昭63第1243号］

（電子情報処理組織による納付手続に係る事前届出）

9の4―3　法第9条の4ただし書に規定する「財務省令で定めるところによりあらかじめ税関長に届け出た場合」とは、税関手続オンライン化省令第5条の規定により届け出た場合をいう。この場合において、具体的な届出の方法等については、次による。

⑴　同条第1項第2号に規定する「書面」とは、輸入（納税）申告書又は修正申告書をいい、同号に規定する「その旨を付記する方法」とは、例えば、これらの申告書の上部余白に「ＭＰＮ利用」と明瞭に記載する方法その他等、その意思を明確に示す適宜の方法による。なお、同号の規定による事前届出は、審査の終了後であっても関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。

また、同号の規定による事前届出があったときは、輸入（納税）申告書又は修正申告書の審査の終了後にこれらの書面の回付を受けた収納担当部門において、納付番号その他の納付情報を記載した「納付番号通知情報」を申告者に通知する。

⑵　同項第3号に規定する「税関長がその調査により更正し又は決定する場合」とは、法第7条の16第1項から第3項までの規定により更正し若しくは決定する場合又は同法8条の規定により決定する場合をいう。なお、税関手続オンライン化省令第5条第1項第3号の規定による事前届出は、更正等に係る関税の納付があるまでは行うことができるので、留意する。

また、同号の規定による事前届出があったときは、納付書の送達が必要とされているものについては、当該納付書に代えて「納付番号通知情報」を送達し、納税告知書の送達が必要とされているものについては、当該納税告知書に加え「納付番号通知情報」を送達する。なお、納付書の送達後に当該事前届出があったときは、先に送達した納付書を「納付番号通知情報」に差し替える。

［追加：平16第286号］

［一部改正：平20第1146号、平22第163号］

（電子情報処理組織による納付手続）

9の4―4　法第9条の4ただし書に規定する「財務省令で定める方法」とは、税関手続オンライン化省令第6条各号の規定により納付する方法をいう。なお、同条に規定する用語の定義等については、以下のとおりである。

⑴　同条第１号に規定する「金融機関が提供したプログラム」とは、各金融機関が提供するインターネットバンキングやＡＴＭ（現金自動預け払い機）等のサービスを利用するために端末機上で動作するプログラムをいい、「納付番号その他の納付情報」とは、個別の納付義務を特定するための「納付番号」及び当該納付番号を使用して納付する者が「納付番号通知情報」の通知を受けた者であることを確認するための「確認番号」並びに税関等の収納機関を特定するための「収納機関番号」をいう。

なお、当該納付情報を払い出し、前記9の4―3の事前届出をした者に通知する方法については、この通達に定めるところによるほか、その他の関税関係通達の定めるところによる。

⑵　同条第２号に規定する「あらかじめ会社及び金融機関に対し通知した口座番号」とは、あらかじめ納税者、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び金融機関の３者間においてなされた口座振替契約に係る預貯金口座の番号を特定するための情報をいう。

なお、同号に規定する口座振替の方法により関税等を納付する際における具体的手順等については、その他の関税関係通達の定めるところによる。

［追加：平16第286号］

［一部改正：平20第1146号、平22第163号］

（国税収納官吏による領収）

9の4―5　国税収納官吏が関税の納付を受けた場合における領収証書の交付、領収済報告書の送付、領収した金額の払込等については、整理資金規則第60条から第62条まで((納税告知書等による収納、納税告知書等によらない収納、現金の払い込み))の規定による。

この場合において、国税収納官吏が在勤官署で現金の納付を受けたときに、整理資金規則第60条第2項（同規則第61条において準用する場合を含む。）の規定により処理する場合は、領収証書及び領収済通知書に領収年月日及び分任国税収納官吏又は分任国税収納官吏代理と記載する。

［一部改正：昭63第1243号、平12第235号、平16第286号（項番号9の4―3を変更）、令2第1118号］

（関税の納付の確認）

9の4―6　法第9条の4((納付の手続))の規定により関税の納付があった場合におけるその納付の確認は、次による。

⑴　日本銀行に納付されたものについての納付の確認は、日本銀行からの領収済通知書の到着を待つまでもなく、納付書又は納税告知書の第1片（領収証書）に日本銀行により領収年月日及び日本銀行取扱店名が記載されたものにより行う。

⑵　納期限を経過してなお関税等が納付未済となっている特例申告については、その特例申告者に対し納税をしょうようするとともに、納付未済となつている理由を聴取のうえ、当該特例申告を行った者が特例輸入者である場合にあっては、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行った税関の特例輸入担当部門に通報する。

⑶　輸入（納税）申告書の審査が終了した日から3カ月以上経過してなお関税等が納付未済となっている輸入申告については、毎月所定の文書をもって納税申告者に対しその理由等についての回答を求めるとともに、適宜の様式による文書により貨物の取締りを担当する部門（以下「保税取締部門」という。）に当該申告に係る貨物の在庫確認を依頼する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平12第652号、平16第286号（項番号9の4―4を変更）、平17第853号、平19第893号、平20第346号、平20第1146号、令2第1118号、令3第262号］

（収納済額の登記）

9の4―7　日本銀行等から領収済通知書等の送付があったときは、納付書又は納税告知書の第4片（税関用）の「収納済額」欄に当該通知書に記載された領収年月日をもって審査印を押なつし、これをもって整理資金規則第24条第1項及び第2項の規定による収納済額の登記とするとともに、当該通知書の領収年月日を収納の日とする。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号、平16第286号（項番号9の4―5を変更）、平20第346号、令2第1118号］

（入国者の携帯品に係る金銭登録機を用いた収納事務の取扱い）

9の4―8　整理資金規則第18号書式備考3（同規則第18号の2書式備考1において準用する場合を含む。以下この項において｢備考3｣という。)の規定により、金銭登録機を用いて作成した領収証書を交付する場合の取扱いは、次による。

⑴　備考3に規定する｢納入者ごとの整理番号｣は、各指定国税収納官吏等（備考3に規定する指定国税収納官吏等をいう。以下この項において同じ。)を通じて一連番号とし、毎月1日に更新する。

なお、当該｢納入者ごとの整理番号｣は、必ず関係する徴税調書に転記する。

⑵　現金の領収済の報告については、備考3に規定する「領収年月日、当該符号ごとの領収金額の日計額及び指定国税収納官吏等の官職氏名を記載した書面」（精算表）のみを送付することによって行って差し支えない。この場合においては、備考3に規定する「納入者ごとの領収金額を表示した内訳書類」は、領収年月日を記載し、国税収納命令官その他から要求のあった際に直ちに提出できるように指定国税収納官吏等が保管する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平16第286号（項番号9の4―6を変更）、令2第1118号］

（他の公課及び債権の意義）

9の10―1　法第9条の10第1項にいう｢他の公課及び債権｣とは、公法上の規定により国、地方公共団体その他の公共団体が賦課する各種の税金、手数料等で関税以外のもの及び公課以外の債権で金銭の給付を目的とするものをいう。

［一部改正：昭63第1243号、令3第262号（項番号9の5―1を変更）］

（外国貨物についての関税の徴収の順位）

9の10―2　外国貨物についての関税は、法第9条の10第1項の規定により、その貨物が保税地域にある場合のほか保税地域以外の場所にある場合においても他の国税、地方税及び債権に先立つて徴収されることになるので、留意する。

また、法第11条の規定による滞納処分の対象がその処分に係る関税未納の外国貨物である場合には、法第9条の10第2項後段の規定により、他の国税に先立つて徴収されることになるので、この場合には、滞納処分は、第一次的にその外国貨物について行うほか、その貨物について既に他の国税につき強制換価手続が行われているときであつても、関税徴収の見込みがあるときには、国税徴収法第82条又は第86条の手続により関税を徴収する。ただし、滞納者が既に強制換価手続が行われている貨物以外に換価が容易で関税の徴収の見込みのある財産を有しているときは、その財産に対して国税徴収の例による滞納処分を行うことを妨げない。

関税と滞納処分費との関係では、滞納処分費が優先する（国税徴収法第10条）。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、令3第262号（項番号9の5―2を変更）］

（外国貨物につき滞納処分が行われる場合の取扱い）

9の10―3　関税未納の外国貨物について、他の国税についての滞納処分が行われる場合においては、その処分は、原則として保税地域において行わせるものとするが、その処分の執行後における関税の徴収に支障がなく、かつ、その処分の執行上やむを得ない事情があると認められるときは、当該外国貨物について法第30条第1項第2号の規定による他所蔵置の許可を受けさせ、その保税地域からの搬出を認めて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平12第235号、令3第262号（項番号9の5―3を変更）］

（関税未納の外国貨物以外の一般財産についての関税の徴収の順位）

9の10―4　法第11条又は第13条の2の規定に基づく国税徴収の例による関税の徴収のため、当該関税を徴収すべき外国貨物以外の一般財産について滞納処分を行う場合における関税の徴収の順位については、国税徴収法第2章((国税と他の債権との調整))及び関係法令の規定によることとなるので留意する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平20第721号、令3第262号（項番号9の5―4を変更）］

（納税申告がされた貨物についての関税の徴収）

9の10―5　納税申告がされた貨物の関税の納付は、一般的には法第9条第1項又は法第9条の2第1項から第3項までの規定により納付されることとなるが、このような貨物であっても輸入許可前に次に掲げる規定に該当する場合には、それぞれ当該規定によりその関税を徴収することとなるので、留意する。

(注)　輸入申告がされた貨物が、輸入の許可前に、法第97条第3項((遺失物等に係る関税の徴収))、第118条第5項((犯罪貨物等の所有者からの関税の徴収))又は第134条第4項から第6項まで((領置物件等に係る関税の徴収))の規定に該当することとなる場合には、法第97条第4項((関税の賦課手続の調整))（法第118条第7項又は第134条第7項において準用する場合を含む。）の規定により、その関税はそれぞれ法第97条第3項等の規定により徴収することとなる。

⑴　法第45条第１項（法第36条、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）

⑵　法第61条第5項（法第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。

⑶　法第85条第１項

⑷　法第118条第6項

［一部改正：昭63第1243号、平4第303号、平6第331号、平12第652号、平19第1207号、令3第262号（項番号9の5―5を変更）］

（同一貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱い）

9の10―6　同一の外国貨物について関税の徴収規定が競合する場合の取扱いは、次による。ただし、裁判等の関係により先順位の関税の徴収が不確実と認められる場合においては、後順位の関税をまず徴収する。この場合において、判決の確定等により先順位の関税を徴収するに至ったときは、既に徴収している関税を過誤納金として還付する。

⑴　法第97条第2項の規定に基づく通知を受けた外国貨物について、法第118条第5項又は法第134条第6項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が、法第97条第3項の規定により徴収する関税に優先する。

⑵　法第112条の犯罪を犯した者が明らかである場合において、当該犯罪に係る貨物につき法第97条第3項又は、第134条第4項から第6項までの規定により、領置物件等の返還を受けるべき者から関税を徴収することとなったとき、若しくは法第118条第5項の規定により犯罪貨物等の所有者から関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が当該犯罪を犯した者から徴収する関税に優先する。

⑶　法第134条第4項から第6項までの規定により領置物件等の返還を受けるべき者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第118条第5項の規定により関税を徴収することとなったときは、この規定により徴収する関税が領置物件等の返還を受けるべき者から徴収する関税に優先する。

⑷　法第23条第6項又は第65条の規定により船（機）用品の積込みの承認又は保税運送の承認を受けた者から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第118条第5項又は第6項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が船（機）用品の積込みの承認を受けた者又は保税運送の承認を受けた者から徴収する関税に優先する。この場合において、上記⑵の規定の適用を妨げない（次の⑸において同じ。）。

⑸　法第45条第１項（法第36条、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定により保税蔵置場の許可を受けた者等から関税を徴収することができる場合において、同一貨物につき法第118条第5項又は第6項の規定により関税を徴収することとなったときは、これらの規定により徴収する関税が保税蔵置場の許可を受けた者等から徴収する関税に優先する。

⑹　定率法第17条、第18条又は第19条の規定の適用を受けた貨物又はその製品が保税蔵置場等に入れられ、輸出の許可があった後、これらについて法第45条第１項（法第62条の15において準用する場合を含む。）の規定による関税の徴収をすることとなった場合においては、同項の規定により徴収する関税がそれらの貨物について関税の減免を受けた者から徴収する関税に優先する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平4第303号、平6第331号、平19第1207号、令3第262号（項番号9の5―6を変更）］

（関税の担保の種類）

9の11―1　法第9条の11第1項に規定する関税の担保の種類については、次による。

⑴　国債とは、日本国が債務者である国債（内国債）、｢地方債｣とは地方公共団体が債務者である地方債をいい、証券が発行されているものに限らない。

⑵　税関長が確実と認める社債その他の有価証券とは、原則として、次に掲げるものとする。

イ　農林中央金庫法（大正12年法律第42号）、株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）その他の特別の法律により設立された法人の発行する債券（農林債券、商工債券等）

ロ　日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）その他の特別の法律により設立された株式会社の発行する社債

ハ　長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）により発行する債券

ニ　株式及び社債で証券取引所に上場されている等時価を適切に把握することができるもの

ホ　投資信託又は貸付信託の受益証券（記名式を除く。）

ヘ　担保付社債信託法（明治38年法律第52号）の規定により発行された物上担保付社債

⑶　立木とは、立木に関する法律第1条第1項の規定により所有権保存の登記をした樹木の集団をいう。

⑷　鉄道財団等の財団とは、鉄道抵当法（明治38年法律第53号）、工場抵当法（明治38年法律第54号）、鉱業抵当法（明治38年法律第55号）、軌道ノ抵当ニ関スル法律（明治42年法律第28号）、運河法（大正2年法律第16号）、漁業財団抵当法（大正14年法律第9号）、港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）、道路交通事業抵当法（昭和27年法律第204号）及び観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号）に規定する財団をいう。ただし、その財団としての存続期間の終期が、関税の担保としての抵当権設定の登記等が通常されると見込まれる日前に到来するものは、その性格上関税の担保としては不適格として取り扱う。

⑸　税関長が確実と認める保証人の保証とは、原則として、銀行法（昭和56年法律第59号）による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法、信用金庫法（昭和26年法律第238号）による信用金庫、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等の保証をいう。

ただし、税関長が資力、信用等が確実であると認める場合には、その他の保証人の保証を認めて差し支えない。

⑹　｢金銭｣の範囲は、前記9の4―1（関税の納付に関する用語の意義）の⑴の規定による。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平元第326号、平2第294号、平7第200号、平10第278号、平19第420号、平19第1207号、平20第1146号、令3第262号（項番号9の6―1を変更）］

（担保提供の順位）

9の11―2　担保は、なるべく処分が容易で、かつ、価額の変動のおそれが少ないものから提供を受けるものとする。

なお、担保は、その担保にかかる関税等が完納されるまでの延滞税及び担保の処分に要する費用をも十分に担保できる価額のものでなければならない。

［追加：昭63第1243号］

［一部改正：平20第721号、令3第262号（項番号9の6―2を変更）］

（国債及び地方債の価額）

9の11―3　法第9条の11第1項に掲げる担保物のうち、国債及び地方債の価額は、令第8条に規定するところによるが、この場合における同条の｢債権金額｣とは、原則として額面金額又は登録金額をいう。ただし、次に掲げる場合は、当該金額による。

⑴　割引の方法によって発行された国債で、担保として提供する日から5年以内に償還期限の到来しないものの価額については、｢政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件｣（明治41年勅令第287号）第2項((割引ノ方法ヲ以テ発行シタル国債ノ債権金額))及び｢明治41年勅令第287号第2項ノ規定ニ依リ国債ノ発行価格ニ加算スベキ金額ニ関スル件｣（昭和14年大蔵省令第26号）による。

⑵　地方債で時価のあるものについては、時価の8割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮した金額による。

［全面改正：平6第625号］

［一部改正：令3第262号（項番号9の6―3を変更）］

（社債等の担保金額）

9の11―4　令第8条の規定により税関長の定める社債及び債券の担保価額は、時価の8割以内において担保の提供期間中の予想される価額変動を考慮した金額による。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平6第625号、令3第262号（項番号9の6―4を変更）］

（据置担保等）

9の11―5　担保の提供者から据置担保を提供したい旨の申出があったときは、関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。この場合において、引取担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供して差し支えない。（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）

なお、一括担保は据置担保とし、保全担保、包括納期限延長に係る担保、特例納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平2第98号、平6第625号、平7第200号、平9第186号、平12第652号、平19第420号、平20第346号、平26第259号、令3第262号（項番号9の6―5を変更）］

［関連：関基9の10―6］

（担保の提供等）

9の11―6　令第8条の2及び規則第1条の17の規定による関税の担保の提供等は、次による。

⑴　規則第2条第2項第2号に掲げる書類は、「担保提供書」（C―1090）とし、担保を提供しようとする者は、その担保の種類に応じ、「担保提供書」2通に規則第2条第2項から第6項に掲げる書類を添付して提出するものとする。

なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものにあっては包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出する。

⑵　規則第1条の17第4項第1号に掲げる書類は、「振替株式等担保（提供・解除）申出書」（C―1095）とし、2通提出するものとする。

⑶　規則第1条の17第5項第2号イ及び第3号イに掲げる書類は、登記事項証明書又は登記簿若しくは登録原簿の謄本とする。

⑷　規則第1条の17第5項第1号イ、第2号イ及び第3号イに規定する登記事項証明書について、税関官署において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には提出を要しないものとする。

⑸　規則第1条の17第6項第1号イ及び第2号イに掲げる書類は、当該保証人の作成した「保証書」（C―1100―1又はC―1100―2）又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証）とする。

なお、据置担保の場合は「保証書（据置担保用）」（C―1105―１若しくはC―1105―２又はC―1106―１若しくはC―1106―２）又は法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：据置担保用）とするが、一括担保の場合の法令保証証券は、法令保証証券（輸入貨物に係る納税保証：一括保証用）とする。

⑹ 第三者の所有財産を担保として提供しようとする場合には、当該第三者が担保として提供することを承諾した旨の書類及び当該第三者の印鑑証明書を提出するものとする。

⑺　法第９条の11において準用する国税通則法第50条第3号から第5号までに掲げる担保は、原則として、第三者の抵当権又は根抵当権の設定の登記又は登録がなされていないものに限る。

⑻　輸入申告者が提供する担保が、当該輸入申告者と取引上若しくは事業上密接な関係のある者の納付すべき関税に係る保証人の保証（法第9条の11において準用する国税通則法第50条第6号に掲げる保証人の保証をいう。以下この⑻において同じ。）又は当該輸入申告者の代理人として通関業者が行う関税の納税申告に係る保証人の保証であって当該通関業者に対して発行されたもの（以下「関係者等の保証書等」という。）であるときは、①当該密接な関係のある者又は通関業者（以下この⑻において「関係者等」という。）が当該輸入申告者の納付すべき関税を連帯して保証すること及び関係者等が関係者等の保証書等を当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供することを承諾した旨の書類、②関係者等の印鑑証明書及び③関係者等の保証書等の保証人が、関係者等の保証書等が当該輸入申告者の納付すべき関税の担保として提供されることを承諾した旨の書類を、関係者等の保証書等を受理した税関官署へ提出するものとする。

また、担保提供書の「担保の種類及び表示」欄には、当該関係者等の名称（当該密接な関係のある者のものに限る。）及び関係者等の保証書等の保証人の名称を併せて記載することとし、当該担保が既に税関に提供したものである場合は、担保預り証番号も記載する。

なお、保証の事実の確認に支障がないと認めるときは、その支障がないと認める事実を確認するための書類の提出を省略させて差し支えない

⑼　一括担保を提供している者が、当該担保の対象となる税関官署を追加しようとする場合には、「保証通知書（税関官署追加用）」（C―1107―1及びC―1107―2）又は保証通知書（権利者追加用）を受理税関官署へ提出する。ただし、当該税関官署の追加は、当該担保の担保期間及び担保限度額を変更しない場合に限り認めるものとする。

⑽　提供しようとする担保が保全担保であるときは、担保提供書の「担保提供命令額」欄に担保提供命令通知書（変更の場合は、担保提供命令変更通知書）に記載された担保金額を記載する。

なお、保全担保に係る提供額は、担保提供命令額を下回ることはできないが、担保提供者が自主的に担保提供命令額を上回る額の保全担保を提供することを妨げない。

⑾　提供しようとする保全担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄のかっこ書に、保全担保に係る提供額を記載する。

この場合において、当該保全担保に係る提供額は、法第９条の２第１項から第３項までに規定する納期限延長及び法第73条第１項に規定する輸入許可前貨物引取承認に係る担保として使用しない。

⑿　保全担保を提供している者が、新たに担保を提供することなく併用担保における保全担保の提供額を変更する場合には、変更後の保全担保の提供額を記載した担保提供書に変更前の担保預かり証を添えて、変更前の担保を提供した税関官署へ提出する。

⒀　担保を受理することが適当であると認めたときは、担保預り証（担保提供書の交付用）をその提供者に交付する。

なお、一括担保の場合は、受理税関官署の長が担保預り証をその提供者に交付することを求める。

⒁　提供された担保が保証人の作成した保証期間自動更新用の「保証書（据置担保用）」（C―1106―1又はC―1106―2）である場合で当該保証期間を更新しないときは、「保証期間の非更新についての届出書」（C―1108―1及びC―1108―2）2部を保証期間が満了する1月前までに提出する。なお、一括担保に係る保証期間の非更新についての届出書は、受理税関官署に提出する。

⒂　令第8条の2第2項に規定する「振替の申請」とは、振替株式等を担保として提供しようとする者が、当該振替株式等の振替口座簿を管理している口座管理機関（証券会社等）に対して行う振替の申請をいうので、担保提供者から上記⑵の申出があった場合は、当該担保提供者に対し、当該申出書に記載された振替株式等について税関長口座（質権欄）への振替の申請を行うことを求める。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平元第326号、平2第98号、平7第200号、平7第830号、平9第186号、平9第828号、平12第235号、平12第652号、平15第346号、平17第268号、平19第420号、平19第1207号、平19第1696号、平20第346号、平21第368号、平26第259号、平27第1360号、令3第260号（項番号9の6―6を変更）、令3第500号、令3第754号］

［関連：供託法、国債ニ関スル法律、消費税法基本通達］

（据置担保の提供があった場合の整理）

9の11―7　前記9の11―5により据置担保の提供を認め、受理した場合は、次による。

⑴　提供された担保が、前記9の11―1の⑴に規定する国債及び地方債であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託書の正本（当該国債が登録されているときは、登録済通知書）の番号、供託又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。

⑵　提供された据置担保が、前記9の11―1の⑸に規定する保証人の保証であるときは、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、保証の限度額、保証期間、保証人の住所又は居所及び氏名又は名称、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。

⑶　提供された据置担保が、前記9の11―1の⑹に規定する金銭であるときは、備付けの担保管理簿に、供託書の正本の番号、供託年月日、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、供託金額、納期限延長通知番号等を記入し、管理する。

⑷　提供された担保が、法第9条の11において準用する国税通則法第50条第3号から第5号までに掲げる担保である場合は、備付けの担保管理簿に、担保の提供者の住所又は居所及び氏名又は名称、登記又は登録の年月日、担保の評価額及び限度額、担保物件の所在地及び納期限延長通知番号等を記入し、管理する。

⑸　据置担保の管理に当たっては、担保の提供を要する関税の本税相当額の合計額、当該関税が納付されるまでの延滞税額及び担保の処分に要する費用が、当該据置担保の限度額を超えることのないよう留意する。

［一部改正：昭61年第587号、昭63第1243号、平4第303号、平6第625号、平9第828号、平16第349号、平19第1696号、平26第259号、令3第262号（項番号9の6―7を変更）］

（担保の変更手続）

9の11―8　令第8条の3第3項の規定により、担保物又は保証人を変更する場合の手続は、次による。

⑴　担保物又は保証人を変更しようとする者がある場合には、｢担保変更承認申請書｣（C―1109）により申請させる。

なお、一括担保を提供している場合には、上記の申請書を、受理税関官署に提出させるものとする。

⑵　担保物又は保証人の変更は、提供しようとする担保の担保期間及び担保限度額が、提供中の担保と同一の場合に限り認めるものとする。

⑶　担保物又は保証人の変更を承認したときは、担保変更承認書（申請書の交付用）を交付し、前記9の11―6（担保の提供等）に規定する取扱いにより、変更後の担保を提供させる。

［一部改正：平7第200号、令3第262号（項番号9の6―8を変更）］

（担保の追加提供）

9の11―9　据置担保を提供している場合で、当該担保を提供した後における事情の変化により、担保限度額が不足する場合には、当該担保に追加して担保を提供することを認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。

なお、追加して提供しようとする担保は、据置担保とし、提供中の担保と同一の種類のものを提供するものとする。

⑴　担保を追加して提供しようとする者がある場合には、前記9の11―8の⑴及び⑶に規定する取扱いに準じて処理する。

⑵　追加して提供しようとする担保が、保証人の保証の場合は、次の要件を充足するものに限る。

イ　提供中の保証の保証人と同一の保証人であること。

ロ　保証期間の始期が、追加担保提供日と同一か、それ以前であること。

ハ　保証期間の終期が、提供の保証人の保証と同一であること。

［一部改正：平12第652号、平20第346号、令3第262号（項番号9の6―9を変更）］

（担保の解除手続）

9の11―10　令第8条の4の規定により担保を解除する場合の手続は、次による。

⑴　担保の全部の解除を受けようとする者がある場合には、｢担保解除申請書｣（C―1110）及び先に交付した担保預り証に同条各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類を添付して請求するものとし、担保を引き続いて提供する必要がないことの確認を行った上、担保解除通知書（担保解除申請書の交付用）とともに担保を返還する。なお、供託書又は登録済通知書の正本を返還する場合にあっては、｢供託原因消滅証明申請書｣（金銭用C―1120、有価証券用C―1121）又は｢登録原因消滅証明申請書｣（C―1122）を提出するものとし、供託原因消滅証明書又は登録原因消滅証明書（各申請書の交付用）を併せて交付する。

ただし、一括担保の解除を受けようとする者がある場合には、上記の担保解除申請書等を、受理税関官署に提出する。

⑵　担保として金銭又は国債、地方債若しくは社債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの（振替株式等を除く。以下本項及び後記10―2の⑵において｢国債等｣という。）が供託されている場合において、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について供託原因消滅証明書を交付する。ただし、供託されている担保が国債等であり、その一部につき分割して解除することができない場合においては、この限りでない。

⑶　担保として登録国債が提供されている場合において、それらの当該担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保の提供原因が消滅したことを証する書類及び担保預り証が提出されたときは、その部分に相当する金額について登録原因消滅証明書を付して登録済通知書を返還する。なお、この場合においても上記⑵のただし書を準用する。

⑷　担保として振替株式等が提供されている場合においては、担保解除申請書、担保預り証及び令第8条の4各号に掲げる場合のいずれかに該当することを証する書類に加え、「振替株式等担保提供・解除申出書」（C―1095）２通の提出を求める。

複数の振替株式等が提供されている場合であって、それらの担保によって担保されていた関税相当額の一部について担保提供の原因が消滅した場合においては、当該事実を証する書類及び担保預り証に加え、「振替株式等担保提供・解除申出書」２通の提出を求める。

「振替株式等担保提供・解除申出書」の提出があった場合は、当該申出書に記載されている振替株式等について、税関長の口座（質権欄）から担保提供者の口座への振替手続を行う。

⑸　令第8条の4第7号の規定により担保の全部を解除する場合には、｢担保解除通知書｣（C―1111）とともに担保を返還する。

［一部改正：昭63第1243号、平2第98号、平3第422号（項番号9の6―8を変更）、平7第200号、平8第357号、平9第828号、平12第652号、平17第424号、平19第1696号、平21第368号、令3第262号（項番号9の6―10を変更）］

（金銭担保の任意充当手続）

10―1　法第10条第1項((金銭担保の任意充当))の規定により担保として提供された金銭をもつて関税の納付に充てる場合の手続は、次による。

⑴　令第8条の5第1項((金銭担保による納付の手続))による納付の手続は、｢金銭担保充当申告書｣（C―1130）に納付書又は納税告知書及び担保預り証（下記⑸の場合は供託原因消滅証明申請書を含む。）を添付して税関に提出することにより行わせる。

⑵　上記⑴の申告書を受理した場合には、担保として提供された金銭をもつて関税に充当する決議を行い、供託物払渡請求書に供託物の還付を受ける権利を有することを証する書面（供託書の記載によりその権利を有することが明らかなときは不要）を添付して供託所に提出し、当該関税の額に相当する供託物の還付請求を行う。（供託規則（昭和34年法務省令第2号）第22条及び第24条）

⑶　還付請求に基づき交付される小切手（供託規則第28条）は歳入歳出外現金出納官吏がこれを受領し、同官吏がこれを受領したときは、上記⑴により税関に提出された納付書又は納税告知書により申告者のためにこれを納付場所に納付の上、収納機関から受領した領収証書を申告者に送付する。

⑷　金銭担保を関税に充当する場合において、その担保の金額が関税額に不足するときは、納付書をもつて納税義務者にその不足する関税額を納付させるとともに、上記⑶により供託所から交付された小切手をもつて申告者のために納付する。

⑸　金銭担保を関税に充当する場合において、その担保の金額が関税額を超えるときは、関税に充当する金額は上記⑶により納付し、供託書の正本と超過額についての供託原因消滅証明書（供託原因消滅証明申請書副本）を申告者に交付する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平17第424号］

（担保の処分手続）

10―2　法第10条第2項((担保の処分))による担保の処分手続は、次による。

⑴　担保が金銭である場合においては、その金銭をもつて関税に充当する決議を行つた上、前記10―1の⑵及び⑶の手続に準じて関税を納付し、領収証書を送付する。この場合において、担保の金額が関税額に不足するときは督促状を発してその不足額を徴収し、その担保の金額が関税額を超えるときは前記10―1の⑸の手続に準じて処理する。

⑵　担保が金銭以外のものである場合においては、国税通則法第52条((担保の処分))の規定の準用により、その担保を滞納処分の例により処分し、関税及びそのものの処分費に充てる。この場合において、その担保が供託された国債等であるときは、前記10―1の⑵の手続に準じてその還付を受け、国税徴収法第5章((滞納処分))の規定による換価手続及び債権取立手続等を行う。

⑶　担保が保証人の保証である場合においては、｢納付通知書｣（C―1140）により、その通知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日を納期限として、保証人にその納付を告知する。（国税通則法施行令第19条）この場合において、保証人がその通知書に記載された納期限までに関税を完納しないときは、当該納期限が国税通則法第52条第6項で準用する同法第38条第1項((繰上請求))の規定により繰り上げたものである場合を除き、その者に対して納付催告書によりその納付を督促する（国税通則法第52条第3項）。

保証人がその納付すべき金額を完納せず、かつ、担保を提供した者に対して滞納処分を執行してもなお不足があつたときは、保証人に対して滞納処分を執行し、その不足額及び滞納処分費を徴収する（同条第4項及び第5項）。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号］

［関連：供託規則］

（徴収の引継ぎを行う場合）

10の2―1　法第10条の2第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、次のいずれかに該当し、徴収の引継ぎを行うことにより、法第11条の規定に基づく関税の徴収を効率的に行うことができると認められる場合をいう。

なお、徴収の引継ぎにあたつては、あらかじめ引継税関間において協議を行うものとする。

⑴　複数の税関にわたり同一の納税義務者に係る滞納が発生した場合又は発生すると認められる場合

⑵　差し押さえた財産又は差し押さえるべき財産の所在が他の税関の管轄内にあるもの

⑶　滞納に関する相手方の所在が他の税関の管轄内にあるもの

⑷　他の税関の調査による課税資料を基に調査を行い課税処分が行われた場合

［追加：平18第395号］

［一部改正：平20第721号］

（徴収の引継ぎの時期）

10の2―2　法第10条の2第1項の規定による徴収の引継ぎの時期は、次による。

⑴　徴収の引継ぎの時期は、原則として督促後又は繰上請求後に行うものとする。

⑵　徴収の引継ぎを行う場合において、差し押さえるべき財産の所在が複数の税関の管轄内にあり、徴収の引継ぎを行おうとする税関ごとに財産を差し押さえた後に徴収の引継ぎを行うことが、関税の徴収を効率的に行うことができると認められる場合には、所要の手続を了した後に徴収の引継ぎを行うものとする。

⑶　徴収の引継ぎにあたっては、当該徴収の引継ぎに要する期間を考慮し、差押え等の滞納処分着手の遅延又は調査の中断等のためにその後の徴収不足を来すことのないよう留意する。

［追加：平18第395号］

［一部改正：平20第721号］

（徴収の引継ぎの手続）

10の2―3　法第10条の2第1項((徴収の引継ぎ))の規定による徴収の引継ぎの手続は、次による。

⑴　徴収の引継ぎを行う税関（以下この節において「引継税関」という。）においては、「関税徴収の引継決議書」（C―1145）により決議を行い、同項の規定により徴収の引継ぎを受ける税関（以下この節において「引受税関」という。）に「関税徴収の引継書」（C―1146）及び更正通知書又は修正申告書等の写し、差押調書その他関係書類を送付するものとする。

⑵　引受税関においては、引継税関から送付された「関税徴収の引継書」により決議を行うものとする。

⑶　引受税関が「関税徴収の引受書」（C―1147）を引継税関に返送し、当該引受書の引継税関への到着をもつて徴収の引継ぎに係る手続が完了するものとする。ただし、引継税関及び引受税関はそれぞれ国税収納金整理資金に係る調査決定を「関税徴収の引受書」に記載される引受年月日をもつて行うこととなるので留意する。

［追加：平18第395号］

（納税義務者等への通知）

10の2―4　法第10条の2第2項((徴収の引継ぎ))に規定する納税義務者への通知は、引受税関において「関税徴収の引受通知書」（C―1143）を送付することにより行うものとし、当該事案が次に該当する場合には、引受税関は、速やかに関係執行機関又は第三債務者等に対して「関税徴収の管轄税関の変更通知書」（C―1144）を送付し、徴収の管轄税関が変更された旨の通知を行うものとする。

⑴　徴収の引継ぎを受けた滞納税額に係る差押財産につき、引受けの前に交付要求（参加差押えを含む。以下、この節において「交付要求等」という。）を受けているときは、当該交付要求等を行つている執行機関等

⑵　徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に交付要求等を行つているときは、交付要求等を行つている執行機関等

⑶　徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に当該徴収に係る関税について債権の差押えをしているときは、当該差押えを行つている第三債務者

⑷　徴収の引継ぎを受けた滞納税額につき、引受けの前に当該徴収にかかる関税について動産等の差押えをしているときは、当該動産等の保管者

⑸　その他徴収を行う上で必要と認められる者

（徴収の引継ぎの効果等）

10の2―5　徴収の引継ぎがあつた場合には、次の点に留意する。

⑴　徴収の引継ぎがあつた場合には、当該徴収の引継ぎがされた関税に係る繰上請求、督促、滞納処分、換価の猶予、延滞税の免除その他徴収に関する一切の権限が引受税関に引き継がれるとともに、引継税関から徴収決定済額が引き継がれ、以後における国税収納金整理資金の管理は、引受税関が行うこととなる。

⑵　徴収の引継ぎを行つた後、引継税関において、納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定を変更する決定等により、徴収の引継ぎを行つた関税の全部又は一部が消滅した場合には、引継税関は速やかにその旨を引受税関に通知するものとする。

⑶　徴収の引継ぎを行つた後、引継税関において、納付すべき税額を増加させる再更正又は再賦課決定等により、新たに滞納税額が発生した場合には、引継税関は速やかに引受税関へ引継ぎを行うものとする。

⑷　地方消費税の貨物割に係る「都道府県」は、徴収の引継ぎがあつても変更されない。

［追加：平18第395号］

（国税徴収の例による徴収）

11―1　法第11条((関税の徴収))の規定による国税徴収の例による関税の徴収は、関税が納期限までに完納されない場合に、他の国税の徴収の場合と同様に督促、滞納処分、その他繰上請求等の手続により行うものとし、その具体的手続は、次による。

⑴　関税が納期限までに完納されない場合には、その納期限から50日以内に督促状を発してその完納されない関税の納付を督促し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納関税が完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分を行う（国税通則法第37条及び第40条）。

⑵　上記⑴の場合において、滞納に係る関税が、関税に関する法律の規定により一定の事実が生じた場合に直ちに徴収することとされているものであり、又は繰上請求の行われたものであるときは、改めて督促をすることなく、直ちに差押えを行うことができる（同法第37条及び第40条）。

⑶　延滞税の徴収については、本税の取扱いと同様とする（同法第37条第3項）。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号］

（延滞税に関する用語の意義）

12―1　法第12条第1項に規定する「延滞税特例基準割合」及び法附則第4項に規定する「猶予特例基準割合」の意義は、それぞれ次による。

⑴　「払いもどし又は還付を受けた日｣とは、整理資金法第10条第1項に規定する支払命令（支払のための小切手の振出又は国庫金振替書の交付）の日をいう。

⑵　「関税額を納付する日｣とは、通常は、関税の収納機関である日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又は国税収納官吏に関税額を納付する日をいうが、次に掲げる場合においては、それぞれ次に掲げる日に関税額の納付があつたものとされるから、留意する。

イ　国税徴収の例により差し押さえた金銭を関税に充てた場合　その差押えをした日（国税徴収法第56条第3項）

ロ　有価証券及び債権の差押えに基づく取立金を関税に充てた場合　その金銭を取り立てた日（同法第57条第2項、同法第67条第3項）

ハ　差押財産の換価代金を関税に充当した場合　その換価代金を受領した日（同法第116条第2項）

ニ　金銭担保を任意に関税の納付に充てた場合　金銭担保充当申告書が提出された日（令第8条の5第2項）

ホ　関税等の過誤納金を関税に充当した場合　その充当の効力が発することとされている日（令第10条第1項）

ヘ　収容貨物の換価代金を関税に充てた場合　その換価代金を受領した日（令第78条の2第2項）

ト　金銭担保を法第10条第2項で準用する国税通則法第52条の規定により関税に充てた場合　その関税に係る納期限経過の日

チ　金銭以外の担保を法第10条第2項で準用する国税通則法第52条の規定により処分して関税に充てた場合　その換価代金を受領した日

⑶　「延滞税特例基準割合」とは、平均貸付割合（各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率(当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として各年の前年の11月30日までに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定に基づき財務大臣が告示する割合をいう。以下同じ。）に、年1パーセントの割合を加算した割合をいう。

⑷　「猶予特例基準割合」とは、平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合（年0.1パーセント未満であるときは年0.1パーセントとする。）をいう。

［一部改正：平25第1102号、令2第417号］

（残税額に係る延滞税の計算）

12―2　法第12条第3項((本税額の端数計算等))の規定は、同条第2項((一部納付の場合の延滞税))の規定により、未納又は徴収に係る関税額の一部が納付された場合におけるその残税額についても適用があるので、留意する。

（延滞税の免除の手続等）

12―3　延滞税の免除に関する手続等については、次による。

⑴　法第12条第6項の規定により延滞税を免除する場合

イ　令第9条第1項の規定により延滞税の免除に関する確認を受けようとする場合には、「延滞税免除申請書」（C―1150）2通（原本、確認書用）を提出させ、確認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。

ロ　法第12条第6項の規定による延滞税の免除をしない場合には、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書又は再賦課決定通知書の「延滞税」欄の免除に関する欄を抹消する。

ハ　法第12条第6項の規定により延滞税を免除する場合には、更正通知書、賦課決定通知書又は再賦課決定通知書の「関税法第12条第6項による免除」欄を〇で囲むことにより同項の確認を行う。

⑵　法第12条第8項（同項第3号イを除く。）の規定により延滞税を免除する場合又は法第12条第7項ただし書の規定により延滞税を免除しない場合

「延滞税免除通知書」（C―1151）により延滞税を免除する旨又は免除しない旨を納税義務者等に通知する。なお、同項ただし書の規定により延滞税を免除しない場合には、延滞税免除通知書に後記89―5⑶イの書面を添付するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号12―4を変更）、昭63第1243号、平28第403号］

（延滞税に係る｢やむを得ない理由｣の取扱い）

12―4　法第12条第6項に規定する｢やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため｣とは、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合をいう。

⑴　申告納税方式に係るもの

イ　税関における事前教示が不適正に行われ、かつ、輸入者がその事前教示を信頼し、これに従ったことにより、適正な納税申告が行われなかった場合で、その事前教示を信頼したことにつき、輸入者の責めに帰すべき事由がない場合

ロ　納税申告が適正に行われたにもかかわらず、税関で関税率表の適用上の所属区分、税率、課税標準等を誤って変更させたため、税額が過少となった場合

ハ　課税価格につき、納税申告の時に知ることができなかった事情により誤った申告をした場合（当該事情を知ることができなかったことにつき、輸入者の責めに帰すべき事由がない場合に限る。）で、輸入者から自主的に修正申告があった場合

ニ　上記イからハまでに掲げる場合のほか、これらに類する場合で、真にやむを得ない理由により税額等に誤りがあった場合

⑵　賦課課税方式に係るもの

税率、課税標準等に関し、税関の決定を誤らせることとなる輸入者等の行為がない場合で、税関における決定に誤りがあったため税額が過少となった場合

［追加：平12第235号］

［一部改正：平28第403号］

（換価の猶予による延滞税の免除に関する用語の意義及び取扱い）

12―5　法第12条第8項第1号に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。

⑴　同号かっこ書の「やむを得ない理由」には、納税義務者の故意又は重大な過失による理由は含まない。

⑵　同号の「納付が困難と認められる金額」とは、換価の猶予に係る関税の延滞税のうち、その徴収をしようとする時において納付することができないと認められる延滞税の額をいう。

⑶　同号イの「納税義務者の財産の状況が著しく不良」とは、納税義務者が債務超過に準ずる状態に至った場合をいう。

⑷　同号イの「その軽減又は免除がされたとき」とは、猶予をした期間の始期において、納税義務者の財産の状況が著しく不良であって、そのままの状態では事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その状態に陥ることを避けるために、納期又は弁済期の到来した関税以外の公課及び私債権の元本又は利息につき相当額の軽減又は免除がされたときをいう。

⑸　同号ロの「延滞税の納付を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき」とは、猶予に係る関税について、不要不急の資産の処分、経費の節減等の相当の努力をしたにもかかわらず、おおむね次に掲げる場合（納税義務者の故意又は重大な過失によるものを除く。）に該当するため、その関税に係る延滞税の納付が困難となっていると認められる場合をいう。

イ　納税義務者につき猶予該当事実がある場合

ロ　納税義務者が財産の大部分につき強制執行、担保権の実行としての競売、仮差押え等がされているため、納付資金の調達が著しく困難になっている場合

ハ　納税義務者が所有する財産が事業の継続又は生活の維持に必要最小限のもの以外になく、また、所得が少額で納付資金の調達が著しく困難になっていると認められる場合

⑹　同号イ又はロに該当するかどうかの判定は、免除しようとする時における納税義務者の状況により行う。

［追加：平28第403号］

（差押え等による延滞税の免除に関する用語の意義及び取扱い）

12―6　法第12条第8項第2号に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。

⑴　同号の「滞納に係る関税の全額を徴収するために必要な財産」とは、差し押さえた財産から関税を徴収できる額（処分予定価額を基に算定する。）が差押え（国税徴収法第86条の規定による参加差押えを含む。）に係る関税の額以上と判定できる財産をいう。この場合において、その関税につき国税徴収法第24条第3項（譲渡担保権者の物的納税責任）に規定する譲渡担保権又は同法第41条第1項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）に規定する第二次納税義務者の財産を差し押さえているときは、その財産から徴収できる額も含めてその関税の額以上かどうかの判定をする。

⑵　同号の「納付すべき税額に相当する担保」とは、その担保財産の価額（担保が保証人の保証の場合は、その保証人の資力）が担保提供に係る関税の額以上である担保をいう。この場合における関税の額には、未確定の延滞税（同条第7項又は第8項（同項第2号を除く。）の規定により免除される延滞税の額を除く。）及びその担保の処分に要する費用の額を含む（下記⑶において同じ。）。

⑶　同号の規定により免除する延滞税は、差し押さえた財産又は提供された担保の額がその差押え等に係る関税の額以上と判定できる期間に対応する延滞税に限る。

［追加：平28第403号］

（災害により関税を納付できない事由が生じた場合の延滞税の免除に関する用語の意義）

12―7　法第12条第8項第3号に規定する用語の意義は次による。

⑴　同号ロの「その他これらに類する災害」とは、豪雪、津波、落雷、地滑りその他自然現象の異変による災害をいう。

⑵　同号ロの「納付することができない事由」とは、災害により、社会通念上、納付の行為ができないと認められる事情をいい、災害に起因して資金不足が生じたため納付ができない場合は含まれない。

⑶　令第9条第3項の「その他の人為による異常な災害又は事故」とは、ガス爆発、交通の途絶、飛行機の墜落、船舶の沈没等をいう。

⑷　令第9条第3項の「申告をすることができず、又は関税を納付することができない場合」とは、上記⑵に準ずる。

［追加：平28第403号］

（人為による異常な災害又は事故による延滞税の免除の取扱い）

12―8　前記12―7⑶に掲げるほか、税関職員の誤った教示等（納税義務者が信頼したものに限る。）その他の申告又は納付について生じた人為による障害（以下「人為による納税の障害」という。）は令第9条第3項に規定する「人為による異常な災害又は事故」に該当するものとして取り扱う。

⑴　誤った教示等の場合

イ　要件（次のいずれにも該当すること）

　税関職員が納税義務者から十分な資料の提出があったにもかかわらず、納税申告に関する法その他関税に関する法律の解釈又は取扱いについて誤った教示等を行い、かつ、納税義務者がその誤った教示等を信頼したことにより、納付すべき税額の全部又は一部につき申告又は納付することができなかったこと。

(注)納税義務者の誤った法その他関税に関する法律の解釈に基づいてされた申告等につき、事後調査の際、当該誤りを指摘しなかったというだけでは、誤った教示等に当たらない。

　納税義務者がその誤った教示等を信じたことにつき、納税義務者の責めに帰すべき事由がないこと。この事由の認定に当たっては、教示等を行った時の状況、誤った教示等の内容及びその程度等を総合して判断することに留意すること。

ロ　期間

その誤った教示等をした日（その日が法定納期限以前のときは法定納期限の翌日とする。）から、納税義務者が誤った教示等であることを知った日（そのことを郵便により通知したときは、通常送達されると認められる日とする。）以後7日を経過した日までの期間

⑵　納税申告後における法令解釈の明確化等の場合

イ　要件（次のいずれにも該当すること）

　法その他関税に関する法律の解釈に関し、納税申告後に法令解釈が明確化されたことにより、その法令解釈と納税義務者の解釈とが異なることとなった場合において、当該法令解釈により既に納税申告又は納付された税額に追加して納付することとなったこと。

(注)法その他関税に関する法律の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づくものはこれに当たらない。

　その納税義務者の解釈について相当の理由があると認められること。

ロ　期間

その法定納期限の翌日から当該法令解釈について納税義務者が知り得ることとなった日以後7日を経過した日までの期間

⑶　振替納付に係る納付書の送付漏れ等の場合

イ　要件

納税義務者から口座振替納付に係る納付書の送付依頼がされている関税について、その関税に係る納付書を指定の金融機関へ送付しなかったこと、その納付書を過少に誤記したこと又は過大に誤記したこと（このため預金不足を生じ振替不能となったものに限る。）により、納付すべき税額の全部または一部につき納付することができなかったこと。

ロ　期間

その振替納付に係る納期限の翌日から納税義務者が振替納付がされなかったこと又は過少にされたことを知った日以後7日を経過した日までの期間

⑷　その他類似事由の場合

イ　要件（次のいずれにも該当すること）

　上記⑴から⑶までに掲げる場合のほか、これらに類する人為による納税障害により納付すべき税額の全部又は一部につき申告又は納付することができなかったこと。

　その人為による納税の障害が生じたことにつき納税義務者の責めに帰すべき理由がないこと。

ロ　期間

その人為による納税の障害の生じた日（その日が法定納期限以前のときは法定納期限の翌日とする。）から納税義務者がその人為による納税の障害の消滅を知った日以後7日を経過した日までの期間

［追加：平28第403号］

（第二次納税義務者等の延滞税の免除）

12―9　第二次納税義務者（国税徴収法第41条第1項（人格のない社団等に係る第二次納税義務）に規定する第二次納税義務者を除く。）又は保証人について、法第12条第6項から第8項の規定に準じて免除することができる。

［追加：平28第403号］

（延滞税の期間計算の特例規定の取扱いについて）

12―10　法第12条第10項の規定（以下この項において「特例規定」という。）に係る取扱いは、次による。

⑴　延滞税の計算の基礎となる関税が次のいずれかに該当するものである場合には、特例規定の適用はないものとして取扱う。

イ　重加算税が課されたものである場合

ロ　法第11章第2節の規定による通告処分若しくは告発がされたものである場合

なお、延滞税の計算の基礎となった関税について、当初過少申告加算税又は無申告加算税が課されていたところ、その後これらが取消しされ、重加算税が課された場合には、当初から特例規定の適用がないものとして、延滞税を徴収することとなるので留意する。

⑵　特例規定の適用に当たっては、重加算税の計算の基礎となった部分の税額又は通告処分若しくは告発の原因となった部分の税額についてだけ適用がないものとして取扱う。

⑶　延滞税の額の計算の基礎となる関税額の一部について特例規定の適用がある場合における延滞税の計算は、下記のとおり行う。

イ　延滞税の計算の基礎となる関税額については、特例規定の適用の対象となる部分と適用がない部分それぞれ別々に、法第12条第3項の切捨て等を行ったうえで延滞税額の計算を行う。

ロ　上記イによって得られたそれぞれの延滞税額を合計したうえで、法第12条第4項の端数切捨て等を行う。

［追加：平19第420号］

［一部改正：平28第403号（項番号12―5を変更）］

（過少申告加算税の軽減措置に係る用語の意義及び取扱い）

12の2―1　法第12条の2第3項に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。

⑴　同項の「次に掲げる関税関係帳簿若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合」とは、規則第2条第1項に規定する法第12条の2第3項の規定の適用を受ける旨等を記載した届出書（以下この項において「適用届出書」という。）があらかじめ規則第2条第1項に規定する申告先税関長に提出されている場合における法第12条の2第3項各号の関税関係帳簿であって、規則第2条第4項に定める要件を満たしている場合をいう。したがって、法第12条の2第3項に規定する保存義務者があらかじめ適用届出書を提出している場合であっても、規則第2条第4項に規定するいずれかの要件を満たしていない場合又は令第83条第5項の規定により関税関係帳簿に記載すべき事項の全部について当該関税関係帳簿への記載を省略している場合には、法第12条の2第3項の規定は適用されない。

⑵　規則第2条第1項の「あらかじめ……提出している場合」については、適用届出書の提出が、法第12条の2第3項の規定の適用を受けようとする関税についての修正申告又は更正に係る貨物の輸入申告の日までに提出されているときは、その適用届出書は、あらかじめ、税関長に提出されているものとして取り扱うこととする。

⑶　法第12条の2第3項の規定の適用に当たって、法第12条の4第5項において準用する法第12条第4項の規定により重加算税の全額が切り捨てられた場合についても、法第12条の2第3項ただし書に規定する「隠蔽し、又は仮装」に該当することに留意する。

⑷　合併又は営業譲渡があった場合において、被合併法人又は営業譲渡を行った者（以下⑷において「被合併法人等」という。）が提出していた適用届出書は、合併法人又は営業譲渡を受けた者（以下⑷において「合併法人等」という。）の関税関係帳簿には及ばないことから、合併法人等は、被合併法人等が提出していたことをもって、その関税関係帳簿について同項の規定の適用を受けられることにはならないことに留意する。

［追加：令3第754号］

（過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出手続）

12の2―2　規則第2条第1項の規定による届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」（C―9300）2通（原本、届出者用）を同項に規定する申告先税関長の所属する税関（以下後記12の2―4までにおいて「申告先税関」という。）の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。

なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める届出書の提出先部門をいう。以下後記12の2―4までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。

［追加：令3第754号］

（取りやめの届出手続）

12の2―3　規則第2条第2項の規定による届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用の取りやめの届出書」（C―9310）2通（原本、届出者用）を申告先税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。

なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。

［追加：令3第754号］

（変更の届出手続）

12の2―4　規則第2条第3項の規定による届出は、「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出の変更届出書」（C―9320）2通（原本、届出者用）を申告先税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その届出書の写しを送付するものとする。

なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。

変更の届出書の提出を要するのは、規則第2条第1項の届出書に記載した事項を変更する場合であるが、例えば、使用するシステムの全面的な変更のほか、訂正又は削除の履歴の確保、帳簿と書類の相互関連性の確保及び検索機能の確保に係るシステムの大幅な変更（使用していた市販ソフトの変更を含み、いわゆる同一ソフトのバージョンアップは含まない。）を行った場合がこれに該当することとなる。

［追加：令3第754号］

（システム変更を行った場合の取扱い）

12の2―5　法第12条の2第3項の規定の適用を受けようとする保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された関税関係帳簿に係る電磁的記録（電子計算機出力マイクロフィルムにより保存している場合における規則第2条第4項第2号ホの規定により保存すべき電磁的記録を含む。）については、システム変更後においても、規則第2条第4項に規定する要件に従って備付け及び保存（以下この項及び12の2―6において「保存等」という。）をしなければならないことに留意する。

（注）　法第12条の2第3項の規定の適用を受けようとする保存義務者の関税関係帳簿の保存等に係るシステム変更については、書面に出力し保存する取扱いによることはできないことに留意する。

［追加：令3第754号］

（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）

12の2―6　規則第2条第4項第1号及び第2号の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿に係る電磁的記録について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこの規定の適用（検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿の電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

［追加：令3第754号］

（関税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の方法）

12の2―7　規則第2条第4項第1号イ⑴の規定の適用に当たり、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正し又は削除することができるシステムで、かつ、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録に自動的に記録されるシステム等によることとしている場合には、当該規定の要件を満たすものとして取りうこととする。

［追加：令3第754号］

（関税関係帳簿に係る電磁的記録の訂正削除の履歴の確保の特例）

12の2―8　規則第2条第4項第1号イ⑴の規定の適用に当たり、電磁的記の記録事項の誤りを是正するための期間を設け、当該期間が当該電磁的記の記録事項を入力した日から1週間を超えない場合であって、当該期間内記録事項を訂正し又は削除したものについて、その訂正又は削除の事実及内容に係る記録を残さないシステムを使用し、規則第10条第1項第1号ニ掲げる書類に当該期間に関する定めがあるときは、当該規定の要件を満たものとして取り扱う。

［追加：令3第754号］

（追加入力の履歴の確保の方法）

12の2―9　規則第2条第4項第1号イ⑵の規定の適用に当たり、例えば、税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項の入力時に、個々の記録事項に入日又は一連番号等が自動的に付され、それを訂正し又は削除することがでないシステムを使用する場合には、当該規定の要件を満たすこととなるこに留意する。

［追加：令3第754号］

（帳簿書類間の関連性確保の方法）

12の2―10　後記94―1⑸の規定は、規則第2条第4項第1号ロの規定の適に当たり準用する。

［追加：令3第754号］

（検索機能の意義）

12の2―11　規則第2条第4項第1号ハに規定する「電磁的記録の記録事項検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出され記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

なお、輸入の許可書の番号その他の記録事項により同号ロの要件を確保することとしている場合には、当該記録事項により関税関係帳簿を検索することができる機能が必要となることに留意する。

［追加：令3第754号］

（範囲を指定して条件を設定することの意義）

12の2―12　規則第2条第4項第1号ハ⑵に規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、原則として、令第83条第6項の規定により関税関係帳簿を保存すべきこととなる期間内の関税関係帳簿に係る電磁的記録を通じて、貨物の価格又は輸入の許可の年月日の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

［追加：令3第754号］

（二以上の任意の記録項目の組合せの意義）

12の2―13　規則第2条第4項第1号ハ⑶に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、関税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該関税関係帳簿に係る検索の条件として設定した記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

［追加：令3第754号］

（索引簿の備付けの特例）

12の2―14　規則第2条第4項第2号ハの規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号ハの要件を満たすものとして取り扱う。

⑴　日本産業規格Ｚ6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ（以下この項において「COMフィッシュ」という。）を使用している場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合

⑵　規則第2条第4項第2号ホに規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」が確保されている場合（当該機能が確保されている期間に限る。）

（注）　索引簿の備付方法については、後記94の2―6のなお書きに掲げる方法と同様の方法によることを認める。

［追加：令3第754号］

（電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能の意義）

12の2―15　規則第2条第4項第2号ホに規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能」とは、同項第1号ハ（保存義務者が法第105条の規定による関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ⑴）に規定する検索機能に相当する検索機能をいう。したがって、当該検索により探し出された記録事項を含む電子計算機出力マイクロフィルムのコマの内容が自動的に出力されることを要することに留意する。

［追加：令3第754号］

（関税関係帳簿に関する規定の準用）

12の2―16　規則第2条第5項の規定に基づき、同条第1項から第4項までの規定を法第12条の2第3項に規定する特例輸入関税関係帳簿に準用する場合の取扱いについては、前記12の2―1から12の2―15までの規定に準じて取り扱うものとする。

［追加：令3第754号］

（過少申告加算税に係る｢正当な理由｣の取扱い）

12の2―17　法第12条の2第4項第1号に規定する｢正当な理由｣とは、納税申告が過少であったことについて、真にやむを得ない事由があると認められる事実に基づく税額で、当該税額に過少申告加算税を賦課することが不当又は著しく過重な負担を課すこととなる場合をいい、例えば、次に掲げる事実がある場合がこれに当たる。ただし、輸入者等の関税法その他関税に関する法律等の不知又は誤解に基づくものはこれに当たらないので留意する。

⑴　納税申告に関して必要な輸入貨物に係る定率法別表（関税率表）の適用上の所属、税率及び課税標準等（以下⑵において「適用税番等」という。）について、輸入者等から十分な資料の提出等があったにもかかわらず税関職員が輸入者等に対して誤った教示等を行い、その教示等に従っていたもので、輸入者等がその教示等を信じたことについて、やむを得ないと認められる事情があるもの

⑵　申告貨物と同一種の貨物について、過去同じ適用税番等で通関が認められた事実が確認できるもの（当該同種貨物について税関が現物検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。）を行った場合又は税関に対し、見本等分類決定に要する資料等が提出された場合に限る。）

⑶　前記7―22の⑴のロののⅲからⅴまでに掲げるもの

⑷　輸入者が輸出国の公的機関等（物資所管官庁が分析結果に信頼があると認めるものに限る）が作成した証明書に基づいて申告したと認められるもの

⑸　輸入者に課税標準の確定に日時を要する事情があり、法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けて貨物が引き取られた場合で、輸入の許可前に輸入者からの申し出に基づいて課税標準を確定したことによるもの

⑹　上記⑴又は⑸に掲げる場合のほか、これらに類する場合で、過少申告となっていたことについて真にやむを得ない理由があると認められるもの

［追加：平9第828号］

［一部改正：平12第652号、平13第255号、平18第794号、平28第1285号、令3第754号（項番号12の2―1を変更）］

（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い）

12の2―18　法第12条の2第1項及び第5項の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討し、若しくはその輸入者に対する原産品であることの確認のための資料の提供を求めた上での非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があったことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。

［追加：平13第265号］

［一部改正：平19第420号、平28第1285号、平29第868号、令3第754号（項番号12の2―2を変更）］

（調査通知の相手方）

12の2―19　後記105の2―4の規定は、法第12条の2第5項に規定する調査通知を行う場合について準用する。

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号（項番号12の2―3を変更）］

（修正申告書を受理した場合の取扱い）

12の2―20　修正申告書を受理した通関担当部門は、当該修正申告書の提出が更正を予知してされたものである場合を除き、当該修正申告書の提出が法第12条の2第5項に規定する調査通知がある前に行われたものであるか否か等について輸入事後調査部門に照会する。

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号（項番号12の2―4を変更）］

（修正申告書の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い）

12の2―21　修正申告書の提出が法第12条の2第5項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われたものであるときは、同項の規定は適用されず、同条第1項から第4項までの規定による過少申告加算税を課すこととなるので留意する。この場合において、当該調査通知に係る実地の調査が行われたか否かに関わらず、同条第5項の規定は適用されない。

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号（項番号12の2―5を変更）］

（修正申告書の提出が調査の終了の際の手続後に行われた場合の取扱い）

12の2―22　修正申告書の提出が、次に掲げる日の翌日以後に行われたものであるときは、当該修正申告書の提出は、法第12条の2第5項に規定する調査通知がある前に行われたものとして取り扱う。

⑴　法第105条の2において準用する国税通則法第74条の11第1項《調査の終了の際の手続》の規定による輸入者に対する調査の終了の手続を行った日

⑵　法第105条の2において準用する国税通則法第74条の11第2項に規定する調査結果の内容に係る修正申告、更正又は決定があった日

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号（項番号12の2―6を変更）］

（過少申告加算税に係る「累積増差税額」の取扱い）

12の2―23　法第12条の2第7項に規定する累積増差税額には、同条第4項の規定に基づき控除した税額、及び同条第5項の規定の適用がある修正申告書の提出に基づいて納付すべき関税は算入されないので、これに留意する。

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号（項番号12の2―7を変更）］

（無申告加算税に係る｢正当な理由｣の取扱い）

12の3―1　法第12条の3第1項((無申告加算税))に規定する｢正当な理由があると認められる場合｣とは、次に掲げる事実がある場合をいう。

⑴　納税申告（特例申告を除く。）前の貨物が保税蔵置場等から搬出された場合で、当該搬出が災害等のやむを得ない事情によつて行われたと認められる場合

⑵　提出期限内に特例申告書が提出されなかつた場合で、当該提出がなかつたことについて、災害等のやむを得ない事情に起因するものであると認められる場合

⑶　上記⑴又は⑵に掲げる場合のほか、無申告となつたことについて真にやむを得ない理由があると認められる場合

［追加：平9第828号］

［一部改正：平12第652号］

（期限後特例申告書等の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものと認められる場合の取扱い）

12の3―2　前記12の2―18の規定は、法第12条の3第1項、第3項、第4項、第6項及び第7項の規定による期限後特例申告書又は修正申告書の提出が更正又は決定があるべきことを予知してされたものである場合の判定について準用する。

［追加：平13第265号］

［一部改正：平18第1580号、平28第1285号、令3第754号、令5第1212号］

（納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に係る取扱い）

12の3―3　法第12条の3第3項の「加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに……当該納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるとき」とは、例えば、関税関係法令の解釈に関し、輸入申告後に新たに法令の解釈が明確化されたため、その法令解釈と納税義務者の解釈とが異なることとなった場合において、その納税義務者の解釈について相当の理由があると認められるとき等をいうものとして取り扱う。ただし、法令の不知若しくは誤解又は事実誤認に基づく事実は、これに当たらないので留意する。

（注）法第12条の3第5項において準用する法第12条の2第4項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合において、同号に規定する「正当な理由」（前記12の2―17）があると認められる事実に基づく税額は、法第12条の3第9項の規定により同条第2項に規定する加算後累積納付税額には含まれないのであるから、当該事実に基づく税額は同条第3項の「納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に基づく税額」として更に控除してはならないことに留意する。

また、同条第1項において、輸入の時（特例申告にあっては、特例申告書の提出期限）までに当該申告がなかったことについて正当な理由があると認められる場合には、無申告加算税は課されないことに留意する。

［追加：令5第1212号］

（納税義務者の責めに帰すべき事由がないと認められる事実に係る取扱い）

12の3―4　法第12条の3第3項各号に掲げる税額は、同条第8項において読み替えて準用する法第12条第3項の「延滞税の額の計算の基礎となる税額」に該当するのであるから、法第12条の3第3項の規定により無申告加算税の額を計算する場合において、同項各号に掲げる税額に区分された加算後累積納付税額若しくは累積納付税額のそれぞれについて、その税額の全額が1万円未満であるとき又はその税額に1万円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てて計算することに留意する。

［追加：令5第1212号］

（期限後特例申告書の提出又は決定があった場合における法第12条の３第３項の規定の適用に関する留意事項）

12の3―5　法第12条の3第1項第1号に該当する場合には、期限後特例申告又は決定前の税額は存在しないのであるから、その場合には、同条第2項に規定する加算後累積納付税額の計算の基礎となった事実については、その全てが、同条第3項の「申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたこと」となることに留意する。

［追加：令5第1212号］

（法第12条の３第４項の規定の適用に当たっての留意事項）

12の3―6　法第12条の3第4項の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

⑴　保税地域から引き取られる外国貨物（信書を除く。）に課される関税及び内国消費税等のうち、無申告加算税の額の基礎となる税額の属する税目と同一の税目に係る無申告加算税等（法第12条の3第4項第1号及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号。以下「輸徴法」という。）第19条第2項((過少申告加算税等の特例))において読み替えて適用する国税通則法第66条第６項第１号((無申告加算税))に規定する無申告加算税等をいう。以下この項において同じ。）を課されたことがあるときに限り、これらの号の「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当する。

また、保税地域から引き取られる外国貨物（信書を除く。）に課される関税及び内国消費税等のうち、無申告加算税の額の基礎となる税額の属する税目と同一の税目に係る特定無申告加算税等（法第12条の3第4項第2号及び輸徴法第19条第2項又は第4項において読み替えて適用する国税通則法第66条第6項第2号に規定する特定無申告加算税等をいう。以下この項において同じ。）を課されたことがあり、又は当該税目に係る特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるときに限り、これらの号の「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当するものとする。

⑵　法第12条の3第8項又は第12条の4第5項において読み替えて準用する法第12条第4項の規定により、無申告加算税等の額が5,000円未満であるためこれを徴収しなかったときは、法第12条の3第4項第1号の「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しない。

また、同条第8項又は法第12条の4第5項において読み替えて準用する法第12条第4項の規定により、特定無申告加算税等の額が5,000円未満であるためこれを徴収しなかった、又は徴収しないときは、法第12条の3第4項第2号の「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当しないものとする。

⑶　後記105の2―2に規定する一の調査の結果､複数の輸入貨物に係る関税について無申告加算税等をそれぞれ課すこととなる場合であっても、これらの無申告加算税等のうち後のものについて、法第12条の3第4項第1号の「無申告加算税等を課されたことがあるとき」に該当しないものとする。

これに対して、後記105の2―2に規定する一の調査の結果､連続する3年以上の各年の輸入貨物に係る関税について特定無申告加算税等をそれぞれ課すこととなる場合には、これらの特定無申告加算税等のうち3年目以後の年のものについて､法第12条の3第4項第2号の「特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認めるとき」に該当するものとして取り扱う。

［追加：令5第1212号］

（期限後特例申告書等の提出が調査通知後に行われた場合の取扱い）

12の3―7　前記12の2―19から12の2―22までの規定は、法第12条の3第4項第2号及び第6項に規定する調査通知に係る取扱い並びに期限後特例申告書又は修正申告書の提出が同項に規定する調査通知をした日の翌日以後に行われた場合における同条第1項に規定する無申告加算税に係る取扱いについて準用する。

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号、令5第1212号（項番号12の3―3を変更）］

（無申告加算税に係る「累積納付税額」の取扱い）

12の3―8　法第12条の3第9項に規定する累積納付税額には、同条第1項ただし書、第6項及び第7項の規定の適用がある期限後特例申告書又は修正申告書の提出に基づいて納付すべき税額、及び同条第5項において準用する法第12条の2第4項の規定に基づき控除した税額は算入されないので、これに留意する。

［追加：平28第1285号］

［一部改正：令3第754号、令5第1212号（項番号12の3―4を変更）］

（隠蔽又は仮装に該当する場合）

12の4―1　法第12条の4第1項又は第2項に規定する「関税の課税標準等又は納付すべき税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し」とは、例えば、次に掲げるような事実がある場合をいう。

⑴　次に掲げる事実があること

イ　仕入帳、総勘定元帳等の帳簿、発注書、往復文書等の原始記録、契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表等の証拠書類、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書、棚卸表等の決算関係書類その他輸入貨物の課税標準を明らかにする書類（以下この項において「帳簿書類」という。）を破棄又は隠匿していること

ロ　帳簿書類の改ざん（偽造及び変造を含む。以下この項において同じ。）、帳簿書類への虚偽記載、相手方との通謀による虚偽の書類の作成、意図的な集計違算等を行っていること

ハ　特定の税率を適用するため、原産地証明書等証明書その他の書類を改ざんし、又は虚偽の申請に基づき当該証明書の交付を受けていること

ニ　税関長の輸入の許可を受けないで貨物を輸入しようとすること

⑵　事後調査の際の具体的事実について税関職員の質問に対し虚偽の答弁等を行ったこと若しくは他の者に虚偽の答弁等を行わせたこと又はその他の事実関係を総合的に判断して、申告時において、例えば、上記⑴に掲げるようなことに該当していることが、合理的に推認できること

［追加：平17第1070号］

［一部改正：平28第1285号］

（重加算税対象税額の計算）

12の4―2　重加算税の計算の基礎となる税額の計算に当たっては、法第12条の4第1項から第3項まで及び令第9条の5第1項から第3項の規定により、隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて計算した税額を控除して行うこととなるので、これに留意する。

［追加：平17第1070号］

［一部改正：平18第1580号、平28第1285号、令3第754号］

（電磁的記録に記録された事項に関する重加算税の加重に係る用語の意義及び取扱い）

12の4―3　法第12条の4第3項に規定する用語の意義及び取扱いは、次による。

⑴　法第12条の4第3項に規定する「第94条の2第3項に規定する関税関係書類若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録……又は第94条の5の保存義務者により行われた電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し……前二項の規定に該当するとき」とは、保存義務者が電磁的記録を直接改ざん等する場合のみならず、紙段階で不正のあった契約書、仕入書その他の輸入申告の内容を確認するために必要な書類（以下この項において「契約書等」という。）（作成段階で不正のあった電子取引の取引情報に係る電磁的記録を含む。）のほか、通謀等により相手方から受領した虚偽の契約書等を電磁的記録により保存している場合又は通謀等により相手方から受領した虚偽の電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存している場合等も含むことに留意する。

⑵　法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録のうち、同条ただし書の規定に基づき、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合における当該電磁的記録に記録された事項に関しては、法第12条の4第3項の規定は、適用しない。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第1212号（項番号12の4―5を変更）］

（重加算税の額を加算する場合の取扱い）

（電磁的記録に係る重加算税の加重措置と法第12条の4第4項の重複適用）

12の4―4　法第12条の4第3項の規定の適用がある場合であっても、同条第4項の規定に該当するときは、重加算税の額を加算する取扱いの重複適用があることに留意する。

［追加：令5第1212号］

12の4―5　前記12の3―6の規定は、法第12条の4第4項の規定により重加算税の額を加算する場合の取扱いに準用する。

［追加：令5第1212号］

第5節　その他

（過誤納金の意義）

13―1　法第13条第1項((過誤納金の還付))にいう過納金とは、納税申告又は更正等に基づいて納付された税額につき、後になって減額更正、再賦課決定（減額）又は賦課決定の取消し等が行われた場合における納付税額のうち、正当税額を上回る部分に相当する納付金をいい、同項の誤納金とは、納税申告又は更正等により確定した納付すべき税額を超えて納付があった場合のその超える額に相当する納付金及び税額の確定前に納付された納付金をいう。

（例）

（納税申告に係る税額）（納付額）（更正後の税額）（過納金）　 （誤納金）

⑴　1,600円 　　1,600円　　1,200円　400円（イ－ハ）

⑵　5,800円　　 6,800円　　5,700円　100円（イ－ハ）1,000（ロ－イ）

［一部改正：平20第1331号］

（過誤納金の区分）

13―2　法第13条第2項各号((還付加算金の起算日))に掲げる過誤納金の意義は、次のとおりである。

⑴　第1号に掲げる過納金は、税関長の更正により過大に確定した税額が、再更正等により減額されたことに基づいて生ずる過誤納金のうち、当該更正に誤りがあつたことにより過大に生じている部分の過納金又は賦課決定若しくは決定により確定した税額が、再賦課決定等により減額されたことに基づいて生ずる過納金をいう。

⑵　第2号に掲げる過納金は、納税申告に係る税額等の計算が関税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又はその計算に誤りがあつたことにより、納税申告に係る税額が過大であつた場合において、法第7条の15第1項((更正の請求))の規定による更正の請求があり、減額更正（その更正の請求に対する更正又は更正しないことの通知に対する不服申立てについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付すべき税額が減額されたことに基づいて生ずる過納金をいう。

⑶　第3号に掲げる過誤納金は、納税申告により確定した税額が更正の請求によることなく税関長の一方的な更正により減額されたことに基づいて生ずる過納金、及び誤納金をいう。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号］

（還付加算金に関する用語の意義）

13―3　法第13条第2項に規定する還付加算金の計算に関する用語及び法附則第5項に規定する「還付加算金特例基準割合」の意義については、次による。

⑴　同項各号列記以外の部分に規定する｢還付のため支払決定をする日｣とは、国税資金支払命令官が還付のため支払決議を了した日をいい、｢第7項の規定により充当する日｣とは、令第10条第1項の規定により充当の効力が生ずることとされている日をいう。

⑵　同項第1号に規定する｢関税の納付があつた日｣とは、前記12―1の⑵に規定する日をいう。

⑶　同項第2号及び令第9条の6第1号に規定する｢更正があつた日｣とは、更正通知書が送達された日をいうが、実務的には、更正通知書を発した日にその送達があったものと解して差し支えない。

⑷　「還付加算金特例基準割合」とは、平均貸付割合に、年0.5パーセントの割合を加算した割合（年0.1パーセント未満であるときは年0.1パーセントとする。）をいう。

［一部改正：平28第1285号、令2第417号］

（過誤納金の充当に関する用語の意義）

13―4　法第13条第7項((過誤納金の充当))の規定による過誤納金の充当に関する用語の意義については、次による。

⑴　同項に規定する｢還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつた関税があるとき｣とは、過誤納金を納付した者を納税義務者とする関税があるときをいう。

⑵　令第10条第1項第2号((輸入許可等の後に確定した関税についての充当))に規定する｢その他当該関税が確定した時｣とは、輸入の許可後の修正申告によつて関税が確定した場合等におけるその確定の時をいう。

（過誤納金の充当の手続）

13―5　令第10条((過誤納金の充当の手続))の規定による過誤納金の充当の手続については、次による。

⑴　充当しようとするときは、次により充当の決議を行う。

イ　過誤納金の還付を受けるべき者にいまだ関税を納付していない納税申告がある場合において、当該還付を受けるべき金額をもつて当該関税に充てようとする旨の書面が提出されたときは、その書面により充当の決議を行う。

ロ　税関長が必要と認めたときは、充当決議書により充当の決議を行う。

⑵　充当の決議が行われた場合には、充当しようとする関税に係る徴収決定済額を還付される過誤納金に相当する額だけ減額処理する。

［一部改正：昭61第587号、平12第652号］

［関連：昭60蔵関第859号（過誤納金等の税関又は署所間充当について）］

（税関又は署所間における過誤納金等の充当）

13―6　法第13条第7項((過誤納金の充当))又は国税通則法第57条第1項((充当))の規定による充当（以下この項において｢充当｣という。）を行うための過誤納金又は還付金（関税については過誤納金、内国消費税（消費税を除く。）については過誤納金又は還付金。以下この項において｢過誤納金等｣という。）の引継ぎ及び引受け等については、次による。

なお、過誤納金等を納付すべき関税又は内国消費税（消費税を除く。以下この項において｢関税等｣という。）に充当する場合において、当該過誤納金等と納付すべき関税等が関税と国税通則法に規定されている国税にまたがるときは、充当処理はできないので留意する。

また、滞納処分費については、その徴収の起因となった関税等に先立って充当することとなるので留意する。

⑴　充当のうち、令第10条第1項第2号((過誤納金め充当の手続))の充当又は国税通則法施行令第23条第2項((還付金等の充当適状))以外の充当（以下の項において｢強制充当｣という。）を行うための過誤納金等の引受け等については、次による。

イ　納付すべき関税等がある税関長又は署所長（以下この項において｢税関長等｣という。）は、過誤納金等があると見込まれる税関長等に対し｢過誤納金等の有無についての照会書兼過誤納金等の引継要請書｣（C―1160）により、過誤納金等の有無についての照会及びその引継要請を行う。

なお、納付すべき関税等が完納となった場合は、適宜の方法によりその旨を連絡する。

ロ　納付すべき関税等がある税関長等は、過誤納金等がある税関長等から｢過誤納金等の引受書｣（C―1165第3片）を添付した｢過誤納金等の引継書｣（C―1165第2片）及び更正決議書等の写しの送付を受けた場合は、引受決議を行い、過誤納金等の引受書を返送するとともに、｢過誤納金等充当決議書｣（C―1170）により充当決議を行い、｢過誤納金等充当通知書｣（C―1175）により充当通知を行う。

ハ　強制充当に係る資金徴収簿については、後記⑸のイに準じて処理するものとし、徴収決定済額は充当した過誤納金等に相当する金額を減額処理する。

⑵　強制充当を行う場合において、納付すべき関税等がある税関長等から、過誤納金等の有無について照会を受けた税関長等は、所要の調査をしたうえ次の処理を行う。

イ　過誤納金等がある場合は、照会のあった税関長等に対して｢過誤納金等の引継決議書｣（C―1165第1片）により過誤納金等の引継決議を行い、過誤納金等の引継書に過誤納金等の引受書及び更正決議書等の写しを添えて送付する。

なお、この場合において、過誤納金等の引継金額は、納付すべき関税等に相当する金額を限度とし、引継金額が過誤納金等の一部であるときは、引継ぎをしなかった金額について支払事務担当部門に支払依頼をする。

また、過誤納金等の引受書は、引受のあった税関長等から返送されることとなるので留意する。

ロ　過誤納金等がない場合は、照会のあった税関長等に対してその旨を適宜の方法により回答する。

ハ　上記イ文はロの処理をした後に、新たに過誤納金等が発生した場合においても、上記イにより過誤納金等の引継ぎを行う。

ニ　納付すべき関税等がある税関長等から照会のため送付を受けた過誤納金等の有無についての照会書兼過誤納金等の引継要請書を整理保管する。

⑶　令第10条第1項第1号の充当又は国税通則法施行令第23条第2項の充当（以下この項において｢任意充当｣という。）を行う場合において、過誤納金等の還付を受けるべき者が、他の税関又は署所の納付すべき関税等に充てることを希望した場合は、税関長等は、｢「税関（署所）間充当申出書｣（C―1180。以下この項において｢申出書｣という。）2通（原本及び引継用）を提出させ、所要の調査をしたうえ、次の処理を行う。

イ　申出書の提出を受けた税関長等は、充当希望先の税関長等に対して上記⑵のイに準じて引継決議を行い、過誤納金等の引継書に過誤納金等の引受書、申出書（引継用（過誤納金発生税関（署所）欄に受理印（収納印）を押印したもの））及び更正決議書等の写しを添えて送付する。

ロ　上記イ以外の処理は、上記⑵のイに準じて行う。

⑷　任意充当を行う場合における過誤納金等の引受けについては、次による。

イ　過誤納金等の発生した税関長等から過誤納金等の引受書が添付された過誤納金等の引継書及び申出書（引継用）等の送付を受けた場合は、上記⑴のロに準じて引受決議を行い、過誤納金等の引受書を返送する。

ロ　充当しようとする関税等が確定した場合は、当該申出書の提出者から｢充当申出書｣（C―l185）1通を提出させ、併せて過誤納金等に係る更正通知書等の提示を受ける。

ハ　上記イ及びロの関係書類により引き受けた過誤納金等の金額を確認し、提出された充当申出書により充当決議を行い、過誤納金等充当通知書を発する。

ニ　充当しようとする関税等の確定が遅れること等により過誤納金等に還付加算金が付されることとなる場合には、速やかに当該過誤納金等について引継ぎを行った税関長等に再引継ぎを行う。

⑸　任意充当を行う場合において、充当税関（署所）における納付書等の処理については、次による。

イ　充当決議を行った場合には、充当した関税等に係る輸入（納税）申告書等（原本及び会計検査院提出用）の｢税関記入欄｣に、充当申出書の提出された日、充当決議番号、充当された過誤納金等の税目及び金額並びに充当後に納付すべき関税等の税目及び金額を朱書で記載し、原本に審査印を押なつする。

また、充当に係る関税等の原資金徴収簿（通関部門より通関審査終了後回付される納付書の第4片）に、朱書で次の事項を記載するとともに、｢合計額｣欄の合計金額を減額修正する。

　｢年月日｣欄に充当申出書の提出された日

　｢摘要｣欄に充当決議番号

　｢収納済額｣欄に充当した金額

　充当後に納付すべき関税等がある場合には、｢収納未済額｣欄にその金額

ロ　充当後に納付すべき関税等がある場合には、当該納付すべき金額について新たに納付書を作成し、第1片、第3片及び第4片の右下部欄外に｢充当差額｣と朱書するとともに、当該納付書の第3片に審査印を押なつしたうえ、第1片から第3片を納税者に交付する。

また、当該納付書の第4片は新たな資金徴収簿とし、原資金徴収簿は抹消のうえ、当該納付書の第4片に添付する。

ハ　充当に係る納付すべき関税等の納付書の第1片から第3片は、原則として回収し充当決議書に添付する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平12第652号、平29第442号］

（過大な払戻し等に係る関税額の徴収）

13の2―1　法第13条の2((過大な払いもどし等に係る関税額の徴収))の規定による過大な払戻し等に係る関税額の徴収については、次による。

⑴　同条の規定により、過大な払戻し等に係る関税額を国税徴収の例により徴収できるのは、関税の払戻し又は還付がこれを受ける者の申請に基づいて過大な額で行われた場合に限られるが、この場合における収納額は、関税として受け入れるものとする。

なお、この場合における納税告知書に記載すべき関税の納期限は、令第7条の2第1項第3号((特殊な場合における納期限))の規定によりその告知書を発する日の翌日から起算して1月を経過する日であるが、その延滞税の計算の始期は、過大に払戻し又は還付を受けた日（前記12―1（延滞税に関する用語の意義）の⑴）となる（法第12条第1項）ので、留意する。

⑵　関税の払戻し又は還付の申請が正当なものであつたにもかかわらず、税関が誤つて過大に払戻し又は還付を行つた場合においては、国税徴収の例により徴収することはできず、国税収納金整理資金からの支払金の返納金として納入告知書（整理資金規則第2号書式）により徴収することになるので、留意する。

なお、この場合における納入告知書に記載すべき返納金の納期限は、整理資金規則第18条((納付期限))の規定により調査決定の日から20日以内において適宜の日を指定することとなり、特別の理由のない限り、調査決定の日の翌日から起算して20日目を指定することとなるので、留意する。

（補完的納税義務を負う場合）

13の3―1　法第13条の3((関税の納付不足がある場合の補完的納税義務))の規定は、輸入の許可又は輸入許可前引取りの承認を受けて引き取られた貨物について納付された関税に不足額があつた場合において、その許可又は承認の際に当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所がともに明らかでなく、又はその者が当該貨物の輸入者でないことを申し立て、かつ、当該貨物の輸入に際してその通関業務を取り扱つた通関業者が、その通関業務の委託を受けた者を明らかにすることができなかつたときに限り、適用がある。したがつて、貨物の輸入者は明らかであるが、その者の納税能力がなくなつたような場合は、同条の適用はなく、その輸入者の委託を受けて通関業務を取り扱つた通関業者が納税義務を負うことはない。

また、｢その通関業務の委託を受けた者を明らかにすることができなかつたとき｣とは、当該貨物の輸入者とされた者の住所及び居所が明らかでない場合も含まれるので、留意する。

［一部改正：昭61第587号］

（国税通則法の準用の効果）

13の4―1　法第13条の4((端数計算))の規定により、関税の課税標準の端数計算、関税の確定金額の端数計算及び関税に係る払戻し又は還付の額の端数計算について国税通則法の規定が準用される結果、それらの端数計算の方法は次によることとなるので、留意する。

⑴　関税の課税標準を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（国税通則法第118条第1項）。

⑵　関税の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる（同法第119条第1項）。

また、関税の確定金額を、2以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合においてその納付の期限ごとの分割金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算する（同条第3項）。

⑶　関税に係る払戻し又は還付の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、払戻し又は還付の額が1円未満であるときは、その額を1円として計算する（同法第120条第1項及び第2項）。

［一部改正：昭61第587号、昭62第1306号、昭63第1243号］

（関税についての端数計算の方法）

13の4―2　関税についての端数計算の方法は、次による。

⑴　従価税品についての関税の課税標準の額の端数計算は、輸入（納税）申告書等の各欄ごとに行い、関税の確定金額の端数計算は、各欄ごとの関税額を合計した額について行う。

〔計算例〕

（品名）　（申告価格）　（税率）　（税額）

①　Ａ　　253,195円 　 　10.5% 　26,565円

↓　　　　↓

（253,000円×0.105）＝

② Ｂ　　　321,283円　　12.6%　 　40,446円

↓　　　　↓

(321,000円×0.126) =

　 67.011円

↓

　　　　　　　　　(納付する税額) 67,000円

⑵　従量税品についての関税の課税標準数量計算は、輸入（納税）申告書等の各欄ごとに次の要領により行い、この場合における関税額は、各欄ごとに円位未満を切り捨てた後、その合計額について関税の確定金額の端数計算を行う。

イ　酒税の課税されるもの 10mℓ位まで

揮発油税の課税されるもの ℓ位まで

石油ガス税の課税されるもの ㎏位まで

石油石炭税の課税されるもの ℓ位又は㎏位まで

とし、それぞれの単位未満は切り捨てる。

ロ　その他のもの

　税率が円位以上2けたまでの場合は整数位までとし、それ未満は切り捨てる。

　税率が円位以上3けたの場合は小数点以下1位までとし、それ未満は切り捨てる。

　税率が順次円以上nけたの場合は小数点以下（n－2）位までとし、それ未満は切り捨てる。

〔計算例〕

(品名)(申告数量) (税率)　　　　　　(税額)

① C　　8.547.8kg　\3.36/kg　　　　28,717円

↓ ↓ ↑

(8.547. ×3円36銭)= 28,717.92円

② D 4,855.78kg \113.20/kg 549,665円

↓ ↓

(4,855.7×113円20銭)= 549,665.24円

578,382円

↓

　　　　　　　　(納付する税額)　 578,000円

［一部改正：昭60第320号、昭62第1306号、昭63第1243号、平12第652号、平15第1022号］

（内国消費税等についての端数計算の方法）

13の4―3　内国消費税についての端数計算の方法は、次による。

1. 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第4条から第4条の9までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに対して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記13の4―1及び13の4―2の⑴の場合と同様である。

⑵　消費税以外の内国消費税についての端数計算の方法は、それぞれの税に関する国税庁の基本通達による。

⑶　地方消費税の端数計算は、消費税の場合と同様であるが地方消費税を計算した際に発生する円位未満については、計算の都度切り捨てる。なお、地方消費税の課税標準は消費税額であるが、ここでいう消費税額とは、端数処理後のものをいう。

〔計算例〕

（品名）（CIF価格）（関税率）（関税相当額）（消費税税率）（消費税額）（地方消費税率）（地方消費税額）

① E 534,795円　 14％ 7.8%（標準税率対象物品） 22/78

534,000円 × 0.14＝ 74,760円（端数処理前）

74,700円（端数処理後）

（消費税課税標準額）

609,495円 609,000円×0.078＝ 47,502円（端数処理前）

47,500円（端数処理後）

（地方消費税課税標準額）

47,500円 ×22 ÷78 ＝13,397円（円位未満切り捨て）

② F 126,258円 14％ 6.24%　（軽減税率対象物品） 22/78

126,000円 × 0.14＝ 17,640円（端数処理前）

17,600円（端数処理後）

（消費税課税標準額）

143,858円 143,000円× 0.0624＝ 8,923円（端数処理前）

8,900円（端数処理後）

（地方消費税課税標準額）

8,900円×22 ÷78 ＝ 2,510円（円位未満切り捨て）

（消費税額） 56,400円 56,425円

（地方消費税額） 15,900円 15,907円

（納付する消費税及び地方消費税額） 72,300円

［一部改正：昭55第1360号、昭60第320号、昭63第1243号、平9第271号、平25第310号、平26第85号、令元第1172号、令3第262号］

（修正、更正等の場合の端数計算）

13の4―4　修正、更正等の場合における納付すべき税額又は還付すべき金額の端数計算は、その修正、更正等に係る輸入（納税）申告書等の単位で行うものとする。

⑴　修正申告の場合

　当初税額納付前のとき

当初税額　　　　　　　　　　　　　　　11,200円（端数処理後）

修正後税額　21,383円（端数処理前）→　21,300円（　　〃　　）

　　　　∥

（差し換える納付書に記載すべき税額）　当初税額納付済のとき

修正後税額　21,300円（端数処理後）

－）当初税額　　11,200円（　　〃　　）

10,100円

∥

（修正申告に係る納付書に記載すべき税額）

⑵　更正の場合

　当初税額納付前のとき

当初税額　　　　　　　　　　　　 11,200円（端数処理後）

更正後税額7,548円（端数処理前）→ 7,500円（　　〃　　）

　　　　∥

（更正により確定した税頻）

　当初税額納付済のとき

当初税領 11,200円（端数処理後）

－）更正後税額 　 7,500円（　　〃　　）

3,700円（過誤納金の額）

⑶　2欄以上にわたる輸入申告又は納税申告に係る修、更正等の場合

　当初税額納付前のとき

（品名）（修、更正等前の税頻）（修、更正後の税額）

①　G　　37,965円　　　　　　　50,639円（増）

②　H　　48,180円　　　　　　　32,128円（減）

③　I　　49,280円　　　　　　　49,280円

合計額　135,425円　　　　　　 132,047円

↓ ↓

135,400円 132,000円

（納付税額）

　当初税額納付済のとき

135,400円－132,000円＝3,400円（過誤納金の額）

［一部改正：昭61第587号、平12第652号］

（差額関税の税率の端数計算）

13の4―5　関税の税率がスライド方式により定められており、円位未満の端数がある場合におけるその税率の端数計算は、次による。

⑴　その税率を適用すべき輸入貨物の課税標準数量の整数位のけた数が1けたである場合には、税率の円未満の端数を切り捨てる。

⑵　課税標準数量の整数位のけた数が2けたである場合には、税率の小数第1位未満の端数を切り捨てる。

⑶　課税標準数量の整数位のけた数が順次整数位以上nけたである場合には、税率の小数点以下（n－1）位までとし、それ未満の端数は切り捨てる。

（更正、決定等の期間制限の性格）

14―1　法第14条に規定する更正、決定等の期間制限は、更正、決定等の処分をすることができる除斥期間であり、時効の場合におけるような完成猶予又は更新はないので、留意する。

［一部改正：令3第900号］

（｢関税を課することができることとなつた日｣の意義）

14―2　法第14条第7項第4号に規定する｢関税を課することができることとなつた日｣とは、定率法第7条第3項又は第8条第2項の規定に基づく政令の規定により関税を課することができることとなった日をいう。

［一部改正：昭61第587号、平2第294号、平7第297号、平23第746号、令2第417号］

（関税ほ脱の場合の期間制限等）

14―3　法第14条第4項に規定する｢不正の行為｣とは、関税を免れることを可能又は危険ならしめる偽り以外の行為をいい、社会通念上不正と認められる場合にはすべてこれに該当するものとして取り扱つて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、令2第417号］

（徴収権の消滅時効に関する国税通則法の規定の準用の効果）

14の2―1　法第14条の2第2項による国税通則法の規定の準用の効果は、次のとおりである。

⑴　関税の徴収権の時効については、国税通則法第72条第2項((国税の徴収権の消滅時効))の規定が準用される結果、納税者による時効の援用を要せず、また、時効完成後における利益の放棄は認められない。したがって、時効の完成後に関税の納付があった場合には、過誤納金としてこれを還付することになる。

⑵　関税の徴収権の時効については、国税通則法第73((時効の完成猶予及び更新))の規定が準用される結果、関税についての更正若しくは決定、賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係るものに限る。以下本項において同じ。）、納税に関する告知、督促又は交付要求には、同条第1項の規定により、更正通知書、決定通知書、賦課決定通知書、納税告知書、督促状又は交付要求書が送達された場合には時効の完成猶予の効力が認められ、更正、決定、賦課決定又は納税の告知にあってはそれぞれの納期限を経過した時から、督促にあっては督促状又は督促のための納付催告書を発送した日から起算して10日を経過した日から、交付要求にあってはその交付要求をされた期間を経過した時から時効の更新の効力が認められ、同条第２項の規定により、交付要求による時効の完成猶予又は更新の効力は、その基礎となった強制換価手続が取り消された場合でも失われず、同条第5項の規定により、関税について時効が完成猶予又は更新されるときは、その完成猶予又は更新された関税に係る延滞税についての時効が同時に完成猶予又は更新される。また、国税徴収の例により、関税を徴収する場合における国税徴収法に規定する換価の猶予及び関税の賦課、徴収に関する処分につき不服申立てがされた場合その他これに類する場合において裁決庁等がする徴収の猶予又は滞納処分の続行の停止があった場合には、同条第4項の規定により、時効の完成猶予の効力が認められ、関税が納付された場合には、同条第6項の規定により、その延滞税については、時効の更新の効力が認められる。

⑶　関税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る関税に関する時効は、国税通則法第73条第3項の規定により、当該関税の法定納期限等（法第14条第１項に規定する法定納期限等をいう。以下この項において同じ。）から2年間は進行しない。

ただし、当該法定納期限等の翌日から同日以後2年を経過する日までの期間内に、修正申告書の提出、更正決定等があった場合においては、これらの行為又は処分に係る当該部分の関税ごとに、修正申告書が提出された日、更正通知書若しくは決定通知書又は賦課決定通知書が発せられた日の翌日から、時効が進行する。

［一部改正：昭61第587号、平20第721号、令3第900号］

（徴収権の消滅時効に関する民法の規定の準用の効果等）

14の2―2　法第14条の2第3項による民法の規定の準用の効果等は、次のとおりである。

⑴　関税の徴収権の時効については、法第14条の2第1項及び第2項に別段の定めがあるものを除き、民法の規定が準用される結果、関税についての請求、差押え、仮差押え、仮処分又は債務の承認があつた場合には、民法第147条の規定により時効完成猶予又は更新の効力が認められ、また、関税についての時効の完成時に事故があつたためその完成猶予措置がとれなかつた場合には、民法第158条以下の規定によりそれぞれ時効の完成猶予の効力が認められる。

⑵　関税についての請求には、民法第147条に規定する裁判上の請求及び破産手続参加並びに同法第150条に規定する催告（輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知、納付しようよう等を含む。）が含まれ、関税についての承認には、納税義務者が法定納期限後に修正申告、関税の一部納付、納税の猶予の申請等その債務を承認する行為をした場合のほか、黙示による承認をした場合も含むので、留意する。ただし、催告はその後６月以内に裁判上の請求、差押え等の措置をとらなければ完成猶予の効力を生じない（同法第150条）ので、留意する。

⑶　上記のほか、会社更生法（昭27年法律第172号）の規定により担保物の処分が中止されている期間（同法第37条第2項）及び滞納処分等が中止されている期間（同法第67条第2項及び第3項）、徴収の猶予等の期間（同法第122条第1項）等については、同法の規定（第37条第4項、第67条第5項、第122条第4項等）により特に時効が進行しないものとされているので、留意する。

［一部改正：昭61第587号、令3第262号］

（｢請求することができる日｣の意義）

14の3―1　法第14条の3第1項((還付請求権の時効))に規定する｢請求することができる日｣とは、それぞれ次による。

⑴　過納金の場合にあつては、その過納金に係る更正通知書、再賦課決定通知書又は不服申立てに対する決定若しくは裁決が送達された日、又は確定判決が効力を生じた日

⑵　誤納金の場合にあつては、その誤納金に係る関税を納付した日

⑶　関税に関する法律の規定による関税の払戻し又は還付に関する請求権の場合にあつては、それぞれの法律の規定により払戻し又は還付の請求をすることができる日

（還付請求権の消滅時効に関する国税通則法の規定等の準用の効果）

14の3―2　法第14条の3第2項の規定による国税通則法第72条第2項及び法第14条の2第3項の規定の準用の効果は、次のとおりである。

⑴　関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権の時効については、国税通則法第72条第2項の規定が準用される結果、その時効の援用を要せず、また、時効の完成後におけるその利益の放棄は認められない。

⑵　関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権の時効については、法第14条の2第3項の規定の準用がある結果、関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求については、民法第147条等の規定により時効の完成猶予又は更新の効力が認められる。この場合において、関税の過誤納、払戻し又は還付に係る請求権者に対する払戻し又は還付の通知、払戻し又は還付金の一部の充当通知等は、法第152条第１項に規定する承認に該当するので、留意する。

［一部改正：昭61第587号、令3第262号］

14の4　削除

［追加：平15第346号］

（換価代金からの充当又は徴収の特例の効果）

14の5―1　法第14条の5((換価代金からの充当又は徴収の特例))の規定により、同条に規定する収容貨物等の換価代金をもつてそれらの貨物等に係る関税に充て、又はこれからその関税を徴収する場合において、一般に計算した関税額が同条による限度額を超えることとなるときは、同条による限度によりその関税額を調定し、その限度額を超える部分については不納欠損として処理しないこととする。

第3章　船舶及び航空機

（船舶等の資格の認定）

15―1　法第3章の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において｢船舶等｣という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。

なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第25条各項の規定に基づく令第23条第2項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するものではないので留意する。

⑴　本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時に外国貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積載している船舶等は、それぞれ外国貿易船又は外国貿易機（以下、本章において｢外国貿易船等｣という。）とする。ただし、その船舶等が、入港の時まで沿海通航船又は国内航空機（以下、本章において｢沿海通航船等｣という。）とされていたものであり、かつ、その積載している外国貨物が保税運送貨物のみであるときは、この限りでない。

⑵　本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りにきた船舶等は、それぞれ外国貿易船等とする。

なお、税関空港にあっては人員輸送のみを目的とする航空機であっても、当該航空機が航空法（昭和27年法律第231号）第2条に規定する国際航空運送事業を営む会社に所属するものであり、かつ、同一定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱うものとする。

⑶　本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港時には、外国貿易船等でない船舶等が、入港の後に輸出貨物又は積戻し貨物を積み込むこととなったときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。

⑷　沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易の目的（公海上で外国貿易に従事する場合を含む。）で、本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から外国貿易船等となるものとする。

⑸　沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から特殊船舶等となるものとする。ただし、外国に向けて出港するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなるときは、この限りでない。

⑹　入港前において他国間の外国貿易に従事していた船舶等が修理又は船用品若しくは機用品の補給のためのみの目的で外国貨物を積載しないで入港する場合においては、それらの船舶等は特殊船舶等とする。

⑺　外国貨物を積載していない外国貿易船が、法第25条第1項の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間を超えることとなったときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。

⑻　継続して本邦と外国との間を往来する特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなったとき又はその他の特殊船舶等が本邦と外国との間の航行を終了して基地港に帰港したときは、それぞれその往来をしないこととなった時又は基地港に帰港した時から沿海通航船等となるものとする。

⑼　ただし、上記⑶から⑸、⑺又は⑻の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法第25条各項の規定による資格変更の届出があったときは、上記⑶から⑸、⑺又は⑻の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平13第265号、平18第1850号、平19第719号、平23第746号、平29第442号、平31第360号］

［関連：法第2条第1項、とん税法第2条、関基25―1～25―3］

（船舶等の入港）

15―2―1　船舶等の入港については、次による。

⑴　船舶の｢入港｣とは、船舶が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもってその場所に到着することをいう。

なお、この場合における停泊又は係留には、船舶がバース待ち、避難等の目的をもって仮に停泊又は係留をすることを含むので、留意する。

⑵　航空機の「入港」とは、航空機が一定の期間本邦内の特定の場所に駐機する目的をもってその場所に到着することをいう。

なお、この場合における駐機には、航空機が避難等の目的をもって仮に駐機することを含むので、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平18第1850号（項番号15―2を変更）、令5第594号］

［関連：法第20条、とん基1―1］

（航空機の航行時間）

15―2―2　航空機の事前報告時期を特定するための航行時間については、航空運送事業者が運航する航空機の場合、航空法第100条((許可))又は第129条((外国人国際航空運送事業))の規定に基づく国土交通大臣の許可を受ける際に提出される事業計画に記載される発着時間から算出した時間を航行時間として取扱って差し支えない。

［追加：平18第1850号］

（船積港の出港日時）

15―2―3　令第12条第3項第1号に規定する船積港を出港した日時とは、開港に入港しようとする外国貿易船が報告の対象となる貨物を船積みした外国の港を出港した年月日及び時刻（当該外国貿易船に備え置かれている航海日誌に記載された船積港の出港日時等）をいう。

［追加：平25第759号］

（入出港に係る手続に要する時間）

15―2―4　規則第2条の2第3項第5号に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、外国貿易船の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。

［追加：平25第759号］

［一部改正：平31第360号］

（災害その他やむを得ない事故）

15―2―5　規則第2条の2第3項第5号に規定する「災害その他やむを得ない事故」の意義は、それぞれ次による。

イ　「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。

ロ　「その他やむを得ない事故」とは、天候の悪化、船舶等の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかった事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故で、これにより出港が困難になるものをいう。

［追加：平25第759号］

（電子情報処理組織を使用した報告又は書面の提出）

15―2―6　法第15条第14項、第15条の3第6項、第17条第5項、第17条の2第4項、第18条第5項、第18条の2第5項、第20条第5項、第20条の2第7項及び令第18条第2項に規定する電子情報処理組織を使用した報告、書面の提出及び申請書の提出については、「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号）による。

［追加：平31第360号］

（電子情報処理組織の使用の特例）

15―2―7　規則第2条の5、第2条の8、第2条の11、第2条の14、第2条の16、第2条の18、第2条の20、第2条の23及び第2条の26に規定する「その他正当な理由」とは、次に掲げる場合とする。

⑴　公用船又は公用機の船長又は機長が報告又は書面の提出を行う場合

⑵　ヨット等の船長が報告又は書面の提出を行う場合

⑶　その他、電子情報処理組織を使用して報告又は書面の提出をしないことについてやむを得ない事由がある場合

［追加：平31第360号］

（外国貿易船等の入港手続）

15―3―1　法第15条の規定による外国貿易船等の入港手続については、次による。

⑴　同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷に関する事項は、「積荷目録」（C―2030）（海上コンテナー貨物については「積荷目録」（C―2031）又は「海上コンテナー貨物に係る積荷情報」（C―2032））、1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項第1号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積荷に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。

⑵　同条第3項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「入出港届」（C―2000）及び「船用品目録」（C―2040）各1通とする。ただし、適宜の様式に令第12条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第3項に規定する入港届、船用品目録の提出があったものとして取り扱うものとする。

⑶　上記⑴及び⑵に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。

⑷　同条第11項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」（C―2010）1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第12項に規定する入港届の提出があったものとして取り扱うものとする。

⑸　上記⑷に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。

⑹　規則第2条の2第3項第3号の規定により、報告事項が省略される乗組員に関する事項の報告は、入港する時までに乗組員に関する事項に変更がない旨を記入した乗組員名簿又は適宜の様式により報告させることとする。

⑺　入港の際、税関において取締上必要があると認めるときは、上記⑵及び⑷に規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。

⑻　本邦内の開港等において法第15条第1項又は第9項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船(取)卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積(搭載)が確認された後速やかに（輸出入・港湾関連情報処理システムによる場合においては、船(取)卸港における船(取)卸確認までに）報告させることとして差し支えない。

⑼　規則第2条の2第5項及び第6項に規定するその他参考となるべき事項とは、税関において取締上必要と認める次の事項をいう。

イ　コンテナーの所有形態

ロ　国際海上危険物規則(ＩＭＤＧコード）に定めるＩＭＤＧクラス及び国連番号

ハ　船積港の出港予定日時

ニ　規則第2条の2第4項に規定する報告期限が適用される場合の識別

ホ　運航者等が交付する船荷証券及び複合運送証券（以下、本章において「船荷証券等」という。）（マスターＢ／Ｌ）の番号を親番号として、荷送人が交付する船荷証券等（ハウスＢ／Ｌ）が交付されている場合の識別

［全部改正：平18第1580号］

［一部改正：平19第420号、平20第1146号、平22第163号、平25第759号（項番号15―3を変更）、平31第360号、平31第437号］

［関連：法第18条、第20条、関基18―1、20―6、昭42蔵関第758号（開港港域内にある検疫びよう地に検疫のみの目的で出入する船舶の取扱いについて）］

（電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の入港手続）

15―3―2　法第15条第14項ただし書の場合における外国貿易船等の入港手続については、次による。

⑴　同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる旅客及び乗組員に関する事項は、「旅客名簿」（C―2050）及び「乗組員名簿」（C―2065）各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項第2号又は第3号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。

⑵　同条第2項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、上記⑴の事項を記載した書面とする。この場合において、上記⑴のただし書を準用する。

⑶　同条第9項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」（C―2035、「旅客氏名表」（C―2055）及び「乗組員氏名表」（C―2010若しくはC―2060）各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第13条第３項に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第15条第９項による報告があったものとして取り扱うものとする。

⑷　同条第10項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記⑶の事項を記載した書面とする。この場合において、上記⑶のただし書を準用する。

［追加：平31第360号］

（積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続）

15―3―3　令第12条第3項ただし書きに規定する取締上支障がないものとして規則第2条の2第3項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第15条第1項に規定する報告に係る手続は、次による。

⑴　積荷に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。

イ　乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するものとして入港した場合であって、規則第2条の2第3項第1号又は第2号に規定する積荷に関する事項の報告を省略できる貨物の積卸しを行う場合　当該貨物の積卸しを行う時

ロ　令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸し又は救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号及び後記15―6―1に規定する報告を省略できる貨物である場合　当該貨物の積卸しを行う時

ハ　令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分（前記15―2―4に規定する入出港に係る手続に要する時間及び前記15―2―5に規定する災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあってはそれにより出港できなくなるまでの時間を除く。以下同じ。）を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合　傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時

ニ　令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合　当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は当該給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の者を乗降させる時

⑵　旅客に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。

イ　規則第2条の2第3項第4号に該当するものとして入港した場合であって、その開港への入港の時から出港することなく24時間を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。）　その開港への入港の時から22時間を経過する時

ロ　令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合　傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時

ハ　令第16条の3第1項第1号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合　当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時

ニ　令第第16条の3第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合　当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時

⑶　乗組員に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。

イ　令第16条の3第1項各号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第3号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第２号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合　傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時

ロ　令第16条の3第1項第1号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第1号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合　当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時

ハ　令第16条の3第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合　当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時

［追加：平25第759号］

［一部改正：平29第442号、平31第360号（項番号15―3―2を変更）］

（外国貿易船の航路に関する書面の提出）

15―3―4　法附則第7項の規定により、とん税法（昭和32年法律第37号）附則第6項に規定する外国貿易船の船長から提出させる書面は、「国際基幹航路届」(C―2020)１通とする。

［追加：令2第644号］

（入港届に代わることとされる陳述書）

15―4　令第12条第5項((入港届に代わることとされる陳述書))の規定による陳述書の提出は、便宜「入出港届」（C―2000）を使用してを提出させることにより行わせる。

［関連：関基17―4、25―1］

［一部改正：平17第852号、平18第1580号］

（船舶国籍証書に代わる書類）

15―5　法第15条第3項にいう｢これに代わる書類｣とは、国際トン数証書（国際トン数確認書を含む。以下この項において同じ。）、同一航海において当該船舶がさきに入港した本邦の港の所轄税関によりオーソライズされた船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し、当該船舶の船籍国の官憲からの電気通信書、当該船舶の所属国の領事による船舶国籍証書の預り証等をいう。この場合において、船舶国籍証書又は国際トン数証書のオーソライズド・コピーの発給に当たっては、その旨申し出た船長より船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し2通を提出させ、原本と対査確認の上、相違がないことを確認したときは、これらの写しにオーソライズド・コピーの旨の表示、発給税関名を記入して申出者に交付する。

［一部改正：昭57第721号、平18第1580号］

［関連：とん税法第2条第2項、船舶のトン数の測度に関する法律第6条、船舶法第5条、関基100―2、とん基8―1］

（積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等）

15―6―1　旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船（機）用品に係る令第12条第3項第1号又は令第13条第3項第1号に定める事項については、法第15条第1項又は第9項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長（以下この章において「船長等」という。）に託された貨物（託送品）についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告させることとする。

また、同条第2項又は第10項の規定による積荷に関する事項を記載した書面についても、同様の取扱いとする。

［全部改正：平16第349号］

［一部改正：平18第1580号、平25第759号（項番号15―6を変更）、平31第360号］

［関連：令第12条第1項第2号］

（海上コンテナー貨物の積荷に関する事項の出港前報告におけるコンテナーの範囲等）

15―6―2　法第15条第7項及び第8項に規定するコンテナーには、積荷が詰められていない空のコンテナー（船荷証券等が交付されているか否かを問わない。）及び特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）第４章2―1－⑶の規定において、コンテナーの定義から除外されているプラットホームコンテナー（ＩＳＯ６３６４に定める形式コード「Ｐ０」）を含まない。

［追加：平25第759号］

［一部改正：平31第437号］

（積荷に関する事項の報告等の訂正補足）

15―7―1　法第15条第1項又は第9項の規定により税関に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第2項又は第10項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。

なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行わせるよう指導する。

［一部改正：昭61第587号（項番号15―8を変更）、平17第852号、平18第1580号、平25第759号（項番号15―7を変更）、平31第360号］

（海上コンテナー貨物の積荷に関する事項の出港前報告の訂正補足）

15―7―2　法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷に関する事項は、当該積荷を特定するために重要な事項である船舶の信号符字、航海番号、船積港、船会社コード及び船荷証券等の番号を除き、船積み予定の変更等に伴う訂正補足を認めて差し支えない。

［追加：平25第759号］

［一部改正：平31第360号、平31第437号］

（旅券等の範囲）

15―8　旅客及び乗組員に関する事項である旅券等の範囲は次による。

⑴　「旅券の番号」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号((定義))に規定する「旅券」の番号とする。

⑵　上記⑴に規定する書面の報告は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提示させることとする乗組員（船舶に係るものに限る。）に関する事項である「乗員手帳の番号」とは、出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定する「乗員手帳」の番号とする。なお、乗員手帳を有しない乗組員にあっては、「乗員手帳の番号」に代えて、上記⑴の「旅券の番号」を報告させることとして差し支えない。

［追加：平18第1580号］

（「その他参考となるべき事項」の意義）

15―9　規則第2条の3第5項各号及び規則第2条の6第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、旅客からの特別な要望、航空運送事業者が旅客に提供する特別なサービス等に関する事項で、税関において取締上必要と認める事項をいう。

［追加：平23第746号］

［一部改正：平25第759号、平31第360号］

（受理不可品名）

15－10　法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告される積荷に関する事項のうち品名については、具体的な品名の報告を求めることとし、税関の取締上支障があると認める次のようなあいまいな表記の品名による報告については、当該報告を受理しないこととする。

（例）

Apparel、Wearing Apparel、Ladies’ Apparel、Men’s Apparel、

Appliances、Auto Parts、Parts、Caps、Chemicals hazardous、

Chemicals non-hazardous、Electronic Goods、Electronics、

Equipment、Flooring、Foodstuffs、Iron、Steel、Leather Articles、

Machinery、Machines、Pipes、Plastic Goods、Polyurethane、

Rubber Articles、Rods、Scrap、STC(Said to Contain)、General Cargo、

FAK(Freight of All Kinds)、No Description、Tiles、Tools、Wires

［追加：平25第759号］

（事前通知）

15―11　法第15条第7項又は第8項の規定により税関に報告された積荷について、法第106条第1項第1号の規定に基づく船卸しの一時停止をする必要があると認めた場合、又は報告内容に不備等があり追加の情報等を要請する必要がある場合には、輸出入・港湾関連情報処理システムを利用してその旨を通知することとする。

［追加：平25第759号］

［一部改正：平31第360号］

（大使館等の公用の貨物及び合衆国軍隊の貨物に係る品名等の報告）

15―12　法第15条第7項又は第8項の規定に基づく報告の対象となる積荷が、本邦にある外国の大使館、公使館その他これらに準ずる機関に属する公用の貨物又はアメリカ合衆国政府の船荷証券等により船積みされている同国軍隊の貨物に該当する場合には、当該報告に際し、「品名」についてはこれらの貨物に該当する旨とし、「関税定率法別表の適用上の所属区分（代表品目番号）」については「０００１００」とすることを認めて差し支えない。

［追加：平26第657号］

［一部改正：平31第437号］

（「荷受人」の意義）

15の2―1　法第15条の２第１項にいう「荷受人」とは、積荷に係る名義上の荷受人である混載業者等（いわゆるＮＶＯＣＣ（Non Vessel Operating Common Carrier、利用運送事業者）やフォワーダー等。以下同じ。）のほか、当該荷受人の報告により判明した更なる荷受人（Co-Load（共同混載）における混載業者等）を含むものとする。

［追加：平19第719号］

（報告に係る手続）

15の2―2　法第15条の2の規定による報告に係る手続は、次による。

⑴　税関は、原則として、積荷に係る以下の事項を記載した文書により報告を求めるものとする。ただし、特に緊急を要する場合については、口頭（電話による場合を含む。以下同じ。）によることとして差し支えない。

イ　外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録記号

ロ　船荷証券等の番号若しくは当該貨物がコンテナーに詰められている場合にあっては当該コンテナーの番号又は航空貨物輸送証の番号

⑵　報告を求められた荷受人は、以下の書面（税関の指定するファクシミリ装置等に送信することを含む。）により報告するものとする。

ただし、税関が書面の中の一部分のみで取締上の目的が達成されると判断して、報告を求めた場合には、当該部分のみを提出し、税関が特に緊急を要すると判断して、口頭による報告を求めた場合には、口頭で報告するものとする。

イ　船荷証券等又は航空貨物輸送証の写し

ロ　適宜の様式に外国貿易船の名称又は外国貿易機の登録記号及び令第13条の２第１項各号に掲げる事項が記載された書面

［追加：平19第719号］

［一部改正：平31第437号］

（（特殊船舶等の入港手続）

15の3―1　法第15条の3の規定による特殊船舶等の入港手続（同条第6項ただし書の場合を含む。）については、前記15―3―1及び15―3―2の手続に準ずる。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平19第719号（項番号15の2―1を変更）、平25第759号、平31第360号］

（税関長が指定する書類の範囲）

16―1　令第15条第1項第4号((税関長が必要と認めて指定する書類))にいう｢貨物の積卸について必要な書類｣とは、例えば次に掲げる書類をいう。

⑴　外国貿易船等に外国貨物を積み込む場合における輸出許可書、積戻し許可書又は外国貨物運送承認書

⑵　外国貿易船等から貨物を仮陸揚げする場合又は不用船（機）用品を陸揚げする場合における船長若しくは機長又はこれに代わるべき者の船（取）卸しの証明書

［一部改正：昭61第587号、平8第747号、平18第1580号（項番号16―2を変更）］

（船卸許可申請手続）

16―2　法第16条第3項に規定する積荷の船卸しに係る許可の取扱いについては、次による。

⑴　令第15条の2第2項に規定する申請があった場合は、当該積荷について同条第1項に規定する報告が行われていなければ、当該許可を行わないこととする。

⑵　当該申請は、「船卸許可申請書」（C―2090）2通を提出して行わせることとし、税関においてこれを許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。

⑶　令第15条の2第2項第7号に規定するその他参考となるべき事項とは、当該許可を受けようとする積荷を特定するために必要と認める当該積荷に係る令第12条第8項又は第10項に規定する事項とする。

［追加：平25第759号］

（船卸許可申請の撤回の取扱い）

16―3　船卸許可申請の撤回は、その申請に係る船卸しの許可前に限り認めるもとのし、その撤回にあたっては、申請撤回理由等を記載した「船卸許可申請撤回申出書」（C―2095）1通を提出させることにより行うものとする

［追加：平25第759号］

（船舶等の出港）

17―1　船舶等の出港については、次による。

⑴　船舶の「出港」とは、船舶が航行の目的をもって停泊していた場所を離れることをいう。

ただし、船舶が同一の開港港域内において移動する場合は、ここでいう出港には含まない。また、当該船舶の停泊場所が不開港である場合には監視取締上支障がない範囲の移動は出港には含めない。

⑵　航空機の「出港」とは、航空機が航行の目的をもって離陸することをいう。

［関連：関基2―12、とん基5―1］

［一部改正：平29第442号］

（外国貿易船等の出港手続）

17―2―1　法第17条第1項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち１通にその旨を記載して船長等に交付する。また、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める積荷に関する事項の書面は、外国貿易船にあっては「積荷目録」（C―2030）１通とし、外国貿易機にあっては「積荷目録」（C―2035）1通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあっては令第16条第1項第1号、外国貿易機にあっては令第16条第2項第1号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する積荷に関する書面の提出があったものとして取り扱うものとする。

［一部改正：昭61第587号、平16第349号、平17第852号、平18第1580号、平29第442号、平31第360号（項番号17―2を変更）］

［関連：昭42蔵関第758号（開港港域内にある検疫びよう地に検疫のみの目的で出入する船舶の取扱いについて）

（電子情報処理組織の使用の特例の場合の外国貿易船等の出港手続）

17―2―2　法第17条第5項ただし書の場合における外国貿易船等の出港手続については、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める旅客及び乗組員に関する事項の書面は、外国貿易船にあっては「旅客名簿」（C―2050）及び「乗組員名簿」（C―2065）各１通とし、外国貿易機にあっては「旅客氏名表」（C―2055）及び「乗組員名簿」（C―2060）各１通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあっては令第16条第1項第2号又は第3号、外国貿易機にあっては令第16条第2項第2号又は第3号に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する旅客及び乗組員に関する書面の提出があったものとして取り扱うものとする。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付及び船長又は機長の氏名が記載され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。

［追加：平31第360号］

［一部改正：令2第1118号］

（船舶の入きょ）

17―3　外国貿易船及び特殊船舶が修理等のためドックに入きょする場合は、入きょ場所、入きょ期間等必要な事項を口頭により届け出させる。

この場合において、外国貿易船及び特殊船舶の入きょしようとするドックが当該船舶の現に入港している開港の水際線に接続しているときは、そのドックへの入きょについては、便宜、当該開港からの出港がないものとして取り扱う。

［一部改正：昭53第328号、昭61第587号、平31第360号］

（特殊な場合における船舶の入出港）

17―4　次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を｢入出港届｣の提出又は口頭により届け出させるものとする。

⑴　正規の手続により開港又は税関空港を出港した後、次の理由のみにより再び同一の開港又は税関空港に入港し、その理由の消滅後直ちに出港する場合

イ　異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による航行上の支障

ロ　急病患者、密航者、被救助者等の下船又は降機

ハ　乗り遅れた船員の乗船、水先案内人の乗下船又は遭難船舶若しくは遭難貨物の引渡し

ニ　脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合

⑵　避難等のやむを得ない理由のため、一時開港を出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

⑶　外国貿易船がガス発生貨物を積載して入港した場合のガス抜き作業、タンククリーニング又は修理中の船舶が試運転等を行うのみの目的で、一時開港を出港し、その理由消滅後直ちに同一の開港に入港する場合

［一部改正：昭61第587号、平17第852号、平18第1580号］

（特殊船舶等の出港手続）

17―5　法第17条の2第1項の規定による特殊船舶等の出港手続（同条第4項ただし書の場合を含む。）については、前記17―2―１及び17―2―2のの手続に準ずる。この場合において、同規定中「許可」とあるのは「受理」と読み替えるものとする。

［一部改正：昭61第587号、平29第442号、平31第360号］

［関連：関基20―6、25―2］

（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）

17―6　外国貿易船及び特殊船舶が次に掲げる同一開港内を移動する場合は、便宜、前記17―2―１の｢入出港届｣の標題を｢転錨届｣と訂正のうえ提出されたものを受理し、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

京浜港　 東京地区、横浜地区、川崎地区

新潟港　 東地区、西地区

伏木富山港　 伏木地区、富山地区

阪神港　 神戸地区、尼崎西宮芦屋地区、大阪地区、堺泉北地区

和歌山下津港　 和歌山地区、下津地区

徳山下松港　 徳山地区、光地区

関門港　 門司地区、下関地区、戸畑地区

伊万里港　 伊万里地区、福島地区

［一部改正：昭53第328号、昭58第926号、昭61第587号、平16第349号、平19第1506号、平31第360号］

［関連：港則法施行令別表第1］

（外国貿易船が同一開港内を移動する場合の積荷に関する事項の報告）

17―7　外国貿易船が、前記17―6（船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い）に掲げる開港に入港後、同一開港内の地区を移動することがあらかじめ確定している場合、法第15条に規定する積荷に関する事項の報告については、同地区ごとに報告させることとして差し支えない。なお、移動先における報告期限は、当該開港に入港した際の報告期限を適用することとする。

［追加：平18第1580号］

（「その他参考となるべき事項」の意義）

17―8　規則第2条の9第3項各号及び第2条の12各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15―9の規定に準ずる。

［追加：平29第442号］

［一部改正：平31第360号］

（「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義）

18―1　令第16条の2第1項第2号及び同条第3項第2号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゅつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。

［追加：平17第424号］

［一部改正：平18第1580号、平25第759号、平29第442号］

（入出港の簡易手続）

18―2　外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。

⑴　法第18条第2項に規定する｢入港届｣の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税関が必要と認めるときまでに原本を提出することとする。

⑵　法第18条第3項ただし書きに規定する外国貿易機の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第4項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記15―3―2の手続に準ずる。

⑶　法第18条第4項前段の規定による外国貿易機の入港に係る届出は、便宜｢入出港届｣（C―2010）1通に必要事項を記入のうえ提出するものとし、税関の指定するファクシミリ装置等に送信することにより行うことができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出することとする。

⑷　令第16条の3第2項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第2条の15第2項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。

イ　令第16条の3第3項第1号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15―6―1に規定する報告を省略できる貨物である場合　当該貨物の積卸しを行う時

ロ　令第16条の3第3項第2号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15―6―1に規定する報告を省略できる貨物である場合　当該貨物の積卸しを行う時

ハ　外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の3第3項各号及び前記15―6―1に規定する報告を省略できる貨物である場合　当該貨物の積卸しを行う時

⑸　令第16条の3第5項に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、規則第2条の15第1項各号に掲げるもののほか、令第16条の3第3項第2号に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令第16条の3第3項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時までに報告すれば足りる。

［一部改正：平12第235号、平16第349号、平17第424号（項番号18―1を変更）、平18第1580号（項番号18―2を変更）、平19第420号、平23第746号、平25第759号（項番号18―4を変更）、平29第442号、平31第360号］

［関連：関基15―3］

（「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」の意義）

18の2―1　令第16条の4第1項第2号及び同条第4項第2号に規定する「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」とは、例えば、海上で遭難した人に対して安全な場所を提供するための救助活動又は海洋汚染への対処若しくはその防止若しくはその他海上における人命の安全、住民の安全又は海洋環境の保護を強化するための緊急活動及びこれに準ずる活動をいう。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平29第442号］

（特殊船舶等の入出港の簡易手続）

18の2―2　法第18条の2の規定による特殊船舶等の入出港の簡易手続については、前記18―4の手続に準ずる。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平19第420号、平25第759号、平29第442号］

（開庁時間外の貨物の積卸手続）

19―1　開庁時間外の貨物の積卸しについては、次による。

⑴　税関官署の開庁時間（法第19条に規定する税関官署の開庁時間をいう。以下同じ。）以外の時間における貨物の積卸しの届出は「開庁時間外貨物の積卸届」（C―2110）により行うこととし、同届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」欄が不足するときは、「開庁時間外貨物の積卸届（つづき）」(C―2110―2)を使用する。ただし、特に急を要するものについては、便宜口頭により届出して、事後上記届出書を提出して処理して差し支えない。

この場合において、同一本船内において同一時間内に数社が貨物の積卸しを行う場合は、それぞれ別個の届出が必要であるから留意する。

なお、法第19条の規定は、不開港において貨物の積卸しを行う場合においても適用があるものであるから留意する。

⑵　事前に認可を受けた航空法第108条又は同法第129条の事業計画に定める発着日時に従い運航されている外国貿易機に貨物の積卸しを行う場合には、便宜一週間を単位として一括して届出することとして差し支えない。この場合においては、「開庁時間外貨物の積卸届」に「開庁時間外貨物の積卸明細書」（C―2111）を添付するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平13第265号、平18第1580号、平20第346号］

［関連：手数料令第1条、関基100―11］

（開庁時間外の貨物の積卸しの届出を要しない場合）

19―2　次に掲げる場合においては、便宜法第19条の届出を要しないものとする。

⑴　貨物の積卸しについて法第19条の届出が提出されている外国貿易船等と沿海通航船等（はしけその他これに準ずる用途に使用されている小型船舶を含む。以下、この項において同じ。）との間で貨物の積卸しをする場合

⑵　保税工場、総合保税地域と沿海通航船等との間で貨物の積卸しをする場合

⑶　輸出の許可を受けた貨物を外国貿易船等に積み込むため沿海通航船等に積み込む場合（沿海通航船等相互間で積み替える場合を含む。）

⑷　外国貨物を積んでいる沿海通航船等に内国貨物のみを積卸しする場合（沿海通航船等相互間で内国貨物のみを積み替える場合を含む。）

⑸　外国貨物を2以上の運送手段を使用して運送する場合において、これを沿海通航船等に又は沿海通航船等から積み替えるとき。

⑹　海難、災害その他やむを得ない事故により、船舶の安全又は積載貨物の保全のため緊急に貨物を船卸し又は積替えをする場合

⑺　別送品、託送品、不用船（機）用品及び荷粉を積卸しする場合

⑻　法第16条第3項の規定により、船卸許可を受けた貨物を船卸しする場合

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平9第290号、平13第265号（項番号19―3を変更）、平20第346号、平25第759号］

［関連：関基33―2］

（税関官署の開庁時間）

19―3　税関長は、法第19条の届出に係る事務及び令87条第１項各号に掲げる事務の種類ごとに税関官署の開庁時間を定め、当該開庁時間を各税関官署の見やすい場所に掲示するほか、各税関のホームページに掲載することとする。

［追加：平20第346号］

（不開港出入の許可）

20―1　法第20条第1項((不開港への出入の許可))に規定する不開港出入の許可は、原則として外国貿易船等が開港を経由して不開港に出入する場合に限り行うものとする。ただし、修繕のため不開港に出入する場合及び税関において取締上支障がないと認める場合においては、この限りでない。

［関連：法第2条第1項第13号、手数料令第3条、関基2―12、昭54蔵関第150号（国際不定期便による国内空港の使用について）

（不開港出入の手続を要する船舶等）

20―2　法第20条((不開港への出入))の規定の適用に当たっての船舶等の資格の認定については、前記15―1（船舶等の資格の認定）の規定による。

なお、不開港への入港時に外国貿易船等であった船舶等がその出港までの間に外国貿易船等以外の船舶等になつた場合又は不開港への入港時には外国貿易船等以外の船舶等であった船舶等がその出港までの間に外国貿易船等となつた場合においても、法第20条第1項の規定による不開港出入の許可が必要とされるので留意する。

［一部改正：昭61第587号、平31第360号］

［関連：船舶法第3条、昭38蔵関第776号（外国船の沿岸輸送特許の確認について）］

（検疫のための不開港出入）

20―3　外国貿易船等が検疫のために不開港である検疫区域に出入する場合において、その検疫区域において船用品、機用品その他の貨物の積卸しをするときは、法第20条第1項ただし書((検疫のための不開港出入))にいう｢検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合｣には該当しないものとする。ただし、検疫のための停留期間が長期にわたったため、やむを得ず船（機）用品の補給を行う場合は、この限りでない。

［一部改正：昭61第587号、平31第360号］

［関連：検疫法第8条］

（｢遭難｣の意義等）

20―4　法第20条第1項ただし書((遭難その他やむを得ない事故による不開港出入))にいう｢遭難｣とは、暴風雨、濃霧等の天災、衝突、暗しようへの乗上げ等の事故その他の災難に遭遇し、これにより船舶等が航行を続けることが危険又は困難な状態となることをいう。

なお、外国貿易船が上記の｢遭難｣により不開港に入港した場合において、その出港の時までに次に掲げる貨物の積卸し以外の貨物の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することになるので、留意する。

⑴　船舶等の修理のために必要とされる積載貨物若しくは船（機）用品の仮陸揚又はその修理を終わった場合におけるそれらの貨物の積込み

⑵　船（機）用品の積込み

⑶　旅客又は乗組員の携帯品又はこれらに類する貨物の陸揚げ又は取卸し

［一部改正：昭61第587号、平31第360号］

［関連：とん基7―1、7―2、7―5］

（｢その他やむを得ない事故がある場合｣の例示等）

20―5　法第20条第1項ただし書にいう｢その他やむを得ない事故がある場合｣とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。

⑴　天候の悪化により避難することが必要となった場合又は船舶の火災、機関の故障、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延等により航行を続けることが困難になった場合

⑵　天候の悪化による予定航路の変更又はその他予期しなかった事情により船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合

⑶　積荷の荷崩れ又はいかだの結索具の緩み等のため、航行を続けることにより危険が予想されるに至った場合

⑷　急病患者、密航者若しくは遭難者を下船させ、又は乗り遅れた船員を乗船させる必要がある場合

⑸　天災地変等の際における救助物資の積卸しをする心要がある場合

⑹　港長の指示に基づき開港以外の場所において危険品の積卸しをする必要がある場合

⑺　ガス発生貨物のガス抜きをする必要がある場合その他バラストの注入若しくは放出又はタンククリーニングを行う必要がある場合

⑻　入港しようとする開港のけい留場所が満船のため不開港においてバース待ちをする必要がある場合若しくは積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合又は曳船待ちをする必要がある場合（当該バース待ちによって生じた理由により当該船舶の旅客又は乗組員が船陸交通を行う場合を含む。）

⑼　遭難船舶を曳航し、又は遭難船舶、遭難貨物を積載し、これを引き渡す必要がある場合

⑽　船舶内において生じた廃油（油性バラスト水、タンク洗浄後の油濁水、ビルジ等をいう。）を廃油処理施設に引き渡す必要がある場合

⑾　船舶内において生じた海洋環境に有害な個体ばら積み貨物残渣を含む船倉の洗浄水を廃棄物処理施設に引き渡す必要がある場合

⑿　外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情、その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合

⒀　脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合

⒁　関係官庁の指示により保安用品（油中和剤、オイルフェンス等）を積み込む必要がある場合

［一部改正：昭61第587号、平18第1580号、平18第1580号、平24第685号、平25第310号、平31第437号］

［関連：とん基7―4］

（不開港出入の手続）

20―6　不開港出入の手続については、次による。

⑴　外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、｢不開港出入許可申請書｣（C―2100）2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。

なお、令第18条第1項第6号に規定する積荷に関する事項については、前記15―3―1及び15―3―2に規定する書面を、令第18条第2項ただし書の場合の同条第1項第3号又は第4号に規定する旅客又は乗組員に関する事項については、前記15―3―2及びに規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない｡

⑵　上記⑴により不開港出入の許可をした場合においては、その許可をした税関官署と不開港を所轄する税関官署とが異なるときは、その許可をした税関官署は、その不開港を所轄する税関官署に対し、電話又はこれに代わる方法により直ちにその旨を通報するものとする。

⑶　不開港に出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記⑴の規定による税関長の許可のほかに、船舶法（明治32年法律第46号）第3条又は航空法第126条及び第127条の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。

⑷　不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については、法律上は何らの手続も要しないことになっているが、船舶等側から特に出港許可書の交付方の申出があったときは、便宜、出港届を提出させ、これに税関の受理印を押なつして申出者に交付するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平13第4号、平18第1580号、平25第759号、平29第442号、平31第360号］

［関連：法第99条、関基100―4、昭38蔵関第776号（外国船の沿岸輸送特許の確認について）］

（遭難等により不開港に入港する場合の手続）

20―7　遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港する場合の手続は、次による。

⑴　法第20条第2項((外国貿易船等の不開港への入港の届出))の規定により船長等が行う入港の届出は、便宜、船舶等の別に応じそれぞれの｢入出港届｣1通にその入港の事由を記載して提出させるものとする。この場合において、旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、必要に応じて旅客又は乗組員に関する事項を記載した書面を求めることとする。

⑵　上記⑴に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平18第1580号］

（不開港における在港期間等の変更手続）

20―8　不開港における在港期間等の変更手続は、次による。

⑴　不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より変更事項を記載した適宜の様式による申出書に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がないと認めたときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。

⑵　上記⑴による在港期間等の変更の申請は、原則として不開港出入の許可を受けた税関官署に対して行わせるものとするが、不開港入港後においては、便宜、その不開港を管轄する税関官署に申請させ、これを認めて差し支えない。

なお、この場合において、在港期間等の変更を認めた税関と不開港を管轄する税関官署とが異なるときは、その変更を認めた税関官署は、不開港を管轄する税関官署に対し電話又はこれに代わる方法により速やかにその旨を連絡するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平18第1580号、平29第442号］

（「その他参考となるべき事項」の意義）

20―9　規則第2条の21各号及び規則第2条の24第5項各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15―9の規定に準ずる。

［追加：平23第746号］

［一部改正：平25第759号、平29第442号、平31第360号］

（特殊船舶等の不開港の入出港手続）

20の2―1　法第20条の2の規定による特殊船舶等の入出港手続については、前記15の3―1又は17―5の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届又は出港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。

［一部改正：平18第1580号（項番号20―9を変更）、平19第420号、平19第893号、平25第759号、平29第442号］

［関連：法第15条第4項］

（外国貨物の仮陸揚の範囲）

21―1　法第21条((外国貨物の仮陸揚))にいう｢仮に陸揚（取卸を含む。）｣とは、次に該当する陸揚げ（取卸しを含む。以下同じ。）をいう。

⑴　陸揚げされる貨物が本来その港又は空港（以下、この項、21―4及び21―5において「港等」という。）に陸揚げすることを予定した貨物でないこと。したがつて、船荷証券等、積荷目録又は航空貨物輸送証（Air Waybill）の陸揚（取卸）港は、原則としてその港等以外の港等になつていること。

⑵　その陸揚げが次のいずれかの場合に該当し、一時的なものであること。

イ　船舶等に積まれている貨物を当該船舶等の荷繰り又は他の外国貿易船等への積替えの都合上陸揚げする場合

ロ　船舶等に積まれている貨物をその船舶等の修繕等の都合上陸揚げする場合

ハ　船用品、機用品又はこれらに準ずる貨物を洗濯、修理等（同一性の認定ができる範囲の加工をいう。以下この項において同じ。）のため、陸揚げする場合

ニ　船舶等のぎ装品又は属具のうち取締上支障がないと認められるものを修理等のため陸揚げする場合

ホ　旅客又は乗組員の携帯品を修理等のため陸揚げする場合

ヘ　乗組員の携帯品を転船等のため陸揚げする場合

ト　旅客又は乗組員の厚生用物品として船舶等に備えられているじう器その他の物品を他の船舶等に積み替えるため陸揚げする場合

［一部改正：昭61第587号、平13第265号、平31第437号］

［関連：法第16条、関基16―3］

（外国貨物の仮陸揚の届出等）

21―2⑴　法第21条に規定する外国貨物の仮陸揚の届出の手続は、「外国貨物の仮陸揚届」（税関様式C―2120のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物の仮陸揚届」と表示されているものをいう。以下同じ。）2通を提出させ、必要に応じ、現品と対照の上、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

⑵　「外国貨物の仮陸揚届」の提出後、やむを得ない理由によりその佼陸揚げの期間を延長する場合には、延長する理由及び期間等を記載した申出書1通に、上記⑴の規定により交付した「外国貨物の仮陸揚届」を添付して提出させ、「外国貨物の坂陸揚届」に記載さわている振陸揚げの期間を訂正し、届出者に交付する。この場合において、当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関と申出書の受理税関とが異なるときには、申出書の受理税関は申出書の写しを当初の「外国貨物の仮陸揚届」の受理税関に送付する。

［全部改正：平13第512号］

［一部改正：平29第442号］

（仮陸揚貨物の蔵置場所）

21―3　仮陸揚げされた外国貨物の蔵置場所は、原則として保税地域とし、保税地域に置くことが困難又は著しく不適当であるため、保税地域以外の場所に置こうとするときは、法第30条第1項第2号((保税地域以外の場所に置くことを許可された貨物))の規定に基づく他所蔵置の許可が必要になるので、留意する。

［一部改正：昭61第587号、平6第331号、平12第235号、平13第265号］

（仮陸揚貨物の他所蔵置等の簡易扱い）

21―4　法第21条の規定により仮に陸揚げされた貨物が、前記21―1（外国貨物の仮陸揚の範囲）の⑵のハからトまでの貨物である場合において、それらの貨物を保税地域以外の場所に置き、又は保税運送をする必要があるときの取扱いは、次による。

⑴　前記21―1の⑵のハからトまでの貨物を修理、洗濯、その他の理由により保税地域以外の場所に置くことがやむを得ないと認められるときは、便宜、「外国貨物の仮陸揚届」により法第30条第1項第2号の規定に基づく他所蔵置の許可を行って差し支えない。

⑵　上記⑴の運送に当たつては、便宜当該｢外国貨物の仮陸揚届｣により法第63条の規定による保税運送の承認を行つて差し支えない。

なお、この場合においては、｢外国貨物の仮陸揚届｣（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。

⑶　他所蔵置をしようとする場所が貨物を陸揚げした場所を管轄する税関官署以外の税関官署の管轄区域内の場所であるときは、その陸揚げをした港等を管轄する税関官署において他所蔵置の許可を行って差し支えない。この場合においては、当該貨物を陸揚げした港等を管轄する税関官署から当該他所蔵置をしようとする場所の間の保税運送の承認を行うものとし、他所蔵置をしようとする場所を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平13第265号］

（仮陸揚貨物の積込み）

21―5　法第21条の規定により仮に陸揚げした外国貨物の積込みの取扱いについては、次による。

⑴　仮陸揚げした外国貨物の積込みは、原則としてその貨物を陸揚げした港等において行わせるものとする。ただし、仮陸揚げされた貨物が、船舶等の航行の都合等やむを得ない理由により、それらの貨物を陸揚げした港等以外の港等において、同一の外国貿易船等又は他の外国貿易船等に積み込むことが必要とされるときは、税関において取締上支障がないと認めた場合に限り、前記21―2の規定により交付した｢外国貨物の仮陸揚届｣を提出させ、便宜、これにより法第63条の規定による保税運送の承認を行って差し支えない。

なお、この場合においては、｢外国貨物の仮陸揚届｣（交付用、税関用とも）の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとし、外国貿易船等に仮陸揚げした外国貨物を積込もうとする港等を管轄する税関官署に対し、当該「外国貨物の仮陸揚届」の写しを送付するものとする。

⑵　仮に陸揚げした外国貨物の積込みを終わつたときは、積込みの確認を受けた｢外国貨物の仮陸揚届｣をその貨物の届出を提出した税関に提出させる。

［一部改正：昭61第587号、平13第265号、令5第594号］

［関連：輸出貿管令第4条、関基16―2］

（外国貨物の船（機）移し）

21―6外国貿易船等に積んでいる外国貨物を同一の港又は空港において陸揚げすることなく（航空機の場合にあっては、一時的に税関が認めた場所に取卸しすることを含む。）他の外国貿易船等に船移し（機移しを含む。以下同じ。）する場合における取扱いは、次による。

⑴　外国貨物の船移しは、「外国貨物船（機）移届」（税関様式C―2080のほか、積荷目録等の商用書類又は運送書類を適宜補足訂正し、「外国貨物船（機）移届」と表示されているものをいう。以下この項において同じ。）2通を提出させ、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

⑵　「外国貨物船（機）移届」の提出後、やむを得ない理由により、貨物を積み込もうとする外国貿易船等の出発予定年月日等を変更する場合には、変更する理由及び内容等を記載した適宜の書面1通に、上記⑴により交付した「外国貨物船（機）移届」を添付して提出させ、「外国貨物船（機）移届」に記載されている所要事項を訂正し、届出者に交付する。

［追加：平13第512号］

（沿海通航船等の外国寄港の場合の取扱い）

22―1　沿海通航船等が遭難その他やむを得ない事故により外国に寄港して本邦に帰つた場合における届出等の取扱いは、次による。

⑴　法第22条((沿海通航船等の外国寄港の届出等))の規定による届出は、令第20条第1項((外国寄港の届出の方法))に規定する事項を記載した適宜の書面1通を提出することにより行わせる。

⑵　法第22条の規定により外国において積み込んだ船（機）用品の目録が提出された場合における残存船（機）用品の取扱いについては、後記25―4（船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い）から25―7（資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い）に規定する船舶等の資格内変の際の取扱いに準ずる。

［一部改正：昭61第587号］

（船（機）用品の積込みが認められる｢保税地域｣の意義等）

23―1―1　法第23条第1項に規定する保税地域の意義等については、次による。

⑴　同項に規定する保税地域とは、原則として保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域とする。ただし、船（機）用品が危険貨物であるため、その蔵置場所が制限されており、又は港湾の事情により保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域がない場合においては、それら以外の保税地域であつても差し支えない。

⑵　上記⑴のただし書の場合に該当し、法第30条第1項第2号の規定による税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置かれている貨物を船（機）用品として積み込もうとするときは、それらの貨物を税関官署に保税運送をさせた上、便宜、その税関官署を保税地域とみなして同項の規定による積込みを認めて差し支えない。

なお、郵便により送付されてきた船（機）用品を船舶等に積み込む場合においては、便宜、当該船（機）用品の到着した日本郵便株式会社配達郵便局（以下「配達郵便局」という。）を保税地域とみなして、同項の規定による積込みを認めて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平15第346号、平17第424号（項番号23―1を変更）、平19第1264号、平24第944号］

［関連：法第2条第1項第9号、10号］

（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）

23―1―2　法第23条第1項後段に規定する税関長が指定する期間は、最長6月とする。

［追加：平17第424号］

［一部改正：平31第437号］

（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告）

23―2　法第23条第1項の規定による積込みの申告の手続は、次による。

⑴　外国貨物である船（機）用品の積込みの申告は、積込みをしようとする船舶等又は積込み年月日の異なるごとに、それらの船（機）用品を積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（C―2130）3通（原本、承認書用、積込確認用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込もうとする船（機）用品が、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に蔵置されている場合には当該蔵（移）入承認書又は総保入承認書の承認番号を、前記23―1―1（船（機）用品の積込みが認められる「保税地域」の意義等）の⑵の本文に該当する場合には後記30―3（他所蔵置の許可の申請手続）の⑴にいう許可書の許可番号を当該申告書に記載させるとともに、必要に応じて当該承認書又は許可書を提示させるものとし、これら以外の保税地域に蔵置されている場合には、当該蔵置されていることを証する書類を提示させるものとする。

⑵　外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告は、積み込もうとする者から「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」2通（原本、承認書用）を提出することにより行わせる。この場合において、積み込むことを予定している船（機）用品の数量については、積み込もうとする者が過去の実績等を勘案して算定した数量を申告させることとして差し支えない。

なお、包括承認を受けた期間内に、包括承認を受けた者が当該包括承認を受けた船舶以外への積込み及び積込場所以外での積込みを必要とし、その積込みのときまでに当該包括承認をした税関に申し出た場合は、当該申出を認めて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平8第273号、平12第536号、平17第424号、平31第437号］

（積込みを承認する範囲）

23―3　船（機）用品として積込みの承認をする数量には、承認に係る船舶等の航海又は航行上通常必要と認められる予備数量を含むものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）

23―4　法第23条第3項の規定による外国貨物である船（機）用品の積込みの承認については、次による。

⑴　船（機）用品の積込みの承認は、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が停泊又は係留している港又は空港を管轄する税関において行うものとするが、税関において積込みの確認上支障がない場合には本邦の他の港又は空港に入港している船舶等に積み込まれるものについても積込みを承認して差し支えない。

なお、外国貨物である船（機）用品の積込みを承認する場合であって、当該承認に係る船（機）用品を船舶等に積み込むために保税運送を行う必要がある場合には、積込承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込承認と併せて保税運送の承認を行って差し支えない。この場合において、承認に係る積込予定地に本船が寄港しなくなったこと等により、運送に係る船（機）用品を次の寄港地へ転送することとなったときは、便宜、その積込予定地を管轄する税関において当初の積込承認書の積地変更及び運送期間の延長等の承認を行って差し支えない。

⑵　上記⑴において、外国貨物である船用品（燃料に限る。）の運送手段が海路である場合、当該船用品が積み込もうとする船舶の船側に到着した時点で、当該船舶が停泊又は係留している港を管轄する税関（以下この項において「到着地税関」という。）は、承認を受けた者から到着日時の通報を受けるとともに、当該者に対して積込承認書等に当該日時を記載するよう求めるものとする。

なお、積込みの承認をした税関は、積込承認書の写しを到着地税関に送付することとし、到着地税関は監視取締上支障がないと認められる場合には、上記通報により当該船用品の運送到着の事実を確認することとして差し支えない。

⑶　前記23―2（外国貨物である船（機）用品の積込みの申告）の⑵により外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認申告を受けた場合においては、次に掲げる条件を付して、申告された期間に係る積込みの包括承認を行うことができる。なお、積込みの包括承認を受けようとする者が、イの規定により積込みの包括承認を取り消された日から1年を経過していない者であるときは、積込みの包括承認を行わないものとする。積込みの包括承認を取り消した場合には、その旨を他の税関に通報するものとする。

イ　当該包括承認を受けた者が、次に掲げるいずれかの事項に該当し、当該包括承認による積込指定期間内において包括的な積込みの適用を継続することが適当でないと認められることとなったときは、当該包括承認を取り消すことがあること。

　法その他の国税に関する法律に違反して処罰又は通告処分を受けたとき。

　積込明細書等包括的な積込みを行う上で必要とされる書類に不実の記載があったとき。

　包括的な積込み手続を行う上で必要とされる手続を怠ったとき。

ロ　機用品にあっては、その積込みの都度、次に掲げる事項を記載した「積込明細書」を作成し、積込み終了後、機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員による積込みの確認を受けた上で、当該確認を受けた者の氏名を記載することとし、1月分ごとに取りまとめて翌月5日までに税関に提出するとともに､｢積込明細書｣の積込実数量の合計が積込包括承認書の数量を下回った場合には、当該明細書の合計数量を併せて報告すること。

　積込年月日

　航空機の登録番号

　品名

　積込実数量

ハ　船用品（燃料油に限る。）にあつては、その積込みの都度、「積荷役協定書」及び「揚荷役協定書」又は積込予定船舶に積み込まれた数量を確認することができるこれらに準ずる書類（いずれの書類についても、積荷及び揚荷の数量が記載され、かつ、関係者が積込みを確認した旨の記載があるものに限る。）を作成し、次に掲げる事項を記載した「外貨船用品積込明細総括表」とともに、翌月5日までに税関に提出すること。

　積込年月日

　積込船名

　積込場所

　品名

　積込実数量（流量計又は液面計で測定した積込数量を併記）

　燃料供給船名

　当該積込指定期間中の積込実数量の合計

なお、船用品（燃料に限る。）の積込期間終了後、当該包括承認を受けた者に対して、保税地域からの納品書及びその他積込みに関し参考となる書類の提示を求め、積込実態を確認するものとする。

ニ 船用品（燃料に限る。）を積載している間、燃料供給船の自動船舶識別装置（ＡＩＳ）を常時作動させておくこと。

⑷　積込みの包括承認を行う場合、開港ごと及び複数の開港での積込み又は、税関空港ごとの積込みを認めるものとする。

なお、積込みの包括承認を行う場合であって、当該包括承認に係る船（機）用品が置かれている保税地域（一の保税地域に限る。）と当該船（機）用品を積み込もうとする船舶又は航空機が停泊又は係留する開港又は税関空港（一の税関空港に限る。）との間において継続的に保税運送を行う必要があると認められる場合には、後記63―22（包括保税運送の承認要件）の の規定にかかわらず、包括保税運送を認めて差し支えない。この場合において、積込包括承認申告書に必要事項を記入させた上で、積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行うものとするほか、法第63条第4項の規定に基づき指定する運送の期間は、保税運送される船（機）用品が蔵置されている保税地域から発送された日から積込みに要する相当の期間とするものとする（ただし、当該積込みの包括承認に係る積込指定期間内に限る。）。

⑸　積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行う場合の手続は、後記63―24（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）の規定に基づき行うこととなるが、同項の⑴の規定中「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C―4000）については、「4部」を「2部」と読み替え、1部については当該積込包括承認申告書の写しを添付して発送地の倉主等へ提出し、残りの1部（本船側の受領者の氏名が記載されたもの。）については1月分を取りまとめ、前記23―4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の⑶のロに規定する「積込明細書」又は同項のハに規定する「外貨船用品積込明細総括表」とともに積込包括承認税関に提出させるものとする。

なお、包括保税運送貨物が船用品（燃料に限る。）である場合、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C―4000）の記載項目について、申告税関、発送場所、発送年月日、運送具（燃料供給船名）、積載船名、品名及び数量以外の項目の記載を省略させることとして差し支えない。

⑹　積込みの包括承認と併せて包括保税運送の承認を行った税関は、その旨を積込予定地を管轄する税関に対し連絡するものとする。

⑺　船（機）用品の積込みの承認は、原則として、それらの船（機）用品を積み込もうとする船舶等が、港又は空港に停泊又は係留してから行うものとするが、本邦の港に入港する船舶でその運航計画等の関係から入港停泊の予定期間が特に短時間であるため入港前に積込承認手続をしなければ船舶の運航に支障を来すおそれがある場合は、税関において、船用品の種類及び数量の認定が可能であり、かつ、監視取締上支障がないと認められるとき又は包括的な積込みを承認する場合にあっては、便宜、それらの船舶等の入港予定港を積込場所として、外国貨物である船（機）用品の積込みの承認をして差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平12第536号、平17第424号、平31第437号、令3第504号］

（外国貨物である船（機）用品の積込みの期間）

23―5　法第23条第4項の規定に基づく積込期間の指定については、保税運送の場合に準じ、積込みに必要な期間に若干の余裕を見込んで指定を行うものとする。

ただし、前記23―1―2（外国貨物である船（機）用品の積込みの包括承認期間）の規定により積込みの包括承認申告をする場合においては、最長6月を積込期間として指定するものとするが、前記23―4の⑶のイの規定に該当し、包括的な積込みについてその適用を継続することが適当でないと認められる場合においては、税関が指定する期間までとする。

なお、災害その他やむを得ない理由により指定された期間内に船（機）用品を積込むことができない場合は、｢外国貨物船用品（機用品）積込期間延長承認申請書｣（C―2140）2通（積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは3通）に積込承認書を添付して提出させ、承認したときは、提出された申請書及び積込承認書にその旨及び延長した期間を記載したうえ申請書のうち1通を承認書として積込承認書とともに申請者に交付する。この場合において、積込承認税関と積込期間延長の承認税関とが異なるときは、積込期間延長承認税関は承認書写し1通を積込承認税関に送付する。

［一部改正：昭61第587号、平12第536号、平17第424号、平31第437号］

（外国往来船になる予定の船舶に対する外国貨物である船用品の積込み）

23―6　本邦の港に停泊中の沿海通航船又は建造中の船舶で、外国往来船となることが明らかなものであって、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情がある場合においては、前記23―4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の⑺に準じた取扱いにより、その船舶の資格の変更前に外国貨物である船用品の積込みを承認して差し支えない。ただし、この場合における船用品の積込みは、後記23―12（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）の場合及び建造中の船舶に積み込む外国貨物である船用品で、外変前に積込みを必要とする緊急の事情があり、かつ、監視取締上支障がない場合を除き、その船舶の資格を変更した後に行わせるものとする。

なお、他の税関の管轄区域内の港に停泊中の当該船舶について前記23―4の⑴と同様の事情により船用品の積込みの承認をする場合において、その港を管轄する税関に対してその船舶が外国往来船になる日時等を照会し、これを確認したうえで、積込みの承認を行うものとする。この場合における保税運送の手続については、前記23―4の⑴のなお書並びに⑷及び⑸と同様とする。

［一部改正：平12第536号、平17第424号、平31第437号］

(外国貨物である船（機）用品の積込みの確認等）

23―7　法第23条第5項((外国貨物である船（機）用品の積込みの事実を証する書類の提出))の規定により税関に提出させる船（機）用品の積込みの事実を証する書類は、次のいずれかの書類とする。

⑴　｢外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書｣（確認用）にあっては、船長、機長若しくはこれらの者に代わってその職務を行う者又は税関職員により受領欄が記載されたもの

⑵　前記23―4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の⑵のロの規定により作成する「積込明細書」にあっては、積込みの確認を行った機長若しくは機長に代わってその職務を行う者又は税関職員の氏名が記載されたもの

⑶　前記23―4（外国貨物である船（機）用品の積込みの承認）の⑶のハの規定により提出される「積荷役協定書」、「揚荷役協定書」及び「バンカーデリバリーノート」の写し等

なお、積み込まれた船（機）用品の数量と積込承認書の数量との間に相違を生じた場合においても、その生じた差が計量誤差と認められる範囲内であるときは、全量積込みがあったものとして取り扱つて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平12第536号、平17第424号、平31第437号、令3第504号］

［関連：関基27―1、同27―2、昭33蔵関第1372号（外国に往来する船舶に船用油を積込む場合において積残りのあつた場合の本船積込数量の決定方法について）］

（外国貨物である船（機）用品の保税地域への戻入れ）

23―8　積込みの承認を受けた船（機）用品をその承認に係る船舶等に積み込むため保税地域から搬出する場合には、後記34の2―1（保税地域における事務処理手続）の⑴のロの規定により、積込承認書（積込みの包括承認で、機用品の場合は積込包括承認書及び積込明細書、船用品（燃料に限る。）の場合は積込包括承認書）を倉主等に提示させることとなるので留意する。

また、船舶等への積込みの承認を受けた船（機）用品の全部又は一部がその承認に係る船舶等に積み込まれないこととなったため、これを保税地域に戻入れする場合の手続等については、次により行うものとする。

⑴　船（機）用品を保税地域へ戻し入れる場合には、「船（機）用品戻入書」（C―2260）2通に必要事項を記載の上、これにさきの承認に係る積込承認書を添付して保税取締部門に提出することを求め、当該保税取締部門においては、積残りの船（機）用品の数量と対査確認をし、当該戻入書の1通に搬入確認の旨を記載して、これを届出者に交付する。

なお、戻入れされる保税地域が保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域である場合においては、その保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域がさきに船（機）用品を搬出した保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときには、便宜、上記の戻入書をもって蔵（移）入承認申請書を兼ねるものとし、それ以外の保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域であるときは、上記の手続のほか、その戻入れについて蔵（移）入承認書又は総保入承認申請書の提出を求めるものとする。

⑵　前記23―4の⑴のなお書の規定により保税運送の承認を行つた船（機）用品が積残りとなり他税関（同一税関の支署、出張所を含む。）の保税地域に搬入するため返送する場合には、新たに保税運送の手続を必要とするが、手続については、積込承認書に必要事項を記入し、運送承認書と兼用とする等簡易な方法を講じて差し支えない。

⑶　積込みの包括承認を受けた船（機）用品を保税地域へ戻入れする場合の手続については、上記⑴及び⑵の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「積込承認書」とあるのは、機用品の場合にあっては「積込包括承認書及び積込明細書」と、船用品（燃料に限る。）の場合にあっては「積込包括承認書」と、それぞれ読み替えるものとする。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平12第536号、平17第424号、平19第893号、平31第437号］

（｢災害その他やむを得ない理由により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義）

23―9　法第23条第6項ただし書((関税を徴収されない場合))に規定する｢災害その他やむを得ない理由により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義については、おおむね次の各号に掲げるところによる。

⑴　｢災害｣とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基因する災害をいう。

⑵　｢その他やむを得ない理由｣とは、上記⑴に規定する災害に準ずるような理由をいい、誤送、窃盗による盗難等の理由を含まない。

⑶　｢亡失｣とは、原則として、貨物が物理的に存在しなくなることをいうものとし、その原形をある程度とどめている場合であつても、その課税物品の本来の性質、形状、構造、機能及び商品価値を著しく失い、これを事故前の状態に復元するには新たに製造する場合と同程度の行為を要すると認められる状況にある場合を含むものとする。

⑷　｢滅却｣とは、焼却等により貨物の形態をとどめなくすることをいう。

ただし、当該貨物の残存価値がほとんどないと認められる状態（例えば、空ビン、レコード、電子計算機器等の破壊、穴あけ、切断、砕片若しくは圧縮、塗料等への土砂混入又はフィルム、衣類等の細断）にし、かつ取締上支障がないと認められる場合は、｢滅却｣とみなして扱うこととする。

［一部改正：昭48第292号、昭58第608号、平13第519号］

［関連：法第45条第1項、関基45―1］

（外国貨物である船（機）用品の滅却の承認）

23―10　法第23条第6項ただし書に規定する外国貨物である船（機）用品の滅却の承認については、次による。

⑴　滅却の承認は、船（機）用品が著しく腐敗し、変質し、又は損傷したためその本来の用途に供することができないと認められる場合に行うものとする。

⑵　滅却の承認の申請は、｢外国貨物滅却承認申請書｣（C―3170）2通を提出して行わせ、これを承認したときは、うち1通にその旨を記載して申請者に交付する。

［一部改正：昭61第587号］

［関連：法第45条、関基45―3］

（災害等による亡失の認定）

23―11　船（機）用品について令第21条の6第2項（（災害等により亡失した場合の手続））の規定による届出書は、「外国貨物船用品（機用品）亡失届」（C―2150）によることとし、これに積込承認書及び警察署長、消防署長その他の者による災害等に関する証明書を添付させ、これにより災害その他やむを得ない理由により亡失したものであることを認定するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平17第424号］

［関連：関基45―2］

（建造船舶等に対する外国貨物である船用油の事前積込み）

23―12　外国往来船になる予定の建造船舶（沿海通航船で船舶建造と同程度の大修理又は大改装を受けていた船舶を含む。）が、外国往来船になる前に試運転のための航行を行う場合において、外国往来船になる前に使用する船用油と外国往来船になつてから使用する船用油とを同時に積み込む必要があるときは、便宜、外国貨物である船用油の事前積込みを認めて差し支えない。この場合においては、外国往来船になる前に使用する船用油については、その消費見込数量により輸入申告をさせ、法第73条((輸入の許可前における貨物の引取り))に規定する承認をしたうえで、積込みを認めるとともに、その数量を差し引いた船用油については、法第23条第1項の規定による積込みの手続を行わせたうえ積込みを認めるものとし、それらの船舶が外国往来船となる際に、それまでの実消費量により輸入申告書及び積込承認書の数量を補正するものとする。

［一部改正：昭61第587号］

［関連：関基73―3―1、昭42蔵関第194号（輸出建造船の試運転に使用される潤滑油の消費数量の確認について）、昭54蔵関第613号（本邦籍船舶が外国で修理を行うため、その修理用資材を積載のうえ出港し、修理後本邦に入港する場合における船舶及び修理用資材の取扱いについて）］

（内国貨物である船（機）用品の積込みの手続）

23―13　⑴　法第23条第2項の規定による積込承認の申告は、｢内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書｣（C―2160）2通を提出させ、承認したときは、うち1通にその旨を記載して承認書として申告者に交付する。ただし、船用水については、1月分を取りまとめて供給者から届出させ、事後承認として差し支えない。

⑵　航空機に内国貨物である機用品を継続的に積み込む場合において、最長６月の間に予定される積込みの明細が判明しているときは、航空機の所有者又は管理者ごとに、積込みの包括承認申告をさせることとして差し支えない。この場合においては、前記23―4の⑶のロを準用する。

［一部改正：昭48第1645号、昭61第587号、平12第536号、平17第424号、平31第437号］

（船（機）用燃料油等の振替使用の取扱い）

23―14　外国に往来する船舶等が、本邦の港（空港を含む。以下同じ。）において緊急に燃料油（潤滑油を含む。以下同じ。）を積み込む必要が生じた場合において、その積み込もうとする港にある保税タンクにたまたま外国貨物である燃料油がなく、かつ、他港からの保税運送を待つことができない等の事由により、やむを得ずその港にある内国貨物である燃料油を積み込むこととなつたときは、関係者からの申出により、便宜、その積込みに係る内国貨物である燃料油と他港にある外国貨物である燃料油との振替えを認めて差し支えない。ただし、この場合における内国貨物である燃料油と外国貨物である燃料油とは、同種のもの（品名及び比重、引火点その他の数値により同種の燃料油と認められるもので税率の同じもの）であり、かつ、その所有者（委託販売に係る船用油については、その貨物の委託者を含む。）を同じくするものに限る。

［一部改正：昭49第448号、昭61第587号］

（船（機）用燃料油等の振替使用の手続）

23―15　前記23―14（船（機）用燃料油等の振替使用の取扱い）による船（機）用燃料油の振替使用の手続は、次による。

⑴　内国貨物である燃料油の積込みについては、｢外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書｣及び｢船（機）用燃料油振替積込承認申請書｣（C―2170）をそれぞれ3通（原本、承認書用、通知用）を提出させ、承認したときは、これらの申告書及び申請書の各1通（承認書用）にその旨を記載して申告者に交付する。

⑵　積込みが終了したときは、交付済の承認書に積込みの事実を確認した旨を裏書して申告者に交付するとともに、上記⑴の申告書及び申請書の各1通（通知用）に積込済の旨を記載して、振替えの対象となる外国貨物である燃料油が置かれている場所を管轄する税関に送付する。

⑶　振替えの対象となる外国貨物である燃料油については、その燃料油の置かれている場所を管轄する税関に上記⑵により裏書を受けた｢外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書｣及び｢船（機）用燃料油振替積込承認書｣を提出させ、それらの承認書により積込みを認められた内国貨物である燃料油と等量の外国貨物である燃料油から法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものとして取り扱う。

［一部改正：昭49第448号、昭61第587号、平17第424号］

（遠洋漁業船に対する船用油の積込み）

23―16　規則第3条((船用品を外国貨物のまま積み込むことができる遠洋漁業船等の指定))に規定する母船式捕鯨業に従事する母船、独航船、運搬船及び補給船（以下この項において「母船等」という。）に対する外貨船用油の積込みについては、次による。

⑴　母船等に対する外貨船用油の積込みは、原則として、その漁業に出漁するための基地港において行わせるものとする。ただし、やむを得ない事情により基地港以外の港において積込みを認め、じ後基地港まで回航することとなる場合においては、積込承認税関は当該外貨船用油を必ず施封し、施封箇所等取締上必要となる事項を基地港を所轄する税関あて通知する。

⑵　母船等に対する外貨船用油の積込みの承認は、その母船等の航行計画書を提出させ、かつ、漁業法（昭和24年法律第267号）第36条((農林水産大臣による漁業の許可))の規定による農林水産大臣の許可を確認した後に行う。

⑶　出漁中の母船等に外貨船用油を補給するため積込みの申告があつた場合にはこれを認めて差し支えない。この場合においては、補給を認めた外貨船用油が確実に遠洋漁業船に積み込まれたことを当該遠洋漁業船の船長の受取書等により確認する。

なお、母船等が一航行を終了し、帰港した際において、積載している漁獲物の陸揚完了予定港までの船用油が不足した場合の外貨船用油の積込みは、陸揚予定港までの回航所要分に限り認めて差し支えない。

⑷　令第21条の7((遠洋漁業船等の船用品に関する記帳及び報告))に規定する｢帳簿｣は、｢外国貨物船用品の受払に関する帳簿｣（C―2180）とする。

［一部改正：昭61第587号（項番号23―18を変更）、平14第253号、平17第424号、令2第1094号］

［関連：漁業法第36条第1項、漁業の許可及び取締り等に関する省令第2条第9号、外国人漁業の規制に関する法律に基づく取締り等における関係省庁等の連絡体制等について（平13財関第651号）］

（外国籍船舶の修理、改修のために使用する資材の積込みの手続）

23―17　外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材（以下この項において、「修理、改装用資材」という。）の積込みの手続については、次による。

⑴　外国籍船舶の修理、改装のため、外国貨物又は内国貨物を使用して船体の一部の取替え又は属具、部品等の新たな取り付けを行う場合であつて、一契約ごとにおける当該修理、改装用資材の価格の総額が200万円未満である場合には、「外国貨物船用品（機用品）積込（個別・包括）承認申告書」（C―2130）又は「内国貨物船用品（機用品）積込承認申告書」（C―2160）（以下この項において、「船用品積込承認申告書」という。）3通（原本、承認書用、通報用）及び「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C―5215）（以下この項において、「明細書」という。）2通（原本、交付用）を提出させる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち、主要なものについて記載させ、その他の些細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積により数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。

⑵　船用品積込承認申告書及び明細書を受理したときは、明細書の1通に受理印を押なつして申請者に交付し、これにより修理、改装を認める。

⑶　修理、改装が完了したときは、上記⑵により交付した明細書に修理、改装完了時において明らかになつた主要資材の品名、使用数量及びその価格（仕入価格）を追記させ、また、保留している船用品積込承認申告書の数量及び価格を訂正した後に、積込みを承認する。

ただし、この訂正は、修理、改装に使用した資材の総価格が200万円未満である場合に限つて認めることとし、訂正の結果その総価格が200万円以上となつた場合には、船用品積込みの承認を行うことなく、改めて輸出又は積戻しの申告手続を行わせることとし、上記により提出のあつた明細書を送付書とともに管轄税関官署の通関部門へ引き継ぐものとする。

⑷　上記⑶の本文の手続が完了したものについて、1ヶ月分の船用品積込承認申告書（通報用）を取りまとめて翌月末日までに通関部門へ送付する。

［追加：平13第255号］

［一部改正：平17第424号］

（船陸交通等のための経由場所の指定）

24―1　法第24条第1項((船舶又は航空機と陸地との交通等))の規定に基づき船舶等と陸地との交通等のための経由場所を指定する場合には、税関の取締上の必要性と交通等をする者の利便等を総合的に考慮し、原則としては水際線等に接する適当な場所を指定するものとするが、税関の取締上の必要が大きい場合においては、交通等をする者の利便を著しく妨げない範囲において埠頭、岸壁の基部その他これらに相当する場所に所在する税関監所の場所を経由場所として指定するものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（｢貨物の授受を目的とする交通｣の意義等）

24―2　法第24条第2項((貨物の授受を目的とする船陸間等の交通))に規定する｢貨物の授受を目的とする交通｣とは、船舶等（これらに乗り組んでいる者を含む。）との間で物品又は金銭の受渡しを行うことを目的とする交通をいう。ただし、作業員が荷役のためにする交通又は送迎人が花束の贈呈等のためにする交通のように実質的には、役務の提供のみを目的とし、又は単に儀礼を目的とする交通については、便宜、交通の許可を要しないものとする。

［一部改正：昭61第587号、平19第420号］

（｢この法律の規定により承認又は許可を受けた貨物｣の範囲）

24―3　法第24条第2項にいう｢この法律の規定により承認又は許可を受けた貨物｣とは、次に掲げるものをいう。

⑴　法第23条第1項又は第2項の規定による船（機）用品の積込みの承認を受けた貨物

⑵　法第63条第1項((保税運送))、第64条第1項((難破貨物等の運送))又は第66条第1項((内国貨物の運送))の規定による運送の承認を受けた貨物

⑶　法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸出若しくは輸入の許可を受けた貨物又は第75条((外国貨物の積みもどし))の規定による積戻しの許可を受けた貨物

（指定地外交通等の許可手続）

24―4　法第24条第1項の規定に基づく指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可の手続は、次による。

⑴　指定地外交通又は指定地外貨物積卸しの許可は、それぞれ｢指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書｣（C―2210）又は｢貨物の指定地外積卸許可申請書｣（C―2190）を2通提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。

⑵　指定地外交通に対する税関長の許可は、原則としてその都度与えることとするが、業務の関係等により指定地外交通が継続的に行われる場合には、最長３年間を限度として適宜一定期間を定めて一括してその許可を与えることとして差し支えない。

⑶　なお、指定地外交通の許可と指定地外積卸しの許可とを同時に申請する必要がある場合又は指定地外積卸しの許可と他所蔵置の許可とを同時に申請する必要がある場合においては、便宜、それらの申請を併せて行わせ、一括して許可を行うこととして差し支えない。

［一部改正：平7第297号、平19第420号］

（貨物の授受を目的とする交通の許可の手続）

24―5　法第24条第2項の規定に基づく貨物の授受を目的とする交通の許可の手続は、次による。

⑴　許可の申請は、｢指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書｣2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載し、許可書として申請者に交付する。

⑵　令第22条の2第2項((貨物の授受を目的とする船陸間交通等の許可の一括申請))の規定による許可の一括申請は、上記⑴の｢指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書｣に原則として次の書類を添付して行わせるものとするが、税関において支障がないと認めたときは、それらの書類のうち必要がないと認めるものの添付を省略させて差し支えない。

イ　戸籍の騰本若しくは抄本又は住民票の写し

ロ　写真2葉（最近6月以内に撮影したもの）

ハ　交通者が法人又は人の代理人、使用人その他の従業者として交通する者である場合には、それらの法人又は人の従業者であることを証する書類

ニ　法第24条第３項各号に規定する場合に該当しない者であることを誓約する書面

ホ　その他税関長が必要と認めた書類

当該一括申請をしようとする者が、上記イの書類の添付に代えて、住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合においては、「指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との問を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書」に代え、「住民基本台帳ネットワークを利用して行う税関職員による本人確認を希望する場合における船陸交通許可申請書」(C―2215)を提出させることとする。

⑶　上記⑵による一括申請に係る許可をしたときは､令第22条の2第4項に規定する書類として、当該許可に係る各個人別に｢船陸交通許可証｣（C―2220又はC―2230）を交付する。なお、他の官庁等に係る証明書と兼用する場合にあっては、C―2220に準ずる様式によることとして差し支えない。

⑷　なお、船用品の積込みを業とするシップチャンドラーについては、その船用品の積込みについて法第23条第1項又は第2項の規定による積込みの承認を受けている場合においても、通常船舶における金銭の授受が伴うことになるので、あらかじめその交通について令第22条の2第2項の規定による申請を行わせるよう指導するものとする。

⑸　船陸交通の一括許可を受けた者が指定された経路以外の経路を交通しようとする場合は、新たな許可申請を行わせるものとする。

⑹　令第22条の2第3項に基づき、一括許可に条件を付すときは、上記⑶により交付する船陸交通許可証に記載その他の方法により内容を明示する。また、既に行った一括許可に条件を付すとき、又は、既に行った一括許可に付された条件の内容の変更を行うときは、当該許可をした税関長は被許可者に対して適宜の方法により、付す条件の内容又は条件の変更の内容を通知するとともに、これらの一括許可に係る船陸交通許可証に記載その他の方法によりこれらの内容を明示する。

［一部改正：昭61第587号、平7第297号、平9第290号、平16第414号、平19第420号］

（船舶間交通等の許可の手続）

24―6　法第24条第4項((外国往来船（機）と沿海通航船等との間の交通))の規定による交通の許可の申請は、｢指定地外交通・船陸交通・本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と沿海通航船等との交通許可申請書｣2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記載して許可書として申請者に交付する。

ただし、外国に往来する船舶と陸地との交通の手段としてのみ使用される沿海通航船（例えば、通船）で法第24条第1項に規定する指定場所を発着地とするもの（他の場所から指定場所に立ち寄り税関の確認を受けるものを含む。）と本邦と外国との間を航行する船舶との間の交通又は同項の規定に基づく指定地外交通の許可を受けた者がその許可されたところに従つて行う沿海通航船と本邦と外国との間を往来する船舶との間の交通については、改めて法第24条第4項の規定による許可の手続を要しない。

本邦と外国との間を往来する船舶とはしけとの間の交通についても、また同様とする。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号］

（口頭による指定地外交通等の許可の申請）

24―7　令第22条第3項ただし書((口頭による許可の申請))及び令第22条の2第1項ただし書((口頭による許可の申請))の規定に基づき指定地外交通等の許可について口頭による申請を認める場合は、原則として関係官公庁の職員が法律の規定に基づくその職務の執行のため交通等をする場合（立会い等のためこれに同行する者を含む。）その他の緊急の必要に基づき交通等をする場合とする。

（交通の許可の取消し）

24―8　法第24条((船舶又は航空機と陸地との交通等))の規定による許可を受けた者が同条第３項各号((貨物の授受を目的とする船陸間等の交通を許可しないことができる場合))に掲げる場合に該当することとなった場合又は当該許可に付した条件に違反した場合においては、税関は、その許可を取り消すことができるものとする。

［一部改正：平12第235号、平19第420号］

（船舶等の資格変更の届出手続）

25―1　法第25条各項の規定による船舶等の資格変更の届出手続は、次による。

1. 船舶等の資格変更の届出は、｢船舶・航空機資格変更届｣（C―2240）1通に必要に応じその届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行うものとし、これを受理したときは、その資格の変更を証する書類として｢船舶・航空機資格証書｣（C―2250）を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、船舶等を資格内変しようとするものであるときは、当該届出に添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。

なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等の期間が当初の予定を超えることとなったため前記15―1（船舶等の資格の認定）の⑺の規定による沿海通航船とされることとなったときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をすることとして差し支えない。

⑵　国内線と国際線との交互に使用される航空機で資格変更の回数の多いものに限り、｢船舶・航空機資格変更届｣及び｢船舶・航空機資格証書｣の両様式を各航空機ごとに台帳にした形式の使用を認めて差し支えない。

（表　面）　　　　　　　（第1葉）

キ リ ト リ

船　舶

航空機 資格証書（税関様式Ｃ第

2250号）

船　舶

航空機 資格変更届

（税関様式Ｃ第

2240号

）

船　舶

航空機　資格証書

航空機の名称

（注）　第2葉以下第1葉に同じ。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平17第852号、平23第746号、平29第442号］

（船舶等の資格変更の届出を受理しない場合）

25―2　次に掲げる場合においては、法第25条各項の規定による届出を受理しないものとする。

ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の⑴又は⑵イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法第25条各項の規定による届出を受理することとして差し支えない。

なお、この場合においては、法第25条各項の規定による船舶等の資格変更の届出は、前記25―１⑴の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時までに沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帯品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めないこととして差し支えないものとし、前記25―１⑴にかかわらず、次の⑴又は⑵イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。

1. 沿海通航船等が旅客又は乗組員の携帯品、船用品及び機用品並びにこれらに類する貨物以外の貨物を積載している場合。ただし、内国貨物であって輸出の本船扱いの承認を受ける予定であるもの及び本邦内を運送されるものであり、かつ、その性質及び数量が明らかなものである場合を除く。

⑵　外国貿易船等が次のいずれかに該当する場合

イ　旅客又は乗組員の携帯品、船（機）用品及びこれらに類する貨物以外の外国貨物を積載した船舶等である場合

ロ　一時国内貿易に従事し、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定の船舶である場合

ハ　一時国内貿易に従事する上記ロ以外の船舶で資格内変の届出の日から1週間以内に再び外国貿易に従事する予定のものである場合

ニ　修理のために入港する港において、その修理期間が30日に満たない船舶である場合。ただし、同一契約に基づき2港以上の港において一貫修理を受ける上記イに該当しない船舶で当初の修理を受けた港において外国貿易船としての取扱いを受けたものである場合を除く。

ホ　旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合

へ　資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合

⑶　特殊船舶等が次のいずれかに該当する場合

イ　旅客又は乗組員に検疫感染症その他国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症への感染が疑われる場合や取締上必要と認められる検査（その結果として行われる施封措置を含む。）の実施にあたり必要な便宜の提供に応じない場合など、検査の実施が困難な場合

ロ　資格内変後に資格外変の届出を行わないまま、外国を往来するおそれがある場合

⑷　その他とん税及び特別とん税を免れるために資格内変の届出をしたと明らかに認められる場合

［一部改正：昭61第587号、平23第746号、平29第442号（項番号25―3を変更）、令3第260号］

（船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い）

25―3　船舶が資格内変する場合における残存船用品の取扱いは、次による。

⑴　船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続を行う。ただし、米、酒類、砂糖その他の食糧品、製造たばこ及び船用油については資格内変と同時に乗組員が下船し、廃船される場合又は長期間運航されないため係船される場合を除き、最高1週間分に限り輸入手続を要しないものとする。

なお、備品については、明らかに外国において積み込んだものであり、かつ、輸入手続未済のものであることが確認できるものに限り輸入手続を行わせる。また、資格内変により又は不用船用品として船卸しするため輸入する場合においては、原料課税の適用は行わない。

⑵　内国貨物のうち、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込んだことが明らかなものについては、免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。

ただし、この場合における課税数量の決定に当っては、上記⑴のただし書の取扱いと同様に、最高1週間分に限り課税数量から除外するものとする。

⑶　資格内変の後短期間のうちに再び資格外変（沿海通航船から外国貿易船若しくは特殊船舶への変更又は国内航空機から外国貿易機若しくは特殊航空機への変更をいう。以下同じ。）することが確実でであり、かつ、取締り上支障がないと認められる場合には、上記⑴又は⑵により輸入手続又は徴税（以下この項及び後記25―4において｢輸入手続等｣という。）を要するものについては、施封の上その資格外変のときまで船内に保管する。ただし、その船舶が修理又は改装のため入きょするものであるときは、その入きょ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。

なお、上記により施封の上資格外変のときまでの船内保管を認めた場合において、その施封を行った税関官署と資格外変をする港を所轄する税関官署とが異なるときは、施封を行った税関官署はその施封を行った日、施封場所、施封個数等の内容を速やかに資格外変をする港を所轄する税関官署に連絡するものとする。

⑷　残存船用品が船用油である場合において、その船用油が外国貨物のままのものと課税済のものとの混合物であるときは、便宜、先入先出方式により輸入手続等を行い、又は輸入手続等を行う必要がないことを決定する。

⑸　資格内変の際において輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用油の算定に当たっては、次のイ及びロによる1日当たりの所要量を基礎とする。

イ　燃料油の1日当たり所要量

　ディーゼル機関の場合

軸馬力（主機）×4＝1日当たりの燃料油所要量（リットル）

　タービン又はレシプロ機関の場合

軸馬力（主機）×（9～10）＝1日当たりの燃料油所要量（リットル）

ロ　機械油の所要量

　燃油船の場合

ⅰ　ディーゼル機関のとき

上記イのによる1日当たりの燃料油の所要量×0.04（リットル）

ⅱ　タービン又はレシプロ機関のとき

上記イのによる1日当たりの燃料油の所要量×0.04（リットル）

　燃炭船の場合

石炭の消費量1トンを1リットルに読み替え、合計数量の2倍を機械油の所要量とする。

なお、燃料油についてA重油及びC重油の2種類の残存油がある場合の所要量の決定は、当該残存燃料油の残存割合によるものとする。

⑹　資格内変の際において、輸入手続等を要しないこととする範囲を決定する場合の船用酒類の算出に当たっては、次による。

乗組員1人1日につき360ミリリットル（当該酒類がビールであるときは、1.3リットルとし、ウイスキー類又はスピリッツであるときは、144ミリリットルとする。）を基礎として計算した合計数量の範囲内とする。

⑺　資格内変の際において、輸入手続等を要しないこととする船用製造たばこの範囲は、関税定率法施行規則第２条の４第２項の表の第５号に掲げる居住者の欄の数量とする。

⑻　なお、上記⑴により輸入手続を行う場合において、その輸入手続を行うこととなる残存船用品が法第23条第1項の規定の適用を受けて積み込まれたものであるときは、輸入貿易管理令の規定の適用はないが、その残存船用品が外国で積み込まれたものであるときは、外国為替及び外国貿易法（輸入関係）基本通達1―4―1―6の2の規定により処理する。

［一部改正：昭63第1243号、平10第278号、平20第346号、平29第442号（項番号25―4を変更）］

（船舶の資格内変の際における船用塩及び船用アルコールの取扱い）

25―4　船舶がその資格内変する場合において、残存船用品のうちに船用塩及び船用アルコールがあるときは、前記25―3の⑴、⑵又は⑶の取扱いによる。この場合において、船用塩の輸入手続等を要しない数量の算定は、1人1日20グラム以内として計算する。

［一部改正：昭63第1243号、平18第395号、平29第442号（項番号25―5を変更）］

（航空機の資格内変の際における残存機用品の取扱い）

25―5　航空機がその資格内変する場合における残存機用品（製造たばこを含む。）の取扱いについては、前記25―3の⑴のただし書及び⑵のただし書の取扱いを除き、船舶の資格内変の場合の取扱いに準ずる。ただし、燃料油、食糧品等の消耗機用品については、外変期間内に外国貨物が優先して使用されたものとして取り扱う。

［一部改正：昭63第1243号、平29第442号（項番号25―6を変更）］

（資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い）

25―6　資格内変の際において、乗組員の携帯品のうちに外国貨物があるときは、これについて輸入手続をさせる。ただし、資格内変の後短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、税関の取締上も支障がないときは、前記25―3の⑶により取り扱って差し支えない。

［一部改正：昭63第1243号、平29第442号（項番号25―7を変更）］

（特殊船舶等の残存船用品等の取扱い）

25―7　特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなる場合において、外国において積み込んだ残存船用品等の取扱いについては、便宜、前記25―3から25―6までに準じて取り扱う。この場合において、出港の際特殊船舶と認定し外貨船用品又は内国消費税免税船用品を積み込んだ船舶が外国に寄港することなく帰港したときは、原則として消費したものを含めてその全量について徴税することとするが、出港に際しての外地寄港計画に作為が認められず、かつ、途中暴風雨に遭遇した場合又は予定寄港地が世情不安で寄港に危険が伴う場合等やむを得ない理由により外国に寄港できなかったと認められる場合においては、残存船用品の徴税のみにとどめ、航行中消費した船用品の徴税は行わないものとする。

［一部改正：昭63第1243号、平29第442号（項番号25―8を変更）］

（船長又は機長の代行者の範囲）

26―1　法第26条((船長又は機長の行為の代行))にいう「管理者」とは船舶又は航空機の運航に責任を有する傭船者又は運航者等を、「所有者若しくは管理者の代理人」とは所有者又は管理者から委任を受けた船舶会社又は航空会社の代理店又は支店等を、「船長若しくは機長の代理人」とは船長又は機長から委任を受けた乗組員等をいう。

［追加：平17第852号］

（船長に代わつてその職務を行う者の意義）

27―1　法第 27 条((船長又は機長の職務代行者))にいう「船長に代つてその職務を行う者」とは、商法（明治32年法律第48号）第709条((船長による職務代行者の選任))の規定により選任された船長の職務を行うべき者及び船員法（昭和22年法律第100号）第20条((船長の職務の代行))の規定によりその職掌の順位に従つて船長の職務を行う船舶職員をいう。

［一部改正：令3第500号］

（機長に代わつてその職務を行う者の範囲）

27―2　法第27条にいう｢機長に代つてその職務を行う者｣とは、航空機の乗組員で税関に対する入出港手続について機長の権限を委任された者（事務長又はこれに準ずる者）をいう。

第4章　保税地域

第1節　総則

（難破貨物の定義）

30―1　法第30条第1項第1号((外国貨物を置く場所の制限の例外としての難破貨物))に掲げる｢難破貨物｣とは、遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物をいう。したがつて、単に運航の自由を失つた船舶又は航空機に積まれている貨物は、これに含まれない。

［一部改正：平12第235号］

（他所蔵置が認められる貨物）

30―2　法第30条第1項第2号((税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物))に掲げる｢保税地域に置くことが困難又は著しく不適当な貨物｣とは、次に掲げる貨物をいう。

⑴　巨大重量物であつて、保税地域にこれを置く設備がないもの

⑵　大量貨物であつて、保税地域に置くことが困難なもの

⑶　保税地域との交通が著しく不便な地域において陸揚げ（取卸し）し、又は積み込まれる貨物

⑷　腐敗変質し、又は他の貨物を汚損するおそれがある貨物

⑸　貴重品、危険物又は生鮮食料品のような蔵置保管に特殊な施設又は管理を要する貨物であつて、それらの蔵置保管に適した保税地域がないもの

⑹　その他貨物の性格、保税地域の設置状況等から、税関長が保税地域以外の場所に置くことが真にやむを得ないと認めた貨物

［一部改正：昭61第587号、平12第235号］

（他所蔵置の許可の申請手続）

30―3　法第30条第1項第2号の規定による他所蔵置の許可の申請手続は、次による。

⑴　他所蔵置の許可の申請は、当該申請に係る貨物を置こうとする場所を所轄する税関官署に、｢他所蔵置許可申請書｣（C―3000）2通を提出させ、許可したときはうち1通に許可印を押なつし、許可書として申請者に交付する。

なお、他所蔵置の許可を受けようとする貨物が指定地外における貨物の積卸しの許可を要するものであるときは、他所蔵置許可申請書によりこれらの許可を一括して行って差し支えない。

⑵　輸出申告に係る貨物がその蔵置場所について他所蔵置の許可を必要とするときは、上記⑴に規定する他所蔵置許可申請書に代えて「輸出申告書」（C―5010又はC―5015―2）上段の「蔵置場所」の欄に「他所蔵置申請」と付記の上、当該申告書の写し1通を添えてあらかじめ保税取締部門に提出することを求めることにより、他所蔵置の許可の申請があったものとして取り扱い、他所蔵置を許可したときは、当該申告書1通の「個数、記号、番号、………」欄の余白（余白がないときは「税関記入欄」）に許可印を押なつし、これを他所蔵置の許可書として申請者に交付する。この場合においては、輸出申告書の受理の際に他所蔵置の許可書によりその許可を確認するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平17第424号、平19第893号、平29第570号］

（他所蔵置の許可期間の延長手続）

30―4　法第30条第1項第2号((税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物))の規定により他所蔵置の許可を受けた場合において、その許可に係る期間の延長を受けようとする者があるときは、｢他所蔵置許可申請書｣を適宜訂正した｢他所蔵置許可期間延長承認申請書｣2通に前記30―3により交付を受けた他所蔵置の許可書を添付して提出させ、期間の延長を認めたときは他所蔵置の許可書を訂正の上、延長承認申請書1通を添付して申請者に交付するものとする。

［一部改正：平12第235号］

（要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い）

30―5　令第25条第4号((植物防疫法による検査のための特定の場所に置かれる輸入植物等))、第5号((狂犬病予防法による検疫のため特定の場所に置かれる犬))、第6号((家畜伝染病予防法による検疫のための特定の場所に置かれる指定検疫物))又は第7号((感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による検疫のため特定の場所に置かれる指定動物))に掲げる貨物を検査又は検疫（以下｢検疫等｣という。）のため保税地域以外の場所に持ち出す場合の取扱いについては、次による。

⑴　要検疫物件を検疫等の終了後保税地域において通関する場合

イ　要検疫物件を検疫等のため保税地域から特定の検査場所又はけい留場所へ運搬し、検疫等の終了後もとの保税地域又は他の保税地域に搬入の上、そこで通関手続を行う場合においては、保税運送の手続をとらせる。この場合における保税運送の手続は、｢外国貨物運送申告書（目録兼用）｣（C―4000）2通を提出させて、その運送先の欄に再搬入される保税地域名を記入させるとともに｢〇〇検疫場所経由｣とかつこ書で併記させ、保税運送を承認したときは、うち1通を検疫係官に送致し、当該係官の到着証明をもつて要検疫物件の検疫等を受ける場所への到着を確認する。

ロ　上記イにより運搬された要検疫物件が植物防疫法第9条第1項((有害植物等の廃棄処分等))若しくは第2項((違法に輸入された植物等の廃棄処分等))の規定に基づいて廃棄し、又は家畜伝染病予防法第21条((死体の焼却等の義務))、第23条((汚染物品の焼却等の義務))若しくは第46条((検査に基づく処置))の規定により焼却し若しくは埋没されることとなつたときは、｢外国貨物廃棄届｣（C―3080）により届出を行わせる。

⑵　要検疫物件を検疫等の終了後指定検疫場所等で通関する場合

イ　要検疫物件を検疫等のため指定検疫場所等へ運搬し、検疫等の終了後その場所に貨物を蔵置し通関手続を行う場合においては、あらかじめその指定検疫場所等について他所蔵置の許可を受けさせた上、その場所への発送を認めるものとし、その他所蔵置場所における輸入手続については通常の輸入手続による。ただし、要検疫物件が生きている動物（ふ化用卵を含み、馬、牛及び豚を除く。）である場合において、その指定検疫場所等が税関官署から遠隔地にあるため、上記により輸入手続を行わせることが事務処理の効率化の見地から適当でないと認められるときは、その指定検疫場所等への運搬に先立つて輸入申告をさせ、これについて必要な貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）を行い、発送を認めることとし、検疫証明書の提出をまつて輸入を許可して差し支えない。この場合においては、指定検疫場所等についての他所蔵置の許可を要しない。

ロ　検疫等のため指定検疫場所等へ運搬された要検疫物件が上記⑴のロと同様の理由により廃棄し、焼却し又は埋没等の処分が行われることとなつた場合においては、｢外国貨物廃棄届｣により届出を行わせるものとする。この場合において、その届出に係る要検疫物件が上記イのただし書による動物でありその廃棄が滅却に該当する場合にあつては、さきに提出された輸入申告の撤回を認め、その他の場合にあつては、定率法第10条第1項((変質、損傷等の場合の減税))の規定を適用して減税を認めるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、平12第652号、平18第794号］

（外国貨物を緊急の必要により保税地域外に置く場合の取扱い）

30―6　保税地域に置かれている外国貨物について、台風、高潮、火災等の理由によりこれを緊急に保税地域以外の場所に置く必要がある場合においては、時宜に応じ適宜のの申出書又は口頭による申出により、便宜、運送の承認を要することなく他所蔵置の許可を認めることとして差し支えない。この場合においては、原則として緊急事態のやんだ後速やかにもとの保税地域に戻入れをさせるものとする。

なお、上記の場合において、事前の申出をするいとまがないときは、事後の申出をもってこれに代えることとして差し支えない。

［一部改正：平9第290号、平29第442号］

（見本の一時持出しの許可基準及び申請手続）

32―1　法第32条の規定による見本の一時持出しの許可及び申請手続は、次による。

なお、本船又ははしけにおいて見本を採取することが必要と認められる場合においては、便宜この取扱いによって差し支えない。

⑴　見本の一時持出しを認める外国貨物の見本は、課税上問題がなく、かつ、少量のものに限られるものとし、その範囲は、免税輸入を認めるものではないので、必ずしも定率法第14条第6号にいう商品見本の範囲に限られるものではない。

⑵　見本として持ち出す外国貨物は、税関長の指定する期間内にその持出しに係る保税地域に戻し入れるものとするが、見本として持ち出した外国貨物が、税関長の指定する期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合においては、この限りでない。

⑶　見本の一時持出しの許可申請は、当該許可申請に係る貨物が置かれている保税地域の所在地を所轄する税関官署に｢見本持出許可申請書｣（C―3060）2通を提出させ、許可したときは、うち1通に許可印を押印し、許可書として申請者に交付する。

［一部改正：昭61第587号、平29第570号］

（公務員による見本の採取）

32―2　税関職員その他の公務員が保税地域等に置かれている外国貨物の見本を採取する場合の取扱いについては、次による。

⑴　税関職員が法第105条第1項第3号((税関職員の権限))に基づき見本を採取する場合の手続きは、後記67―3―13（検査における見本の採取）の⑴に規定するところによる。

⑵　税関職員以外の公務員が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項((臨検検査等))、植物防疫法（昭和25年法律第151号）第4条第1項((植物防疫官の権限))その他の法律の規定による権限に基づき見本を採取する場合においては、当該公務員から｢見本採取票｣（C―5280）（この場合、通知用を採取者用、倉主等用を輸入者用とそれぞれ読み替えるものとする。）又はこれに準じた適宜な様式のもの3通を提出させ、うち2通（採取者用、輸入者用）に税関の確認印を押なつの上、これを採取者に交付する。

⑶　上記⑴又は⑵により見本の採取が行われた外国貨物については、その見本の採取が輸入の申告前に行われた場合にあつては、採取後の数量により申告させ、その見本の採取が申告後に行われた場合にあつては、輸入申告書記載の数量から見本として採取した貨物の数量を控除した数量により課税物件が確定するものとする。ただし、その採取に係る見本が少量、かつ、低価値のものである等により輸入申告者があえてその数量の控除を求めないときは、この限りでない。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平16第349号］

［関連：法第4条］

（見本の一時持出しに係る包括許可）

32―3　同一申請者により同一の保税地域（保税展示場を除く）において恒常的に行われる場合には、一定の期間を指定して当該期間内に行われる見本の一時持出しについて一括して許可して差し支えない。

ただし、次に掲げる貨物に係る見本の一時持出しについてはこれを認めないこととする。

⑴　法第69条の2第1項各号（（輸出してはならない貨物））及び法第69条の11第1項各号（（輸入してはならない貨物））

⑵　刀剣類

⑶　関税関係法令以外の法令の規定により見本の一時持出しに関して許可、承認等又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物

⑷　その他取締上支障があると認められる貨物

［追加：平4第303号］

［一部改正：平8第273号、平9第290号、平17第424号、平18第647号、平18第1580号］

（見本の一時持出しに係る包括許可の手続等）

32―4　見本の一時持出しに係る包括許可（以下この項において｢包括許可｣という。）の手続等については、次による。

⑴　包括許可の手続

イ　包括許可の申請は、当該許可を受けようとする者から｢包括見本持出許可申請書｣（税関様式C第3061号）2通を提出させて行わせ、許可した場合には、うち1通を許可書として申請者に交付する。

ロ　包括許可は、申請に基づき、関税法施行令第27条に規定する事項のほか、1回当たりの持出限度数量を指定して行う。

ハ　当該許可の期間は、原則として1年とする。

ニ　下記⑵のハにより許可書の返納を受けたときは、当該許可に係る見本の一時持出しの事績を確認し、所要の措置を講じる。

⑵　包括許可を受けた者における事務処理

イ　許可書の提示

包括許可を受けた者が見本の一時持出し又は戻入れを行う場合は、上記⑴のイにより交付を受けた許可書（以下この項において｢許可書｣という。）の｢確認欄｣に一時持出し又は戻入れの年月日及び数量を記載のうえ、当該許可書を指定保税地域及び総合保税地域にあっては貨物を管理する者、その他の保税地域にあってはその被許可者（以下｢倉主等｣という。）に提示し、その確認を受けさせるものとする。

なお、見本として持ち出した貨物について税関長の指定した一時持出しの期間内に残余の貨物と一括して輸入許可を受け、当該残余の貨物を保税地域から引き取る場合には、包括許可を受けた者に、許可書の｢確認欄｣に輸入許可の年月日及び番号を記載させたうえで、当該許可書を倉主等に提示し、その確認を受けさせるものとする。

ロ　持出限度数量を超える見本の持出し

1回当たりの持出限度数量として指定された数量を超える貨物を見本として持ち出そうとする場合には、包括許可を受けた者に、許可書の｢確認欄｣に一時持出しの年月日及び数量を記載させたうえで、当該許可書を税関職員に提示し、あらかじめその確認を受けさせるものとする。

ハ　許可書の返納

包括許可の期間が満了した場合又は見本として持ち出された貨物の数量の合計が包括許可の数量を超えることとなる場合には、包括許可を受けた者に、速やかに許可書を当該許可した税関に返納させるものとする。

⑶　保税地域における事務処理

イ　対査確認、記帳等

　包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際しては、倉主等に後記34の2―1（保税地域における事務処理手続）に規定するところにより、対査確認、記帳等を行わせるものとする。

　包括許可に係る見本の一時持出し又は戻入れに際し、倉主等が後記34の2―1（保税地域における事務処理手続）の⑴のイのに掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税取締部門に連絡するようしょうようする。

　倉主等が包括許可を受けた場合においては、見本の一時持出し又は戻入れの事績を記載した許可書又はその写しを当該許可に係る保税地域に保管することにより、法第34条の2及び法第61条の3（法第62条の7の規定により保税展示場について準用する場合を含む。）に規定する帳簿に代えて差し支えない。

ロ　許可書の確認

上記イにより対査確認を行つた場合には、倉主等に上記⑵のイにより提示された許可書の「倉主等確認欄」に記名させるものとする。記名に代えて押印としても差し支えない。

なお、上記⑵のイのなお書により許可書の提示が行われた場合も同様とする。

［追加：平4第303号］

［一部改正：平7第576号、平9第290号、平12第235号、平19第893号、令3第285号］

（口頭による見本の一時持出しの許可申請）

32―5　令第27条ただし書に規定する口頭による見本の一時持出しの許可の申請は、後記69の16―1の⑶の見本検査承認申請に係る取扱いによるほか、通関業者が、システム参加保税地域（「輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて」（平成22年2月12日財関第142号）の第2章第1節1―3に規定する「システム参加保税地域」をいう。）以外の場所に置かれている貨物（航空貨物を含む。）について、継続的に当該許可の申請を行うことを予定しており、当該通関業者の通関士が当該許可の申請を口頭で行いたいとする場合には、次により取り扱うものとする。

⑴　見本持出台帳の事前の確認

見本の一時持出しの許可の申請を口頭で行いたいとする通関士については、所要の事項を記載した「見本持出台帳」（C―3062）を、見本を採取しようとする貨物が蔵置される予定の保税地域が所在する場所を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出させるものとし、当該台帳の提出を受けた保税取締部門の職員は、記載された事項を確認の上、税関確認欄に審査印を押なつし、当該通関士にこれを返付する。

⑵　口頭による許可申請等の手続

イ　「見本持出台帳」について確認を受けた通関士が当該台帳に記載すべき見本を持ち出そうとする場合には、当該見本の品名、数量、価格等「見本持出台帳」に記載すべき事項を当該台帳の確認を受けた保税取締部門に口頭で連絡させることにより、当該見本の一時持出しに係る許可申請があったものとし、当該許可申請を受けた保税取締部門の職員は、連絡された事項について特段の問題がなければ、口頭により当該見本の一時持出しを許可する。

ロ　通関士が上記イにより許可を受けた場合には、その許可の都度｢見本持出台帳｣に必要な事項を記載させるものとする。

ハ　上記イにより許可を受けた通関士が当該許可に係る見本を保税地域から持ち出そうとする場合、これを当該保税地域に戻し入れようとする場合及びこれを持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該通関士において、当該見本に係る｢見本持出台帳｣を倉主等に提示させ、その確認を受けさせるものと⑶する。この場合において、当該提示を受けた倉主等については、当該台帳に記載された事項と通関士証票及び見本とを対査確認させるものとする。なお、当該見本の搬出入に当たっての保税台帳への記載については、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを保管させることにより、これに代えさせることとして差し支えない。

ニ　通関士が見本として持ち出した外国貨物の戻入れを終えた場合又は見本の持出期間内に残余の外国貨物と一括して輸入許可を受けた場合には、当該見本に係る「見本持出台帳」の写しを、許可を行った保税取締部門に遅滞なく送付させるものとする。

⑶　適用の中止

この取扱いの適用を受けている通関業者及び通関士が、この取扱いに違背する行為を行った場合等、当該通関業者及び通関士についてこの取扱いを適用することが適当でないと認められるに足りる相当な事由が生じた場合には、この取扱いの適用を中止することができるものとする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平13第519号、平17第424号、平18第647号、平18第1580号、平19第893号、平20第1146号、平22第163号、令3第285号］

（外国貨物の廃棄の意義及び取扱い）

34―1　法第34条本文に規定する｢外国貨物の廃棄｣の意義及びその取扱いについては、次による。

⑴　｢外国貨物の廃棄｣とは、外国貨物を滅却（前記23―9の⑷に規定する滅却をいう。）し、又は腐敗、変質等により本来の用途に供されなくなった外国貨物をくずとして処分することをいう。

⑵　外国貨物を廃棄しようとする者があるときは、当該外国貨物が置かれている保税地域の所在地を所轄する税関官署に｢外国貨物廃棄届｣（C―3080）2通を提出させ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。ただし、当該外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）の廃棄の内容が滅却に該当するものである場合には、後記45―2の⑴により滅却承認の申請をさせる。

⑶　なお、上記⑵の本文の手続により廃棄された場合において、その廃棄が滅却以外の廃棄であるときは、その廃棄後の現況により輸入手続を要することになるので、留意する。

［一部改正：昭48第1000号、昭57第304号、昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平13第519号、平17第424号、平17第1360号、平29第570号］

（保税地域における事務処理手続）

34の2―1　保税地域における事務処理手続は、次により行うよう指導するものとする。

⑴　輸入貨物（積戻しに係る貨物を含む。）に係る事務処理手続

輸入貨物に係る事務処理手続は、次により行う。

イ　搬入手続

　保税地域に搬入される外国貨物については、倉主等が、自己の責任により、その貨物と下記に規定する書類とを対査して、貨物の記号、番号、品名、数量及びコンテナーシール番号等の異常の有無の確認を行うものとする。

また、「要確認」又は「要施封」の記載がある保税運送承認書に係る貨物については、倉主等が到着後直ちに到着地の保税担当部門に連絡することとする。

　外国貨物の搬入が終了したときは、倉主等に、その貨物に係る船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し若しくは送り状（後記63―24⑴又は63の9―2⑴の送り状をいう。以下この項において同じ。）写しにその写しを添え一定期間（1週間程度）分を取りまとめて、保税担当部門に提出することを求めるものとする。この場合、倉主等に、その提出書類に当該貨物の保税地域への到着の年月日、搬入の開始及び終了の年月日を記載するとともに、当該貨物に数量の過不足又は損傷があったときはその内容を注記することを求めるものとする。

　倉主等が、搬入された外国貨物について次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

ⅰ　船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書若しくは送り状写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常

ⅱ　麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第１項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物（積戻しに係る貨物にあっては、法第69条の２第１項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物）

ロ　搬出手続

　保税地域から貨物を搬出しようとする場合において、当該搬出について、法の規定により許可、承認又は届出を必要とするときは、当該貨物を搬出しようとする貨主又はこれに代わる者は、当該許可書、承認書又は届出書をあらかじめ倉主等に提示する。

　倉主等が、上記に規定する書類の提示を受けたときは、提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上、自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された書類の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された書類と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

⑵　輸出貨物に係る事務処理手続

輸出貨物に係る事務処理手続は、次により行う。

イ　搬入手続

外国貨物又は輸出しようとする貨物が保税地域に搬入されるときは、倉主等に、自己の責任において、その貨物と搬入関係伝票とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無の確認を行うことを求めるものとする。

なお、倉主等が、搬入された貨物について麻薬等法第69条の２第１項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物であると確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

ロ　搬出手続

　保税地域から輸出の許可を受けた貨物を搬出しようとする場合、当該貨物の貨主又はこれに代わる者は、当該搬出しようとする貨物に係る輸出許可書又は送り状をあらかじめ倉主等に提示する。

　倉主等が、上記に規定する輸出許可書の提示を受けたときは、提示された輸出許可書等と当該搬出しようとする貨物とを対査して、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認の上自己の責任において貨物を搬出することを求めるものとする。この場合において、倉主等が、提示された輸出許可書等の内容に不審な点を発見したとき、又は提示された輸出許可書等と当該搬出しようとする貨物との相違を発見したときは、直ちにその内容を保税担当部門に連絡するようしょうようする。

⑶　搬出入事績に係る報告等

搬出入事績に係る報告等は、次による。

イ　保税地域から搬出された貨物に係る上記⑴のロ及び⑵のロに規定する許可書、承認書又は届出書若しくはこれらの書類の写しについては、原則として6月間（保税工場にあっては1年間）当該保税地域の倉主等に保存することを求めるものとする。ただし、保税地域の検査を担当する部門（以下「保税検査部門」という。）による保税地域の検査を受けたものについては、6月前であっても保存を要しない。

ロ　指定保税地域に搬入された外国貨物のうち毎月の末日現在において1月（税関長が1月を超える期間を適当と認めて定めたときは、当該期間とする。）を経過した外国貨物又は保税蔵置場に搬入された外国貨物のうち3月を経過した外国貨物（法第43条の3第1項に規定する承認を受けた貨物及び税関長が指定した貨物を除く。）については、当該保税地域の倉主等において調査、確認の上、「長期蔵置貨物報告書」（C―3030）を作成し、翌月の10日までに保税取締部門へ提出することを求めるものとする。

⑷　搬出入事績に係る報告等

上記⑴又は⑵の規定に基づき、倉主等に対査又は提示させる書顛は、ファクシミリ送信された書類によることとして差し支えない。この場合において、適正な貨物管理を確保するため、搬出依頼者を明確にする（通関士等責任者の氏名）ものとする。

［一部改正：昭48第1577号、昭49第560号、昭58第608号、昭61第587号、昭63第302号、平6第331号、平9第290号、平12第235号、平13第252号、平16第349号、平17第1360号、平18第647号、平18第1580号、平19第893号、平20第346号、平20第1331号、令3第285号］

［関連：法第79条］

（記帳義務者）

34の2―2　法第34条の2に規定する「貨物を管理する者」とは、指定保税地域及び総合保税地域にあっては当該保税地域において貨物を管理する者をいい、保税蔵置場にあっては法第42条第１項の許可を受けた者又は法第50条第１項の届出をした者をいう。

［一部改正：平6第331号、平9第290号、平19第1207号］

（保税地域における貨物についての帳簿）

34の2―3　法第34条の2の規定により貨物を管理する者の備え付けることとされている帳簿は、令第29条の2第１項又は第2項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、倉主等の営業用の帳簿又は保管カードに所要の事項を追記したものであっても差し支えない。この場合においては、外国貨物又は輸出しようとする貨物である旨を明らかにして表示するものとする。

なお、総合保税地域（法第62条の8第１項第2号に掲げる行為を行う施設に限る。）における貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿については、後記61の3―1の⑸から⑺までの規定に準じて取り扱うものとする。

また、帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日）（法第50条第１項に規定する承認を受けた者に係る同項の届出を行った場所にあっては1年を経過する日）までとする。

［一部改正：平9第290号、平12第235号、平19第1207号、平20第346号、平23第746号］

（電磁的記録による帳簿の保存）

34の2―4　法第34条の2の規定により貨物を管理する者が備え付けることとされている帳簿を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。以下同じ。）により保存する場合の取扱いは、次による。

⑴　保存される電磁的記録の適切な保全を確保するため、次の措置を講じるよう指導する。

イ　別途バックアップ・データを保存する等により、情報の消滅がないよう十分な措置を講じること。

ロ　システム設計書等電子計算機処理過程に係る文書を保存すること。

⑵　倉主等が電磁的記録による保存を行おうとする場合には、その保存方法及び上記⑴の確認のため、事前に次の事項を記載した書類を保税地域を監督する部門（以下「保税監督部門」という。）へ提出するよう求めるものとする。

なお、当該書類の提出後に記載内容に変更があった場合にも、その旨を遅滞なく届け出るよう求めるものとする。

イ　届出者の所在地及び氏名又は名称

ロ　保税地域の所在地及び名称

ハ　帳簿の保存場所

ニ　電磁的記録による保存を開始しようとする年月日

ホ　電子計算機システムの概要

ヘ　その他税関が必要と認める事項

［一部改正：平12第235号、平17第424号、平19第893号］

（同時蔵置に係る貨物の搬出の取扱い）

34の2―5　後記42―3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）、42―4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）、56―6（保税工場における貨物の同時蔵置）又は56―7（保税工場における貨物の同時蔵置の特例）の規定（後記62の15―2（その他の規定の準用）の規定により準用される後記42―3及び42―4を含む。）により保税タンク又は保税サイロに同時蔵置された貨物の搬出は、先入先出方式によるものとする。ただし、特にやむを得ない事情があると認められる場合において、関税の徴収上別段の支障がないときは、搬入者の選択によりその順序を定めることができるものとして差し支えない。

［一部改正：平4第303号、平6第331号、平9第290号、平12第235号］

（貨物の蔵置方法）

34の2―6　保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその積載船（機）名、品名、個数、数量及び搬入した年月日、その他必要な事項についての表示を付けさせた上、区分して蔵置するとともに、危険物（消防法（昭和23年法律第186号）別表に掲げる発火性又は引火性のある貨物）又は他の貨物を損傷し、若しくは腐敗させるおそれのある貨物については、更に一般貨物と区分して蔵置するよう指導する。水面貯木場等で表示が困難な場合には、蔵置状況がわかるような措置を講じるものとする。

なお、貴重品その他盗難等のおそれの多い貨物については、特別の保管施設を設けてその施設内に蔵置するものとする。

［一部改正：平9第290号、平12第235号、平20第346号］

（貨物の記号、番号が許可書、承認書等の記号、番号と異なる場合の取扱い）

34の2―7　搬出しようとする貨物の記号、番号が許可書、承認書等の記号、番号と一致しない場合において、その相違の程度が下記の例示に準ずる範囲にとどまるときは、許可、承認書等の訂正をすることなく、搬出を認めて差し支えない。

（例示）

K と K N と N

in diamond in triangle

N.E.Co 〃 Nippon Electric Co 　T&C 〃 T&C

NO 　NUMBER

＄ 〃 ＴＳ  〃 

Case 〃 BOX N.Cie 〃 N.Co

［一部改正：平9第290号、平12第235号］

（輸出貨物等の許可前はしけ積み等の取扱い）

34の2―8　輸出貨物又は積戻し貨物の輸出又は積戻しの許可前におけるはしけ又はトラック等への積込みについては、次による。

⑴　輸出又は積戻しの許可前におけるはしけ又はトラック等への積込みは、次の場合に限り認めるものとする。

イ　本船の出港が迫り、その他特殊な事情があるため、輸出又は積戻しの許可後においては、貨物を積み込む時間的余裕がないと認められる場合

ロ　貨物についての税関の検査が終わつた後であつて、取締上支障がないと認められる場合

⑵　上記⑴により輸出又は積戻しの許可前に貨物を積み込んだはしけ又はトラック等は、その貨物についての輸出又は積戻しの許可書を提示した後でなければ、離岸し、又は出発してはならないものとする。ただし、同一のはしけ又はトラック等に2カ所以上の保税地域から搬出して貨物を積み込む場合においては、それぞれの保税地域までの移動を認めて差し支えないものとする。

［一部改正：昭61第587号、平9第290号、平12第235号］

（社内管理規定の整備）

34の2―9　保税地域における貨物管理については、倉主等に次に掲げる基本項目を参考とした貨物管理に関する社内管理規定（CP=Compliance Program）を整備させ、税関に提出させるものとする。ただし、法第50条第１項又は第61条の５第１項に規定する届出に係る場所においては、法第50条第１項又は第61条の５第１項に規定する承認の申請の際に、令第42条第2項又は第50条の4第2項の規定に基づき提出された、法第51条第3号（法第62条において準用する場合を含む。）の規則をもって足りる。

⑴　社内管理規定の目的

保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。

⑵　社内管理責任体制の整備

保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容と責任者について規定の整備を行う。

イ　総合責任者

倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者を定める。

ロ　貨物管理責任者

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を定める。

ハ　顧客（荷主）責任者

保税地域を利用する顧客（荷主）について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を定める。

ニ　委託関係責任者

保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にし、責任者を定める。

⑶　貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。

なお、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合においては、当該委託した業務に係る上記規定の整備及び税関への提出は、当該他の者と適宜の調整を図った上で、倉主等が自己の責任において行う。

イ　搬入・搬出管理

貨物の搬出入時における基本動作（社内電算処理システム又は輸出入・港湾関連情報処理システムを利用して保税業務を行っている保税地域については、当該システムに係る事務処理手続を含む。ロ、ハ及びホにおいて同じ。）の詳細について定める（例えば、搬入貨物に係る船卸票又は保税運送承認書等の書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認及び異常があった場合の対応、書類整備等。ロ及びハにおいて同じ。）。

ロ　蔵置管理

貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。

ハ　貨物取扱い等管理

貨物取扱い時における基本動作の詳細について定める。

ニ　顧客（荷主）管理

保税地域を利用する顧客等の把握について定める。

ホ　記帳・記録

台帳記帳における基本動作の詳細及び関係帳票の整理保管等について定める。

⑷　貨物の保全のための体制の整備

保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適切な保全を図るため、必要に応じて、保税地域への人又は貨物の出入りをチェックする体制を確保するほか、常時又は定期的に当該保税地域内の巡回警備等を行う体制を整備する。

⑸　税関への通報体制の整備

搬出入、蔵置される不審貨物（外装等の異常貨物）、保税地域へ出入りする不審人物等についての情報を確実に税関へ通報する体制を整備する。

⑹　教育訓練についての体制の整備

倉主等が法人である場合は、当該法人（下記⑺及び⑻において｢蔵置場等会社｣という。）におけるすべての役員及び従業員に対して、社内管理規定の方針及び手続きを理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

また、倉主等が保税業務を他の者に委託している場合は、受託企業の役員及び従業員に対しても上記に準じた教育、訓練を行う体制を整備する。

⑺　評価・監査制度の整備

蔵置場等会社における社内管理規定の諸手続が厳格に遵守され、かつ、実施されていることを確認するため、内部監査人による定期的評価・監査制度を制定し、社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告を行う体制を整備する。なお、内部監査人による評価・監査は、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出する。

⑻　その他留意事項

イ　懲戒規定の整備

社内管理規定に違反した場合、従業員は、蔵置場等会社の懲戒規定の対象となる旨を定める（既存の就業規則等に規定されている場合は、その旨記載する）。

ロ　その他の必要事項

［追加：平12第235号］

［一部改正：平13第519号、平16第349号、平19第1207号、平21第617号、平22第163号、令4第909号］

（外国籍船舶の修理、改装のために使用する資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳）

34の2―10　造船所内の保税蔵置場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、次により行わせる。

⑴　造船所内の保税蔵置場における修理、改装用資材に係る法第34条の2((記帳義務))に規定する帳簿は、他の資材に係る帳簿と明確に区分するため、修理、改装のために入きよ又は艤装岸壁に接岸した外国籍船舶ごとに別冊とさせ、「関税法基本通達34の2―10扱い」と標記させる。

⑵　上記⑴の帳簿への記帳は、次による。

イ　搬入については、修理、改装用資材について輸出等申告をすることが確実となつた時点において、品名及び数量等を一括記帳させる。

ロ　搬出については、修理、改装用資材の搬出の日（輸出等許可の日と同一の日とする。）のみを記帳し、その他の記帳を必要とする事項については、輸出等許可書又はその写しの貼付をもつて記帳に代えて差し支えない。

［追加：平13第255号］

（保税業務を委託する場合の範囲）

34の2―11　保税地域の被許可者（指定保税地域においては、後記41の2―1に規定する「貨物管理者」をいう。以下この項において同じ。）が、当該保税地域における保税業務を他の者に委託する場合は、下記の全ての要件を充足させるものとする。この場合において、必要に応じ業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、下記事項の充足状況を確認するものとする。なお、保税業務の委託に関する契約内容に変更があった場合には、必要に応じ変更後の契約書の写し又は当該変更の内容を明らかにした書類を速やかに提出させ、下記事項の充足状況に変更がないことを確認するものとする。

⑴　当該保税地域に寄託される貨物の受寄託契約が、被許可者によって締結されること。ただし、被許可者自身が貨主である場合、又は貨物の受寄託契約が締結されていない場合（例えば、専ら輸出梱包専用保税地域である場合、配送拠点等短期間の貨物の蔵置のみを行う保税地域である場合等）若しくは被許可者と貨主が直接受寄託契約を締結していない場合であって、被許可者が貨物の保管に責任を有すると認められる場合には、この限りでない。

⑵　前記34の2―9（貨物管理に関する社内管理規定の整備）に規定する社内管理体制における総合責任者、貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者及び内部監査人が、被許可者の従業員であること。

また、これらの者が、保税業務の受託者が行う保税業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にあることが、前記34の2―9により提出される社内管理規定等により明確にされていること。

⑶　保税地域に関して被許可者が行うこととされている税関手続きが、当該保税地域の被許可者の名により行われること。

［追加：平13第519号］

［一部改正：平17第424号］

（税関職員の派出）

35―1　法第35条((税関職員の派出))の規定による税関職員の派出は、次により運用する。

⑴　派出職員の勤務は、原則として次の場所に集合して行う。ただし、保税地域における事務量、交通事情その他の条件を勘案して、派出職員を分駐させることが真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

イ　特定の地区ごとに派出職員を集中して事務を処理することが、事務の効率的処理の見地から適当であると認められる場合は、地区ごとに定める方面事務室

ロ　上記イ以外の場合は、保税地域を管轄する税関官署

⑵　派出職員は、次の事務を処理する。

イ　保税地域に搬出入される貨物に係る許可、承認及び届出の受理等に関する事務

ロ　保税地域に蔵置又は搬出入される貨物についての検査、税関検査場への貨物の持込みのための現物指定、委任検査及び見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の見本検査のことをいう。）のための見本採取等に関する事務

ハ　保税地域における貨物の搬出入及び蔵置の管理状況等についての巡回取締り並びに検査に関する事務

［一部改正：昭61第587号、平9第290号、平18第794号］

（申請に基づく税関職員の派出）

35―2　令第29条の3((税関職員の派出の申請))の規定による税関職員の派出は、次により取り扱うものとする。

⑴　税関官署からの当該保税地域の距離及び事務量等を勘案して、税関職員を派出することが真にやむを得ないと認められるものに限り、税関職員の派出を認めるものとする。なお、この場合にあっては、行政効率等の観点から総合的な調整を行う必要があるので、事前に本省にりん議するものとする。ただし、既に税関職員を派出している地区において派出する保税地域を追加して認める場合であって、当該税関職員が当該保税地域への税関職員の派出の承認に係る事務を処理するものであるときは、この限りでない。

⑵　派出職員の数の決定については、原則として各保税地域ごとに1名とするが、税関官署からの当該保税地域の距離及び事務量等を勘案して、2以上の保税地域の事務を兼務させることが適当と認められるときは、それらの保税地域を総体的に考慮し派出職員の数を決定して差し支えない。

⑶　税関職員の派出の申請は、｢税関職員派出申請書｣（C―3090）2通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通を承認書として申請者に交付するものとする。

［一部改正：平7第576号、平9第290号］

（派出された税関職員が処理できる事務の範囲）

35―3　法第35条の規定に基づき保税地域に派出された税関職員に処理させることができる事務の範囲は、次に掲げるものとし、税関長は、保税地域の実情に応じてこれらの事務の全部又は一部を処理させるものとする。

⑴　特例申告の受理（法第7条の2）

⑵　見本の一時持出しの許可（法第32条）

⑶　外国貨物の廃棄の届出の受理（法第34条）及び外国貨物の滅却の承認（法第45条）

⑷　貨物の取扱いの許可（法第40条及び第49条）

⑸　外国貨物である船（機）用品積込みの承認（法第23条）

⑹　保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認及び保税蔵置場における蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定（法第43条の3、第61条の4及び第62条の10）

⑺　上記⑹の承認等の際に行う検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行っていた貨物の検査のことをいう。）を含む。下記⑿、⒀及び⒄において同じ。）（法第43条の4、第61条の4及び第62条の15）

⑻　保税作業届出の受理（法第58条）

⑼　保税工場外作業及び総合保税地域外作業の場合の検査（法第61条及び第62条の15）

⑽　指定保税工場及び総合保税地域の加工製造等に関する報告書の受理（法第61条の2第2項及び第62条の15）

⑾　総合保税地域に販売用貨物等を入れることの届出の受理（法第62条の11）

⑿　輸入（輸入許可前における貨物の引取りを含む。）、輸出、積戻し又は運送についての申告の受理、検査及び許可又は承認（法第63条、第64条、第67条及び第73条）

⒀　指定地外検査の許可（法第69条）

⒁　貨物の収容又は留置（法第84条及び第87条）

⒂　開庁時間外の事務の執行を求める届出の受理（法第98条）

⒃　輸出入貨物についての証明書類の交付（法第102条）

⒄　輸入しようとする貨物で、検査を要しないと認められるもの又は輸出しようとする貨物でその保税地域に隣接する場所に他所蔵置されるもの（いずれも税関職員が派出されている保税地域に係るものに限る。）についての上記⑴から⑸まで及び⑽から⒁までに掲げる事務並びにそれらの貨物についての他所蔵置の許可

［一部改正：昭48第292号、昭61第587号、平4第303号、平4第573号、平6第331号、平9第290号、平12第652号、平13第265号、平18第794号、平19第1207号、平20第346号］

（保税地域についての取扱いの準用等）

36―1　法第36条((保税地域についての規定の準用等))の規定により他所蔵置の許可を受けた貨物について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。

［一部改正：平9第290号］

（他所蔵置場所における貨物の取扱いに関する届出）

36―2　法第36条第2項の規定による貨物の取扱いの届出は、当該届出に係る貨物が置かれている場所の所在地を所轄する税関官署に｢貨物取扱届｣（C―3100）2通を提出して行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通を届出があったことを証する書類として届出者に交付する。

なお、届出に係る貨物の取扱いが改装、仕分けその他の手入れである場合においては、これについての届出書｢取扱貨物の明細｣欄の記載要領は、後記40―2の⑵のなお書に準ずる。

［追加：平9第290号］

［一部改正：平29第570号］

第2節　指定保税地域

（指定保税地域の指定の要件）

37―1　法第37条第1項に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。

なお、次に掲げる要件と関連し、税関においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に関係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。

⑴　国、地方公共団体（港湾管理者）、又は指定法人等（令第30条の2に規定する者をいう。以下この章において同じ。）が所有し又は管理するものであること。

⑵　開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図ることを目的として公共的に運営されるものであること。

⑶　国の管理の下に借受者が運営し、又は港湾管理者（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に掲げる港湾施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する「指定管理者」をいう。）を含むものとする。以下この章において同じ。）が自ら運営し、若しくはその管理の下に利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理の下に借受者が運営するものであること。

⑷　開港の港域に接続する地域又は税関空港の港域内若しくはこれに接続する地域にあるものであること。ただし、これらの地域から相当遠距離の地域にあるものであつても、通関貨物の量等から判断して、開港又は税関空港における税関手続の簡易、かつ、迅速な処理を図るうえに重要な役割を果たすと認められるものは、この限りでない。

⑸　税関における監視取締上支障がないと認められるものであること。

⑹　後記43―1の⑶に掲げる要件を充足する施設であること。

［一部改正：昭48第1000号、昭57第304号、昭62第328号、平13第519号、平15第346号、平16第349号、平17第1360号、平25第310号］

（指定保税地域の指定の範囲）

37―2　指定保税地域の指定の範囲については、次による。

⑴　輸出入貨物の荷さばき上の利用度等対象となる土地又は建設物その他の施設の公共性のほか、監視取締りの必要性、その難易等をも勘案して、なるべく一定のひろがり及びまとまりをもつた地域を一括して指定する。

⑵　法第37条第1項((指定保税地域の定義))にいう｢建設物その他の施設｣とは、上屋、倉庫、岸壁、さん橋、浮さん橋、物揚げ場、野積場、コンテナの修理場、貯木場水域等をいうものとする。

⑶　旅具検査場、貨物検査場、収容倉庫及び留置倉庫は、支障のない限り指定の対象に含ませる。

⑷　指定保税地域として指定しようとする地域内に保税蔵置場又は保税工場である施設があるときは、これらの施設を除外して指定する。ただし、これら施設の敷地である土地は、指定の対象に含ませる。

⑸　指定保税地域として指定しようとする地域内に一般の事務所等のように指定保税地域として指定することが適当でない施設があるときは、これを除外して指定する。ただし、その施設の敷地である土地は、指定の対象に含ませる。

［一部改正：平6第331号］

（指定保税地域の運営の基準）

37―3　指定保税地域の運営については、次による。

⑴　指定保税地域の利用を促進し、その適正な運営を図るため、できる 限り、税関、港湾管理者、指定法人等その他の関係者で組織する指定保税地域運営協議会を設置し、当該協議会における協議等を通じて、指定保税地域の運営に税関行政上の要請を反映させるよう努める。

⑵　内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、蔵置しても差し支えないことに留意する。

［一部改正：昭48第1000号、昭57第304号、昭61第587号、平15第346号、平16第349号、平17第424号、平25第310号］

（財務大臣による指定又は取消しに関する手続）

37―4　法第37条第1項から第4項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。

⑴　法第37条第3項の規定による協議は、財務大臣に代わって税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第4条の規定に従い税関長を主宰者として開くものとする。

なお、税関支署の管轄する指定保税地域の指定又は指定の取消しについても同様とする。

⑵　令第31条第1項の規定による公告は、令第86条の2本文の規定に従い、税関の見やすい場所に掲示して行うものとする。この場合において、令第31条第1項に規定する｢名称及び所在地｣の記載につき必要があると認めるときは、所要の図面を付して掲示するものとする。

⑶　公聴会が終了したときは、税関長は、規則第4条第7項の規定による調書を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付して財務大臣あてに送付するものとする。

［一部改正：平6第614号、平13第4号、平25第310号（項番号37―5を変更）、令4第909号］

（指定又は取消しに関する権限委任の範囲）

37―5　令第31条の2に規定する｢既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定保税地域の指定又はその取消し｣とは、既存の指定保税地域の区域又はこれに接続し若しくはこれに近接する地域に新たに指定保税地域を追加指定する場合、又は既存の指定保税地域の一部につきその指定を取り消す場合をいうものとする。

［一部改正：平13第4号、平25第310号（項番号37―6を変更）］

（税関長による指定又は取消しに関する手続）

37―6　法第37条第5項の規定による権限の委任に基づき税関長が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。

⑴　法第37条第3項の規定による協議は、財務大臣から委任された権限に基づき、税関長が行うものとし、同項の規定よる公聴会は、施行規則第4条((指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続))の規定に従い税関長が主宰者として開くものとする。

1. 令第31条第1項の規定による公告については、前記37―4⑵と同様とする。

⑶　法第37条第3項の規定による公聴会の手続については、指定又は取消しの内容に応じ、それぞれ次のような便宜の手続により、又はその手続を省略することとして差し支えないものとする。

イ　指定保税地域の一部を変更しても利害関係が生じないと認められる場合においては、公聴会開催の手続に並行して、利害関係者及び参考人の意見を文書により求め、この意見書を参考として指定又は取消しの可否を決定する。

ロ　指定又は取消しの内容が軽微であつて利害関係が生じないことが明らかである場合（例えば、既存の建設物等を増改築し、その結果、当該建設物等の面積に変更を来す場合等）においては、公聴会の手続を省略する。

⑷　税関長が指定保税地域の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その指定又は取消しに係る指定保税地域についての指定又は取消し前の区域、指定又は取消しをした区域及び指定又は取消し後の区域を明らかにした図面を添付して、その旨を関税局長あてに報告する。

［一部改正：平6第914号、平13第4号、平25第310号（項番号37―7を変更）］

（指定又は取消しの手続を必要としない場合）

37―7　指定保税地域として指定を受けた土地又は建設物その他の施設について、その実態には変更がなく、単なる名称変更又は町名変更があつたような場合においては、改めて指定又は取消しの手続をすることなく、従来の公告等につき所要の変更手続をすれば足りるものとする。

［一部改正：平25第310号（項番号37―8を変更）］

（｢利害関係者｣及び｢参考人｣の意義）

37―8　法第37条第3項にいう｢利害関係がある者｣及び規則第4条第3項にいう｢参考人｣の意義については、次による。

⑴　法第37条第3項にいう｢利害関係がある者｣とは、輸出入業者のほか、倉庫業者、運送業者、通関業者等のように指定保税地域の指定又は指定の取消しについて利害関係を有する者をいう。

なお、港湾管理者の所有及び管理に属さない土地又は建設物その他の施設について指定保税地域の指定又は指定の取消しを行おうとする場合にあつては、港湾管理者も同項にいう｢利害関係がある者｣に含まれることになるので、留意する。

⑵　規則第4条第3項にいう｢参考人｣とは、学識経験者のうち同項の公聴会の主宰者である税関長が適当と認める者をいう。

［一部改正：平6第914号、平25第310号（項番号37―9を変更）］

（協議又は承認を要する行為の意義）

38―1　法第38条第１項各号に規定する税関長に協議又は税関長の承認を要する行為は、指定保税地域の管理運営又はその機能（外国貨物の積卸、運搬若しくは一時蔵置又は法第40条第１項及び第２項の行為をいう。）の利用に当たって密接に関連するものに限る。 したがって、例えば、次に掲げるものは該当しない。ただし、外国貨物の積卸しのために入港する沿海通航船の係留については、協議又は承認を要さないこととなるので留意する。

⑴　建設物その他の施設の単なる維持補修を目的とした工事

⑵　外国貿易船を係留する予定のない期間中における沿海通航船の係留

［全部改正：平25第310号］

（協議又は承認申請の手続等）

38―2　法第38条第１項の規定に基づく税関長への協議又は承認申請の手続については、次による

⑴　税関長への協議は、協議する内容を明確かつ簡潔に記載した任意の様式を提出させる。税関における協議への同意は、原則として、提出者に文書を交付することにより行う。なお、提出者から、一定の期間内に継続的に行われる行為又は複数の行為について一括協議を求められた場合は、特に税関の取締上支障がある場合を除き、これを認めて差し支えない。ただし、一括協議の内容に実質的な変更（工事個所の追加等）が生じたときは、当該変更が生じた部分について、改めて協議を要することとなるので留意する。

⑵　法第38条第1項ただし書の規定に基づく承認申請は、令第32条に規定する事項を記載した任意の様式2通を提出させ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

なお、上記⑴なお書及びただし書の規定は承認申請の手続について準用する。この場合において「一括協議」とあるのは「一括承認」と、「協議」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。

⑶　税関長が指定保税地域の利用を妨げず、かつ、法の実施を確保する上で支障がないことが明らかであると認めた行為（例えば借受者の単なる名称の変更）については、上記⑴及び⑵の規定にかかわらず、あらかじめ税関に所要の事項を報告させることにより協議又は承認申請があったものとみなし、承認書の交付等は、適宜、省略して差し支えない。

［一部改正：昭57第304号、昭61第587号、昭62第328号、平16第349号、平25第310号］

（｢正当な事由｣の意義）

38―3　法第38条第4項にいう｢正当な事由｣とは、指定保税地域において積卸しをし、運搬をし、又は置かれようとする貨物が危険貨物、腐敗しやすい貨物若しくは他の貨物を汚損するおそれのある貨物であること、又は指定保税地域の蔵置能力に余裕がないことその他これに類する事情があることをいう。

［一部改正：平25第310号］

（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）

40―1　法第40条の規定により指定保税地域において行うことができる行為の範囲については、次によるものとする。

⑴　同条第1項にいう｢内容の点検｣とは、貨物を開披してその内容品の品質若しくは数量を点検し、又はその機能について簡単な点検を行うことをいう。

⑵　同条第1項にいう｢改装｣とは、包装を改める行為をいい、一部積戻しのための分割包装等を含む。

⑶　同条第1項にいう｢仕分け｣とは、貨物を記号、番号別、荷主、仕向地別又はその名称等級別等に分類、選別することをいう。

⑷　同条第1項にいう「その他の手入れ」とは、貨物の記号、番号の刷換えその他貨物の現状を維持するために行うさびみがき、油さし、虫ぼし、風入れ、洗浄及びワックスかけ等をいう。なお、法第71条第1項に該当する原産地を偽った表示又は誤認させる表示がされている貨物について､その表示を抹消し､取りはずし又は訂正するための行為及び法第69条の11第1項第9号又は第9号の2に該当する物品について、商標を抹消するための行為を含む。

⑸　同条第2項((許可を受けてできる行為))にいう｢見本の展示｣とは、注文の取集め等のため蔵置貨物の一部を一般の閲覧に供することをいい、通常は貨物の置かれている指定保税地域において閲覧に供されるものとするが、その指定保税地域に近接する他の指定保税地域又は保税蔵置場等に置かれている貨物の一部をその指定保税地域に持ち込んで閲覧に供する場合もこれに含むものとする。

なお、展示の方法としては、指定保税地域内に適宜の見本展示場を設けてすることも妨げない。

⑹　同条第2項にいう｢簡単な加工｣とは、単純な工程によるもので、加工後において加工前の状態が判明できる程度のものをいい、次の加工を含む。

イ　食料品等の加熱（専ら、関税の引下げ、非自由化品目の自由化品目への変更を目的とする場合を除く。）

ロ　金属くず又は繊維製品のくず若しくはぼろとして改造用に使用する目的で輸入される貨物のうちに関税率表上のくず又はぼろとは認められないが商慣習上のくず又はぼろ（きずもの又はその荷姿、性質、形状等が整一でないものであつて、その取引価格が正常品としての価額より相当安いものをいう。以下この項において同じ。）と認められる範囲のものが混入している場合において、これを関税率表上のくず又はぼろとする加工

ハ　糖みつの変性（不可飲食処理）加工

⑺　同条第２項にいう「その他これらに類する行為」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

イ　輸出しようとする貨物の内容の破損部分又は不良品をこれと同種の完全品と交換すること。なお、法第69条の2第1項第3号に該当する物品について、商標をまっ消するための行為を含む。

ロ　注文の取集め等のため個別に識別及び管理される蔵置貨物を閲覧に供すること。

［一部改正：昭48第1000号、昭58第608号、平6第331号、平7第576号、平9第290号、平17第424号、平18第647号、平18第1580号、令2第1003号、令3第137号、令4第204号］

［関連：関基49―1］

（貨物の取扱いに関する許可申請の手続）

40―2　法第40条第2項の規定による貨物の取扱いに関する許可申請の手続は、次による。

⑴　貨物の取扱いに関する許可申請は、原則として取扱いをしようとする都度しなければならないものとするが、引き続き連続して同一内容の行為をする場合には、一定期間の行為について一括して許可申請をさせるものとして差し支えない。

⑵　令第34条((指定保税地域における貨物の取扱い))の規定による貨物の取扱いの許可申請は、当該許可申請に係る貨物が置かれている指定保税地域の所在地を所轄する税関官署に｢貨物取扱い許可申請書｣（C―3110）2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち1通に許可印を押印し、許可書として申請者に交付する。

なお、許可を受けようとする行為が簡単な加工である場合においては、これについての許可申請書の｢取扱貨物の明細｣欄に加工に使用する外国貨物又は内国貨物及び加工後における貨物の記号、番号、品名、個数及び数量等を併せて記載させることとする。

［一部改正：昭61第587号、平9第290号、平13第265号、平29第570号］

［関連：関基49―1］

（貨物の取扱いに際しての税関への連絡）

40―3　指定保税地域に搬入された貨物について、貨物を管理する者が法第40条の規定による貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れ等の際に、次に掲げる事実を確認し又はその疑いがあると認めたときは、直ちに保税取締部門へ連絡するよう協力を求めるものとする。

⑴　船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写しに記載された品名との相違、数量との過不足、重大な損傷又はこれに準ずる異常

⑵　麻薬等法第69条の２第１項各号に掲げる貨物その他法令により輸出が禁止されている貨物

⑶　麻薬、けん銃、爆発物、火薬類、偽造貨幣等法第69条の11第１項各号に掲げる貨物その他法令により輸入が禁止されている貨物

［全面改正：平9第290号］

［一部改正：平17第1360号、平18第647号、平18第1580号、平19第893号］

（指定保税地域とみなされる期間の指定）

41―1　法第41条((指定の取消し後における外国貨物))の規定により税関長が期間を指定する場合においては、残存する外国貨物の船用品等としての積込み、輸入、積戻し、運送その他の方法による搬出に要する期間等を考慮し、十分な余裕を見込んだ期間を指定するものとし、かつ、その指定をしたときは税関の掲示場に公告するものとする。

［関連：関基47―3］

（指定保税地域とみなすことの効果）

41―2　法第41条((指定の取消し後における外国貨物))の規定により指定保税地域とみなされた場所に置かれている外国貨物については、その出入れ、取扱い、亡失等につき、その貨物が従前の指定保税地域に置かれていた場合と全く同じ規制が及ぶことになるので、留意する。

（「貨物管理者」の意義）」

41の2―1　法第41条の2第1項に規定する「貨物管理者」とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となって行う者であり、法第34条の2に規定する記帳義務及び法第45条の規定を読み替えて準用する法第41条の3の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。

なお、指定保税地域の借受者等が当該指定保税地域における業務を他の者に委託している場合には、必要に応じ、業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、これにより貨物管理者を確認するものとする。

［追加：平17第424号］

［一部改正：平25第310号］

（貨物管理者に対する処分の基準等）

41の2―2　指定保税地域における貨物管理者について、法第41条の2第1項の規定に基づき処分を行おうとする場合には、後記48―1の規定（同項⑴ニただし書き、⑴ニ、⑵及び⑷を除く。)を準用する。

この場合において後記48―1中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、「第48 条」とあるのは「第41 条の2」と、「被許可者」とあるのは「貨物管理者」と読み替えるものとする。

[追加：平17第424号］

[一部改正：平19第719号、平24第321号］

（貨物管理者の納付義務等）

41の3―1　法第41条の3（（保税蔵置場についての規定の準用））において準用する法第45条（（保税蔵置場の許可を受けた者の関税の納付義務））の規定の適用については、後記45―1から45―3までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45―2中「保税蔵置場」とあるのは「指定保税地域」と、45―3中「蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「管理していた貨物管理者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該指定保税地域」と読み替えるものとする。

なお、2人以上の者が共同で貨物の管理を行つている場合において、外国貨物を亡失した場合の届出義務、又は外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）に係る関税の納付義務は、共同で貨物を管理している者が連帯して負うものとする。この場合において、税関に対する届出書類その他により亡失又は滅却された貨物の保管責任を有する貨物管理者がそのいずれかであることが明らかであるときは、その貨物管理者から外国貨物の亡失に係る届出を行わせ又は関税を納付させるものとする。

［全部改正：平17第1360号］

第3節　保税蔵置場

（保税蔵置場の許可の方針）

42―1　保税蔵置場の許可は、後記43―1に規定する各号の要件を充足する場合（後記43－3⑵のロ又はハに掲げる場合を除く。）に限り行うものとし、外国貨物の小売販売を目的とするものは、後記42－15及び42―16に規定する場合を除いて、許可を行わないものとする。

［一部改正：平6第331号、平19第719号、平29第329号］

（許可の対象とする施設の範囲）

42―2　法第42条第1項((保税蔵置場の許可))の規定により保税蔵置場として許可する施設の範囲については、次による。

⑴　許可することができる施設は、一般の建設物のほか、野積場、貯木場水域等を含むものとする。

⑵　石油、糖みつその他の液体貨物を蔵置するタンクその他の施設を保税蔵置場として許可する場合において、これらの施設に連結しているパイプラインで常時外国貨物が入つている状態のものについては、これも許可の対象に含ませるものとする。

［一部改正：平6第331号］

（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）

42―3　保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む。）で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして、取り扱って差し支えないものとする。

⑴　同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物

⑵　原油（石油精製用の粗油を含む。）

⑶　重油で商慣習上同種のものとして取引されるもの

⑷　定率法の別表第2710.19号の1の⑶のＡの⒝及び第2710.20号の1の⑷のＡの⒝に規定する重油及び粗油であって、同号に規定する規格の範囲内のもの

⑸　MarineDieselFuelOilのうち、定率法の別表第2710.12号の1の⑶、第2710.19号の1の⑵及び第2710.20号の1の⑶に掲げる軽油、同表第2710.19号の1の⑶及び第2710.20号の1の⑷に掲げる重油並びに同表第2710.19号の1の⑸及び第2710.20号の1の⑹に掲げるその他のもので、ともに商慣習上同種のものとして取引され、かつ、全量が船用品として積み込まれるもの

⑹　定率法の別表第2709.00号に掲げる原油（エチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン、ベンゼン、トルエン、キシレン又は石油樹脂を製造するため、オレフィン製造設備（エチレンの製造を主たる目的とするものに限る。）の分解炉で熱分解用に供されるものに限る。）、暫定法の別表第1第2710.12号の1の⑴のＣ及び第2710.20号の1の⑴のＣに掲げる揮発油、同表第2710.12号の1の⑵のＢの⑵、第2710.19号の1の⑴のＢの(2)及び第2710.20号の1の⑵のBの⑵に掲げる灯油並びに同表第2710.12号の1の⑶、第2710.19号の1の⑵及び第2710.20号の1の⑶に掲げる軽油

⑺　エチルアルコール（エタノール）のうちバイオマスから製造したもの（エチル－ターシャリ－ブチルエーテルの製造の用に供するものに限る。）及びエチル－ターシャリ－ブチルエーテルのうちバイオマスから製造したエチルアルコール（エタノール）を原料として製造したもの（関税暫定措置法施行令第4条第1項の証明書（以下この項において「証明書」という。）の提出が可能なもの又は同条第2項に規定する証明書の交付に係る手続が行われているもの（「バイオエタノール及びバイオETBEの関税無税化のためのバイオ由来証明の取扱いについて」（平成20年４月１日経済産業省資源エネルギー庁長官通達）4⑵の科学的なバイオ由来証明試験のための試料採取が必要なものを除く。））

⑻　その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの（なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する。）

［一部改正：昭47第1048号、昭48第1000号、昭53第308号、昭60第1306号、昭62第1306号、平2第517号、平6第331号、平9第290号、平13第1005号、平16第349号、平18第395号、平18第647号、平20第346号、平23第1418号、平29第442号、平30第465号］

［関連：関基56―4、56―6］

（保税蔵置場における同時蔵置の特例）

42―4　前記42―3の適用を受ける貨物を蔵置するタンク又はサイロ（以下｢タンク等｣という。）が複数ある場合には、そのタンク等を一つのタンク等とみなして取り扱つて差し支えない。

［一部改正：昭48第292号、昭53第308号、平6第331号］

［関連：関基56―4、56―7］

（同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出）

42―5　前記42―4の規定の適用を受けようとする場合は、群の呼称、タンク等の番号及び蔵置貨物の品名を記載した適宜の様式による届出書（保税地域のタンク等のすべてを一つの群として使用する場合にはその旨を記載した届出書）を提出させるものとする。

なお、タンク等の群の構成を変更する場合も同様とする。

［一部改正：昭48第292号、昭53第308号、昭61第587号（項番号42―4の2を変更）］

［関連：関基56―7］

（石油等を蔵置するタンクの取扱い）

42―6　石油等を蔵置するタンクの取扱いは、次によるものとする。

⑴　保税タンクに搬入した石油の搬入数量確定の際に、石油から分離した水分がタンク検尺により検出される場合には、その水分量が実測され、かつ、搬入した石油から分離したと認められるときに限り、搬入数量から当該水分量を控除した数量で確定して差し支えない。

⑵　保税タンクから石油を引き取る場合の数量の確定は、原則として後尺検量方式の測定により行うが、特にやむを得ないと認められるときには、前尺、後尺検量方式又は流量計（｢揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて｣（昭和44年11月18日蔵関第3223号）に規定する流量計に限る。）の測定により行つて差し支えない。ただし、いずれの測定方式によつても、蔵置中の欠減は認めないものとする。

⑶　上記⑵の前尺、後尺検量方式又は流量計により測定した数量で引き取る場合においては、これらの搬出数量と後尺検量方式による搬出数量との間に生ずる差異は、当初確定された搬入数量を基準として最終搬出の際に調整を加えることとし、その際に蔵置中の欠減があると認められるときは、その欠減分の関税を徴収する。

［一部改正：昭61第587号（項番号42―5を変更）］

（保税蔵置場の許可の申請手続）

42―7　法第42 条第１項の規定に基づく保税蔵置場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税蔵置場許可申請書」（C―3120）１通（税関支署を経由する場合には、２通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税蔵置場許可書」（C―3130）を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C―3135）により申請者に通知するものとする。

［一部改正：昭49第1501号、昭61第587号（項番号42―6を変更）、平6第331号］

（許可申請書の添付書類の取扱い）

42―8　許可申請書に添付する書類の取扱いは次による。

⑴　許可申請書には、令第35条第2項に規定する書類の添付を必要とするが、同項の規定による添付書類のうち｢信用状況を証するに足りる書類｣、「保管規則及び保管料率表」及び｢登記事項証明書｣の取扱いについては、次による。

イ　｢信用状況を証するに足りる書類｣としては、法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあつては、納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。

ロ　「保管規則及び保管料率表」としては、申請に係る蔵置場が倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条((登録))の規定による国土交通大臣の登録を受けて事業を行うものである場合は保税蔵置場保管規則（同法第8条((倉庫寄託約款))に規定される倉庫寄託約款の写しでも差し支えない。）及び保管料率表を、その他の場合は保税蔵置場保管規則をそれぞれ添付させる。

ハ　「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。

⑵　令第35条第2項第6号に規定する｢その他参考となるべき書類｣としては、次のものを添付させる。

イ　支配人その他の主要な従業者（支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者。以下本節及び本章第4節から第6節において同じ。）及び役員（法人の場合に限る。）の履歴書

ロ　自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合にあつては当該業務委託契約書

ハ　申請に係る土地、建物を賃借している場合にあつては当該賃貸借契約書

ニ　許可を受けた者が許可後の保税業務に係る手続きを主要な従業者等に委任する場合の包括的な委任状

ホ　前記34の2―9（貨物管理に関する社内管理規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定

⑶　保税蔵置場の許可を受けている者が同一の税関管轄内の場所において許可申請を行う場合で、当初許可申請時に提出されている添付書類の記載された内容について変更がないことを確認できたときは、上記の取扱いにかかわらず当該書類の添付を省略させることができるものとする。

⑷　同一申請者が同一の税関管轄内の場所において同時に二以上の許可申請を行う場合には、同一内容の添付書類については、一部で足りるものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号42―7を変更）、平5第588号（全面改正）、平6第331号、平9第290号、平12第235号、平14第253号、平17第268号、平18第395号、令3第500号］

（2以上の蔵置場についての一括許可）

42―9　保税蔵置場の許可を受けようとする蔵置場が2以上の場所にあり、これらの蔵置場が、次のいずれかに該当するもので、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときは、これらの蔵置場につき一括して保税蔵置場の許可（1許可）を行うこととして差し支えない。なお、法第50条の規定に基づく届出を行おうとする場合にも、同様とする。

⑴　申請に係る蔵置場が、申請者の所有又は管理する場所の同一構内にある建設物その他の施設であり、申請者が同一の蔵置場として管理するものであるとき

⑵　申請に係る蔵置場のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、公道等の設置、その他やむを得ない理由により分割されているが、申請者が同一の蔵置場として管理するものであるとき

［一部改正：昭50第778号、昭61第587号（項番号42―8を変更）、昭62第663号、平6第331号、平19第1207号］

［関連：関基44―1、62―8、62の7―3］

（保税蔵置場の許可の期間の指定）

42―10　保税蔵置場の許可の期間は、6年を超えないものとする。

［全部改正：平5第588号］

［一部改正：平6第331号、平9第290号、平10第278号］

（許可の際に付する条件）

42―11　保税蔵置場の許可をするに際しては、令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

⑴　蔵置貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件

⑵　保税蔵置場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件

⑶　保税蔵置場の蔵置貨物に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

⑷　法第43条第3号から第7号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件

⑸　法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設については、当該保税蔵置場に搬入する外国貨物についてあらかじめ法第43条の3第1項による承認を受けなければならない旨の条件

⑹　内部監査人による評価･監査を、原則として毎年実施し、当該評価・監査の都度、その結果を税関に提出すべき旨の条件

⑺　蔵置貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税蔵置場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件

［一部改正：昭61第587号（項番号42―10を変更）、平4第573号、平6第331号、平9第290号、平15第346号、平20第346号、平21第368号、平21第617号、平22第367号、平23第746号］

［関連：関基42―12］

（許可の期間の更新の手続等）

42―12　法第42条第2項ただし書((許可の期間の更新))の規定に基づく保税蔵置場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

⑴　許可の期間の更新の申請は、「保税蔵置場･工場許可期間の更新申請書」（C―3140）1 通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、「保税蔵置場･工場許可期間の更新書」（C―3150）を交付するものとし、認めないこととしたときは、「保税蔵置場・保税工場許可期間の更新をしない旨の通知書」（C―3155）により申請者に通知するものとする。

⑵　許可期間の更新申請書には、前記42―8に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとし、次のものを添付させる。

イ　信用状況を証するに足りる書類として法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあつては納税証明書又はこれら以外の書類でその資産状態を表示するもの

ロ　当該保税蔵置場の貨物取扱利用見込表及び貨物取扱利用実績表

ハ　自らの貨物管理の一部について業務委託契約を取り交わしている場合にあつては当該委託契約書

ニ　申請に係る土地、建物を賃借している場合にあつては当該賃貸借契約書

⑶　上記の添付書類については、前記42―8（許可申請書の添付書類の取扱い）の⑶及び⑷の取扱いに準ずるほか、許可期間の更新申請を行う場合で、当初許可申請時の添付書類に記載された内容について変更がない場合には、上記の取扱いにかかわらず、当該書類の添付を省略させることができる。

⑷　許可の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。

⑸　許可の更新に際しては、令第36条第2項((許可の条件に関する規定の準用))の規定に基づき、前記42―11に準じて条件を付すものとする。

⑹　申請者が法人の場合には、原則として法人の代表者名で申請させることとするが、委任関係を証する書類が既に提出されている場合には当該出先長（税関長が適当と認める支店長、工場長程度）名で申請させて差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭49第1501号、昭57第304号、昭61第587号（項番号42―11を変更）、平5第588号、平6第331号、平10第278号、平18第395号、平21第617号］

（許可又はその期間の更新の公告等）

42―13　法第42条第3項((保税蔵置場の許可等の公告))の規定による保税蔵置場の許可又はその期間の更新の公告は、それぞれ次の内容につき行うものとする。

なお、新規許可の場合においては、その内容を速やかに他の税関に通報するものとする。

⑴　許可した場合の公告の内容

イ　許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

ロ　保税蔵置場の名称及び所在地

ハ　保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

ニ　蔵置貨物の種類

ホ　許可の期間

⑵　許可期間を更新した場合の公告の内容

イ　更新を認められた者の住所及び氏名又は名称

ロ　保税蔵置場の名称及び所在地

ハ　更新した期間

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号42―12を変更）、平6第331号］

（延べ面積の算定の方法）

42―14　保税蔵置場の延べ面積の算定の方法は、次による。

⑴　保税蔵置場の延べ面積は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第92条((面積等の算定))の規定に基づく延べ面積の算定方法により算定するものとするが、パイプライン等のように同条の規定に基づく延べ面積に算入されないものであつても、それが貨物の蔵置の機能を果たす場合においては、その部分の面積は、保税蔵置場の延べ面積に含ませる。

⑵　石油タンク、ガスタンク、パイプライン又は穀物サイロ等のように液体、気体又はばら貨物を入れる施設の延べ面積は、水平投影面積（円形のタンクの場合には、外壁までの半径の2乗に円周率を乗じたもの）による。

⑶　個々の独立した部分の面積を算定する際の長さの測定は、メートルを単位として小数点以下第2位までの数値（端数を切り捨てる。）を求め、算出した面積の数値に小数点第3位以下の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

⑷　1申請に係る保税蔵置場（1申請に係る保税蔵置場が単独の部分から成り立つている場合を含む。）が2以上の独立した部分（建物、タンク、土地等）から成り立つている場合においては、各部分の延べ面積を合算して全体として保税蔵置場の延べ面積を算出する。この場合において、合算の結果に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号42―13を変更）、平6第331号］

（出国者に対する外国貨物の保税販売）

42―15　税関空港及び開港等における出国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、出国者に外国貨物を保税販売又は引渡す施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。

保税販売された物品の外国への送り出しは、法上、出国者が携帯して積戻しをするものとして、次により取り扱う。

⑴　外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。

なお、販売用施設及び保管用施設（以下「両施設」という。）について一括して行う保税蔵置場の許可（１許可）は、前記42―9の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときに行うものとする。

イ　申請に係る両施設が、立地条件や施設の制約により分割して設置されることがやむを得ないと認められるとき

ロ　申請に係る両施設のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、申請者が同一の保税蔵置場として管理するものであるとき

ハ　外国貨物の搬出入、蔵入承認申請、販売、移動、引渡、所在その他の貨物管理に係る情報を電子的なシステムにより一元的に管理し、税関が必要と認めた場合には、当該情報内容を整然とした表で提出することが可能であると認められるとき

ニ　申請に係る両施設間で外国貨物の移動を行う場合には、両施設以外の場所において当該外国貨物の運送具への積込み又は運送具からの取卸しを行わないことその他外国貨物が国内に引き取られることがないようにするための措置を講じていると認められるとき

また、保税蔵置場の許可に当たっては前記42―11の条件のほかに、｢出国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、出国者向け保税販売用物品に限る｣旨の条件を付するものとする。

⑵　保税販売の対象者は、出国者（税関空港内に一時的に滞留する者で、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による出入国手続を要しないものを含む。）とする。

⑶　保税販売及び物品の引渡しは、原則として、出国又は通過旅客待合室の販売用施設において出国者に直接手渡す方法により行わせる。

⑷　保税販売に係る事務処理は、次により行わせる。

イ　外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、出国者の氏名、国籍及び搭乗予定の外国貿易機のフライト番号を記載した販売伝票を作成させ、これに出国者の署名をさせる。

なお、出国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。

ロ　上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した搭載一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。

ハ　販売伝票及び搭載一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。

なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び搭載一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

［追加：平6第331号］

［一部改正：平7第576号、平9第290号、平10第278号、平12第235号、平13第265号、平14第253号、平15第346号、平19第893号、平29第329号、令2第415号］

（入国者に対する外国貨物の保税販売）

42―16　税関空港及び開港等における入国者に対する外国貨物の保税販売は、その物品の販売用施設（販売カウンター、ショーウィンドー及び保管棚等が置かれ、入国者に外国貨物を保税販売する施設をいう。）又は保管用施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとする。

保税販売された外国貨物の本邦への引き取りは、法上、入国者が携帯して輸入をするものとして、次により取り扱う。

⑴　外国貨物の販売用施設及び販売用施設以外の保管用施設は、保税蔵置場とする。

なお、販売用施設及び保管用施設（以下「両施設」という。）について一括して行う保税蔵置場の許可（１許可）は、前記42―9の規定にかかわらず、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、税関の取締上支障がないと認められるときに行うものとする。

イ　申請に係る両施設が、立地条件や施設の制約により分割して設置されることがやむを得ないと認められるとき

ロ　申請に係る両施設のある場所が、申請者の所有又は管理するもので、申請者が同一の保税蔵置場として管理するものであるとき

ハ　外国貨物の搬出入、蔵入承認申請、販売、移動、引渡、所在その他の貨物管理に係る情報を電子的なシステムにより一元的に管理し、税関が必要と認めた場合には、当該情報内容を整然とした表で提出することが可能であると認められるとき

ニ　申請に係る両施設間で外国貨物の移動を行う場合には、両施設以外の場所において当該外国貨物の運送具への積込み又は運送具からの取卸しを行わないことその他外国貨物が国内に引き取られることがないようにするための措置を講じていると認められるとき

また、保税蔵置場の許可に当たっては前記42－11の条件のほかに、「入国者向け販売用施設に蔵置する外国貨物は、入国者向け保税販売用物品（輸出の許可を受け、未だ本邦から外国に向けて送り出されていない外国貨物を除く。）に限る」旨の条件を付するものとする。

⑵　保税販売の対象者は、入国者とする。

⑶　保税販売及び物品の引渡しは、入国動線の販売用施設において入国者に直接手渡す方法により行わせる。また、外国貨物の保税販売の際には、定率法第　14　条第７号の規定に基づく免税の範囲は、保税販売される物品と入国者が外国から持ち込んだ物品（本邦と外国の間を往来する航空機又は船舶内にて購入した物品を含む。）とを合算した数量又は価格によって決定されることに留意し、必要に応じ、入国者に周知させるものとする。

⑷　保税販売に係る事務処理手続は、次により行わせる。

イ　外国貨物を販売したときは、販売年月日、品名、数量、入国者の氏名及び国籍を記載した販売伝票を作成させ、これに入国者の署名をさせる。

なお、入国者の国籍及び署名については、貨物の管理状況等からみて取締上特に問題がないと認められるときは、これを省略させて差し支えないものとする。

ロ　上記イにより販売した物品については、当該物品の品名、数量及び蔵入承認番号（ただし、他の保税蔵置場で蔵入承認を受けて保管用施設に保税運送された物品については、当該保管用施設への蔵入承認を受けるまでの間は、直前の蔵入承認番号及び保税運送承認書番号）を記載した譲渡一覧表を作成させ、上記イにより作成した販売伝票とともに保存させるものとする。

ハ　販売伝票及び譲渡一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。

なお、税関が必要と認めた場合には、販売伝票及び譲渡一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

［追加：平29第329号］

［一部改正：令2第415号］

（注文の取集め等のための個別に識別及び管理される蔵置貨物の閲覧及び購入の申込みがあった貨物の通関等）

42―17　注文の取集め等のための蔵置貨物の閲覧は、その閲覧に供する施設について保税蔵置場の許可を受けさせ、これに蔵置して行わせるものとして、次の手続により取り扱う。

⑴　閲覧に供する蔵置貨物は、個別に識別及び管理されるものとし、法第43条の3第1項に規定する税関長の承認を受け、前記40―1(7)ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。当該許可を申請する者が注文の取集め等を行う者と異なる場合には、注文の取集め等を行う者の住所及び氏名又は名称を併せて記載させることとする。

⑵　蔵置貨物を閲覧に供する場合は、閲覧所入口で氏名、住所、入退場日時を入場者名簿に記載させることとする。

ただし、次のいずれかの蔵置貨物保全のための措置を講じる場合は、入場者名簿の記載を省略して差し支えない。

イ　監視カメラにより保税蔵置場全域を常時監視するための体制が整備されている場合

ロ　監視カメラにより当該保税蔵置場出入口を常時監視するとともに、防犯タグを活用した防犯ゲートその他これに相当する方法により蔵置貨物の出入りを常に把握できる体制が整備されている場合

なお、上記イ又ロに該当する場合であっても、専ら外国貨物の保管を目的とする場所（以下「保管場所」という。）に出入りする場合は、入場者名簿の記載を必要とすることに留意する。

⑶　貨物を管理する上で、保管場所と保管場所以外の場所のどちらに貨物が蔵置されているのかを常に把握させるものとする。

⑷　外国貨物の購入の申込みがあった場合は、その予約のみを行わせ、当該保税蔵置場又は他の保税地域において輸入又は積戻しの許可を受けさせた後、購入者に引き渡すようにする。なお、手続はできるだけ集中的に行わせるよう指導する。

⑸　上記⑷に係る事務処理手続は、当該貨物の購入の申込み年月日、品名、購入金額、購入者の氏名及び住所を記載した実績一覧表を作成させ、上記⑵の入場者名簿とともに保存させるものとする。入場者名簿及び実績一覧表は、電磁的記録により保存して差し支えないものとする。なお、税関が必要と認めた場合には、入場者名簿及び実績一覧表を整然とした表で提出させるものとする。

［追加：令2第1003号］

［一部改正：令3第137号］

（保税蔵置場の許可の基準）

43―1　保税蔵置場の許可に関する法第43条第8号から第10号までに規定する事項の審査に当たっては、次の各号の要件を充足するものに限り適格なものとして取り扱うものとする。

⑴　人的要件

申請者が次の要件を備える者であること。

イ　申請に係る保税蔵置場の業務内容その他から判定し、保税蔵置場の業務を行ううえで必要な法令等についての知識及び記帳能力等が十分であって、外国貨物等の保管業務に関し十分な管理及び業務処理能力を有すると認められた者

ロ　下記⑶の要件を満たす施設において、許可申請書に添付された前記34の2―9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力を有すると認められる者

ハ　貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者

（注）申請者（役員、代理人、支配人その他の主要な従業者として使用する者を含む）が国内外の治安に重大な影響を与えるおそれのある団体等への関与が懸念される者に該当する者か否かについても、十分に注意を払うことが必要である。

⑵　場所的要件

申請に係る施設は、次に掲げる施設とする。

イ　当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が25キロメートル以内の場所にある施設

ロ　当該施設の所在地を所轄する税関官署からの路程が25キロメートルを超えおおむね100キロメートル以内の場所にある施設であり、その施設の所在地及び周辺の地域における道路、港湾及び空港その他の交通施設が整備されているもの

ハ　上記イ及びロの場所以外の場所にある次に掲げる施設その他の施設で、蔵置施設、蔵置する貨物の種類、地域の国際化・活性化に資する観点等を勘案し、上記イ及びロの場所以外の場所に立地することがやむを得ない事情にあると税関長が認めるもの

　特殊な保管施設を必要とする貨物（例えば、危険物、ウイスキーの原酒等をいう。）のみを蔵置するための施設

　臨海の工場の構内又はこれに近接している施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの（はしけ又は内航船舶を介してする場合を含む。）

　開港内の臨海の施設で、輸出入貨物を直接本船に積卸しするもの

　原木の貯木場

　輸出貨物のみを蔵置する施設（法第56条第3項の規定により保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合を含む。）

　法第43条の3第1項の規定により外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認をあらかじめ受けた貨物のみを置く施設

⑶　施設的要件

許可申請書に添付された前記34の2―9に規定する貨物管理に関する社内管理規定に基づき、保税地域における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るための体制が確保できる施設であること。また、当該施設につき、原則として、以下の措置が講じてあること。ただし、保税地域の立地場所、蔵置貨物の種類その他の事情を勘案し、当該措置を採ることが不可能又は不要な場合には、貨物の保全を図るため必要な範囲において適宜の措置が講じてあること。

イ　コンテナ・ターミナル、野積場等の土地に貨物を蔵置する保税地域においては、当該保税地域内に外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置するとともに、当該保税地域内において適度な照度を確保できるような照明装置が設置されていること。また、出入口には施錠が可能なゲート等の設備が設置されていること。

ロ　コンテナ・フレイト・ステーション、倉庫等の貨物を蔵置する施設を有する保税地域においては、当該施設の出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること。

⑷　量的要件

申請に係る施設の輸出入貨物取扱見込量が、当該施設の所在する港湾又は地域における既存の同種条件にある保税蔵置場等に比較して同程度か又はそれ以上であると認められるものであること。ただし、次に掲げる施設で事情やむを得ないと認められるものについては、この限りでない。

イ　港湾及び空港の機能を維持するために必要と認められるもの（例えば、船（機）用品、航空機部品を取り扱うもの等をいい、当該港湾地帯に他の通関施設がないために設置する必要があると認められるものを含む。）

ロ　危険品又はこれに準ずる貨物を蔵置するためのもの

［一部改正：平元第327号、平5第588号、平6第331号、平7第576号、平13第519号、平17第594号、平20第346号、平21第368号、平21第617号、平22第367号］

［関連：関基61の3―1］

（欠格条項に該当するかどうかの確認）

43―2　保税蔵置場の許可又は許可期間の更新の申請があった場合において、申請者法第43条第1号から第7号までに掲げる場合に該当するか否かの確認は次による。

⑴　法第43条第1号から第4号まで

原則として、申請者から誓約書を提出させることにより行うものとするが、税関において特に必要があると認めるときは、それらの者の本籍地の市町村役場に照会する等の方法により確認するものとする。

1. 法第43条第5号及び第7号

原則として申請者の氏名、性別及び生年月日により法第105条の3の規定に基づき別途通知する方法により都道府県警察に照会し確認するものとする。なお、都道府県警察から、法第43条第5号又は第7号に該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。

⑶　法第43条第6号

上記⑴及び⑵に準ずるものとする。この場合において、代理人及び支配人とは、前記34の2―9⑵のイに規定する総合責任者をいい、その他の主要な従業者とは、同34の2―9⑵のロからニまでに規定する貨物管理責任者、顧客（荷主）責任者、委託関係責任者をいう。後記48―1において同じ。

［一部改正：平21第368号、平21第617号、平24第321号、平24第1322号］

（欠格条項に該当する保税蔵置場）

43―3　欠格条項（法第43条各号）に該当する保税蔵置場の許可又は許可の期間の更新の取扱いは次によるものとする。

⑴　次のような被許可者に係る保税蔵置場の許可の期間の更新は、原則としてしないものとする。

イ　法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第48条第１項に規定する処分を受ける前に当該保税蔵置場の許可の期間が満了となった場合における許可の期間の更新

ロ　法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第48条第１項の規定により外国貨物又は輸出しようとする貨物の搬入停止の処分（以下この項において「搬入停止処分」という。）を受けている期間中に当該保税蔵置場の許可の期間が満了となった場合における許可の期間の更新

⑵　次のような被許可者に係る保税蔵置場については、欠格条項（法第43条第２号）に該当する場合であっても、保税蔵置場の許可又は許可の期間の更新をすることができるものとする。

イ　法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受け、搬入停止処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、法第43条第２号に規定する３年が経過する前に当該処分の期間が終了したとき

ロ　法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けたことにより搬入停止処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、当該処分の期間が終了する前に許可の期間が満了となり、法第43条第２号に規定する３年が経過する前に当該搬入停止処分を引き続き受けていた場合に停止される期間に相当する日数が経過したとき

ハ　法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税蔵置場について、搬入停止処分を受ける前に許可の期間が満了し、法第43条第２号に規定する３年が経過する前に、当該搬入停止処分を受けていた場合に停止される期間の終了日に相当する日が経過したとき

［追加：平19第719号］

（外国貨物の蔵置期間の取扱い）

43の2―1　法第43条の2に規定する外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。

⑴　同一の外国貨物が2以上の保税蔵置場に置かれることとなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初の保税蔵置場に置くことを承認した日から通算する。

⑵　保税蔵置場に置くことの承認を受けた日が異なる2種以上の外国貨物を使用して、改装、仕分けその他の手入れが行われた場合の外国貨物の蔵置期間は、使用された外国貨物のうち、後に蔵入れされた貨物に係る上記⑴の日から通算する。

⑶　保税蔵置場に置くことの承認を受けた外国貨物が、２以上の保税蔵置場又は保税蔵置場以外の保税地域に置かれることとなった場合における当該貨物の蔵置期間は、最初に保税蔵置場に置くことを承認した日以降、当該２以上の保税蔵置場に蔵置していた期間を合算するものとする。

［追加：平6第331号］

［一部改正：平20第346号］

（｢税関長が特別の事由があると認めるとき｣の例示）

43の2―2　法第43条の2第2項((保税蔵置場の蔵置期間の延長))にいう｢税関長が特別の事由があると認めるとき｣とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

⑴　原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合

⑵　船舶又は航空機の部分品等を外国貿易船等の修繕用に蔵置する場合

⑶　太平洋横断ケーブル用の物品を修繕用に蔵置する場合

⑷　国際的な商品取引所（例えば、ロンドン金属取引所等）において取り引きするために蔵置する場合

⑸　国際的な商品取引や積戻しが見込まれる美術品等（個別に識別及び管理されるもの）の保管を行うために蔵置する場合

⑸　ウイスキーの原酒等を熟成のために長期蔵置する場合

⑺　積戻し又は国内に引き取ることが契約等で確定しており、具体的な搬出予定がある場合

⑻　前記42―15及び42―16に規定する保税販売のため引き続き蔵置する場合

⑼　市況の急激な変動等により引き続き蔵置することがやむを得ないと認められる場合

［追加：平6第331号］

［一部改正：平19第420号、令2第415号、令2第1003号、令3第137号］

（外国貨物の蔵置期間の延長の手続）

43の2―3　法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。

⑴　外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物の所有者の名をもって、当該外国貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に｢外国貨物蔵置期間延長承認申請書｣（C―3240）2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。

なお、前記43の2―2⑷及び⑸に該当する場合は、保税蔵置場の許可を受けた者の名をもって申請して差し支えないものとする。

⑵　延長を認める期間は、2年以内とする。

なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、上記⑴と同様の手続を行わせるものとする。ただし、前回の延長の際の申請内容から延長を必要とする期間以外の内容変更がない場合は、「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」（C―3240―1）により、前回の延長の際の承認書一式の写しを添付の上、申請して差し支えないものとする。

［追加：平6第331号］

［一部改正：平29第570号、令3第137号］

（外国貨物を置くことの承認に関する用語の意義等）

43の3―1　法第43条の3((外国貨物を置くことの承認))に規定する置くことの承認に関する用語の意義等については、次による。

⑴　同条第1項に規定する3月の計算については、保税蔵置場に外国貨物を入れるのに要する日数が2日以上に及ぶ場合には、その貨物を入れ終わつた日の翌日から起算するものとする。

⑵　同条第2項に規定する｢外国貨物を置くことが他の法令の規定によりできない場合｣とは、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）の規定による輸入承認証がない場合等をいうものとする。

⑶　同条第2項に規定する｢保税蔵置場の利用を妨げる場合｣とは、保税蔵置場に入れられる外国貨物が腐敗又は損傷した貨物、腐敗又は損傷のおそれのある貨物又は他の貨物を損傷するおそれのある貨物であつてその貨物を入れることにより、保税蔵置場に入れられている他の貨物を腐敗若しくは損傷させ、又は他の貨物を入れることを困難にする場合等をいうものとする。

［追加：平6第331号］

（外国貨物を置くことの承認の申請手続）

43の3―2　法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))の規定による外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において｢蔵入承認｣という。）の申請手続については、次による。

⑴　蔵入承認の申請は、｢輸入（納税）申告書｣（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―1及びC―5025―2）に令第36条の3第1項に規定する事項を記載し、その標題を｢蔵入承認申請書｣と訂正の上、3通（原本、承認書用、統計用）を提出することによつて行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。

⑵　蔵入承認申請書の提出に際しては、令第36条の3第2項の規定により、必要があるときは、仕入書その他の申請の内容を確認するために必要な書類を添付させるほか、協定税率（定率法第5条の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。）、ＥＰＡ税率又は特恵税率の適用を受けようとする場合であって蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる（協定税率適用の場合にあっては、後記68―3―7の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地言証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）。

なお、「必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

⑶　令第36条の3第8項に規定する他の法令は次に掲げる法令とし、蔵入承認を受けようとする外国貨物が保税蔵置場に置くことにつき、これらの法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの（以下この項において｢許可、承認等｣という。）又は検査若しくは条件の具備を必要とするものである場合には、蔵入承認申請書の提出の際、後記70―3―1の別表第1又は別表第2の第1欄に掲げるこれらの法令に係るこれらの表の第3欄に掲げる書類により、当該許可、承認等を受けている旨又は当該検査の完了若しくは当該条件の具備を証明させる。

イ　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

ロ　銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）

ハ　印紙等模造取締法（昭和22年法律第189号）

ニ　大麻取締法（昭和23年法律第124号）

ホ　毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）

ヘ　覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）

ト　麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）

チ　あへん法（昭和29年法律第71号）

リ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

ヌ　植物防疫法（昭和25年法律第151号）

ル　狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）

ヲ　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）

ワ　水産資源保護法（昭和26年法律第313号）

カ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

ヨ　アルコール事業法（平成12年法律第36号）

タ　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

レ　火薬類取締法（昭和25年法律第149号）

ソ　高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

ツ　郵便切手類模造等取締法（昭和47年法律第50号）

ネ　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）

ナ　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

ラ　特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）

［追加：平6第331号］

［一部改正：平6第625号、平7第297号、平8第582号、平9第290号、平9第828号、平10第278号、平13第265号、平14第253号、平14第960号、平15第346号、平16第328号、平16第349号、平17第346号、平17第424号、平18第832号、平19第420号、平24第202号、平24第615号、平26第318号、平27第341号、平27第702号、令2第417号、令3第900号、令4第844号］

（蔵入先の保税蔵置場を管轄する税関以外の税関で蔵入承認する場合の取扱い）

43の3―3　法第43条の3第1項に基づく承認は、外国貨物を置こうとする保税蔵置場を管轄する税関以外の税関において、その管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。

なお、この場合における取扱いについては、次による。

⑴　保税蔵置場を管轄する税関以外の税関において承認する場合においては、その承認に併せて法第63条の承認を行うものとする。

⑵　上記⑴の承認をしたときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通は保税蔵置場を所轄する税関官署へ送付し、他の1通は運送承認書写し（到着証明書）の旨を表示して運送者に交付するものとする。

⑶　発送地所轄税関の保税取締部門において発送を確認したときは、上記⑵の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付する。到着地所轄税関の保税取締部門において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。また、到着証明をした承認書写しは運送者に交付して発送地所轄税関に提出することを求めるものとする。

［追加：平6第331号］

[一部改正：平19第893号］

（置くことの承認を受けない貨物の取扱い）

43の3―4　保税蔵置場に入れた日から3月（法第43条の3第1項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内に法第43条の3第1項の規定による承認を受けない外国貨物については、法第80条第1項第3号の3の規定の適用があることになるが、次に掲げる場合にあっては、その承認を受けないでそれぞれの承認又は許可までの間貨物の蔵置を認めることとして差し支えないものとする。

⑴　保税蔵置場に外国貨物を入れた日から3月以内に置くことの承認の申請があったが、検討依頼その他税関側の都合によりその承認が遅れている場合

⑵　保税蔵置場に外国貨物を入れた日から3月以内に輸入、積戻し、保税運送等の申告がされている場合

［追加：平6第331号］

［一部改正：平20第346号］

（｢税関長がやむを得ない理由により必要があると認めるとき｣の例示）

43の3―5　法第43条の3第1項((承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続))にいう｢やむを得ない理由により必要があると認めるとき｣とは、例えば、次に掲げる場合をいう。

⑴　保税蔵置場に置くことにつき他の法令の規定により許可、承認その他の行政機関の処分若しくはこれに準ずるもの又は検査若しくは条件の具備を必要とする貨物である場合において、当該法令の所管省庁に対し手続中であるため、税関長に対し蔵入承認申請が行えない場合

⑵　前記43の3―2（外国貨物を置くことの承認の申請手続）の⑵に定める蔵入承認申請書の添付書類が輸入者の責に帰すべきでない理由により不備であるため、税関長に対し蔵入承認申請が行えない場合

［追加：平6第331号］

（蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の手続）

43の3―6　令第36条の4に規定する蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の延長の申請手続きについては、次による。

⑴　未承認外国貨物蔵置期間の指定申請は、当該指定申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に｢蔵入承認を受けずに外国貨物を置くことができる期間の指定申請書｣（C―3241）2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、指定書として申請者に交付する。

⑵　延長を認める期間は、税関長が真にやむを得ないと認めた期間をもつて指定するものとする。

なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、当初の延長の際の手続きと同様の手続きを行わせるものとする。

［追加：平6第331号］

［一部改正：平29第570号］

（蔵入承認の申請の特例）

43の3―7　法第43条の3第3項で準用する法第67条の19の規定の適用を受けて行われる蔵入承認の申請については、後記67の19―1（⑶を除く）及び67の19―2の規定をそれぞれ準用する。

［追加：平29第570号］

（外国貨物を置くことの承認等の際の検査）

43の4―1　法第43条の4((外国貨物を置くことの承認等の際の検査))の規定による検査（貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）を含む。）については、後記67―3―8（輸入検査の種類）から67―3―14（輸入貨物の数量の確認）までの規定（本船扱い及びふ中扱いに係る規定を除く。）を準用する。

［追加：平6第331号］

［一部改正：平12第235号、平18第794号］

（貨物の収容能力の増加についての取扱い）

44―1　新たに保税蔵置場として利用しようとする建設物その他の施設が次の⑴及び⑵に該当するときは、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の貨物の収容能力を増加するものとして、法第44条第１項の規定に基づき、届出により処理することとして差し支えない。

⑴　前記42―9⑴若しくは⑵、42―15⑴又は42―16⑴のいずれかに該当するものであること

⑵　貨物の収容能力の増加分が、現に保税蔵置場として利用している蔵置場の収容能力を超えないものであること又は前記34の2―9の規定により提出された貨物管理に関する社内管理規定若しくは法第51条第3号に規定する規則に変更をきたさないと認められる場合であること

［一部改正：昭50第778号、昭61第587号、昭62第663号、平6第331号、平14第253号、平19第1207号、令2第415号］

［関連：関基61の4―9、62の7―3］

（貨物の収容能力の増減等の届出の手続）

44―2　法第44条第1項((貨物の収容能力の増減等の届出))の規定に基づく貨物の収容能力の増減等の届出の手続については、次による。

⑴　令第37条((貨物の収容能力の増減等の届出の手続))に規定する届出は、｢貨物収容能力増減等の届｣（C―3160）2通を税関に提出することにより行い、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。

⑵　令第37条の規定により添付することとされる図面は、貨物の収容能力の増減又は工事を行う部分を明らかにするため必要と認められる場合に限り添付するものとし、その内容は、保税地域の配置の関係を明らかにした簡易な平面図のもので足りるものとする。

なお、貨物の収容能力を減少する場合において、独立した地域等その減少する対象が明確であるときは、添付される図面には、面積のみを記入し、面積を算定する際の長さの記入は省略することとして差し支えない。

⑶　改築その他の工事により貨物の収容能力が増加又は減少する場合にあっては、改築その他の届出と貨物の収容能力の増加又は減少の届出とは、別個に行うものとする

⑷　上記⑶の場合において、工事の結果として生ずる収容能力の増減が、保税蔵置場の許可手数料に影響を及ぼすものではなく、工事の終了後直ちに貨物の収容能力の増減を行うこととなるときは、便宜、改築その他の工事の届出により貨物の収容能力の増減の届出を兼ねることとして差し支えない。

⑸　収容能力の減少によって、前記44―1⑴及び⑵に該当しなくなるときは、新たな許可を受ける必要があるので留意すること。

［一部改正：昭49第1501号、昭50第778号、平6第331号、平20第346号、令5第1211号］

（届出を要しない改築移転その他の工事）

44―3　法第44条第1項((貨物の収容能力の増減等の届出))に規定する改築、移転その他の工事が行われる場合において、その工事の内容が単なる補修工事又はこれに類するものであつて、その工事による保税蔵置場の現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないときは、同項の規定による届出を要しないものとする。

［一部改正：昭50第778号、平6第331号］

（収容能力の増減又は工事についての必要な措置）

44―4　法第44条第2項((収容能力の増減又は工事についての必要な措置))の規定により収容能力の増減又は工事につき必要な措置を講ずることを求める場合の取扱いについては、次による。

⑴　同項に規定する｢その増減又は工事をした後の保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく｣とは、収容能力の増減又は工事をした結果、同一の建物内の一部分が保税蔵置場となり又は同一の敷地内の土地の一部分が保税蔵置場となるような場合において、保税蔵置場とそれ以外の場所との区画が明らかでなくなることをいい、｢当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分である｣とは、収容能力の増減又は工事をした結果、保税蔵置場の保管設備が外国貨物の蔵置のためには不十分と認められる状態になることをいうものとする。

⑵　措置の要求は、口頭により行うものとし、また、その要求により相手方に不当な義務を課することのないよう留意する。

［一部改正：昭50第778号、平6第331号］

（｢災害その他やむを得ない事情により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義）

45―1　法第45条第1項ただし書((関税を徴収されない場合))に規定する｢災害その他やむを得ない事情により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義については、前記23―9（｢災害その他やむを得ない理由により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義）と同様とする。

［全部改正：平13第519号］

（貨物の滅却の承認申請手続等）

45―2　第45条第1項ただし書の規定による外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項において同じ。）の滅却の承認申請手続等については、次による。

⑴　外国貨物の滅却の承認申請は、当該承認申請に係る貨物が置かれている保税蔵置場の所在地を所轄する税関官署に｢滅却（廃棄）承認申請書｣（C―3170）2通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。

なお、恒常的に滅却貨物の発生があり、滅却に係る申請者、貨物、方法及び場所が一定している場合であって、税関長が取締上支障がないと認めたときは、一定期間について包括的に承認して差し支えない。この場合においては、あらかじめ｢包括滅却承認申請書｣（C―3171）を2通税関に提出させ、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付するものとし、当該交付を受けた者には、滅却に際しては、口頭又は電話により当該滅却の日時、数量等を事前に税関へ連絡させるとともに、滅却の事績について｢滅却（廃棄）承認申請書｣に記載し、整理、保管させておくものとする。

⑵　貨物の滅却の承認は、原則として、保税蔵置場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に行うものとする。

なお、これ以外の場合であつても、貨物が国内消費の需要に適合しなくなり、かつ、これを外国に積戻しすれば採算的に多大の損失を来たすこととなると認められるときには、滅却の承認を行つて差し支えないものとする。

［一部改正：昭58第608号、昭61第587号、平6第331号、平17第1360号（項番号45―2を変更）、平29第570号］

（外国貨物が亡失した場合の届出）

45―3　法第45条第3項（（外国貨物が亡失した場合の届出））の規定による届出は、亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する税関官署に「外国貨物亡失届」（C―3175）を1通提出させて行うものとする。

また、当該外国貨物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、同条第1項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該貨物が亡失したものとしてその事実を認定するものとする。

なお、輸出の許可を受けた貨物（定率法第17条（（再輸出免税））、第18条（（再輸出減税））、第19条（（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又はもどし税））又は第19条の2（（課税原料品等による製品を輸出した場合の免税又はもどし税））の規定の適用を受けた貨物を除く。）が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合の認定については、上記の証明書の添付を省略させて差し支えない。

［追加：平17第1360号］

（｢業務の休止｣の意義）

46―1　法第46条((休業又は廃業の届出))にいう｢業務の休止｣とは、保税蔵置場の許可を受けた者が、営業上その他の理由によりその許可を受けた保税蔵置場において一定の期間、外国貨物の積卸し、運搬及び蔵置を行わないことをいう。したがつて、休業期間中は、保税蔵置場に外国貨物が置かれていないことを原則とする。ただし、法第73条((輸入の許可前における貨物の引取り))の規定に基づき輸入の許可前における引取りの承認を受けた貨物が、引き続き置かれていることを妨げない。

［一部改正：平6第331号］

（休業・廃業等の届出）

46―2　法第46条((休業又は廃業の届出))の規定に基づく保税蔵置場の休業又は廃業の届出は、｢保税蔵置場・工場・総合保税地域休（廃）業届｣（C―3180）により行わせるものとする。

なお、保税蔵置場の業務の休止を届出た者が、その業務を再開する場合に行う令第39条第2項((業務の再開届))の規定に基づき行う業務の再開届は、｢保税蔵置場・工場・総合保税地域の業務の再開届｣（C―3190）により行わせるものとする。

［一部改正：平4第303号、平6第331号］

（休業等に関する他税関への通報）

46―3　保税蔵置場の業務の休止又は再開の届出があつた場合においては、それらの届出を受理した税関から他の税関に対し速やかにその旨を通知するものとする。ただし、休業期間満了に伴う再開の場合においては、この限りでない。

［一部改正：平6第331号］

（保税蔵置場の許可の失効の公告等）

47―1　法第47条第2項((許可の失効の公告))の規定による保税蔵置場の許可の消滅の公告は、次の内容につき行うものとする。

なお、この場合においては、同様の内容を速やかに他の税関に通報するものとする。

⑴　被許可者の住所及び氏名名称

⑵　保税蔵置場の名称及び所在地

⑶　許可の失効の原因

⑷　蔵置中の外国貨物の搬出期限

⑸　許可失効年月日

［一部改正：平6第331号］

（保税蔵置場とみなすことの効果）

47―2　法第47条第3項((許可の失効後における外国貨物))の規定により保税蔵置場とみなされた場所に置かれている外国貨物については、その搬出、取扱い、亡失等につき、その貨物が従前の保税蔵置場に置かれていた場合と全く同じ規制が及ぶことになるので、留意する。

［一部改正：平6第331号］

（保税蔵置場とみなされる期間の指定）

47―3　法第47条第3項((許可の失効後における外国貨物))の規定による期間の指定については、前記41―1（指定保税地域とみなされる期間の指定）に準ずる。

［一部改正：平6第331号］

（｢保税蔵置場についての義務｣の意義）

47―4　法第47条第3項((許可の失効後における外国貨物))にいう｢保税蔵置場についての義務｣とは、次に掲げる義務をいい、保税蔵置場についての許可手数料の納付義務は、これに含まないものとする。

⑴　外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）が亡失し、又は滅却された場合のその外国貨物についての関税の納付義務

⑵　外国貨物が亡失した場合に、直ちに税関長へ届け出る義務

⑶　改築、移転その他の工事につき税関長に届け出る義務

［一部改正：平6第331号、平17第1360号］

（保税蔵置場に対する処分の基準等）

48―1　保税蔵置場について、法第48条第1項の規定に基づく処分を行おうとする場合は、次による。ただし、次により処分を行うことが適当でないと判断される場合又は疑義が生じた場合は、意見を付して、あらかじめ本省と協議する

⑴　法第48条第1項第1号に基づく処分

イ　処分の時期

処分は、原則として非違（法の規定に違反する行為。以下この項において同じ。）の事実が判明次第、遅滞なく行う。

ロ　処分の対象

処分は、非違が行われた保税蔵置場に限って行う。なお、保税業務検査等で複数の非違が発覚した場合は、原則として、これらの非違を一括して処分する。

ハ　処分点数の算出方法

処分は、非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数（１点未満の端数があるときは、これを切り捨てる。下記⑵イにおいて同じ。）に基づき行う。

　別表１により算出した点数

　別表２により算出した点数

　非違が故意に行われたと認められる場合は、20点（当該非違が関税等のほ脱若しくは無許可輸出入を目的として行われた場合又はこれらの事実を隠ぺいするために行われた場合は40点）を加算する。

　被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、からまでにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

　被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、からまでの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

ニ　処分内容の決定

処分内容は、上記ハにより算出した合計点数に応じ、次により決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

　10点以下の場合は、原則として処分は行わない。

　10点を超え、100点未満の場合は、10点を超える点数１点につき１日として算出した日数に相当する期間の外国貨物又は輸出しようとする貨物（以下この項において「外国貨物等」という。）の搬入を停止させる（以下この項において「搬入停止処分」という。）。

ただし、60点以上の場合で、今後も貨物管理体制の改善が見込まれない等、当該保税蔵置場の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときは、当該許可を取り消すことができる。

　100点以上の場合は、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。

⑵　法第48条第1項第2号に基づく処分

イ　法第43条第2号又は第6号（同条第2号に該当する者に係るものに限る。）に該当することとなった場合

　処分の時期

処分は、原則として、法の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を履行した後、遅滞なく行う。

　処分の対象

処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について、告発又は通告処分単位で行う。

　処分点数の算出方法

処分は、処罰の根拠となった罰条及び非違の内容に応じて、順次、次により算出した点数の合計点数に基づき行う。

Ａ　別表3により算出した点数。

Ｂ　別表2の加算点数表②により算出した点数。この場合において、同表中「別表1」とあるのは「別表3」と読み替えて適用する。

Ｃ　被許可者から非違が行われた旨の申し出があった場合は、Ａ及びＢにより算出した合計点数から、その2分の1に相当する点数を減算することができる。ただし、税関が具体的な非違の指摘をした後に申し出があった場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

Ｄ　被許可者である法人が、非違が行われたことを受け、社内管理体制を改善する等、直ちに再発防止のための方策を講じた場合は、ＡからＣまでの合計点数から10点を限度として減算することができる。ただし、過去にも同様の非違が行われた場合その他減算することが適当でないと認められる場合を除く。

　処分内容の決定

処分内容は、上記⑴ニに準じて決定する。この場合において、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

ロ　法第43 条第３号から第10 号までのいずれかに該当することとなった場合（上記イに該当する場合を除く。）

　処分の時期

処分は、原則として、被許可者が法第43条第3号から第10号までのいずれかに該当することとなった後、遅滞なく行う。

　処分の対象

法第43条第9号又は第10号に該当することとなったときの処分は、同各号に該当することとなった保税蔵置場に限って行い、これ以外の処分は、原則として、被許可者が許可を受けている全ての保税蔵置場について行う。

　処分内容の決定

処分の必要性及び妥当性等を十分勘案し、処分を行うことが適当であると税関長が判断した場合は、原則として保税蔵置場の許可を取り消す。ただし、今後、改善が見込まれる等許可を取り消すことが適当でないと認められる場合は、改善に要する日数等を勘案した上で、搬入停止処分とすることができる。

なお、保税蔵置場の許可を取り消そうとするときは、あらかじめ本省と協議する。

⑶　搬入停止処分期間中における非違に対する処分

搬入停止処分期間中に外国貨物等を搬入した場合その他搬入停止処分期間中に非違が行われた場合は、改めて上記⑴又は⑵イにより処分点数を算出して処分する。なお、この場合の処分は、当初の搬入停止処分の終了を待つことなく行って差し支えない。

⑷　法第48条第1項第1号及び第2号に基づく一括処分

法第48条第1項第1号及び第2号に基づく処分を一括して行う場合であっても、処分はそれぞれの規定毎に処分内容を決定して行う。この場合において、処分内容がいずれも搬入停止処分である場合は、それぞれの搬入停止日数を合算して行う。

⑸　処分の通知等

イ　法第48条第２項に規定するる通知は、「処分に関する意見聴取等の通知書」（C―3191）により行う。

ロ　処分を行う際の保税蔵置場の被許可者への通知は、「処分通知書」（C―3192）に「不服申立て等について」（C―7009）を添付したものを書留郵便で送付することにより行う。

ハ　上記⑴又は⑵により処分を行ったとき（上記⑴ニ又は上記⑵イの規定により処分を行わなかった場合を含む。）は、「保税地域処分報告（通報）書」（C―3193）により、本省に報告するとともに、他の税関に通報した上、当該報告（通報）書を10 年間保存する。なお、当該報告（通報）及び保存は、電子情報処理組織により行って差し支えない。

別表1

（本表の適用方法）

⑴　件数の算定に当たっては、原則として、輸入貨物にあっては、処分の対象となる保税蔵置場への貨物搬入時における船荷証券（Bill of Lading）、航空運送状（Air Waybill）等を単位とし、輸出貨物にあっては、当該貨物搬入時における船積指図書（Shipping Order）、船積依頼書（Shipping Instruction）、貨物受取証（Dock Receipt）、貨物運送状引渡書（Local Delivery Receipt）等を単位とする。ただし、これらの単位によって件数を算定することが適当でないと認められるものについては、通常、一件の許可、承認等の対象とされる範囲を一の単位として件数を算出するものとする。

⑵　複数の非違が行われた場合は、違反した非違の規定毎に非違件数に応じた点数を算出することとする。ただし、一の非違が複数の規定に該当する場合は、最も基礎点数の高い非違のみがあったものとして算出する。

⑶ 上記⑵の場合において、非違件数が10件を超えるときは、その超える件数10件まで毎に右欄に掲げる基礎点数を加算する。ただし、同表の左欄2.に掲げる基礎点数の合計は60点を限度とする。

（留意事項）

表の左欄に掲げる非違は、保税地域における業務に関連する可能性の高い非違として、法第4章及び第5章から例示的に掲げたものであり、これら以外の非違であっても本表の適用の対象となり得る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 非違の態様 | | 基礎点数 |
| 10件以下 |
| １．禁止されている行為を行い、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 | | 3 |
|  | ①　他所蔵置の許可を受けることなく、保税地域以外の場所に外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を置くこと（法第30 条第1 項） |
|  | ② 許可を受けることなく、保税地域にある外国貨物を見本として一時持ち出すこと（法第32条）。 |
|  | ③　保税地域においてできることとされている行為以外の行為を行うこと（法第37条第１項、法第40条第１項（法第49条において準用する場合を含む。）、法第42条第１項、法第56条第１項、法第62条の２第３項、法第62条の８第１項）。 |
|  | ④　承認を受けることなく、置くことができる期間を超えて外国貨物を保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に置くこと（法第43条の2及び第43条の3第1項（法第61条の4及び第62条の15において準用する場合を含む。）、法第56条第2項、法第57条、法第62条の9、法第62条の10）。 |
|  | ⑤　許可を受けることなく、外国貨物等についての見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うこと（法第49条において準用する法第40条第２項）。 |
|  | ⑥　搬入停止処分を受けている期間中において、外国貨物等を保税蔵置場に搬入すること（法第41 条の２第１項、法第48 条第１項（法第62 条又は法第62 条の７において準用する場合を含む。）、法第62 条の14 第１項）。 |
|  | ⑦　許可を受けることなく、保税工場以外の場所で保税作業を行うこと（法第61条第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。））。 |
|  | ⑧　承認を受けることなく、保税展示場に外国貨物を入れること（法第62条の3第1項）。 |
|  | ⑨　保税展示場において、販売貨物用等貨物の蔵置場所の制限に反して外国貨物を蔵置すること（法第62条の4第1項（法第62条の15において準用する場合を含む。））。 |
|  | ⑩　許可を受けることなく、保税展示場以外の場所で外国貨物を使用すること（法第62条の5（法第62条の15において準用する場合を含む。））。 |
|  | ⑪　承認を受けることなく、外国貨物（特定輸出貨物を除く。）を運送すること（法第63条第1項、法第64条第1項）。 |
|  | ⑫　上記のほか、法の規定により禁止されている行為を行い、又は行うべき行為を怠ること、若しくは許可又は承認を要する行為について、当該許可又は承認を受けることなく当該行為を行うこと。 |
| ２．税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 | | 2 |
|  | ①　外国貨物を廃棄することにつき、税関への届出を怠ること（法第34 条） |
|  | ②　指定保税地域、保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域において管理する外国貨物等に係る記帳を怠り、又は虚偽の記帳等をすること（法第34 条の2、法第61 条の3（法第62 条の7 において準用する場合を含む。））。 |
|  | ③　保税蔵置場の貨物の収容能力の増減又は改築、移転その他の工事を行うことにつき、税関への届出を怠ること（法第44条第1項（法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。））。 |
|  | ④　保税蔵置場において外国貨物が亡失した場合に、税関への届出を怠ること（法第45条第3項（法第36条第1項、第41条の3、第61の4、第62条の7、第62条の15において準用する場合を含む。））。 |
|  | ⑤　保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止することにつき、税関長への届出を怠ること（法第46条（法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。））。 |
|  | ⑥　保税工場における保税作業の開始又は終了の際の税関への届出を怠ること（法第58 条ただし書きに規定する場合を除く。）（法第58 条）。 |
|  | ⑦　指定保税工場における製造に係る製造報告書の税関への提出を怠ること（法第61 条の2 第2 項（法第62 条の15 において準用する場合を含む。）） |
|  | ⑧　総合保税地域において販売され、又は消費される外国貨物を当該総合保税地域に入れることにつき、税関への届出を怠ること（法第62 条の11） |
|  | ⑨　保税運送の発送及び到着の際に、当該運送に係る運送目録について税関への提示等を怠ること（法第63 条第3 項、第5 項及び第6 項）。 |
|  | ⑩　難破貨物等について、税関長の承認を受けて運送した場合において、当該承認を証する書類の到着地の税関への提出を怠ること（法第64 条第3 項）。 |
|  | ⑪　その他、法の規定により、税関への届出若しくは報告等又は自主的な記帳を要する行為について、当該届出、報告等又は記帳を怠ること。 |

別表2

加算点数表①

（本表の適用方法）

一の処分を行う場合において、左欄に掲げる者が非違に関与していると認められる場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の者が左欄に該当しているときであっても、加算点数の最も高い1者に係る点数を加算する。

|  |  |
| --- | --- |
| 関与者 | 加算点数 |
| Ａ　被許可者(被許可者が法人である場合には、その役員)であるもの | 30 |
| Ｂ　代理人又は支配人その他の主要な従業者であるもの | 10 |

加算点数表②

（本表の適用方法）

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときは、処分の通知を行った日（以下この項において「通知日」という。）以後、最初の非違が行われた日に全ての非違が行われたものとして算出する。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 加算点数 |
| Ａ　通知日以後、搬入停止処分期間の末日まで | 別表1により算出した点数の2倍に相当する数に10を加えた点数 |
| Ｂ　通知日以後、同日から起算して1年を経過する日まで（Ａの期間を除く。） | 別表1により算出した点数の1.5倍に相当する数に10を加えた点数 |
| Ｃ　通知日以後1年を経過した日から、通知日以後2年を経過する日まで | 別表1により算出した点数の１倍に相当する数に10を加えた点数 |
| Ｄ　通知日以後2年を経過した日から、通知日以後3年を経過する日まで | 別表1により算出した点数の0.5倍に相当する数に10を加えた点数 |

加算点数表③

（本表の適用方法）

一の処分を行う場合において、非違が左欄に掲げる期間内に行われた場合は、右欄に掲げる点数を加算する。この場合において、複数の非違が行われたときであっても、最初に行われた非違に係る点数を加算する。

|  |  |
| --- | --- |
| 期間 | 加算点数 |
| Ａ　処分を行わなかった非違が最後に行われた日（以下この表において「最後の日」という。）から１年を経過する日まで | 10 |
| Ｂ　最後の日から１年を経過した日から、最後の日から２年を経過する日まで | 7 |
| Ｃ　最後の日から２年を経過した日から、最後の日から３年を経過する日まで | 5 |

別表3

（本表の適用方法）

一の処分に複数の者が含まれているときは、当該者毎にそれぞれ算出した点数を合算する。この場合において、当該者が複数の罰条に該当しているときは、最も点数の高い罰条の非違のみがあったものとして算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 罰　条 | 点　数 | |
| 法第43条第2号 | 法第43条第6号に係る同条第2号 |
| 法第108条の4、法第109条、法第109条の2第1項から第4項 | 120 | 70 |
| 法第110条、法第111条第１項から第３項、法第112 条第１項 | 110 | 60 |
| 第109条の2第5項 | 90 | 50 |
| 法第111条第4項、法第112条第3項、法第113条 | 64 | 40 |
| 法第112条の2、法第113条の2 | 36 | 28 |
| 法第114条、法第114条の2 | 16 | 8 |
| 法第115条、法第115条の2、法第115条の3 | 12 |
| 法第116条、法第117条 | 処罰の根拠となった罰条の点数 | |

［全面改正：平12第485号］

［一部改正：平12第652号、平13第265号、平15第346号、平17第424号、平17第1360号、平18第395号、平18第647号、平18第1580号、平19第719号、平19第893号、平19第1207号、平21第617号、平23第901号、平24第321号、令元第1781号］

（許可の承継の承認手続等）

48の2―1　令第39条の2((保税蔵置場の許可を承継することの承認の手続))の規定に基づく保税蔵置場の許可の承継の承認申請手続等は、次による。

⑴　許可の承継の承認申請は、｢保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認申請書｣（C―3195）1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行わせるものとする。なお、税関においてこれを認めたときは、｢保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書｣（C―3196）を交付するものとし、承認しないこととしたときは、「保税蔵置場･保税工場･保税展示場･総合保税地域許可の承継の不承認通知書」（C―3197）により申請者に通知するものとする。

⑵　令第39条の2第3項に規定する許可の承継の承認申請書に添付する書類の取扱いについては、次による。

イ　｢信用状況を証するに足りる書類｣は、前記42―8の⑴のイに準じるものとする。

ロ　「その他参考となるべき書類」は、承継に係る保税蔵置場の許可の際に提出された前記42―8の⑵に掲げる書類のうち、内容に変更があるものについて提出させるほか、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併若しくは分割又は保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。

なお、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は当該業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。ただし、登記した旨を税関へ連絡し、税関職員が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。

⑶　令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があった年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は当該保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。

⑷　合併等に係る許可の承継の承認の申請は、上記⑶に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。

イ　合併の場合には、合併しようとする法人の連名

ロ　分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該許可の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名

ハ　保税蔵置場の業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名

⑸　上記⑷に規定する申請については、上記⑵に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。

⑹　保税蔵置場の許可の承継の承認を受けようとする者（相続人又は合併若しくは分割しようとする法人又は保税蔵置場の業務を譲り渡そうとする者）が同一税関管轄内に複数の保税蔵置場の許可を有する場合で、これら複数の保税蔵置場の全部又は一部につき許可の承継の承認の申請を行おうとする場合には、承継に係る保税蔵置場につき一括して上記⑴の申請を行わせて差し支えない。

なお、この場合において、承認申請書に添付する書類の提出部数は、保税蔵置場ごとに内容が異なる場合を除き1部とする。

⑺　保税蔵置場の被許可者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第48条の2の規定に基づく承継の承認は要しないが、許可を受けた税関長に対して届出を行うものとする。

［追加：平10第278号］

［一部改正：平13第265号、平18第395号、平21第617号、平28第403号、令3第500号］

（保税蔵置場の許可の承継の基準）

48の2―2　保税蔵置場の許可の承継の承認申請があつた場合において、申請者について法第43条第8号に規定する事項の審査に当たっては、前記43―1の⑴（保税蔵置場の許可の際の人的要件）に準じて取り扱うものとする。

［追加：平10第278号］

［一部改正：平13第265号、平17第268号、平21第368号］

（欠格条項の確認）

48の2―3　保税蔵置場の許可の承継の承認申請があった場合において、申請者について法第43条第1号から第7号までに掲げる欠格条件に該当するかどうかの確認は、前記43―2（欠格条項に該当するかどうかの確認）に準じて行うものとする。

［追加：平10第278号］

［一部改正：平21第368号］

（許可の承継の際に付す条件の取扱い）

48の2―4　令第39条の2第4項((承継の際の条件変更))に基づき、許可の際に付されていた条件を取り消し、変更し、又は、新たに条件を付す場合には、前記42―11に準ずることとし、｢保税蔵置場・保税工場・保税展示場・総合保税地域許可の承継の承認書｣（C―3196）に変更等の行われた条件を記載のうえ交付するものとする。

なお、条件の変更等を行わない場合には、承継に係る保税蔵置場に付されていた条件がそのまま付されていることとなるので留意する。

［追加：平10第278号］

（許可の承継に係る公告）

48の2―5　法第48条の2第6項の規定による保税蔵置場の許可の承継の公告は、次の内容につき行うものとする。

⑴　承継を受けた者の氏名又は名称及び住所

⑵　承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地

⑶　承継前に許可を受けていた者の氏名又は名称及び住所

⑷　承継後の保税蔵置場の名称及び所在地

⑸　承継された許可期間

［追加：平10第278号］

［一部改正：平28第403号］

（指定保税地域についての取扱いの準用）

49―1　保税蔵置場における貨物の取扱いについては、前記40―1（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）、40―2（貨物の取扱いに関する許可申請の手続）及び40―3（貨物の取扱いに際しての税関への連絡）に準ずる。

［一部改正：平9第290号、平17第1360号］

（届出の取扱い）

50―1　法第50条第1項の規定に基づく届出の取扱いは、次による。

⑴　届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書」（C―9120）（法第42条第１項の許可を受けている場所について届出を行う場合にあっては「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の届出書（兼保税蔵置場・保税工場　廃業届）」（C―9123））2通を法第50条第１項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務（以下この節において「貨物管理業務」という。）をしようとする場所の所在地を所轄する税関（以下この節において「所轄税関」という。）の本関の担当部門（特定保税承認者の承認に係る事務を担当する部門をいう。以下この節において同じ。）に提出することにより行う。なお、届出をする者の利便性等を考慮し、所轄税関の最寄りの官署（以下この項及び次項において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この節において同じ。）を経由して本関の担当部門に提出することを妨げない。この場合において、当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門においては、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

⑵　令第41条第2項各号に規定する届出書の添付書類の取扱いは次による。

イ　同項第3号に規定する「保管規則及び保管料率表」については前記42―8の⑴のロに準じて取り扱うものとする。

ロ　届出をするにあたり法第51条第3号に規定する規則を変更する必要がある場合には、変更後の規則を提出するものとする。

ハ　届出をする者が同一の税関の管内において既に他の場所について届出書を提出している場合であって、既に提出された届出書の添付書類に記載されている内容と同様であることが確認できるものについては、その提出を省略するものとする。また、届出をする者が同一の税関の管内において同時に2箇所以上の場所について届出書を提出する場合には、当該届出書の添付書類で同一の内容のものについては、１部で足りるものとする。

⑶　上記⑴により届出がされた場合において、当該届出に係る場所が規則第4条の2に規定する基準に適合していると認めるときは、当該届出を受理するものとする。なお、外国貨物の保税販売を目的とした場所については、貨物管理業務を適正かつ確実に遂行することが困難であり、同条第2号に規定する要件に適合しないと解することとなるので留意すること。

⑷　所轄税関の本関の担当部門は、届出を受理した場合には、届出書の１部に受理印を押なつし、届出者に交付するものとする。

⑸　上記⑷により届出が受理された場所について、法第50条第2項の規定の適用を受ける必要がなくなった場合には、当該場所について前記46―2の規定による廃業の手続を行うことを求めるものとする。なお、特定保税承認者が当該場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、「届出に係るみなし許可変更申出書（兼 保税蔵置場・保税工場許可申請書）」（C―9124）1通（署所を経由する場合は2通）を所轄税関の本関の担当部門に提出することを求めるものとする。この場合において、申出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門を経由して本関の担当部門に提出することを妨げないものとし、当該申出書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

⑹　上記⑸なお書きにより申出書を受理した所轄税関の本関の担当部門は、前記42―8、42―10、42―11及び42―13並びに43―1から43―3までの規定に準じて処理するものとするが、添付書類の提出は、前記34の2―9に規定する社内管理規定を除き、原則として省略して差し支えない。なお、この場合において、上記⑸による申出を認めた場合には、「保税蔵置場許可書」（C―3130）を申請者に交付するものとし、当該申出を認めないこととしたときは、「保税蔵置場不許可通知書」（C―3135）により申請者に通知する。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平21第368号、平22第367号、令5第594号］

（届出事項の変更手続）

50―2　令第41条第１項第3号又は第4号に掲げる事項について変更が生じた場合は、遅滞なく届出を行わせるものとする。この場合の届出は、「外国貨物の蔵置等・保税作業に関する場所の変更届」（C―9125）１通を所轄税関の本関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。

なお、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ届け出ることを妨げない。この場合の届出においては、当該届出書の提出があった署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

ただし、関税法第44条第1項の規定に基づく貨物の収容能力の増減等に係る届出の取扱いは、前記44―2の規定を準用するものとし、「貨物収容能力増減等の届」（C―3160）により届出を行わせるものとする。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平26第318号、令5第594号］

（特定保税承認者の承認申請手続）

50―3　法第50条第１項の規定に基づく承認の申請（以下この節において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C―9000）（以下この節において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者（法第63条の2第１項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする１承認又は認定につき1通を加えた数の申請書。を提出することとする。）を、申請者の住所若しくは居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第4条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関又は所轄税関の本関の担当部門に提出することにより行う。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、当該申請者が承認申請書を提出する税関（以下この節において「担当税関」という。）又は所轄税関の最寄りの官署（以下この節において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

⑴　承認申請書には、令第42条第2項に規定する法第51条第3号の規則（以下この項及び後記61の5―1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税承認者の承認の申請と同時に特定保税運送者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする１承認又は認定につき１通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）を添付するものとする。令第42条第3項に規定する登記事項証明書については、承認申請書の提出先税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。

⑵　規則第4条の6ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第61 条の５第１項若しくは法第63条の2第1項の承認又は法第79条第1項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。

⑶　前記7の2―5⑶の規定は、令第42条第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平21第368号、平24第321号、平28第782号、令3第262号、令3第500号、令5第594号］

（承認申請の撤回手続）

50―4　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税承認者承認申請撤回申請書」１通を担当税関の本関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、令4第469号、令5第594号］

（承認等の通知）

50―5　令第42条第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

⑴　申請者への通知は、「特定保税承認者承認書」（C―9011―1又はC―9011―2）又は「特定保税承認者不承認通知書」（C―9021）（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。

なお、当該承認書を交付するときは、「特定保税承認者承認期間通知書」（C―9016）をあわせて交付するものとする。

⑵　承認書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門に提出があった日）から１月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により１月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平23第793号、平23第901号、平28第403号、令5第594号］

（承認内容の変更手続）

50―6　令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C―9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第1号ハ又は法第53条第1号若しくは第3号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

⑴　法令遵守規則（業務手順書、規則第4条の5第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等補足資料含む。）に変更があっ場合

⑵　役員、代理人又は規則第4条の5第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合

⑶　「特例輸入者の承認要件等審査領について」別紙2の4③に規定する、貨物の蔵置場所における貨物の管理のために必要な措置に変更があった場合

⑷　「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙２の１⑤及び４⑤に規定する委託先に変更があった場合

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平21第368号、平22第367号、平30第923号、令4第469号、令5第594号］

（承認の更新）

50―7　特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（C―9130）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。なお、承認期間の更新の申請書には、前記50―3に準じて所要の書類の添付を求めることができる。

税関において、更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C―9140）を交付するものとし、更新しないこととしたときは、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」（C―9145）により申請者に通知するものとする。

なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平21第617号、令4第469号、令5第594号］

（新たな場所につき届出を行った場合の公告）

50―8　特定保税承認者が新たな場所につき法第50条第１項の届出を行い、本関の担当部門が受理した場合には、法第42条第３項に準じ、以下の事項につき公告するものとする。この場合において、⑸に掲げる許可の期間については、届出書に記載された届出蔵置場又は届出工場としての業務開始日をその初日とし、当該届出を行った特定保税承認者の承認期間の末日をその末日とする。

⑴　届出者の住所及び名称（法人の場合は法人番号を併記）

⑵　届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地

⑶　保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積

⑷　蔵置貨物の種類

⑸　許可の期間

［追加：平20第346号］

［一部改正：令5第594号］

（電子メールによる送信）

50―9　以下の届出書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該届出書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該届出書等を受理したときは、その旨を電子メールにより届出者等に連絡するものとする。

⑴　前記50―１、50―２又は後記52の2―1の届出書及び添付書類

⑵　前記50―１の申出書及び添付書類

⑶　前記50―3、50―4、50―７又は後記55―1の申請書及び添付書類

⑷　前記50―6の変更届及び添付書類

［追加：平20第721号］

［一部改正：平29第442号］

（承認の審査）

51―1　法第51条に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領等について」（平成19年3月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平21第368号］

（改善措置の求め）

52―1　法第52条の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

⑴　特定保税承認者に係る保税蔵置場における貨物管理業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合

⑵　貨物管理業務において、輸出入・港湾関連情報処理システムを適時、適正に使用していない場合

⑶　法令遵守規則に即して貨物管理業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合

⑷　その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平20第1146号、平22第163号］

（特定保税承認者からの事情の聴取等）

52―2　前記52―1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税承認者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

［追加：平19第1207号］

（保税蔵置場の許可の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）

52の2―1　令第43条の2の規定による届出（以下この項において「取りやめの届出」という。）の手続については、次による。

⑴　取りやめの届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C―9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その書面を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

⑵　「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所又は居所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び法第50条第1項に規定する届出に係る場所に外国貨物があるときは、その旨を記載する。

⑶　法第50条第1項に規定する届出に係る場所について、取りやめの届出を行った後、当該場所を廃業する場合であって、当該場所に外国貨物がある場合には、当該場所における当該貨物を出し終わる年月日を聴取するものとする。

⑷　届出者が取りやめの届出を行った後、法第50条第1項の規定により届け出た場所において引き続き貨物管理業務を行おうとする場合には、承認の失効時に法第42条第1項の規定により許可を受けることを求めるものとする。

［追加：平22第367号］

［一部改正：令5第594号］

（承認の失効後の取扱い）

53―1　特定保税承認者の承認が失効した場合において、失効することとなる法第50条第１項に規定する届出が受理された保税蔵置場の取扱いは、前記47―1から47―4までによることとなるので留意すること。ただし、失効することとなる当該保税蔵置場について、引き続き貨物管理業務を行おうとして前記52の2―1⑷により許可を受ける場合を除く。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平22第367号］

（特定保税承認者の承認の取消し）

54―1　法第54条の規定に基づき特定保税承認者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

⑴　法第51条第１号ハに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。

⑵　法第51条第2号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば、特定保税承認者が法第50条に規定する届出を行った場所につき、法第48条第１項の規定により処分を受けることとなった場合をいう。

⑶　令第44条の規定に基づく通知は、後記89―5⑶に規定する「不服申立て等について」（C―7009）を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」（C―9050）を交付することにより行うものとする。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平21第368号、平28第270号］

（承継の承認申請手続等）

55―1　法第55条において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税承認者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱

⑴　特定保税承認者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C―9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の本関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

なお、特定保税承認者間の合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる貨物管理業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。

⑵　承継の承認申請書の添付書類については、前記50―3⑴の規定並びに7の2―5⑵のイからニまで、チ及びヌの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の⑵チ中「輸入業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」２⑴②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「支配人その他の主要な従業者」と、同項の⑵ヌ中「輸入貨物の管理を申請者以外の者に」とあるのは「自らの貨物管理の一部について業務を」と、「その者の氏名又は名称及び住所又は居所」とあるのは「その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに業務委託に関する契約の内容等」と読み替えるものとする。

⑶　令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第3項に規定する「信用状況を証するに足りる書類」とは、前記42―8⑴イに準じるものとし、相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。

また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。なお、登記した旨を承継の承認申請書の提出先税関へ連絡し、提出先税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。

⑷　令第44条の2第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは被相続人の死亡日をいい、令44条の2第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。

⑸　合併等に係る承継の承認の申請は、上記⑷に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。

イ　合併の場合には、合併しようとする法人の連名

ロ　分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名

ハ　承認取得者に係る保税蔵置場の業務の譲渡しの場合には、当該業務

を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名

⑹　上記⑸に規定する申請については、上記⑶に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。

⑺　特定保税承認者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第55条で準用する法第48条の2に規定する許可の承継によらず、前記50―6に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。

⑻　承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認書」（C―9070）を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」（C―9080）を交付することにより行う。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平28第403号、令3第500号、令5第273号、令5第594号］

第4節　保税工場

（保税工場の許可の方針）

56―1　保税工場の許可は、次の方針に従つて行うものとする。

⑴　外国貨物である原料品を使用して、その製品を積み戻すことが確定しており又はその見込みがある工場については、工場側における外国貨物の蔵置及び加工製造の管理形態等からみて、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、その工場における加工製造の期間、積戻しされる製品の数量及び税関官署と工場所在地との距離的関係のいかんにかかわらず、原則として保税工場の許可を行うものとする。

⑵　製品の積戻しが行われない工場については、製品の用途、作業の性質等から判断して特に保税工場とする必要があると認められ、かつ、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、保税工場の許可を行うものとする。

⑶　上記⑴又は⑵に該当する工場のうち、外国貨物についての加工又は製造をすべて法第61条((保税工場外における保税作業))に規定する保税工場外における保税作業により行うこととなるものについては、そのような作業形態になることにつき、やむを得ない事情があると認められる場合に限り保税工場の許可を行つて差し支えないものとする。

［一部改正：昭49第633号、昭53第308号、昭60第1306号、昭62第1306号、平5第588号、平6第331号、平7第297号、平8第273号、平10第278号］

（保税作業に使用できる外国貨物）

56―2　法第56条第1項((保税工場の許可))に規定する保税作業に使用することができる外国貨物は、次に掲げるものとする。

⑴　直接原料（製品に化体される全ての貨物）

⑵　作業工程中において主原料に直接混じ、又は添加して使用する消耗的補助原料（助剤、還元剤、溶剤等）で、その消費数量が確実に把握できるもの。したがつて、これらの貨物以外の貨物（作業工程中において使用する補助原料でその使用数量の不明確なもの又は消耗されないもの、作業工程中において使用する燃料、圧さくガス、潤滑油等の消耗品、保税工場用の機械、工具、事務用品等の設備用品等）については、その使用前に輸入手続が必要とされるので、留意する。

（保税作業に使用できる消耗的補助原料の品目）

56―3　前記56―2の⑵にいう消耗的補助原料の具体的品目は、次に掲げるものとする。

なお、これ以外に追加適用の必要があると認められる品目があるときは、本省に照会のうえ処理することとする。

⑴　船舶の建造等のため使用されるペイント溶剤用のシンナー

⑵　ビタミンAの製造に使用されるリチウムハイドライド及び金属カリ

⑶　製鋼用銑鉄の製造の際に鉄鉱石の還元及び加炭のために使用されるコークス

⑷　3、4-ジクロルプロピオンアニリド製造に使用される三塩化燐及びオキシリン塩化燐

⑸　酒石酸-トランス-1-メチル-2（2-（アルフアチエニル）ビニ―ル）-1、4、5、6-テトラヒドロピリミジン（バンミンス）の製造に使用されるぎ酸メチル

（｢混合｣の意義）

56―4　法第56条第1項((保税工場の許可))に規定する｢混合｣とは、品質又は種類の異なる2以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすることをいう。ただし、前記42―3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）、42―4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）、後記56―6又は後記56―7の規定（後記62の15―2（その他の規定の準用）の規定により準用される前記42―3及び42―4を含む。）による同時蔵置は、ここでいう混合には当たらないものとして取り扱うことになるので、留意する。

［一部改正：昭53第308号、平4第303号、平6第331号］

（保税工場として許可する範囲）

56―5　保税工場の許可は、外国貨物である原料品及び製品の蔵置施設並びに加工製造等の施設について行うものとする。

なお、造船を行う保税作業で進水後艤装を行う場合における占用水域については、これを保税工場に含めるものとする。この場合、港湾区域内の水域の占用については、港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項((港湾区域内の工事等の許可))、河川の流水の占用については、河川法（昭和39年法律第167号）第23条((流水の占用の許可))の規定によりそれぞれ許可を要するので留意する。

［一部改正：昭48第1000号］

（保税工場における貨物の同時蔵置）

56―6　前記56―5により保税工場の許可の対象に含められるタンク等における貨物の同時蔵置については、前記42―3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）に準ずる。

［一部改正：昭48第292号、昭61第587号、平6第331号］

［関連：関基56―4］

（保税工場における貨物の同時蔵置の特例）

56―7　前記56―5により保税工場の許可の対象に含められるタンク等における貨物の同時蔵置の特例については、前記42―4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）及び42―5（同時蔵置の特例の適用を受ける場合の届出）に準ずる。

［一部改正：昭48第292号、昭53第308号、昭61第587号、平6第331号］

［関連：関基56―4］

（保税工場の許可の申請手続）

56―8　法第56条第1項の規定に基づく保税工場の許可の申請は、申請者が法人の場合には、法人の代表者名により、「保税工場許可申請書」（C―3200）1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税工場許可書」（C―3210）を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税工場不許可通知書」（C―3215）により申請者に通知するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号56―9を変更）、平21第617号］

（許可申請書の添付書類）

56―9　令第50条の2において準用する令第35条第2項に規定する申請書に添付すべき書類の取扱いについては前記42―8の⑵、⑶及び⑷を準用するほか、次による。

⑴　許可申請書に添付すべき書類は、原則として、申請者の信用状況を証するに足りる書類、許可を受けようとする工場の図面及び登記事項証明書で足りるものとする。ただし、申請に係る工場における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げない。

⑵　｢申請者の信用状況を証するに足りる書類｣としては、法人の場合にあつては、最近の事業年度における事業報告書を、個人の場合にあつては、納税証明書又はこれらの書類以外の書類でその資産状態を表示するものをそれぞれ添付させる。

⑶　｢許可を受けようとする工場の図面｣としては、許可を受けようとする工場の配置図及び求積図を添付させる。

⑷　「登記事項証明書」は、申請者が法人の場合に添付させることとする。ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、税関職員が法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。｢登記事項証明書｣は、申請者が法人の場合に添付させることとし、申請者が個人の場合にあつては、当該書類に代えて住民票を添付させるものとする。

［一部改正：昭58第608号、昭61第587号（項番号56―10を変更）、平6第331号、平17第268号、平18第395号、平19第1207号、令3第500号］

（保税工場の一括許可）

56―10　保税工場の許可を受けようとする工場が、同一の企業体に属するものであつて、かつ、同一の税関管轄内にある2以上の工場である場合又は同一の工場若しくは近接する2以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるものである場合において、これらの工場が次の各条件に適合するものであるときは、これらの工場につき一括して保税工場の許可（1許可）を行うこととして差し支えないものとする。この場合において、同一の工場又は近接する2以上の工場が異なる税関の管轄区域にまたがるときは、関係税関の間で協議の上、いずれか1つの税関において許可を行うこととする。なお、法第61条の5の規定に基づく届出を行おうとする場合にも、同様とする。

⑴　加工製造の工程上、各工場を通じての一貫した保税作業が必要であること。

⑵　各保税作業についての数量的把握が製造歩留り等によつて明確に行えるものであること。

［一部改正：昭49第633号、昭61第587号（項番号56―11を変更）、平19第1207号］

［関連：関基58―2］

（作業の目的が異なる保税作業を同一の工場で行う場合の許可の取扱い）

56―11　保税工場の許可を受けようとする工場において、保税作業の目的を異にする作業を併せて行う場合で、これらの作業を行う場所が地域的に分離している場合には、別許可の保税工場として許可するものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号56―11の2を変更）、平5第588号］

（組合に対する保税工場の許可）

56―12　保税工場の許可を受けようとする者が、民法（明治29年法律第89号）第3編第2章第12節((組合))に規定する組合である場合においては、その許可に関する取扱いは、次によるものとする。

⑴　保税作業が組合の共同の工場において行われる場合にあつては、その工場を保税工場として許可する。

⑵　外国貨物である原料の購入を組合で一括して行い、これについての保税作業は各組合員の工場で行つた上、その製品を組合の製品置場（組合が製品の出荷を管理統制する場合にあつては、各組合員の工場に附属する製品置場を含む。）に集荷し、これを組合の名をもつて積戻しする場合にあつては、保税作業を行う各組合員の工場を一括して一つの保税工場として許可して差し支えないものとする。ただし、組合が外国貨物である原料の一括購入及び配分のみを行い、これについて保税作業及びその製品の積戻しを組合員各自が行う場合にあつては、その保税作業を行う工場ごとに保税工場の許可を受けさせるものとする。

[[1]](#footnote-0)（許可の際に付する条件）

56―14　保税工場の許可をするに際しては、令第50条の2において準用する令第35条第3項の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

⑴　保税作業の種類又は保税作業に使用する貨物の種類を変更する必要が生じた場合には、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件

1. 保税工場の名称、所在地、支配人その他の主要な従業者（許可を受けた者が法人であるときは、法人の商号及び役員を含む。）に変更があった場合（特例輸入者の承認等を担当する部門へ届け出ている場合を除く。）には遅滞なく税関長に届け出る旨の条件

⑶　保税工場に出入れされる貨物及び保税作業に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

⑷ 法第61条の4において準用する法第43条第3号から第7号に該当することとなった場合には直ちに届け出る旨の条件

⑸　保税作業の種類の変更、保税作業に使用する貨物の種類の変更、貨物の収容能力の増減又は周辺状況の変化等に応じ、保税工場における貨物の亡失等を防止し、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を講じるべき旨の条件

⑹　次に掲げる物品を原料として使用する保税工場について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件（なお、許可期間中の保税工場についても当該条件が付されているものとみなす。）

イ　乳製品等で以下のもの

関税定率法別表第04.02項（第0402.91号又は第0402.99号の1の⑴に該当するものを除く。）、第0403.90号の1（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）、第0404.10号の1及び第04.05項に該当するもの

ロ　砂糖等で以下のもの

関税定率法別表第1701.14号の1の⑴及び2、第1701.12号、第1701.91号、第1701.99号、第1702.30号の2の⑴及び⑵のB、第1702.40号の2、第1702.60号の2、第1702.90号の1（分みつ糖に限る。）、2（分みつ糖のものに限る。）、5の⑵のA及びBの⒞並びに第2106.90号の2の⑵のA（分みつ糖のものに限る。）に該当するもの

ハ　生糸で以下のもの

関税定率法別表第5002.00号の2に該当するもの

［一部改正：昭53第308号、昭61第587号、平4第303号、平4第573号、平6第331号、平7第297号、平7第576号、平9第290号、平10第278号、平11第254号、平15第346号、平22第367号、平22第752号、平23第746号、平23第1418号］

（許可の期間の更新手続等）

56―15　法第61条の4において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく保税工場の許可の期間の更新の手続等については、次による。

⑴　許可の期間の更新の申請は、｢保税蔵置場・工場許可期間の更新申請書｣（C―3140）1通（税関支署を経由する場合には、2通）をその工場の所在地を管轄する税関に提出することによつて行わせ、税関において更新を認めたときは、｢保税蔵置場・工場許可期間の更新書｣（C―3150）を交付する。

⑵　許可期間の更新申請書の添付書類は、法人の場合にあっては、最近の事業年度における事業報告書、個人の場合にあっては、納税証明書又はこれに代わる書類のみで足りるものとする。

⑶　許可の期間の更新の申請に当たっては、許可期間の更新申請書の記載事項のうち、「申請の事由」を「利用の見込」に改め、その該当欄に更新後１年間における外国貨物の使用見込み

⑷　許可の更新に際し指定する更新の期間については、6年を超えないものとする。

［一部改正：昭58第608号、昭61第587号、平6第331号、平7第576号、平10第278号、平18第395号、平19第1207号］

（保税蔵置場の許可を併せて受けているとみなされる場所を使用することができる輸入貨物）

56―16　法第56条第2項((保税蔵置場のみなし許可))に規定する｢当該保税工場において使用する輸入貨物｣には、当該保税工場において外国貨物のままで又は輸入の許可を受けて保税作業に使用されることが見込まれる原料品のほか、これらの輸入原料品と同種の輸入原料品で、輸入の許可を受けてその保税工場における内貨作業に使用されることとなるものを含むものとする。

［一部改正：昭48第1000号、平6第331号、平9第290号、平13第265号］

（保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続）

56―17　法第56条第3項の規定により、保税工場の一部の場所につき保税蔵置場の許可を併せて受ける場合の手続は、それぞれ次による。

⑴　保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場所が既に保税工場の許可を受けている工場の一部の場所である場合においては、その場所につき前記42―7により手続を行わせるものする。

なお、この場合においては、保税蔵置場許可申請書の様式中｢営業用、自家用の別｣の欄に｢関税法第56条第3項扱い｣の旨を注記させるとともに、その申請に係る保税蔵置場の部分を明らかにした図面（区画を明らかにした平面図で足りる。）を添付させるものとし、税関においてこれを許可したときは、保税蔵置場許可書の様式中｢営業用、自家用の別｣の欄に｢関税法第56条第3項扱い｣の旨を記載して申請者に交付するものとする。

⑵　保税蔵置場の許可を併せて受けようとする場所が、保税工場の許可を受けている工場と同一の構内にある保税工場以外の場所である場合において、その場所がいまだ保税蔵置場の許可を受けていない場所であるときは、上記⑴の手続と同時にその場所についての保税工場の収容能力の増加の手続を行わせるものとする。

⑶　保税工場と同一の構内にある別個の保税蔵置場の全部又は一部について法第56条第3項の規定の適用を受けようとする場合においては、便宜、その適用を受けようとする保税蔵置場の全部又は一部について保税工場の収容能力の増加及び保税蔵置場の収容能力の減少の手続を行わせることにより、同項の規定を適用することとするものとする。この場合においては、保税工場の収容能力の増加及び保税蔵置場の収容能力の減少についての届出書の様式中｢変更後の延べ面積｣の欄の次に｢重複許可に係る保税蔵置場の面積｣の欄を追加し、同欄に重複許可に係る保税蔵置場の面積を朱記させるとともに同様式中の｢届出の事由｣欄には、関税法第56条第3項の規定の適用を受けたい旨の記載をさせるものとする。

⑷　製造工場が2カ所に分散した工場について、一許可扱いの保税工場としている場合において、それぞれの製造場所に設置するそれぞれの併設蔵置場の順路による距離がおおむね1.5キロメートル以上であるときは、当該蔵置場は別許可とする。

［一部改正：昭48第1000号、昭53第308号、昭56第349号、昭61第587号、平6第331号、平19第1207号］

（農林漁業用重油を製造する保税工場の取扱い）

56―18　定率法の別表第2710.19号の1の⑶のAの⒝に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法の別表第2710.12号の1の⑶、第2710.19号の1の⑵及び第2710.20号の1の⑶に掲げる軽油と関税納付済の石油製品を混合する保税作業を行う保税工場（総合保税地域（法第62条の8第1項第2号に掲げる行為を行う施設）を含む。以下この項において同じ。）の取扱いについては、関税定率法基本通達20の2―2に規定するところによるほか、次による。

⑴　保税工場の許可

イ　定率法の別表第2710.19号の1の⑶のAの⒝に掲げる重油及び粗油について軽減税率の適用を受けるため、本邦に到着した定率法別表第2710.12号の1の⑶、第2710.19号の1の⑵及び第2710.20号の1の⑶に掲げる軽油（以下この項において｢外貨軽油｣という。）に関税納付済の石油製品（以下この項において｢ブレンド材｣という。）を混合する保税作業を行う保税工場の許可は、外貨軽油及びブレンド材の蔵置及び混合並びにこれらを混合して得られる石油製品（以下この項において｢農林漁業用重油｣という。）の蔵置を行う場所として使用するタンクについて行って差し支えない。

なお、保税工場の許可に際しては、｢外国貨物である軽油が保税工場に置かれている間は、保税工場からいかなる石油製品の搬出も行わないこと｣を条件として付するものとする。

ロ　上記イの保税工場については、法第61条の2第1項に規定する税関長の指定を行わないものとする。

⑵　保税タンクにおける同時蔵置

イ　上記⑴のイにより保税工場の許可を受けたタンク（以下この項において｢保税タンク｣という。）に、外貨軽油又はブレンド材と、農林漁業用重油又はこれと同種の重油（内国貨物を含む。）が時期を異にして搬入される場合には、前記56―6の規定にかかわらず、これらの石油製品は、混合されることなく、それぞれ搬入の順序に従って同時蔵置されているものとして取り扱って差し支えない。

ロ　上記イにより保税タンクに農林漁業用重油と同種の重油（内国貨物を除く。）が　蔵置されることとなる場合には、法第56条第3項の規定により、当該タンクについて保税蔵置場の許可を併せて受けさせる必要があるので、留意する。

⑶　保税タンクにおけるブレンド材の取扱い

ブレンド材は、原則として、保税作業の都度、当該作業に必要とする数量のものを保税タンクに搬入させるものとする。ただし、上記⑵のイにより同時蔵置が認められる農林漁業用重油と同種の重油をブレンド材として使用する場合は、この限りでない。

⑷　外貨軽油等の数量及び性状の把握

外貨軽油、ブレンド材及び農林漁業用重油の数量及び性状の把握については、｢石油の数量査定及び価格鑑定について｣（昭和34年2月12日付蔵税第199号）及び後記67―3―19（当事者分析）によるものとする。

⑸　保税作業終了届の取扱い

法第58条の規定により提出する｢保税作業終了届｣（C―3260）には、令第45条第2項に定める事項のほか、当該保税作業によって得られた農林漁業用重油の性状に関する次の事項を記載させるとともに、当該重油（当該重油が他の石油製品と同時蔵置されている場合においては、保税作業終了時に保税タンク内にある石油製品）並びに当該保税作業に使用した外貨軽油及びブレンド材の性状に関する分析成績書を添付させるものとする。

イ　定率令第72条に定める分留性状の試験方法による90％留出温度

ロ　温度15度における密度

ハ　定率令第72条に定める試験方法による10％残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合

ニ　引火点

［追加：平12第235号］

［一部改正：平13第265号、平13第1005号、平17第346号、平18第395号、平23第1418号、平29第442号、平30第465号］

（外国貨物の蔵置期間の取扱い）

57―1　法第57条第1項の規定による外国貨物の蔵置期間の取扱いについては、次による。

⑴　保税工場に置くことの承認を受けた日が異なる原料品を同時に使用して保税作業を行つた場合における外国貨物の蔵置期間は、それらの原料品のうち最後に置くことの承認を受けたものについてのその承認の日から計算する。

⑵　後記61の4―6に規定する2以上の保税工場にわたって保税作業が行われた場合における外国貨物の蔵置期間は、第１次保税作業が行われた保税工場において置くことの承認が行われた日から計算するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平元第327号、平19第1207号］

（保税作業開始の際の届出）

58―1　法第58条((保税作業の届出))の規定による保税作業の開始の際の届出については、次による。

⑴　同条本文の規定による保税作業の開始の届出は、保税作業の種類又はこれに使用される原料品の性質が特殊なものであるため、税関における取締りの見地からその原料品の使用状況を常に把握しておくことが必要である等特別の必要がある場合を除き、同条ただし書の規定により、その届出を要しないものとして運用するものとする。

⑵　上記⑴の場合に該当せず、保税作業の開始の際の届出を要することとする場合においても、その届出については｢保税作業開始届｣（C―3250）によることなく、令第45条第1項ただし書((口頭による作業開始の届出))の規定をできるだけ広く適用して、口頭（電話による場合を含む。）によらせるものとして差し支えない。

⑶　上記⑴により保税作業の開始の際の届出を要しないものとする場合においては、その取扱いを認める保税工場の許可又はその許可の更新の際に、｢作業開始の際の届出は、法第58条ただし書の規定により要しないものとする。｣旨を許可書又は更新書に記載して交付することにより法第58条ただし書に規定する通知に代えることができるものとする。

⑷　上記⑴の場合に該当せず、保税作業の開始の際の届出を要することとなつていた保税工場について新たにその届出を要しないこととする場合においては、適宜の様式による文書をもつてその旨を通知するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平元第327号］

（保税作業終了の際の届出等）

58―2　法第58条((保税作業の届出))の規定による保税作業の終了の際の届出については、次により｢保税作業終了届｣（C―3260）を提出することにより行わせる。

なお、保税作業終了届の様式については、保税作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせるものとして差し支えない。

⑴　保税作業の終了の際の届出は、保税作業の単位ごとに行わせるものとし、保税作業が終了した場合においては、その保税工場が法第61条の2第1項((指定保税工場の簡易手続))に規定する指定保税工場である場合を除き、必要に応じて現物確認を行うものとする。

⑵　保税作業の終了の際の届出をする保税工場が、前記56―10（保税工場の一括許可）の規定により2以上の工場について一括許可を受けたものである場合において、それらの工場における保税作業の取締上必要があると認められるときは、その保税工場における保税作業の終了の際の届出は、それぞれの工場ごとに行わせるものとする。この場合においては、一括許可に係る2以上の工場のうち一貫保税作業における中間製品の保税作業を終わつた工場の保税作業終了届には、その届出に係る製品が一括許可に係る他の工場に移送されるものである旨を記載して整理するものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（内外貨混合使用の場合の作業終了届）

58―3　法第59条第2項((内外貨の混合使用))に規定する税関長の承認を受けたところに従つて行つた保税作業が終了した場合の保税作業終了届には、外国貨物と内国貨物との混合使用によりできた製品のうち外国貨物とみなされる貨物についてのみ所要の事項を記載すれば足り、その他の貨物についてはその記載を必要としない。

（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）

58の2―1　法第58条の2((保税作業による製品に係る納税申告等の特例))の規定は、石油精製の保税作業を行う保税工場について適用があるものとし、その適用については、次による。

⑴　石油精製の保税作業により製造された外国貨物のうち、外国に向けて積み戻されるものその他令第46条各号((保税作業により製造されるべき外国貨物の指定))に掲げるもの以外のものについては、常圧蒸留装置による留出分の数量確定後遅滞なく輸入申告を行わせるものとする。

なお、保税作業の終了前に製造設備の理由から、製品を内貨工程に連続して引き取られることが真にやむを得ないと認められる場合には、製品の製造予定数量で輸入申告させて許可前引取りを認め、製造数量確定後輸入を許可する取扱いとする。

⑵　石油精製の保税作業により製造された外国貨物のうち、その外国貨物を使用して引き続き令第46条各号に掲げる貨物を製造するものについては、常圧蒸留装置による留出が終わった段階では輸入申告をさせるには及ばないが、それらの外国貨物を使用するその後の作業工程で、副次的に製造された内需用の製品については、その製造が終わった段階で遅滞なく輸入（納税）申告（特例申告貨物にあっては、輸入申告）を行わせる。

⑶　法第58条の2の規定の適用を受けて輸入の許可を受けた貨物が、揮発油税法（昭和32年法律第55号）上の揮発油に該当する貨物である場合においては、その貨物が揮発油税法上の製造場から引き取られない限り、揮発油税法上の未納税引取りの手続を行わせるには及ばない。

［一部改正：平元第327号、平12第652号、平19第420号］

（内外貨の混合使用の承認の取扱い）

59―1　法第59条第2項((外国貨物と内国貨物との混用))の規定に基づく外国貨物と内国貨物との混合使用の承認については、次による。

⑴　外国貨物と内国貨物との混合使用の承認は、原則として申請に係る保税工場の許可又は更新の期間を超えない範囲内において包括して行うものとする。

⑵　令第47条第1項((内外貨の混合使用を承認できる場合))に規定する｢これと同種の内国貨物｣には、原料として使用される外国貨物と全く同種の内国貨物のほか、次のようなものを含むものとする。

イ　原料として使用される外国貨物とは、税番、税率又は統計番号が異なるが、商慣習上は同種の原料と認められる内国貨物

ロ　原料として使用される外国貨物とは、税番、税率又は統計番号が異なり、商慣習上も必ずしも同種の原料とはいえないが、それらの原料が同時に使用され、かつ、それにより製造される製品が外国貨物である原料のみから製造されるものと等質である内国貨物（ただし、かす等の低価値の部分については、あえて等質であるに及ばない。）

⑶　令第47条第1項に規定する｢混じて使用｣には、物理的な混合のほか、接合をも含み、同項に規定する｢等質の製品｣には、商品としての等級別（1級品、2級品、格落品、不良品等）が異なる程度のものを含むものとして取り扱うものとする。

⑷　外国貨物による作業と内国貨物による作業とを区分することなく、同時に行うことが作業の工程上やむを得ない場合において、その同時に行われる内国貨物による作業に使用される内国貨物が外国貨物による作業による外国貨物と同種のものであり、かつ、その内国貨物が前段階の保税工場において内外貨の混合使用の承認を受けて製造されたものであるときは、それらの外国貨物と内国貨物とが現実に混合しない場合においても、法第59条第2項の規定の適用があるものとして取り扱うものとする。

なお、この場合においては、その内国貨物に係る前段階の保税工場における内外貨の混合使用の承認書の写しを添付して、新しい保税作業についての内国貨物の混合使用の承認を受けさせるものとする。

⑸　電線製造における第2次作業の際に発生するくず又は亜鉛を使用して鉄板に亜鉛メッキをする際に生ずるドロス等については、便宜、そのすべてが内国貨物である原料から生じたものとして取り扱つて差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平7第576号］

（内外貨混合使用の承認の申請）

59―2　内外貨の混合使用の承認の申請は、｢内外貨混合使用承認申請書｣（C―3270）2通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付するものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（内外貨混合使用の際における製造歩留り）

59―3　内外貨の混合使用の際において、外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる製品の数量は、原則として保税工場において外国貨物である原料のみを使用した場合における歩留りによつて算出するものとするが、次に掲げる場合においては、それぞれ次によりその数量を算出するものとして差し支えないものとする。

⑴　原料糖を使用して精製糖、氷砂糖又は角砂糖を製造する場合

外国貨物である原料糖に含まれるしよ糖の量に0.995を乗じた量のしよ糖を含む精製糖、氷砂糖又は角砂糖の数量をもつて、外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる製品の数量とする。この場合において、精製糖、氷砂糖又は角砂糖に含まれるしよ糖の量（糖度の数値の100に対する割合をしよ糖の割合とみなして算出した数量をいう。）の計算については、これらの製品の糖度が99.5度以上であるときは、その全量をしよ糖の量とみなし、その糖度が99.5度未満であるときは、その含まれるしよ糖の量に還元糖の95.0／100に相当する量を加えた量をしよ糖の量とみなすものとする。

⑵　アイアンスカール又は銑鉄を使用して鋼材を製造する場合

次の歩留りを適用して外国から本邦に到着した外国貨物とみなされる製品の数量を算出する。



なお、便宜A=0.935として差し支えない。また、普通鉄鋼材についてはB=1とする。

［一部改正：昭58第608号、昭61第587号］

［関連：昭45蔵関第1282号（製造歩留事務提要の制定について）

（内外貨混合使用による製品の特定）

59―4　内外貨混合使用による製品のうち、外国から本邦に到着した外国貨物とみなすものの特定の方法は、次によるものとする。

⑴　製品の特定は、保税工場が次に掲げる製造計画ごとにその製造に要する外国貨物である原料品（以下｢保税原料品｣という。）の使用開始後その製造が終了するまでの期間（以下｢製造期間｣という。）を定め、当該製造期間経過後（当該製造期間内に製造が終了したときは、その後）遅滞なく行わせるものとする。

イ　製品の船積み又は出荷の計画ごとに、製造計画数量を定めて製造を行う場合（下記ハに掲げる場合を除く。）は、これに基づく船積み又は出荷計画ごとの製造計画

ロ　旬、週等特定の期間ごとに製造計画数量を定めて製造を行う場合は、これに基づく製造計画

ハ　製造の計画が長期にわたる場合は、月間又は1月以内の期間で定める期間ごとに区切つた製造計画数量を定め、これに基づく製造計画

⑵　上記⑴の製造期間は、当該保税工場における通常の工程管理上合理的と認められる製造所要日数に基づき定めるものとする。

⑶　製造期間を定めた場合は、特にその届出は要しないものとし、製造計画ごとに作成する製造指図表又は製造計画表（下記⑸により製造計画決定前に保税原料品を使用する場合においては、製造計画見込表）等の書類に製造期間の始期及び終期を記入させた上、当該工場に保存させる。

⑷　上記⑴により製品の特定を行わない場合は、当該製造計画に基づく製造期間の終期又は保税原料品の使用開始後合理的と認められる製造所要日数の経過後において、当該保税原料品の使用数量に対応する数量の製品を外国貨物とみなして処理するものとする。したがつて、輸入の許可を受けないで当該製品を保税工場から引き取つた場合は、無許可輸入の行為に該当することになるので、上記⑴による適正な処理を行うよう指導する。

⑸　保税原料品の使用は、原則として、製造計画決定後に行うものとするが、船腹の手配又は受注の時期等の関係から、保税原料品の使用に先立つて製造計画を決定することが困難な事情にあると認められる場合には、あらかじめ製造計画数量を見込んでこれに要する保税原料品の使用を認めて差し支えない。

なお、製造計画決定前に保税原料品の使用を認める場合においては、その使用の時期が製造の終了を予定する時期からみて合理的な製造所要日数に基づくものであり、かつ、その使用数量が製造計画見込数量を上まわらないよう指導する。この場合においては、事後、製造計画が決定した段階において既に使用された保税原料品につき製造計画上の製造期間との関係を明らかにさせる。

（指定保税工場における内外貨混合使用の特例）

59―5　指定保税工場において内外貨の混合使用によりできた製品を月の中途に積戻しする場合においては、その製品に見合う外国貨物である原料品が現実にその作業に投入されていないときにおいても、その製品に見合う外国貨物である原料品が、製造の時点において現実に保税工場に入れられていれば、その製造に外国貨物である原料品の使用があつたものとみなすこととして差し支えない。

（映画フィルム等の保税作業の取扱い）

59―6　保税工場において外国貨物である映画フィルムと内国貨物であるフィルムを使用して行う現像及び焼付作業並びに編集作業については、次によるものとする。

⑴　外国貨物であるフィルムと内国貨物であるフィルムを使用し、これらの貨物に物理的若しくは化学的変化を生ぜしめる作業は、｢保税作業｣とし、当該作業によって変化を受けた貨物をもって法第59条第1項((内国貨物の使用等))の適用上｢保税作業によってできた製品｣とする。したがって、

イ　内貨フィルムを使用して外貨生フィルムに現像・焼付けをした場合の内貨フィルムは、この作業によって特に変化を受けないものと認められるので、作業終了後も内貨として取り扱うものとする。

ロ　業務試写又は税関検査のため外貨フィルムを用いて内貨フィルムにプリントする作業は、保税作業とする。

⑵　外国映画の割当てがないことその他の理由により保税作業によってできたフィルムを輸入しないときは、申請により滅却を承認するものとする。

⑶　フィルムの編集作業特に長編ものを短編に編集する作業は、これを保税作業として認めるものとする。

⑷　録音テープの保税作業については、上記⑴から⑶までに準じて処理するものとする。

［追加：平12第235号］

（保税工場外における保税作業の許可）

61―1　法第61条第1項((保税工場外における保税作業))の規定による保税工場外における保税作業の許可は、次の各条件を充足する場合に限り、行うものとする。ただし、外国貨物である映画フィルムを使用して撮影を行つたうえ積戻しを行う保税工場において、保税工場外における撮影を行う場合については、この限りでない。

なお、保税工場外における作業の許可に当たつては、その作業場についての調査等は、原則として必要としないものとする。

⑴　保税工場外の保税作業が、次に掲げるいずれかの条件に該当するものであること。

イ　保税工場内において外国貨物である原料品を使用して製造又は加工を行い、それによつてできた製品を使用して更に加工又は製造（梱包作業を含む。）を行う必要がある場合において、その保税工場に一貫作業を行う施設がなく又はその施設の能力が十分でないため、行うものであること。

ロ　保税工場においては、第1次の保税作業を行わず、第2次以降の保税作業を行う場合において、その第1次保税作業として行われるものであること。

ハ　保税工場に入れられた外国貨物である原料品のうち当該保税工場の製造能力の30％以下の数量のものにつき保税工場における作業と一貫して行われるものであり、その作業を保税工場以外の場所において行うことにつきやむを得ない理由があること。

ニ　保税工場に入れられた外国貨物である原料品の全量について、その保税作業を保税工場以外の場所において行うことにつき真にやむを得ない事情があること（この保税工場の許可については、前記56―1（保税工場の許可の方針）の⑶参照）。

⑵　保税工場外における保税作業を行う工場が、原則として保税工場と同一の企業体に属するものでなく、かつ、小企業等でその場所を保税工場とすることが困難若しくは不適当と認められ、又はその場所において保税作業を行うことが経済上その他の理由によりやむを得ないと認められること、又は保税工場外における保税作業を行う工場と保税工場とが同一の企業体に属する場合であつて、その場所において行う保税作業の量が少なく（その工場の生産高の30％以内）、その場所を保税工場とすることが必ずしも適当と認められないこと。

⑶　保税工場外における保税作業の製造歩留りが明らかであつて、これによりその製品の数量等を確実に把握することが可能であること。

⑷　保税工場と保税工場外における保税作業を行う工場との間にその保税作業に係る貨物について、次に掲げるいずれかに該当する関係があること。

イ　保税工場外における保税作業によりできた貨物が再びもとの保税工場（後記63―27（保税工場外作業の許可を受けた場所からの保税地域への運送）に規定する保税運送が認められる場合にあつては、その運送先の保税地域）に搬入され、それがもとの保税工場から出された貨物の製品であることが確認できること。

ロ　保税工場外における保税作業を行う工場が保税工場の下請工場である場合のように、貨物の所有権が保税工場の許可を受けた者にあり、又は所有権がその間に移転する場合においても、以後の加工、製造、販売等がすべて保税工場の許可を受けた者の指揮、監督のもとに行われ、実質的な貨物の管理が保税工場の許可を受けた者によつて行われること。

［一部改正：昭61第587号］

（保税工場外における保税作業の一括許可）

61―2　保税工場外における保税作業を許可する場合において、月間の搬出数量が契約の内容によつてあらかじめ判明しているときは、その許可は、原則として申請に係る保税工場の許可の期間を超えない範囲内の搬出数量について一括して行うものとする。ただし、保税作業の性質上、貨物の記号、番号等の事項を個別に確認する必要がある場合（例えば、機械類の組立て等の作業において、その取付部分を個別に確認する必要がある場合）においては、その許可は個別に行うものとする。

なお、同一の貨物に係る加工又は製造が二次以上の工程にわたつて行われる場合において、各段階の作業の種類、期間、場所等があらかじめ明らかで、取締上支障がないと認められるときは、それらの各段階における場外作業を一括して場外作業の許可を行つて差し支えないものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平8第273号］

（保税工場外における保税作業の許可の申請手続）

61―3　保税工場外における保税作業の許可の申請は、｢保税工場・総合保税地域外保税作業（一括・個別）許可申請書｣（C―3290）2通を税関に提出することによつて行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち1通に許可印を押なつし、許可書として申請者に交付する。この場合において、保税工場外における保税作業を許可する税関とその保税作業を行う場所を所轄する税関とが異なることとなり、許可税関において保税検査又は貨物の確認上必要があると認めるときは、申請書の写しを場外作業場を所轄する税関に送付することによりその依頼を行うものとする。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号］

（保税工場外保税作業の期間又は場所の変更申請手続）

61―4　法第61条第1項((保税工場外における保税作業の許可))の規定により指定した期間又は場所の変更の申請は、｢保税工場・総合保税地域外における保税作業期間（場所）変更申請書｣（C―3220）2通を税関に提出することにより行わせ、税関においてこれを認めたときは、うち1通を申請者に交付する。指定した場所の追加の申請についても、また同様とする。

なお、指定した期間又は場所の変更又は追加の申請があつた場合における税関の事務処理は、即決的に行うよう留意するものとする。また、保税工場外における保税作業を行う場所の変更又は追加により、その変更又は追加を認める税関の管轄区域外において場外作業が行われることとなる場合における他税関への依頼については、前記61―3の場合に準ずる。

［一部改正：平4第303号］

（2箇所の保税工場から出た貨物を混用して場外作業を行う場合の取扱い）

61―5　異種の貨物を2箇所の保税工場から同一の場外作業場に出し、その作業場においてそれらの貨物を混用して保税作業を行う必要があると認める場合は、いずれか一方の保税工場に貨物を運送及び移入れした後、その保税工場の責任において保税工場外における保税作業の許可を受けさせるものとするが、取締上支障がないと認める場合は、便宜、一方の保税工場への運送は、書類面の手続にとどめ、貨物の場外作業場への直送を認めることとして差し支えない。

なお、書類面の手続のみによる取扱いを認めるに当たつては、貨物の発送を認めることとなる税関は、その書類面での運送先である保税工場を管轄する税関と十分に協議を行い、貨物の取扱いに関する責任体制について遺憾のないよう留意するものとする。

（場外作業に係る貨物の検査及び確認）

61―6　保税工場外における保税作業に係る貨物の検査及び確認については、次による。

⑴　保税工場外における保税作業場に置かれている貨物については、その製品の数量等を審査するため特に必要があると認められる場合に限り、随時その検査又は確認を行うものとする。

⑵　保税工場外における保税作業の許可をした税関以外の税関が、前記61―3（前記61―4において準ずる場合を含む。）の規定による許可税関からの依頼に基づき場外作業場について検査又は確認を行つた場合において、指定期間の経過その他の事故を発見したときは、その旨を直ちに許可税関に通報するものとする。

（保税地域から保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入の特例）

61―7　保税作業の原料として使用する貨物で、保税工場に搬入後保税工場外作業の許可を受けた場所へ運送することが、作業工程上経済的に著しく不利であると認められ、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、便宜、保税地域から当該保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入を認めることとし、この場合の具体的取扱いについては、次による。

⑴　税関への申出書の提出

イ　直接搬入をしようとする者は、あらかじめ、保税工場を管轄する税関に、原料品の品名、数量、保税工場外作業の許可を受けた場所、作業工程及び直接搬入を希望する理由を記載した申出書2通を提出するものとする。

税関においてこれを容認したときは、うち1通にその旨を記載して申出人に交付する。

ロ　移入承認申請は、当該貨物が蔵置されている保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）を管轄している税関に対して行うものとし、申請時には上記イの申出書を併せて提示するものとする。

1. その他の手続

イ　保税運送の運送先は、法第61条第4項の規定により蔵置されているとみなされる移入先保税工場とし、保税工場外作業の許可を受けた場所をかっこ書させるものとする。

ロ　運送の到着確認は、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に到着した時に、当該保税工場の責任において、運送承認書等と貨物を対査確認するものとする。

ハ　当該保税工場における記帳については、当該保税工場外作業の許可を受けた場所に搬入された日をもって当該保税工場への搬入として記載等を行い、保税工場外作業の許可を受けた場所への直接搬入である旨を注記等させる。

［追加：昭62第663号］

［一部改正：平29第442号］

（保税工場外作業場における積戻し申告の特例）

61―8　保税工場外作業場においてできた製品が巨大重量貨物で、その貨物を出された保税工場に戻し入れることが経済的に著しく不利であると認められ、かつ、当該製品を他の保税地域に入れることが困難と認められる場合においては、当該保税工場外作業場において積戻し申告ができるものとする。この場合における取扱いは、保税工場を管轄する税関に製品の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した申出書2通を提出させ、税関においてこれを認容したときは、うち1通にその旨を記載して申出人に交付し、積戻し申告に当たつては、これを場外作業場を管轄する税関に提示して処理させるものとする。

［一部改正：昭62第663号（項番号61―7を変更）、平29第442号］

（保税工場外作業場におけるさ細な副産物等の引取り）

61―9　保税工場外作業場における保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がない場合においては、その保税工場外作業場からの引取りを認めて差し支えない。この場合においては、保税工場を管轄する税関に引き取ろうとする副産物の品名、数量及び場外作業場の場所を記載した申出書2通を提出させ、税関においてこれを認容したときは1通を願出者に交付するものとし、その引き取ろうとする副産物について、現物の確認を必要と認める場合においては、保税工場外作業場を管轄する税関に確認を依頼するものとする。

［一部改正：昭62第663号（項番号61―8を変更）］

（｢指定された場所に出されている外国貨物｣の意義）

61―10　法第61条第4項((保税工場にあるとみなされる外国貨物))にいう｢指定された場所に出されている外国貨物｣とは、指定された場所にある貨物のほか、もとの保税工場からその場所へ又はその場所からもとの保税工場へ運送中の貨物を含むものとする。

［一部改正：昭62第663号（項番号61―9を変更）］

（指定保税工場の指定の方針）

61の2―1　法第61条の2((指定保税工場の簡易手続))に規定する指定保税工場の指定の方針は、次による。

⑴　保税工場は、次に掲げるものを除き、原則として指定保税工場として指定する。

なお、次に掲げるものについても取締上支障がないと認められる場合においては、これを指定保税工場として指定して差し支えない。

イ　保税作業によつてできる製品の数量が、製造歩留りにより数値的に把握することが困難であり、かつ、原則として保税作業の過程において又は保税作業終了の都度、製品の数量について確認する必要がある場合

ロ　保税原料品を組み立て、又は取り付ける保税作業で、製品完成後においてはその取付けの事実を確認することが困難な場合で、かつ、保税作業の過程又は保税作業終了の段階において確認する必要がある場合

ハ　保税作業の届出の件数が2月を通じて1回程度であるため、その都度の届出とした方が手続上の負担も少ないと認められる場合

ニ　石油の精製を行う保税工場である場合

⑵　新たに種類追加した保税作業が指定とならないため、税関に対する届出が保税作業終了届と加工製造等報告書の2本立になるような保税工場で、新たに種類追加した保税作業の実績値が平均化しており、かつ、信用度の高いものについては、指定の方向で処理する。

⑶　組合に対して一括して保税工場の許可をしている場合においては、その組合のさん下の一部の工場についてのみの指定保税工場の指定は行わない。

（指定保税工場の指定の手続）

61の2―2　法第61条の2((指定保税工場の簡易手続))の規定による指定保税工場を指定した場合においては、｢指定書｣（C―3300）をその保税工場の許可を受けた者に交付するものとする。

［一部改正：平9第290号］

（指定保税工場の指定の一時停止又は取消し）

61の2―3　税関における保税工場検査の結果、関税法規の遵守状況等が不良と評定された指定保税工場で、税関において指導を行つても、なお改善のあとが見受けられないものについては、その指定の一時停止又は取消しを行う等の措置により指定の実効を確保するものとする。

（加工、製造等に関する報告書の提出）

61の2―4　法第61条の2第2項((加工、製造等に関する報告書の提出))に規定する報告は、原則として｢外国貨物加工製造等報告書｣（C―3310）を提出して行わせるものとするが、保税作業の種類その他の事情により特に必要があると認められる場合においては、その実情に即するよう適宜調整を加えた様式によらせるものとして差し支えない。

なお、指定保税工場において場外作業に出された貨物に関する報告については、次による。

⑴　保税工場外作業のため保税工場から出された貨物については、製造工程中にある貨物として処理させる。したがつて、未加工のまま出される場合は、その時点で使用原料品として計上させる。

⑵　保税工場外作業によりできた製品のうち、場外作業場から直接他の保税地域に保税運送されることが予定されている貨物については、場外作業場において製品化された時点で製品として計上させる。

⑶　保税工場外作業によりできた製品のうち、保税工場における製造工程の最終段階の製品であるものについては、製品として計上し、それ以外のものについては、製造工程中にある貨物として処理させる。

（加工、製造等に関する報告の対象期間）

61の2―5　法第61条の2第2項((加工、製造等に関する報告書の提出))に規定する報告の対象期間の取扱いについては、次による。

⑴　同項に規定する｢毎月｣とは、原則として暦月による各月をいうものとするが、棚卸しとの関係等から事情やむを得ないと認められる保税工場については、申出により暦月によらない1月の期間によることとして差し支えない。

なお、この取扱いを認めた場合においては、加工製造等報告書に報告の対象期間（例えば、｢6月26日～7月25日｣とする。）を注記させるものとする。

⑵　同項に規定する｢1月を超える期間｣の指定は、次に掲げる保税作業の場合に行うものとする。

なお、この指定を行う場合においては、｢指定書｣の様式中｢保税作業により製造される外国貨物である製品｣の欄の次に｢関税法第61条の2第2項の規定による特別の指定期間｣の欄を設け、この欄に特別の指定期間を併記して交付するものとする。

イ　みかん缶詰の製造その他季節的に一定の期間に集中して行われることが明らかなもの

ロ　契約その他の関係から一定の期間内に集中して行われることが明らかなもの

（指定保税工場における貨物管理の特例）

61の2―6　指定保税工場のうち、税関長が関税徴収の確保上問題がないと認めた工場における保税作業に係る貨物管理については、次の⑴及び⑵の要件を充足する保税作業に限り、当該作業に使用する移入れ承認済の貨物とそれ以外の貨物（ただし、外国貨物であって移入れ承認手続等未済貨物を除く。）との区分蔵置を不要とし、搬入の時期を異にする外国貨物がその搬入の順序に従って蔵置され、加工・製造・搬出されるものとして取り扱うこととして差し支えない。この場合における貨物管理は、当該保税作業に係る原料品及び製品の数量を総合的に管理すること（以下「貨物の総量管理」という。）により行うものとし、保税台帳への記帳は当該数量により行うものとする。

⑴　確定歩留りが設定されている作業又は原料として使用される外国貨物の数量に対応する製品等の数量が即物的に、かつ、容易に把握できる作業であること

⑵　貨物の総量管理の適用を受けようとする保税作業が、法第59条第2項((外国貨物と内国貨物との混用))に規定する外国貨物と内国貨物とを混じて使用する承認を受けているものである場合については、当該作業に使用する内国貨物は、原料として使用される外国貨物と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる貨物であること。

［追加：平13第519号］

（貨物の総量管理を適用するための手続き等）

61の2―7　貨物の総量管理の適用を受けるための手続等については、次による。

⑴　貨物の総量管理の適用を受けるための手続き

貨物の総量管理の適用を希望する者については、「貨物の総量管理適用（更新）申出書」（C―3305）2通（支署を経由する場合には、3通）をその工場の所在地を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出することを求めるものとする。税関においてこれを認めたときは、うち1通（交付用）にその旨を記載し、受理印を押なつして申出人に交付するものとする。

⑵　適用申出書の添付書類の取扱い

上記⑴に規定する申出書には、適用を受けようとする保税作業に係る原料品、製品及び仕掛品の数量を確認できる社内帳票名を付記した作業工程図（製造工程図）を添付させるものとする。

⑶　貨物の総量管理の適用期間の指定

貨物の総量管理の適用を認める場合には、保税工場の許可期間を超えない期間で、かつ、3年を超えない期間を指定するものとする。

⑷　貨物の総量管理の適用期間の更新手続等

貨物の総量管理の適用期間の更新手続等については、次による。

イ　貨物の総量管理の適用を受けている場合において、その適用期間の更新を申し出る者があるときは、当該期間の満了前に、あらかじめ、「貨物の総量管理適用（更新）申出書」（C―3305）2通（支署を経由する場合には、3通）をその工場の所在地を管轄する税関官署の保税取締部門へ提出することを求めるものとする。税関においてこれを認めたときは、うち1通（交付用）に受理印を押なつして申出人に交付するものとする。

ロ　税関長が必要と認めた場合には、適用（更新）申出書に、上記⑵に準じて所要の書類を添付させるものとする。

なお、貨物の総量管理の適用申し出時に提出されている添付書類に記載された内容について変更がないときは、その添付を省略させることとする。

ハ　適用期間の更新に際しての期間の指定は、上記⑶に準じて行うものとする。

⑸　保税工場に対する取消し等

貨物の総量管理の適用を受けた工場又は保税作業が、次の要件のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその状況について是正を求め、又は適用を一時停止し、若しくは適用を取り消すものとする。

イ　前記61の2―6に規定する要件を満たさないこととなったと認められる場合

ロ　法第61条の4において準用する法第48条第1項の規定に基づき、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税工場に入れ、又は保税工場において保税作業をすることの停止を受けた場合

ハ　指定保税工場の指定が一時停止又は取消しされた場合

ニ　関税法等の遵守状況又は貨物の管理の状況等が不十分と認められるに至った場合

⑹　事務処理手続

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場の事務処理手続きについては、次による。

イ　法第61条の3の規定により指定保税工場の許可を受けた者が備えることとされる帳簿の記載等については、当該指定保税工場における作業に係る関係帳票の保管を求めるものとし、令第50条第1項第2号、第3号及び第4号に基づく記帳は省略して差し支えないものとする。

なお、この場合において、保税作業によりできたものとして搬出された製品の数量に対応する原料品の数量については、「使用内訳表」（C―3307）に記入し、これを移入承認書に添付し、処理することを求めるものとする。

ロ　貨物の総量管理が認められた指定保税工場において貨物が亡失したときは、原則として、内国貨物が亡失したものとして取扱って差し支えない。

ただし、その亡失により欠減した数量が、当該工場における亡失時の内国貨物の在庫数量を超えた場合には、その超えた部分について外国貨物が亡失したものとして処理するものとする。

ハ　法第61条の2第2項に規定する報告は、「貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書」（C―3312）の提出により行うことを求めるものとする。

⑺　経過措置

貨物の総量管理の適用の初日に在庫する移入承認済の貨物については、次のいずれかの手続きによるものとする。

イ　在庫する移入承認済の貨物について、貨物の総量管理の適用対象の貨物として取扱う。

ロ　貨物の総量管理の適用の初日に在庫する移入承認済の貨物について、従来どおりの貨物管理、記帳、報告を行うことを希望する場合には、「外国貨物加工製造等報告書（C―3310）」を提出させて行わせるものとする。

［追加：平13第519号］

［一部改正：平19第893号、平19第1207号］

（保税工場における記帳義務）

61の3―1　法第61条の3の規定により保税工場の許可を受けた者が備え付けることとされる帳簿の記帳等については、次によるものとする。

⑴　帳簿の様式は、適宜の様式によらせて差し支えないものとし、内容的に重複する事項は省略させる。（例えば、同一の貨物について各欄に記号を記入する必要はなく、最初の欄だけで足りる。）

営業上の帳簿によることはもとより差し支えないが、この場合においては、所要の事項を追記し、外国貨物である旨を明確にするよう措置させるものとする。

⑵　指定保税工場以外の保税工場の記帳は、保税作業終了届に所要の事項を追記してこれを一括ファイルすることにより代用させて差し支えない。この場合、原料品の搬入及び使用の事績は、事前に保税工場に置くこと等の承認を受けている場合にあっては、令第50条第3項の規定により当該承認書に裏書させることとして差し支えない。

なお、この場合においては、別に｢使用内訳表｣（C―3230）を添付させるものとする。

⑶　原料品と製品を別個の帳簿に記載することとしている場合においては、それらの相互の関係を明確にするため、年別に一連の番号とした製造番号（工場側が作業計画に基づいて付した保税作業ごとの番号又は受注の番号）をそれぞれの記載部分に付記させる。

⑷　原料品の使用の年月日は、原則として当該原料品管理部門から製造のために払い出した年月日とする。

⑸　記帳は、毎日の事績を確実に記録させる。

⑹　保税工場における原料品及び製品の受払い並びに工程の管理に関する製造計画表、入荷伝票、倉出伝票、作業日報その他の伝票類は、これら以外のものと区別を明らかにするための表示をさせるとともに、当該許可に係る工場内に保存させ、必要に応じて提示させるものとする。

⑺　見本の一時持出し、内外貨混合使用及び保税工場外における保税作業に係る許可又は承認若しくはこれらの書類の写しは、保税工場に保存させ、必要に応じ提示させるものとする。

⑻　帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記34の2―4に準じて取り扱うものとする。

⑼　造船所内の保税工場における外国籍船舶の修理、改装用資材の搬出入に係る帳簿及びその記帳は、前記34の2―10に準ずる。

この場合において、「法第34条の2」とあるのは「法第61条の3」と、「関税法基本通達34の2―10扱い」とあるのは、「関税法基本通達61の3―1扱い」と読み替えるものとする。

⑽　帳簿を保存する期間は、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）（法第61条の5に規定する承認を受けた者にあっては1年を経過する日）までとする。

［一部改正：昭61第587号、平元第327号（項番号62―6を変更）、平6第331号（項番号62―7を変更）、平10第278号、平12第235号、平13第255号、平19第1207号、平23第901号］

（保税作業によるさ細な副産物の引き取り）

61の3―2　保税作業において発生したさ細な副産物で課税上問題がないものについては、副産物の品名、数量を記載した適宜の様式による申出書2通を保税工場の許可・更新申請の際に併せて提出させ、税関においてこれを認容したときは、その旨を記載して1通を当該申請者に交付するものとし、個々の引取りについては、その都度、記帳させておくものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭58第608号、平4第303号（項番号59の2―4を変更）、平10第278号（項番号60―4を変更）、平29第442号］

（保税工場の許可の期間の指定）

61の4―1　法第61条の4において準用する法第42条第2項の許可の期間は、6年を超えないものとする。

［追加：平19第1207号］

（外国貨物の蔵置期間の延長の手続）

61の4―2　法第61条の4において準用する法第43条の2第2項に規定する外国貨物の蔵置期間の延長の申請手続については、次による。

⑴　外国貨物の蔵置期間の延長申請は、当該外国貨物が置かれている保税工場の所在地を所轄する税関官署に｢外国貨物蔵置期間延長承認申請書｣（C―3240）2通を提出することにより行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押印し、承認書として申請者に交付する。

⑵　延長を認める期間は、2年以内とする。

なお、延長を認めた期間が経過することとなるときは、税関長がさらに延長する必要があると認めた場合には、上記⑴と同様の手続を行わせるものとする。ただし、前回の延長の際の申請内容から延長を必要とする期間以外の内容変更がない場合は、「外国貨物蔵置期間延長承認申請書」（C―3240―1）により、前回の延長の際の承認書一式の写しを添付の上、申請して差し支えないものとする。

［追加：平元第327号］

［一部改正：平6第331号、平19第1207号（項番号62―1を変更）、平29第570号、令3第137号］

（外国貨物を置くことの承認手続）

61の4―3　法第61条の4において準用する法第43条の3の承認については、次による。ただし、保税工場であるドックに修繕のため入きょする船舶については、この承認を必要としないので、留意する。

⑴　保税工場に搬入の日から3月を超える貨物の蔵置についての承認は、その貨物を保税作業における原料品として外国貨物のままで使用する目的がある場合について行うものとし、単に長期蔵置を目的とするものについては、その承認を行わないものとする。

ただし、原油（石油精製用の粗油を含む。）については、単に長期蔵置を目的とするものについて承認を行うことを妨げない。

⑵　上記⑴の承認は、外国貨物を使用しようとする保税工場に入れる前に行い、又は保税工場を管轄する税関以外の税関においてその管轄する保税地域に置かれている貨物について行うことを妨げない。

なお、この場合における取扱いについては、次による。

イ　保税工場を管轄する税関以外の税関において、承認をする場合においては、その承認に併せて法第63条の承認を行うものとする。

ロ　上記イの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通は保税工場を管轄する税関の保税取締部門へ送付し、他の1通は運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して運送者に交付するものとする。

ハ　発送地を管轄する税関の保税取締部門において発送を確認したときは、上記ロの承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを運送者に交付するものとし、到着地の保税工場を管轄する税関の保税取締部門において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載するものとする。また、到着証明をした承認書写しを運送者に交付して発送地税関へ提出することを求めるものとする。

⑶　上記⑴の承認の申請手続きについては、前記43の3―2、43の3―7及び43の4―1の規定を準用する。この場合において、前記43の3―2の規定中｢蔵入承認申請書｣とあるのは｢移入承認申請書｣と、読み替えるものとする。

［一部改正：昭48第292号、昭61第587号、平元第327号（項番号62―1を変更）、平6第331号、平6第625号、平19第893号、平19第1207号（項番号62―2を変更）、平29第570号］

（保税工場搬入貨物の承認申請の時期）

61の4―4　法第61条の4において準用する法第43条の3第１項の規定による承認申請については、原則として港頭の保税地域において行うよう指導する。ただし、その貨物の梱包その他の事情から、保税工場に搬入した後検査することが適当であると認められるときは、未検査扱いにより保税運送を承認することとし、検査は省略する扱いとする。

［一部改正：平元第327号（項番号62―2を変更）、平6第331号、平19第1207号（項番号62―3を変更）］

（置くこと等の承認を受けない貨物の使用）

61の4―5　法第61条の4において準用する法第43条の3第１項の規定により、保税工場に入れられた外国貨物はあらかじめ同項の承認を受けた後でなければ保税作業に使用することができないが、次の各条件を充足する場合にあっては、便宜、その承認を受ける前に保税作業に使用することを認めて差し支えないものとする。

⑴　置くこと等の承認前に使用することにつきやむを得ない事情があること。

⑵　すでに置くこと等についての承認の申請がなされていること。

⑶　検査鑑定上支障がないと認められること。

［一部改正：平元第327号（項番号62―3を変更）、平6第331号、平19第1207号（項番号62―4を変更）］

（同一の法人が許可を受けた保税工場間における一貫作業の簡易手続）

61の4―6　同一の法人が許可を受けた保税工場が税関の管轄を異にする2以上の場所にある場合において、これらの各工場間における作業工程が連結しており、一貫して保税作業を必要とするときは、その保税作業に係る外国貨物の各工場間の移送については、保税運送の承認及び移送先の保税工場における移入れの承認等の手続を必要とせず、工場側で作成した移送伝票により同一許可に係る保税工場間の移送として取り扱って差し支えないものとする。

なお、この場合における取扱いについては、次による。

⑴　各工場間の貨物の移送については、工場側で作成した移送伝票により、貨物の発送及び到着を自主的に行わせ、記帳は原則として各工場ごとに行わせる。

⑵　移送伝票に記載する事項は、移送しようとする貨物の品名、個数、数量で足りるものとし、移送伝票には、暦年別の一連番号を付し、これに｢税関用｣の旨を表示させる。

⑶　貨物を発送した保税工場においては、各月に発送した貨物の明細を一覧表として取りまとめ（移送伝票の写しを取りまとめ、これに総括表を付したもので差し支えない。）、税関に提出させる。

⑷　発送貨物の明細表を受理した税関は、その写しを移送先である保税工場を管轄する税関に送付する。

⑸　移送伝票（移送のため貨物を発送した保税工場においては、その写し）は、番号順にこれを編綴のうえ保存させる。

［一部改正：平元第327号（項番号62―4を変更）、平19第1207号（項番号62―5を変更）、令5第1211号］

（保税作業による製品が積戻しできなくなつた場合の取扱い）

61の4―7　保税作業による製品が積戻しできなくなつた場合の取扱いは、次による。

⑴　積戻しの許可を受ける前の製品を国内に引き取ろうとする場合で、外国貨物であつた部分と内国貨物であつた部分との分離を希望する場合は、当該保税作業を行つた保税工場において、便宜、分離作業のための作業種類の追加を認めて差し支えない。

なお、分離作業の結果、分離された内国貨物であつた部分の引取りについては、関税定率法基本通達（昭和47年3月31日蔵関第101号）14―15の⑴に規定するところにより、定率法第14条第10号の規定の適用があるので留意する。

⑵　不良品又は損傷品であつて再生用として廃棄する場合は、当該保税工場において、便宜作業種類の追加により廃棄のための加工を認めて差し支えない。

⑶　港頭地区保税地域において契約キャンセル等の理由で、次の契約待ちのためもとの保税工場で保管する必要が生じた場合は、便宜、保税運送によりもとの保税工場への搬入を認めて差し支えない。

この場合、当該再搬入した製品については、改めて移入れの承認を要しないものとし、帳簿にその旨を追記させる。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平元第327号（項番号62―5を変更）、平19第1207号（項番号62―6を変更）］

（輸徴法上の｢記帳義務｣及び｢書類｣の代用）

61の4―8　輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）第16条第１項又は第2項に該当する貨物についての同条第11項の規定による記帳は、令第50条の規定による記帳をもって兼ねさせて差し支えないものとする。また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第16条第10項に規定する書類の提出は、保税作業終了届又は加工製造等報告書に不足事項（加工製造等報告書については、価額）を追記して提出することにより行わせて差し支えないものとする。この場合においては、提出書類の件名の下に「輸徴法第16条第10項兼用」と併記させる。

［一部改正：昭61第587号、平元第327号（項番号62―7を変更）、平6第331号（項番号62―8を変更）、平17第424号、平19第1207号（項番号62―7を変更）］

（保税蔵置場についての取扱いの準用）

61の4―9　法第61条の4の規定により保税工場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記61の4―3の⑶の規定によるほか、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱い（43―1の⑵、42―9及び44―1を除く。）に準ずる。

［一部改正：昭48第1000号、昭50第778号、昭61第587号、平元第327号（項番号62―8を変更）、平5第588号、平6第331号（項番号62―9を変更）、平10第278号、平19第1207号（項番号62―8を変更）］

（保税工場の許可の特例）

61の5―1　前記50―1から50―9までの規定は、法第61条の5第１項の承認を受けた者又は受けようとする者に係る同条に基づく手続等についてそれぞれ準用する。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号、平20第721号］

（保税蔵置場の許可の特例についての準用）

62―1　法第62条において準用することとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。

［追加：平19第1207号］

第5節　保税展示場

（法第62条の2の規定に関する用語の意義）

62の2―1　法第62条の2((保税展示場の許可))の規定に関する用語の意義については、次による。

⑴　令第51条の2に規定する｢博覧会等｣とは、一定の会期を有する博覧会、見本市その他これらに類するもので物品の展示を目的とするものをいい、展示会、物産展等その名称のいかんを問わず、また参加国（主催者）が1国であるかどうかを問わないものとする。

⑵　令第51条の2に規定する｢本邦若しくは外国の政府若しくは地方公共団体｣には、国又は地方公共団体の附属機関（例えば、国立近代美術館）を含む。

⑶　規則第5条第3号に規定する｢これに準ずる者｣とは、特殊法人（特別の法律により設立される法人をいう。例えば、日本赤十字社）で営利を目的としない者をいう。

⑷　規則第5条第4号に規定する｢後援｣とは、一般に博覧会等の開催につき役務を提供し、又は物的な援助を行うことによりその開催に協力することをいうものとする。ただし、後援する機関が本邦又は外国の行政機関である場合には、役務の提供又は物的な援助を伴わないときであっても、その他の事情等を総合的に勘案し、妥当と認められるときは、後援に該当するものとして取り扱って差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭62第328号、平元第412号、平21第368号、令2第1003号］

（保税展示場の許可基準）

62の2―2　法第62条の2((保税展示場の許可))の規定による保税展示場の許可基準は、次による。

⑴　専ら外国貨物の展示を目的とする施設に対する保税地域は、保税展示場を適用することとし、保税蔵置場の許可は行わないこととする。

⑵　保税展示場の許可を受けようとする施設の場所的要件については、原則として前記43―1（保税蔵置場の許可基準）の⑵に準じて取り扱うものとするが、博覧会等の会場の規模その他の事情を勘案して税関長が特に必要と認めた場合は、例外として取り扱つて差し支えない。

⑶　申請者が大公使館である場合には、｢保税展示場並びに当該展示場に搬入される外国貨物に関する税関手続については、関税法その他国内法令等の規定を遵守する｣旨の誓約書を税関長あてに提出させるものとし、後記62の2―5の規定を適用する場合は、外務省からの依頼書がある場合に限り許可するものとする。

［一部改正：昭48第1000号、平6第331号］

（保税展示場として許可する施設の範囲）

62の2―3　保税展示場は、外国貨物につき同条第3項((政令により保税展示場ですることができる行為))に規定する行為をする場所（例えば、外国貨物の展示館、外国特設館、屋外の一定の地域等）を一括して許可するものとする。

［一部改正：昭48第1000号］

（保税展示場の許可期間）

62の2―4　保税展示場の許可期間は、当該博覧会等の会期のほか、準備及び整理のための期間等を勘案して適当と認める期間とする。

［一部改正：昭48第1000号］

［関連：関基62の2―5］

（保税展示場の許可の特例）

62の2―5　博覧会等の開催者が、博覧会等を反復して開催するための会場施設について保税展示場としての許可申請を行う場合には、前記62の2―4の規定にかかわらず、博覧会等の開催の計画又はその見込みを勘案して必要と認める一定の期間につき、便宜、包括して許可して差し支えない。

この場合の許可の期間は、1年以内において税関長が適当と認める期間とし、許可に当たつては、｢保税展示場において展示又は使用することができる外国貨物は、当該保税展示場において開催される個別の博覧会等に出品する目的で搬入する貨物に限る。｣旨の条件を付する。

(注)　法第62条の2((保税展示場の許可))に規定する保税展示場の許可は、本来、個別に博覧会等の会期を勘案して行うことを予定しているものであるが、本項の許可の特例は、事務の便宜を考慮して包括して許可する性格のものである。したがつて、当該保税展示場において展示又は使用することができる外国貨物は、博覧会等の終了後搬出することを予定する出品物に限られ、当該保税展示場に常備する装飾品、器具、事務用品等は含まれない趣旨であるので、留意する。

［一部改正：昭48第1000号］

［関連：関基62の2―2］

（保税展示場の許可の申請）

62の2―6　令第51条の8において準用する令第35条の規定による保税展示場の許可の申請は、｢保税展示場許可申請書｣（C―3320）1通に博覧会等の規模及び内容等に関する資料を添付のうえ提出して行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「保税展示場許可書」（C―3330）を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「保税展示場不許可通知書」（C―3333）により申請者に通知するものとする。

また、許可申請に係る博覧会等が規則第5条第2号((税関長の承認したもの))に規定する博覧会等である場合には、許可申請書の提出は後記62の2―8に規定する承認申請書と併せて行うものとして差し支えない。この場合、許可申請書に添付すべき書類と承認申請書に添付すべき書類が重複するときは、当該重複する書類の許可申請書への添付は省略させるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、平元第412号、平6第331号、平21第617号］

（保税展示場の許可の条件）

62の2―7　保税展示場の許可に当たつては、｢会場において小売販売をする物品は、あらかじめ輸入許可を受けなければならない｣旨の条件を付する。

(注)　会場において展示する物品につき購入の申込みがあつた場合、その予約だけを行うことは差し支えないものとするが、その場合は後記62の3―6（購入の申込みがあつた展示物品の通関）による旨を十分指導する。

［一部改正：昭48第1000号、平13第265号］

（博覧会等の承認の申請手続等）

62の2―8　規則第6条に規定する博覧会等の承認の申請手続等については、次による。

⑴　規則第6条に規定する申請は、「博覧会等の指定に関する承認申請書」（C―3335）とし、2通（原本、承認書用）に規則第5条第4号の規定に該当する者の後援を証する書類（同号に規定する博覧会等の申請に限る。）並びに申請者が法人である場合には、当該法人の登記事項証明書及び定款の写し各1通を添付して、承認を受けようとする博覧会等の開催場所の所在地を所轄する税関（本関。以下この項において同じ。）（当該博覧会等が開催場所を異にして引き続き行われる場合で、それらの開催場所の所在地を所轄する税関が異なるときは、原則として、最初の開催場所の所在地を所轄する税関）へ提出することを求めるものとする。

なお、規則第5条第2号に規定する承認と関税定率法施行規則第2条の2第2号に規定する承認又は規則第5条第4号に規定する承認と関税定率法施行規則第2条の2第4号に規定する承認とを併せて受けようとする場合には、これらの承認の申請は、同一の申請書で兼ねて差し支えない。この場合の申請書の受理は、保税地域の許可を担当する部門において行うものとする。

⑵　上記⑴の申請書を受理した税関は、申請に係る博覧会等が開催場所を異にして引き続き開催される場合で、申請書の受理税関以外にその開催場所の所在地を所轄する税関があるときは、その開催場所の所在地を所轄する税関に対し、当該申請に係る博覧会等の開催場所を保税展示場として許可することが適当であるかどうか、また、定率法第14条第3号の3又は同法第15条第1項第5号の2の規定を適用することが適当かどうかにつき、あらかじめ協議するものとする。

⑶　上記⑴の承認の申請に際し、申請に係る博覧会等が規則第5条第2号又は同条第4号に規定するに規定する博覧会等かどうかの認定については、次による。

イ 規則第５条第２号に規定する博覧会等については、以下のいずれかに該当するものであること

　公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18 年法律第49 号）第2条第1号に規定する公益社団法人又は同条第2号に規定する公益財団法人が開催するもの

　上記に準ずる者が開催するものであって、公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。）を行うことを主たる目的とすると認められるもの

ロ　規則第5条第4号に規定する博覧会等については、以下の事項を満たすものであること。

　博覧会等の開催が文化、経済、技術の交流を目的とするものと認められること

　博覧会等の開催が貿易の一層の促進に寄与するものと認められること

　博覧会等の開催が地域の国際化･活性化に寄与するものと認められること

　後援者が上記イ又はに該当する者であること（後援者が一般社団法人又は一般財団法人である場合に限る。）

⑷　上記⑴の申請を承認した税関は、承認申請書1通（承認書用）に承認印を押なつし、これを申請者に交付するとともに、博覧会等の承認をした旨を博覧会等の開催場所を所轄する税関及び免税を受けようとする物品の輸入予定地を所轄する税関にその写しをもつて通知する。

［一部改正：昭48第1000号、平元第412号、平6第331号、平17第268号、平18第794号、平19第893号、平21第368号、平29第442号］

（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの）

62の2―9　令第51条の3第1項((保税展示場に入れることができる貨物))に規定する貨物のうち、同条第2項((保税展示場ですることができる行為))に規定する｢外国貨物の蔵置、積卸し、運搬、内容の点検及び改装、仕分けその他の手入れ、展示並びに使用｣ができる貨物は、次に掲げるものとする。

⑴　建物、その他の施設（事務所、倉庫等の建物その他の施設を含む。）の建設又は維持のため必要な資材（例えば、セメント、釘、ボルト、接着剤、塗料、パテ、ニス、ワックス等であり、保税展示場への搬入の際未加工であるか又は完成品であるかを問わない。）

⑵　家具、調度品、装飾用品及び展示物品又は販売品に係る陳列用具（敷物、日よけ布、生花等を含む。）

⑶　展示物品及びその保持のための物品

⑷　宣伝用品（国際博覧会等の参加者の国情、製品等の紹介又は宣伝のための映画フィルム、スライド、録音テープ、映写機等を含み、有償で直接に観覧又は使用に供される物品を除く。）

なお、この場合において、国際博覧会等の入場料は、有償には含めないものとし、直接に観覧又は使用に供される物品とは、例えば、劇映画フィルム、娯楽用具等をいう。（以下⑹において同じ。）

⑸　展示された機械、装置その他の物品の性能を実演して示すために使用される物品（それらの機械等を動かすための燃料油、潤滑油、切削油その他の消費物品を除く。）

⑹　文化、芸術又はスポーツに関する催し物のために使用される物品（有償で直接に観覧又は使用に供される物品を除く。）

⑺　事務所用の家具、調度品、装飾品及び事務用品（タイプライター、録音機、複写機等を含む。）

⑻　販売又は消費の不確かな物品（これらの物品が販売又は消費することとなつた場合には、直ちに正式の輸入手続を要する。）

⑼　上記⑴～⑻に掲げる物品に類するもので税関長が適当と認めた物品

［一部改正：昭48第1000号］

［関連：関基62の4―1］

（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示又は使用ができないものの取扱い）

62の2―10　令第51条の3第2項ただし書((保税展示場に入れることができる貨物のうち展示又は使用ができないもの))の規定により保税展示場で展示又は使用することができない貨物について、その用に供しようとするときは、あらかじめ正式の輸入手続を保税展示場又は保税展示場以外の保税地域のいずれかにおいて行わせるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、平元第412号］

［関連：関基62の4―1］

（映画祭等に出品する映画フィルムの取扱い）

62の2―11　保税展示場において開催される映画祭等文化的催し物（以下この項において｢映画祭等｣という。）に出品する映画フィルムについては、次に掲げる各条件を満たす映画祭等である場合に限り、法第62の3第1項((保税展示場に外国貨物を入れる場合の申告及び承認))の規定による法第62条の2第3項((政令により保税展示場ですることができる行為))の行為をすること（以下｢展示等｣という。）の承認を受けさせ当該展示場において使用させて差し支えない。

⑴　入場料が無料又は整理費（会場借上料及び会場整理のための雑費の合計額を入場予定人員で除して得た額の範囲内の額）の程度であること。

⑵　開催期間が通算して10日間を超えないこと。

上記に掲げる条件を満たすか否かを審査するため、当該映画祭等に出品される映画フィルムの展示等の申告の際に、当該映画フィルムの輸入者から、当該映画祭等に係る次に掲げる事項を記載した｢映画祭等実施計画書｣を税関に提出させるものとする。

イ　主催者又は後援者の氏名又は名称

ロ　入場料の有無（整理費を徴収する場合は、当該整理費の一人当たりの徴収額及びその算出の根拠）

ハ　開催期間

ニ　開催場所

ホ　出品される映画フィルムの明細

ヘ　その他必要な事項

［一部改正：昭48第1000号、平元第412号］

（展示等の承認の手続等）

62の3―1　法第62条の3第1項の規定による展示等の申告手続等については、次による。

⑴　展示等の申告は、「展示等申告書（運送申告書）」（C―3340）3通（原本、管理者（保税展示場の許可を受けた者をいう。以下同じ。）用、承認書用）に、必要があるときは、仕入書又はこれに代わる書類2通及び包装明細書2通（各1通は展示等の承認後の管理者交付用）、その他の申告の内容を確認するために必要な書類並びに他法令の規定により必要とされる許可書、承認書、検査書等を添付して提出することにより行わせる。

なお、「必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

税関において、これを承認したときは、申告書のうち1通（承認書用）に承認印を押なつして、展示等承認書として申告者に交付する。

なお、この場合において、その承認に係る物品が明らかに性質、形状に変更が加えられることがないと認められるときを除き、当該承認書の中段余白に｢性質、形状に変更が加えられるものについては、販売物品等使用状況報告書を提出すること。｣と記載するものとする。

⑵　上記⑴の展示等の承認の手続については、保税展示場又は保税展示場以外の保税地域のいずれかにおいて行わせる。

なお、保税展示場において行わせる場合には、上記申告書及び添付書類に加え、当該保税展示場までの運送承認書を提出させるものとする。

⑶　展示等の申告を保税展示場以外の保税地域において行う場合においては、「展示等申告書（運送申告書）」（C―3340）に保税運送に必要な事項を記入させ、展示等の承認に併せて法第63条に規定する保税運送の承認を行うものとする。

また、これらの承認したときは、承認書（運送兼用の旨を表示したもの）を申告者に交付するほか、承認書の写し2通を作成し、うち1通に別途作成した包装明細書写し1通を添付して保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門へ送付し、他の1通に運送承認書写し（到着証明用）の旨を表示して申告者に交付する。

なお、発送地を所轄する税関官署の保税取締部門において発送を確認したときは、上記の承認書及びその写し（到着証明用）に発送確認の旨を記載してこれを申告者又はこれに代わる者に交付するものとし、到着地の保税展示場を所轄する税関官署の保税取締部門において到着を確認したときは、これらの承認書及びその写しに到着確認の旨を記載する。また、到着確認をした承認書の写しを申告者又はこれに代わる者に交付して発送地税関へ提出することを求めるものとする。

⑷　上記⑴の承認については、前記43の3―7の規定を準用する。

［一部改正：平元第412号、平14第960号、平19第893号、平24第615号、平29第570号］

（外国貨物の保税展示場への保税運送手続等）

62の3―2　外国貨物を、その到着した港又は保税展示場以外の保税地域から保税展示場へ保税運送する場合の手続等については、次による。

⑴　前記62の3―1に規定する手続を保税展示場において行う場合の保税運送の申告は、当該申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に｢展示等申告書（運送申告書）｣（C―3340）又は｢外国貨物運送申告書（目録兼用）｣（C―4000）のいずれかを使用し、3通（原本、運送承認用、到着証明用）を提出して行わせるものとする。

なお、当該保税運送の申告の際に仕入書及び包装明細書等が不備のため到着物品の明細が不明の場合又は各種物品が同一の梱包に含まれている場合等使用区分ごとの申告が困難な場合においては、便宜、包括的な品名により申告を認めて差し支えない。この場合において、当該貨物が保税展示場に到着した後、展示等の申告前に｢貨物取扱届｣（C―3100）を税関に提出して開梱を行わせ、新たに包装明細書3通を作成の上、1通を保税担当部門に提出させ、その包装明細書に基づき直ちに展示等の申告を行わせるものとする。

⑵　保税運送の申告があつた場合における貨物の検査は、後記62の3―4の取扱いに準ずる。

⑶　貨物が保税展示場に到着したときは、到着地税関は、上記⑴の運送承認書、運送承認書写し及び包装明細書写し（税関提出用）の提出を求め、到着した貨物と対査確認の上、運送承認書写しに貨物の異常の有無及び到着年月日を記載して後記63―14及び63―15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送し、包装明細書写しには、運送承認番号及び承認年月日等必要事項を記入の上保管し、運送承認書は申告者に返付する。この場合において、その到着貨物に係る展示等の申告書の提出は、その貨物の確認後直ちに行うことを求めるものとし、その貨物の搬入が税関の開庁時間外に行われる場合においては、その搬入後開始される開庁時間内に遅滞なく行うことを求めるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平元第412号、平17第424号、平19第893号、平29第570号］

（展示等の承認をしない貨物の処置）

62の3―3　展示等の申告に係る貨物が、法第62条の2第3項((保税展示場に搬入できる貨物等))に規定する貨物に該当しないことにより保税展示場への搬入が認められない場合については、法第62条の3第3項後段((展示等を承認しない場合の税関長の措置))の規定に基づき｢展示等不承認通知書｣（C―3350）により展示等の不承認の旨を申告者に通知するとともに、搬出その他の処置を求めるものとする。

なお、令第51条の4第3項((他法令による許可、承認等を受けていることの証明))に規定する他法令の許可、承認等を受けている旨の証明がない場合についても、これに準ずるものとする。

［一部改正：平元第412号、平6第331号］

（展示等の承認の際の貨物の検査）

62の3―4　法第62条の3第2項((展示等の承認の際の検査))の規定により展示等の申告があつた場合における貨物の検査（同条第1項に規定する申告の審査のための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等輸入貨物等についての適正な審査を行うため、従来、通関部門が行つていた貨物の検査のことをいう。）を含む。）は、高価品、展示場において使用される貨物、消費、使用又は販売のおそれのある貨物、その他税関において取締上必要があると認められる貨物について重点的に行うものとする。

［一部改正：平元第412号、平18第794号］

［関連：関基62の3―2］

（展示物品の展示の方法等）

62の3―5　外国出品物とともに展示するために国内出品物を保税展示場に搬入した場合で取締上必要があると認めるときは、外国出品物の識別ができるようにして展示させる。

［一部改正：昭48第1000号、平9第290号、平13第265号（項番号62の3―6を変更）］

（購入の申込みがあつた展示物品の通関）

62の3―6　小売販売を行う物品は、あらかじめ輸入許可を受けたうえ販売させることとし、展示物品につき購入の申込みがあつた場合は、その予約のみを行わせ、会期終了後、当該保税展示場又は他の保税地域において輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようにする。

ただし、購入者がやむを得ない事情により引取りを急ぐ場合には、会期中であつても一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせ、引き渡すことを認めて差し支えない。

(注)　輸入申告は、できるだけ集中的に行わせるよう指導する。

［一部改正：昭48第1000号、平元第412号、平13第265号（項番号62の3―7を変更）］

［関連：関基62の2―7］

（保税展示場から貨物を搬出する場合の取扱い）

62の3―7　保税展示場内にある外国貨物を保税展示場から搬出する場合の取扱いについては、次による。

⑴　保税運送の承認を受けた貨物（積戻し許可を受けて保税運送するものを除く。）については、当該保税運送承認書に管理者の確認を受けたものを提出させ、これに受理印を押なつして搬出の確認を行う。

管理者の確認は押印により行って差し支えない。以下この項において同じ。

ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、保税運送承認書に管理者の確認を受けさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。

⑵　積戻し貨物については、｢展示等承認貨物積戻し申告書｣（C―3410）4通（原本、管理者用、許可書用、到着証明用）に包装明細書を添えて提出させ、税関においてこれを許可したときは、うち1通に許可印を押なつし、許可書として他の1通（到着証明用）とともに申告者に交付する。

なお、この申告書は、保税運送申告書を兼用しているので、その積戻し申告に当たつては、保税運送に関する必要な事項についても記入させるものとする。

⑶　積戻しの許可を受けた貨物についての搬出の際の確認は、上記⑵により交付した当該貨物の積戻し許可書の「管理者」の欄に管理者の確認を受けたものを提出させ、これに受理印を押なつすることにより行うものとする。

ただし、管理者における貨物の管理体制が十分であると認められる場合においては、積戻し許可書に管理者の確認を受けさせ、貨物の搬出後速やかにその写しを提出させることとして差し支えない。

⑷　他の保税地域への保税運送申告又は積戻し申告に際して、それらの申告に係る貨物の包装状況が展示等の申告の際の包装状況と異なるときは、新たな包装明細書に管理者の確認を受けたものを提出させる。

なお、再包装する場合に数量等に過不足があつた場合においては、管理者を経由して直ちに税関に報告させるものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平元第412号、平9第290号、平13第265号（項番号62の3―8を変更）、令3第285号］

（積戻し貨物の積込みの確認）

62の3―8　前記62の3―7の⑵及び⑶の手続により保税展示場から積戻しされる貨物が積込港に到着したときは、到着地税関は、｢積戻し許可書｣及び｢展示等承認貨物積戻し申告書（到着証明用）｣を提出させ、その貨物と対照して、その異常の有無及び積込みの確認を行つた上、積戻し許可書の｢積込確認印｣の欄に確認印を押なつするとともに展示等承認貨物積戻し申告書（到着証明用）の｢積込確認年月日｣の欄には、確認年月日を記載の上、到着証明書として申告者に返付する。

［一部改正：昭48第1000号、平元第412号、平13第265号（項番号62の3―9を変更）］

（空容器等の搬出入の取扱い）

62の3―9　展示等承認貨物に係る空容器等を一時保税展示場以外の保税地域に移動のうえ保管する場合には、適宜の様式による申出書に管理者の確認を受けたものを提出させ、当該申出書により法第63条の規定による保税運送の承認を行った上で、搬出を認めて差し支えない。この場合においては、当該申出書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載するものとする。

なお、会期終了後、その容器等を再搬入するときも、また同様とする。

また、保税展示場以外の保税地域に搬入することが困難な場合においては、上記申出書に｢他所蔵置許可申請｣の旨を表示させ、他所蔵置の許可を併せて行って差し支えない。

［一部改正：平12第235号、平13第265号（項番号62の3―10を変更）、平29第442号、令3第285号］

（販売用貨物等の蔵置場所の制限）

62の4―1　法第62条の4第1項((販売用貨物等の蔵置場所の制限等))の規定による蔵置場所の制限は、次の貨物について行うものとし、令第51条の5第1項((蔵置場所の制限についての通知))に規定する通知は、｢蔵置場所の制限に関する通知書｣（C―3360）をもつて行うものとする。

⑴　前記62の2―9（保税展示場に入れることができる貨物のうち、展示、使用等ができるもの）の⑷、⑸、⑹及び⑻に掲げる貨物

⑵　前記62の2―10（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示又は使用ができないものの取扱い）のただし書の貨物で展示等承認を受けたもの

⑶　その他税関において取締上必要と認められるもの

（使用状況の報告）

62の4―2　法第62条の4第1項((販売用貨物等の使用状況の報告))の規定による使用状況の報告は、前記62の2―9（保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの）に掲げる貨物のうち、その性質及び形状に変更が加えられるものについて求めることとし、その手続については、次による。

⑴　使用状況の報告は、その報告に係る貨物の使用責任者から｢販売物品等使用状況報告書｣（C―3370）を提出して行わせるものとし、その貨物の使用前に標題に｢計画｣と付記したものを3通（原本、管理者用、報告者用）提出させ、その貨物の使用後更に標題に｢実績｣と付記したものを3通提出させる。

⑵　上記⑴の報告書（計画及び実績）について確認をしたときは、管理者用及び報告者用に確認印を押なつして報告者に返付する。

（製品課税を受ける場合の承認申請）

62の4―3　保税展示場内に入れられた外国貨物のうち、保税展示場において外国貨物を加工し、又はこれを原料として製造して得た製品について、令第2条第3項((課税物件の確定の時期の特例を受ける製品))の規定による税関長の承認を受けようとする場合においては、その製品の輸入申告の時までに｢加工製造貨物の課税物件確定時期承認申請書｣（C―3380）3通（原本、管理者用、承認書用）を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通（承認書用）に承認印を押なつするとともに他の1通（管理者用）にその旨を記載してこれらを申請者に交付する。

［一部改正：平14第253号］

（展示等の承認後の貨物の輸入申告）

62の4―4　展示等が承認された貨物がその性質又は形状に変更が加えられないものにつき、正式の輸入申告をする場合には、輸入申告書に展示等承認書を添付して提出させるものとし、展示等が承認された貨物でその性質又は形状に変更が加えられたものにつき、正式の輸入申告をする場合は、輸入申告書に展示等承認書及び販売物品等使用状況報告書（実績）を添付して提出させるものとする。

［一部改正：平元第412号、平12第652号］

（保税展示場外における使用の許可の申請手続）

62の5―1　法第62条の5((保税展示場外における使用の許可))の規定に基づき外国貨物を保税展示場外において使用する場合の許可の申請は、その申請に係る貨物の場外使用の責任者から｢保税展示場・総合保税地域外使用許可申請書｣（C―3390）3通（原本、管理者用、許可書用）を提出して行わせ、税関においてこれを許可したときは、うち1通（許可書用）に許可印を押なつするとともに他の1通（管理者用）にその旨を記載してこれらを申請者に交付する。

なお、許可に際しては、有償で使用することの禁止、使用期間又は使用場所を無届で変更することの禁止その他取締上必要と認められる条件を付するものとする。

［一部改正：平4第303号］

［関連：関基62の5―2］

（保税展示場外使用の指定期間又は場所の変更手続）

62の5―2　令第51条の6第2項((保税工場外における保税作業の許可の手続の準用))で準用する令第49条第4項((保税工場外保税作業の期間又は場所の変更申請手続))（令第51条の15において準用する場合を含む。）の指定期間又は指定場所の変更申請は、前記62の5―1の保税展示場外使用許可申請者から｢保税展示場・総合保税地域外における使用期間（場所）変更申請書｣（C―3400）2通を提出して行い、税関においてこれを認めたときは、うち1通を申請者に交付する。

［一部改正：平4第303号、平22第367号］

（許可期間満了後の外国貨物の搬出等の処置）

62の6―1　法第62条の6第1項の規定により保税展示場の許可期間の満了その他その許可の失効の際、その保税展示場にある外国貨物について搬出その他の処置を求める場合には、｢外国貨物搬出等要求書｣（C―3420）により行うものとする。この場合において、｢外国貨物搬出等要求書｣には、法第62条の6の規定による期間を指定し、当該期間は、その貨物の蔵置場所について法第62条の7の規定により準用する法第47条第3項の規定により保税展示場とみなす旨その他必要な事項を記載する。

なお、上記要求書の指定期間満了後なお搬出その他の処置がとられない場合には、法第62条の6第1項の規定により管理者から直ちにその貨物に係る関税を徴収することとし、同条第2項に該当する場合には、法第80条第1項第4号の規定により収容することができることとなるので留意する。

［一部改正：昭61第587号、平6第331号、平20第346号］

（廃棄届又は滅却承認申請の手続）

62の7―1　保税展示場にある外国貨物の廃棄の届出及び滅却承認の申請は、当該申請に係る貨物が置かれている保税展示場の所在地を所轄する税関官署に｢外国貨物廃棄届｣（C―3080）又は｢滅却（廃棄）承認申請書｣（C―3170）を提出して行わせるものとする。

なお、廃棄届又は滅却承認申請書中｢搬入年月日｣は｢展示等承認年月日｣と読み替え、廃棄届の同欄には展示等承認番号を記載させ、滅却承認申請書の｢積載船舶又は航空機の名称又は登録記号及びその入港年月日｣欄の記載は省略させて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平元第412号、平29第570号、令2第1118号］

（記帳義務）

62の7―2　法第62条の7((保税蔵置場等についての準用))において準用する法第61条の3((記帳義務))の規定による帳簿については、次による。

⑴　帳簿は、令第51条の7第2項((帳簿の代用))の規定により、展示等承認書、販売物品等使用状況報告書、保税展示場外使用許可書、輸入許可書、輸入許可前引取承認書、保税運送承認書、展示等承認貨物積戻し許可書、外国貨物廃棄届、滅却（廃棄）承認書及び亡失の届出書又はこれらの写し等により代用させることができる。

⑵　帳簿を電磁的記録により保存する場合の取扱いは、前記34の2―4（電磁的記録による帳簿の保存）に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：平元第412号、平6第331号、平12第235号、平12第652号］

（保税蔵置場及び保税工場についての取扱いの準用）

62の7―3　法第62条の7の規定により保税展示場について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、前記62の7―1及び62の7―2に規定するもののほかは、それぞれの条文につき規定しているこの通達の取扱い（42―9及び44―1を除く。）に準ずる。

［一部改正：昭50第778号、昭61第587号、平6第331号、平19第1207号］

第6節　総合保税地域

（総合保税地域の規定に関する用語の意義）

62の8―1　法第62条の8((総合保税地域の許可))の規定に関する用語の意義については、次による。

⑴　同条第2項第2号((総合保税地域の許可の基準))に規定する｢貿易に関連する施設｣とは、同条第1項各号((総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為が行われる施設（以下本節において｢貨物施設｣という。）の他、当該行為を行う者の貨物施設以外の事務所、通関業者、運送業者、金融機関等貿易に関連する業者の事務所及び貿易に関する情報を提供する施設等で施設の目的、業務内容等からみて貿易に関連するものと認められるものをいう。

⑵　同条第2項第5号((総合保税地域の許可の基準))に規定する｢当該法人以外に当該一団の土地等において貨物を管理する者｣とは、当該法人以外に当該一団の土地等において同条第1項各号((総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為を実際に行う者（例えば、入居企業をいう。以下本節において｢貨物管理者｣という。）をいう。

［一部改正：平8第273号］

（総合保税地域の許可の方針）

62の8―2　総合保税地域の許可は、各貨物施設において行われる行為の種類が当該行為を行う者の業務処理能力及び当該施設の設備の状況等に照らし妥当なものであると認められるものに限り行うものとする。

［一部改正：平6第331号、平10第278号］

（総合保税地域の許可の基準）

62の8―3　法第62条の8((総合保税地域の許可))第2項の規定による総合保税地域の許可基準は、次による。

⑴　同項第1号に規定する｢所有され、又は管理される｣については、申請者が申請に係る一団の土地等につき所有権又は借地権等法律上の権利をもつて所有又は管理していることを原則とする。ただし、申請に係る一団の土地等の一部について申請者が法律上の権利をもつて所有又は管理していない場合であつても、申請者と当該一部の土地等における貨物管理者とが次に掲げる事項について合意しており、申請者が総合保税地域の許可要件の具備状況及び保税地域の管理・運営状況を常に把握できると認められる場合については、同号に規定する所有又は管理がされていると認めて差し支えない。

イ　当該貨物管理者は、申請に係る地域における事業を変更又は終了する場合、事前に申請者と協議すること

ロ　当該貨物管理者は、申請者による保税地域の管理運営上の指導監督を受けること

ハ　当該貨物管理者は、役員等の変更及び施設の増減坪等税関長への届出が必要な事由が発生した場合、直ちに申請者に対しその旨通報すること

⑵　同項第3号に規定する｢前項各号に掲げる行為が総合的に行われる｣については、法第62条の8第1項各号のうち、いずれか一つの号に掲げる全ての行為が欠ける場合であつても、一団の土地等の位置及び当該一団の土地等において行われる事業の内容等を勘案し、輸入の円滑化その他の貿易の振興に特に資するものとして税関長が認めた場合には、同条第2項第3号に規定する基準に適合するものとする。

⑶　同項第4号に規定する｢設備｣については、申請に係る総合保税地域と当該地域以外の場所とを区別するため、当該地域にしょう壁その他これに類する施設を設ける等適正な貨物管理を行ううえで十分と認められるものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする

⑷　同項第6号に規定する｢業務を遂行するのに十分な能力｣については、次の要件を充足するものである場合には、同号に規定する基準に適合するものとする。

イ　申請者については、次の要件を備える法人であること。

　申請に係る総合保税地域の事業内容その他から判定し、当該地域の事業を適正に行ううえで必要な法令等についての知識等が十分であつて当該地域内において同条第1項各号((総合保税地域においてできる行為))に掲げる行為に関する業務（以下この項において｢貨物管理業務｣という。）を行う貨物管理者に対して十分な監督を行うことができると認められる法人（ただし、当該地域内において貨物管理業務を実際に行う法人にあつては、以上の要件に加え、更に、当該業務を適正に行ううえで必要な記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められることを要する。）

　貨物取扱量を勘案して、法の規定により課される許可手数料、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる法人

ロ　貨物管理者については、次の要件を備える者であること。

　申請に係る総合保税地域内において行う貨物管理業務の内容その他から判定し、当該業務を適正に行ううえで必要な法令等についての知識、記帳能力及び業務処理能力が十分であると認められる者

　貨物取扱量を勘案して、亡失貨物に係る関税等の経済的負担に耐え得る資力を有すると認められる者

［一部改正：平8第273号］

（総合保税地域として許可する範囲）

62の8―4　総合保税地域として許可する範囲については、次による。

なお、貿易に関連しない土地、建設物その他の施設については、許可する範囲には含まれないので留意する。

⑴　しょう壁等によつて区画された一固まりの場所（公道等の設置その他やむを得ない理由により分割されている場合で、税関の取締上支障がないと認められるものを含む。）

⑵　申請に係る場所の中に一固まりでない場所が含まれる場合であつて、当該一固まりでない場所と上記⑴の場所の機能、設備の内容等から判断して、双方の場所が相互補完的に関連して利用され、かつ、税関の取締上支障がないと認められるもの

［一部改正：平8第273号］

（総合保税地域の許可の申請手続）

62の8―5　令第51条の9の規定による総合保税地域の許可の申請は、｢総合保税地域許可申請書｣（C―3500）1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関においてこれを許可したときは、「総合保税地域許可書」（C―3510）を申請者に交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域不許可通知書」（C―3515）により申請者に通知するものとする。

また、新たに総合保税地域の許可をしようとするときは、あらかじめ本省に報告するものとする。

［一部改正：平17第424号、平18第395号（項番号62の8―6を変更）、平21第617号］

（許可申請書の添付書類の取扱い）

62の8―6　令第51条の9第2項((許可申請書に添付すべき書類))の規定により許可申請書に添付すべき書類については、前記42―8（許可申請書の添付書類の取扱い）に準ずる。この場合において、42―8中｢申請者｣とあるのは｢申請者（貨物管理者を含む。以下この項において同じ。）｣と、｢蔵置場｣及び｢保税蔵置場｣とあるのは｢総合保税地域内にある貨物施設｣と読み替えるとともに、⑶の次に、｢なお、保税作業を行おうとする施設については、当該施設の配置図及び求積図を添付させる。ただし、当該施設における作業の内容が特殊なものである場合又は製造歩留りの査定上必要がある場合において、それぞれ作業工程図及び製造設備その他の参考資料の提出を求めることを妨げるものではない。｣を加えて読み替えるものとする。

［一部改正：平6第331号、平18第395号（項番号62の8―7を変更）］

（許可の際に付する条件）

62の8―7　総合保税地域の許可をするに際しては、令第51条の15で準用される令第35条第3項)の規定に基づき、次の条件を付するものとする。

⑴　貨物施設において貨物を管理する者を変更しようとするとき、又は当該施設において行う法第62条の8第1項各号に掲げる行為の種類若しくは当該行為を行おうとする貨物の種類を変更しようとするときは、あらかじめ税関長に届け出る旨の条件

⑵　令第51条の9第1項第2号から第5号までの事項に変更があつた場合には、法第62条の15の規定により準用する法第44条第1項の届け出があつた場合又は前記⑴に該当する場合を除き遅滞なく税関長に届け出る旨の条件

⑶　貨物管理者は、総合保税地域内における貨物管理業務に関する帳簿を、記載すべき事項が生じた日から起算して2年を経過する日までの間（その間に当該帳簿について保税業務検査を受けた場合にあっては、当該保税業務検査を受けた日までの間）保存すべき旨の条件

⑷　次に掲げる物品を原料として使用する総合保税地域について、国内に引き取る見込みの製品を製造する場合（ただし、当該製品が次に掲げる物品に該当する場合を除く。）は、内国産又は輸入許可済みの原料を使用すべき旨の条件

イ　乳製品等で以下のもの

関税定率法別表第04.02項（第0402.91号又は第0402.99号の1の⑴に該当するものを除く。）、第0403.90号の1（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）、第0404.10号の1及び第04.05項に該当するもの

ロ　砂糖等で以下のもの

関税定率法別表第1701.14号の1の⑴及び2、第1701.12号、第1701.91号、第1701.99号、第1702.30号の2の⑴及び⑵のB、第1702.40号の2、第1702.60号の2、第1702.90号の1（分みつ糖に限る。）、2（分みつ糖のものに限る。）、5の⑵のA及びBの⒞並びに第2106.90号の2の⑵のA（分みつ糖のものに限る。）に該当するもの

ハ　生糸で以下のもの

関税定率法別表第5002.00号の2に該当するもの

⑸　法第62条の8第1項第3号に掲げる行為を行う場合には、｢会場において小売販売をする物品は、あらかじめ輸入許可を受けなければならない｣旨の条件

(注)　会場において展示する物品につき購入の申込みがあつた場合、その予約だけを行うことは差し支えないものとするが、その場合、一定期間分をとりまとめて輸入の許可を受けさせた後購入者に引き渡すようにする。

［一部改正：平6第331号、平7第297号、平9第271号、平10第278号、平11第254号、平15第346号、平17第424号、平18第395号（項番号62の8―8を変更）、平22第752号、平23第1418号］

（総合保税地域に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの）

62の8―8　令第51条の10((総合保税地域においてすることができる展示等))に規定する展示又はこれに関連する使用は、前記62の2―9((保税展示場に入れることができる貨物のうち展示、使用等ができるもの))の⑴から⑼までに掲げる貨物に係るものとする。この場合において、⑴中｢建物、その他の施設（事務所、倉庫等の建物その他の施設を含む。）｣とあるのは｢展示及び展示品の保管のための施設その他これらに関する施設｣と、⑷中｢宣伝用品（国際博覧会等の参加者の国情、製品等の紹介｣とあるのは｢宣伝用品（外国の製品等の紹介）｣と、｢国際博覧会等の入場料｣とあるのは｢実費を超えない対価として徴収する入場料｣と読み替えるものとする。

［一部改正：平18第395号（項番号62の8―9を変更）］

（総合保税地域において展示、使用等ができない貨物の取扱い）

62の8―9　令第51条の10((総合保税地域においてすることができる展示等))の規定により展示等ができない貨物について、その用に供しようとするときは、あらかじめ正式の輸入手続を総合保税地域その他の保税地域において行わせるものとする。

［一部改正：平18第395号（項番号62の8―10を変更）］

（許可の期間の更新の手続等）

62の8―10　法第62条の15において準用する法第42条第2項ただし書の規定に基づく総合保税地域の許可の期間の更新の手続等については、次による。

⑴　許可の期間の更新の申請は、｢総合保税地域許可期間の更新申請書｣（C―3520）1通（税関支署を経由する場合には、2通）を税関に提出することにより行うものとする。なお、税関において更新を認めたときは、｢総合保税地域許可期間の更新書｣（C―3530）を交付するものとし、許可しないこととしたときは、「総合保税地域許可期間の更新をしない旨の通知書」（C―3535）により申請者に通知するものとする。

⑵　許可期間の更新申請書には、前記62の8―6（許可申請書の添付書類の取扱い）に準じて所要の書類の添付を求めることができるものとするが、その添付は許可の期間の更新の実状に照らして、特に必要とされるものに限るものとする。

⑶　許可の更新に際し指定する更新の期間については、前記42―12を準用する。

⑷　許可の期間の更新に際しては、令第51条の15((許可の条件に関する規定の準用))の規定に基づき、前記62の8―7に準じて条件を付するものとする。

［一部改正：平6第331号、平18第395号（項番号62の8―11を変更）、平21第617号］

（許可又はその期間の更新の公告等）

62の8―11　法第62条の15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))の規定により準用する法第42条第3項((保税蔵置場の許可等の公告))の規定による総合保税地域の許可又はその期間の更新の公告は、それぞれ次の内容につき行うものとする。

なお、新規許可の場合においては、その内容を速やかに他の税関に通報するものとする。

⑴　許可した場合の公告の内容

イ　許可を受けた法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ロ　総合保税地域の名称及び所在地並びに土地の面積

ハ　総合保税地域内の貿易に関連する施設の棟数及び延べ面積（うち貨物施設の棟数及び延べ面積）

ニ　許可の期間

⑵　許可期間を更新した場合の公告の内容

イ　更新を認められた法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

ロ　総合保税地域の名称及び所在地

ハ　更新した期間

［一部改正：平6第331号、平18第395号（項番号62の8―12を変更）］

（販売用貨物等を入れる場合の届出の手続）

62の11―1　法第62条の11((販売用貨物等を入れることの届出))の規定に基づく届出は、｢販売用貨物等搬入届｣（C―3540）2通を提出して行わせ、税関においてこれを受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。

（総合保税地域に対する処分の基準等）

62の14―1　総合保税地域について法第62条の14第1項((許可の取消し等))の規定に基づく処分を行おうとする場合の処分の基準については、前記48―1（保税蔵置場に対する処分の基準等）の規定を準用するものとする。この場合において、同項中｢保税蔵置場｣とあるのは｢総合保税地域（貨物を管理する者を指定する場合には、その者に係る施設）｣と、｢被許可者｣とあるのは｢被許可者（貨物を管理する者を指定する場合には、その者。）｣と読み替えるものとする。

［追加：平12第485号］

（法令に基づく保税蔵置場等についての規定の準用）

62の15―1　この節に特別の定めがあるほか、法第62条の15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))の規定により総合保税地域について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれ当該条文につき規定している前記第3節から第6節までの規定の取扱いに準ずる。この場合において、45―3中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、「当該保税蔵置場」とあるのは「当該総合保税地域」と、46―1中「保税蔵置場の許可を受けた者」とあるのは「総合保税地域の許可を受けた法人又は貨物を管理する者」と、｢保税蔵置場｣とあるのは｢総合保税地域又は貨物施設｣と、46―2及び46―3中｢保税蔵置場の｣とあるのは｢総合保税地域又は貨物施設の｣と、62の4―4中｢展示等｣とあるのは｢総保入｣と読み替えるものとする。

［一部改正：平6第331号、平17第1360号］

（その他の規定の準用）

62の15―2　前記62の15―1に規定するほか、前記第3節から第5節までの規定の総合保税地域に対する準用については、以下による。

⑴　前記42―3から42―6まで、42―14、42―15、42―16、43―2、43の2―1、43の3―1から43の3―4まで、43の3―7及び43の4―1の規定は総合保税地域について準用する。この場合において、42―17中、「法第43条の3第1項」とあるのは「法第62条の10」と、「前記40―1⑺ロに該当する行為として税関長の許可を受けるものとする。」とあるのは「前記62の11―1に規定する届出を行うものとする。」と、「当該許可を申請する者」とあるのは「当該届出を行う者」と、43―2中、「申請者」とあるのは「申請に係る一団の土地等を管理し、又は管理する法人（貨物管理者を含む。）」と、43の3―2中「法第43条の3第１項」とあるのは「法第62条の10」と、「令第36条の3第１項」とあるのは「令第51条の12第１項」と、「蔵入承認申請書」とあるのは「総保入承認申請書」と、「令第36条の3第2項」とあるのは「令第51条の12第2項」と、「令第36条の3第8項」とあるのは「令第51条の12第8項」と、43の3―4中「3月（法第43条の3第１項の規定により税関長が期間を指定する場合には、当該指定する期間。以下この項において同じ。）以内」とあるのは「3月以内」と読み替えるものとする。

⑵　前記56―2から56―4まで、57―1、61の3―2、61の4―3（⑴及び⑶を除く）、61の4―4から61の4―8までの規定は総合保税地域内において法第62条の8第１項第2号に掲げる行為が行われる施設について準用する。

⑶　前記62の2―11、62の3―5の規定は総合保税地域内において法第62条の8第１項第3号に掲げる行為が行われる施設について準用する。

［一部改正：平4第573号、平4第576号、平6第331号、平6第625号、平9第290号、平10第278号、平13第265号、平13第519号、平15第346号、平19第1207号、平21第617号、平24第202号、平29第329号、平29第570号、令2第1003号、令3第137号、令3第900号］

第5章　運送

（保税運送の承認をしない外国貨物）

63―1　次に掲げる貨物については、保税運送を承認しないものとする。ただし、運送することについて、やむを得ない理由があり、かつ、取締上支障がないと認められる場合（貨物が法第65条の3((保税運送ができない貨物))に規定する貨物に該当する場合を除く。）については、この限りでない。

⑴　法第69条の2第1項各号（（輸出してはならない貨物））に掲げる貨物及び法第69条の11第1項各号（（輸入してはならない貨物））その他法令により輸出入が禁止されている貨物

⑵　他の法令の規定により輸入について許可、承認等を必要とする貨物のうち要注意品目（例えば、銃砲、危険品等）と認められるもの（当該許可、承認等を取得している場合を除く。）

⑶　数量の確定していない貨物（外国貿易船の船側から揚地せん議等のまま運送される貨物で、施封等により到着地までの運送が保全される場合を除く。）で、法第4条((課税物件の確定の時期))に規定する課税物件の確定上支障があると認められるもの

［一部改正：昭51第1266号、平13第265号、平13第519号、平18第647号、平18第1580号、平22第367号］

（保税運送の手続を要しない外国貨物）

63―2　令第52条((保税運送の手続を要しない外国貨物))に規定する用語の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　第1号に規定する｢引き続き当該外国貿易船等により運送されるもの｣とは、その船舶に積まれたまま運送されるもの及び仮陸揚げされた後再びその外国貿易船等に積み込まれて運送されるものをいう。

⑵　第1号及び第2号に規定する｢他の外国貿易船等に積み替えられて運送されるもの｣とは、同一港において、外国貿易船等から直接他の外国貿易船等に積み替えられ又は仮陸揚げした後、他の外国貿易船等で運送されるものをいう。

⑶　一港に仮陸揚げされた外国貨物で、外国貿易船等以外の運送手段を使用して陸路、海路又は空路によつて他の港に運送した後、外国貿易船等に積み替える場合においては、運送及び積戻しの手続をさせるものとする。ただし、前記21―5（仮陸揚貨物の積込み）に該当する場合においては、積戻しの手続は要しないものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（同一開港等における貨物の移動の取扱い）

63―3　同一開港等における貨物の移動の取扱いについては、次による。

⑴　外国貨物の場所的移動が次のいずれかに該当する場合には、保税運送の手続を要しないものとする。

イ　外国貨物の移動が同一開港又は同一税関空港の中で行われる場合

ロ　外国貨物の移動が同一保税地域（前記42―９、42―15⑴、42―16⑴又は56―10の規定により一括許可を受けた保税地域を含む。）の別棟等までの間で行われる場合

ハ　外国貨物の移動が被許可者等が同一であり、かつ、同一又は隣接（公道を隔てている場合を含む。）した敷地内に存在する別許可に係る保税地域との間で行われる場合

⑵　上記⑴のハに該当する場合においては、それぞれの保税地域の被許可者等は、当該貨物の移動を明らかにした帳票類を整理保管するとともに、その事実を記載した書面等を一定期間（一週間程度）分まとめて保税取締部門に提出するものとする。

ただし、税関長が取締り上支障がないと認めるときは、書面等の提出を省略させることとして差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平6第331号、平9第290号、平19第893号、平19第1207号、平20第346号、令2第415号］

（運送の申告者）

63―4　保税運送の申告は、原則として運送しようとする外国貨物についての運送契約上の当事者である貨主、荷送人、運送人又は運送取扱人の名をもつて行わせるものとし、これらの者の委任に基づいて通関業者が代理申告を行う場合においては、代理人である旨の記載及びその名を連記させるものとする。また、保税運送の申告をする者が運送に係る貨物の運送人又は運送取扱人であり、かつ、通関業者である場合においては、その通関業者の名において申告させて差し支えない。この場合においては、｢自社運送｣又は｢自社運送取扱い｣の旨を申告書に注記させるものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（保税運送の申告手続）

63―5　輸出（積戻しを含む。）の許可を受けたもの以外の外国貨物（以下この章においては｢輸入貨物｣という。）の運送申告は、次による。

⑴　発送の際における運送手段（陸路、海路、空路の別をいう。）又は運送先を異にするごとに、運送しようとする貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C―4000）を3通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。ただし、積荷目録その他の書類で令第53条に規定する記載事項を網羅した書面により申告させること、又はこれらを添付することにより上記申告書の記載事項の記載を省略させることとしても差し支えない。

なお、運送途上において運送手投の変更を伴う場合であっても、取締上支障がないと認められるときは、1申告で行わせて差し支えない。

⑵　輸入貨物を保税蔵置場又は保税工場に蔵置することについて法第43条の3第１項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は法第62条の10の承認を受けようとする場合において保税運送を必要とするときは、「蔵入承認申請書」、「移入承認申請書」又は「総保入承認申請書」を外国貨物運送申告書に兼用することができる。

⑶　次に掲げる保税運送の申告をする場合には、申告書の記載事項のうち｢申告価格｣等記載の必要がないと認められるものについては、適宜記載の省略を認めて差し支えないものとする。

イ　同一市町村内の保税運送

ロ　その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の保税運送

⑷　原油、重油等の液状貨物又は穀物その他のばら貨物に係る保税運送を行う場合であって、税関長が取締り上支障がないと認めた場合には、予定数量による保税運送を認めて差し支えないものとする。この場合において、当該保税運送に係る貨物のバージ等への積込みが完了したとき（運送数量が確定したとき）は、当該保税運送承認書及びその写し（以下この項において｢保税運送承認書等｣という。）に、当該貨物の積込みに立ち会った公認の検数機関等が発給する検数報告書又は倉主が作成した適宜の様式による搬出数量計算書等を添付させることとし、当該保税運送を承認した税関は、後日返送される当該検数報告書等を添付した保税運送承認書等により当該保税運送に係る承認数量の訂正を行うものとする。

［一部改正：昭48第292号、昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平12第235号、平13第512号、平16第349号、平19第1207号、平29第570号］

（税関において運送申告書に記入すべき事項）

63―6　輸入貨物の保税運送の承認をしたときは、外国貨物運送申告書に運送の期間及び次の事項を記載し、うち1通に受理印及び承認印を押なつのうえ運送承認書として、他の1通を運送承認書写し（到着証明用、以下この章において同じ。）として申告者に交付する。

⑴　保税蔵置場において内国貨物を用いて手入れをした外国貨物を運送する場合には、手入れに用いた内国貨物の品名、数量及び使用の方法

⑵　保税工場製品である外国貨物の運送を承認したときは、その貨物に使用した原料の品名、数量及び価格並びに承認の年月日。ただし、保税運送される貨物が積戻しされることが確実であり、かつ、取締上支障がないと認められるものについては、｢保税工場製品｣と表示するのみで差し支えない。

⑶　担保を提供させた場合には、担保の種類

⑷　発送及び到着の際に、税関職員による現物確認を行う必要がある貨物については｢要確認｣の旨

⑸　発送の際に、施封を行う必要がある貨物については｢要施封｣の旨

［一部改正：昭51第1266号、昭55第1353号、昭61第587号、平6第331号、平10第278号、平13第512号］

（担保の提供）

63―7　法第63条第2項((保税運送のための担保))に規定する関税の額に相当する担保は、次に掲げる場合を除くほか、提供をさせるものとする。

⑴　定率法の規定により関税の免除を受けることが確実と認められる貨物を運送する場合

⑵　輸出の許可を受けた貨物を運送する場合

⑶　通関業者、船会社、航空会社若しくは令第30条の2に規定する者の所有又は管理に係る指定保税地域の貨物管理者又は保税蔵置場、保税工場、保税展示場若しくは総合保税地域の許可を受けた者であつて、税関長が信用確実と認め、かつ、以前において関税法規違反の事実がなかつた者が保税運送の承認を受ける場合

⑷　保税運送の承認を受ける者の資力、信用等が確実であると認められる場合

［一部改正：昭57第304号、昭61第587号（項番号63―8を変更）、平6第331号、平18第395号］

（運送貨物の発送の際の現物確認及び施封）

63―8　運送貨物の発送に当たつては、申告に係る貨物の品名、数量、価格、形状、運送経路及び運送の方法等を勘案して、必要な限度において貨物の現物確認及び施封を行うものとする。

［一部改正：昭51第1266号、昭61第587号（項番号63―9を変更）］

（運送貨物の発送手続）

63―9　法第63条第3項に規定する確認は、保税運送の承認の際併せて行って差し支えないものとする。

ただし、保税運送の承認に際して要確認又は要施封の指定を受けた貨物については、当該貨物の発送時にその運送承認書及び運送承認書写しを税関職員に提出するものとし、税関職員が発送を確認したときはその旨、施封を行った場合にはその種類及び個数、また、乱装、破装等のある貨物についてはその旨を運送承認書及び運送承認書写しに記載し、運送申告者又はこれに代わる者に交付する。

また、保税運送の承認を受けた貨物を分割して発送する場合には、運送者が最初の発送の際に運送承認書を携行するものとし、その後の個々の発送に当たっては、運送承認書ごとの一連番号を付した送り状（その運送承認を受けた者が使用している適宜の様式でよい。）を使用するものとする。また、最終回の貨物発送時には、運送承認書写しに個々の運送数量、発送年月日等を記載するものとする。

なお、当該確認を受けた貨物について、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常が発見されたときは、運送者から直ちに発送地を管轄する税関官署又は貨物の所在地を管轄する税関官署の保税取締部門に報告するようしょうようする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―10を変更）、平13第512号、平18第395号、平19第893号］

（運送の期間の指定）

63―10　法第63条第4項((運送の期間))に規定する運送の期間は、その運送に使用される運送手段、運送距離及び運送事情等を考慮して十分な余裕を見込んで指定するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―11を変更）］

（｢運送期間の延長｣に係る用語の意義）

63―11　法第63条第4項((運送の期間))にいう｢災害その他やむを得ない事由｣とは、震災、風水害等の天災又は火災その他運送の承認を受けた者の責に帰することができないと認められる事由をいうものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―12を変更）］

（運送期間の延長の手続）

63―12　運送期間の延長の手続は、「運送期間延長承認申請書」（C―14020）2通を提出させ、承認したときは、うち1通に承認印を押なつの上、承認書として申請者に、運送期間延長承認申請書の写しを運送先の所在地を管轄する税関官署に送付するものとする。また、貨物のある場所を管轄する税関において延長の承認をしたときは、運送期間延長承認申請書の写しをその保税運送を承認した税関に送付するものとする。

なお、保税運送貨物が運送先に到着している事実が明らかな場合で、荷役待ちその他の事情から搬入等の事実が遅延したため数量の確認が遅れる場合においては、数量の確認後その保税運送貨物の到着した日に遡って貨物到着の処理を行うものとし、運送期間の延長手続を要しない。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―13を変更）、令5第1211号］

（運送貨物の到着の確認）

63―13　保税運送された輸入貨物が運送先の保税地域に到着したときは、倉主等は前記34の2―1（保税地域における事務処理手続）の⑴のイにより処理するものとする。この場合において、税関職員による運送承認書写しへの確認印の押なつは、倉主等からの当該運送承認書写しの提出を受けた日に行うものとし、発送地税関における到着の事実に関する処理については、倉主等が当該運送承認書写しに記載した到着年月日等の内容をもって、到着の事実があったものとして処理するものとする。また、運送先が保税地域以外の場合並びに保税運送された貨物が前記63―6の⑷の「要確認」の貨物及び⑸の「要施封」の貨物である場合には、運送先についての事務を行う税関職員は、到着した運送貨物の異常の有無を確認した上、運送承認書写しに到着年月日並びに到着した貨物の数量及び異常の有無を記載して、運送承認書写しを後記63―14及び63―15の区分に従い運送申告者又はこれに代わる者に交付し、又は発送地税関に返送する。

なお、運送された貨物に重大な異常があった場合においては、到着地税関は、異常のあった貨物の品名、数量等について必要に応じ電話等をもって速やかに発送地税関に連絡するものとする。

［一部改正：昭51第1266号、昭61第587号（項番号63―14を変更）、平9第290号、平19第893号、平20第1146号］

（到着確認を受けた運送承認書写しの提出）

63―14　前記63―13により到着の確認を受けた運送承認書写しは、法第63条第６項の規定により到着の確認を受けた日から1月以内に、当該運送の承認を行った税関官署の担当部門に提出することを求めるものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―15を変更）、平19第893号］

［関連：関基62の3―2］

（到着の連絡）

63―15　輸入貨物の保税運送が次のいずれかに該当する場合には、前記63―14による到着確認済の運送承認書写しの提出は要しないものとし、到着事実の連絡は、到着を確認した税関官署から当該運送の承認を行つた税関官署に到着確認済の運送承認書写しを返送することにより行う。

⑴　保税運送の承認と到着の確認を行う税関官署が同一であつて、その税関官署の管轄区域内（本関の管轄区域については、税関の管轄区域から税関出張所、税関支署、税関支署出張所、税関監視署及び税関支署監視署の管轄する区域を除いた区域）における場所相互間で行われる保税運送

⑵　同一の税関の管轄区域内において常例的に相互に多数の保税運送が行われる場所として、税関長が指定した特定の場所相互間において行われる保税運送（この指定をしたときは、適宜の方法によりその指定の旨を掲示して、関係者に周知するよう措置するものとする。）

［一部改正：昭61第587号（項番号63―16を変更）］

（輸出又は積戻し貨物の運送）

63―16　輸出又は積戻しの許可を受ける貨物について、保税運送しようとする場合は、前記63―5の規定によることなく、当該貨物の輸出又は積戻しの申告の際にこれと併せて保税運送の申告を行うことができるものとし、この場合における取扱いについては、次による。

⑴　｢輸出申告書（積戻しする場合は積戻し申告書）｣（C―5010又はC―5025―2）又は後記67―2―3（Air　Waybill等による輸出申告）による場合は｢航空貨物簡易輸出申告書（搬出入届・運送申告書）｣（C―5210）の｢保税運送｣の欄に運送についての所要の事項を記入し運送申告書の提出に代えるものとする。

⑵　上記⑴の申告に際しては、通常の輸出申告又は積戻し申告の際の提出部数により行うこととし、到着証明用の運送申告書については、輸出許可書又は積戻し許可書をもって代用する。

⑶　保税運送の承認をしたときは、輸出許可書又は積戻し許可書の｢保税運送｣の欄にその旨チェックするとともに運送期間を記入する。

⑷　輸出又は積戻しの許可後の事情変更により、輸出許可書又は積戻し許可書記載の積込港以外の港に運送の上、積込みをすることとなった場合においては、その運送承認について新たな手続を要することなく上記⑴から⑶までに準じて処理する。この場合の運送承認月日は、便宜、その輸出許可の日として処理して差し支えない。

⑸　輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が船積港で全量又は一部不積になり運送を承認した税関に返送される場合においては、便宜、新たな運送手続を要することなくその旨を記載した適宜の様式による申出書に輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）を添付して提出することとし、運送を認めて差し支えない。この場合における申出書の提出部数は、2通（原本及び到着証明用）とし、運送を承認したときは、輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）に｢不積返送扱い｣と注記して処理する。

⑹　輸出又は積戻しの許可と運送の承認とを併せて受けて運送された貨物が運送先に到着後、事情の変更により、更に他港に運送の上、積み込むこととなった場合においては、新たな運送手続を要することなく、便宜、到着地税関において｢船名、数量等変更申請書｣（C―5200）1通に輸出許可書又は積戻し許可書を添付して提出することとし、船名変更の手続又は積込港変更の手続により処理するとともに、必要に応じ運送期間を延長し、変更後の積込港まで運送を認めて差し支えない。この場合においては、その申請書の写しを輸出又は積戻しの許可（運送の承認）をした税関に送付する。

⑺　輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）の許可を受けた貨物を、輸出申告時の蔵置場所からコンテナー埠頭内又はコンテナー埠頭外にあるCFSまで一旦運送し、当該CFSでコンテナー詰した上で船積予定船まで運送する場合の保税運送については、輸出申告時の蔵置場所から当該CFSを経由して船積予定船までの間の一貫した保税運送（以下この項において｢一貫保税運送｣という。）として承認することとして差し支えない。この場合における取扱いは、次による。

イ　一貫保税運送の申告は、当該一貫保税運送に係る貨物の輸出申告書の下段の｢個数、記号、番号｣欄の最下部に、当該貨物がコンテナー詰するものである旨（CARGOS TO BE CONTAINERIZED）及び当該貨物をコンテナー詰する場所（VIA ○○○○ HOZEI WAREHOUSE）を記載することにより、当該輸出申告と併せて行うものとし、当該一貫保税運送の申告を受理した通関部門においては、当該申告に係るCFSが保税地域であることを確認した上で、輸出許可と併せて一貫保税運送の承認を行うものとする。

ロ　一貫保税運送の承認を受けて運送された貨物が、当該承認に係るCFSへ到着後、事情の変更等により、他のCFSでコンテナー詰されることとなった場合には、便宜、｢船名、数量等変更申請書｣（C―5200）1通に必要事項を記載させ、輸出許可書を添付して当該他のCFSを所轄する税関（以下この項において｢到着地税関｣という。）の通関部門に提出するものとする。なお、到着地税関の通関部門においてコンテナー詰場所の変更を認めた場合には、当該｢船名、数量等変更申請書｣の写しを輸出許可をした税関の通関部門へ添付するものとする。

ハ　上記により一貫保税運送の承認を受けた貨物が、コンテナー詰場所であるCFSに搬入され、当該貨物をコンテナー詰した後にCYに向けて搬出されたときは、当該CFSにおいて貨物を管理する者は、当該貨物に係る輸出許可書の写し、ドック・レシート（B/L Instructions を含む。）の写し、及びコンテナー詰タリーシートの写しをセットして保管することにより、当該貨物の搬出入事績の記帳に代えて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―17を変更）、平12第235号、平17第424号、平18第395号、平20第346号、平29第442号、平29第570号、令5第1211号］

［関連：関基67―1―15］

（輸出運送貨物の到着の確認）

63―17　開港内にてい泊中の外国貿易船あてに輸出許可書（運送承認書兼用）又は積戻し許可書（運送承認書兼用）により保税運送される輸出又は積戻し貨物の到着確認については、次による。

⑴　外国貿易船に到着した貨物が直ちにその外国貿易船に積み込まれる場合においては、便宜、輸出許可書又は積戻し許可書にその貨物の船積確認の際に到着確認を併せて行うものとする。

なおこの際、船積み準備のため一時的にCYに搬入される場合であっては、輸出許可書等を保管することにより、当該貨物の搬出入の記帳に代えて差し支えない。

⑵　積込予定船舶の入港待ちその他やむを得ない理由により保税蔵置場等に一時蔵置するためにそれらの場所に搬入する場合においては、その搬入の際に到着確認を行うものとする。

⑶　到着した貨物について船積みの確認を行う際に運送期間の経過したものがある場合においては、事情やむを得ないものとして、運送期間の延長の手続を行わせることなく、便宜、監視部門において、その訂正を行つて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―18を変更）、平6第331号、平20第346号］

［関連：関基67―1―11、67―1―12］

（到着の確認を受けた積戻し許可書の提示）

63―18　積戻しの許可を受け保税運送された貨物については、前記63―17により到着の確認を受けた積戻し許可書を、到着の確認を受けた日から1月以内に、当該運送の承認を行つた税関官署の輸出通関担当部門に提示させる。

［一部改正：昭48第1000号、昭53第308号、昭61第587号（項番号63―19を変更）］

［関連：関基67―1―18］

（到着貨物についての過不足の取扱い）

63―19　運送先に到着した運送貨物の数量と運送承認書記載の数量との間に過不足がある次に掲げる場合については、それぞれの定めるところにより処理して差し支えない。

⑴　運送先に到着した運送貨物の数量に過不足がある場合に、到着の際の施封の状況、積付けの状況その他の状況から判断して、明らかに発送に際し数量が過不足していたと認められるときは、発送地税関に照会の上、関係書類の訂正を行うものとする。この場合において発送地税関は、到着地税関からの連絡と運送申告者の申請に基づき関係書類の訂正を行う。

⑵　運送先に到着した運送貨物である石油その他の液体貨物又は穀物その他のばら貨物の数量に過不足がある場合に、到着の際の施封の状況、積付けの状況、その他の状況から判断して、数量の過不足の原因が発送地における測定誤差、荷扱い又は運送中の荷こぼれ等に基づくものであり、かつ、その過不足が通常生ずべき範囲内であると認められるときは、到着地における実測数量をもつて保税地域への搬入を認め、運送承認書の訂正は要しないものとする。

⑶　運送先の保税工場に対する移入れの承認を受けている貨物の数量に過不足がある場合に、到着の際の施封の状況、積付けの状況その他の状況から判断して数量の過不足の原因が、発送地における測定誤差、荷扱い又は運送中の荷こぼれ等に基づくものであり、かつ、その過不足が通常生ずべき範囲内であると認められるときは、移入承認書を訂正することなく、到着の際の実測数量を法第61条の3((記帳義務))に規定する帳簿に記載させて、製造歩留りの計算その他保税工場における数量の管理を行わせる。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号63―20を変更）、平6第331号］

（運送中の貨物の運送先等の変更の特例）

63―20　次に掲げる場合においては、それぞれの定めるところにより取り扱つて差し支えないものとする。

⑴　甲港から運送されて乙港に仕向けられた運送貨物が、船舶又は航空機の運航の都合その他やむを得ない事故により乙港に運送することができず、運送先以外の丙港で他の船舶又は航空機に積み替えて乙港に運送する場合は、直ちに丙港を管轄する税関において積替えの手続を行い運送承認書にその旨裏書し、甲、乙の両税関に通知することにより処理する。

⑵　運送貨物が保税運送の途中において運送先の保税地域が満庫等のため、やむを得ずその保税地域近くの他の保税地域に搬入しなければならないことになつたときは、後記63―21に準じて処理する。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―21を変更）］

（到着貨物の運送先等の変更の特例）

63―21　次に掲げる場合においては、それぞれの定めるところにより取り扱つて差し支えないものとする。

⑴　輸入貨物を保税運送する場合において、これを外国港に誤送し、かつ、その船舶により運送承認書記載の運送先に運送する場合においては、積戻しがなかつたものとして取り扱い、その貨物の到着地税関において運送期間の延長手続のみで処理する。

⑵　運送貨物が運送先に到着した場合において、運送先の保税地域が満庫等のためやむを得ずその保税地域近くの他の保税地域に搬入しなければならないことになつたときは、到着地税関に搬入についての所定の手続を行わせて、その保税地域への搬入を認め、この旨を運送承認書及び運送承認書写しに裏書のうえ処理する。

⑶　保税運送される貨物が誤つて法第63条((保税運送))に規定する場所以外あてに運送承認された場合においては、上記⑵に準じて処理して差し支えない。この場合において、その貨物の到着地に保税地域がないときは、この貨物を搬入する場所について法第30条第1項第2号((税関長の許可を受けて保税地域以外の場所に置くことができる外国貨物))の規定により他所蔵置の許可をとらせるものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―22を変更）、平12第235号］

（包括保税運送の承認要件）

63―22　次に掲げるすべての要件を充足し、取締上支障がないと認められる保税運送については、一括して保税運送の承認を行うことができる。

⑴　運送をしようとする者が次のいずれかに該当する者であること

イ　保税地域の被許可者

ロ　通関業者

ハ　その他、税関手続に関する十分な知識を有する者で、税関長が適当と認める者

⑵　運送が次の区間において継続的に行われること

なお、本規定の適用においては、一の指定保税地域にあるすべてのコンテナーヤードを一の保税地域とみなして差し支えないものとする。

イ　一の保税地域と他の一の保税地域（税関検査場を含む。以下同じ。）の間

ロ　同一の税関官署の管轄区域に所在する一の保税地域（発送地である場合に限る。）と複数の保税地域の間

ただし、コンテナー詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）については、到着地の保税地域が、発送地所轄税関官署の管轄区域に所在するか否かは問わないものとする。

ハ　開港（一の岸壁に接岸する外国貿易船の停泊場所（発送地である場合に限る。）に限る。下記ニにおいて同じ。）と一の保税地域の間

ニ　同一の税関官署の管轄区域に所在する開港と複数の保税地域の間

⑶　運送される貨物が次に掲げるいずれかに該当するものであること。

イ　航空貨物であつて航空会社又はこれらの会社から委託を受けた者の責任で運送されるもの

ロ　コンテナー詰された貨物（船卸後に開扉されたものを除く。）

ハ　保税工場の保税作業による製品

ニ　旅具通関のため運送される貨物（同一税関管内において通関業者が自己の責任において自ら運送するものに限る。）

ホ　運送される貨物が特定されているもの（関税率表の類程度）

ただし、外国貿易船から直接運送される貨物（令第15条第1項第2号((積卸について呈示しなければならない書類))に規定する船卸票が発給される貨物を除く。）を除く。

ヘ　蔵入承認済貨物等取締上支障がないものとして税関長が定めた貨物

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平元第327号、平4第303号、平6第331号、平9第290号、平14第253号、平17第424号］

（包括保税運送の承認手続等）

63―23　包括保税運送の承認手続等については、次による。

⑴　包括保税運送の承認を受けようとする者は、「包括保税運送申告書」（C―4010）2通を発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出する。

⑵　包括保税運送の申告は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。

ただし、運送区間が前記63―22⑵ロ又はニに該当する運送については、発送地の保税地域又は岸壁ごとに1申告として差し支えない。

⑶　発送地所轄税関官署は、包括保税運送の承認に際し、運送の期間を指定して、包括保税運送申告書に記入するものとし、その1通を保管し、1通に承認印を押なつの上、運送承認書として申告者に交付するとともに、包括保税運送申告書の写しを到着地所轄税関官署に送付するものとする。

なお、運送期間経過により関税を徴収する場合の法第4条第1項第5号の規定の適用については、当該貨物の発送の時に承認があつたものとして取り扱うものとする。

⑷　包括保税運送の承認の期間は、1年以内とする。

⑸　包括保税運送の承認に当たつては、包括保税運送の承認を受けた者が、関税関係法令を遵守しないこと等により、指定された承認期間内において包括保税運送の適用を継続することが適当でないと認められることとなつたときは、当該承認を取り消すことがある旨の条件を付し、取締りの実効を確保するものとする。

なお、承認を取り消すときは、その旨を当該承認を受けた者にあらかじめ通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。

⑹　包括保税運送の承認を受けた者（以下｢運送者｣という。後記63―24においても同じ。）は、最初の運送の際に、運送承認書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。

⑺　継続して包括保税運送の承認を受けようとする場合は、当初の承認の期間の満了日が到来する前に前記⑴の手続により申告するものとする。

この場合において、当該包括保税運送申告書の提出を受けた税関官署は、当該運送が前記63―22に規定する要件を満たさないこととなつたと認められる場合を除き、原則として承認を行うものとする。

なお、前記63―22に規定する要件を満たさないとして承認を行わない場合には、その旨を当該申告者に通知するとともに到着地所轄税関官署及び発送地の倉主等に遅滞なく通知する。

⑻　外国貿易船から直接運送される貨物については、上記⑸から⑺までに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平元第327号、平4第303号、平14第253号、平19第893号、令5第1211号］

（包括保税運送貨物を運送する際の手続等）

63―24　包括保税運送貨物を運送する際の手続等については、次による。

⑴　運送者は、貨物の運送を行う際に、当該貨物の送り状（様式については、原則として、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C―4000）を使用し、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を記載する。）4部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての発送の確認を受けるものとする。発送の確認は押印により行って差し支えない。

また、送り状の右上余白部に包括保税運送の承認を受けた貨物である旨並びに承認番号及び運送に係る一連番号（発送地の倉主等別とする。）を記載させるものとする。

なお、申告価格については、下記に掲げる場合にはその記載の省略を認めて差し支えないものとする。

イ　同一市町村内の運送

ロ　コンテナー詰貨物等その他税関長が取締上支障がないと認めた貨物の運送

⑵　運送者は、上記⑴の確認を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。

⑶　運送者は、貨物が運送先に到着したときは、前記⑴により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、運送貨物についての到着の確認を受けるものとする。到着の確認は押印により行って差し支えない。

⑷　運送者は、上記⑶の確認を受けた送り状（3部）のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。

また、到着地の倉主等は運送者から引き渡された送り状（2部）のうち1部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税取締部門に提出するものとする。

⑸　外国貿易船から直接運送される貨物については、上記⑴から⑷までに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

なお、この場合において、送り状に記載する運送貨物の数量は、令第15条第1項第2号((積卸について呈示しなければならない書類))に規定する船卸票に記載されている数量とし、運送者は当該船卸票を送り状に添付するものとする。

⑹　運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等が相互に接続された電算システムにより貨物管理を行っている場合で、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、上記⑴から⑷までの規定にかかわらず、1月分の送り状の内容を記録した運送実績を適宜の書面又はフロッピィーディスクにより提出することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合にあつては、運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を随時出力（映像による出力を含む。）することができるよう措置するものとする。

⑺　運送者は、運送貨物に関し、発送前、発送途中、到着時等において破損、亡失、その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税取締部門に報告するものとする。

⑻　税関からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は運送者は、発送前に発送地所轄税関官署の保税取締部門に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63―8（運送貨物の発送の際の現物確認及び施封）の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を記載することを求めるものとする。

また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税関官署の保税取締部門に通報するものとする。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平元第327号、平14第253号、平18第395号、平19第893号、令3第285号］

（旅具検査のため保税地域から運送される別送貨物の取扱い）

63―25　旅具通関のため保税地域から同一市町村内にある税関又は当該保税地域を管轄する税関の旅具検査場へ運送する別送貨物の取扱いについては、次による。

なお、別送貨物以外のもので、旅具通関扱いをする貨物については、これに準じて取り扱うものとする。

⑴　保税地域、税関官署又は法第30条第1項第2号の規定により税関長の許可を受けた場所に蔵置されている別送貨物を旅具検査場へ運送する必要があるときは、適宜、簡易な様式2通により旅具担当職員に提出することを求めるものとする。

⑵　運送申告書が提示された場合において、担当職員は、別送申告書及び旅券等を審査し、次の各号に該当する場合を除き、その運送申告書の備考欄に施封を要する旨を記載して運送申告者に交付する。

なお、この場合における別送貨物の運搬具（トラック等）については、なるべく施封可能なもの又はコンテナーその他貨物の運送中に事故の生じない構造のものを使用するよう常時運送業者を指導するものとする。

イ　大公使、領事又はこれらに準ずるものが輸入するもの

ロ　貨物の内容及び形態が明確なもの

ハ　その他施封の必要がないと認められるもの

⑶　保税取締部門において、施封を要する旨の運送申告書を受理したときは、現品と対査し、異常がないことを確認した上、その発送貨物又は運搬具に施封を行い、運送の承認を行うとともに貨物の発送を認める。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―24を変更）、平12第235号、平19第893号］

（同時蔵置が認められる貨物の運送の特例）

63―26　前記42―3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）（56―6（保税工場における貨物の同時蔵置）において準用する場合を含む。）及び42―4（保税蔵置場における同時蔵置の特例）（56―7（保税工場における貨物の同時蔵置の特例）において準用する場合を含む。）により同時蔵置が認められる貨物について、輸送の都合上やむを得ない理由があり、かつ、運送数量が明確に把握でき、取締上支障がない場合においては、同一運送具により同時蔵置の形態のままで運送（2以上の運送先に運送する場合を含む。以下この項において同じ。）を認めて差し支えない。ただし、運送具が2以上（例えば数車両）にわたる場合においては、その1の運送具（1車両）に限り、同時蔵置の形態のままで運送を認めるものとする。この場合において、上記により運送が認められた貨物が運送中において亡失したときは、同時蔵置のままの形態で運送した貨物のうち内国貨物が亡失したものとし、その亡失数量が内国貨物の数量を超える部分についてのみ外国貨物が亡失したものとして処理して差し支えない。

なお、上記により運送を認めた場合においては、保税運送承認書、保税運送承認書写し等に同時蔵置の形態のままで運送される貨物の運送具（車両等）の番号及び積載数量を明確にさせておくものとする。

［一部改正：昭53第308号、昭61第587号（項番号63―27を変更）、平6第331号］

（保税工場外作業の許可を受けた場所からの保税地域への運送）

63―27　法第61条((保税工場外における保税作業))の規定に基づく保税工場外作業の許可を受けた場所から保税作業によつてできた製品をその工場以外の他の保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）へ保税運送する場合の取扱いについては、次による。

⑴　保税作業によつてできた製品が、次のいずれかの条件に該当し、かつ、取締上支障がないと認められる場合においては、その運送の承認を行つて差し支えない。

イ　保税工場外における保税作業によつてできる製品の2次加工又は集荷を、その保税工場以外の他の保税地域において連続又は緊急に行う必要がある場合

ロ　保税工場外における保税作業を行う場所の地理的条件からみて、製品をその保税工場に再び入れることが経済的に著しく不利であると認められる場合

⑵　法第61条第4項((保税工場にあるとみなされる外国貨物))の規定により蔵置されているとみなされる保税工場を発送場所として取り扱うものとし、｢外国貨物運送申告書｣（C―4000）の｢発送場所｣欄の記載に当たつては、当該保税工場のほか保税工場外作業の許可を受けた場所をかつこ書させるものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―29を変更）］

（保税工場外作業の許可を受けた場所から保税地域へ運送された貨物の返送）

63―28　保税工場外作業の許可を受けた場所からその保税工場以外の保税地域（他所蔵置の許可を受けた場所を含む。）に積戻しのため保税運送された貨物について、再加工の必要等やむを得ない事由により、その保税工場外作業の許可を受けた場所へ返送する必要が生じた場合には、取締上支障がない限り、当該保税工場外作業の許可を受けた場所へ直接運送することを認めて差し支えない。

なお、この運送に当たつては、速やかに保税工場外作業の許可申請手続を行うよう指導するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号63―30を変更）］

（特定保税運送者の承認申請手続）

63の2―1　法第63条の２第1項の規定に基づく承認（以下この章において「特定保税運送者の承認」という。）の申請（以下この章において「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C―9000）（以下この章において「承認申請書」という。）２通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者（法第50条第１項又は法第61条の５第１項に規定する承認を受けた者をいう。以下同じ。）の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする１承認又は認定につき１通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、原則として、認定通関業者にあってはその認定をした税関、特定保税承認者にあってはその承認をした税関、法第63条の２第１項に規定する国際運送貨物の運送又は管理業務を行う者（特定保税承認者を除く。）にあっては、当該業務を行っている主たる事務所の所在地を所轄する税関の特定保税運送者の承認に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この章において「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

⑴　承認申請書には、令第55条の5第2項に規定する法第63条の4第3号の規則（以下この章において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定保税運送者の承認の申請と同時に特定保税承認者の承認又は認定通関業者の認定を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする1承認又は認定につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）を添付する。令第55条の5第3項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類１通を添付する。

なお、承認申請書を提出する担当税関又は国土交通省（申請者が令第55条の２第４号に掲げる者である場合に限る。）に、これらの添付書類を既に提出している場合には、その提出を省略して差し支えないものとする。この場合において、税関長は必要と認める場合には、国土交通省に対しその提出の有無を確認するものとする。

⑵　規則第7条の3ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第50条第1項、法第61条の5第1項若しくは法第63条の2第1項の承認又は法第79条第1項の認定を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。

⑶　前記7の2―5⑶の規定は、令第50条の4第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、令3第500号、令5第594号］

（承認申請の撤回手続）

63の2―2　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」１通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：令4第469号、令5第594号］

（承認等の通知）

63の2―3　令第55条の５第５項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、次による。

⑴　申請者への通知は、「特定保税運送者承認書」（C―9012）又は「特定保税運送者不承認通知書」（C―9022）（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。

⑵　承認通知書等の交付は、当分の間、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門に提出があった日）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により２月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第793号、令5第594号］

（承認内容の変更手続）

63の2―4　令第55条の５第６項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C―9030）２通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、届出者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届の提出があった署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

また、法第63条の４第１号イからトまで又は第63条の7第1項第2号若しくは第3号に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合はその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。

⑴　法令遵守規則（業務手順書、規則第7条の4第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等補足資料含む。）に変更があっ場合

⑵　役員、代理人又は規則第7条の4第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合

⑶　「特例輸入者の承認要件等審査領について」別紙2の4③に規定する、運送途上において貨物の積み替え等を行う施設における貨物の管理のために必要な措置に変更があった場合

⑷　「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙２の１⑤及び４⑤に規定する委託先に変更があった場合

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平30第923号、令4第469号、令5第594号］

（該当要件の追加手続）

63の2―5　認定通関業者又は令第55条の２第１号から第４号まで(第４号にあっては、イからホまでの別を含む。)のいずれかの要件を満たす者として特定保税運送者の承認を受けた者が、当該要件に係る営業所以外の営業所において特定保税運送制度の適用を受けようとする場合には「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C―9030）２通（原本、届出者用）及び当該営業所に係る規定を追加した法令遵守規則を担当税関の担当部門に提出することにより行う。当該変更届を受け付けた担当税関は、速やかに法第63条の４に規定する承認要件の審査に準じ審査等を行い、当該要件を満たしていることにつき確認した場合には、当該変更届を受理するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号］

（承認の審査）

63の2―6　法第63条の４に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年３月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

［追加：平20第346号］

（運送目録の記載事項等）

63の2―7　令第55条の４第１項後段の規定に基づき、次の保税地域相互間（規則第７条の２に該当する保税地域に限る。）の特定保税運送については、法第63条の２第２項に規定する運送目録の記載事項のうち、記号、番号、個数等必要がないと認める事項の記載を極力省略し、特定保税運送者の負担とならないよう努めることとする。

⑴　税関空港（同一の税関の管轄区域内の税関空港に限る。）の近隣に所在する保税地域相互間

⑵　同一又は近接する税関官署の管轄区域内に所在する保税地域相互間

［追加：平20第346号］

（電子メールによる送信）

63の2―8　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

⑴　前記63の2―1、63の2―2又は後記63の8の2―1の申請書及び添付書類

⑵　前記63の2―4又は63の2―5の変更届及び添付書類

⑶　後記63の6―1の届出書及び添付書類

［追加：平20第721号］

［一部改正：平29第442号］

（承認の公告）

63の3―1　法第63条の3第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の特定保税運送者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する

⑴　承認を受けた者の氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）及び住所

⑵　承認を受けた者が認定通関業者である場合にはその旨、それ以外の者である場合には、令第55条の２各号のうち、該当する号（同条第４号に該当する者にあっては、同号イからホまでの別を含む。）。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平28第403号、令5第594号］

（改善措置の求め）

63の5―1　法第63条の５の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

⑴　特定保税運送に関する業務について、法の規定に違反する行為が発見された場合。

⑵　特定保税運送に関する業務において輸出入・港湾関連情報処理システムを適時、適正に使用していない場合。

⑶　法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出申告において、後記67の3―2―3の⑷に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合

⑷　法令遵守規則に則して特定保税運送に関する業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合

⑸　その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

［追加：平20第346号］

［一部改正：平20第1146号、平22第163号、平23第901号、平29第570号］

（特定保税運送者からの事情の聴取等）

63の5―2　前記63の5―1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特定保税運送者（法第63条の２第１項に規定する特定保税運送者をいう。以下同じ。）から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

［追加：平20第346号］

（保税運送の特例を受ける必要がなくなった旨の届出手続）

63の6―1　令55条の７の規定による届出（以下この項において「届出」という。）の手続については、次による。

⑴　届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C―9040）２通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

⑵　「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、承認を受けた年月日、取りやめの理由及び特定保税運送に係る外国貨物の全てが運送先に到着している旨を記載する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平22第367号、平29第442号、令5第594号］

（承認の失効の公告）

63の7―1　法第63条の7第2項に規定する承認の失効の公告は、失効年月日、特定保税運送者の住所又は居所及び氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：令5第594号］

（特定保税運送者の承認の取消し）

63の8―1　法第63条の８の規定に基づき特定保税運送者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

⑴　法第63条の４第１号イからトまでに該当することとなった場合は、遅滞なく承認を取り消す手続を開始するものとする。

⑵　法第63条の４第２号に適合しないこととなったため承認を取り消すことができる場合とは、例えば特定保税運送者が、令第55条の６第３号に掲げる法律の規定に基づき、事業の停止等の処分を受けることとなった場合をいう。

⑶　令第55条の８の規定に基づく通知は、後記89―5⑶に規定する「不服申立て等について」（C―7009）を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」（C―9050）を交付することにより行うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平28第270号、平28第403号］

（承継の承認申請手続等）

63の8の2―1　法第63条の8の2において準用する法第48条の2第1項から第5項までの規定に基づく特定保税運送者の承認を承継する場合の承認申請手続の取扱いは、次による。

⑴　特定保税運送者の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者等の承認・認定の承継の承認申請書」（C―9060）（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行わせるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承継の承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その承継の承認申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、特定保税運送者間の合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡し（以下この項において「合併等」という。）の場合で、各々の担当税関が異なる場合、承継の承認申請書を提出する担当税関は、原則として、合併等の後における主たる特定保税運送業務を行う予定の事業所の所在地を管轄する担当税関とする。

⑵　承継の承認申請書の添付書類については、前記63の2―1⑴の規定並びに7の2―5⑵のイからニ及びチの規定に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の⑵チ中「輸入業務に携わる担当者（特例輸入者の承認要件等の審査要領について2⑴②に規定する担当者をいう。）」とあるのは「特定保税運送等の業務に携わる担当者（規則第7条の3第3号に規定する担当者をいう。）」と読み替えるものとする。

⑶　法第63条の8の2において準用する法第48条の2第1項に規定する特定保税運送者に係る相続の場合には、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）、同条第4項に規定する合併等の場合には、合併等が確実であると認められる書類（例えば、業務の譲渡に係る契約（会社法第467条）、吸収合併契約（会社法第749条第1項）、新設合併契約（会社法第753条第1項）、吸収分割契約（会社法第758条）、新設分割計画（会社法第763条）に係る書面の写し。）を提出させるものとする。

また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人、分割により設立される法人又は特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務を譲り受ける法人（登記内容に変更が生じた場合に限る。）にあっては、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。なお、登記した旨を担当税関へ連絡し、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、提出を要しないものとする。

⑷　令第55条の8の2第2項において準用する令第39条の2第1項第2号に規定する「相続があつた年月日」とは被相続人の死亡日をいい、令第55条の8の2第2項において準用する令第39条の2第2項第3号に規定する「合併若しくは分割又は特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡しが予定されている年月日」とは、吸収合併契約若しくは吸収分割契約又は業務の譲渡に係る契約に関する書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。

⑸　合併等に係る承継の承認の申請は、上記⑷に規定する効力発生日又は登記（成立）予定日以前に行わせるものとし、当該申請の申請者は、以下のとおりとする。

イ　合併の場合には、合併しようとする法人の連名

ロ　分割の場合には、分割しようとする法人と、分割後当該承認の承継を受けようとする既存の法人がある場合には当該既存の法人の連名

ハ　特定保税運送者に係る法第63条の2第1項に規定する特定保税運送に関する業務の譲渡しの場合には、当該業務を譲り渡そうとする者と譲り受けようとする者の連名

⑹　上記⑸に規定する申請については、上記⑶に規定する合併等が確実であると認められる書類により、これらの者の間の関係が明らかである場合には、当該合併等に係る一の者の名をもって申請を行わせて差し支えない。

⑺　特定保税運送者が、会社法第2条第26号に規定する組織変更を行う場合には、法第63条の8の2で準用する法第48条の2に規定する許可の承継によらず、前記63の2―4に規定する承認内容の変更手続によることに留意すること。

⑻　承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の承認書」（C―9070）を、承認しないときは、「特例輸入者等承認・認定の承継の不承認書」（C―9080）を交付することにより行う。

［追加：平28第403号］

［一部改正：平29第442号、令3第500号、令5第594号］

（承継の承認の公告）

63の8の2―2　法第63条の8の2において準用する法第48条の2第6項の規定に基づく承継を承認した際の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。

⑴　承継を受けた者の氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）及び住所

⑵　承継前に承認を受けていた者の氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）及び住所

⑶　承継の承認を受けた者が認定通関業者である場合にはその旨、それ以外の者である場合には、令第55条の2各号のうち、該当する号（同条第4号に該当する者にあっては、同号イからホまでの別を含む。）

［追加：平28第403号］

［一部改正：令5第594号］

（郵便物の保税運送の届出手続等）

63の9―1　郵便物（法第30条第1項第3号の特定郵便物を除く。以下この項及び63の9―2において同じ。）の保税運送の届出手続等については、次による。

⑴　郵便物の保税運送の届出を行おうとする者は、「郵便物保税運送届出書」（C―4015）2通を発送地又は到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出する。この場合において、当該届出者は、届出日から１年以内に発送する郵便物の運送について一括して届け出ることができる。

⑵　郵便物の保税運送の届出は、発送地の保税地域若しくは岸壁又は到着地の保税地域が異なるごとに行うものとする。

⑶　発送地又は到着地所轄税関官署は、郵便物保税運送届出書の受理に際し、その1通を保管し、1通に受理印を押なつの上、届出受理書として届出者に交付するとともに、郵便物保税運送届出書の写しを到着地又は発送地所轄税関官署に送付するものとする。

⑷　郵便物運送者（郵便物の保税運送の届出を行った者をいう。後記63の9―2において同じ。）は、最初の運送の際に、届出受理書の写しを発送地及び到着地の倉主等に引き渡す。

⑸　継続して郵便物の保税運送の届出を行おうとする場合は、当初の届出の有効期間の満了日が到来する前に前記⑴の手続により届け出るものとする。

⑹　外国貿易船から直接運送される貨物については、上記⑷及び⑸に規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：令5第1211号］

（郵便物を保税運送する際の手続等）

63の9―2　前記63の9―1の⑵により届出が受理された郵便物を運送する際の手続等については、次による。

⑴　郵便物運送者は、郵便物の運送を行う際に、当該郵便物の送り状（原則として、万国郵便条約に基づき、差出国が閉袋送達に関する情報を記載し、当該閉袋に添付することが必要とされている書類（通常郵便物に関する施行規則第186条第3項の規定により記入された引渡明細表CN37、CN38又はCN41等）を使用し、必要に応じ、貨物の品名、記号及び番号、個数、数量、申告価格等を追記する。）４部を発送地の倉主等に提示し、運送貨物についての発送の確認を受けるものとする。発送の確認は押印により行って差し支えない。

また、送り状の右上余白部に郵便物の保税運送の届出を行った郵便物である旨並びに受理番号及び運送に係る一連番号を記載するものとする。

なお、下記に掲げる場合には、申告価格その他必要がないと認める事項につきその記載の省略を認めて差し支えないものとする。

イ　同一市町村内の運送

ロ　コンテナー詰貨物その他税関長が取締り上支障がないと認めた貨物の運送

⑵　郵便物運送者は、上記⑴の確認を受けた送り状のうち1部は当該発送地の倉主等に引き渡すものとし、当該倉主等は当該送り状を保管することにより搬出の記帳として差し支えないものとする。

⑶　郵便物運送者は、郵便物が運送先に到着したときは、前記⑴により発送地の倉主等の確認を受けた送り状（3部）を到着地の倉主等に提示し、郵便物についての到着の確認を受けるものとする。到着の確認は押印により行って差し支えない。

⑷　郵便物運送者は、上記⑶の確認を受けた送り状（3部）のうち2部を当該到着地の倉主等に引き渡すものとし、他の1部については1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに発送地所轄税関官署の保税担当部門に提出するものとする。

また、到着地の倉主等は郵便物運送者から引き渡された送り状（2部）のうち１部を保管することにより搬入の記帳として差し支えないものとし、他の1部については当該倉主等が1月分を取りまとめの上、翌月の10日までに到着地所轄税関官署の保税担当部門に提出するものとする。

⑸　外国貿易船から直接運送される郵便物については、上記⑴から⑷までに規定する発送地の倉主等に対する手続は、適用しない。

⑹　郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等のすべてが送り状を保存している場合であって、税関長が取締上支障がないと認めたものについては、上記⑴から⑷までの規定にかかわらず、1月分の送り状を保存することにより、税関への送り状の提出を省略することができるものとする。この場合にあっては、郵便物運送者、発送地の倉主等及び到着地の倉主等は、税関職員の求めに応じ、運送実績を随時提示することができるよう措置するものとする。

⑺　郵便物運送者は、運送貨物に関し、発送前、運送途中、到着時等において破損その他の事故又は異常を発見したときは、直ちに発送地所轄税関官署又は貨物の所在地所轄税関官署の保税担当部門に報告するものとする。

⑻　税関からあらかじめ通知のあった貨物については、発送地の倉主等又は郵便物運送者は、発送前に発送地所轄税関官署の保税担当部門に通報するものとする。この場合の運送貨物の発送は、前記63―8の規定に準じ取り扱うとともに送り状には必要な事項を記載することを求めるものとする。

また、到着地の倉主等は、当該貨物が到着したときは直ちに到着地所轄税関官署の保税担当部門に通報するものとする。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：令3第285号］

（難破貨物等の運送に関する用語の意義）

64―1　法第64条第1項((難破貨物等の運送))に規定する｢難破貨物｣等の用語の意義については、次による。

⑴　｢難破貨物｣とは、遭難その他の事故により船舶又は航空機から離脱した貨物をいう。

⑵　｢運航の自由を失つた船舶又は航空機｣とは、災害等の外部的障害により、あるいは船舶又は航空機自体の内部的故障により自力で航行を継続することができない状態にある船舶又は航空機をいう。

⑶　｢仮に陸揚された貨物｣とは遭難その他やむを得ない事故等により、本来の目的とした陸揚地以外の場所に一時陸揚げ又は取卸しされた貨物をいう。

（難破貨物等の運送の承認）

64―2　法第64条第1項((難破貨物等の運送の承認又は届出))の規定により、難破貨物等をそのある場所から運送する場合の承認申請は、｢外国貨物運送申告書（目録兼用）｣（C―4000）3通（原本、承認書用、到着証明用）を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、申告書の備考欄に法第64条に該当するものである旨を注記し、うち1通を運送承認書、他の1通を運送承認書写しとして申告者に交付する。

［一部改正：昭61第587号］

（難破貨物等が警察官に届け出て運送される場合の取扱い）

64―3　法第64条第1項ただし書((難破貨物等の運送を警察官にあらかじめ届け出る場合))の規定により、難破貨物等が警察官への届出後運送される場合においては、当該警察官から届出を受けた事項について書面、電話その他の方法により最寄りの税関官署に対して速やかに通知があることとなつているから、これにより通知を受けた税関はその旨を直ちに到着地税関に通知し、到着地税関においては当該通知及び法第64条第3項((運送貨物の到着の際の届出))の規定により提出される届出を証する書類と現品とを対照して、その到着を確認するものとする。

（保税運送の取扱いの準用）

64―4　前記63―1（保税運送の承認をしない外国貨物）、63―6（税関において運送申告書に記入すべき事項）、63―8（運送貨物の発送の際の現物確認及び施封）から63―15（到着の連絡）まで及び63―20（運送中の貨物の運送先等の変更の特例）の取扱いは、承認を受けて運送される難破貨物等について準用するものとする。この場合において、これらの取扱い中｢運送申告書｣とあるのは｢運送承認申請書｣と読み替えるものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（運送期間の経過による関税の徴収）

65―1　運送期間の経過による関税の徴収については、次による。

⑴　法第63条第１項又は法第64条第１項の規定により運送の承認を受けて運送された外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。この項において同じ。）の場合

到着地税関から運送貨物について全部若しくは一部が到着しない旨又は運送中に損傷があった旨の通知があったときは、運送承認税関は、その運送貨物について調査し、法第65条第１項本文の規定により直ちにその運送貨物の関税を徴収することとなるときは、その運送の承認を受けた者に賦課決定通知書（前記8―1）及び納税告知書（前記9の2―1）を送達する。この場合において、その関税が告知に係る納期限までに完納されない場合には、運送の承認の際に提供させた担保をもってその関税に充当し、又は国税徴収の例により徴収する。

なお、亡失した貨物が輸出の許可を受けた貨物であるときは、同項本文の規定により関税の徴収を行う必要はなく、また、運送貨物が石油その他の液体貨物又は穀物その他のばら貨物である場合であつて、運送中の欠減量が運送貨物の特性、運送方法等から勘案し通常生ずべき範囲内と認められる程度のものであるときも、同項ただし書の規定を適用し、関税の徴収を行う必要はないので留意する。

⑵　特定保税運送に係る外国貨物の場合

到着地税関から運送貨物について全部若しくは一部が７日以内に到着しない旨又は運送中に損傷があった旨の通知があったときは、発送地を管轄する税関は、上記⑴に準じて取り扱うものとする。

［全部改正：平20第346号］

（運送期間の経過による関税の徴収に係る用語の意義）

65―2　法第65条第1項ただし書((亡失等により関税を徴収しない場合))に規定する｢災害その他やむを得ない事情により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義については、前記23―9（｢災害その他やむを得ない事情により亡失した場合｣及び｢滅却｣の意義）と同様とする。

［一部改正：平17第1360号］

（運送貨物の滅却の承認の申請）

65―3　運送貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。）の滅却の承認の申請は、｢滅却（廃棄）承認申請書｣（C―3170）2通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

［一部改正：昭61第587号、平17第1360号（項番号65―4を変更）］

（運送貨物が亡失した場合の届出）

65―4　法第65条第４項に規定する届出の取扱いは、前記45―3に準じて取り扱うものとする。この場合において、45―3中「を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた」とあるのは「について運送の承認を受けた」と、「当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「当該貨物について運送の承認を受けた」と読み替えるものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平20第346号］

（運送貨物が保税地域等に搬入する前に亡失した場合の取扱い）

65―5　保税運送された外国貨物が保税地域又は他所蔵置場所に実際に搬入される前に亡失した場合においては、その貨物が既に保税地域又は他所蔵置場所に接岸又は到着している場合であつても、運送中における亡失として取り扱うものとする。

（開港と不開港との間の内国貨物の運送）

66―1　内国貨物を外国貿易船等に積んで不開港から開港若しくは税関空港に、又は開港若しくは税関空港から不開港に運送することは、運送貨物の確認等貨物の取締りに支障を生じないと認められる場合に限り承認するものとする。

［一部改正：平12第235号］

（内国貨物の運送申告）

66―2　法第66条((内国貨物の運送))の規定により内国貨物を運送する場合の申告は、外国貿易船、外国貿易機の別又は運送先を異にするごとに、内国貨物を運送しようとする外国貿易船又は外国貿易機が入港する開港、税関空港又は不開港の所在地を所轄する税関官署に「内国貨物運送申告書（目録兼用）」（C―4030）を3通（原本、承認書用、到着証明用）提出させるものとする。

［一部改正：平13第265号、平29第570号］

（運送された内国貨物の引取り）

66―3　外国貿易船等によつて運送された内国貨物を引き取るときは、船卸し（取卸し）に際し運送承認書を提出させ、引取りを認める旨を裏書して交付するものとする。

（保税運送の取扱いの準用）

66―4　前記63―5（保税運送の申告手続）⑶及び⑷、63―6（税関において運送申告書に記入すべき事項）⑷及び⑸、63―9（運送貨物の発送手続）、63―10（運送の期間の指定）、63―12（運送期間の延長の手続）から63―15（到着の連絡）まで並びに63―20（運送中の貨物の運送先等の変更の特例）の取扱いは、内国貨物の運送について準用するものとする。

［一部改正：昭61第587号、平13第265号］

第6章　通関

第1節　一般輸出通関

（輸出申告の効力の発生時期並びに輸出申告書の受理及び審査）

67―1―1　法第67条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸出申告は、税関がこれを受理した時にその効力を生ずる。

税関が輸出申告書を受理したときは、輸出申告書（C―5010又はC―5025―2）下欄の｢受理｣欄に受理印（C―5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の下欄の｢審査｣欄に審査印（C―5000）を押なつする。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―5を変更）、平9第828号、平17第424号］

（輸出申告の手続）

67―1―2　法第67条に規定する輸出申告は、令第58条に規定する｢輸出申告書｣（C―5010）又は「輸出申告書」（C―5015―1及びC―5015―2）3通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出して行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号、以下この章において｢統計基本通達｣という。）の21―2（に掲げる貨物（同中⒁に掲げるものを除く。）については、統計用の提出を要しない。

なお、輸出申告に当たっては当該輸出申告に係る貨物が保税地域等（保税地域又は法第30条第1項第2号の規定により税関長が指定した場所をいう。以下同じ。）に搬入前であるか搬入後であるかを当該輸出申告書に記載させるものとし、当該貨物が保税地域等に搬入前である場合は、保税地域等に搬入された際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。

［一部改正：昭47第2174号、昭48第1000号、昭52第1199号、昭59第1051号、昭61第587号（項番号67―1―6を変更）、平17第424号、平23第901号］

［関連：昭44蔵関第1957号（Stainのある織物の輸出申告数量について）、昭56蔵関第671号（武器等の輸出規制に係る審査等の充実強化について）、平12蔵関第245号（包括事前審査制度について）

（計量単位の換算基準）

67―1―3　ヤードポンド法、尺貫法等の計量単位で取引されている貨物に係る輸出申告書等への数量の記載に当たりメートル法への換算を要する場合の換算方法は、次によるものとする。

⑴　下記に記載のある計量単位の換算率は、下表による。

⑵　酒税法（昭和28年法律第6号）その他の法令の取扱通達において下表と異なる換算率が定められている場合には、上記⑴にかかわらずそれによる。

⑶　下表に記載のない計量単位の換算率は、原則として有効けた数を5けた（6けた目を四捨五入したもの）までとする。

計 量 単 位 換 算 基 準 表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ．ヤードポンド法とメートル法への換算 | | |
|  | 1．長さ | 1ヤード＝0.9144メートル  1フート＝0.3048メートル  1インチ＝0.0254メートル  1チェーン＝20.117メートル  1マイル＝1,609.3メートル |
|  | 2．質量 | 1ポンド＝0.45359キログラム  1オンス＝0.028350キログラム  1米トン＝907.18キログラム  ＝0.90718トン  1英トン＝1,016キログラム  ＝1.0160トン |
|  | 3．面積 | 1平方ヤード＝0.83613平方メートル  1平方フート＝0.092903平方メートル  1平方インチ＝0.00064516平方メートル |
|  | 4．体積 | 1立方ヤード＝764.55リットル  ＝0.76455立方メートル  1立方フート＝28.317リットル  ＝0.028317立方メートル  1ガロン＝3.7854リットル  ＝0.0037854立方メートル  1クォート＝1／4ガロン  ＝0.94635リットル  1パイント＝1／2クォート  ＝0.47318リットル  1英ガロン＝4.5461リットル  ＝0.0045461立方メートル  1米液量オンス＝0.029574リットル  1英液量オンス＝0.028413リットル |
|  | Ｂ．馬力 |  |
|  |  | 1仏馬力（ＰＳ）＝735.5ワット |
|  | Ｃ．その他 |  |
|  |  | 1バーレル（石油）＝42ガロン  ＝0.15899キロリットル  1カラット（宝石）＝0.2グラム  1フートボードメジュアー（木材）  ＝0.0023597立方メートル  1石＝0.27826立方メートル |

〔一部改正：昭61第587号（項番号67―1―7を変更）、平7第297号〕

（輸出申告書に記載すべき価格）

67―1―4　令第59条の2第2項に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。

⑴　貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額（取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額）を基とするが、次のイからニに掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。）としてこれに必要な調整を加え計算した価格とする。

イ　仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下この章において「仕入書等」という。に表示された値引き前の価格に、次に掲げる額を超える値引き額が明記されている場合　当該仕入書等に表示された値引き前の価格

　仲介手数料及び代理店手数料については、その手数料の合計額が当該貨物代金の10％相当額

　領事査証料、検量料、その他の検査手数料及び銀行手数料については、その手数料の合計額が貨物代金の5％相当額

　金利については、国際的に通常の取引条件と認められる範囲の額

ロ　仕入書等に表示された価格に、当該仕入書等により輸出される貨物に具現されていない権利の使用に係る対価（例えば、複製権、据付け技術料等）が含まれており、かつ、その価格が明らかにされている場合　仕入書等に表示された価格から当該輸出貨物に具現されていない権利の使用に係る価額を差し引いた価格

ハ　決済期間が6月を超える延払条件取引に係る貨物の仕入書等に表示された価格の中に、その期間に応じて付される金利が含まれており、かつ、当該金利の額が明らかである場合　仕入書等に表示された価格から当該金利の額を差し引いた価格

ニ　輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定（輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金が変更される場合を含む。（以下「値引き等」という。））である場合　当該申告にかかる貨物の製造原価又は調達原価（以下この項において「製造原価等」という。）に、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、市況を基礎として決済額を確定させる等製造原価等を基礎として算出することが困難である場合には、輸出申告の前３月以内に、当該申告にかかる貨物と同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額。

⑵　貨物代金が無償で輸出される貨物については、原則として、当該貨物が有償で取引されるものとした場合の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格とし、これにより難い場合、例えば、逆委託加工貿易契約に基づいて輸出される貨物について有償で取引される同種又は類似の貨物の価格が不明である場合には、当該輸出貨物の製造原価、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた価格とする。

⑶　貨物代金について有償の部分と無償の部分とで構成されている輸出貨物については、有償の部分についての上記⑴による価格と無償の部分についての上記⑵による価格との合計額

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―8を変更）、平24第615号、平25第310号］

［関連：定率法第4条～第4条の8］

（輸出申告書の添付書類）

67―1―5　輸出申告書には、法第68条の規定により、輸出の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等1通を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとする。

なお、「輸出の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

⑴　法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物については、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類

⑵　定率法等の規定により関税の軽減、免除又は払戻しに関連して輸出申告の際に特定の書類の提出を必要とされている貨物については、その書類

⑶　内国消費税等（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税等を受ける貨物については、輸出免税物品輸出証明申請書又は輸出申告書付表

［一部改正：昭55第1353号、昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号、平10第278号、平24第615号］

（内容点検確認書の活用）

67―1―6　通関業者が申告前に貨物の内容を点検して作成した｢内容点検確認書｣（C―5540）が輸出申告に際し添付されている場合は、審査・検査の参考とする。

［追加：平12第235号］

（輸出貨物の検査）

67―1―7　輸出貨物の検査については、次による。

1. 輸出貨物の現品検査は、輸出申告者、貨主、仕向地等を総合的に判断し、関税又は内国消費税のもどし税、輸出免税等の取扱いを受ける貨物、その他貨物の種類、性質等にかんがみ、特に検査を要すると認められる貨物に重点を置いて、原則として、当該貨物が保税地域等に搬入された後に実施する。

なお、コンテナーに詰められた状態で輸出の許可を受けるため保税地域等に搬入される貨物（以下この項において「コンテナー貨物」という。）について、貨物の積付けの状態を示す書類及び貨物の写真等が税関に提出された場合には、これらの書類等を審査・検査の参考とする。

⑵　輸出貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官（検査担当の統括監視官をいう。以下この章において同じ。）が行うものとし、当該検査のうち、輸出申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等を確認するための検査のことをいう。）は、原則として統括審査官が行うものとする。

⑶　輸出貨物の検査区分は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査、委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。

イ　現場検査は、次に掲げる貨物について現に置かれている場所において行うものとする。

　巨大重量貨物

　火薬、劇薬、その他の危険貨物

　腐敗し、又は損傷した貨物若しくはそれらのおそれのある貨物又はばら積貨物で検査場への搬入が不適当なもの

　指定個数が多い貨物、品名詐称のおそれのある貨物

　以上に掲げるもののほか、その性質形状からみて検査場への搬入が困難又は不適当と認められる貨物

ロ　本船検査は、後記67の2―1の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船上において行う。

ハ　ふ中検査は、後記67の2―1の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は原則としてふ中において行う。ただし、税関が特に必要があると認めた場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして行う。

ニ　検査場検査は、上記イからハまでに掲げる貨物以外の貨物について、それを検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認（他法令の該非の確認、統計品目分類、知的財産侵害物品の認定等輸出貨物等についての適正な審査を行うための見本検査のことをいう。）の方法による場合には、検査場に代えて検査場以外の税関庁舎に搬入させて行っても差し支えない。

ホ　委任検査は、貨物の蔵置場所等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税取締部門職員に委任して行う。この場合、統括審査官（統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者（以下この章において「統括審査官等」という。）と保税取締部門の職員との間の書類の送達は施封して行う。

⑷　再包装が困難な貨物等(例えば、プラント貨物、美術品等)で仕入書、包装明細書、サ－ベイヤリスト等により貨物の内容が明らかである等、当該貨物が保税地域等に搬入される前の検査（貨物確認を含む。以下この項においてこの検査を「搬入前検査」という。）を実施することに支障がない場合は、輸出者からの申出により、輸出申告の後、搬入前検査を行うことができるものとする。

なお、搬入前検査を行った貨物であっても、輸出者等を勘案し、必要があると認めるときは、当該貨物に係る保税地域等搬入後の検査を行うことができるものとする。

1. コンテナー貨物については、輸出者から申出があった場合で、かつ、次に掲げる条件の全てに該当する場合に限り、輸出申告の後、税関長が指定した場所で搬入前検査を行うことができるものとする。

イ 搬入前検査を実施することに支障がない貨物であること。

ロ 積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること。

ハ 搬入前検査終了後、速やかに保税地域等に搬入されることが確実であること。

なお、搬入前検査を行った貨物であっても、輸出者等を勘案し、必要であると認めるときは当該貨物に係る保税地域等搬入後の検査を行うことができるものとする。

1. 輸出検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、現品検査に当たっては、当該検査の目的に応じ見本確認又は一部検査の方法による。

見本確認は、現品検査に際し数量確認を行う必要がない等の場合に、当該申告に係る貨物の一部又はその同一の控貨物を見本として税関に搬入させて行う。

なお、見本を当該申告に係る貨物の一部から採取し、分析等のため返却できなくなった場合は、必ず同一貨物により補充させるものとする。

一部指定検査を行う場合、貨物の現品検査個数は、1申告の総個数の1％（その数が5個を超える場合は5個）とするが、検査鑑定上必要と認める場合には、適宜その数を増加して差し支えない。

1. 輸出貨物の現品検査に際しては、必ず輸出者又はその代理人若しくはこれらの者に代わる者（郵便物の場合は、令第66条の2第3項の規定に基づく日本郵便株式会社の立会職員を含む。以下｢検査立会人｣という。）を立ち会わせるものとする。

なお、保税地域等に搬入後、荷主の異なる貨物が詰められたコンテナー貨物の一部に対して検査を行う場合は、原則として、検査扱いとなった貨物（以下この項において「検査対象貨物」という。）のみをコンテナーから取り出させることとする。また、検査対象貨物の輸出者又はその代理人から、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人に対して検査実施の旨を連絡させることとする。この場合、検査対象貨物でない貨物の輸出者又はその代理人を当該検査に立ち会わせても差し支えない。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―10を変更）、平11第254号、平12第235号（項番号67―1―6を変更）、平16第120号、平16第349号、平18第794号、平19第893号、平20第1331号、平23第901号、平24第944号、平29第570号］

（検査貨物の指定等）

67―1―8　統括審査官等が輸出（積戻しを含む。）貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物についての指定を行う。

⑴　前記67―1―7の⑵に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定を行った統括監視官又は統括審査官（以下この項において「検査指定者」という。）が行うものとする。

⑵　見本確認又は検査場検査となるものについての検査指定は、｢検査指定票｣（C―5230）に所要の事項を記入の上、申告書に添付することによって行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、見本確認の場合には更に必要とする見本の品名、数量等を記入する。

なお、検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、検査担当職員からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。

⑶　見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、検査担当職員が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケース、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によって指定し、その個数に見合う現物の指定は、検査担当職員が現場において行う。

なお、検査担当職員が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に報告し、事後の指定の参考にする。

⑷　見本確認貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。

イ　検査指定票のうち｢倉主等用｣及び｢運搬用｣は申告者に交付する。

ロ　「運搬用」は、見本確認扱貨物又は検査場扱貨物（以下この項において「検査扱貨物」という。）の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記ニの照合の後、倉主等にこれを保管させる。

ハ　｢申告書用｣は、検査担当職員が検査に当たって指定された貨物と検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用いる。

ニ　「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記ロの「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合させた上、整理保管させる。

［一部改正：昭58第538号、昭61第587号（項番号67―1―11を変更）、平9第290号、平11第254号、平12第235号（項番号67―1―7を変更）、平14第253号、平16第349号、平18第794号、平19第893号、平29第570号］

（輸出申告の不受理）

67―1―9　輸出申告書が提出された場合において、その申告につき法第70条((証明又は確認))の規定により必要とされる証明書類の添付がないとき又は申告書若しくは添付書類に不備（その不備が軽微なもので直ちに補正できるものである場合を除く。）があるときは、輸出申告書の受理を行わず、申告者に返却する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―12を変更）、平12第235号（項番号67―1―8を変更）］

（輸出申告の撤回の取扱い）

67―1―10　輸出申告の撤回は、その申告に係る輸出の許可前に限り認めるものとし、その撤回に当たっては、申告撤回理由等を記載した「輸出申告撤回申出書」（C―5240）1通を当該輸出申告を行った税関官署に提出して行わせるものとする。

なお、輸出申告の後に貨物の蔵置場所が変更され、申告すべき官署が異なることとなる場合には、当該申告を撤回させ、申告書以外の添付書類は輸出者又はその代理人に返却するものとし、併せて輸出者等から蔵置場所変更の事情を聴取するものとする。

また、申告撤回の申出があった場合において、必要があると認められるときは、当該申告の撤回を認める前に検査を行うことができるものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―13を変更）、平12第235号（項番号67―1―9を変更）、平23第901号、平29第570号］

（船名変更の取扱い）

67―1―11　輸出の許可後に、貨物の積載予定船舶又は搭載予定機（以下この節において「積載予定船舶等」という。）を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から後記67―1―13に規定する数量変更手続をする時間的余裕がない場合を含む。）における船名変更の手続は、次による。

⑴　船名変更の申請は、｢船名、数量等変更申請書｣（C―5200）1通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

なお、前記63―17（輸出運送貨物の到着の確認）の規定による輸出運送貨物について、その到着地税関において船名変更の申請を受理する場合には申請書2通を提出させ、変更を認めたときは、うち1通にその旨を記載して輸出許可税関に送付する。

⑵　輸出者の事情によらない積載予定船舶等の変更又は積載予定船舶等の名称の記載誤りにあっては、積載予定船舶等の出港までに船名変更手続きを行わせ、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を行って差し支えないものとし、疑義が生じた場合には、変更となった船舶又は航空機を確認できる書類の提示等を求めるものとする。なお、積載予定船舶等の出港直前であったため、又は積載予定船舶等が変更となった旨輸送者からの連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に船名変更の手続を行うこととなった場合も同様の扱いとする。

⑶　輸出者の事情により積載予定船舶等が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに船名変更を行わせるものとし、取締り上支障がないと認める場合には、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を行って差し支えないものとする。なお、疑義が生じた場合には、変更となった船舶又は航空機を確認できる書類の提示等を求めるものとする。

⑷　船名変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている積載船名、船籍符号及び出港予定年月日を訂正しこれを申請者に交付する。

⑸　一部不積貨物について船名変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書の｢積載船名｣の欄に新船名を併記するとともに、これに伴う必要な事項を追記する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号67―1―14を変更）、平12第235号（項番号67―1―10を変更）、平25第310号］

（積込港変更の取扱い）

67―1―12　輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による。

⑴　積込港変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C―5200)１通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

なお、前記63―17（輸出運送貨物の到着の確認）の規定による輸出運送貨物について、その到着地税関において積込港の申請を受理する場合には申請書２通を提出させ、変更を認めたときは、うち１通にその旨を記載して輸出許可税関に送付する。

⑵　輸出者の事情によらない積込港の変更又は積込港名の記載誤りにあっては、積載予定船舶等の出港までに積込港変更の手続きを行わせ、その許可に係る積込港の変更を行って差し支えないものとし、疑義が生じた場合には、積込港が変更となったことを確認できる書類の提示等を求めるものとする。なお、積載予定船舶等の出港直前であったため又は積込港が変更となった旨輸送者からの連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に積込港の変更手続を行うこととなった場合も同様の扱いとする。

⑶　輸出者の事情により積込港が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに積込港変更を行わせるものとし、取締り上支障がないと認める場合には、その許可に係る積込港の変更を行って差し支えないものとする。なお、疑義が生じた場合には、積込港が変更となったことが確認できる書類の提示等を求めるものとする。

⑷　積込港の変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている積込港、出港年月日等を訂正し、積載予定船舶等の出港前に限り保税運送を承認（前記63―16（輸出又は積戻し貨物の運送）による承認）した上、これを申請者に交付する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号67―1―15を変更）、平12第235号（項番号67―1―11を変更）、平25第310号］

（数量変更の取扱い）

67―1―13　輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading.以下この項において｢B／L｣という。）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又はB／Lの発行後において船卸しされた場合には、後記67―1―15に準じて取り扱うものとする。

⑴　数量変更の申請は、｢船名・数量等変更申請書｣（C―5200）1通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出させることにより行わせる。

⑵　数量変更を認めた場合には、その申請に係る輸出許可書に記載されている貨物の数量、価格等を訂正し、これを申請者に交付する。

⑶　積載予定船舶に積み込まれないこととなつた貨物が、船舶のてい泊時間の関係その他やむを得ない理由により積み残されたものであり、直ちに他港に保税運送をして同一船舶に積み込まれるものであることがB／L、メート・レシートその他船舶会社の証明書等により確実であると認められるときは、上記⑴又は⑵の手続を省略し、当初の輸出許可書によりその積残りの貨物の保税運送を承認することができる。

⑷　前記63―17（輸出運送貨物の到着の確認）の輸出運送貨物について、到着地税関において数量変更を必要とするときは、その税関に対して上記⑴の変更申請書2通を提出させ、当該税関において数量変更を認めたときは、うち1通にその旨を記載して輸出許可税関に送付する。

⑸　前記63―17の輸出運送貨物が予定されたコンテナーに全量詰め込むことができず詰め残つた場合には、発送地税関において、上記⑴の変更申請書にコンテナーへの詰込みを行つたコンテナーヤードの管理者が発給したドック・レシート（Ｂ／Ｌ Instructionsを含む。以下この項において同じ。を添付して提出させ、数量変更を行うものとする。

ただし、発送地税関で執務時間外等によつて数量変更ができないときは、便宜、輸出許可書にドック・レシートを添付させてそのまま発送させ、到着地税関でドック・レシートの数量をもつて船積みを確認した後、発送地税関で数量変更を行うものとする。

⑹　一旦積込みの後船卸しされた貨物について数量変更を認めた場合において、その貨物につき内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出証明書が交付済であるときは、後記67―1―15の場合における内国消費税の取扱いと同様に、その貨物の引取りの際に内国消費税を徴収する。

⑺　輸出の許可を受けた貨物の全部又は一部が、善意、かつ、やむを得ない事由により積残しとなり（他の貨物を誤って船積みしたことにより積み残された場合も含む。）、保税蔵置場等に蔵置されていることが判明した場合であって、当該貨物を他の船舶で追送しようとするときは、その事実を関係書類等によって確認の上、上記船名変更、数量変更等の手続を省略し、便宜、申出書を提出させ、当初の輸出許可書の所要の事項を訂正させて船積みを認める。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、昭63第1243号、平11第254号、平12第235号（項番号67―1―12を変更）、平18第395号、平25第310号、平29第442号］

［関連：関基67―1―10］

（価格変更の取扱い）

67―1―14　輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続きは、次による。

⑴　価格変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C―5200)１通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。

⑵　価格の記載、計算又は算出の誤りにあっては、価格が変更となったことを確認できる書類の提示を求め、審理担当部門に通報する等の措置が必要な場合を除き、その許可に係る価格の変更を行って差し支えないものとする。

⑶　上記⑵の場合において輸出申告書に記載した価格が20万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が20万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略させて差し支えないものとする。

⑷　前記67―1―4の⑴のニの規定により輸出申告書に記載された価格は、上記⑵の場合を除き、変更の手続は必要ないので留意する。

⑸　価格変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている価格を訂正しこれを申請者に交付する。

［追加：平25第310号］

［一部改正：平27第341号］

（輸出取止めの取扱い）

67―1―15　輸出の許可を受けた貨物の全部についてその輸出が取止め（本邦から輸出された貨物が外国に到着する前に本邦に積戻しされた場合を含む。）になり、これを国内に引き取る場合の取扱いは、次による。

⑴　輸出取止めになった貨物が一旦船舶又は航空機に積み込まれたものであるときは、その国内への引取りにつき、通常の輸入手続（関税、貿易管理ともに）を必要とし、関税については、定率法第14条第10号又は第14号等の規定を適用する。この場合において、その貨物が内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出免税の適用がある貨物であるときは、その免税の適用を受けるために必要な輸出証明書の交付は行わないものとし、既にその交付を終わっている場合には、貨物引取りの際に税関において内国消費税を徴収する。

⑵　輸出取止めになつた貨物が船舶又は航空機に積み込まれる前のものである場合には、その国内への引取りについて貿易管理上の輸入承認を必要とせず、便宜、次の手続による。

イ　輸入申告書（所定の事項のほか、その輸入に係る貨物の輸出許可書の番号及び輸出取止めの理由を付記したもの）1通に輸出許可書を添付して提出させる。この場合において、輸出許可税関と輸入を許可する税関とが異なるときは、輸入申告書2通を提出させ、許可したときはうち1通にその旨を表示して輸出許可税関へ通知する。

ロ　輸入申告書には、仕入書等の添付を省略させるとともに、貨物の検査及び税率の適用を省略し、｢輸出取止め｣と表示して税関で保管する。

なお、輸入申告価格は、事務処理上特に支障のない限り、便宜、輸出申告の際の価格（F.O.B）を採用して差し支えない。

ハ　輸出許可書は、標題の下へ｢輸入申告書｣と記入するとともに、｢輸出取止再輸入｣の旨及び輸入許可年月日を記入して申告者に交付する。

なお、輸出について輸出の承認を得た貨物については、その承認に係る輸出承認証の通関欄に輸出取止めの旨を記載してまつ消する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平11第254号、平12第235号（項番号67―1―13を変更）、平24第615号、平25第310号（項番号67―1―14を変更）］

［関連：関基67―1―15］

（許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い）

67―1―16　輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。

⑴　当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港する前に当該貨物を船卸しする場合には、便宜、申出書を提出させ、国内引取りを認める。

⑵　当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港後において当該貨物が返送された場合は、前記67―1―15の⑴の取扱いを準用する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―18を変更）、平12第235号（項番号67―1―14を変更）、平25第310号（項番号67―1―15を変更）、平29第442号］

（輸出貨物に係る開装検査票の交付）

67―1―17　法第67条の規定により輸出貨物の開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があったときは、検査担当職員又は立会いの監視取締職員が押印した｢開装検査票｣（C―5235）（税関が開装検査した旨を表示したもの）を申出者に交付し、検査貨物の中に封入させる。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―19を変更）、平12第235号（項番号67―1―15を変更）、平16第349号、平25第310号（項番号67―1―16を変更）、平29第570号］

（輸出許可書の交付）

67―1―18　輸出申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査を行い、その貨物を確認の上、法第70条第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C―5002）を押なつし、これを輸出許可書として申告者に交付する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―1―20を変更）、平9第828号、平12第235号（項番号67―1―16を変更）、平23第901号、平25第310号（項番号67―1―17を変更）］

（輸出許可後の事故貨物の取替え等）

67―1―19　輸出許可を受けた貨物がその船積みまでの間に事故等に遭い、同種貨物により補充又は取替えが行われる場合であって、特に支障がないと認められるときは、その補充又は取り替えられる貨物について新たな輸出許可を与えることなく、輸出者等からの申出に基づき、適宜の様式による申出書に当該申出に係る輸出許可書を添付して当該輸出許可を行った税関又は船積（到着）地税関の通関部門に提出させることとし、これを認めたときは、当該輸出許可書にその申出を認めた旨を記入して、これを申出者に交付する。

この場合において、船積（到着）地税関において申出を認めたときは、当該申出書にその旨を記入して輸出許可税関に送付する。

なお、事故貨物の補充又は取替えは、保税地域（法第30条第1項第2号((他所蔵置))の規定により税関長の許可を受けた場所を含む。）において行わせることとし、前記40―1（指定保税地域における貨物の取扱いの範囲）の⑺に規定する貨物の取扱いとして処理するものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号67―1―21を変更）、平11第254号、平12第235号（項番号67―1―17を変更）、平25第310号（項番号67―1―18を変更）、平29第442号］

（減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示）

67―1―20　輸出を条件として、関税若しくは内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）の軽減、免除（酒税法（昭和28年法律第6号）第29条((輸出免税))、たばこ税法（昭和59年法律第72号）第14条((輸出免税))及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）（以下｢一般承継財確法｣という。）第9条((未納税移出等))、揮発油税法（昭和32年法律第55号）第15条((輸出免税))及び地方揮発油税法（昭和30年法律第104号）第6条((未納税移出等))、石油ガス税法（昭和40年法律第156号）第11条((輸出免税))並びに石油石炭税法（昭和53年法律第25号）第11条((輸出免税))の規定の適用を受ける輸出貨物を除く。）又は払戻し（減額を含む。）若しくは還付（減額を含む。）（たばこ税法第15条((課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ税の還付))及び一般承継財確法第10条((課税済みの輸入製造たばこの輸出又は廃棄の場合のたばこ特別税の還付))の規定の適用を受ける輸出貨物を除く。）を受け又は受けようとするものについては、監視部門による船積みの確認を受けた輸出許可書を当該許可を行った通関部門に提示させ、原本に船積年月日を記入する。

なお、積戻し貨物については、前記63―18（到着の確認を受けた積戻し許可書の提示）の規定により積戻し許可書が提示された際に上記船積年月日の記入を行うこととなるので、留意する。

［一部改正：昭48第1000号、昭52第1199号、昭60第320号、昭61第587号、昭63第1243号、平11第254号、平12第235号（項番号67―1―18を変更）、平14第253号、平15第1022号、平21第368号、平25第310号（項番号67―1―19を変更）］

第1節の2　輸出申告の特例

（輸出貨物の本船扱い及びふ中扱い）

67の2―1　法第67条の2第2項に規定する輸出貨物に係る本船扱い及びふ中扱いは、次の各条件に該当する貨物について、これを認めるものとする。

なお、法第67条の3第1項に規定する特定委託輸出申告、同条第2項に規定する特定製造貨物輸出申告及び同条第3項に規定する特定輸出申告（以下この節において「特定輸出申告等」という。）を行おうとする貨物については、本船扱い及びふ中扱いの手続を要することなく特定輸出申告等を行うことができるので留意する。

⑴　本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が次に掲げる品目に該当する貨物又は均質かつ大量の貨物又は巨大重量物で当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障がないこと等、税関長が適当と認めた貨物であること。

イ　本船扱いを認める品目

冷凍魚肉類、米、丸太、製材、竹材、石灰石、石炭、コ－クス、アンモニア水、アルミナ、ソ－ダ灰、化学肥料、セメント、銑鉄、普通鋼鋼材、自動車（輸出統計品目番号（「輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件」（昭和62年６月大蔵省告示第94号）に規定するものをいう。）第87.02項、第87.03項又は第87.04項に掲げるもののうち完成車に限る。以下この項において同じ。）

ロ　ふ中扱いを認める品目

生鮮果実、米、小麦粉、飼料、合成ゴム、丸太、まくら木、製材、竹材、パルプ、合成短繊維、スフ綿、繊維のくず、砂、石こう、石灰石、石炭、粘土、鉄鋼のくず、ボーキサイト、コークス、コールタール、アスファルト、魚油、大豆油、カーボンブラック（ホワイトカーボンを含む。）、アルミナ、ソーダ灰、工業用化学薬品、化学肥料、ダイナマイト、合成樹脂の塊･粒･フレーク･粉、合板、新聞用紙、印刷用紙、筆記用紙、クラフトライナー、段ボール原紙（中芯）、紡績糸、石灰、セメント、タイル、板ガラス、銑鉄、鉄鋼のインゴット（これに類する一次製品を含む。）、鉄鋼の棒･形鋼･板･ユニバーサルプレート･帯･軌条･線又は管、銅･鉛･亜鉛･アルミニウム及びこれらの合金の塊･棒･形材･板･帯･線又は管、鋼管の継手、有刺鉄線、鉄鋼製の釘･ネジ･ボルト及びナット、プラント貨物（重量機械、建設資材等）

⑵　本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物が、他の貨物と外国貿易船の同一船倉内又は同一のはしけその他これに類する船舶（以下「はしけ等」という。）に混載されていないこと。

なお、他の貨物が、同一の船倉内又は同一のはしけ等に遮蔽板等により明確に区画して積載されている場合は混載とはみないので留意する。

⑶　自動車の本船扱いは、次に掲げる全ての条件を満たす場合に限り認めることとする。

イ　自動車専用船に積載されて輸出されること。

ロ　積付け計画書等の提出が可能であり、本船における積付け状況が明らかであること。

ハ　その他検査を行うのに特段の支障がないと認められること。

⑷　本船扱い又はふ中扱いを受けようとする貨物の数量、輸送形態等からみて、貨物を通関のために保税地域等に搬入することが輸出者等に必要以上の負担をかけ、適当でないと考えられる場合であること。

［追加：平29第570号］

（輸出貨物の本船扱い等の承認申請）

67の2―2　令59条の5第2項に規定する本船扱い又はふ中扱いの承認申請は、当該承認申請に係る輸出申告を行おうとする税関官署に「本船扱い･ふ中扱い･搬入前申告扱い承認申請書」（C―5250）2通を提出して行い、承認したときは、うち１通に承認印を押印して申請者に交付し、輸出申告の際、申告書にこれを添付するものとする。ただし、本船扱い又はふ中扱いの承認を受けた貨物の輸出申告に際し、申告書上段の「本船扱い」又は「ふ中扱い」記入欄の下部に当該承認申請に係る承認番号を記入した場合は、申告書への添付を要しない。

なお、本船扱い又はふ中扱いに係る貨物の外国貿易船又ははしけ等への積込みは、原則として、上記承認の後行うものとする。ただし、資格外変前の沿海通航船に積載済の貨物について本船扱いを受ける場合又ははしけ等により他の港から運搬された貨物についてふ中扱いを受ける場合は、この限りでない。

［追加：平29第570号］

（本船扱い等における輸出申告書の提出及び輸出許可の時期）

67の2―3　本船扱い又はふ中扱いが承認された貨物に係る輸出申告書の提出及び輸出許可等の時期は、次による。

⑴　本船扱い又はふ中扱いの承認された貨物については、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了する前であっても、輸出申告書を提出することができる。この場合、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した際、その旨を当該輸出申告に係る申告官署に連絡させることとする。

⑵　本船扱い又はふ中扱いに係る貨物についての法第67条に規定する検査及び許可は、当該貨物が外国貿易船又ははしけ等に積載が完了した後に行うものとする。

［追加：平29第570号］

（輸出申告の特例）

67の3―1―1　法第67条の3第1項の規定の適用を受ける輸出申告、並びに特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告（以下「特例輸出申告」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　特例輸出申告が行われた税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該特例輸出申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、次による。

①　蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸出申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下この項において同じ。）を行うものとし、当該検査に係る検査指定は蔵置官署において行う。

②　蔵置官署と申告官署は、特例輸出申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。

③　申告官署は、蔵置官署による特例輸出申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、統計品目分類、数量及び価格等に係る必要な審査を行った上で、輸出の許可等の処理を行う。

⑵　特例輸出申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要があるので留意する。

⑶　特例輸出申告については、次の場合を除き、原則として当該特例輸出申告の撤回を認めないものとする。

①　特例輸出申告に係る貨物が輸出されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸出の許可を受ける必要がなくなった場合

②　令第59条の8に規定する特例輸出申告の対象とならない貨物について特例輸出申告が行われた場合

③　令第92条第4項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸出申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合

［追加：平29第570号］

（特例輸出申告に係る添付書類）

67の3―1―2　特例輸出申告に係る添付書類の税関官署への提出は、次の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行うものとする。

⑴　電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合

⑵　電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸出申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合

⑶　特例輸出申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

［追加：平29第570号］

（特例輸出申告の対象とならない貨物）

67の3―1―3　特例輸出申告は、令第59条の8に規定する貨物については行うことができないので留意する。

［追加：平29第570号］

（特定輸出申告の方法）

67の3―1―4　特定輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく行う場合は、前記67―1―2（輸出申告の手続）の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」（C―5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）に、令第59条の7第1項において読み替えて適用する令第58条に規定する事項を記載し、3通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平19第878号、平20第346号（項番号67の3―1を変更）、平21第368号、平29第570号（項番号67の3―1―1を変更）］

（特定輸出申告書の添付書類）

67の3―1―5　特定輸出申告書に係る添付書類については、前記67―1―5の規定により取り扱うものとする

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第878号、平20第346号（項番号67の3―2を変更）、平24第615号、平29第570号（項番号67の3―1―2を変更）］

（特定輸出申告に係る貨物の検査）

67の3―1―6　特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記67―1―7（⑵のロ、ハ及び⑸を除く。）及び67―1―8の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第67条の検査は、法第69条の規定の適用を受けることとなるので留意する。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平20第346号（項番号67の3―3を変更）、平23第901号、平29第570号（項番号67の3―1―3を変更）］

（輸出許可書の交付）

67の3―1―7　特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67―1―18の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C―5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者に交付する。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平20第346号（項番号67の3―4を変更）、平21第368号、平23第901号、平25第310号、平29第570号（項番号67の3―1―4を変更）］

（輸出取止めの取扱い）

67の3―1―8　特例輸出貨物（法第30条第1項第5号に規定する特例輸出貨物をいう。以下同じ。）について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、前記67―1―15の⑵の規定にかかわらず、後記67の4―1の規定により特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平20第346号（項番号67の3―5を変更）、平23第901号、平25第310号］

（特例輸出貨物の保税地域間の運送に係る取扱い）

67の3―1―9　特例輸出貨物の指定保税地域等（法第29条に規定する指定保税地域、保税蔵置場、保税展示場及び総合保税地域をいう。以下この項において同じ。）相互間の運送については、当該貨物に係る特定輸出者、特定委託輸出者（法第67条の3第1項第2号に規定する「特定委託輸出者」をいう。以下同じ。）又は及び特定製造貨物輸出者（法第67条の3第1項第3号に規定する「特定製造貨物輸出者」をいう。以下同じ。）（以下この節において「特定輸出者等」という。）及び特定輸出者等から特例輸出貨物の運送を委託された者（以下この項において「委託運送者」という。）において、次に掲げる書類の保存が必要とされるので留意する。

なお、これらの書類のうち、特定輸出者等においては⑴、⑵及び⑷に掲げる書類並びに⑶に掲げる書類の控えを、委託運送者においては⑶に掲げる書類及び⑷に掲げる書類の控えを保存することとなる。

⑴　貨物を保税地域に搬入した後に特定輸出申告等を行う場合においては、輸出申告を行った蔵置場所及び積込港（一般の輸出申告書における蔵置場所及び積込港に同じ。）が記載された特定輸出申告書、特定委託輸出申告書（「輸出申告書」（C―5010）の標題を「特定委託輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）又は特定製造貨物輸出申告書（「輸出申告書」（C―5010）の標題を「特定製造貨物輸出申告書」と訂正したものをいう。以下同じ。）（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）。

この場合においては、特定輸出申告書等に記載された蔵置場所及び積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。

⑵　保税地域以外の場所（自社施設等）において特定輸出申告を行い、輸出の許可を受けた後に保税地域を経由して積込港へ運送される場合においては、当該保税地域が貨物の蔵置場所を記載する欄に追記され、かつ、積込港が記載されたた特定輸出申告書等。

この場合においては、特定輸出申告書に追記された当該保税地域及び記載された積込港が、それぞれ指定保税地域等相互間の運送の発送地及び到着地となる。

⑶　特定輸出者等が委託運送者に対して発給する運送指図書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について、特例輸出貨物と一般の輸出申告により許可を受けた貨物（⑷において「一般の輸出貨物」という。）を明確に区分したもの。

⑷　委託運送者が特定輸出者等に対して発給する運送に係る請求書であって、指定保税地域等相互間の運送の区間とそれ以外の運送の区間を明確に区分し、かつ、指定保税地域等相互間の運送の区間について特例輸出貨物と一般の輸出貨物を明確に区分したもの。

（注）特例輸出貨物の指定保税地域等相互間の運送に係る消費税については、消費税法施行令第17条第2項第4号((輸出取引等の範囲))の規定により免税とされているが、当該規定の適用に当たっては、その運送が指定保税地域等相互間の運送であることなど消費税法施行規則第5条第1項第4号（（輸出取引等の証明））に掲げる事項を記載した書類の保存が必要とされている。

［追加：平22第367号］

［一部改正：平23第901号（項番号67の3―1―8を変更）、平24第615号、平29第570号（項番号67の3―1―7を変更）］

（一般輸出通関に関する規定の適用）

67の3―1―10　輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67―1―1の規定、67―1―3の規定、67―1―4の規定、67―1―6の規定、67―1―9の規定、67―1―10の規定、67-1―16の規定、67-1―17の規定及び67―1―19の規定は、特定輸出申告等、特定輸出申告書等又は特定輸出申告等に係る貨物若しくは特例輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平20第346号（項番号67の3―8を変更）、平22第367号（項番号67の3―1―8を変更）、平23第901号（項番号67の3―1―9を変更）、平24第615号、平25第310号、平29第570号（項番号67の3―1―8を変更）］

（特定輸出者が行う輸出申告における船名変更の取扱い）

67の3―1―11　特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積載予定船舶又は航空機を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から前記67―1―13に規定する数量変更手続をする時間的余裕がない場合を含む。）における船名変更（「船籍符号」を含む。以下この項において同じ。）の手続は、次による。

⑴　特定輸出申告に係る船名の変更は、特定輸出者からの申し出がある場合を除き省略して差し支えないものとし、船名変更の手続を行う場合は前記67―1―11の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う法第67条に規定する輸出申告（以下この節において単に輸出申告という。）に係る船名変更の手続きは、67―1―11の規定が適用されるので留意する。

⑵　やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に船名変更の申請（前記67―1－11の⑴の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、申請者の利便等を考慮して、特定輸出者の承認を行った税関の担当部門（以下この節において「管理税関担当部門」という。）を経由して申請書を提出させて差し支えないものとする。

⑶　前記⑵の規定により複数の輸出申告に係る船名変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。

⑷　船名変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

［追加：平25第310号］

［一部改正：平29第570号（項番号67の3―1―9を変更）］

（特定輸出者が行う輸出申告における積込港変更の取扱い）

67の3―1―12 特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による。

⑴　特定輸出申告に係る積込港変更の申請は、前記67―1―12の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る積込港変更の手続きは、67―1―12の規定が適用されるので留意する。

⑵　やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に積込港変更の申請（前記67―1―12の⑴の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。

⑶　前記⑵により複数の輸出許可に係る積込港変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。

⑷　積込港変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

［追加：平25第310号］

［一部改正：平29第570号（項番号67の3―1―10を変更）］

（特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の取扱い）

67の3―1―13 特定輸出者が行った輸出申告の許可後において一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券（Bill of Lading.以下この項において「Ｂ／Ｌ」という。）発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。

⑴　特定輸出申告に係る数量変更の申請は、前記67―1―13の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の手続きは、67―1―13の規定が適用されるので留意する。

⑵　やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に数量変更の申請（前記67―1―13の⑴の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。

⑶　前記⑵により複数の輸出許可に係る数量変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。

⑷　数量変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

［追加：平25第310号］

［一部改正：平29第570号（項番号67の3―1―11を変更）］

（特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の取扱い）

67の3―1―14　特定輸出者が行った輸出申告の許可後において貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続は、次による。

⑴　特定輸出申告に係る価格変更の申請は、前記67-1―14の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の手続きは、67―1―14の規定が適用されるので留意する。

⑵　貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に価格変更の申請（前記67-1―14の⑴の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。

⑶　前記⑵により複数の輸出許可に係る価格変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。

⑷　価格変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。

［追加：平25第310号］

［一部改正：平29第570号（項番号67の3―1―12を変更）］

（特定委託輸出申告の方法）

67の3―2―1　特定委託輸出申告の方法は次のとおりとする。

⑴　特定委託輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う場合には、令第59条の7第２項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う特定保税運送者の利用者コード（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用する際に利用するコードをいう。）並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を輸出入・港湾関連情報処理システムに登録を行うこととなるので留意する。

⑵　特定委託輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく行う場合には、前記67―1―2の規定にかかわらず、特定委託輸出申告書に、令第59条の7第2項において読み替えて適用する令第58条に規定する事項を記載し、3通（原本、許可書用、統計用）を特定委託輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。

⑶　上記⑴及び⑵の場合において、法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者が同号に規定する認定通関業者と包括的な委任契約を締結するなどにより、継続して当該申告を行うこと及び当該認定通関業者において後記67の3―2―3の⑴の①による貨物管理を履行するものとして予め当該申告を行おうとする税関官署に「特定委託輸出申告包括申出書」（C―9160）を提出した場合には、個々の申告において特定保税運送者の名称並びに貨物の蔵置場所の名称及び所在地の申告を省略して差し支えないものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平20第1146号、平21第368号、平22第163号、平23第901号、平29第570号］

（「特定保税運送者に委託」の意義）

67の3―2―2　法第67条の3第1項に規定する「申告に係る貨物が置かれている場所から（中略）開港、税関空港又は不開港までの運送を特定保税運送者に委託」することとは、特定委託輸出申告に係る貨物が置かれている場所から開港等までの間において一の特定保税運送者が一貫して運送することをいうので留意する。ただし、当該申告に係る貨物について輸出の許可を受けた後は、他の特定保税運送者が運送を行っても差し支えないものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第901号］

（特定委託輸出申告に係る貨物の管理方法）

67の3―2―3　特定委託輸出申告における認定通関業者及び特定保税運送者にによる貨物管理方法は、以下によるものとする。

⑴　認定通関業者は、規則第9条の7第2号に規定する税関長が適当と認める方法として、次により特定委託輸出申告に係る事項が当該申告に係る貨物の現況と一致することの確認を行うものとする。

①　関係書類による確認（輸出者が継続的に特定委託輸出申告を行うものとして認定通関業者と包括的な委託契約の締結等をしている場合であって、当該申告に係る貨物が置かれている場所において当該貨物が適正に管理されていることについて、当該認定通関業者が少なくとも半年に１回以上「特定委託輸出申告に関する貨物管理体制チェックシート」（C―9170。下記②において「チェックシート」という。）により確認し、その確認の結果を当該申告を行おうとする税関官署に報告するとともに、当該申告に係る貨物を運送する特定保税運送者に連絡する場合に限る。）

②　現物による確認（上記①において認定通関業者がチェックシートにより確認した結果、そのチェック項目の全部又は一部において不十分な項目がある場合を含む。）

⑵　認定通関業者は、特定委託輸出申告に係る貨物の記号、番号、数量、申告の時期その他当該貨物を特定するために必要な事項を、当該申告を行おうとする都度、当該申告に係る貨物の運送を行う特定保税運送者に確実に連絡する。

⑶　当該申告に係る貨物についての必要な税関の検査、運送中の事故等への対応のため認定通関業者及び特定保税運送者との間で必要な連絡体制を構築する。

⑷　特定保税運送者が特定委託輸出申告に係る貨物の運送を開始する際には、当該運送の委託を受けた貨物と上記⑵により認定通関業者から連絡のあった事項と一致していることを運送に関する書類等から的確に確認すること及び相違があった場合には、直ちに当該申告に係る税関官署へ通報するともに、認定通関業者へ連絡する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号］

（輸出許可の時期）

67の3―2―4　特定委託輸出申告の審査及び必要な検査（法第70条第１項の証明に係る審査及び検査又は同条第２項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定委託輸出申告が適法に行われていることが確認された場合に、許可を行うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第901号］

（特定委託輸出申告の対象とならない貨物）

67の3―2―5　特定委託輸出申告は、令第59条の8に規定する貨物については行うことができないので留意する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第901号（項番号67の3―2―6を変更）］

（特定製造貨物輸出申告の方法）

67の3―3―1　特定製造貨物輸出申告の方法は次のとおりとする。

⑴　特定製造貨物輸出者が特定製造貨物輸出申告を行う場合には、令第59条の7第3項の規定に基づき、当該申告の都度、法第67条の2第1項の規定の適用を受けないことを希望する旨、法第67条の13第3項第2号イに規定する特定製造貨物を製造した者の氏名又は名称及び外国貿易船等に積み込もうとする開港、税関空港又は不開港までの運送を行う運送者の氏名又は名称並びに輸出の許可を受けようとする保税地域の名称及び所在地を通関情報処理システムに登録を行うとともに、当該申告に際しては認定製造者が自ら作成した貨物確認書（令第59条の9に掲げる事項を記載した適宜の書面をいう。以下同じ。）を提出することとなるので留意する。

⑵　特定製造貨物輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することなく行う場合には、前記67―1―2の規定にかかわらず、特定製造貨物輸出申告書に、令第59条の7第3項において読み替えて適用する令第58条に規定する事項を記載し、3通（原本、許可書用、統計用）を特定製造貨物輸出申告をしようとする税関官署に提出することにより行うものとする。なお、この場合、当該申告に際しては貨物確認書を提出することとなるので留意する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平22第163号、平23第901号、平29第570号］

（特定製造貨物輸出申告に係る貨物の管理方法）

67の3―3―2　認定製造者（法第67条の14に規定する認定製造者をいう。以下同じ。）による特定製造貨物輸出申告に係る貨物（以下「特定製造貨物」という。以下同じ。）の管理は、以下による。

1. 認定製造者が貨物確認書を作成する場合には、当該貨物確認書に係る特定製造貨物を的確に確認した上で、令第59条の9に掲げる事項を適切に記載する必要がある。

⑵　認定製造者は、特定製造貨物輸出申告の都度、特定製造貨物輸出者に貨物確認書を交付するとともに、当該申告に係る貨物の保管状況並びに運送及び保管の担当者の名称その他必要な事項を当該特定製造貨物輸出者に連絡する必要がある。

ただし、当該貨物について特定の特定製造貨物輸出者により恒常的に特定製造貨物輸出申告がされる場合であって、その連絡方法が法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則に定められている場合には、都度の連絡を省略することとしても差し支えないので留意する。

⑶　認定製造者は、特定製造貨物が外国貿易船等に積み込まれるまでの間における当該貨物の所在及び性状を把握するとともに、税関による必要な検査、運送中の事故等へ適切に対処するため、当該貨物の運送者及び保管を委託する者その他関係者との連絡体制を構築する。

⑷　認定製造者は、貨物確認書に従い特定製造貨物輸出申告が適正に行われていること、及び当該申告に係る貨物が的確に輸出されたことを確認するため、特定製造貨物輸出者又はその他の関係者から、輸出許可通知書の写し又は外国貿易船等へ特定製造貨物を積み込んだことを証する書類等の提出を求める必要がある。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号］

（輸出許可の時期）

67の3―3―3　特定製造貨物輸出申告に係る輸出の許可は、当該申告に係る審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該申告が適法に行われていることが確認された後に行うものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号］

（特定製造貨物輸出申告の対象とならない貨物）

67の3―3―4　特定製造貨物輸出申告は、令第59条の6に規定する貨物については行うことができないので留意する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号（項番号67の3―3―5を変更）］

（特定輸出者の承認申請手続）

67の3―4　法第67条の3第1項第1号の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記67の3―5までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C―9000）(以下この項から後記67の3―5までにおいて「承認申請書」という。)2通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務を担当する部門（以下この項において単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項において単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項でにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書の提出があった署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

また、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。

⑴　承認申請書には、令第59条の10第2項に規定する法第67条の6第3号の規則（以下この項及び後記67の5―1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が特定輸出者の承認の申請と同時に認定製造者の認定の申請をする場合には、1通を加えるものとする。なお、この場合において提出する法令遵守規則は、法第67条の13第3項第2号ハに規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）を添付する。令第59条の10第３項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則２通及び住民票その他の本人確認が可能な書類１通を添付する。

⑵　令第59条の10第1項第4号の｢その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第7条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化することとして差し支えない。

イ　会社概況

ロ　社内の組織

ハ　申請者（その者が法人以外の者である場合に限る。）の性別、生年月日及び履歴

ニ　申請者（その者が法人である場合に限る。）の役員の氏名、性別、生年月日及び履歴

ホ　特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第70条第1項又は2項に該当する他法令の有無

ヘ　「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）別紙１の４①、③及び④に規定する特定輸出貨物の保管施設等又は蔵置場所並びに外国貿易船又は外国貿易機への積込みが予定される開港又は税関空港の名称

ト　貨物が最終的に仕向けられる場所として予定されている国又は地域

チ　直近の事業年度（四半期決算を含む。）に係る財務状況

リ　輸出業務に携わる担当者（「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」２⑷②において準用する⑴②に規定する担当者をいう。）の氏名、性別、生年月日、職名及び履歴

ヌ　税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所

ル　輸出貨物の管理（法第67条の6第2号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあつては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所

ヲ　法第94条第2項において準用する同条第1項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び書類の名称その他当該帳簿及び書類の保存に関する状況（当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存若しくは当該帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該帳簿の備付け及び保存に代えている場合又は当該書類に係る電磁的記録の保存若しくは当該書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該書類の保存に代えている場合には、その旨を含む。）

⑶　前記7の2－5⑶の規定は、令第59条の10第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平19第1207号、平20第346号（項番号67の3―9を変更）、平20第721号、平21第368号（項番号67の3―3を変更）、平23第901号、平29第570号、令3第500号、令3第754号、令5第273号、令5第594号］

（特例輸入者に関する規定の準用）

67の3―5　承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第59条の10第4項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第59条の10第5項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出、電子メールによる申請書等の提出又は送付については、それぞれ前記7の2―6、7の27―7、7の2―8及び7の2―9（⑴を除く）の規定に準じて取り扱う。この場合において、7の2―7中「「特例輸入者承認書」（C―9010）又は「特例輸入者不承認通知書」（C―9020）」とあるのは、「「特定輸出者承認書」（C―9013）又は「特定輸出者不承認通知書」（C―9023）」と、7の2―8中「法第7条の5第1号イからチまでのいずれか」とあるのは、「法第67条の6第1号イからトまでのいずれか」と、「法第7条の11第1項第2号から第4号までのいずれか」とあるのは「法第67条の10第1項第2号から第4号までのいずれか」と、「規則第1条の3第1号」とあるは、「規則第8条の3第1号」と、「特例申告貨物」とあるのは「特定輸出貨物」と読み替えるものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平20第346号（項番号67の3―10を変更）、平20第721号、平21第368号（項番号67の3―4を変更）、平23第793号、平23第901号、平29第442号、平30第923号］

（特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続）

67の4―1　法第67条の4第1項の規定に基づく特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特例輸出貨物の輸出許可取消申請書」（C―9100）2通を特例輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長に提出することにより行わせる。

［追加：平23第901号］

（特例輸出貨物に係る輸出の許可の取消し）

67の4―2　法第67条の4第2項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記67の4―1の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特例輸出貨物の輸出許可取消書」（C―9110）を使用して行うものとする。

①　特定輸出申告書、特定委託輸出申告書及び特定製造貨物輸出申告書（以下この項において「特定輸出申告書等」という。）に記載された品名と特例輸出貨物が相違することが判明した場合

②　特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告ができない貨物について当該申告を行い、輸出の許可を受けていたことが判明した場合

③　令第92条第4項に規定する郵便物以外の貨物に係る特定輸出申告、特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定した税関官署の長に対して行われ、輸出の許可を受けていたことが判明した場合

④　事故その他の事情により、特例輸出貨物が特定輸出申告書等に記載された品名と異なることとなった場合

⑤　特定輸出申告書等に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定日を経過しても積込みがされない場合であって、その後においても当該積込みが予定されていない場合

［追加：平23第901号］

［一部改正：平29第570号、平30第965号］

（特例輸出貨物に係る取扱いの準用）

67の5―1　法第67条の5の規定により特例輸出貨物について準用される法第34条本文及び法第45条第3項の規定の適用については、前記34―1（同項の⑵のただし書及び⑷を除く。）及び45―3の規定に準じて取り扱うものとする。この場合において、34―1の⑵の本文中「外国貨物を廃棄」とあるのは「特例輸出貨物を廃棄」と、「提出」とあるのは「輸出の許可をした税関官署に提出」と、45―3中「亡失した貨物を蔵置してあつた保税蔵置場の許可を受けた者から当該保税蔵置場を所轄する」とあるのは「亡失した特例輸出貨物について輸出の許可を受けていた者から当該輸出の許可した」と読み替えるものとする。

［追加：平23第901号］

（承認の審査）

67の6―1　法第67条の6に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平20第346号、平23第901号（項番号67の4―1を変更）］

（改善措置の求め）

67の7―1　法第67条の7の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

⑴　特定輸出申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なつていた場合。

⑵　特定輸出貨物の管理に関し、在庫管理、入出庫管理及び移動中の貨物の管理が法令遵守規則に則して行われていなかつた場合。

⑶　その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があつた場合。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平23第901号（項番号67の5―1を変更）］

（特定輸出者からの事情の聴取等）

67の7―2　前記7の6―2の規定は、前記67の7―1の規定により特定輸出者に対し改善措置を求める場合において準用する。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平23第901号（項番号67の5―2を変更）］

（特定輸出者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義）

67の8―1　法第67条の8第1項に規定する特定輸出者に係る帳簿の備付け等に関する用語の意義は、次による。

⑴　法第67条の8第1項の規定により特定輸出者が備え付けることとされている特定輸出関税関係帳簿については、令第59条の12に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、特定輸出者が有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば仕入書に輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号を追記したものなどであっても差し支えないので留意する。

⑵　令第59条の12第4項に規定する「特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し」とは、例えば、特定輸出関税関係帳簿に記載されている輸出の許可書の番号を特定輸出関税関係書類に付す方法、相互に関連する特定輸出関税関係帳簿と特定輸出関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等により、特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係を確認することができるように整理することをいう。また、他の書類を確認すること等によって特定輸出関税関係帳簿の記載事項に関連する特定輸出関税関係書類が確認できる場合には、特定輸出関税関係帳簿の記載事項と特定輸出関税関係書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱う。

なお、令第59条の12第4項の規定は、法第67条の8第2項において準用する法第94条の2の規定により特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、同項において準用する法第94条の3の規定により特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルム並びに同項において準用する法第94条の5に規定する電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても適用されることに留意する。

⑶　令第59条の12第4項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平21第368号、平23第901号（項番号67の6―1を変更）、令3第754号］

（保存義務者に関する規定の準用）

67の8―2　特定輸出者が法第67条の8第2項において準用する法第94条の2から第94条の6までの規定に基づき、特定輸出関税関係帳簿の備付け及び保存並びに特定輸出関税関係書類の保存並びに電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存を行う場合の取扱いについては、後記94の2―1から94の2―35まで及び94の5―1から94の5―8までの規定に準じて取り扱うものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平23第901号（項番号67の6―2を変更）、令元第784号］、令3第754号、令5第594号]

（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続）

67の9―1　令第59条の13の規定において準用する令第4条の13の規定による届出の手続については、前記7の10―1の規定に準じて取り扱うものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平21第368号、平23第901号（項番号67の7―1を変更）］

（失効後の義務）

67の10―1　特定輸出者の承認が失効した場合においても、法第67条の10第2項の規定により特定輸出貨物に係る帳簿書類の保存等に係る義務を免れることはできないので留意する。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平21第368号、平23第901号（項番号67の8―1を変更）］

（特定輸出者の承認の取消し）

67の11―1　法第67条の11の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。

⑴　法第67条の11第1号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。

⑵　特定輸出者が法第67条の6第2号に適合しないこととなったため法第67条の11第2号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次に掲げる場合に該当することとなった場合とする。

①　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第53条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合

②　関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第70条第1項若しくは第2項に規定する他の法令の規定に違反した場合（法第67条の6第1号イ又はロに該当することとなった場合を除く。）

⑶　令第59条の14の規定において準用する令第4条の14の規定に基づく通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」」（C―9050）を交付することにより行うものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平19第1207号、平20第346号、平21第368号、平23第901号（項番号67の9―1を変更）］

（承継の承認申請手続等）

67の12―1　法第67条の12において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記7の13―1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項⑵中「前記7の2―5⑴に規定する書類及び7の2―5⑵本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「前記67の3―4⑴に規定する書類及び67の3―4⑵本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」と、同項⑺中「前記7の2―8に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記67の3―5に規定する承認内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

［追加：平17第1360号］

［一部改正：平19第420号、平23第901号（項番号67の10―1を変更）平28第403号］

（認定製造者の認定申請手続）

67の13―1　認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。

⑴　法第67条の13第1項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」という。）の申請（以下この項及び次項において「認定申請」という。）は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C―9000）（以下この項及び次項において「認定申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、申請者の住所又は居所の所在地（申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第8条の5第１号イ⑴に規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。）を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門（以下この項から後記67の15―1までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税関（以下この項から後記67の15―1までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記67の14―1までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

⑵　認定申請書の添付書類及び認定申請書の記載事項の取扱いは、次による。

イ　認定申請書には、令第59条の16第2項に規定する法第67条の13第3項第2号ハの規則（以下この項及び後記67の14―1において「実施規則」という。）2通（原本、申請者用）（申請者が認定製造者の認定の申請と同時に特定輸出者の承認の申請をする場合にあっては、1通を加えるものとし、この場合における実施規則は、法第67条の6第3号に規定する規則の内容を網羅したものとする。以下この項において同じ。）を添付するものとする。令第59条の16第3項に規定する申請者及び特定製造貨物輸出者に係る登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者又は特定製造貨物輸出者が法人以外の者であるときは、実施規則2通及び申請者又は特定製造貨物輸出者に係る住民票その他の本人確認が可能な書類1通を添付するものとする。

ロ　規則第8条の4ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第7条の2第1項又は法第67条の3第1項第1号の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。

ハ　前記7の2―5⑶の規定は、令第59条の16第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号、平24第321号、平28第782号、令3第500号、令4第469号］

（認定申請の撤回手続）

67の13―2　認定申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定製造者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：令4第469号］

（認定等の通知）

67の13―3　令第59条の16第5項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。

⑴　申請者への通知は、「認定製造者認定書」（C―9014）又は「認定製造者不認定通知書」（C―9024）（以下この節において「認定書等」という。）を交付することにより行うこととする。

⑵　認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第793号、平23第901号］

（認定内容の変更手続）

67の13―4　令第59条の16第6項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C―9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することとする。また、法第67条の13第3項第1号イからトまでに該当することとなった場合、同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでに該当することとなった場合又は法第67条の16第1項第2号から第4号までに規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合はその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしょうようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

⑴　実施規則（業務手順書、規則第8条の5第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等補足資料含む。）に変更があっ場合

⑵　役員、代理人又は規則第8条の5第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合

⑶　「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙1の4①、③及び④に規定する、特定製造貨物の保管施設等又は蔵置場所に変更があった場合

⑷　特定製造貨物の管理（通関業務を含む。）を関連会社等に委託している場合の委託先に変更があった場合

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号、平30第923号、令4第469号］

（電子メールによる送信）

67の13―5　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

⑴　前記67の13―2又は後記67の18―1の申請書及び添付書類

⑵　前項の変更届及び添付書類

⑶　後記67の15―1の届出書及び添付書類

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号、平29第442号］

（認定の審査）

67の13―6　法第67条の13第3項に規定する認定の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

［追加：平21第368号］

（改善措置の求め）

67の14―1　法第67条の14の規定による実施規則若しくは業務の遂行の改善に必要な措置を講ずること又は新たな実施規則を定めることの求めは、例えば次の場合において行うものとする。

⑴　特定製造貨物輸出申告の事項及び貨物確認書と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合

⑵　外国貿易船等に特定製造貨物輸出申告に係る貨物が積み込まれるまでの間の管理について、実施規則に則して行われていなかった場合

⑶　その他認定製造者若しくは特定製造貨物輸出者による税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合

［追加：平21第368号］

（認定製造者からの事情の聴取等）

67の14―2　前項の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について認定製造者から、また、必要に応じて特定製造貨物輸出者から事情を聴取した上で、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

［追加：平21第368号］

（認定製造者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出手続）

67の15―1　令第59条の17の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。

⑴　届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C―9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面を受理した署所の窓口担当部門は、その書面を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。

⑵　「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平22第367号、平23第901号］

（失効後の義務）

67の16―1　認定製造者の認定が失効した場合においても、法第67条の16第2項の規定により特定製造貨物輸出申告を行った貨物のうち、輸出許可を受けていないものについては、その管理義務を免れることはできないので留意する。

［追加：平21第368号］

（認定製造者の認定の取消し）

67の17―1　法第67条の17第1項の規定に基づき認定製造者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。

⑴　認定製造者が法第67条の13第3項第2号イ又はロに該当しないこととなったため法第67条の17第1項第1号の規定により認定製造者の認定を取り消すことができる場合とは、特定製造貨物輸出申告に係る貨物につき、例えば次の場合に該当することとなった場合とする。

①　外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第53条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合

②　関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第70条第1項若しくは第2項に規定する他の法令の規定に違反した場合（法第67条の13第3項第1号イ又はロに該当することとなった場合を除く。）

⑵　令第59条の18に規定する書面による通知は、「特例輸入者等承認・認定取消書」（C―9050）を交付することにより行うものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第901号］

（承継の承認申請手続等）

67の18―1　法第67条の18において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく認定製造者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記7の13―1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項⑵中「前記7の2―5⑴に規定する書類」とあるのは「前記67の13―1⑵のイに規定する書類」と、「7の2―5⑵本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「会社概要（資本金を含む。）、社内の組織その他参考となるべき事項（税関様式関係通達Ⅱ記載要領及び留意事項の特例輸入者等承認・認定申請書（C―9000）の「その他参考となるべき事項」欄に記載する事項であって、⑸に掲げる事項をいう。）を明らかにする書類」と、同項⑺中「前記7の2―8に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記67の13―4に規定する認定内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平21第617号、平28第403号］

第1節の3　提出書類・検査手続・積戻し手続等

（仕入書の記載事項等）

68―1―1　法第68条の規定により、輸出の許可の判断のために提出を求める仕入書は、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されているものをいう。

［全部改正：平13第782号］

［一部改正：平15第226号、平18第1850号、平24第615号］

（検査場所の指定）

69―1―1　法第69条第1項((貨物の検査場所))の規定による輸出貨物の検査場所の指定については、次による。

⑴　輸出貨物の検査場所の指定は、次に掲げる場所について行う。

イ　保税地域の全部又は一部

ロ　保税地域以外の場所で貨物の検査上特に必要と認められる場所

ハ　岸壁（はしけだまりの岸壁を含む。）又はさん橋で本船検査又はふ中検査の実施上特に必要と認められる場所

⑵　輸出貨物の検査場所の指定の方法は、次による。

イ　保税地域の全部を検査場所として指定する場合は、単に｢保税地域｣というように公告し、その一部を検査場所として指定する場合には、特にその旨を明示して公告する。

ロ　税関の検査場を検査場所として指定する場合は、その旨を適当な箇所に掲示して公告する。

ハ　岸壁又はさん橋を検査場所として指定する場合は、例えば、｢〇〇岸壁（当該岸壁にけい留された本船及びはしけ等を含む。）｣として指定し、適当な箇所に公告する。

（指定地外検査の許可の申請）

69―1―2　令第62条((指定地外検査の許可の申請))の規定による指定地外検査の許可の申請は、当該申請に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署に｢指定地外貨物検査許可申請書｣（C―5390）2通を提出して行わせ、許可したときは、1通にその旨を記載して申請者に交付する。

［一部改正：平29第570号］

（他法令による許可、承認等の確認）

70―1―1　輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項の規定の適用については、次による。

⑴　法第70条第1項に規定する他の法令は、別表第1の第1欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は、同表の第2欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸出申告の際に、同表の第3欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。

⑵　法第70条第2項に規定する他の法令は、別表第2の第1欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸出の規制に係る主要な条項は、同表の第2欄に掲げる条項である。これらの法令については、税関の審査及び法第67条の検査の際に、同表の第3欄に掲げる証明書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備について、その証明を求め確認するものとする。

⑶　他の法令の規定により提出が必要とされる別表第1の第3欄に掲げる許可書又は承認書等又は別表第2の第3欄に掲げる証明書等について、輸出者より返却の申出がある場合であって、税関が返却することが適当であると認めた場合は、処理済の記載を行った上、輸出許可後に輸出者に返却して差し支えない。

⑷　別表第1及び別表第2の第3欄に「写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第1

| 法令名 | 輸出の規制に  関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 |
| --- | --- | --- |
| イ．外国為替及び外国貿易法関係 |  |  |
| 輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号) | 第1条第1項（（輸出の許可））  第2条第1項（（輸出の承認）） | 第1条第1項及び第2条第1項の規定により、経済産業大臣が、第2条第1項の規定に係る権限委任を受けた経済産業局長がそれぞれ発行した輸出許可証又は輸出承認証  第12条（（権限の委任））の規定により経済産業大臣から権限委任を受けた税関長が発行した輸出承認証 |
| 外国為替令(昭和55年政令第260号) | 第6条第2項（（支払等の許可）） | 第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した許可証 |
| 第8条第2項（（支払手段等の輸出入の許可）） | 第8条第2項の規定により財務大臣又はその事務委任を受けた税関長が発行した輸出許可証 |
|  | 第17条第２項(役務取引の許可等)) | 第17条第２項の規定により経済産業大臣が発行した特定記録媒体等輸出等許可証 |
| ロ．輸出の制限、禁止関係 |  |  |
| 輸出入取引法(昭和27年法律第299号) | 第28条第1項及び第2項（（輸出に関する命令）） | 第28条第2項の規定により経済産業大臣が発行した輸出取引承認書若しくはその写し又は同法第28条第5項（（輸出組合への事務委任））の規定により経済産業大臣から事務委任を受けた輸出組合の代表者が発行した輸出取引承認書若しくはその写し  (注)　輸出申告に係る貨物が輸出入取引法に規定する承認を必要とする貨物に該当するが否かについて疑義が生じたときは、「輪出取引承認事務取扱要領(昭和43年6月1日43貿局第434号輸出取引注意事項43第33号)」の規定による「輸出入取引法に基づく省令別表第1の品目に該当しない旨の証明書」又はその写しの提出を行わせるものとする。 |
| 文化財保護法(昭和25年法律第214号) | 第44条（（輸出の禁止））  〔重要文化財又は重要美術品〕 | 第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書  (注)　輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財第一課長が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。 |
|  | 第82条  〔重要有形民俗文化財〕 | 第82条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 |
|  | 第125条第1項（（現状変更等の制限））  〔天然記念物〕 | 第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更（輸出）許可書 |
| 林業種苗法　(昭和45年法律第89号) | 第25条第2項（（樹種の種苗の輸出に関する措置）） | 同法の適用対象となる樹種は、すぎ、ひのき、あかまつ、くろまつ、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びりゆうきゆうまつである(同法施行令(昭和45年政令第194号)第1条((政令で定める樹種)))が、これらの樹種の種苗については、輸出を制限又は禁止しているものではない。 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) | 第25条第3項((鳥獣等の輸出の規制)) | 第25条第3項の規定により環境大臣が交付する適法捕獲等証明書又はその写し |
| 大麻取締法(昭和23年法律第124号) | 第4条（（禁止行為及び許可）） | 第4条の規定により厚生労働大臣が発行した輸出許可書又はその写し |
| 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号) | 第30条の6第3項（（輸出の制限）） | 第30条の6第3項の規定により厚生労働大臣が交付する覚醒剤原料輸出許可書若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書若しくはその写し |
| 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) | 第17条（（輸出）） | 第17条ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する携帯輸出許可書又はその写し |
| 第18条（（輸出の許可）） | 第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書又はその写し |
|  | 第50条の11（（輸出））  第50条の12（（輸出の許可）） | 第50条の12第3項から第5項において、準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書又はその写し |
|  | 第50条の13（（特定地域の輸出の特例）） | 第50条の13第2項及び同条第3項において準用する第18条第4項の規定により厚生労働大臣が交付する輸出許可書又はその写し |
|  | 第50条（（免許））  第50条の4（（準用）） | 向精神薬輸出業者が、同法に規定する第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸出しようとする場合(第50条の13に規定する特定地域を仕向地とする特定向精神薬を輸出する場合を除く。)には、第50条の4の規定において準用する第4条の規定により厚生労働大臣が交付する免許証の写し |
| あへん法(昭和29年法律第71号) | 第6条（（輸入及び輸出の禁止）） | 第6条第1項の規定により厚生労働大臣が発行したあへん輸出委託証明書又はその写し又は同条第2項の規定により厚生労働大臣が発行したけしがら輸出許可書又はその写し |
| 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号) | 第10条((輸出の規制)） | 特定第一種水産動植物等を輸出する場合（個人用の場合、無償サンプルに該当する場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。）  「適法漁獲等証明書」又はその写し |
| ハ．検疫関係 |  |  |
| 植物防疫法(昭和25年法律第151号) | 第10条((輸出植物等の検査)） | 第10条第1項の規定による検査を必要とする植物及びその容器包装については、第10条第３項の規定により、植物防疫官が交付した植物検疫証明書（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第13号様式。当該植物及びその容器包装が再輸出されるものである場合にあっては同規則第13号の2様式）又はその写し |
| 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) | 第7条((輸出入検疫)) | 犬等の輸入検疫規則(平成11年度農林水産省第68号)第9条((検疫証明書))の規定により家畜防疫官が交付する証明書  ⑴　犬  「犬の輸出検疫証明書」(同規則様式第5号の3に定めるもの) 又はその写し  ⑵　第2条第1項第2号に掲げる動物  「狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書」(同規則様式第5号の4に定めるもの又はその写し) |
| 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) | 第45条（（輸出検査）） | 第45条第1項の規定により家畜防疫官が発行した輸出証明書若しくはその写し又は動物検疫検査合格通知書の写し |

別表第2

| 法令名 | 輸出の規制に  関する条項 | 確認する証明書等 |
| --- | --- | --- |
| イ.　麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) | 第50条の11((輸出))  第50条27((業務の届出))  第50条の30((麻薬等原料輸出業者の輸出の届出))  第50条の32((麻薬等原料輸出業者以外の者の輸出の届出))  麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第30条第2号((携帯輸出)) | ⑴　自己の疾病の治療を目的として向精神薬を携帯して輸出する場合には、規則第30条第2号に掲げる自己の疾病の治療のため特に必要であることを証する書類（具体的には処方せんの写し又は患者の氏名、住所、向精神薬の品名、数量を記載した医師の証明書）又はその写し  ⑵　麻薬等原料輸出業者が、第50条の30の規定により、麻薬及び向精神薬取締法試行令（昭和28年政令第57号）第8条の2((第50条の28の政令で定める麻薬向精神薬原料))に規定する麻薬向精神薬原料を厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた規則第45条の4((輸入又は輸出の届出))に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」又はその写し  ⑶　麻薬等原料輸出業者が、法別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同令第8条の2に規定する特定麻薬向精神薬原料以外のものを輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸出業者業務届受理証明書」の写し。  ⑷　麻薬等原料輸出業者以外の者が、規則第45条の5に定める量を超える麻薬向精神薬原料を法第50条の32の規定により厚生労働大臣に届け出て輸出する場合には、厚生労働省地方(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同法施行規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸出届」又はその写し |
| ロ．道路運送車両法(昭和26年法律第185号) | 第15条の2((輸出抹消登録))  第16条((一時抹消登録))  第69条の2((解体等又は輸出に係る届出)) | 第15条の2第2項の規定により国土交通大臣が交付する輸出抹消仮登録証明書  第16条第6項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書  第69条の2第4項の規定により国土交通大臣が交付する輸出予定届出証明書 |

［一部改正：昭48第1000号、昭49第633号、昭53第823号、昭55第1353号、昭57第798号、昭60第320号、昭61第587号、平2第720号、平4第628号、平7第297号、平8第747号、平9第763号、平9第828号、平10第278号、平11第254号、平11第1023号、平15第346号、平16第328号、平16第1389号、平17第424号、平20第721号、平21第1232号、平24第321号、平26第318号、平27第702号、平27第1360号、平28第782号、平29第442号、平31第437号、令2第417号、令4第844号、令5第314号、令5第273号］

［関連：平4蔵関第628号（麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行に伴う麻薬向精神薬原料の通関の際の取扱いについて）］

（積戻し申告の手続）

75―1―1　法第75条((外国貨物の積戻し))に規定する外国貨物の積戻しの申告は、一般の輸出申告書の標題を｢積戻し申告書｣と訂正したものにより行わせ、その他の取扱いは、輸出貨物の場合の取扱いに準ずる。

ただし、保税展示場から他の保税地域に運送された外国貨物の積戻しの申告は、前記62の3―7⑵（保税展示場における積戻し申告の手続）に定めるところに準じて行わせることとして差し支えない。

なお、積戻しの許可を受けた貨物の全部について積戻しが取止めとなつた場合の取扱いは、適宜の様式による積戻し取止届に積戻し許可書を添えて提出させ、許可書を回収して整理する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平元第412号、平11第254号、平15第346号］

（簡易な加工を施した外国貨物の積戻し）

75―1―2　保税地域に置かれた外国貨物に法第40条第2項((簡単な加工))（法第49条において準用する場合を含む。）の規定により簡単な加工を施した後積戻しする場合の取扱いは、次による。

⑴　加工が外国貨物のみによつて行われた場合は、その加工後の製品について積戻しの手続を行わせるとともに、積戻し申告書にはその組成材料の品名、数量、価格及び生産又は製造地名を朱書で注記する。この場合において、組成材料の数量及び価格が判明しないような加工は、簡単な加工としては認められないので留意する。

⑵　外国貨物に内国貨物を付加して加工した場合は、その加工後の製品について積戻しの手続を行わせるとともに積戻し申告書には、付加した内国貨物の品名、数量及び価格並びに内国貨物である旨を注記し、また、使用した外国貨物の品名、数量、価格及び生産又は製造地名を朱書で注記する。

第2節　特殊輸出通関

（輸出少額貨物の簡易通関扱い）

67―2―1　次に掲げる輸出貨物については、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記67―2―7の規定により旅具通関扱いをするものを除く。

⑴　統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）21―2（普通貿易統計計上除外貨物）の⑶、⑷、⑸、⑹（ただし、総価格25万円以下のものに限る。）、⑺（ただし、イ、ホ及びチを除く。）、⑻、⑼、⑽、⑾及び⒃に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）の規定による輸出の許可又は承認を要しないもの

⑵　その他の貨物で1品目の価格が20万円以下のもの

［一部改正：昭47第2174号、昭52第941号、昭53第1009号、昭57第536号、昭59第1051号、昭61第587号、平10第285号］

（少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告）

67―2―2　少額貨物簡易通関扱いをする貨物の輸出申告については、次による。ただし、輸出申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

⑴　前記67―2―1に掲げる貨物については、｢輸出申告書｣（C―5010又はC―5015―2）の記載事項のうち統計品目番号の記載を要しない。

⑵　少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、外務省から在外公館あてに送付する公用品（外務省大臣官房在外公館課長の発信する在外公館公用品証明書が添付されているものに限る。）である場合の輸出申告については、次による。

イ　在外公館公用品証明書により輸出貨物の内容が明らかなときは、仕入書等の添付を必要とせず、その貨物についての現品検査を省略して差し支えない。

ロ　船便その他特別の理由により、輸出申告をすることができないときは、在外公館公用品証明書により船舶又は航空機への積込みを認め、事後速やかに輸出申告を行わせる。

⑶　少額貨物簡易通関扱いをする貨物が、定率法第16条第1項第1号から第4号((外交官用貨物の免税))までに規定する外国の外交官等が輸出するものであり、その輸出者の身分が外務省大臣官房儀典総括官の発給した簡易通関依頼書により確認できるときは、その輸出申告について上記⑵の取扱いに準ずる。

⑷　少額貨物簡易通関扱いの適用を受けようとして申告された貨物が、検査、鑑定等の結果、前記67―2―1に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至ったときは、輸出申告書に必要な事項の補足等を行わせた上、改めて一般の輸出手続をとらせる。

［一部改正：昭47第2174号、平17第424号、平24第615号、令元第784号］

（Air Waybill等による輸出申告）

67―2―3　次に掲げる貨物の輸出手続については、Air Waybill若しくは仕入書又は｢航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）｣（C―5210）をもつて輸出申告書（C―5010）に代えることができるものとする。

⑴　67―2―1の⑴に掲げる貨物及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第5に掲げる貨物であつて同令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもの（後記67―2―7の規定により旅具通関扱いをするものを除く。）

⑵　その他の貨物で1品目の価格が20万円以下のもの

［一部改正：昭47第2174号、昭52第941号、昭57第536号、平9第290号、平10第278号、平10第285号］

（Air Waybill等による申告手続）

67―2―4　前記67―2―3の規定によるAir　Waybill等による輸出申告の手続は、次による。

⑴　Air Waybill又は仕入書による輸出申告は、それらの書類に輸出申告と表示したものを2通（原本、許可書用）提出することによつて行わせる。

⑵　Air Waybill又は仕入書の記載内容が令第58条((輸出申告の手続))の規定により必要とされる内容を満していないときは、その不足事項を適当な箇所に記載させる。

⑶　航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）の提出部数は、2通（原本、許可書用）とする。

なお、運送申告を兼ねる必要がない場合には、申告書の標題中｢運送申告書｣の文字をまつ消させる。

［一部改正：平9第290号］

（マニフェスト等による輸出申告）

67―2―5　航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記67―2―6に定めるところにより、輸出申告を行うことができるものとする。

⑴　混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であって、一の混載貨物運送状の価格が20万円以下のもの

⑵　法第70条第1項又は第2項の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの

⑶　輸出を条件とした関税等の減免戻税の対象とならないもの

⑷　イラン、イラク又は北朝鮮を仕向地としないもの

［追加：平10第285号］

［一部改正：平18第1850号］

（マニフェスト等による申告手続）

67―2―6　前記67―2―5の規定により輸出申告をするための手続については、次による。

⑴　混載貨物の荷送人毎の輸出申告書に代えて、航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）及び⑵に掲げる事項を記載した書面（以下⑴及び⑵において｢マニフェスト｣という。）それぞれ2通（原本及び許可書用）を提出させ、「航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）」（C―5210)に当該マニフェストに記載されている一括Air Waybill番号（荷送人毎のHouse Air Waybill番号を一括した番号）及び貨物を積み込もうとする航空機の名称又は登録番号等を記載させる。

なお、マニフェスト等による申告は、荷送人毎に提出されるべき輸出申告書を、これら荷送人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸出者毎の個別の輸出申告として取扱うこととなるので留意する。

⑵　航空貨物簡易輸出申告書（運送申告書）に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。

なお、申告に際しては、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。

イ　輸出者（氏名、住所、電話番号及び輸出者符号）

ロ　品名

ハ　価格（円建てFOB価格）

ニ　仕向人（氏名及び住所）

ホ　数量

ヘ　個数

ト　House Air Waybill番号

［追加：平10第285号］

［一部改正：平13第265号、平24第615号、平29第570号］

（旅具通関扱いをする輸出貨物）

67―2―7　次に掲げる貨物については、後記67―2―8（旅具通関扱いをする貨物の輸出申告）の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。

⑴　本邦から出国する旅客が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶、航空機及び下記⑵を除く。）。

イ　輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち同令別表第六（（出国者の携帯品等））に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の数量が3個又は3組以下のもの、品目毎の数量が3個又は3組を超え10個又は10組以下であって、その総価額が30万円程度以下のもの及び品目毎の数量が10個又は10組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のものに限る。）

ロ　輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち同令別表第六に掲げるもの以外のものであつて、すべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のもの（狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たもののうち税関長が支障がないと認めたものを含む。）

⑵　次に掲げるもので輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、本邦から出国する旅客が携帯（別送を含まない。）して輸出する貨物（自動車、船舶及び航空機を除く。）

イ　前記42―15の規定に基づき保税販売されるもの

ロ　法第42条の規定に基づく保税蔵置場の許可を受けた者が出国の確認を受けた者に対して課税資産の譲渡を行う場合に消費税法第7条第１項((輸出免税等))の規定が適用されるもの

ハ　消費法第8条第1項((輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税))の規定に基づき輸出物品販売場において消費税の免除を受けて購入されるもの

⑶　本邦から出国する航空機の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6カ月以内に後送されるものに限る。）で、次に掲げるもの(自動車、船舶及び航空機を除く。）。

イ　輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち同令別表第六((出国者の携帯品等))に掲げるもの（「携帯品」については、品目毎の数量が3個又は3組以下のもの、品目毎の数量が3個又は3組を超え10個又は10組以下であつて、その総価額が30万円程度以下のもの及び品目毎の数量が10個又は10組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のものに限る。）

ロ　輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げるもの以外のものであって、すべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のもの（狩猟のため携行する猟銃等同令の規定による輸出の許可又は承認を得たもののうち税関長が支障がないと認めたものを含む。）

⑷　本邦から出国する船舶の乗組員が携帯（別送を含む。）して輸出する貨物（前送貨物の場合にあつては、旅券等により出国することが確実と認められるときに限り、後送貨物の場合にあつては、本人出国後6ヶ月以内に後送されるものに限る。）で、輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、同令別表第六に掲げる乗組員本人の私用に供すると認められる貨物（品目毎の数量が3個又は3組以下のもの、品目毎の数量が3個又は3組を超え10個又は10組以下であつて、その総価額が30万円程度以下のもの及び品目毎の数量が10個又は10組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の総価額の合計額が30万円程度以下のものに限るものとし、自動車、船舶及び航空機を除く。）。

なお、家庭用電気製品（例えば、冷蔵庫、洗濯機、テレビ、ビデオ）、楽器（例えばピアノ、電子オルガン）、自転車等に係る本人の私用に供すると認められる貨物の範囲には、1品目につき2個以上のものは含まないので留意する。

⑸　船長、機長又は出国者に託して輸出される貨物（託送品）で輸出貿易管理令の規定による輸出の許可又は承認を要しないもののうち、次に掲げるもの

イ　受取人の個人的使用に供されるもの又は総価額が30万円程度以下のもの（自動車、船舶及び航空機を除く。）

受託者の属する船会社又は航空会社名が印刷されている便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で他の目的又は用途に供されるおそれのないもの

ハ　総価額60万円以下の無償の商品見本又は宣伝用物品（自動車、船舶及び航空機を除く。）

ニ　外国公館が輸出する公用品又は外国の外交官等が輸出する自用品

ホ　本邦の在外公館に送付される公用品

⑹　外国公館の公用品のうち、外交行のう等のように輸出申告書を提出させることが不適当と認められるもの

［一部改正：昭52第941号、昭54第367号、昭61第587号、昭62第1122号、昭63第1243号、平9第290号、平9第828号、平10第285号、（項番号67―2―5を変更）、平17第779号、平18第395号、令2第623号］

［関連：昭54蔵関第367号（永住出国者が携帯輸出する職業用具の認定について）］

（旅具通関扱いをする貨物の輸出申告）

67―2―8　旅具通関扱いをする貨物の輸出申告については、次によるものとする。

⑴　本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、この項において｢旅客等｣という。）が携帯して輸出する貨物については、口頭による申告とする。ただし、旅客等が再び本邦に持ち込む外国製品を携帯輸出する際には、乗組員にあつては｢外国製品持出確認票｣（C―5330）により、旅客にあつては税関で定める適宜の様式により、税関の確認を受けさせるものとする。

⑵　他港まで運送を必要とする輸出別送品については、申告受理税関において輸出を許可し、積込地までの保税運送を認めることとして差し支えない。この場合には口頭申告によることはなく、｢輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書｣（C―5340）2通（原本、許可書用）を提出させ、当該申告書の裏面に運送を承認した年月日、運送先、運送期間等の所要事項を記載し、輸出を許可したときは1通を許可書（運送承認書兼用）として申告者に交付する。

⑶　託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であつて旅客が輸出許可書の発給を要求する場合は、｢輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書｣2通を提出することにより申告させ、輸出の許可を行つたときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。

⑷　法第70条第1項又は第2項((他法令の確認))の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を提出させる。

［全部改正：昭61第587号］

［一部改正：昭63第1243号、平10第285号（項番号67―2―6を変更）、平13第567号、平17第779号］

（船舶の改装、修理のために使用する資材の輸出手続等）

67―2―9　外国籍船舶の改装又は修理のため使用する資材等の輸出手続については、次による。

⑴　外国籍船舶の改装又は修理のため、内国貨物又は外国貨物（その船舶に積載している貨物を除く。）を使用して船体の一部の取替え又は属具、部品等の新たな取付けを行う場合には、あらかじめ輸出又は積戻しの申告を行わせ、それぞれの許可をする。ただし、船舶の改装又は修理の内容があらかじめ確定していないときは、便宜、改装又は修理の予定に基づいて輸出又は積戻しの申告をさせて資材等の使用を認め、改装又は修理の完了後速やかに所要の補正をさせた上、輸出又は積戻しの許可をすることができる。この場合において、輸出又は積戻し価格は、取替費用又は取付費用を含めない価格とし、仕向国名は当該船舶の船籍港の属する国名とする。

なお、一契約ごとにおけるその貨物の価格が200万円未満の場合には、輸出又は積戻し申告書に代えて便宜、船用品として取扱い、船用品積込申告書により旅具通関扱いをして差し支えない。

⑵　　修理、改装用資材の輸出又は積戻しの申告は、造船所から「輸出申告書」（C―5010）又は「輸出申告書」（C―5015―1及びC―5015―2）3通（統計計上分を含む。）に「修理、改装用資材明細書（仕入書兼用）」（C―5215）2通（原本、交付用）を添付させて申告官署の通関部門に提出させることにより行わせる。この場合において、品名は、修理、改装用資材のうち主要なものについて記載させ、その他のさ細なものについては、便宜一括して記載させて差し支えない。また、数量及び価格は、見積りにより数量及び価格（仕入価格）を記載させて差し支えない。

⑶　輸出又は積戻し申告書を受理したときは、上記⑵の修理、改装用資材明細書の1部に受理印を押なつして造船所に交付し、これにより修理、改装を認める。

⑷　修理、改装が完了したときは、造船所から、上記⑶により交付した修理、改装用資材明細書に修理、改装完了時において明らかになった主要資材の品名、使用数量及びその価格（仕入価格）を追記した上、申告官署の通関部門へ提出させ、保留している輸出又は積戻し申告書の数量及び価格を訂正した後に輸出等を許可する。

なお、この場合において、申告価格の総額が200万円未満となっても、便宜申告官署の通関部門において処理する。

⑸　上記手続により改装又は修理した結果生じた材等を引き取る場合には、輸入手続を行わせるものとし、その材等が輸出の許可を受けた資材であるときは、定率法第14条第10号((無条件免税))を適用して処理するものとする。

［一部改正：昭58第538号、平10第285号（項番号67―2―7を変更）、平13第255号、平17第424号、平23第901号、平29第570号］

（公海等で採捕した水産物等の直接輸出）

67―2―10　本邦の船舶が公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域において採捕した水産物又はこれを原料としてその船舶又はこれに附属する船舶等で製造した製品（以下この項において｢水産物等｣という。）を公海上並びに本邦の排他的経済水域の海域上及び外国の排他的経済水域の海域上から直接外国に輸出する場合の取扱いは、次による。

⑴　水産物等の外国向け輸送に従事する船舶については、その本邦から出港前にあらかじめ外国貿易船の資格を取得させる。

⑵　輸出手続は正規の手続をとらせるが、現品検査は省略し、貨物の実体は仕入書、その他船舶から本邦あての電信の写し等を添付させ、これにより把握する。

⑶　輸出申告は、上記の電信等の受領後直ちに行わせるものとし、その手続は、輸出手続を行う水産会社等の事務所の最寄りの税関にさせる。

⑷　輸出手続は、原則として輸出の都度行わせるものとするが、これによることができないやむを得ない理由があり、かつ、税関における手続上支障がないと認められるときは、陸揚げの都度又は1月ごとに取りまとめて輸出申告をさせて差し支えない。

［一部改正：昭58第538号、昭61第587号、平8第582号、平10第285号（項番号67―2―8を変更）］

（外国の見本市等に出品する貨物の一括輸出手続）

67―2―11　外国において開催される見本市等に出品する貨物の輸出手続は、次による。

⑴　輸出申告については、各船積港において、輸出申告書に当該輸出申告に係る出品貨物の明細リストを添付させて、一括申告を認めて差し支えない。

なお、見本市等の即売品については、通常の輸出手続を行わせる。

⑵　展示貨物については、便宜、輸出申告前に検査を行つて差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭63第1243号、平10第285号（項番号67―2―9を変更）］

（輸出入貨物の容器の輸出入手続）

67―2―12　輸出入貨物の容器のうち、コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行う貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令（昭和46年政令第257号）第2条の適用を受けないで輸出入される容器に係る輸出入手続は、次によることとして差し支えない。

⑴　定率法施行令第15条第2号の規定の適用を受けるもの

イ　当該容器の輸出申告の際、｢輸出入貨物の容器輸出入（納税）申告書｣（C―5220）2通を提出させ、輸出を許可したときは、うち1通に輸出許可印を押印し、これを輸出許可書（輸入申告書用）として申告者に交付する。

なお、輸出許可後、他港へ運送の上で船積み（搭載）される輸出入貨物の容器の保税運送の取扱いについては、前記63―16に準ずる。

ロ　上記イの適用を受けた容器の輸入申告は、上記イの輸出許可書（輸入申告書用）及び当該許可書と同一の内容を記載した上記イの様式による輸入申告書（原本）を提出して行わせ、輸入を許可したときは、輸入申告書（輸出許可書）に輸入許可印を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。

なお、1輸出申告で輸出された複数の容器が分割して輸入されることとなった場合には、上記イの輸出許可書（輸入申告書用）及び当該分割輸入される容器に係る輸入申告書（原本）を提出させて輸入申告を行わせる。

⑵　定率法施行令第32条第1号及び第33条第2号の規定の適用を受けるもの

輸出入申告手続は、上記⑴の取扱いに準じて行うものとする。

⑶　上記⑴により輸出された容器が全量輸入されたとき又は上記⑵により輸入された容器が全量輸出されたときは、輸出許可書又は輸入許可書に｢全量再輸入済｣又は｢全量再輸出済｣と記載して整理する。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号、平10第285号（項番号67―2―10を変更）、平23第901号、平29第570号］

［関連：昭46蔵関第1640号（ラッシュ船に積載されている輸出入されるバージの通関手続について）

（複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物の取扱い）

67―2―13　複数の保税地域に分散して置かれている輸出貨物については、後記67―4―18の規定による輸入貨物の取扱いに準じて取り扱うものとする。

［追加：平29第570号］

（輸出郵便物の検査）

76―2―1　輸出又は積戻しされる郵便物の通関手続については、次による。

⑴　輸出される郵便物について、法第76条第3項の規定による通知を受けたときは、令第66条第１項の規定により日本郵便株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。

⑵　１件当たりの価格が20万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の差出人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、価格が20万円を超えると思料するものがあった場合には、同社に対し、通関に必要な手続について差出人に連絡するよう要請する。

その他の郵便物については、他法令による許可、承認等の確認を要する等、税関手続上問題があると判断されたときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録する。ただし、次の⑷に規定する事前検査を受けたことを証する「封かんテ―プ」（C―5110）で封かんされている郵便物については、その封かんの異常の有無を検査するにとどめ、原則として開封検査を省略する。

⑶　郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の価格を合計した額により、輸出申告の要否を判断する。

⑷　検査の結果、輸出される郵便物は、これを通関郵便局又は配達郵便局に差し出す前に最寄りの税関官署に提示して、事前検査を受けることができる。

なお、法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用される郵便物のうち、税関の輸出証明を必要とし、その他税関手続を要する郵便物については、通関郵便局又は配達郵便局に差し出す前に税関外郵出張所又は最寄りの税関官署に提示し、必要な税関手続を事前に行うことを求めるものとする。

⑸　外国から本邦に到着した郵便物（法第76 条第１項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。）を受取人に交付する前に外国に積み戻すことになった場合においては、その郵便物の税関検査を省略して差し支えない。

⑹　国際郵便約款第104条((伝染性物質))に定める伝染性物質を包有する郵便物については、同条の規定により税関の検査及び動物検疫所の検査（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を要する物品の場合）を受けなければならないことになっているので、上記⑷による事前検査を受けさせることとし、同条(注１)の規定による日本郵便株式会社の承認を受けた研究機関から事前検査の申請があったときは、動物検疫所の発給した輸出検疫証明書（家畜伝染病予防法による検疫を要する物品の場合）を確認した上、検査を行う。この場合においては、差出人、受取人、包装状態等を勘案し、取締上支障がないと認められるときは、外観的検査にとどめ、開封検査は省略して差し支えない。

⑺　放射性物質を包有する郵便物については、国際郵便約款第103条((放射性物質))の規定により税関の検査を受けなければならないことになっているので、上記⑷による事前検査を受けさせることとする。

なお、この事前検査に当たっては、放射線による障害防止のため、次により輸出者の確認及び外装等の確認を行い、内容検査は省略して差し支えない。

イ　輸出者の確認は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第9条((許可証))の規定により、原子力規制委員会が当該輸出者に対し発給した許可証又はその写しにより行う。

ロ　放射性物質を包有する郵便物の確認は、通常郵便に関する施行規則第135条((放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示))第2項の規定により、差出人が貼付した「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の記載の確認により行う。

　法第76条第5項の通知は、日本郵便株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭58第538号、昭61第587号、昭63第1243号、平12第235号、平3第4号、平15第346号、平19第1207号、平20第1331号、平22第367号、平22第752号、平24第944号、平28第782号、平29第442号］

（郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合の取扱い）

76―2―2　郵便路線を利用して外国貨物を積み戻す場合等の取扱いは、次による。

⑴　郵便路線を利用して外国貨物を積み戻そうとする場合には通関郵便局まで保税運送を行うこととし、その手続は、「外国貨物運送申告書（目録兼用）」（C―4000）を、当該貨物を蔵置している保税地域を所轄する税関官署に提出することとする。

この場合において、運送先となる保税地域（通関郵便局）が不明な場合は、便宜、運送先欄を「日本郵便株式会社通関郵便局」と記入することとして差し支えない。

なお、当該積み戻そうとする貨物の価格の合計が20万円を超える場合又は外国為替及び外国貿易法第48条第1項((輸出の許可等))の規定による許可を要するものであると思料される場合は、積戻しの申告が必要になることから、積戻しの許可を受けようとする税関官署に対して前記75―1―1の積戻しの申告を行うことを求める。

⑵　上記⑴による外国貨物運送申告書を受理した税関は、当該貨物の引受けをした通関郵便局又は配達郵便局が発行した小包郵便受領書等を差出人から税関に提出することを求め、便宜、これにより到着を確認したものとして取扱って差し支えない。

⑶　輸出（積戻しを含む。以下この項において同じ。）申告を行った税関官署において輸出の許可を受け、郵便路線を利用して当該貨物を輸出しようとする場合における通関郵便局までの保税運送の手続等については、前記63―16の⑴から⑶まで及び上記⑵の規定に準ずる。

この場合、当該貨物は通関郵便局において法第76条第3項の規定による提示を要しないこととなるが、通関郵便局において無用に滞留することのないよう、例えば、当該貨物の外装等に、輸出許可済の旨、輸出申告を行った税関官署名及び許可番号を表示する等、輸出許可済みであることが容易に判るよう表示をすることを求め、確認印を押印する。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平19第1207号、平20第1331号、平24第944号、平29第570号］

（輸出郵便物の事前検査の取扱い）

76―2―3　外郵出張所及び外郵出張所以外の税関官署における輸出郵便物（法第76条第１項に基づく簡易手続が適用されるものに限る。後記76―2―5及び76―2―6において同じ。）についての事前検査の取扱いは、次による

⑴　輸出郵便物の事前検査を行ったときは、適宜の様式による検査記録用紙に検査を行った年月日並びに輸出郵便物の差出人住所氏名、個数、品名、価格及び重量等を記録し、事前検査を終了した郵便物は、「封かんテープ」（C―5110）により封印した上、「事前検査済印」（C―5120）を押なつしてこれを差出人に返付する。ただし、外郵出張所において事前検査を行った場合で、その検査場所と通関郵便局又は配達郵便局の差出窓口とが接近している等取締上支障がないときには、事前検査済印の押なつのみで差し支えない。

⑵　事前検査に係る輸出郵便物が定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の適用を受けられるもの、他の法令の規定による許可、承認等を要するもの、その他輸出に関する証明の添付を要するものである場合には、それぞれにつき必要とされる書類の提出を求めて、検査を行う。この場合において関税若しくは内国消費税の減免戻税若しくは還付に係る郵便物の輸出の確認又は輸出証明書の交付は、通関郵便局若しくは配達郵便局の受領証又は通関郵便局若しくは配達郵便局の受領した旨の記載がされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うが、上記⑴のただし書の場合においては、事前検査と同時に確認又は交付を行い、通関郵便局又は配達郵便局の受領証の提出を省略することができる。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1353号、昭58第538号、昭61第587号（項番号76―2―2を変更）、平10第278号、平19第1207号、平20第1331号、平24第944号、令3第285号］

（簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い）

76―2―4　法第76条第1項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第67条の2第1項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。

この場合における通関手続の取扱いについては、次による。

⑴　輸出許可書の交付は、通関郵便局又は配達郵便局の受領証又は通関郵便局又は配達郵便局の受領した旨の記載がされた輸出郵便物受理明細証の提出をまって行うものとする。

なお、輸出申告に併せて行う定率法又は内国消費税法の規定による減免戻税又は還付の申請書等は、輸出申告時に受理して差し支えないが、これらの手続により輸出者に交付する書類については、輸出許可書に併せて交付するものとする。

⑵　保税運送の手続は、前記76―2―2の⑶に準じて行うこととする。

なお、輸出を条件に関税若しくは内国消費税の減免戻税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、前記67―1―20に規定する処理に代えて、前記76―2―3の⑵によるものとする。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平23第901号、平24第944号、平25第310号、令3第285号］

（許可、承認等を要する郵便物についての通知等）

76―2―5　税関において輸出郵便物の検査を行った結果、その輸出について他の法令の規定による許可、承認の取得、その他特別の手続が必要であると認めたときは、｢輸出郵便物の通関手続について｣（C―5080）2通を作成し、うち1通を差出人宛てに送付して所要の手続を行わせるものとする。

［一部改正：昭52第941号、昭61第587号（項番号76―2―3を変更）、平10第278号、平20第1331号（項番号76―2―4を変更）、平24第944号］

（郵便物についての許可、承認等の確認）

76―2―6　輸出郵便物についての輸出貿易管理令及びその他の法令の規定による許可、承認等の確認は、前記76―2―5の規定により差出人から提出される輸出許可証等により行う。

［一部改正：昭52第941号、昭55第1353号、昭61第587号（項番号76―2―4を変更）、平10第278号、平20第1331号（項番号76―2―5変更）］

（取戻し又は宛名変更請求にかかる郵便物の税関長への通知等）

78の2―2―1　法第78条の2第1項に基づく税関長への通知は、取戻請求等通知書（C―5140）1通を当該郵便物の輸出通関を行った税関官署に提出することにより行うものとする。

［一部改正：平24第944号］

［追加：平20第1331号］

（郵便物に係る輸出の許可の取消し）

78の2―2―2　法第78条の２第１項の通知を受けた税関官署においては、当該通知に係る郵便物が保税地域に搬入されたことを確認したうえで、当該通知の対象となった郵便物に係る輸出の許可の取消を行うこととする。

この場合における同条第３項に基づく通知は、「郵便物の輸出（入）許可取消通知書」（C―5141）2通（原本、通知用）を作成し、うち１通を差出人に送達することにより行う。

なお、当該郵便物が差出人に返送されるものである場合は、郵便物の輸出許可取消通知書を返送される郵便物に添付することによって差出人への送達を行って差し支えない。

［追加：平20第1331号］

第3節　一般輸入通関

（輸入申告の効果）

67―3―1　法第67条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸入申告は、税関がこれを受理した時にその効力を生ずる。

（輸入申告の手続）

67―3―2　法第67条に規定する輸入申告の手続は、次による。

⑴　特例申告貨物以外の場合

前記7―4の規定に基づき「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―1及びC―5025―2）3通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせる。ただし、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号、以下この章において「統計基本通達」という。）の21―2に掲げる貨物((同中⒁に掲げるものを除く。)については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする1品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を1つ物品として取りまとめたものをいう。）の価格が20万円を超えるものを除き、統計用の提出を要しない。税関がこれを受理したときは、申告書（C―5020又はC―5025―2）下欄の「受理」欄に受理印（C―5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C―5000）を押なつする。

⑵　特例申告貨物の場合

「輸入（納税）申告書」（C―5020又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―1）の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ上部余白に「」と朱書きし、令第59条に規定する事項を記載し、3通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせ、統計用の提出については、前記⑴ただし書の規定を準用する。税関がこれを受理したときは、申告書（C―5020又はC―5025―2）下欄の「受理」欄に受理印（C―5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C―5000）を押なつする。

［全部改正：平12第652号］

［一部改正：平17第424号、平19第420号］

［関連：平12蔵関第247号（輸入通関事務処理体制について）、昭37蔵関第370号（解体用船舶の輸入手続について）、昭40蔵関第327号（フィッシュミール船において洋上で加工された魚粉、魚油及びフィッシュソリューブルの輸入の際の取扱いについて）、昭45蔵関第815号（船舶から回収される廃油の取扱いについて）、昭46蔵関第849号（国際フェリーを利用して輸出入する自家用自動車の通関手続について）］

（計量単位の換算基準及び申告数量）

67―3―3　輸入申告書への輸入貨物の数量の記載については、次による。

⑴　ヤードポンド法等の計量単位で通常の取引が行われている貨物に係る輸入申告書への記載に当たり、メートル法への換算を要する場合の換算方法については、前記67―1―3（計量単位の換算基準）の規定を準用する。

⑵　その申告前に検量機関等により数量の測定が行われ、申告しようとする貨物の数量が明らかとなつている場合にはその数量を、その他の場合には仕入書等に記載された数量を、それぞれ申告させるものとする。

［一部改正：昭61第587号、平24第615号］

（貨物を輸入しようとする者の意義）

67―3―3の2　令第59条第1項第1号に規定する「貨物を輸入しようとする者」の意義については、次による。

⑴　輸入取引により輸入される貨物については、前記6―1⑴に規定する「貨物を輸入する者」と同様とする。

⑵　上記⑴以外の場合には、輸入申告の時点において、国内引取り後の輸入貨物の処分の権限を有する者をいい、その者以外に輸入の目的たる行為を行う者がある場合にはその者を含むものとする。この場合において、輸入の目的たる行為を行う者とは、例えば、次に掲げる者が該当する。

イ　賃貸借契約に基づき輸入される貨物については、当該貨物を賃借して使用する者

ロ　委託販売のために輸入される貨物については、当該貨物の販売の委託を受けて自己（受託者）の名義をもって販売する者

ハ　加工・修繕のために輸入される貨物については、当該貨物を加工・修繕する者

ニ　滅却するために輸入される貨物については、当該貨物を滅却する者なお、当該「貨物を輸入しようとする者」は、法第6条の規定に基づき、当該貨物に係る関税を納付する義務を負うことになるので留意する。

［追加：令5第592号］

［一部改正：令5第937号］

（輸入申告書の添付書類）

67―3―4　輸入申告書には、法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記7―4 参照）には、1通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。

なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、この通達及び他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。

⑴　経済産業大臣又は税関長の輸入の承認を要する貨物の場合には、その輸入承認証

⑵　上記⑴に掲げるもののほか、法第70条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物の場合には、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類（検査の完了又は条件の具備については、輸入申告の際に審査を必要とするものに限る。）

⑶　定率法又は暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除又は払戻しを受けようとする場合であって輸入申告（特例申告貨物に係る輸入申告を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類

⑷　ＥＰＡ税率の適用を受けようとする貨物に係る令第61条第1項第2号イ⑴に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書（以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第4項及び第8項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特恵税率（暫定法第8条の2第1項又は第3項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。）の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第27条第１項に規定する原産地証明書（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又原産地証明書はの確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）

⑸　協定税率の適用を受けようとする貨物に係る原産地証明書（後記68―3―7の方法により令第61条第1項第1号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限る。ただし、当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合にはその提出を要さず、特例委託輸入者に係る特例申告貨物である場合には、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限り、その提出を要するものとする。）

⑹　内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けるため必要とされる免税承認申請書又は証明書（特例申告貨物の輸入申告にあっては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。）

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1353号、昭59第1051号、平11第254号、平12第652号、平13第4号、平14第960号、平17第346号、平18第832号、平19第420号、平20第346号、平21第368号、平24第615号、平27第33号、平30第1692号、令2第417号］

［関連：昭57蔵関第326号（輸入申告書の添付書類の簡素合理化について）

（内容点検確認書の活用）

67―3―5　通関業者が申告前に貨物の内容を点検して作成した｢内容点検確認書｣（C―5540）が輸入申告に際し添付されている場合は、審査・検査の参考とする。

［追加:平12第235号］

（輸入申告の不受理）

67―3―6　輸入申告の不受理については、前記67―1―9の規定に準ずる。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号（項番号67―3―5を変更）、平12第652号、平20第346号］

（輸入申告の撤回）

67―3―7　輸入申告（特例申告貨物を除く。）の撤回については、前記7―7の規定による。また、特例申告貨物の輸入申告の撤回については、輸入（引取）申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があった場合には、その撤回を認めて差し支えない。

［一部改正：平12第235号（項番号67―3―6を変更）、平12第652号、平19第420号]

（輸入検査の種類）

67―3―8　法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定による輸入貨物の検査は、現場検査、本船検査、ふ中検査、検査場検査及び委任検査の5種類とし、それぞれの取扱いは、次による。

⑴　輸入貨物についての法第67条の規定による検査は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、輸入申告についての適正な審査を行うための貨物確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等のための検査のことをいう。）は、原則として統括審査官が行うものとする。

⑵　現場検査は、次に掲げる貨物について現に置かれている場所において行うものとする。

イ　巨大重量貨物

ロ　火薬、劇薬、その他の危険貨物

ハ　腐敗し若しくは損傷した貨物又はそれらのおそれのある貨物及びばら積貨物で税関検査場への搬入が不適当なもの

ニ　検査個数が多い貨物

ホ　品名詐称のおそれがある貨物

ヘ　以上に掲げるもののほか、その性質、形状等からみて税関検査場への搬入が困難であり、又は不適当であると認められる貨物

⑶　本船検査は、後記67の2―3―1の規定により本船扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則として本船において行う。

⑷　ふ中検査は、後記67の2―3―2の規定によりふ中扱いをすることが認められた貨物について行うものとし、その検査は、原則としてふ中において行う。ただし、税関において必要があると認める場合には、その指定する個数の貨物を陸揚げして検査を行う。

⑸　検査場検査は、上記⑵から⑷までに掲げる貨物以外の貨物について、それを税関検査場に搬入させて行うものとする。ただし、見本確認の方法による場合には、税関検査場以外の税関庁舎に搬入させて検査を行っても差し支えない。

⑹　委任検査は、貨物の蔵置場所（例えば、遠隔地にある飼料工場）等を勘案し、一部の貨物についてその現品検査を保税取締部門の職員に委任して行う。この場合においては、統括審査官（これに代わる者を含む。以下同じ。）と保税取締部門の職員との間の書類の送達は施封して行う。

［一部改正：昭61第587号、平11第254号、平12第235号（項番号67―3―8を変更）、平18第794号、平19第893号、平29第570号、平29第868号］

（事前検査）

67―3―9　次の⑴に掲げる場合に該当するときは、便宜⑵及び⑶の要領により輸入申告の前に検査を行うことができるものとする（以下この項及び次項においてこの検査を｢事前検査｣という。）。

⑴　事前検査を行うことができる場合は、次の場合とする。

イ　前記7―19―1（事前照会に対する口頭回答の手続等の⑶のロに該当する場合

ロ　保税地域に搬入した後においては、数量の確認が困難である貨物（例えば、穀物、砂糖等の大量のばら積貨物等）の場合

ハ　保税地域に搬入した後においては、適正な見本を採取することが困難な貨物（例えば、同時蔵置される石油等）の場合

⑵　事前検査は、仕入書、包装明細書等の関係書類の提出を求めて行うものとする。

⑶　事前検査を行った貨物について輸入申告が行われた場合には、その申告に係る貨物の検査は、輸入者等を勘案し、必要に応じ行うものとする。

［一部改正：昭58第366号、昭61第587号、平12第235号（項番号67―3―8を変更）、平14第253号、平16第120号、平19第519号、平25第222号］

（輸入検査の方法）

67―3―10　輸入検査（事前検査を含む。）の方法は、見本確認（他法令の該非の確認、関税分類、知的財産侵害物品の認定等についての適正な審査を行うための見本検査のことをいう。）、一部指定検査及び全部検査の3種類とし、それぞれの取扱いは、次による。

⑴　見本確認は、数量の確認を必要としない貨物につきその一部を見本として採取（1梱包を見本として採取する場合を含む。）し、その見本により関税率表分類、統計品目表分類、価格鑑定、他法令の確認その他の検査鑑定をすることができる場合に行うものとし、その要領は、次による。

イ　見本確認に当たっては、原則として貨物の蔵置場所において開梱し、又は見本採取器具を使用して検査に必要な見本を採取し、それを税関検査場等に搬入させて検査を行う。

ロ　次に掲げる貨物については、その各種類ごとの1梱包を見本として税関検査場に搬入させて検査を行う。

　高価な貨物（例えば、貴石、半貴石又はこれらの製品、貴金属製品、こつとう品等）

　汚染し、又は損傷しやすい貨物（例えば、淡色織物、精密機械等）

　外装検査を必要とする貨物

　申告者が貨物の蔵置場所において開梱等による見本の採取を希望しない場合

　その他開梱後の保管管理上問題があると認められる貨物

ハ　見本の採取の方法については、後記67―3―13による。

⑵　一部指定検査は、性質及び数量の確認を必要とする貨物のうち、均質等量に包装されたもので、その一部について数量査定を行い、貨物1個当たりの実測数量の平均値に貨物の全個数を乗じてその全数量を算出する方法によることができると認められるもの並びに各包装の内容及び数量が異なっていても包装ごとに内容及び正味数量が表示されているか、又は各包装番号ごとの内容及び数量が記載された包装明細書等が添付されているもので、その一部について検査することにより申告された貨物全体の性質及び数量についての認定が可能なものについて行うものとし、その要領は、次による。

イ　均質等量に包装された貨物の検査に当たって無作為に指定すべき検査個数は、別段の定めがあるものを除き、原則として次の基準による。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 従量税品 | | 従価税品 | |
| 申告個数 | 検査個数 | 申告個数 | 検査個数 |
| 10以下 | 全部 | 4以下 | 全部 |
| 11～40 | 10 | 5～20 | 4 |
| 41～100 | 20 | 21～200 | 7 |
| 101～200 | 30 | 201～以上 | 10 |
| 201～5,000 | 40 |  |  |
| 5,000以上 | 50 |  |  |

ロ　各包装ごとの内容及び数量は異なっているが、それぞれの内容及び数量が包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている貨物について、無作為に指定すべき検査個数は、上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数として差し支えない。

ハ　袋詰の合成樹脂ペレットのように一定規格の容器に一定数量のものが包装されると認められる貨物についての検査個数は、原則として1梱包とする。

ニ　その他の貨物であっても、過去の検査実績等を勘案して上記イに規定する基準に定める個数に満たない個数についての検査で十分であると認められるものについては、適宜検査個数を減らして差し支えない。

⑶　全部検査は、見本確認又は一部指定検査によっては貨物の性質、数量等の確認が困難な次のような貨物について行うものとする。

イ　均質等量に包装されていない貨物で、包装に内容及び数量の表示がなく、かつ、包装明細書が添付されていないもの

ロ　変質し又は損傷した貨物（定率法第4条の5又は第10条第1項の規定に該当するもの）

ハ　減税、免税又は戻し税の対象となる貨物で、それらの減税、免税又は戻し税の条件の確認を必要とするもの

⑷　輸入貨物の検査に際しては、必ず検査立会人を立ち会わせるものとする。なお、後記67―3―12に規定する「二以上の特例輸入者のみにより混載されて輸入される貨物」の場合には、前記67―1―7の⑺のなお書きの規定に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1360号、昭61第587号、平11第254号、平12第235号（項番号67―3―9を変更）、平18第794号、平25第731号、平29第570号］

（検査貨物の指定等）

67―3―11　統括審査官等が輸入貨物の現品検査を必要と認めた場合には、次により検査貨物について指定を行う。

⑴　前記67―3―8の⑴に規定する検査に係る検査指定は、原則として統括監視官が行うものとし、当該検査のうち、貨物確認に係る貨物の指定は、原則として統括審査官が行うものとする。この場合において、貨物の指定から検査の終了までの間の通関業者等との連絡は、最初にその指定を行った統括監視官又は統括審査官（以下この項及び後記67―3―13 において「検査指定者」という。）が行うものとする。

⑵　見本確認の場合及び一部指定検査又は全部検査で検査場検査を行うことになる場合についての検査指定は、｢検査指定票｣（C―5270）に所要の事項を記入の上、輸入申告書に添付することによって行う。この場合の検査指定票には、必要に応じてその所定欄に包装番号の記入を行い、見本確認の場合には、このほか、見本の品名、数量等を記入する。

なお、検査の結果、事故を発見した場合等で貨物を追加指定して検査を行う必要があるときは、検査担当職員からその旨を検査指定者に報告させ、改めて貨物の追加指定を行う。

⑶　見本確認又は検査場検査以外の検査を行うことになるものについての検査指定は、上記の検査指定票によることなく、検査担当職員が現場において行う。この場合において、貨物の包装（ケース、ドラム、袋等）に番号が付されていないときは、便宜、個数によって指定し、その個数に見合う現物の指定は、検査担当職員が現場において行う。

なお、検査担当職員が現場検査を行った結果、検査貨物の追加を必要と認めた場合には、追加個数を検査立会人に告げ、更に検査を行うとともに、その旨を検査指定者に報告し、事後の指定の参考にする。

⑷　見本確認のための見本の採取又は検査場検査のための現物指定については、次による。

イ　見本確認のための見本採取（1梱包を見本として採取する場合を含む。）又は検査場検査のための現物指定は、原則として検査担当職員に行わせる。

ロ　次に掲げる行為は、貨物の性質、業者の信用度等を勘案し、便宜、倉主等に行わせて差し支えない。

　見本採取方法が簡易なものの見本採取

　包装に一連番号が表示されており、検査指定票に指定番号が記載された貨物の現物指定

なお、上記イにより検査担当職員が現物指定を行った貨物でその発送の確認を倉主等に行わせて差し支えないと認めるもの及び上記ロの又はに掲げる貨物については、倉主等に検査指定票に所要の事項を記入させて発送の確認を行わせる。

⑸　上記⑴により検査貨物の指定を行った場合における検査指定票の取扱いは、次による。

イ　検査指定票のうち｢倉主等用｣及び｢運搬用｣は申告者に交付する。

ロ　「運搬用」は、検査扱貨物の蔵置場所の倉主等に提出させ、倉主等はこれに所要の事項を記入のうえ検査扱貨物の蔵置場所と税関検査場等との間の運搬に使用させる。なお、検査扱貨物が税関検査場等から蔵置場所に搬入された後は、下記ニの照合の後、倉主等にこれを保管させる。

ハ　｢申告書用｣は、検査担当職員が検査に当たって指定された貨物と税関検査場等に搬入された貨物との同一性の確認のために用いる。

ニ　「倉主等用」は、検査扱貨物を蔵置場所から検査のため搬出する際の控えとし、上記ロの「運搬用」が倉主等に返却された後、倉主等に当該「運搬用」と照合し、整理保管することを求めるものとする。

ただし、検査扱貨物を蔵置場所に戻すことなく税関検査場等において引き取られた場合、「運搬用」の整理保管は保税取締部門が行うものとする。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平11第254号、平12第235号（項番号67―3―10を変更）、平14第253号、平16第349号、平18第794号、平19第893号、平29第570号］

（コンテナー貨物の検査）

67―3―12　コンテナーに詰められたまま輸入申告される貨物（以下｢コンテナー貨物｣という。）の検査の方法は、見本確認、一部指定検査及び全量取出検査の3種類とし、その取扱いについては、見本確認及び一部指定検査については、前記67―3―10の⑴及び⑵に定めるところによることとし、全量取出検査については、以下に規定するところによる。

なお、輸入貨物をコンテナーに詰めたまま申告を認める取扱い（いわゆる｢コンテナー扱い｣）は、次の条件をすべて満たしている場合には、各関においてこれを行うこととして差し支えない。

また、税関長が必要と認める場合においては、これ以外の条件を付すこととして差し支えない。

イ　積付状況説明書その他仕入書等により貨物の内容が明らかであること。

ロ　一の輸入者により輸入される貨物又は二以上の特例輸入者のみにより混載されて輸入される貨物（特例申告貨物であるかどうかを問わない）であること。

ハ　貨物の輸入者及びその代理人（以下この項において｢輸入者等｣という。）が通関手続上十分な知識を有すると認められること。

⑴　全量取出検査は、原則として、港頭地区において行うこととし、当該コンテナー扱い貨物が現に蔵置されている場所又は税関長が指定した場所において行うものとする。なお、全量取出検査を行うに当たって、当該コンテナー扱い貨物の種類、性質、形状、その他貨物を取り出すための設備等の関係から、当該蔵置場所における全量取出検査が著しく困難であると認められる場所においては、近隣の他の保税地域において全量取出検査を行うこととして差し支えない。

⑵　輸入者等が港頭地区外の取卸し場所における検査を希望し、次のすべての条件を満たす場合には、当該コンテナーから貨物を取卸す場所において全量取出検査を行うことができるものとする。

イ　コンテナー貨物が、一の場所において全量取り出されるものであること。

ロ　冷凍貨物、巨大重量貨物、損傷のおそれのある貨物及び取出後再積付けが困難な貨物、その他港頭地区における全量取出検査が当該港頭地区に搬出入される他の貨物に影響を及ぼすおそれがあると認められる貨物であること。

ハ　当該貨物の取卸し場所について、全量取出検査のためのスペース、貨物の取卸し設備、要員等が十分確保されており、安全性にも問題がないこと。

⑶　取卸し場所における全量取出検査は、原則として、次のとおり取り扱うものとする。なお、取卸し場所が保税地域となっている場合には、これに準じて取り扱うものとする。

イ　全量取出検査の指定が行われた場合において、当該指定に係る部門の統括審査官又は統括監視官（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者。以下この項において「統括審査官等」という。）は、その貨物が前記⑵の要件に該当するか否かについて輸入者等からの相談に応ずるものとする。

ロ　輸入者等が取卸し場所における全量取出検査を希望する場合には、｢指定地外貨物検査許可申請書｣（C―5390）及び｢輸入許可前引取承認申請書｣（C―5400）等に代えて、｢取卸し場所検査申出書（指定地外貨物検査許可申請書兼用）他所蔵置許可申請書　外国貨物運送申告書（目録兼用）｣（C―5550）に必要事項を記載させ、当該全量取出検査の指定に係る部門に2部提出させるものとする（その際、1部の裏面に取卸し場所の見取図等を記入させるものとする。）。

ハ　統括審査官等は、現に貨物が蔵置されている場所の所在地を所轄する保税取締部門の統括監視官（これが置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者）と協議を行った上、取卸し場所における全量取出検査を認めることとした場合には、受理印を押印の上、その1部を輸入者等に交付する。

ニ　統括審査官等は、取卸し場所における検査を行う場合には、輸入者等に対し、指定地外検査の許可、他所蔵置の許可及び保税運送の承認の取得等、所要の手続を行うことを求める。また、保税取締部門は、コンテナー貨物を発送するに当たって、必要に応じ当該コンテナーに封印を施す。

ホ　指定地外検査許可担当部門は、輸入者等に対し、前記⑶―ロの提出書類原本裏面上部に指定地外検査許可手数料に相当する額の収入印紙を添付させた上、指定地外検査の許可を行う。

⑷　統括審査官等は、検査を実施するに当たって、輸入者が自ら立ち会う場合で、検査の実施に支障がないと認めるときには、通関業者が立会いを求めるときを除き、通関業者の立会いを要しないこととして差し支えない。

⑸　取卸し場所における検査は、原則として、２名以上の職員で行うものとし、検査担当職員に行わせることとするが、取卸し場所が、他官署、他部門又は他税関（以下この項において「他官署等」という。）に近接している場合等においては、事前に他官署等と協議を行った上、他官署等の職員に検査を依頼することができることとする。この揚合において、輸入申告書等一件書類については、その写し１部を提出させ、当該写しを封かんの上、通関業者に託し検査担当職員に手交させることとする。

⑹　港頭地区検査、取却し場所検査いずれの場合においても、税関職員の立会いなしに貨物の取卸しを行ったことが判明し、又は、検査の結果、法令に違背する行為を発見した場合等には、必要に応じ、申告書の補正・是正又は修・更正等所要の措置（事後のコンテナー扱いの停止を含む。）を講ずるものとする。

⑺　コンテナー貨物の検査に係る見本採取及び輸入貨物の数量の確認については、それぞれ後記67―3―13及び67―3―14により取り扱うこととする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平18第794号、平19第893号、平25第731号、平29第570号、令3第262号］

（検査における見本の採取）

67―3―13　検査における見本の採取については、次による。

⑴　見本採取の手続は、次による。

イ　見本確認の場合における見本採取は、前記67―3―11の⑵に規定する検査指定票により行う。

ロ　現場検査又は検査場検査で見本検査以外の方法による検査を行う場合において、見本採取を行う必要があるときは、見本採取に当たり｢見本採取票｣（C―5280）3通（原本、通知用、倉主等用）を作成の上、｢通知用｣は申告者に交付し、｢倉主等用｣は直接又は申告者を通じて（税関検査場において見本を採取したときは、検査指定票の｢運搬用｣に添えて）倉主等に送付する。ただし、採取しようとする見本が少量かつ低価値（おおむね課税価格が500円未満で、かつ、内国消費税額を含む税額が100円未満のもの）である場合には、特に申告者が要求するときを除き、便宜、その作成を省略して差し支えない。

⑵　見本採取に際しては、次の点に留意する。

イ　見本採取は、原則として申告者又はその代理人の立会いのもとに、検査担当職員又は保税取締部門の職員が行うものとするが、前記67―3―11の⑷のロの場合には、倉主等に見本採取を行うことを求めて差し支えない。

ロ　見本採取に当たっては、対象貨物の全体を代表できるように適正な見本を選定する。

ハ　見本の採取量は、必要最少限度にとどめる。

ニ　採取した見本については、申告番号、品名、採取年月日、採取場所等の必要事項を明らかにすることとし、例えばそれらの事項を記載したラベルを貼付しておく。

⑶　見本確認のための見本採取は、適宜、簡単な方法により採取することとし、小売容器包装の貨物、衣類、小型機器等については、必要な各種類ごとに1個を見本とし、織物、線材等については、なるべく切断することなく、最小包装単位の1個を見本とする。

なお、ばら積貨物、液状、粉状又は粒状の貨物等で、見本の採取に当たって貨物の性状からみて、特に必要があると認めるものについては、次に定める分析用見本の採取に準ずる。

⑷　分析見本の採取については、次による。

イ　容器に詰められた粉状、粒状又は泥状の貨物については、外気にふれない各部分から見本を採取する。

ロ　ドラム詰、石油かん詰等の液状貨物については、全体が均質となっていない場合があるので、振とう、かくはんを十分行ったうえ見本を採取する。

ハ　上記イ又はロに該当する見本の採取に当たっては、別段の定めがあるものを除き、原則として2梱包以上から見本を採取する。ただし、かん詰、びん詰等で内容がすべて均一とみられるものについては、1梱包から見本を採取して差し支えない。

ニ　タンク蔵置貨物（石油、糖みつ等）については、貨物の注入後その安定をまって、上、中、下の3層（液深に応じ2層又は5層に増減して差し支えない。）から各層ごとに見本を採取する。タンカー等において見本を採取するときも、これに準ずる。

ホ　本船扱いのばら積貨物については、2か所以上のハッチから見本を採取する。

ヘ　ふ中扱いのばら積貨物については、20％を下らない数のはしけから見本を採取する。

ト　貨物全体から見本を採取することができる自動見本採取機が設置されているときは、その自動見本採取機によって見本を採取して差し支えない。

チ　採取した見本を収容する容器は、見本との間に反応を起さない材質のもので、かつ、湿度、光線等により見本の特性を変化させないものを選択し、採取に当たっては、容器を十分に洗浄し、乾燥し、必要に応じ共洗いし、密をして採取した見本の品質保全に留意する。

リ　見本採取に当たっての採取器具は、採取する見本に適したものを使用する。

ヌ　引火性又は腐食性の強い貨物、毒物、劇物その他危険貨物の見本採取に当たっては、その貨物の特性を十分に理解した上、慎重に見本採取を行うとともに、採取した見本を収容した容器には危険貨物である旨を表示、保管場所に留意する等事後の事故防止に努める。

⑸　貨物確認が終了し、見本を返却する場合において、見本採取票を作成しているときは、当該見本を申告者に返却するとともに、「原本」に返却の確認を受け、また、交付した「通知用」の再提出を求めて返還した旨記載し、返還した見本とともに倉主等に提出させる

⑹　採取した見本を分析用に供した等の理由により返却しない場合における取扱いは、次による。

イ　見本採取票を作成していない場合

　貨物の検査指定の際に見本を返却しないことが明白であるときは、検査指定者が検査指定票の余白にその旨記入しておく。

　検査の結果、見本を返却しないこととなったときは、検査担当職員は、検査指定票の「原本」及び「運搬用」の余白にその旨を記入の上、「運搬用」を倉主等に提出させるとともに、その旨を検査指定者に報告する。

ロ　見本採取票を作成しているときは、交付した｢通知用｣の提出を求め、｢原本｣及び提出された｢通知用｣に返却できない旨、及びその理由その他必要事項を記入し、｢通知用｣を上記⑴ロの｢倉主等用｣に準じて倉主等に提出させるさせる。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号（項番号67―3―11を変更）、平16第349号、平18第794号、平19第893号、平29第570号、平30第965号、令3第285号］

［関連：関基67―3―18,67―3―19］

（輸入貨物の数量の確認）

67―3―14　輸入貨物の数量の確認については、別段の定めがある場合を除き、次による。

⑴　検査省略扱貨物、見本確認扱貨物その他数量の確認を行わない貨物の数量は、仕入書等の数量による。

⑵　一部指定検査により数量確認を行った貨物の数量は、それぞれ次による。

イ　均質等量に包装された貨物について、一部指定検査の結果の算出数量と前記67―3―3の⑵の規定による申告数量（以下この節において｢申告数量｣という。）との差が申告数量の3％以内であるときは、その貨物の数量は申告数量により、その差が3％を超える場合には、その貨物の数量は、算出数量による。この場合において、申告者が検査個数の追加を希望するときは、前記67―3―10の⑵に規定する検査指定個数基準による検査個数の50％に相当する個数の範囲内において検査個数を増加して、数量確認を行う。

ロ　各包装ごとの内容及び数量が異なっている貨物については、一部指定検査の結果、個々の包装に表示され、又は包装明細書等に記載されている数量が正確であると認められるときは、その貨物の数量は、それらの表示又は記載の数量による。この場合における正確であるか否かの認定は、貨物の種類、包装条件、測定方法の差異等を勘案して行うが、表示又は記載の数量と実測数量との差が、表示又は記載の数量の3％以内であるか否かを一応の目安とするものとする。

一部指定検査の結果、表示又は記載の数量が正確であると認められない場合には、前記67―3―10の⑵の検査指定個数基準に定める個数に至るまで検査を行う。この場合において、

　実測数量の増減がおおむね一定の傾向にあると認められるときは、その貨物の数量は、その傾向の比率（検査した包装分についての表示又は記載の数量と実測数量との比率）により申告数量を修正したものによる。

　実測数量の増減が一定の傾向にあると認められないときは、原則として全部検査を行う。ただし、申告数量が膨大である等全部検査を行うことが困難であるときは、検査数量を適宜追加（申告者の希望による場合を含む。）した後、上記に準じて処理して差し支えない。

⑶　全部検査を行った貨物の数量は、その実測数量による。

なお、全部検査の場合においては、本船又ははしけのドラフトによる測定方法は、本船扱い又はふ中扱い若しくは従価税率が適用される銑鉄等の大量ばら積貨物で、本船又ははしけの種類、排水量表の信用度及び貨物の積載状況等を勘案し、当該方法による測定数量によっても差し支えないと認められる場合を除き、採用しないものとする。

⑷　損傷貨物であって、その陸揚げ時に既に減量していることが、ボートノート等により明らかであるものの数量については、原則として、全部検査を行い、上記⑶による。

ただし、均質・等量に包装されている貨物及び各包装ごとの数量は異なっているが個々の包装又は包装明細書等によりその数量が確認できる貨物の場合には、その貨物のうち損傷包装のものと正常包装のものとに分け、損傷包装のもの（荷粉については、正常包装から出たかどうかを問わず、これに含めるものとする。）については全部測定を行うが、正常包装のものについては、一部指定検査による数量測定を行って差し支えない。この場合における当該損傷貨物の数量は、次による。

イ　正常包装のものについて、数量測定の結果算出された数量（以下｢検査結果による数量｣という。）と個々の包装又は包装明細書等により確認された数量（以下｢明細書等の数量｣という。）との差が、明細書等の数量の3％以内である場合は、損傷包装分の実測数量と正常包装分の明細書等の数量との合計数量

ロ　上記イの差が明細書等の数量の3％を超える場合は、損傷包装分の実測数量と正常包装分の検査結果による数量との合計数量

⑸　上記⑵から⑷までによる数量確認は、重量、容量及び面積に係る数量について適用し、数量が個数、台数等で表示される貨物については、実数量による。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号（項番号67―3―12を変更）、平18第794号、平24第615号］

［関連：昭34蔵税第199号（石油の数量査定及び価格鑑定について）、昭37蔵関第273号（分離できない水分を多量に含む重油の取扱いについて）、昭37蔵関第1169号（免税輸入又は運送する場合の石油の倉出数量について）、平4蔵関第545号（石油類等の数量確認にレベル計を使用する場合の取扱いについて）、昭43蔵関第518号（重量取引が行われているバルク石油製品の重量計算に大気浮力補正を考慮することについて）、昭44蔵関第3223号（揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて）、昭36蔵税第419号（輸入木材（丸太）の取扱いについて）、昭37蔵関第419号（とうもろこしの数量査定に計量法上検定を行わない計量器に該当するホッパースケールを使用することについて）、昭37蔵関第1317号（織物の数量計算について）］

（課税価格の認定）

67―3―15　検査の結果確認した数量が申告数量と異なる場合における課税価格については、次による。

⑴　検査の結果、前記67―3―14の⑵又は⑶により申告数量と異なる数量によることとなった場合におけるその貨物の課税価格は、次による。

イ　その数量の差が申告数量の3％以内である場合には、仕入書等の価格（定率法第4条から第4条の9までに規定する課税価格に相当する価格であると認められる場合に限る。以下本項において同じ。）による。

ロ　その数量の差が申告数量の3％を超える場合には、その超える部分に相当する数量に仕入書等の単価（FOB単価が明らかな場合には、当該FOB単価とする。）を乗じて得られる価格を仕入書等の価格に加減して得た価格による。ただし、この場合であっても、その差が貨物の種類、性状、取引の実情等（例えば、冷凍食品又は生鮮野菜の乾燥欠減がある場合、｢揚地において確認された数量の契約数量に対する誤差が一定の範囲内であるときは、仕入書価額を変更しない｣旨の契約がなされている場合等）を勘案し、商習慣上通常認められている範囲内のものであるときは、仕入書等の価格による。

⑵　前記67―3―14の⑷に規定する損傷貨物の課税価格については、その仕入書等の価格から欠減数量に相当する価格を控除した価格とする。この場合において欠減数量とは、次の数量をいう。

イ　同号本文に該当する場合においては、全部検査の結果、欠減が確認された数量

ロ　同号ただし書イに該当する場合においては、損傷包装分についての全部測定の結果、欠減が確認された数量

ハ　同号ただし書ロに該当する場合においては、次に掲げる数量を合計した数量

　損傷包装分につき全部測定の結果確認された欠減数量

　正常包装分につき検査結果による数量と明細書等の数量との差のうち明細書等の数量の3％を超える部分に相当する数量

⑶　上記⑴及び⑵にかかわらず、数量が個数、台数等で表示される貨物であって、商習慣上の許容範囲がないと認められるものについては、実数量に仕入書等の単価を乗じて得た額を基礎として、その貨物の課税価格を算定する。

［一部改正：昭48第1000号、昭55第1360号、昭61第587号、平12第235号（項番号67―3―13を変更）、平24第615号、平25第310号］

（分割して輸入されるばら積貨物の数量及び課税価格）

67―3―16　同一本船に積載されたばら積有税貨物（とうもろこし等）について、2以上の税関官署にまたがって分割して輸入申告がされた場合において、次に掲げるときの申告数量及び課税価格は、前記67―3―14及び67―3―15の規定にかかわらず、それぞれ次による。

⑴　検量機関が当該分割申告分につき全看し検量証明書を発行している場合において、当該証明書の数量を正当なものとして認め得るときは、当該数量による。

⑵　上記⑴の場合において、当該貨物の仕入書等に表示された単価が、定率法第4条から第4条の8までに規定される課税価格に相当する単価であると認めるときは、当該単価に上記⑴の数量を乗じて得られる価格を課税価格とする。

［一部改正：昭55第1360号、平12第235号（項番号67―3―14を変更）、平24第615号］

（輸入貨物に係る開装検査票の交付）

67―3―17　法第67条((輸出又は輸入の許可))の規定により輸入貨物（蔵入、移入、総保入及び展示等貨物を含む。）に係る開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があった場合の取扱いについては、前記67―1―17（輸出貨物に係る開装検査票の交付）の規定を準用する。

［追加：平16第349号］

［一部改正：平25第310号］

（輸入許可書の交付）

67―3―18　輸入申告書の審査及びその申告に係る貨物についての必要な検査（関税を納付すべき貨物で、納期限の延長に係るものにあっては、担保枠の確認を、それ以外については納付済の確認を含む。）を行い、その貨物を確認の上、法第70条第1項又は第2項の規定による証明又は確認が適法に行われた場合には、輸入申告書の1通（許可書用）に許可印（C―5002）を押なつし、これを輸入許可書として申告者に交付する。なお、輸入しようとする貨物を保税地域に搬入する前に行われた特例申告貨物の輸入申告について、特例輸入者にあっては、検査等の必要がないと認められる場合に輸入を許可するものとし、特例委託輸入者にあっては、審査及び必要な検査が終了するとともに当該申告に係る貨物が保税地域に搬入された場合に輸入を許可するものとする。

［一部改正：昭63第1243号、平9第828号、平12第235号（項番号67―3―15を変更）、平16第349号（項番号67―3―17を変更）、平19第1207号、平20第346号］

（税関より関税中央分析所へ分析試験を依頼する基準）

67―3―19　税関より関税中央分析所へ分析試験を依頼する基準は、次による。なお、次の⑴に該当するものについて、他の税関において分析試験が可能な場合には、当該他の税関へ分析試験を依頼することを妨げない。

⑴　設備、機器等が整備されていないため、税関においては分析困薙なもの

⑵　特殊な分析技術を必要とするため、税関においては分析困難なもの

⑶　分析に長期間を要するため、税関における他の分析に支障を来たすおそれのあるもの

⑷　新規輸入品、犯則貨物又は輸入制限品目等で重要なもの

⑸　税関分析法制定のため調査研究を必要とするもの

⑹　その他税関において特に追試験を必要と認めるもの

［追加：平12第235号］

［一部改正：平16第349号（項番号67―3―18を変更）、平26第318号］

（当事者分析）

67―3―20　関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、以下のとおり取り扱うものとする。

⑴　当事者分析の成績の通関審査等への採用

下記⑵又は⑶に定めるところにより承認を受けた当事者が、輸出入申告書等を提出する際に当該承認に係る分析成績書を提出したときは、下記⑹のロの及びに定める場合を除き、当該成績により通関審査等を行うこととする（以下この項において、当事者分析の成績により通関審査等を行うことを｢当事者分析成績の採用｣という。）。

⑵　当事者分析成績の採用の承認申請手続等

イ　承認の申請

　当事者分析成績の採用を希望する当事者がある場合には、当事者に｢当事者分析成績採用申請書（新規）｣（C―5570）に所要事項を記入させ、輸出入申告書等の提出の際に提出しようとする分析成績書の様式その他の参考資料（他の税関において同一内容の申請について、当事者が既に下記ハによる承認を受けている場合には、当該承認書の写しを含む。以下この項において、これらの書類等を「新規申請書」という。）を添付させ、輸出入貨物等が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が所属する税関（以下この項において「蔵置税関」という。）の業務部長宛てに3部（蔵置税関の分析担当部門用、蔵置税関の本関の通関審査等担当部門（ロのに規定する通関審査等担当部門をいう。以下及びにおいて同じ。）用、承認書用）提出させることによりその承認の申請を行わせるものとする。

　上記の場合において、蔵置官署が支署又は出張所（以下この項において｢署所｣という。）であるときは、当該署所を経由して提出させることとし、その提出部数は上記の部数に1（蔵置官署の署所の通関審査等担当部門用）を加えた部数とする。

　蔵置官署が本関及び当該蔵置税関に属する一以上の署所の場合又は一の蔵置税関に所属する二以上の署所の場合には、上記の部数に蔵置官署の数（蔵置官署に本関が含まれる場合には、1を減ずる。）（蔵置税関の署所の通関審査等担当部門用）を加えた部数の新規申請書を本関に（蔵置官署に本関が含まれない場合には、いずれかの蔵置官署を経由して）提出することにより、一括して承認の申請を行わせることができるものとする。

　輸出入申告書等を提出しようとする税関官署（以下この項において「申告官署」という。）が蔵置官署と異なる場合における新規申請書の提出部数は、上記からまでに規定する部数に、当該蔵置官署と異なる当該申告官署の数（当該申告官署に蔵置税関の本関が含まれる場合には、１を減ずる。）を加えた部数とする。

　保税工場、総合保税地域又は承認工場（以下この項において｢保税工場等｣という。）がその作業（保税工場については保税作業を、総合保税地域については関税法62条の8第1項第1号及び第2号に掲げる作業を、承認工場については製造作業をいい、以下この項において「保税作業等」という。）に使用する貨物であって、当該貨物に係る蔵入れ、移入れ若しくは総保入れ（以下この項において「蔵入れ等」という。）又は輸入を当該保税工場等以外の者に委託しているものについての上記の承認の申請は、当該保税工場等の責任者の名をもって行うことができるものとする。この場合において、当該貨物に係る蔵入れ等又は輸入を複数の者に委託しているときは、上記の承認申請は、一括して行わせて差し支えない。

　保税工場等が、その保税作業等に使用する貨物であって、自ら又は第三者に委託して蔵入れ等又は輸入しようとするものにつき上記の承認の申請をしようとする場合において、当該貨物を使用する保税作業等による製品についても上記の承認の申請をしようとするときは、それらの申請を一括して行うことを認めて差し支えない。

この場合における申請書の提出部数は、上記からまでに規定する部数に、1（蔵置官署の保税取締部門用）を加えた部数とし、蔵置税関の業務部長宛てに提出させるものとする。

ロ　申請の審査

　新規申請書が提出された場合には、蔵置官署が署所であるときは、当該署所の意見をも考慮の上、当該申請書記載事項のうち分析技術に関する事項については蔵置税関の分析担当部門が、その他の事項については蔵置税関の当該申請に係る通関審査等の事務を担当する部門（以下この項において｢通関審査等担当部門｣という。）が、それぞれ審査を行う。

　上記の審査に当たっては、統括分析官又は特別分析官（これらが置かれていない税関にあっては分析担当統括審査官）は、当該申請に係る分析を行う施設を実際に調査するものとする。ただし、特に支障がないと認められるときは、この調査を分析官その他適当と認められる職員に代行させ若しくは委嘱し、又は省略することができる。

ハ　申請の承認

　審査の結果、申請が次に掲げる要件の全てを満たすと認められるときは、これを承認するものとする。

ⅰ　申請書の記載事項が適切に記載され、かつ、必要な添付書類が添付されていること。

ⅱ　申請に係る貨物が長期にわたり継続的に通関審査等の対象となることが見込まれること。

ⅲ　申請に係る貨物の性質、分析方法等からみて、その試料の輸送、分析等に長期間を要する場合等で、当事者分析成績の採用が通関審査等の迅速化に有効であると認められること。

ⅳ　申請に係る分析の方法が、原則として、税関が当該貨物につき採用している分析方法と同一のものであること。

ⅴ　申請に係る分析を行う施設の技術水準及び設備等からみて、その分析成績により申請に係る通関審査等を行っても特に支障がないと認められること。

　申請を承認したときは、新規申請書のうち1部を承認書として申請者に交付し、蔵置税関の分析担当部門及び本関の通関審査等担当部門においてそれぞれ保管するとともに、蔵置官署に署所が含まれる場合には、当該署所に各1部を送付する。なお、上記イのに該当する場合には、申告官署に1部（申告官署が複数である場合には、各申告官署に1部）を送付する。また、上記イのに該当する場合には、蔵置官署の保税取締部門に１部を送付する。

　承認書の有効期限は、原則として、申請を承認した日（下記⑶のイの規定に基づく承認の更新が申請され、同ハの規定により当該更新を承認したときは、当該更新を承認した日）の翌日から起算して3年を経過する日までの期間とする。ただし、承認期間の始期について、合理的と認められる範囲において、申請を承認した日の翌日以外の日とすることを妨げない。

⑶　承認の更新及び申請書記載事項の変更の申請

イ　承認の更新の申請

上記⑵のハのに規定する承認書の有効期限が到来した場合において、当該承認を受けた者が当該承認に係る分析成績の採用の継続を希望し、かつ、申請書記載事項（下記ロにより申請書記載事項の変更の承認を受けたときは、当該変更の承認後の記載事項）に変更がない場合には、当該承認を受けた者に「当事者分析成績採用申請書（更新）」（C―5570）により、承認の更新の申請を行わせるものとする。

ロ　申請書記載事項の変更の申請

上記⑵により承認を受けた「当事者分析成績採用申請書」（C―5570）の記載事項（変更の承認を受けた記載事項がある場合は、当該変更の承認を受けた記載事項を含む。）に変更が生じたときは、当該承認を受けた者に、遅滞なく「当事者分析成績採用申請書（変更）」（C―5570）により、変更の申請を行わせるものとする。ただし、変更が生じた事項が次の又はのいずれかに該当する場合は、それぞれ当該又はに定めるとおりとする。

　変更が生じた事項が分析貨物の品名、分析項目又は分析施設であり、かつ、申請内容の同一性が失われると認められる重要な事項である場合は、上記にかかわらず、当事者に下記⑺のイののⅲの届出をさせるとともに、改めて上記⑵により新規申請書を提出させるものとする。

　変更が生じた事項が分析施設の名称等軽微なものである場合は、上記にかかわらず、当該変更が生じた事項を書面により届出させることにより処理して差し支えない。

ハ　申請の手続等

上記イ及びロの申請の手続及び承認等については、上記⑵に定めるところに準ずるものとする。

⑷　当事者分析に係る貨物の見本の採取及び保管等

イ　見本の採取

当事者分析に係る貨物の見本の採取は、上記67―3―13に定める方法又はこれに準ずる方法により行うものとする。この場合において、当事者に見本の採取を行わせるときは、申告官署又は蔵置官署の通関審査等担当部門は、採取方法その他必要な事項の指示を行うものとする。

ロ　見本の保管等

採取した見本は、これを二分してその一を当事者分析に供し、他の一を蔵置官署の通関審査等担当部門において一定の期間保管するものとする。ただし、当該見本の性質上、当該通関審査等担当部門に保管することが適当でないと認めるときは、これに封印、ラベルの貼付等、通関審査等担当部門において保存すべき見本と当事者が保管する見本との同一性の確保その他必要な措置を講じた上で、当事者に保管させることができるものとする。

⑸　分析成績書の記載事項等

上記⑴により提出する分析成績書には、分析成績のほか、次の事項を記載させるとともに、分析責任者の氏名を記載させるものとする。

当事者分析成績の採用に係る承認書の承認番号、分析貨物の品名その他当該分析に係る貨物と輸出入貨物等との同一性を確認するために必要な事項（例えば、積載船舶の名称及び入港年月日、輸出入貨物等の蔵置場所、輸出入申告書等に係る申告番号等）

⑹　税関における見本の分析

イ　税関における見本の分析

通関審査等に採用する当事者分析の成績の適正を確保するため、申告官署の通関審査等担当部門は、通関審査等に際し、次の措置をとるものとする。なお、申告官署と蔵置官署が異なる場合においては、申告官署の通関審査等担当部門は、蔵置官署の通関審査等担当部門と連携して対応するものする。

　任意抽出による分析等

当事者分析に係る輸出入申告書等を任意に抽出して、次のⅰ又はⅱのいずれかの措置をとるものとし、その抽出率はおおむね 10％を目途とするものとする。

ⅰ　蔵置税関の分析担当部門に依頼して、上記⑷により採取した見本の分析を行う。

ⅱ　蔵置税関の分析担当部門と協議して必要と認める場合には、原則として、蔵置税関の分析担当部門の職員を当事者による分析に立ち会わせるものとする。

　必須的分析

提出された分析成績書に表示された分析成績が次のⅰ又はⅱのいずれかに該当するときは、蔵置税関の分析担当部門に依頼して、上記⑷により採取した見本の分析を行う。ただし、蔵置税関の分析担当部門と協議して適当と認める場合には、当事者の分析施設において、原則として蔵置税関の分析担当部門の職員の立会いの下で分析を行わせて差し支えない。

ⅰ　関税等の賦課上、異なる税率が適用され又は異なる取扱いを受けることとなる境界値に近接し、税関が定める一定の範囲内にあるとき。

ⅱ　申告官署若しくは蔵置官署の通関審査等担当部門又は蔵置税関の分析担当部門が異常であると認める成績であるとき。

ロ　当事者分析成績と税関分析成績とが一致しなかった場合の取扱い

上記イののⅰ又はにより税関が行った分析（上記イのただし書による立会い分析を含む。以下この項において｢税関分析｣という。）の成績と当事者分析の成績との間に差がある場合には、次により処理するほか、当該差が一般的に生じ得る誤差として許容しうる範囲（以下この項において｢許容誤差｣という。）を超える場合には、申告官署又は蔵置官署の通関審査等担当部門は、必要に応じ、蔵置税関の分析担当部門と連携し、当事者に適切な指導を行うものとする。

　当該差が関税等の適用税率の決定又は軽減、免除、還付若しくは払戻しの有無に影響を及ぼす場合には、税関分析の成績に従い輸出入申告書等を是正させる。

　上記以外の場合において、当該差が許容誤差を超え、かつ、当該差に応じ当該分析に係る貨物の関税等の額（還付又は払戻しの額を含む。）が増減することとなる場合には、税関分析の成績に従い輸出入申告書等を是正させる。

⑺　承認の失効等

イ　承認の失効、取消し及び一時停止

上記⑵又は⑶の承認は、次のからまでのいずれかに該当するに至ったときはその効力を失う。

　当事者から、上記の承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなった旨の届出があったとき。

なお、次のⅰからⅲまでのいずれかに該当することとなったときは、当事者に承認を受けた当事者分析成績の採用を希望しなくなった旨を届出させるものとする。

ⅰ　当事者が承認に係る当事者分析を行わなくなったとき。

ⅱ　当事者が承認に係る輸出入申告書等を提出する予定がなくなったとき。

ⅲ　上記⑶のロのに該当することとなったとき。

　上記⑵又は⑶の承認後３年を経過し、かつ、上記⑶のイの更新の申請が行われなかったとき。

　下記ロの規定により、承認を取り消したとき。

ロ　承認の取消し

次のからまでのいずれかに該当するに至ったときは、上記⑵又は⑶の承認を取り消すものとする。

　承認に係る分析が通関審査等において必要でなくなったとき。

　上記イののⅰからⅲまでのいずれかに該当することとなったにもかかわらず、承認を受けた者からその旨の届出がなかったとき。

　上記⑶のロに定めるところにより、変更の申請をすべき事由が生じたにもかかわらず、相当の期間内に当該申請が行われなかったとき。

　上記⑹の税関分析の結果等を考慮し、承認に係る分析成績を通関審査等に採用することが適当でないと認められるとき。

　その他上記⑵のハののⅰ～ⅴに規定する要件が満たされなくなったとき。

ハ　承認の一時停止

上記ロの又はに掲げる場合に該当する場合において、承認を受けた者がこれに該当しないこととなるために必要な措置を講ずる旨を申し出、かつ、当該必要な措置が相当の期間内に行われることが確実であると認められるときは、上記ロにかかわらず、当該必要な措置が講じられるまでの間、承認の効力を一時停止するものとする。

ニ　取消し等の通知

承認を取り消し、又は承認の効力を一時停止し、若しくはその一時停止を解除するときは、その理由を付して、当該承認を受けた者に書面により通知するものとする。ただし、承認の一時停止を解除するときは理由を付すことを要しない。

⑻　承認に係る通報及び報告

イ　新たな承認についての情報

蔵置税関の分析担当部門は、次の又はに掲げる場合には、掲げる場合には、それぞれに定める書類を速やかに関税局（業務裸）、関税中央分析所及び他の税関（分析担当部門）に送付するものとする。

　他の税関においていまだ上記⑵の承認を行っていない貨物（同種の貨物であっても分析項目又は分析方法が異なる場合は、異なる貨物とみなす。）及び分析方法を変更した貨物について、上記⑵の承認を行った場合には、当該承認書の写し

　⑹のイののⅰの規定により税関分析を行う範囲、⑹のロの許容誤差の範囲等について定めた場合には、それらの規定

ロ　関税局への報告

蔵置税関の分析担当部門は、上記⑵及び⑶の承認等の状況及び上記⑹の税関分析の状況等について、毎年1回1月から12月までの実績を集計して関税局（業務課）に報告するものとする。

ハ　通報等の方法

上記イの通報及びロの報告は、蔵置税関の業務部長の事務連絡により行うものとする。

⑼　その他

この通達の運用上必要な事項は、税関長が定めるものとする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平16第349号（項番号67―3―19を変更）、平19第893号、平25第310号、平29第570号、令2第1118号、令3第500号］

（参考分析の結果申告税額に変更を生ずる場合の取扱い）

67―3―21　参考分析により決定された課税標準、適用税番又は税率（以下この項において｢課税標準等｣という。）が輸入許可時の課税標準等と相違し、納付すべき税額に変更を生じることとなる場合の処理は、次による。

なお、参考分析を行う場合には、輸入者に予め通知する。

⑴　参考分析に係る輸入貨物については、直ちにその納付すべき税額を更正し、又は修正申告が必要である旨説明する。

⑵　過去の同種の輸入事例（当該参考分析に係る貨物の輸入者と異なる輸入者による輸入事例を含む。）がある場合には、当該参考分析に係る貨物と同一の性質、形状のものであることが申告書類、検査実績等により明らかに確認できるものに限り、当該同種の輸入事例の貨物についてもその納付すべき税額を更正し、又は修正申告が必要である旨説明する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平16第349号（項番号67―3―20を変更）］

（輸入貨物の本船扱）

67の2―3―1　令第59条の4第1項第1号に規定する輸入貨物に係る本船扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。

⑴　外国貿易船に積載された状態で法第67条の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、次に掲げる場合には当該貨物を許可前に当該船卸場所から移動させないことを条件として、便宜、船卸しを認めて差し支えない。

イ　荷役の事情又は貨物の引取りが急を要する場合で、当該貨物を許可前に外国貿易船からはしけ若しくはこれに類する船舶（機能的にみてはしけと同様と認めれられる船舶で沿岸運送等のために使用される小型機帆船等をいう。以下「はしけ等」という。）へ船卸しをする場合

ロ　植物防疫所等公的機関の検査を受けるために、貨物の一部を一時的に船卸する場合

ハ　その他、直接岸壁へ船卸しすることがやむを得ないものであると認められる場合

⑵　他の貨物と同一船船倉内に混載（これらの貨物が明確に区画されている場合を除く。）されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のないこと。

なお、承認申請時には混載されている場合であつても、検査時までに他の貨物が前卸しされる等混載でなくなることが確実である場合には、混載されていないものとして取り扱つて差し支えない。

⑶　その性質及び形状が本船において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当と認められる貨物であること。

具体的には、次に掲げる貨物とする。

イ　小麦、大麦、米（もみを含む。）、パームやし殻、アルファルファのミール及びペレット、ふすま、パーム油かす及びパーム核油かす、塩、硫化鉄鉱（焼いてないもの）、天然黒鉛（塊状のもの）、けい砂、けい岩、カオリン、りん鉱石（りん灰石と称する場合を含む。）、重晶石、フリント、マグネシアクリンカー、天然石豪（焼いてないもの）、ポートランドセメント、タルク、ほたる石、鉄鉱、銅鉱、ボーキサイト、マンガン鉱、含マンガン鉄鉱及び含鉄マンガン鉱、ニッケル鉱、鉛鉱、亜鉛鉱、クロム鉱、チタン鉱、石炭、コークス及び半成コークス、硝酸ナトリウム（天然のもの及びこれを化学的精製以外の精製をしたもの）、塩化カリ、硫酸カリウム、硫酸マグネシウムカリウム（酸化カリウム（Ｋ2O）として計算したカリウムの含有量が全重量の30％以下のものに限るものとし、税関で適当と認める機関が発行した分析証明書を提出することを条件とする。）、ソーダ灰、けい酸ナトリウム、木材、ウッドチップ、ウッドペレット、鉄鋼のくず（溶解用のみに適するもの）

ロ　次の条件を満たす上記イ以外の貨物で、税関長が適当と認めたもの

　均質であること（巨大重量物である場合を除く）。

　大量貨物又は巨大重量物等、当該貨物の性質、形状、輸送形態等からみて、通関のため保税地域等に搬入させることが輸入者に必要以上の負担をかける等適当でないと考えられること。

⑷　本船扱いの承認申請がされた税関官署の管轄する港において全量船卸しされること。ただし、数港にわたって船卸ししようとする場合であって他港揚げ貨物をも含めて一括して本船扱いを認めてほしい旨の申請があったときは、これを認めて差し支えない。

なお、この場合における輸入申告書は、当該承認を受けた税関に、貨物の船卸港ごとに別申告として提出するものとする。

［一部改正：昭57第623号、昭61第587号、昭61第890号、昭63第1243号、平6第625号、平8第273号、平10第278号、平11第254号、平13第255号、平13第782号、平15第346号、平16第349号、平18第395号、平20第346号、平23第411号、平23第746号、令4第204号］

（輸入貨物のふ中扱い）

67の2―3―2　令第59条の5第１項第２号に規定する輸入貨物に係るふ中扱いの承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。

⑴　はしけ等に積載された状態で法第67条の検査及び許可を受けようとするものであること。ただし、税関長が必要があると認める場合には、当該貨物の一部を陸揚げして検査を行うことがあっても差し支えない。

⑵　他の貨物と混載されておらず、かつ、当該貨物の積付けの状況が検査を行うのに支障のないこと。

⑶　その性質及び形状がふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、当該貨物を保税地域等に搬入することが不適当と認められる場合であること。

具体的には、次に掲げる貨物とする。

イ　関税が無税であり、かつ、内国消費税（消費税及び地方消費税を除く。）が課されない貨物（均質かつ大量のものに限る。）

ロ　関税が有税の貨物のうち、次に掲げるもの

　たまねぎ、マニオカでん粉、豚脂、魚油、菜種油、綿実油、やし油、パーム油、ひまし油、サラソウジュ油、コットンステアリン、グリセリン、水素添加未脱臭大豆油、いおう、コークス及び半成コークス、カーボンブラック、塩化マグネシウム、亜硫酸塩、ソーダ灰、くえん酸カルシウム、活性炭、木材、合板、木箱、木材パルプ、新聞用紙、クラフト紙、カラー印刷用紙、銑鉄、フェロシリコン、フェロマンガン、シリコンマンガン、海綿鉄鋼、鉄鋼の板、鉄鋼の棒、アルミニウムの塊

　ナフタリン、臭素、金属ナトリウム、硝酸カリウム、ブタン、オルトーニトロクロロベンゼン、トリイソブチルアルミニウム、テトラヒドロフラン、硫酸銅その他の危険品

ハ　上記及び以外の均質かつ大量の貨物又は巨大重量物であって、ふ中において検査を行うのに支障がなく、かつ、保税地域等に搬入させることが不適当であると税関長が認めたもの

［一部改正：昭48第1000号、昭63第1243号、平11第254号、平18第395号、平20第346号、平23第746号、平29第570号］

（輸入貨物の搬入前申告扱い）

67の2―3―3　令第59条の6第１項第2号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱い承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。

⑴　関税関係の法令等の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であって、次のいずれかに該当すること。

イ　条約又は法令の改正に伴い、納付すべき税額が増加するとき。この場合において、一定の期間を限度として適用されることとされている税率又は減免税制度が当該期間の延長が行われることなく打ち切られるときは、便宜、「法令の改正に含まれるものとするが、定率法第6条から第9条まで（暫定法第8条の6第1項の規定により暫定税率の適用を受ける物品に対して当該特殊関税制度が適用される場合を含む。）並びに暫定法第7条の7、第7条の8及び第8条の3の規定の適用により納付すべき税額が増加するときは「法令の改正に含まれないものとする。なお、次に掲げる場合等法令の改正によることなく特定日以降納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないので留意する。

　あらかじめ期間に応じて異なる税率が設定されている場合（例えば、季節関税）における当該期間の経過

　暫定法第7条の3、第7条の5及び第7条の6の規定の適用

　関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）第2条第4項の規定に基づく関税割当証明書の有効期間の満了

ロ　外国通貨の平価切上げ等に伴い、納付すべき税額が増加するとき。

⑵　当該貨物を積載した船舶又は航空機が、条約又は法令の改正等が行われる前に、その承認申請がなされた税関官署の管轄する開港（税関空港を含む。以下本項において同じ。）に到着することが確実であり、かつ、その開港又はその他の仕向港の保税地域その他の蔵置場所に陸揚げ又は取卸しした後に輸入申告したのでは、法第5条の規定との関係上、税負担が重くなること。

［一部改正：平9第290号、平14第960号、平15第346号[[2]](#footnote-1)、平17第346号、平18第832号、平19第420号、平20第346号、平23第411号、平29第570号］

（輸入貨物の本船扱い等の承認申請）

67の2―3―4　令第59条の5第2項に規定する本船扱い、ふ中扱い又は令第59条の6第2項に規定する搬入前申告扱いの承認申請は、当該承認申請に係る輸入申告を行おうとする税関官署に｢本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書｣（C―5250）2通（原本、承認書用）を輸入者が異なるごとに提出することにより行い、承認したときは、うち1通に承認印を押印して申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付するものとする。また、この承認申請は、円滑な通関事務処理を図る見地から法第15条第1項による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第2項による積荷に関する事項の書面が税関に提出される以前に行うよう指導する。

なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出することを求め、その事前審査を行って差し支えない。

［一部改正：平18第1580号、平20第346号、平29第570号］

（搬入前申告の場合の取扱い）

67の2―3―5　前記67の2―3―3の規定により輸入申告書について搬入前申告扱が承認された場合の取扱いについては、次のことに留意する。

⑴　輸入申告の際に他法令の規定による許可書、承認書等を提出できないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、前記67―3―6において準用する67―1―9の規定にかかわらず、それらの書類が添付されないまま、輸入申告書を一応受理するものとする。

⑵　輸入申告をする税関官署と仕向港を管轄する税関官署とが異なる場合には、輸入申告書の受理税関官署において輸入申告書を1通多く提出させ、申告書の各葉に｢税率改正特別受理｣と朱書の上、受理印を押なつし、うち1通を保存し、他を仕向港を管轄する税関官署に送付する。

⑶　仕向港を管轄する税関官署は、搬入前申告に係る輸入貨物について一般の輸入申告に係る貨物の場合と同様の手続でその通関手続を完了させる。

［一部改正：昭61第587号、平24第615号、平29第570号］

（本船扱又はふ中扱の承認を受けた貨物に係る輸入申告の具体的な時期）

67の2―3―6　本船扱又はふ中扱の承認を受けた貨物に係る輸入申告の具体的な時期は、当該貨物を積載した船舶の到着以後となるので、留意する。

［追加：平18第1580号］

（特例申告に係る貨物の輸入申告の時期）

67の2―3―7　特例申告に係る貨物の輸入申告は、法第67条の2第4項に定める法第15条第１項若しくは第9項の規定による積荷に関する事項が税関に報告され、又は同条第2項若しくは第10項若しくは法第18条第4項の規定による積荷に関する事項の書面が税関に提出された後に行うこととなるので留意する。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平25第759号、平29第570号、令5第594号］

（仕入書の記載事項等）

68―3―1　法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために提出を求める仕入書は、仕出国の荷送人が仕向国の荷受人に貨物の発送を通知するために作成する書類で、一般に貨物の品名、種類、数量、価格、代金支払方法、当該荷送人及び当該荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称等が記載されているものをいう。

［一部改正：昭61第587号、平12第235号、平24第615号］

［関連：昭57蔵関第326号（輸入申告書の添付書類の簡素合理化について）

[[3]](#footnote-2)（分割して逐次通関する場合の仕入書等の取扱い）

68―3―3　同一の仕入書等に記載された貨物が分割されて逐次輸入される場合に

おいて、法第68条の規定により仕入書等の原本が提出された場合の取扱いは、次による

⑴　仕入書等の原本は、最後の輸入申告受理税関において徴する。

⑵　それまでの輸入申告受理税関においては、仕入書等の写し1通（前記68―3―1の規定により会計検査院提出用を要する場合には、1通を加える。）を提出させ、原本にはその税関において輸入申告された貨物の数量、価格等を記入のうえ審査印を押なつして返還する。

［一部改正：平9第290号（項番号68―3―2を変更）、平12第235号、平24第615号］

（異なった税関官署において同時に分割通関する場合の仕入書の取扱い）

68―3―4　輸入者が、同一の仕入書に記載された貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税関官署に対してその輸入申告を行うためにオーソライズドコピーの発行を求めた場合の取扱いは、次による。

⑴　輸入申告者に、輸入申告をしようとするいずれかの税関官署に対して仕入書のオーソライズドコピーの発行を受けたい旨の申請をさせ、申請を受けた税関官署は必要部数のオーソライズドコピーを発行する。

⑵　オーソライズドコピーを発行する際には、仕入書の原本及び各オーソライズドコピーに発行税関官署名を明記の上、税関の庁印を押なつするとともに、オーソライズドコピーの適当な余白に一連番号を付する。この場合において、輸入申告を行う税関官署別の輸入数量及び金額が定まつているときは、その旨原本及び各オーソライズドコピーに記載し、各税関官署ごとに輸入数量及び金額が限定されたオーソライズドコピーを発行する。

⑶　オーソライズドコピーを発行した税関官署においては、適宜の台帳を設け、その発行したオーソライズドコピーの枚数、番号、その他所要の事項を記入して整理する。

⑷　各税関署別の輸入数量及び金額が不明のまま発行したオーソライズドコピーについては、そのオーソライズドコピーにより通関を認めた税関官署は、それぞれにおける通関数量及び金額をそのオーソライズドコピーを発行した税関に通知する。

⑸　他の税関官署で発行されたオーソライズドコピーについて、輸入申告者から更に副コピーの発行を受けたい旨の申請があった場合において、その発行を必要とする特別の事情があると認められるときは、その副コピーを発行して差し支えない。この場合の取扱いは、上記⑴から⑷までに準ずる。

［一部改正：平9第290号（項番号68―3―3を変更）、平24第615号］

（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）

68―3―5　協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、令第4条の2第4項、規則第1条の6及び規則1条の7によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。

⑴　令第4条の2第4項各号に定める、「一の国又は地域」とは、外国貿易等に関する統計基本通達別紙第1(統計国名符号表)の国又は地域をいう。

⑵　物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第1号及び規則第1条の7の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。

⑶　規則第1条の6第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。

⑷　規則第1条の7に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする

　天然研磨材料について、その原石を粉砕し、かつ、粒度をそろえる加工

　糖類、油脂、ろう又は化学品について、その用途に変更をもたらし、又はその用途を特定化するような精製

　関税率表の第6部又は第7部の物品について、化学的変換を伴う製造

　革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工

　単糸からの糸の製造

　関税率表の第68.12項又は第70.19項に属する物品について次に掲げる製造

ⅰ　繊維からの糸の製造

ⅱ　糸からの織物の製造

ⅲ　繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造

　関税率表の第71.01項から第71.04項までに属する加工してない物品からの当該各項に属する物品の製造

　合金にすること

　金属のくずから金属の塊の製造

　金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造

　関税率表の第71類（貴金属に限る。）、第74類から第76類まで又は第78類から第81類までに属する物品（インゴット、棒、線その他同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までに掲げる物品の形状のものに限る。）の製造（ただし、同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。）

　関税率表第96.01項又は第96.02項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造

⑸　自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下｢原材料｣という｡)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものとがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が令第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）に該当するときは、当該製造は令第1条の7に規定する実質的な変更を加える加工又は製造（税関長が指定する加工又は製造を含む。）とみなすものとする。

［一部改正：昭62第1306号、平8第582号、平9第290号（項番号68―3―4を変更）、平14第960号、平19第420号、平28第403号］

（協定税率を適用する場合の原産地の証明に関する用語の意義）

68―3―6　令第61条第1項第1号及び第2項の用語の意義は、それぞれ次による。

⑴　｢課税価格の総額｣とは、協定税率の適用を受けようとする貨物のうち、同一協定税目に属するものの課税価格の総額をいう。

また、同一協定税目に属する貨物を同一人が輸入する場合においては、その貨物を多数に分割して申告しても、｢課税価格の総額｣は、その全部を合算した額である。

⑵　｢貨物の種類、商標等｣とは、貨物の種類、性質、形状又はそれに付された商標、生産国名、製造者名等をいう。

⑶　｢仕入書その他の書類｣とは、仕入書のほかメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、検疫証明書、品質又は数量に関する検査証明書、カタログ、パーツ・リスト等の書類をいう。

⑷　｢これに準ずる在外公館｣とは、領事事務を行つている大公使館をいう。

［一部改正：平9第290号（項番号68―3―5を変更）、平14第960号、平24第615号］

（協定税率を適用する場合の原産地認定の方法）

68―3―7　協定税率の適用に当たっての貨物の原産地の認定の具体的な方法は、必要があるときは、まず、令第61条第1項第1号の規定に基づき仕入書その他の書類の提出を求め、下記イ又はロによって行い、これにより難い場合は、ハからホまでにより、これによっても、なお原産地が明らかでない場合又は協定税率の適用上特に問題があると認められる場合には、同項の規定に基づき原産地証明書の提出を求め、これにより認定を行う。

イ　仕入書その他の書類に記載された製造者名、商標等の表示

ロ　仕入書その他の書類に記載された原産地の表示（例えば、made in U.S.A.,product of France等の表示）

ハ　貨物の包装に付された国名、製造者名、商標等の表示（包装容器等が再使用されたもので、内容品の原産地を表示していないと認められる場合を除く。）

ニ　貨物に付されたラベル、ネームプレート、刻印、織込みマーク等による国名、製造者名、商標等の表示

ホ　特定の国においてのみ生産される貨物については、当該国名を明らかにするに足るその種類、性質及び形状

なお、第61条第1項第1号の規定により原産地証明書の提出を要しないこととされている課税価格の総額が20万円以下の輸入貨物に対する原産地の確認についても、上記により行うこととし、例えば、積出地等から明らかに非適用国の原産でないことが確認できる場合には協定税率を適用して差し支えない。

［一部改正：昭61第587号、平9第290号（項番号68―3―6を変更）、平14第960号、平17第424号、平24第615号］

（原産地証明書の有効性の認定）

68―3―8　原産地証明書の有効性の認定については、次による。

⑴　原産地証明書は、その証明に係る貨物を生産し、仕入れし、発送し、若しくは積み出した場所（最小行政区画をいう。）にある証明機関が証明したものであることを必要とする。ただし、その場所が地方の町村等であり、その場所に証明機関がない場合には、最寄りの市町村にある証明機関が証明したものでよい。

⑵　令第61条第2項((原産地証明書の証明))の原産地証明書の証明については、同項の機関の長の名でされたもののほか、それら機関自体の名でされたものも有効として取り扱う。

⑶　商業会議所以外の私的な機関で、外国において一般に原産地証明書の発給を認められているものが発給証明した原産地証明書は、令第61条第2項の規定にかかわらず、国際条約等の趣旨にかんがみ、便宜有効なものとして取り扱う。

⑷　発行者の署名があり、当該署名が正当であると確認しうる場合は、発行機関の印がなくても有効として取り扱う。

⑸　原産地証明書に記載されている貨物の名称が、貨物の一般名称を示すものであつても、その証明書が実際に輸入される貨物に係るものであると認められるときは、有効とする。

⑹　原産地証明書に記載されている貨物の記号、番号等と実際に輸入される貨物の記号番号等とが一致しない場合においても、その一致しない理由が次に掲げるものであると認められ、その証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるときは有効とする。

イ　原産地証明書の発給時における単純な誤りによる不一致

ロ　他国を経由して輸入される貨物につき、当該経由国において現物の外装の記号、番号を刷り変えたことによる不一致

ハ　数量価格の少な差異

⑺　原産地証明書の発行者の署名がスタンプをもつて代えられたものであつても、その発行機関のシールがあるものは有効とする。

⑻　原産地証明書が提出された場合において、その証明書に記載された原産地が実際に輸入される貨物の原産地を正当に表示していないことが明らかであるときは、当該原産地証明書は有効なものとして取り扱わない。

［一部改正：昭61第587号、平9第290号（項番号68―3―7を変更）］

（原産地証明書の取扱い等）

68―3―9　令第61条第1項第1号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。

⑴　原産地証明書は、本邦の領事館その他これに準ずる在外公館の発給するものは、原則として｢Certificate of Origin｣（C―5290）の様式によるものとするが、その他の機関が発行するものにあっては、同条第2項の規定による原産地証明書の記載事項を充足したものであれば、その様式を問わない。

⑵　保税運送貨物について、保税運送の申告の際に原産地証明書の提出があったときは、写しを併せて提出させ、これによって当該運送貨物の原産地を確認した後、原本に当該運送貨物についての運送申告番号、確認個数及び確認の年月日を裏書し、原本はこれを提出者に返還する。この場合において、写しには確認の年月日を裏書し、到着地税関に送付する「運送承認書写（到着証明用）」（前記63―6を参照）に「原産地確認済」の旨を表示する。

⑶　保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域に入れられる貨物については、原則として、法第43条の3第１項（第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による申請の際に原産地証明書又はこれに代わるべき書類の提出を行わせ、これらの規定による承認の際に原産地の確認を行う。この場合においては、蔵入承認申請書、移入承認申請書又は総保入承認申請書の下欄「原産地証明書」確認欄にチェックをする。

⑷　1通の原産地証明書に記載されている貨物が分割して逐次輸入される場合には、最後の輸入申告受理税関において原本を徴するものとし、それまでの申告受理税関においては、原産地証明書の写しを1通を徴し、原本には、その税関において輸入告知された貨物の数量を記入のうえ審査印を押なつして返還する。

⑸　輸入者が、１通の原産地証明書に記載されている貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税関官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、前記68―3―4に準ずる。

［一部改正：昭61第587号、平4第303号、平6第331号、平9第290号（項番号68―3―8を変更）、平12第652号、平14第960号、平19第1207号］

（指定地外検査の許可を要しない貨物）

69―3―1　次に掲げる貨物については、便宜、法第69条第2項((指定地外検査の許可))の規定による指定地外検査の許可を要しないものとする。

⑴　難破貨物

⑵　刑事訴訟法の規定により押収された貨物

⑶　令第25条第2号から第8号まで((保税地域外に置くことができる貨物))に掲げる貨物

［一部改正：平12第235号、平30第965号］

（輸出貨物についての規定の準用）

69―3―2　輸入貨物についての法第69条第1項((貨物の検査場所))の規定による検査場所の指定及び令第62条((指定地外検査の許可の申請))の規定による指定地外検査の許可の申請の取扱いについては、前記69―1―1（検査場所の指定）及び69―1―2（指定地外検査の許可の申請）の規定を準用する。

［一部改正：昭61第587号］

（他法令による許可、承認等の確認）

70―3―1　輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。

⑴　法第70条第1項に規定する他の法令は、別表第1の第1欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第2欄に掲げる条項である。これらの法令については、輸入申告の際に、同表第3欄に掲げる許可書又は承認書等により、同項に規定する許可、承認等を受けている旨の証明を求めるものとする。

⑵　法第70条第2項に規定する他の法令は、別表第2の第1欄に掲げる法令であり、当該法令の規定のうち輸入の規制に係る主要な条項は、同表の第2欄に掲げる条項である。これらの法令については、税関の審査及び法第67条の検査の際に、同表第3欄に掲げる証明書等により、同項に規定する検査の完了又は条件の具備について、その証明を求め確認するものとする。

⑶　他の法令の規定により提出が必要とされる別表第1の第3欄に掲げる許可書又は承認書等又は別表第2の第3欄に掲げる証明書等について、輸入者より返却の申出がある場合であって、税関が返却することが適当であると認めた場合は、処理済の記載を行った上、輸入許可後に輸入者に返却して差し支えない。

⑷　別表第1及び別表第2の第3欄に「その写し」と規定され、写しによる証明又は確認が可能な場合であっても、税関の審査の際に、原本により確認する必要があると判断した場合は、原本の提示を求めるものとする。

別表第1

| 法令名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する許可書又は承認書等 |
| --- | --- | --- |
| イ. 外国為替及び外国貿易法関係 |  |  |
| 外国為替令(昭和55年政令第260号) | 第6条第2項((支払等の許可)) | 第6条第2項の規定により財務大臣又は経済産業大臣が発行した許可証 |
| 第8条第1項((支払手段等の輸出入の許可)) | 第8条第1項の規定による告示で定めた支払手段等について、同条第2項の規定に基づき財務大臣が交付する「支払手段等の輸入許可証」 |
| 輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号) | 第4条第1項((輸入の承認)) | 第4条第1項、第3項及び輸入貿易管理規則（昭和24年通商産業省令第77号）第2条第2項((承認の手続等))の規定により経済産業大臣又は税関長が交付する「輸入承認証」（同規則別表に定める様式のもの） |
|  | 第4条第2項((輸入の承認を要しない場合)) | 第3条第1項((輸入に関する事項の公表))の規定による公表で定めた確認書等 |
| ロ．輸入制限、禁止関係 |  |  |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号) | 第26条((鳥獣等の輸入の規制)) | 第26条の規定により輸出国の政府機関が発行する「適法捕獲（採取）証明書」若しくはその又写し又は「輸出許可証明書」若しくはその写し（ただし、証明書を発給する政府機関を有しない国（注）から輸入する場合には証明書は不要である。）  (注)　輸出証明書を発給する政府機関を有しない国については、別に連絡する。 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号) | 第3条及び第3条の2((所持の禁止))  第3条の4、第3条の5及び第3条の6 ((輸入の禁止))  第4条((許可))  第6条((国際競技に参加する外国人に対する許可の特例))  第14条((登録))第25条((本邦に上陸しようとする者の所持する銃砲又は刀剣類の仮領置)) | ⑴　輸入物品が銃砲等又は拳銃部品である場合（下記⑶の場合を除く。）には、都道府県公安委員会が交付する「銃砲所持許可証」等（第3条第1項第12号又は第14号の規定による届出に係るものは、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）別記様式第１号に定める様式のもの（届出を受理した旨を記載したものに限る。）、同条第2項の規定による届出に係るものは、同規則別記様式第3号に定める様式のもの、同条第3項又は第3条の2第2項の規定による届出に係るものは、同規則別記様式第5号に定める様式のもの、第4条第1項第1号の規定による許可に係るものは同規則別記様式第29号又は第29号の2に定める様式のもの、同項第2号から第5号の3まで及び第8号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式第30号又は第30号の2に定める様式のもの、第6条の規定による許可に係るものは同規則別記様式第32号又は第32号の2に定める様式のもの）  ⑵　輸入物品が刀剣類である場合（下記⑶の場合を除く。）には第7条第1項の規定により都道府県公安委員会が交付する「刀剣類所持許可証」（第4条第1項第6号から第10号までの規定による許可に係るものは同規則別記様式第31号に定める様式のもの、第6条の規定による許可に係るものは同規則別記様式第33号に定める様式のもの）  ⑶　輸入物品が火なわ式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類である場合には、第15条第1項((登録証の交付))の規定により都道府県教育委員会が交付する「銃砲刀剣類登録証」（銃砲刀剣類登録規則（昭和33年文化財保護委員会規則第1号）第3号様式に定める様式のもの）又は「登録可能証明書」 |
| 印紙等模造取締法(昭和22年法律第189号) | 第1条((輸入等の禁止)) | 第1条第2項の規定により財務大臣が交付する「輸入許可書」 |
| 大麻取締法(昭和23年法律第124号) | 第4条((輸入等の禁止)) | 第4条の規定により厚生労働大臣が交付する「大麻輸入許可書」又はその写し |
| 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号) | 第3条第2項及び第3条の2第2項((輸入の禁止))  第4条((営業の登録)) | ⑴　第4条に基づき、輸入業者が日本国内で販売又は授与することを目的として輸入する場合  「毒物劇物輸入業登録票」（規則別記第3号様式。登録品目書（品目登録済証）が添付されたもの。以下「登録票」という。）の写し  ⑵　輸入業者が先に輸入した毒 物及び劇物を品質不良等の理由により外国に返品し、再輸入する場合又は先に輸出した毒劇物が品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合  登録票の写し及び再輸入又は返送品であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） |
| 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号) | 第30条の6第1項((輸入の制限)) | 第30条の6第1項の規定により厚生労働大臣が交付する「覚醒剤原料輸入許可書」若しくはその写し又は同項ただし書の規定により厚生労働大臣が交付する「携帯輸入許可書」若しくはその写し |
| 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号) | 第13条((輸入))  第14条((輸入の許可))  第50条((免許))  第50条の4((準用))  第50条の8((輸入))  第50条の9((輸入の許可))  第50条の9((業務の届出))  第50条の29((麻薬等原料輸入業者の輸入の届出))  第50条の31((麻薬等原料輸入業者以外の者の輸入の届出))  麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第27条（携帯輸入）） | ⑴　第13条第1項ただし書((携帯輸入))の規定により厚生大臣が交付する「携帯輸入許可書」又はその写し  ⑵　第14条第5項((輸入許可証等の交付))の規定により厚生大臣が交付する「麻薬輸入許可書」又はその写し  ⑶　第50条の9第3項から第5項までにおいて準用する第14条第5項の規定により厚生大臣が交付する「向精神薬輸入許可書」又はその写し  ⑷　向精神薬輸入業者が、第二種向精神薬又は第三種向精神薬を輸入しようとする場合には、第50条の4((準用))において準用する第4条((免許証))の規定により厚生大臣が交付する「免許証の写し」  ⑸　麻薬及び向精神薬取締法施行規則別表第一の中欄に掲げる向精神薬であって、その成分たる向精神薬の分量を超えるもの又は同表の中欄に掲げる向精神薬であって注射剤であるものを携帯して輸入する者である場合は、厚生労働省薬事監視員により「確認済」の印が押なつされた「医薬品等輸入報告書」が輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、同施行規則第27条第2項に規定する書類の確認に代える。  ⑹　麻薬等原料輸入業者が、法第50条29の規定により、麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和28年政令第57号）第8条の2に規定する麻薬向精神薬原料を厚生大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同施行規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」又はその写し  ⑺　麻薬等原料輸入業者が、法別表第4に掲げる麻薬向精神薬原料のうち同施行令第8条の2に規定する麻薬向精神薬原料以外のものを輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部長が発行する法第50条の27に規定する業務の届出が行われている者であることを証明する「麻薬等原料輸入業者業務届受理証明書」の写し。  ⑻　麻薬等原料輸入業者以外の者が、同施行規則第45条の5に定める量を超える麻薬向精神薬原料を法第50条の31の規定により厚生労働大臣に届け出て輸入する場合には、厚生労働省地方厚生(支)局麻薬取締部により「受理印」が押なつされた同施行規則第45条の4に規定する「麻薬向精神薬原料輸入届」又はその写し |
| あへん法(昭和29年法律第71号) | 第6条（（輸入及び輸出の禁止）） | 第6条第1項ただし書に規定する国の委託をうけた者に厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長が交付する「あへん輸入委託証明書」又はその写し又は同条第2項の規定により厚生労働大臣が交付する「けしがら輸入許可書」又はその写し |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) | 第12条（（製造販売業の許可））  第13条（（製造業の許可））  第14条((医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認))  第19条の２((外国製造医薬品等の製造販売の承認))  第23条の2((製造販売業の許可)))  第23条の2の12((製造販売の届出))  第23条の2の17((外国製造医療機器等の製造販売の承認))  第23条の20((製造販売業の許可))  第23条の22((製造業の許可))  第23条の25((再生医療等製品の製造販売の承認))  第23条の37((外国製造再生医療等製品の製造販売の承認))  第56条の2((輸入の確認)) | ⑴　医薬品医療機器等法に基づく許可等を受けた者が輸入する場合  ア．第12条第1項の許可を受けた者が第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合  　動物用医薬品製造販売業許可証又はその写し  　動物用（外国製造）医薬品製造販売承認指令書又はその写し  (ｳ) 動物用（外国製造）医薬品製造販売承認申請書における当該医薬品の販売名及び成分が記載された箇所の写し（原薬たる医薬品を輸入する場合に限る。）  イ．第12条第1項の許可を受けた者が第14条第1項又は第19条の2第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用医薬部外品を輸入する場合  　動物用医薬部外品製造販売業許可証又はその写し  　動物用（外国製造）医薬部外品製造販売承認指令書又はその写し  ウ．第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用高度管理医療機器、動物用管理医療機器又はその構成部品たる医療機器を輸入する場合 （ｱ）及び（ｲ）（省略）  　動物用医療機器製造販売業許可証又はその写し  　動物用（外国製造）医療機器製造販売承認指令書又はその写し  エ．第23条の２第１項の許可を受けた者が第23条の２の12第１項の規定に基づき製造販売の届出を行った一般医療機器又はその構成部品たる医療機器を輸入する場合  　動物用医療機器製造販売業許可証又はその写し  　農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押された動物用医療機器製造販売届出書（農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を書面に出力したもの）又はその写し  オ．第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の5第1項又は第23条の2の17第1項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用体外診断用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合  　動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し  　動物用（外国製造）体外診断用医薬品製造販売承認指令書又はその写し  (ｳ) 動物用（外国製造）体外診断用医薬品製造販売承認申請書における当該体外診断用医薬品の販売名及び成分が記載された箇所の写し（原薬たる医薬品を輸入する場合に限る。）  カ．第23条の2第1項の許可を受けた者が第23条の2の12第1項の規定に基づき製造販売の届出を行った動物用体外診断用医薬品又はその原薬たる医薬品を輸入する場合  　動物用体外診断用医薬品製造販売業許可証又はその写し  　農林水産省動物医薬品検査所の確認済印が押印された動物用体外診断用医薬品製造販売届出書（農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を書面に出力したもの）又はその写し  (ｳ) 動物用体外診断用医薬品製造販売届出書における当該体外診断用医薬品の販売名及び成分が記載された箇所の写し（原薬たる医薬品を輸入する場合に限る。）  キ．第23条の20第１項の許可を受けた者が第23条の25第１項又は第23条の37第１項の規定に基づき製造販売の承認を受けた動物用再生医療等製品又はその原料若しくは材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合  　動物用再生医療等製品製造販売業許可証又はその写し  　動物用（外国製造）再生医療等製品製造販売承認指令書又はその写し  (ｳ) 動物用（外国製造）再生医療等製品製造販売承認申請書における当該再生医療等製品の販売名並びに構造及び構成細胞又は導入遺伝子が記載された箇所の写し（原料若しくは材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合に限る。）  ク．第13条第１項の許可を受けた者が原薬たる医薬品を輸入する場合  動物用医薬品製造業許可証又はその写し  ケ．第23条の2の3第1項の登録を受けた者が構成部品たる医療機器を輸入する場合  動物用医療機器製造業登録証又はその写し  コ．第23条の２の３第１項の登録を受けた者が動物用体外診断薬の原薬たる医薬品（動物用体外診断用医薬品の製造に用いるものに限る）を輸入する場合  動物用体外診断用医薬品製造業登録証又はその写し  サ．第23条の22第１項の許可を受けた者が原料又は材料となる動物用再生医療等製品を輸入する場合  動物用再生医療等製品製造業許可証又はその写し  ⑵　第56条の2第1項の規定に基づく確認を受けた者が動物用医薬品又は動物用再生医療等製品を輸入する場合  動物用医薬品等取締規則(平成16年農林水産省令第107号)第179条の2に基づき､農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の｢輸入確認済｣の印が押なつされた｢確認済輸入確認申請書｣（農林水産省共通申請サービスにより届出を行ったものについては届出の確認番号が表示された画面を書面に出力したもの）又はその写し  ⑶　第2条第15項に規定する指定薬物を輸入する場合には、厚生労働省において医療用の用途に供するためのものであることの確認がなされた「輸入指定薬物用途誓約書」 |
| 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号) | 第4条第4項((登録を受ける義務))  第5条((仮登録を受ける義務))  第16条の2((指定混合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出))  第22条((特殊肥料の輸入業者の届出))  第33条の2((外国生産肥料の登録及び仮登録))  第33条の4((外国生産肥料の輸入))  第35条((適用の除外)) | ⑴　輸入物品が第2条第2項((定義))に規定する「普通肥料」である場合は、申請者の別に応じ、次に掲げる書類  イ．輸入業者の申請に係るもの  「登録証」又はその写し又は「仮登録証」若しくは登録等を受けた肥料である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し（以下「登録証等」という。）  ロ．外国生産業者の申請に係るもの  　外国生産業者自らが輸入する場合「登録証等」又はその写し  　国内管理人又は輸入業者が輸入する場合その旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し  ⑵　輸入物品が第5条に規定する「指定混合肥料」である場合は、当該指定混合肥料の輸入業者である旨の農林水産省消費・安全局長の「証明書」又はその写し  ⑶　輸入物品が第2条第2項に規定する「特殊肥料」である場合は、当該特殊肥料の輸入業者である旨の都道府県知事の「証明書」又はその写し |
| 水産資源保護法（昭和26年法律第313号） | 第13条第1項((輸入の許可)) | 第13条第1項の規定により農林水産大臣の許可を要する水産動物及びその容器包装を輸入する場合には、同条第4項の規定により農林水産大臣が交付する「輸入許可証」（水産資源保護法施行規則（昭和27年農林省令第44号）別記様式第2号）又はその写し |
| 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号) | 第5条第3項((輸入に係る指定糖の機構への売渡し))（第11条第12項、第18条の2第8項及び第27条第2項において準用する場合を含む。） | 第5条第3項（第11条第12項、第18条の2第8項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定により独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が交付する「指定糖の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入異性化糖等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し、「輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し承諾書」又は「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」の写し |
| 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号） | 第17条((指定乳製品等の輸入))第18条((輸入に係る指定乳製品等の機構への売渡し)) | ⑴　機構の委託を受けた者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等輸入業務委託証明書」又はその写し  ⑵　第18条第1項の規定により機構に売渡しをする者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「指定乳製品等の買入売戻承諾書」又はその写し  ⑶　第18条第2項の規定により機構と契約を締結する者が指定乳製品等を輸入する場合には、機構理事長の印が押なつされた「用途外使用に係る指定乳製品等の取扱いに関する契約締結承諾書」又はその写し |
| 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号) | 第30条((米穀等の輸入を目的とする買入れ))  第31条((輸入に係る米穀等の特別な方式による買入れ及び売渡し))  第34条((米穀等の輸入))  第42条((《麦等の輸入を目的とする買入れ及び当該麦の売渡し))  第45条((麦等の輸入))  主要食糧の需給及び価格安定に関する法律施行令第8条((納付金の納付手続)) | ⑴　第34条の規定により納付金を納付して米穀等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金納付申出書」の写し、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し及び「領収証書」  なお、「米穀等輸入納付金納付申出書」が地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（以下「地方農政局等」という。）により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し  また、変更申出があった場合には、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」  なお、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「米穀等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し  ⑵　第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀(等)買入委託契約書」の写し  ⑶　第31条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が米穀等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入米穀(等)の特別売買契約書」の写し  ⑷　第42条第5項において準用する第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦（等）買入委託契約書」の写し  ⑸　第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、食料安定供給特別会計支出負担行為担当官農林水産省政策統括官の印が押なつされた「輸入麦(等）の特別売買契約書」の写し  ⑹　第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」  ただし、暫定法第8条の2第3項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し(「領収証書」の発行はない)  なお、「麦等輸入納付金納付申出書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し  また、変更申出があった場合には、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」  なお、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」及び「麦等輸入納付金決定通知書」が地方農政局等により電子署名された電磁的記録である場合は、当該電磁的記録及び「領収証書」の写し |
| (ヨ)火薬類取締法(昭和25年法律第149号) | 第24条第1項((輸入の許可)) | 第24条第1項の規定により都道府県知事が交付する「火薬類輸入許可書」 |
| (タ)化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号) | 第3条((製造等の届出))  第4条((審査))  第5条((製造予定数量が一定の数量以下である場合における審査の特例等))  第6条((製造等の制限))  第7条 ((外国における製造者等に係る新規化学物質の審査等))  第22条((輸入の許可)) | ⑴　輸入物品が附則第2条第4項((既存化学物質名簿))に規定する既存化学物質名簿に記載された既存化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の類別整理番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。  ⑵　輸入物品が次に掲げる化学物質の場合には、当該化学物質に係る官報告示の通し番号及び類別整理番号がそれぞれ輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。  イ．第4条第5項の規定によりその名称が公示された新規化学物質  ロ．第2条第9項((定義等))の規定によりその名称が公示された同条第4項に規定する監視化学物質及び同条第5項に規定する優先評価化学物質  ⑶　輸入物品が第2条第2項に規定する第一種特定化学物質の場合には、第22条第1項の規定による経済産業大臣の許可書又はその写し。ただし、同項ただし書に規定する試験研究のために当該物質を輸入する場合には、その旨を記載した輸入者が作成した書面又はその写し  ⑷　輸入物品が第2条第3項に規定する第二種特定化学物質の場合には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）第2条((第二種特定化学物質))各号に掲げる当該化学物質のごとの号番号が輸入申告書又はインボイスに明示されていることを確認。  ⑸　輸入物品が第2条第6項に規定する新規化学物質の場合  イ．第4条第1項若しくは第2項又は第5条第8項の規定により第4条第1項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し。ただし、第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が公示され又は第2条第4項に規定する監視化学物質若しくは同条第5項に規定する優先評価化学物質に該当する旨の指定がされた後においては、上記⑵までの規定による。  ロ．第3条第1項第2号及び同項第3号に規定する試験研究のため又は試薬として用いられる場合には、その旨を記載した輸入者が作成した書面又はその写し  ハ．第3条第1項第4号の確認を受けた新規化学物質（中間物等新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し  ニ．第3条第1項第5号の確認を受けた新規化学物質（少量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における受付コードごとの輸入・製造に係る累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し  ホ．法第3条第1項第6号の確認を受けた新規化学物質（高分子化合物）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し  ヘ．第5条第4項の確認を受けた新規化学物質（低生産量新規化学物質）の場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の確認通知書の写し及び当該物質の当該年度における受付コードごとの輸入・製造に係る累積数量が当該確認通知書に記載された数量以下であることを明示する書面又はその写し  ト．第7条第2項において準用する第４条第1項又は第2項の規定により同条第１項第2号から第5号までのいずれかに該当する旨の通知を受けた場合には、その旨を記載した厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の通知書の写し（当該通知を受けた者とインボイスに記載された輸出者が異なる場合にあっては、当該通知書の写し及び当該通知を受けた者が作成した第三者を輸出者とする旨の証明書）。ただし、第7条第2項において準用する第4条第5項の規定により当該新規化学物質の名称が告示された後においては、上記⑵の規定による。 |
| (レ)郵便切手類模造等取締法(昭和47年法律第50号) | 第1条 | 第1条第2項の規定により総務大臣が交付する「郵便切手類模造許可書」（郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和47年郵政省令第31号）附録様式2に定める様式のもの） |
| (ソ)アルコール事業法（平成12年法律第36号） | 第16条((輸入の許可))  第17条((輸入者の限定)) | ⑴　アルコール分が90度以上のアルコールを業として輸入する場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール輸入事業許可書」の写し  ⑵　第17条ただし書の規定により経済産業大臣の承認を受けた者がアルコールを輸入しようとする場合には、経済産業大臣が交付する「アルコール試験研究輸入承認書」又はその写し及び「アルコール試験研究輸入承認申請書」又はその写し |
| (ツ)石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号） | 第16条((登録)) | 第18条第2項の規定により経済産業大臣が交付する「石油輸入業者登録通知書」の写し |
| (ネ)農薬取締法  （昭和23年法律第82号） | 第3条第1項((農薬の登録)) | ⑴　輸入物品が第2条((定義))に規定する農薬である場合には、第3条第9項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの若しくはその写し（輸入者と登録票の名義人が異なる場合には、これらの書類及び「委任状」又はその写し）  ⑵　輸入物品が第34条((外国製造農薬の登録))に規定する農林水産大臣の登録を受けた外国製造農薬である場合には、当該輸入物品の容器の同条第6項において準用する第16条((製造者及び輸入者の農薬の表示))の規定による表示、同項において準用する第3条第9項の規定により農林水産大臣が交付する「登録票」若しくはその写し、又は農林水産省消費・安全局農産安全管理課において登録票の写しに原本の記載と相違ない旨の証明がされたもの若しくはその写し（輸入者と登録票の名義人が異なる場合には、これらの書類及び「委任状」又はその写し）  ⑶　輸入物品が「農薬取締法第3条第1項の登録を要しない場合を定める省令」（平成15年農林水産省・環境省令第2号）で定める物品である場合には、農林水産省消費・安全局農産安全管理課の確認済印が押印された「農薬輸入願」又はその写し |
| (ナ)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律  （平成16年法律第78号） | 第4条((飼養等の禁止))  第5条((飼養等の許可))  第7条((輸入の禁止))  第25条((輸入のための証明書の添付等)) | ⑴　輸入物品が第2条((定義))に規定する特定外来生物である場合  第5条の規定により主務大臣が交付する飼養等許可証又はその写し及び第25条に基づく当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書  ⑵　輸入物品が第25条に規定する輸入のための証明書の添付が必要であって、特定外来生物及び第21条((輸入の届出))に規定する未判定外来生物以外の生物（生きているものに限る。）である場合  当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書 |
| (ラ) 感染症予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  (平成10年法律第114号) | 第56条の4((一種病原体等の輸入の禁止))  第56条の12((二種病原体等の輸入の許可)) | ⑴　特定一種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の4ただし書きの規定により厚生労働大臣が交付する「特定一種病原体等輸入指定定証」又はその写し  ⑵　二種病原体等を輸入しようとする場合には、第56条の14において準用する第56条の10の規定により厚生労働大臣が交付する「二種病原体等輸入許可証」（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）別記様式第11に定める様式のもの）又はその写し |
| (ム) 労働安全衛生法（昭和47 年法律第57 号） | 第55 条((製造等の禁止)) | ⑴　輸入物品が労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項に規定する有害物等（下記の⑵を除く。）である場合には、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第46条第2項の規定により都道府県労働局長が交付する「製造等禁止物質輸入許可証」（同規則様式第4号の2）の写し  ⑵　輸入物品が石綿又は石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有する製剤その他の物である場合には、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第47条第2項の規定により都道府県労働局長が交付する「石綿等輸入許可証」（同規則様式第5号）の写し |
| (ｳ)特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号) | 第11条((特定第二種水産動植物等に関する規制)) | ⑴　特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が法の施行日以降に採捕され輸入される場合（個人用の場合、無償サンプルに該当する場合、再輸入の場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。）  ア．特定第二種水産動植物等が旗国（これを採捕した漁船の旗国をいう。以下、本表において同じ。）以外の第三国を経由せずに輸入される場合  旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し  イ．特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由し、当該第三国で加工され輸入される場合  旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し及び当該第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関その他これに準ずるものが発行した加工申告書又はその写し  ウ．特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由し、当該第三国で加工されずに輸入される場合  旗国の政府機関が発行する「適法採捕証明書」又はその写し及び第三国において荷卸し、積替え又は保管以外の措置が講じられておらず、かつ、当該第三国の政府機関その他これに準ずるものの管理下に置かれていたことを証する書類又はその写し  ⑵　特定第二種水産動植物等（加工品にあっては、その原材料である特定第二種水産動植物）が法の施行日前に採捕され輸入される場合又は養殖され輸入される場合（個人用の場合、無償サンプルに該当する場合、再輸入の場合又は無償の救じゅつ品の場合を除く。）  当該事実を証する書類又はその写し |

別表第2

| 法令名 | 輸入の規制に関する条項 | 確認する証明書等 |
| --- | --- | --- |
| イ. 食品衛生法(昭和22年法律第233号) | 第6条((販売等を禁止される食品及び添加物))  第10条第2項((病肉等の販売等の禁止))  第11条  第12条((添加物等の販売等の制限))  第13条第2項((食品等の基準及び規格))  第16条((有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止))  第18条第2項((器具又は容器包装の規格･基準の制定))  第26条((検査命令))  第27条((食品等の輸入の届出))  第28条((報告徴収､検査及び収去))  第68条((おもちゃ及び営業以外の食品供与施設への準用規定）  食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)第32条第1項及び第3項((輸入の届出)) | ⑴　第27条の規定により厚生労働省食品衛生監視員が交付する「食品等輸入届書」の届出済証又はその写し（当該届出書に「輸入食品等届出済」印が押なつされたもの。ただし、第26条又は第28条の規定により検査が実施されたものについては、「輸入食品等届出済」印のほか「合格証」印が押なつされる。）  ⑵　食品衛生法施行規則の別表第12に掲げる食品等については、「食品等輸入届書の写し」 |
| ロ．植物防疫法(昭和25年法律第151号) | 第6条((輸入の制限))  第7条第1項((輸入の禁止))  第8条((輸入植物等の検査)) | ⑴　輸入物品が次に掲げる物品である場合には、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）第19条((証明書の交付))第1項又は第2項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物等輸入認可証印」（同規則第8号様式に定めるもの若しくは添付した「植物等輸入認可証票」（同規則第8号様式に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物等輸入」認可証明書）（同規則第8号様式に定めるもの）又はその写し  イ　第8条第1項の規定により農林水産大臣が指定した有害動物又は有害植物のみがいる植物（注）及びその容器包装  ロ　第7条第1項に規定する輸入禁止品  ハ　同規則第14条((省令で定める種苗))に規定する種苗で同規則第16条の規定により隔離栽培のために送付されるもの  (注)　農林水産大臣が指定した場合には、別に連絡する。  ⑵　輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれぞれに掲げる証明書等又はその写し、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(同規則第4号様式に定めるもの)の写しで「植物等輸入認可証印」を押印したもの又はその写し  イ　木材　「木材輸入認可証明書」  ロ　穀類等　「穀類等輸入認可証明書」  ハ　種苗　「種苗輸入認可証明書」  ニ　青果物　「青果物輸入認可証明書」  ホ　木材こん包材（検査の対象とならない木材こん包材を除く。）「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒（廃棄）計画書」又は「輸送後消毒（廃棄）申請書」  ヘ　検疫指定物品「検疫指定物品輸入認可証明書」  ト　アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎 「ばれいしょ生塊茎輸入認可証明書」  ⑶　輸入物品が第8条第1項の検査の対象となる植物又は検疫指定物品及びそれらの容器包装であって、前記⑴から⑵までに掲げる物品以外である場合には、第9条第5項((証明))及び同規則第19条第1項の規定により農林水産省植物防疫所が当該輸入物品に押印した「植物等検査合格証印」（同規則第7号様式に定めるもの）若しくは添付した「植物等検査合格証票」（同規則第7号様式に定めるもの）又は当該輸入者に交付した「植物等検査合格証明書」（同規則第7号様式に定めるもの） |
| ハ．狂犬病予防法(昭和25年法律第247号) | 第7条((輸出入検疫)) | 犬等の輸出入検疫規則（平成11年農林水産省令第68号）第9条((検疫証明書等))の規定により家畜防疫官が交付する証明書  ⑴　犬  「犬の輸入検疫証明書」（同規則様式第五号の一に定めるもの）又はその写し  ⑵　同法第2条第1項第2号に揚げる動物  「狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書」(同規則様式第5号の2に定めるもの) 又はその写し |
| ニ．家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) | 第36条((輸入禁止))  第37条((輸入のための検査証明書の添付))  第40条((輸入検査))  第42条((郵便物としての輸入)) | ⑴　輸入物品が第36条第1項各号に掲げる物品である場合には、第40条第2項に規定する検査の結果、第44条((輸入検疫証明書の交付等))第2項及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第51条((輸入検疫証明書等))の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第24号に定めるもの）又はその写しが輸入者から輸入通関の際に提出されることとなっているので、その確認をもって、第36条第1項ただし書に規定する許可の確認に代える。  ⑵　輸入物品が、第37条に規定する指定検疫物である場合には、第44条第1項及び同規則第51条の規定により農林水産省動物検疫所が交付する「輸人検疫証明書」又はその写し（同規則別記様式第24号に定めるもの）（指定検疫物が郵便物又は携帯品として輸入される場合には、当該輸入物品の容器包装に押なつされた「検疫済」（同規則別記様式第28号の1に定めるもの）のスタンプ）を確認することとし、第37条本文に規定する輸出国の検査証明書又はその写しの確認を要しない。 |
| ホ．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号) | 第54条((輸入禁止))  第56条の2(輸入届出)) | ⑴　輸入物品が、第54条に規定する「指定動物」である場合には、感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（平成11年農林水産省令第83号）第10条第1項((輸入検疫証明書の交付))の規定により家畜防疫官が交付する「輸入検疫証明書」（同規則別記様式第3号に定めるもの）又はその写し  ⑵　輸入物品が、第56条の2に規定する「届出動物等」である場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第29条第6項((輸入届出))の規定により検疫所の長が交付する「届出受理証」（同規則別記様式第3に定めるもの）又はその写し |
| ヘ．高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) | 第3条((適用除外))  第22条((輸入)) | ⑴　第22条第1項及び一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第45条第3項((輸入検査の申請等))若しくは同規則第45条の2第1項((協会等が行なう輸入検査の申請等))若しくは同条第3項の規定により都道府県知事若しくは高圧ガス保安協会若しくは指定輸入検査機関が交付する「輸入検査合格証」又はその写し又は第22条第1項及び同規則第45条第1項に規定する「輸入検査申請書」の検査職員確認印欄に都道府県の受付印と検査職員名が押印された当該申請書又はその写し（当該申請書は、都道府県知事が輸入検査合格証の発行前に通関を認めても差し支えないと判断した場合に発行されるものであるので留意する。）  ⑵　輸入物品が次に掲げる場合には、前記⑴にかかわらず、それぞれに定める証明書等  イ．同規則第46条第1項((検査を要しない輸入高圧ガス))に規定する緩衝装置内における高圧ガスである場合  「緩衝装置輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し  ロ．同規則第46条第2項第1号に規定する自動車用エアバッグガス発生器内における高圧ガスである場合  「自動車用大型エアバッグガス発生器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し  ハ．同規則第46条第2項第2号に規定する自動車と一体として設計され、かつ、自動車又は自動車用部品に組み込まれている消火器内における不活性ガスである場合（自動車に設置される当該消火器の交換品として自動車又はその部品に組み込むためのものである場合を含む。）  「自動車用消火器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し  ニ．同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動 車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合  高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し又は「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」若しくはその写し  ホ．同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認天然ガス自動車装置用容器内における高圧ガスである場合  「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」又はその写し  ヘ．同規則第46条第2項第5号に規定する航空法（昭和27年法律第231号）第10条の規定に適合する容器内における高圧ガスの場合  輸出耐空証明書若しくはその写し又は航空機メーカーの部品表若しくはその写し等  ⑶　輸入物品が第3条第1項第8号及び高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第2条第3項第8号((適用除外))の規定に基づくエアゾール製品等である場合には、前記⑴にかかわらず、輸入者が平成9年3月通商産業省告示第139号第4条に定める要件に合致していることの確認を行った本邦若しくは外国の検査機関、輸入されるエアゾール製品等の製造者（当該製造者の検査員を含む。）又は輸入者の作成した「試験成績書」又はその写し  (注) 前記⑵掲げる証明書等の確認ができない場合、は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならない可能性があるので留意する。 また、前記⑶において試験成績書が提出されない場合は、第22条第1項に基づく都道府県知事の検査を受けなければならないので留意する。 |
| ト． 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号) | 第12条（（製造販売業の許可））  第13条（（製造業の許可））  第14条（（医薬品、医薬部外品及び化粧品））  第14 条の９((製造販売の届出))  第19 条の２((外国製造医薬品等の製造販売の承認))  第23条の2((製造販売業の許可))第23条の22((製造業の許可))  第23条の25((再生医療等製品の製造販売の承認))  第23条の37((外国製造再生医療等製品の製造販売の承認))  第56条の2((輸入の確認))  医薬品､医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）  第74条((輸出用医薬品等に関する特例))  第74条の2((輸出用医療機器等に関する特例))  第74条の3((輸出用再生医療等製品に関する特例))  医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36厚生省令第1号）  第94条((製造販売のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続))  第95条((製造のための医薬品、医薬部外品又は化粧品の輸入に係る手続))  第114条の56((製造販売のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続))  第114条の57((製造のための医療機器又は体外診断用医薬品の輸入に係る手続))  第137条の56((製造販売のための再生医療等製品の輸入に係る手続))  第137条の57((製造のための再生医療等製品の輸入に係る手続))  第218 条の2 の2((輸入の確認の申請))  第265条((輸出用医薬品等に関する手続))  第265条の2((輸出用医療機器等に関する届出))  第265条の3((輸出用再生医療等製品に関する届出)) | 輸入物品が動物用医薬品等以外の医薬品等である場合  ⑴　輸入する場合（下記の⑵及び⑶を除く。）  イ．第12条、第23条の2又は第23条の20に基づき、製造販売業許可を受けた業者（以下「製造販売業者」という。）が製造販売のために医薬品等を輸入する場合  規則第94条、第114条の56及び第137条の56の規定に基づく「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、又は「医薬品等製造販売届書」の写し、及び「製造販売業許可証」の写し  当該書類の内容に変更が生じた場合には変更後の「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、又は「医薬品等製造販売届書」の写し、及び「製造販売業許可証」の写し  ロ．第13条、第23条の2の3又は第23条の22に基づき、製造許可又は登録を受けた業者（以下「製造業者」という。）が製造するために輸入する場合  「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、又は「原薬等登録原簿登録証」の写し、及び「製造業許可証」の写し  当該書類の内容に変更が生じた場合には変更後の「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、又は「原薬等登録原簿登録証」の写し、及び「製造業許可証」の写し  ハ．第56条の2第1項の規定に基づく確認を受けた者が医薬品等を輸入する場合  規則第218条の2の2の規定に基づき、厚生労働大臣が確認して交付する「輸入確認証」又はその写し  ⑵　製造販売業者又は製造業者が、令第74条、第74条の2及び第74条の3の規定により医薬品等を輸出するために輸入する場合  規則第265条、第265条の2及び第265条の3の規定に基づく「輸出用医薬品等製造・輸入届書」（規則様式第114、第114の2⑴、第114の2⑵及び第114の3）の）の写し、及び当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第６）の写し  ⑶　製造販売業者又は製造業者が再輸入する場合  イ．製造販売業者が先に輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合  当初の輸入の際の規則第94条第114条の56及び第137条の56の規定に基づく⑴イ．と同様の書類及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）  ロ．製造業者が医薬品等を製造するために輸入した外国製造製品（修理等の目的で外国に輸出したもの）を再輸入する場合  当初の輸入の際の規則第95条第114条の57及び第137条の57の規定に基づく⑴ロ．と同様の書類及び再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。）  ハ．製造販売業者又は製造業者が先に輸出した自社の医薬品等が、品質不良等の理由により輸出先から返送されてきた場合  「医薬品等製造販売承認書」の写し、「医薬品等製造販売届書」の写し、「医薬品等製造販売認証書」の写し又は「輸出用医薬品等製造・輸入届出書」（規則様式第114第114の2⑴、第114の2⑵及び第114の3））、当該届書の内容に変更が生じた場合には「変更届書」（規則様式第6）及び返送品であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む。） |
| チ．労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） | 第55条((製造等の禁止)) | 輸入物品が石綿障害予防規則第46条の2第1項の規定及び告示に規定する珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品である場合には、分析結果報告書の写し及びその添付書類の写し |

［一部改正：昭48第1000号、昭53第1241号、昭54第319号、昭55第1353号、昭57第623号、昭57第798号、昭57第1054号、昭59第332号、昭59第485号、昭60第320号、昭60第803号、昭61第174号、昭61第285号、昭61第585号、昭61第587号、平2第294号、平2第720号、平4第190号、平4第460号、平5第168号、平5第348号、平6第699号、平7第297号、平8第273号、平8第582号、平9第290号、平9第828号、平10第278号、平11第254号、平11第1023号、平12第791号、平13第4号、平13第265号、平14第253号、平15第346号、平15第1027号、平16第328号、平16第1389号、平17第424号、平17第673号、平17第991号、平17第1237号、平17第1288号、平18第118号、平18第395号、平18第794号、平19第420号、平19第641号、平19第719号、平19第1207号、平20第346号、平20第407号、平22第367号、平22第1346号、平23第411号、平23第964号、平24第321号、平25第434号、平26第318号、平26第1184号、平26第1321号、平27第702号、平27第1047号、平27第1360号、平28第403号、平28第782号、平28第1302号、平28第1503号、平29第442号、平30第178号、平30第258号、平30第465号、平30第1596号、平30第1694号、平30第1696号、平31第437号、令2第417号、令2第625号、令2第811号、令2第1044号、令3第407号、令3第535号、令4第140号、令4第844号、令4第909号、令5第314号、令5第273号］

［関連：関基43の3―2、61の4―3、62の15―2、76―4―9、昭33蔵税第403号（本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて）、昭34蔵税第1065号（刀剣類を包有する郵便物の取扱いについて）、昭36蔵関第67号（がん具銃の通関上の取扱いについて）、昭40蔵関第1095号（砂糖の価格安定等に関する法律の施行に伴う税関の取扱いについて）、昭49蔵関第294号（本邦に到着した模造けん銃の取扱いについて）、昭57蔵関第626号（輸入植物等の通関の際における取扱い等について）、昭57蔵関第1055号（食品衛生法に係る食品等の通関の際における取扱い等について）、昭59蔵関第252号（輸入肥料の通関の際における取扱いについて）、昭59蔵関第1288号（ジャンボタニシの取扱いについて）、平4蔵関第628号（麻薬及び向精神薬取締法等の一部を改正する法律の施行に伴う麻薬向精神薬原料の通関の際の取扱いについて）、平8蔵関第582号（水産資源保護法に基づく水産動物の輸入通関の際における取扱いについて）、平11蔵関第256号（主要食樺の需給及び価格の安定に関する法律に係る米麦等の輸入通関の際における取扱いについて）、平13蔵関第271号（アルコール事業法に係るアルコールの輸入通関の際における取扱いについて）、平16財関第330号（農薬取締法に基づく農薬の輸入通関の際における取扱いについて）、平17財関第673号（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について）、平18財関第118号（「アメリカ合衆国産ばれいしょ生塊茎に関する植物検疫実施細則」の制定等について）、平19財関第710号（ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて）、平26財関第1186号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る動物用医薬品の通関の際における取扱いについて）、平28蔵関第252号（指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて）、平28蔵関第405号（石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく原油等の輸入通関の際における取扱いについて）、平30蔵関第257号（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）、平31蔵関第403号（輸入化学物質の通関の際における取扱いについて）、令元蔵関第862号（高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて）、令2財関第812号（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて）、令2財関第813号（毒物及び劇物取締法に係る毒劇物の通関の際における取扱いについて）、令2財関第1117号（畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて）、令3蔵関第536号（労働安全衛生法に係る有害物等の輸入通関の際における取扱いについて）、令4財関第139号（銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴うクロスボウの輸入時の取扱いについて）］

（原産地の虚偽表示等に関する用語の意義）

71―3―1　法第71条((原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入))にいう｢原産地｣、｢直接若しくは間接に｣、｢偽った表示｣及び｢誤認を生じさせる表示｣の意義は、それぞれ次による。

⑴　「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、その認定基準及び認定の具体的な方法は、原則として令第4条の2第4項、規則第1条の6及び第1条の7並びに前記68―３―５から68―3―7（ハ及びニに係る部分を除く。）までの規定を準用する。ただし、香港及びマカオの製品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。

この場合において規則第1条の7ただし書に規定する｢単なる部分品の組立て｣とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）、接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は｢単なる部分品の組立て｣とは認めない。この場合において、真正な原産地を表わす表示は、｢○○（国等の名称）で組み立てられたものである｣旨（例えば、「assembled in ○○」、「組立○○」。）を表示するものとする。）。

⑵　｢直接若しくは間接に｣とは、偽った表示又は誤認を生じさせる表示が輸入貨物自体に直接的に又は輸入貨物の容器、包装等に間接的に表示されていることをいう。

⑶　｢偽った表示｣とは、貨物に原産地以外の国等において生産されたことを示す表示をいう（例えば、｢Made in ○○｣、｢Produced in ○○｣、｢Fabriated in ○○｣のように、貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の原産地を表わす文句とともに表示されている場合をいう。）。

ただし、輸入貨物が部分品、容器、包装、ラベル等である場合において、当該部分品を材料として製造される物品、当該容器に入れられる物品、当該包装により包装される物品、当該ラベルが貼付される物品等の原産地が当該輸入貨物に表示され、当該原産地が当該輸入貨物の原産地と異なるときは、当該輸入貨物の輸入者（輸入の委託者を含む。）から必要に応じそのような用途に使用する旨の誓約書を提出させる等によりその用途を確認の上、「原産地を偽った表示」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。

⑷　｢誤認を生じさせる表示｣とは、虚偽の原産地が必ずしも明白に表示されてはいないが、一般的、客観的にみて原産地の誤認を生じさせるような表示がされていることをいう。

［一部改正：昭61第587号、平9第290号、平12第235号、平13第255号、平19第420号、平28第403号、令2第417号、令5第1211号］

（関税法第71条及び第78条の適用範囲）

71―3―2　輸入者（輸入の委託者を含む。以下この項において同じ。）の個人的な使用に供すると認められる貨物及び注文の取集めのための見本又は製作上の手本として使用される見本若しくは試作品（以下｢商品見本等｣という。）については、関税法第71条((原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入))及び第78条((原産地を偽った表示等がされている郵便物))規定の趣旨に鑑み当該規定を適用しないこととしてさしつかえない。

ただし、原産地について偽った又は誤認を生じさせる表示のある商品見本等については、必要に応じ、輸入者に対し、｢じ後、当該表示と同一の表示を付した商品を輸入する場合には、同条に該当することとなる｣旨を適宜の方法により連絡しておくものとする。

［追加：平12第235号］

（直接若しくは間接に偽った表示等）

71―3―3　輸入貨物が容器入りのもの又は包装されたもの等である場合において、当該貨物自体又は容器若しくは包装等のいずれかに当該貨物の原産地以外の国、地域及び都市等の名称（以下｢国名等｣という。）がその原産地として表示され又はその原産地を誤認させる表示がされているときは、｢偽った表示又は誤認を生じさせる表示｣に該当するものとする。

⑴　次のいずれかに該当する表示は、原則として｢誤認を生じさせる表示｣として取り扱う。ただし、当該表示以外に真正な原産地を表わす明確な表示があり、その大きさ、表示場所等が当該表示の大きさ、表示場所等に比し妥当であると認められるときは、当該表示は｢誤認を生じさせる表示｣に該当しないものとして取り扱う。

イ　貨物の原産地以外の国名等が表示されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。

　単に当該国名等が表示されているとき。

　当該国名等をその一部として用いた商標等が表示されているとき。

　当該国名等が、貨物の輸出国を示す字句等、原産地を示すものと誤認される字句とともに表示されているとき（例えば、当該国名が｢Imported　from　○○｣、｢Licensed　by　○○｣のように表示されている場合）。

　貨物の原産地以外の国名等が当該貨物の製造に使用された原材料の原産地として表示されているとき（例えば、当該国名が、｢Yarn｣、｢Material｣、｢Fablic｣等の字句の後に｢Made in ○○｣のように表示されている場合）。

ロ　会杜名又は商標その他の図柄等が表示されている場合であって、次のいずれかに該当するとき。

　貨物の原産地以外の国の国旗若しくはその図案又はそのような国旗若しくはその図案を用いた商標その他の図柄が表示されているとき。

　一般に貨物の原産地に所在しないと認められる会社の名称、又は一般に貨物の原産地のものでないと認められる商標その他の図柄が表示されているとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

⒤　輸入貨物に本邦の輸入発売元である者の名称又は商標等が表示されている場合であって、当該表示が輸入発売元の表示であることが明確にされているとき。

(ⅱ)　輸入貨物が、その輸入者（輸入の委託者を含む。以下この項において同じ。）が社用又は宣伝用に使用するために外国のメーカーに注文した物品であって、当該輸入者の名称、商標等が表示されているとき（例えば、輸入者たる本邦のホテルがその宿泊客に供するタオルを外国のメーカーに注文した場合であって、当該輸入タオルに当該ホテルの名称が表示されているとき）。

　輸入貨物の原産地以外の特定の国等の特産品であると一般的に認められている貨物の名称が表示されているとき（例えば、本邦以外の国等を原産地とする絹織物に｢大島紬｣等の表示がなされている場合）。

⑵　前記⑴（ただし書を除く。）の適用に当たっては、前記71―3―1⑶ただし書の規定を準用する。

⑶　後記71―3―4により｢誤認を生じさせる表示｣に該当しない表示又はその他前記⑴の｢誤認を生じさせる表示｣以外の表示であっても、それらの表示が2種類以上表示されている等、それらの表示を総合的にみた場合に、その原産地について一般的に誤認を生じさせる可能性が強いと判断されるときは、｢誤認を生じさせる表示｣として取り扱うものとする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令2第417号］

（誤認を生じさせる表示に該当しない表示）

71―3―4　次のいずれかに該当する表示は原則として、｢誤認を生じさせる表示｣に該当しないものとして取り扱う。

⑴　貨物の原産地以外の国名等の表示が、貨物の流行、型又は品質、性能等を表現するような字句と併記されている場合で、当該字句が明確に表示されているとき（例えば、貨物の原産地以外の国名等が｢Fashion in ○○｣、｢Mode in○○｣、｢○○Style｣、｢○○Patent NO…｣のように表示されている場合）。

⑵　貨物の原産地以外の国の著名な風景等が表示されている場合。

⑶　貨物の原産地以外の国の文字を使用した説明文又は広告文等が表示されている場合。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令元第784号、令2第417号］

（関税法令上の原産地と他の法令に基づく表示が相違する場合）

71―3―5　関税法令上の原産地と食品表示法（平成25年法律第70号）等他の法令に基づく原産地の表示とが相違する場合であって、当該他の法令に基づき原産地の国等の表示が義務付けられており、当該他の法令に基づく適正な表示であると認められるときは、関税法第71条又は第78条の虚偽表示貨物には該当しないこととして差し支えない。

［追加：令2第417号］

（法第71条第2項又は第78条第1項の規定による｢通知｣の方法等）

71―3―6　法第71条第2項又は第78条第1項の規定による通知は、当該通知に係る輸入貨物の検査を行った税関官署から輸入者（輸入の委託者を含む。）に口頭で行うものとし、また、第71条第2項の規定による指定する「期間」は、偽った表示等の抹消若しくは訂正又は積みもどしに通常要する期間とする。なお、当該期間について特に支障がないと認められる場合には、輸入者（輸入の委託者を含む。）から聴取した期間として差し支えない。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平29第570号、令2第417号（項番号71―3―5を変更）］

（偽った表示等がなされている場合の当該表示の抹消等）

71―3―7　｢偽った表示｣又は｢誤認を生じさせる表示｣に該当する表示が付された貨物について、法第71条第2項又は第78条第2項の規定に基づき行われる当該表示の抹消又は訂正は、当該貨物の輸入後容易に再訂正される等単に通関のための措置と認められるものであってはならない。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令2第417号（項番号71―3―6を変更）］

（輸入許可に際しての納税の確認等）

72―3―1　法第72条((関税等の納付と輸入の許可))の規定による関税等の納付の確認及び関税等が納付された場合におけるその収納済額の登記については、前記9の4―6（関税の納付の確認）及び9の4―7（収納済額の登記）による。

［一部改正：昭63第1243号、令2第417号］

（輸入許可前引取りの承認申請）

73―3―1　法第73条第1項((輸入の許可前における貨物の引取り))の規定による輸入許可前引取の承認申請は、｢輸入許可前貨物引取承認申請書｣（C―5400）2通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認をしたときは、うち1通（承認書用）に承認印（C―5006）を押なつして申請者に交付する。

なお、この場合の申請に際しては、前記7―4（納税申告の方法）の規定による輸入（納税）申告書とは別に、更に統計用として輸入（納税）申告書1通を添付させるものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（輸入許可前引取りの承認の基準）

73―3―2　輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第73条第2項に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかかわらず、その承認をして差し支えない。

特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。

⑴　税関側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合

イ　新規輸入品である等の理由により課税標準の審査に日時を要する場合

ロ　分析、検定を要する等の理由により関税率表の分類の審査に日時を要する場合

ハ　免税に該当するかどうかの審査に日時を要する場合

ニ　セツトとして課税すべき貨物につき、その一部が未到着である等の理由により分割して輸入申告がされた場合

⑵　申告者側において、特に引取りを急ぐ理由があると認められる次のような場合

イ　輸入貨物が消散、漏洩、変質又は損傷のおそれがあるものである場合

ロ　輸入貨物が動植物、貴重品、危険物等である場合

ハ　輸入貨物が報道用の写真又はフィルムである場合

ニ　展示会等に出品のため時間的制約がある場合

ホ　輸入貨物である原料の在庫がなく、工場の操業等に支障をきたす場合

ヘ　設計その他都合により工場管理面に支障をきたす場合

ト　その他取引先への納期が切迫している等の場合

⑶　申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合

イ　インボイスがプロフォーマーであること、又は契約が揚地ファイナルであること等の理由により、課税標準の決定に日時を要する場合

ロ　ＥＰＡ税率の適用のために必要とされる締約国原産地証明書等（令第61条第8項に規定する運送要件証明書を除く。）又は協定税率若しくは特恵税率の適用のために必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合（ＥＰＡ税率の適用の場合には令第61条第4項の規定により税関長が認めた場合に限り、特恵税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第28条ただし書の承認を受けた場合に限る。）

ハ　免税関係書類を整えるために日時を要する場合

ニ　その他法第68条の規定により提出を求められた輸入申告の内容を確認するための必要書類の提出が遅延する場合

⑷　その他次のような場合

イ　作業終了届の一括提出を認められた保税作業による製品を輸入する場合において、その作業終了届の提出が遅延する場合

ロ　試運転用の燃料油、助燃剤又は潤滑油を船舶に積み込む場合

ハ　その他税関長が許可前引取を承認すべきやむを得ない理由があると認める場合

［一部改正：平11第254号、平14第960号、平17第346号、平18第395号、平18第832号、平19第420号、平23第411号、平24第202号、平24第615号、平27第33号］

［関連：平12蔵関第247号（輸入通関事務処理体制について）］

（輸入許可前引取りの承認に係る担保額）

73―3―3　輸入許可前引取りの承認に係る担保額については、次による。

⑴　輸入（納税）申告に係る税額（賦課課税方式の場合には、輸入申告に係る課税標準を基礎として算出した税額。以下この項において｢申告税額｣という。）について税額の決定に特に問題がないと認められる場合には、当該申告税額とする。

⑵　上記⑴以外の場合には、原則として申告税額の10％増の額。ただし申告税額と正当と認められる税額との差が明らかに10％を越えると認められる場合には、当該正当と認められる税額に相当する額とする。

［一部改正：昭61第587号］

（輸入許可前引取りの承認後の処理）

73―3―4　輸入許可前引取りを承認した貨物については、その後できるだけ速やかに検査、鑑定その他の事務処理を行い、いたずらに関税の納期限延長の結果とならないよう留意する。承認後長期間（価格交渉が長期化するなど特別な取引形態が認められる場合を除き原則3月）を経過しても輸入許可に至らないものについては、その理由を明らかにし、その輸入許可の促進を図るよう措置する。

［一部改正：昭61第587号、平13第265号］

第3節の2 輸入申告の特例

（輸入申告の特例）

67の19―１　法第67条の19の規定の適用を受ける輸入申告（以下「特例輸入申告」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

⑴　特例輸入申告が行われた税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該特例輸入申告に係る貨物が置かれている場所を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における取扱いは、次による。

①　蔵置官署は申告官署から引継ぎを受けて、特例輸入申告に係る貨物の検査（貨物確認を含む。以下この項において同じ。）を行うものとし、当該検査に係る検査指定は蔵置官署において行う。

②　蔵置官署と申告官署は、特例輸入申告に係る貨物の検査に関し、必要に応じて相互に協議を行うものとする。

③　申告官署は、蔵置官署による特例輸入申告に係る貨物の検査の結果を基に、関税等の減免戻税条件の具備、他法令の該非の確認、関税分類、数量、申告価格及び納付すべき関税等の額等に係る必要な審査を行い、輸入の許可等の必要な処理を行う。

⑵　特例輸入申告は、電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う必要があるので留意する。

⑶　輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して特例輸入申告を行うことができない場合は、前記67―３―２の規定に準じて取り扱うものとし、「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―１）の訂正・朱書きについては、次のとおり取り扱うものとする。

①　特例輸入申告に係る貨物が特例申告貨物以外の貨物である場合は、「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―１）の標題を「特例輸入（納税）申告書」と訂正の上、上部余白に「◯特」と朱書きする。

②　特例輸入申告に係る貨物が特例申告貨物である場合は、「輸入（納税）申告書」（C―5020）又は「輸入（納税）申告書」（C―5025―１）の標題を「特例輸入（引取）申告書」と訂正の上、上部余白に「◯特簡」と朱書きする。

⑷　特例輸入申告の撤回については、前記７―７の規定によるほか、次の場合を除き、原則として認めないものとする。

①　特例輸入申告に係る貨物が輸入されなくなったことその他の事由により当該貨物が輸入の許可を受ける必要がなくなった場合

②　令第59条の21に規定する特例輸入申告の対象とならない貨物について特例輸入申告が行われた場合

③　令第92条第３項に規定する貨物に係る特例輸入申告が同項の規定に基づき財務大臣が指定するいずれかの税関官署の長以外の税関官署の長に対して行われた場合

④　令第92条第４項に規定する郵便物以外の貨物に係る特例輸入申告が、同項の規定に基づき財務大臣が指定する税関官署の長に対して行われた場合

⑤　法第70条に規定する他の法令の規定により輸入場所が指定されている貨物に係る特例輸入申告が、当該指定に係る輸入場所の所在地を所轄するいずれかの税関官署の長以外の税関官署の長に対して行われた場合

［追加：平29第570号］

（特例輸入申告に係る添付書類）

67の19―２　特例輸入申告に係る添付書類については、前記67―３―４の規定により取り扱うものとする。なお、特例輸入申告を行う税関官署への当該添付書類の提出は、次の場合を除き、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して電磁的記録により行う必要があるので留意する。

⑴　電気通信回線の故障、天災又は輸出入・港湾関連情報処理システムの稼働停止等があった場合

⑵　電気通信回線の容量制限等のために、一の特例輸入申告に係る添付書類の全てを電磁的記録により提出することができない場合

⑶　特例輸入申告の審査において、添付書類を原本により確認する必要があると認められる場合

［追加：平29第570号］

（特例輸入申告の対象とならない貨物）

67の19―３　特例輸入申告は、令第59条の21に規定する貨物については行うことができないので留意する。

［追加：平29第570号］

第4節　特殊輸入通関

（輸入少額貨物の簡易通関扱い）

67―4―1　次に掲げる輸入貨物については、後記67―4―2の定めるところにより、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記67―4―9の規定により旅具通関扱いをするものを除く。

⑴　輸入（納税）申告書の品名欄の各欄の課税価格が20万円以下のもの（特例申告貨物にあっては、輸入（引取）申告書の品目欄の各欄の申告価格が20万円以下のものとする。また、関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物であって消費税率が異なること等により複数欄で申告されるものにあっては、当該複数欄の課税価格の合計が20万円以下のものとする。）。ただし、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第4条第1項の規定により輸入の承認を受けなければならないとされている場合及び定率法（第14条及び第16条を除く。）又は暫定法の規定により減免税の適用を受ける場合を除く。

⑵　定率法第17条第1項第2号又は第3号に掲げる輸出入貨物の容器

［一部改正：昭47第2174号、昭57第536号、平12第235号、平12第652号、平13第265号、平19第420号、令元第1172号］

（少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続）

67―4―2　少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続については、次による。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。

⑴　前記67―4―1の規定により輸入貨物について少額貨物簡易通関扱いを受けようとする者があるときは、輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書に｢少額貨物簡易通関扱｣と表示して申告させる。

⑵　上記⑴により申告された貨物が、審査の結果67―4―1の各号に掲げる貨物に該当しないと判断されるに至つたときは、当該輸入（納税）申告書又は輸入（引取）申告書に必要な事項の補足等を行わせた上、前記第3節の規定による一般の輸入手続をとらせる。

［一部改正：昭57第536号、昭61第587号、平12第652号］

（少額貨物簡易通関扱をする貨物の税番等の取扱い）

67―4―3　少額貨物簡易通関扱をする貨物に適用する税番、税率及び他法令の許可・承認等の要否については、包括審査済貨物を除き、以後の輸入申告の先例とはしない取扱いとする。この場合、必要に応じ当該輸入（納税）申告書の税関記入欄に、｢上記の貨物に適用された税番、税率及び関税法第70条非該当については先例としない。｣旨（引取申告にあつては、輸入（引取）申告書の税関記入欄に「上記の貨物に適用された関税法第70条非該当については先例としない。」旨）記入することとする。

［追加：昭57第536号］

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―2の2を変更）、平12第652号］

（Air Waybill等による輸入（納税）申告）

67―4―4　前記67―4―1の⑴に掲げるものの輸入（納税）申告については、Air Way bill又は仕入書をもつて一般の輸入（納税）申告書に代えることができるものとする。

この場合における輸入（納税）申告の手続は、次による。

⑴　Air Waybill又は仕入書による輸入（納税）申告は、当該Air Waybill又は仕入書に｢輸入（納税）申告書｣と表示して2通提出させ、輸入を許可したときは、1通にその旨を記載して申告者に交付する。

⑵　Air Waybill又は仕入書の記載内容が令第4条第1項((申告納税方式による関税の税額等の申告))及び令第59条第1項((輸入申告の手続))の規定により必要とされる内容を満たしていないときは、その不足事項を適宜の箇所に記載させる。ただし、課税標準又は税額等の決定に支障がないと認める場合には、その支障がないと認める事項の記載を省略させて差し支えない。

［一部改正：昭57第536号、昭61第587号（項番号67―4―3を変更）］

（少額個人輸入貨物の取扱い）

67―4―5　自己の用に供することを目的として、申告書における1品目の価格（統計品目表の細分番号に対応する価格をいい、複数欄にわたる場合は各欄の価格による。ただし、関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物を消費税率が異なること等により複数欄で申告する場合は、当該複数欄の課税価格の合計。）が20万円以下の貨物を輸入する者の輸入申告については、次に定めるところによる。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合には、前記67―4―2（少額貨物簡易通関扱をする貨物の輸入手続）による。

⑴　輸入手続については、｢輸入（納税）申告書（少額個人通関用）｣（C―5450）2通の提出を求めることとする。

⑵　輸入申告に必要な関税定率法別表の適用上の所属、税率、課税標準等の相談は、個人輸入者その他の関係者に｢通関相談書｣（C―5500）の作成を求め、適正な回答に努めるものとする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平30第965号、令元第1172号］

（マニフェスト等による輸入申告）

67―4―6　航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、後記67―4―7に定めるところにより、輸入（納税）申告を行うことができるものとする。

⑴　混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であつて、一の混載貨物運送状に係る貨物について定率法第14条第18号((少額貨物の無条件免税))の規定が適用されるもの

⑵　消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの

⑶　法第70条第1項又は第2項))証明又は確認))の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの

⑷　法第71条))原産地を偽つた表示等がされている貨物の輸入))に規定する表示がなされていないもの

［追加：平13第265号］

（マニフェスト等による申告手続）

67―4―7　前記67―4―6の規定により輸入（納税）申告するための手続については、次による。

⑴　混載貨物荷受人ごとの輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C―5070）（以下⑴及び⑵において「申告書」という。）及び⑵に掲げる事項を記載した書面（以下⑴及び⑵において「マニフェスト」という。）をそれぞれ2通を提出させ、申告書には当該マニフェストに記載されている輸入者に関して共通する事項（申告年月日、あて先税関長、代理人の住所・氏名・電話番号、貨物の蔵置場所、貨物を搭載してきた航空機の名称又は登録番号、一括Air Waybill番号（荷送人ごとのHouse Air Waybill番号を一括した番号））等を記載させる。

なお、マニフェスト等による申告は、荷受人ごとに提出されるべき輸入（納税）申告書に代えて、これら荷受人の代理人である航空貨物混載業者が一葉に一括して作成したマニフェストを提出することにより行うものであることから、当該マニフェストに記載された輸入者ごとの個別の輸入申告として取扱うこととなるので留意する。

⑵　申告書に添付するマニフェストとは、航空貨物混載業者が個々の荷送人の貨物に係る仕入書等に基づき作成した帳票で、以下の事項が複数の荷送人の貨物について一括して記載されているものをいう。

なお、申告に際しては、仕入書等の添付を省略させて差し支えない。

イ　一括Air Waybill番号

ロ　House Air Waybillごとに付した申告番号

ハ　House Air Waybill番号

ニ　輸入者（氏名、住所、電話番号及び輸入者符号）

ホ　品名

ヘ　申告価格及び価格の換算に用いる外国為替相場並びにHouse Air Waybillに記載された価格及び契約条件

ト　数量

チ　積出地

リ　原産地

ヌ　航空機の名称又は登録番号

ル　航空機の入港年月日

ヲ　輸出者（氏名及び住所）

［追加：平13第265号］

［一部改正：平24第615号］

（外交官用貨物等の取扱い）

67―4―8　定率法第16条第1項第1号若しくは第3号に掲げる大使館等の公用品又は同項第2号若しくは第4号に掲げる外交官等の自用品については、国際慣行等を考慮し、特に必要があると認める場合を除き、開ひ検査を省略する（特に外交行のうについては、開ひ検査をしない。）ものとし、また、仕入書等の添付は、これを省略させて差し支えない。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―4を変更）、平12第235号（項番号67―4―5を変更）、平13第265号（項番号67―4―6を変更）、平24第615号］

（旅具通関扱いをする輸入貨物）

67―4―9　次に掲げる貨物については、後記67―4―10（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）の定めるところにより、旅具通関扱いをするものとする。

⑴　本邦に入国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員（以下、本項及び次項において｢旅客等｣という。）が携帯（別送を含む。）して輸入する貨物で、次に掲げるもの（自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下この項において同じ。）、船舶及び航空機を除く。）

イ　定率法第14条第1号から第3号まで、第4号、第6号及び第7号から第10号（ただし、再輸入貨物については、旅客等が携帯又は別送して輸出したものに限る。）の規定に該当するもの

ロ　定率法施行令第33条の2の規定の適用を受けるもの

ハ　輸入貿易管理令第14条の規定により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二に掲げるもの（｢携帯品｣については、品目毎の課税数量が3個又は3組以下のもの、品目毎の課税数量が3個又は3組を超え10個又は10組以下であって、その課税価格が30万円程度以下のもの及び品目毎の課税数量が10個又は10組を超え、かつ、それに該当するすべての品目の課税価格の合計額が30万円程度以下のものに限る。）

ニ　輸入貿易管理令第14条の規程により輸入の承認を要しないもののうち同令別表第二に掲げるもの以外のものであって、すべての品目の課税価格の合計額が30万円程度以下のもの

⑵　船長、機長又は入国者に託して輸入される貨物（託送品）で輸入貿易管理令の規定による輸入の承認を要しないもののうち、次に掲げるもの

イ　輸入貿易管理令別表第一第4号に掲げるもの又は課税価格が30万円程度以下のもの（ただし、自動車、船舶及び航空機を除く。）

ロ　受託者の属する船会社又は航空会社の名が印刷されている便せん、封筒、積荷目録、船荷証券、船積書類等で、課税価格が20万円程度を超えないもの

ハ　無償で送付される宣伝用印刷物又は定率法第14条第6号の規定の適用を受ける商品見本で、課税価格が20万円程度を超えないもの

ニ　外国公館の公用品又は外交官等の自用品

ホ　本邦の在外公館から送還された公用品

⑶　船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品で、課税価格が20万円程度を超えないもの

⑷　不用船（機）用品で、課税価格が20万円程度を超えないもの

⑸　主要食糧、砂糖、石炭等の荷粉で、課税価格が20万円程度を超えないもの

⑹　外国公館の公用品のうち、例えば外交行のう等のように輸入申告書を提出することが不適当と認められるもの

［一部改正：昭47第2174号、昭48第432号、昭48第929号、昭49第387号、昭52第941号、昭53第328号、昭53第886号、昭57第536号、昭61第587号（項番号67―4―5を変更）、平12第235号（項番号67―4―6を変更））、平13第265号（項番号67―4―7を変更）、平20第346号］

［関連：特基第3章2―2］

（旅具通関扱いをする貨物の輸入申告）

67―4―10　旅具通関扱いをする貨物の輸入申告手続については、次による。

⑴　本邦に入国する旅客及び航空機の乗組員の携帯品の輸入申告は、その旅客及び航空機の乗組員が行う「携帯品・別送品申告書」（C―5360）Ａ面の各項目を記入した当該申告書１通の税関への提出によるものとし、当該申告書を活用して、適正かつ迅速な通関を図ることとする。なお、国賓等に係る携帯品であってあらかじめ税関に申告事項が報告されている場合等、税関において監視取締上支障がないと認めたときは、口頭による申告を認めることとする。

また、当該旅客及び航空機の乗組員の携帯品の数量又は価格が定率法第14条第7号又は第8号の規定に基づく免税の基準を超過している場合等の輸入申告は、「携帯品・別送品申告書」Ａ面のほかそのＢ面に所要事項を記入したものの税関への提出によるものとする。ただし、別送品がある場合は下記⑶による。

⑵　船舶の乗組員の携帯品の輸入申告は、その船舶が外国から到着した本邦の最初の港において、「乗組員携帯品申告書」（C―5370）1通の税関への提出によるものとする。その船舶がその後本邦内の各港に寄港する場合においては、当該申告書を船長に託するなどの方法により寄港地税関へ送付するものとする。ただし、別送品がある場合は、下記⑶による申告も必要となる。

なお、その船舶が乗組員の多い大型の周遊観光船であり、かつ、税関において監視取締上支障がないと認めたときは、上記⑴に準じた取扱いとすることとして差し支えない。

⑶　旅客及び航空機の乗組員に別送品がある場合の輸入申告は、その入国の際に、Ａ面のほかそのＢ面に所要事項を記入した「携帯品・別送品申告書」２通の税関への提出によるものとし、税関において当該申告書を受理したときは、うち1通に確認済の旨を記載して申告者に交付する。

⑷　旅客及び航空機の乗組員が別送品を輸入する場合の申告は、上記⑶により税関の確認を受けた「携帯品・別送品申告書」の税関への提出によるものとし、税関において別送品の全部の通関を認めたときは、その旨を当該申告書に記載し整理保管する。また、別送品の一部の通関を認めたときは、当該申告書に、通関年月日、通関数量その他所要事項を記載して申告者に返還し、別送品の全部の通関を認めたときは、その旨を当該申告書に記載し整理保管する。

なお、上記⑶による「携帯品・別送品申告書」の確認がない場合であっても明らかに身回品と認められるもの又は数量が少ないものについては、実情に応じ旅具通関を認めて差し支えない。

⑸　上記⑷において税関へ提出する「携帯品・別送品申告書」は、原則として原本とする。ただし、「携帯品・別送品申告書」の確認を受けた官署と別送品を通関する官署が異なる場合で、別送品の全部を至急通関する必要があり、関税の徴収上別段の支障がなく、原本を提出できないことについてやむを得ないと認められる場合には、当該申告書の写しを通関官署に提出することを認めて差し支えない。なお、この際の申告書の提出は、税関の指定するファクシミリ装置に送信することなどにより行うことができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出することとする。

⑹　託送品の場合又は携帯品若しくは別送品であって旅客等が輸入許可書の発給を要求する場合は、「輸出・輸入託送品（携帯品・別送品）申告書」（C―5340）2通の提出を求め、輸入の許可を行ったときは、うち1通にその旨を記載して申告者に交付する。

⑺　船舶又は航空機の資格内変の際の残存船（機）用品、不用船（機）用品又は主要食糧の荷粉であって、旅具通関を行うものについては、「不用・残存船（機）用品等輸入・取卸申告書」（C―5375）2通の提出を求め、輸入の許可を行ったときは、うち１通にその旨を記載して申告者に交付する。

⑻　法第70条第1項又は第2項の規定による許可・承認等又は検査の完了若しくは条件の具備を必要とするものについては、これを証する書類を確認する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―6を変更）、昭63第1243号、平12第235号（項番号67―4―7を変更）、平12第235号（項番号67―4―8を変更）、平19第773号、平24第685号］

（関税等が納付されていない携帯品等の取扱い）

67―4―11　旅客又は乗組員が関税等の課税を受けるべき携帯品（法第86条((旅客等の携帯品の留置))の規定の適用を受ける物品を除く。）を所持して入国する場合において、その携帯品について関税等が納付されないときは、税関においてその携帯品を一時預りすることなく、その携帯品を所持していた旅客又は乗組員をして保税蔵置場等に預託させるようにする。この場合においては、旅客又は乗組員との間に無用の粉争が生じないよう船舶業者、航空業者、その他の者の経営する適当な保税蔵置場等を税関で照会し、受託その他の業務を迅速、かつ、低廉に行わせるよう指導する。

なお、この場合の保管は、一般貨物の保管と同じ性質のものであるので、留意する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―9を変更）、平6第331号、平12第235号（項番号67―4―8を変更）、平13第265号（項番号67―4―9を変更）］

（携帯品等の任意放棄の取扱い）

67―4―12　税関の旅具検査に際して、旅客又は乗組員がその携帯品（法第69条の11第1項第7号((輸入してはならない貨物))に規定する公安又は風俗を害すべき物品に該当する物品及び犯則嫌疑物件と認められるものを除く。以下この項において同じ。）を任意放棄したい旨の申出があったときは、次により取り扱う。

⑴　旅客又は乗組員がその携帯品を任意放棄する意思を明らかにした場合において、それらの者がその携帯品についての処分の権限及び能力を有すると認められるときは、民法（明治29年法律第89号）第239条第1項((動産についての無主物先占))の規定を適用して、直ちにそれを国庫に帰属させる。この場合においては、旅客又は乗組員が任意放棄の旨を明らかにして署名を行った｢任意放棄書｣（C―5380）の提出を受けるとともに、任意放棄により国庫に帰属した物件は、直ちに会計課に引き継ぐものとする。

⑵　旅客又は乗組員がその携帯品を旅具検査場又は保税地域内に放置した場合のように、その携帯品を任意放棄する意思を確認できないときは、その携帯品を法第134条第2項((領置物件等を還付できない場合))の規定に該当する同項の領置物件とみなし同条第3項((領置物件等の国庫帰属))の規定を適用する。

⑶　上記⑴により国庫に帰属した物件は、法第74条((輸入を許可された貨物とみなすもの))の規定により、輸入を許可された貨物として取り扱う。

⑷　上記⑴又は⑵により国庫に帰属した物件を換価処分する場合には、物件によっては経済産業省に連絡を要することがあるので、これについてはその処分の方法等につき十分に留意する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―10を変更）、平12第235号（項番号67―4―9を変更）、平13第4号、平13第265号（項番号67―4―10を変更）、平18第647号、平19第420号］

（不用船（機）用品の取扱い）]

67―4―13　船（機）用品を船舶又は航空機において使用しなくなつたこと等の理由により国内に引き取る場合で船用品積込承認書等により内国貨物であることが確認されないものについては、輸入手続をさせる。ただし、備品については、明らかに外国において積み込んだものであつて、かつ、輸入手続未済のものと確認されるものに限り、輸入手続をさせる。

なお、内国貨物のうち、本邦籍の船舶又は航空機から引き取られるものであつて、船用品積込承認書等により内国消費税免税扱いで積み込まれたことが明らかなものについては、その免除された内国消費税を徴収することとなるので留意する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―11を変更）、昭63第1243号、平12第235号（項番号67―4―10を変更）、平13第265号（項番号67―4―11を変更）］

（輸入食糧等の荷粉の取扱い）

67―4―14　輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴って生じた荷粉の取扱いについては、次による。

⑴　荷粉が農林水産省政策統括官のの輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の地方農政事務所等（地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政事務所等」という。）に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。

⑵　荷粉が農林水産省政策統括官の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によって積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の地方農政事務所等に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。

⑶　荷粉が農林水産省政策統括官の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記⑵に準ずる。

⑷　農林水産省政策統括官の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の地方農政事務所等と連絡の上、上記⑴に準じて取り扱う。

⑸　船内清掃の際に採取された輸入食糧の荷粉で、個人の消費の用に供する程度の少量のものであって、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成７年政令第98号）第７条に該当するものについては、上記⑴から⑷までの手続によることなく、税関限りでその通関を認める。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―12を変更）、平12第235号（項番号67―4―11を変更）、平13第265号（項番号67―4―12を変更）、平19第420号、平19第719号、平23第964号、平27第1047号］

（本邦籍の船舶等が外国で取り付けた資材等の取扱い）

67―4―15　本邦籍の船舶又は航空機が、外国において修理又は改装を行い、船体又は機体の一部を取り替えた場合又は部品属具等を新たに取り付けた場合には、次により本邦の港に帰港後直ちに輸入手続等を行わせる。

⑴　課税の基準

イ　原則的取扱い

本邦船舶が外国における修理又は改装により、船体の一部又は船舶のぎ装品、属具等を取り替え又は新たに取り付けた場合には、当該取替え又は取付けにより付加された外国貨物の輸入があつたものとし、修理又は改装前の状態におけるそれぞれの外国貨物の性質及び数量により課税するものとする。この場合における具体的取扱いは次による。

　修理又は改装に要した費用が多額であつても、それによつて付加された外国貨物（修理又は改装のために必要とされたガス、熔接棒等の消耗品を除く。）がない限り課税しないものとする。

　修理又は改装により船体の一部が取り替えられ又は新たに取り付けられた場合には、その付加部分の形状等からみて適当と認められる税番（例えば、鉄鋼材、船舶建設材料、鉄鋼製品等）及び税率により課税する。

　付加された外国貨物の課税価格は、関税定率法第4条から第4条の9までの規定に基づき算出された価格とする（取付費用又は取替費用は含まない。）。

ロ　海難等の場合の特例的取扱い

　船体

船舶が海難等の事故により航行に支障を生じたためやむを得ず原状回復と認められる程度の船体の修理又は改造を行つたものである場合には、当該修理又は改装により付加された外国貨物であつても、便宜、輸入の取扱いはしないものとする。

この場合における具体的取扱いは、次による。

ⅰ　航行に支障を生じた場合とは、船体が海難等の事故により損傷を受けたため物理的に航行に支障を生じた場合とする。

ただし、このほか船舶安全法等の法令の規定によりそのまま航行することが許されない場合等真にやむを得ない事由があると認められる場合には、その取扱いについて当分の間本省にりん議すること。

ⅱ　原状回復の程度の修理又は改装であるかどうかの判定に当たつては、その修理又は改装によつて船舶全体からみて価値の増加があつたかどうかを基準とする（例えば、船体の一部が損傷した場合において、その損傷した外板を取り替えたときは、取替部分が比較的少にとどまる限り、これによつて船舶全体としての価値の増加があつたと認められないので、原状回復の範囲内として取り扱う。）。

ⅲ　修理又は改装が原状回復の範囲を超えてなされた場合には、原状回復を超える修理又は改装部分については、上記⑴の原則的取扱いによる（例えば、船体の一部損傷を修理するついでに船体の延長工事を行つたような場合には、延長工事に係る部分は原状回復の範囲内と認められないので課税の取扱いをする。）。

ⅳ　修理又は改装が原状回復の程度と認められる場合であつても、航行に支障を生じたためやむを得ず行われた修理又は改装部分以外の部分については、イの原則的取扱いによる（例えば、船体の損傷した外板取替えのついでに、別段その必要がないにもかかわらず損傷していない外板の取替えをした場合には、上記損傷していない外板の取替部分は課税の取扱いをする。）。

　ぎ装品、属具等

船舶が海難等の事故により航行に支障を生じたためやむを得ず原状回復と認められる程度のぎ装品、属具等の修理又は改装を行つたものである場合には、当該修理又は改装により付加された外国貨物であつても、便宜、輸入の取扱いをしないものとする。

この場合における具体的取扱いは、次による。

ⅰ　ぎ装品、属具等とは、船体と分離区分することができるすべての機械、設備等をいい、機関、推進設備及び操舵設備を含むものとする。

ⅱ　航行に支障を生じた場合の範囲については、上記iに準ずる。

ⅲ　原状回復の程度の修理又は改装であるかどうかの判定に当たつては、修理又は改装後のぎ装品、属具類の性質、数量、能力等が損傷前とおおむね同程度以下であるかどうかを基準とする（したがつて、修理又は改装により取り替えられたぎ装品、属具等の性能等が損傷前と同程度以下である限り、使用により減もうしたぎ装品、属具等が新品に取り替えられた場合であつても、この特例扱いを認めて差し支えない。）。

ⅳ　修理又は改装が原状回復の範囲を超えてなされた場合には、原状回復を超える修理又は改装部分については、上記イの原則的取扱いによる（例えば、損傷した主機又は木造救命端艇の取替えに際して、馬力の大きな鋼鉄製救命端艇を取り付けた場合には、原状回復の程度と認められないので、その取り替えられた主機又は救命端艇の全部について課税の取扱いをする。）。

ⅴ　この特例扱いは、航行に支障を生じたためやむを得ず行われた最少限度の部分の修理又は改装に限り適用することとし、やむを得ない修理又は改装の範囲を超える部分については原状回復の程度と認められる場合であつても、上記イの原則的取扱いによる（例えば、損傷した主機の取替えのついでに、別段その必要がないにもかかわらず補機の取替えを行つた場合には、その補機の全部について課税の取扱いをする。）。

ハ　船用品の特例的取扱い

修理又は改装により付加された外国貨物で課税扱いとされるもののうち、船用品として外国貨物のまま積込みが認められるものについては、便宜、輸入の取扱いをしないものとする。

⑵　輸入貿易管理令上の取扱い

上記⑴により輸入手続等を行わせる場合には、輸入貿易管理令上特例扱いを認めることとなつているので留意する。

⑶　輸入手続

輸入手続は、船舶が外国において修理又は改装を行つて最初に入港した本邦の港（当該港での在港時間が税関の執務時間外であること又はそれが極めて短時間であること等のため、手続を行うことによりじ後の運航計画に支障を生ずると認められる場合は、次港。ただし、この場合においては、次港を管轄する税関あて至急にかつ適宜の方法により調査を要するものである旨の連絡を行うこと。）において行わせるものとし、その具体的取扱いについては次による。

イ　当該船舶が最初に入港する港においては、入港尋問の際の質問、航海日誌の閲覧等により外国における修理又は改装の有無を調査し、輸入手続を要すると認められる修理又は改装の事実がある場合には、その旨相手方に通知するとともに、関係部門に連絡して取扱いに遺憾のないよう留意する。

ロ　上記⑴のロの特例扱いに該当するかどうか判明しない場合には、一応輸入申告をさせておき、検査鑑定の結果特例扱いの適用を認めることとなつたときは、輸入申告を撤回させるものとする。

ハ　税関の検査鑑定等のため船舶の航行計画に支障を生ずることのないよう特に留意するとともに、船舶の出港予定時までに輸入手続を完了しない場合には原則として輸入の許可前引取りを認める。

ニ　修理又は改装の事情、内容等を検討するに際しては、修理又は改装をした先方の請求書、明細書、領収書等のほか、修理又は改装費の外貨送金に関する証拠書類、損害保険に係る証拠書類の提示を求める等の方法により、課税の適正を図るよう留意する。

ホ　この取扱いについては、関係船会社等に周知徹底を図るとともに、外国において修理又は改装を行つた場合には、入港前又は入港質問の際税関に届け出るよう指導する。

ヘ　輸入手続を要する修理又は改装の事実があるにもかかわらず所要の手続が行われない場合であつて、必要と認めるときは、犯則として立件することも考慮する。

［一部改正：昭61第587号（項番号67―4―13を変更）、平12第235号（項番号67―4―12を変更）、平13第265号（項番号67―4―13を変更）、平25第310号］

（保税地域から引き取られる古包装材料の取扱い）

67―4―16　保税地域から引き取られる古包装材料の取扱いについては、次による。

⑴　輸入された又は輸入されることが確実と認められる貨物に係る古包装材料を輸入する場合においては、その貨物の課税価格に包装材料の価格が含まれていない場合等特に分離課税すべきものを除き、品名、数量等を記載した適宜の書面を提出させることにより、関税を課することなく、その引取りを認める。

⑵　貨物の積戻しをする場合又はその積戻しをするかどうか不明である場合において、その古包装材料のみを引き取ろうとするときは、通常の輸入手続を行わせる。この場合において、その引き取ろうとする古包装材料（これをくず化したものを含む。）の包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるときは、上記⑴に準じて処理して差し支えない。

⑶　保税地域から恒常的に引き取られる古包装材料で、包装材料としての経済価値がほとんどないと認められるものについては、あらかじめ品名、引取者名等を記載した適宜の書面を包括的に提出させることにより、上記⑴に準じて取り扱つて差し支えない。

なお、この場合においては、古包装材料の輸入の都度、口頭（電話による場合を含む。）により申告させるとともに、上記書面又は蔵（移・総保）入承認書の裏面に引取り数量等を自主記入させる。また、税関においては、あらかじめ提出させた書面と口頭申告による古包装材料が同一のものであるかについて、必要に応じスポット検査を行う。

［一部改正：昭57第623号、昭61第587号（項番号67―4―14を変更）、昭62第663号、平6第331号、平12第235号（項番号67―4―13を変更）、平13第265号（項番号67―4―14を変更）、令2第415号］

（関税率表等の分類の特例扱い）

67―4―17　1輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記3―2（条約に基づく税率の適用）の⑴に規定する日本国の譲許表をいう。）、及び経済連携協定の附属書の日本国の表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。

なお、本取扱いは、定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。

⑴　1輸入申告に係る貨物につき、1品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分、原産地並びに適用される関税率のいずれも同一である貨物（適用される消費税率が同一であるかどうかを問わない。）を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の課税価格（従量税率適用品目の場合には、定率法第4条の規定に準じて算出した価格。以下この項において同じ。）が20万円以下となる品目（減免税の適用を受けようとする物品及び内国消費税（消費税を除く。）課税物品を除く。以下この項において｢少額品目｣という。）が2以上ある場合において、申告者がその全部又は一部につき、次のいずれかの方法により取りまとめて申告したときは、下記⑶の規定に留意のうえ、これを認めて差し支えない。

なお、イ又はハの方法による場合には、適用される関税率が無税である少額品目を申告書の1欄に取りまとめ、これらのうち課税価格が最も高い品目の属する所属区分（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分が同じものをいう。以下この項において同じ。）に分類して申告して差し支えない。

イ　2以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。）を申告書の1欄に取りまとめ、これらの品目のうち適用される関税率が最も高い品目（2以上あるときは、これらのうち課税価格が最も高い品目）の属する所属区分に分類する方法

ロ　2以上の少額品目のうち、同一の関税率が適用される品目を申告書の1欄に取りまとめ、各欄ごとにそれぞれ課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法

ハ　2以上の少額品目（適用される関税率が無税である品目を除く。以下この項において同じ。）のうち、同一関税率が適用される品目の課税価格の合計額のいずれかが、当該少額品目全体の課税価格の合計額の50％を超える場合には、少額品目のすべてを、当該50％を超えることとなる課税価格の合計額を構成する品目のうち、課税価格が最も高い品目の属する所属区分に分類する方法

⑵　郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。⑶のハのにおいて同じ。）については、⑴のロに準じて分類して差し支えない。

⑶　⑴の方法により少額品目をとりまとめて行う申告の実施に当たっては、次の事項に留意するものとする。

イ　適用税率は実行税率とすること

ロ　⑴のイ又はハの分類方法による場合には、従価税率、従量税率等税率の種別が異なる品目ごとに適用し、従量税率適用品目については関税率の数量単位の異なる品目ごとに適用すること。

ハ　消費税の課税・非課税の別及び適用される消費税率の異なる品目ごとに適用すること。

ニ　申告書の記載は次によること。

　品名欄には、代表的な品目の品名に｢等｣を付して記載すること。

なお、郵便物については、課税通知書記載品名と内容物との不一致により納税者の誤解を招くことのないよう留意すること。

　統計細分の欄には、×印を記載すること。

　単位及び正味数量欄には、従量税率が適用される場合を除き、記載しないこと。

ホ　他法令により許可又は承認を必要とする物品については、当該許可又は承認を確認した上、適用すること。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平12第652号、平13第265号（項番号67―4―15を変更）、平14第960号、平17第346号、平18第832号、平19第420号、平20第721号、平20第1331号、平25第731号、平26第318号、令元第1172号］

（複数の保税地域に分散して置かれている輸入貨物の取扱い）

67―４―18　輸入貨物（本船扱い又はふ中扱いの承認を受けようとする貨物を除く。以下この項において同じ。）が複数の保税地域に分散して置かれている場合において、次のすべての条件に該当し、かつ、検査を行うのに支障がないと認められるときは、輸入者等からの申し出に基づき、一の輸入申告による申告を行うことを認めて差し支えない。

⑴　輸入貨物が置かれている複数の保税地域が同一の税関の管轄区域、かつ、同一都道府県に所在していること。

⑵　輸入貨物を一の保税地域に置くことが困難であるためにやむを得ず複数の保税地域に分散して置かれている等、一の輸入申告により通関する必要があると認められること。［追加：平29第570号］

（輸入許可前引取りの承認を受けた特殊な貨物についての一括輸入手続）

73―4―1　報道用の写真及びフィルム等並びに法第61条の2第1項((指定保税工場の簡易手続))の指定を受けた保税工場の保税製品（以下この項において｢指定保税工場の製品｣という。）で保税作業終了届の提出前のものの輸入許可前引取りの承認の取扱いについては、次による。

⑴　報道用の写真又はフィルム等の輸入について輸入許可前引取りの承認をする場合においては、輸入許可前に引き取られた貨物について、便宜、1月分ごとに取りまとめて輸入手続を行わせることとして差し支えない。

なお、この場合の輸入許可前引取りの承認に当たつては、適宜の整理簿を設け、承認の都度その承認に係る貨物の品名、数量、価格、承認年月日を記入しておき、取扱いに支障のないよう留意する。

⑵　指定保税工場の製品をその保税作業終了届の提出前に輸入する必要がある場合においては、便宜、輸入、許可前引取りを承認することとし、作業終了届の提出があつた後、毎月分の引取数量について取りまとめて輸入手続を行わせることとして差し支えない。

［一部改正：昭61第587号］

（「課税標準となるべき価格」の意義）

76―4―1　法第76条第１項に規定する「課税標準となるべき価格」の意義については、前記4―5による。

［追加：平20第1331号］

（輸入郵便物の通関手続）

76―4―2　輸入される郵便物の通関手続については、次による。

⑴　法第76条第3項の規定による提示を受けたときは、令第66条の2第1項の規定により日本郵便株式会社の職員の立会いを受けて検査をする。

⑵　１件当たりの課税価格が20万円を超えると思料される郵便物については、日本郵便株式会社から当該郵便物の名宛人に対し通関に必要な手続について連絡することとなっているので、検査の結果、課税価格が20万円を超えると思料するものがあった場合には、日本郵便株式会社に対し、通関に必要な手続について名宛人に連絡するよう要請する。

⑶　郵送の際の重量制限等の理由により、同一差出人から同一名宛人に対し、分割のうえ同一時期に郵送された郵便物については、当該分割されたすべての郵便物の課税価格を合計した額により、輸入申告の要否を判断する。

⑷　法第76条第5項の通知は、日本郵便株式会社の立会職員に対して口頭で行うこととして差し支えない。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平24第944号、平29第442号］

（申告を行う旨の申出）

76―4―3　令第66条の3による申告を行う旨の申出は、法第76条第3項に基づく提示があった後においても行うことができるので留意する。当該申出があった場合において、当該申出に係る郵便物について国際郵便物課税通知書が発行されている場合は、日本郵便株式会社に対して、速やかに当該通知書及び納付書を還付することを求める。

なお、名宛人に配達中の郵便物については、法第67条の2第1項の規定により、当該郵便物を保税地域に入れた後でなければ輸入申告を行うことができないので留意する。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平24第944号］

（直課税扱いをしない輸入郵便物の処理方法）

76―4―4　輸入郵便物の検査の結果、その包有品が次に掲げるいずれかに該当すると認められる場合には、その郵便物の名宛人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」（C―5081）（いわゆる到着通知書）を発送し、関係書類の提出をまって、税額の決定その他の処理を行う。

ただし、前記76―4―2の⑵により日本郵便株式会社から名宛人に対して通関に必要な手続を連絡することとなる場合は、下記ロ又はハに該当する場合であっても、到着通知書の発送を要しないので留意する。

イ　仕入書等の提出がなければ、課税価格又は税率の決定が困難と認められるもの

ロ　郵便物の品名、数量、名宛人等から判断して明らかに減免税と認められ、その減免税を適用するため関係書類の確認を要するもの（別送品を含む。）

ハ　輸入貿易管理令及びその他の法令の規定による輸入の規制が適用されるもの

なお、当該郵便物が別送貨物である場合には、前記67―4―10の⑸の規定に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：昭48第123号、昭61第587号、昭63第486号、昭63第1243号、平12第235号、平13第265号、平20第1331号（項番号76―4―1を変更）、平24第944号］

（関税等の軽減又は免除を受ける郵便物の取扱い）

76―4―5　輸入郵便物（法第76条第1項の規定に基づく簡易手続が適用されるものに限る。以下この項から後記76―4―7まで及び76―4―10から77―4―3までにおいて同じ。）が関税又は内国消費税等の軽減又は免除を受ける貨物を包有するものであり、その軽減又は免除について関係書類の確認を必要とするときは、その関係書類の提出をまって貨物の検査等を行い、関税又は内国消費税等の軽減又は免除を決定したうえ、その郵便物の保留を解除する。

なお、法第77条第１項及び第4項の規定に基づく国際郵便物課税通知書及び納付書（後記77―4―1を参照）が名宛人に送付された後に、名宛人から関税又は内国消費税等の軽減又は免除の申請があったときは、その軽減又は免除を認めるために必要とされる書類にさきに送付した国際郵便物課税通知書を添えて提出させ、必要に応じ郵便物との対査確認を行い、適法と認めたときはその旨を日本郵便株式会社に通知する。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号、平15第346号、平19第1207号、平20第1331号（項番号76―4―2を変更）、平24第944号］

（外交官等宛ての郵便物の取扱い）

76―4―6　定率法第16条第1項に規定する外国の外交官等に宛てた輸入郵便物の検査については、前記67―4―8に準ずる。

［一部改正：昭61第587号（項番号76―4―4を変更）、平12第235号、平13第265号、平20第1331号（項番号76―4―3を変更）、平24第944号］

（輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱い）

76―4―7　輸入郵便物の包有品の一部について輸入が認められない場合の取扱いについては、次による。

1. 輸入郵便物に包有されている一部の物品について、法第76条第4項において準用する法第70条の規定により他法令の規定による許可、承認等の手続が必要である旨を通知した場合において、名宛人がその許可、承認等を得られないため、その物品は放棄して他の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、その許可、承認等を得られない物品が任意放棄を認め得るものであれば、前記67―4―12（に準じてその物品の任意放棄を認め、他の物品の通関を認める。

⑵　輸入郵便物が法第69条の11第１項第7号に規定する公安若しくは風俗を害すべき物品、同項第8号に規定する児童ポルノ、同項第9号に規定する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権若しくは育成者権を侵害する物品、同項第9号の2に規定する意匠権若しくは商標権を侵害する物品又は同項第10号に規定する不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号若しくは第18号に掲げる行為を組成する物品（以下この項において「該当物品等」という。）に該当する物品とそれ以外の物品とを包有している場合において名宛人が当該該当物品等以外の物品のみを受け取りたい旨を申し出たときは、当該該当物品等について任意放棄、不服申立て又は行政処分取消訴訟を行った場合に限り、それ以外の物品とを仕分けさせた上、当該該当物品等以外の物品について通関を認める。

［一部改正：昭61第587号（項番号76―4―6を変更）、平12第235号、平13第265号、平18第647号、平20第1331号（項番号76―4―4を変更）、平24第321号、平24第944号、平27第1360号、平28第646号、平29第442号、令2第1094号、令4第204号］

（生物学上の材料を包有する輸入郵便物の取扱い）

76―4―8　国際郵便約款第104条((伝染性物質))に定める伝染性物質を包有する研究機関宛ての輸入郵便物について、検査が必要であると認めた場合の取扱いは、次による。

⑴　名宛研究機関の所在地が、通関郵便局の所在地と同一の都道府県に属するときにおいては、「輸入郵便物検査通知書」(C―5090）2通（原本、通知用）を作成し、「通知用」により名宛研究機関に対し郵便物が到着した旨を通知し、その機関の関係職員の来庁を求めて、その立会いのもとに検査を実施する。

⑵　上記⑴以外の場合には、次の要領により名宛研究機関内の施設又はその他の適当な検査場所を選定し、その場所において検査を実施して差し支えない。

イ　郵便物は、検査未済のまま研究機関あてに配達を認めるものとし、この場合においては、郵便物の名宛面に「未検査、保税扱」と記載した符せんを貼付するとともに「輸入郵便物保税扱通知書」（C―5091）3通（原本、通知用、日本郵便株式会社用）を作成し、１通（原本）を税関に保管し、他の2通を郵便物に添えて日本郵便株式会社に引き渡す。日本郵便株式会社は、１通（日本郵便株式会社用）を保存し、他の１通を名宛研究機関に送付する。

ロ　研究機関に、法第30条第１項第2号の規定による他所蔵置の許可及び法第63条第１項の規定による保税運送の承認を受けさせ、その許可書及び承認書を配達郵便局に提示させ、その郵便物を交付する。

ハ　当該税関官署（又は当該税関官署から検査委任を受けた税関官署）は、名宛研究機関に連絡の上、検査を実施する。

［一部改正：昭61第587号（項番号76―4―7を変更）、昭63第1243号、平10第278号、平12第235号、平15第346号、平16第349号、平19第1207号、平20第1331号（項番号76―4―5を変更）、平22第367号、平24第944号、平28第782号］

（放射性物質を包有する輸入郵便物の取扱い）

76―4―9　放射性物質を包有する輸入郵便物について、日本郵便株式会社から法第76条第3項の規定による提示を受けた場合は、直ちに名宛人に対して当該郵便物が到着した旨を通知し、同人から提出される書類（許可使用者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項）にあっては、同法第9条((許可証))に規定する許可証又はその写し、届出使用者（同法第3条の2第1項）又は販売業者（同法第4条第5項）にあっては、その使用についてて原子力規制委員会に届け出たことを証する書類）、郵便物の外装容器に記載された「Radioactive Material, Excepted Package」（放射性物質）の表示（通常郵便に関する施行規則第135条((放射性物質を包有する郵便物の引受条件及び表示))第2項）等により、輸入者及び包有品の確認を行うものとし、内容検査は省略して差し支えない。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平12第235号、平3第4号、平15第346号、平19第1207号、平20第1331号（項番号76―4―6を変更）、平22第752号、平24第944号、平28第782号］

（輸入郵便物からの検査試料の採取）

76―4―10　輸入郵便物の包有物の一部を税関の検査試料として法第105条第1項第3号((見本採取等の権限))の規定により採取する場合の取扱いについては、次による。

⑴　受領書（適宜の様式による。）と引換えに、日本郵便株式会社から検査試料として必要な数量の交付を受ける。

⑵　税関は、「税関検査試料採取通知書」（C―5092）を3部（原本、通知用、日本郵便株式会社用）作成し、さきに日本郵便株式会社に交付した受領書と引換えに2部（通知用、日本郵便株式会社用）を日本郵便株式会社に交付する。この場合において、検査試料に残りがあるときは、当該残りを添付する。

［一部改正：昭61第587号（項番号76―4―8を変更）、平15第346号、平19第1207号、平20第1331号（項番号76―4―7を変更）、平24第944号］

（輸入郵便物への通関済印の押なつ）

76―4―11　輸入郵便物の検査をしたときは、国際郵便物課税通知書及び納付書を発給しないものに限り、通関済印（C―5130）を押なつする。

［一部改正：昭52第242号、昭61第587号（項番号76―4―9を変更）、昭63第1243号、平9第271号、平20第1331号（項番号76―4―8を変更）］

（交付できない郵便物の関税等の徴収）

76―4―12　法第76条第4項において準用する法第70条第3項の規定により名宛人に交付することができない郵便物について、差出人にその処分を照会した結果、日本郵便株式会社において、これを公売又は売却することとなった場合（差出人が放棄した郵便物を公売又は売却をする場合を含む。）、当該郵便物は郵便路線を外れることになるので、当該郵便物を引き取る場合には、当該郵便物を取得する者において輸入申告を行う必要があるので、留意する。

［一部改正：昭61第587号（項番号76―4―10を変更）、平9第271号、平15第346号、平19第1207号、平20第1331号（項番号76―4―9を変更）、平24第944号］

（交付前郵便物に係る関税等の徴収）

76の2―4―1　交付前郵便物について法第76条の2第1項の承認を受けることなく滅却された場合又は同条第３項による届出を受けた場合は、当該郵便物に係る国際郵便物課税通知書を発行した税関官署において調査し、同条第１項本文の規定により当該郵便物の関税等を徴収することとなるときは、日本郵便株式会社に賦課決定通知書（前記8―1）及び納税告知書（前記9の3―1）を送達する。

この場合において、その関税等が告知に係る納期限までに完納されない場合には、国税徴収の例により徴収する。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平24第944号］

（関税の徴収に係る用語の意義）

76の2―4―2　法第76条の2第1項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情により亡失した場合」及び「滅却」の意義については、前記23―9と同様とする。

［追加：平20第1331号］

（交付前郵便物の滅却の承認の申請）

76の2―4―3　令第66条の4において準用する令第38条の規定による滅却の承認の申請は、「交付前郵便物滅却承認申請書」（C―5142）2通を提出して行わせ、税関においてこれを承認したときは、うち１通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

［追加：平20第1331号］

（交付前郵便物が亡失した場合の届出）

76の2―4―4　令第66条の4において準用する令第38条の2の規定による届出は、交付前郵便物について法第76条第5項による通知を行った税関官署に「交付前郵便物亡失届」（C―5143）を1通提出させて行うものとする。

また、当該交付前郵便物亡失届に警察署長、消防署長その他の公的機関が発行する災害等に関する証明書を添付した場合は、法第76条の２第１項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない事情」により当該郵便物が亡失したものとしてその事実を認定するものとする。

［追加：平20第1331号］

（国際郵便物課税通知書等の送付）

77―4―1　法第77条第１項の規定による輸入郵便物に係る関税の課税標準及び税額の通知は、「国際郵便物課税通知書」（C―5060）を作成し、当該通知用を納付書とともに当該郵便物に添付して通関郵便局に引き継ぐことによって行う（この通知用は、通関郵便局を経て名宛人に送達される。）。

なお、同通知書の原票に係る情報は、原則として外郵システムにおいて管理する。

［一部改正：昭48第442号、昭63第1243号、平9第271号、平19第1207号、平21第1097号、平24第944号］

（郵便物に係る資金徴収簿等の取扱い）

77―4―2　郵便物については、外郵システムにより作成する資金徴収簿用帳票をもって、整理資金規則第22条((資金徴収簿))に規定する資金徴収簿及び収納管理簿とし、合計徴収簿用帳票をもって、同条に規定する合計徴収簿とする。

なお、資金徴収簿用帳票に審査印を押なつすることをもって整理資金規則第23条((徴収決定済額の登記等))並びに第24条第1項及び第2項((収納済額の登記))に規定する徴収決定済額又は収納済額の登記とし、合計徴収簿用帳票に審査印を押なつするこをもって、整理資金規則第29条((合計徴収簿への日計登記))に規定する登記とする。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平9第271号、平20第1331号、平21第1097号］

（関税の納付前における郵便物の受取り）

77―4―3　法第77条第6項((関税の納付前における郵便物の受取り))の規定による関税の納付前における輸入郵便物の受取りの取扱いについては、次による。

⑴　同項の規定による承認の申請は、令第67条の2に規定する記載事項を記入した「関税等納付前郵便物受取承認申請書」（C―5100）2通（原本、承認書用）を提出することによって行い、承認したときは、１通（承認書用）に承認印（C―5006）を押なつして申請者に交付する。

⑵　関税の納付前における郵便物の受取りの承認の基準は、前記73―3―2に準ずる。

⑶　法第77条第7項の規定による担保は、申請者の資力等が不明である場合その他税関長が特に必要と認める場合に限り提供することとする。

⑷　通関郵便局は保管中の郵便物について関税の納付前におけるその受取りを承認したときは、その郵便物について、通関郵便局以外の日本郵便株式会社郵便局に対し承認の旨の通知をする等の特別の手続をする必要はなく、課税をしない場合と同様の手続により名宛人に交付する。

⑸　すでに配達郵便局に送付され、国際郵便物課税通知書を送達済の郵便物について、その課税通知書を添付して上記⑴による関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請があり、これを承認したときは、承認印を押なつした関税等納付前郵便物受取承認申請書とともに当該課税通知書に関税の納付前における受取りを承認した旨を記載して申請者に交付する。

［一部改正：昭63第1243号、平9第271号（項番号77―4―4を変更）、平15第346号、平19第1207号、平20第346号、平20第1331号、平24第944号］

（輸入郵便物の保税運送の手続）

77―4―4　輸入郵便物について法第63条第1項の規定による保税運送の承認をした場合における名宛人への交付までの手続については、前記77―4―3の⑷又は⑸に準ずる。

［一部改正：昭61第587号、平9第271号（項番号77―4―5を変更）、平24第944号］

（日本郵便株式会社による関税の納付期日の延長）

77の3―1　令第68条の2の規定等により、関税等の納付期日を延長する場合の取扱いについては、次による。

⑴　災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、日本郵便株式会社の責任によらないものをいう。）により納付期日内に関税等を納付できない事実のほか、これに類するやむを得ない事由があると認められる場合には、納付期日の延長を承認して差し支えない。

⑵　納付期日の延長の申出は、通関郵便局の長から外郵出張所に適宜の様式を提出することにより行う。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平24第944号］

（取戻し又は宛名変更請求にかかる郵便物の保税地域への搬入等）

78の2―4―1　前記78の2―2―1及び78の2―2―2前段の規定は、輸入の許可を受けた郵便物について準用する。この場合において、78の2―2―1及び78の2―2―2中「輸出」とあるのは「輸入」と、78の2―2―2中「差出人」とあるのは「名宛人」と読み替えるものとする。

なお、関税等が課された郵便物の輸入の許可を取り消した場合は、職権により更正を行い、速やかに関税等の還付を行うことになるので留意する。

［追加：平20第1331号］

［一部改正：平24第944号］

第5節　経済連携協定に係る輸入通関

［節名変更：平18第832号、平19第1143号］

（関係協定等の略称）

68―5―0　本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。

⑴　「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」（平成14年条約第16号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・シンガポール協定

⑵　シンガポール協定附属書ⅡＡに定める品目別規則・・・・・シンガポール品目別規則

⑶　「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」（平成17年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定

⑷　メキシコ協定第10条に定める統一規則・・・・・・・・・・・・・メキシコ統一規則

⑸　「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」（平成18年条約第７号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア協定

⑹　「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」（平成19年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・チリ協定

⑺　「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ協定

⑻　「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア協定

⑼　「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第６号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ協定

⑽　「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定」（平成20年条約12号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン包括協定

⑾)　「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約16号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・フィリピン協定

⑿　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第５号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・スイス協定

⒀　「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」（平成21年条約第８号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ベトナム協定

⒁　「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」（平成23年条約第7号）・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・インド協定

⒂　インド協定第41条及び同附属書３第11節に定める運用上の手続・インド運用上の規則

⒃　「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」（平成24年条約第2号）・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ペルー協定

⒄　「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定」（平成26年条約第19号）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・オーストラリア協定

⒅　「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」（平成27年条約第1号）・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・モンゴル協定

⒆　「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」・・・・・TPP11協定

⒇　「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」・・・・・・・・・・EU協定

(21)　「日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定」・・・・・・・・・・・・・ 米国協定

(22)　「包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・英国協定

(23)　 「地域的な包括的経済連携協定」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・RCEP協定

［追加：平20第1393号］

［一部改正：平21第918号、平21第1029号、平23第829号、平24第202号、平24第293号、平25第731号、平27第33号、平28第528号、平30第1692号、令元第1689号、令2第1088号、令3第919号］

（ＥＰＡ税率を適用する場合の取扱い）

68―5―1　ＥＰＡ税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るものまたは若しくは特例申告貨物（前記67―3―4⑷によりＥＰＡ税率の適用に係る締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ⑴に規定する締約国原産地証明書又は同号イ⑵に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において｢輸入申告｣という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。

⑴　輸入申告の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。

イ　締約国原産地証明書等の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ⑴又は⑵に規定する締約国原産地証明書等が添付されているか否か（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地であることが明らかであると認めた貨物（インドネシア協定又はアセアン包括協定に係るものを除く。）及び課税価格が20万円以下の貨物に係るものを除く。）。添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か｡。

ロ　締約国原産品であることを明らかにする書類の添付の有無についての確認

令第61条第1項第2号イ⑵に規定する締約国原産品申告書（以下この節において「原産品申告書」という。）が提出される場合において、同号イ⑵に規定する締約国原産品であることを明らかにする書類が添付されているか否か（後記68―5―11の４⑵において原産品申告書への添付が必要とされる場合に限る。）

ハ　非原産国における積替え等に関する確認

輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国（令第61条第1項第2号イに規定する締約国をいう。以下同じ。）からのものにあっては、令第61条第1項第2号ロ⑴又は⑵に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号ロに規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。

なお、運送要件証明書（令第61条第1項第2号ロに規定する書類をいう。以下同じ。）として同項第2号ロに規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号ロ⑴又は⑵に該当することを証する書類の提出（当該書類の提出が困難であると認められるときは、積替地等についての令第61条第1項第2号イ⑴に規定する締約国原産地証明書への記載）をもって、運送要件証明書として同項第2号ロに規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があったものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第１項第2号イに規定する原産品をいう。この節において以下同じ。）であることを確認する必要があるので、留意する。

ニ　締約国品目証明書についての確認

輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書（後記68―5―11の5⑵に定める品目証明書）が添付されているか否か（添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合に当たるか否か。）、更に締約国品目証明書が添付されているときは、後記68―5―11の5の要件等を満たしているかの確認を必要に応じて行う。

⑵　蔵入申請等の受理担当審査官による取扱い

受理担当審査官が蔵入申請等を受理しようとするときの取扱いは、上記⑴を準用する。この場合において、｢輸入申告｣とあるのは｢蔵入申請等｣と、｢同条第4項｣とあるのは｢令第36条の3第3項又は第51条の12第3項｣と、「同条第5項又は第6項」とあるのは「令第61条第5項及び第6項」と読み替えるものとする。

⑶　郵便物についての取扱い

ＥＰＡ税率の適用を受けようとする郵便物についての法第76条第1項ただし書の規定による検査その他当該郵便物に係る税関の審査については、上記⑴に準ずる。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第395号、平18第832号、平19第420号、平19第1143号、平19第1207号、平19第1426号、平19第1666号、平20第720号、平20第846号、平20第1393号、平21第368号、平21第918号、平21第1029号、平23第829号、平23第1418号、平24第202号、平24第293号、平25第731号、平27第33号、平30第1692号、令5第594号］

（経済連携協定原産品の認定の基準及び積送基準）

68―5―2　各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。 ［全部改正：平30第1692号］

68―5―3　削除［平20第1393号］

68―5―4　削除［平30第1692号］

68―5―5　削除［平19第1666号］

（「原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱い）

68―5―6　令第61条第1項第2号イに規定する「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物」の取扱いについては、次による。

⑴　「原産地が明らかであると認めた貨物｣とは、経済連携協定に係る輸出締約国に固有の生物や当該輸出締約国のみで得られる産品（以下輸出締約国固有の産品という。）であって、輸出締約国からの過去の輸入実績のうち当該輸出締約国固有の産品がHS６桁の輸入実績の太宗を占めるものとしては別に事務連絡する貨物とすることとし、締約国原産地証明書等の提出を省略させるものとする。ただしＥＰＡ税率の適用上特に問題があると認められる場合であって、後記68―5―7⑴から⑶までに規定する書類等によっても締約国原産品として認定できない場合には、「原産地が明らかであると認めた貨物」に該当しないこととなるので留意する。

⑵　なお、非原産国を経由して本邦へ向けて運送された貨物（令第61条第1項第2号ロに規定する書類の提出がある場合を除く。）については、締約国原産地証明書等の提出が必要な貨物として取り扱うものとする。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平20第720号、平21第918号、平27第33号］

（少額貨物についての原産地の認定）

68―5―7　課税価格の総額が20万円以下の貨物にＥＰＡ税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、１の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。)又は法第76条第3項の規定による１の提示に係るＥＰＡ税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは１荷受人が１荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して２以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、ＥＰＡ税率と特恵税率）の適用を各々に求めるものを行った場合（並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行った場合を除く。）には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する１の輸入申告等が行われたものとして）処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。

なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。また、同一の経済連携協定において同一の品目に対して締約国毎に異なるＥＰＡ税率が設定されているものについてはいずれの締約国の税率を適用するかを決定する必要があるが、当該締約国の決定についても同様の方法により行って差し支えない。

⑴　当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等

⑵　当該貨物に係る仕入書（郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書又は税関票符（グリーン・ラベル）を含む。）に記載されている当該貨物の原産地に関する事項

⑶　当該貨物に係るメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文清書、船荷証券、保険証券舶械案内状、カタログ等の書類（これらの書類の写しを含む。）に記載されている当該貨物の原産地に関する事項

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平20第1393号、平21第918号、平27第33号、令3第919号］

（携帯品等における原産地の認定）

68―5―8　本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物（以下この項において「携帯品等」という。）における令第61条第1項第2号の便益に係る原産地の認定については、次による。

⑴　同号イに規定する｢課税価格の総額が20万円以下の貨物｣に係る原産地の認定については、次による。

イ　「課税価格の総額」は、前記68―5―7（少額貨物についての原産地の認定）の規定にかかわらず、ＥＰＡ税率対象貨物（定率法第14条第7号((携帯品の無条件免税))の規定により関税が免除されるものを除く。）の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品についてはそれぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。

ロ　携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない｡また、同一の経済連携協定において同一の品目に対して締約国毎に異なるＥＰＡ税率が設定されているものについてはいずれの締約国の税率を適用するかを決定する必要があるが、当該締約国の決定についても同様の方法により行って差し支えない。

　入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が当該締約国を経由してきたことが明らかであること。

　入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が当該締約国において当該貨物を購入したことが明らかであること。

⑵　課税価格の総額が 20 万円を超える携帯品等に係る原産地の認定については、次のいずれかによる。

イ　原産地証明書の提出

ロ　原産品申告書及び締約国原産品であることを明らかにする書類の提出（個人的な使用に供すると認められる貨物にあっては、携帯品・別送品申告書（C―5360)の B 面に締約国原産品である旨を記載して税関に提出することとし、前記 68―5―7(少額貨物についての原産地の認定)のなお書きに規定する⑴及び⑵のいずれかの方法により、当該携帯品等の原産地を認定して差し支えない。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平30第1692号、令3第919号］

（積送基準に関する取扱い）

68―5―9　令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であって、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平19第1426号、平20第720号、平20第846号、平20第1393号、平21第918号、平21第1029号、平23第829号、平24第202号、平27第33号、平28第528号、平30第1692号］

（「博覧会等への出品のため送り出された貨物」の取扱い）

68―5―10　令第61条第1項第2号ロ⑵に規定する「博覧会等への出品のため送り出された貨物」については、関税暫定措置法基本通達8の2―15（直接運送に関する取扱い）の⑶の規定を準用する。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平28第528号］

（締約国原産地証明書の様式）

68―5―11

⑴　以下、本節において、原産地証明書とは、次の表の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協定名 | 原産地証明書 | 原産地証明書の様式 |
| シンガポール協定 | シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 | シンガポール協定原産地証明書 |
| メキシコ協定 | メキシコ協定第39条のAに基づく原産地証明書 | メキシコ協定原産地証明書 |
| マレーシア協定 | マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書 | マレーシア協定原産地証明書 |
| チリ協定 | チリ協定第44条に基づく原産地証明書 | チリ協定原産地証明書 |
| タイ協定 | タイ協定第40条に基づく原産地証明書 | タイ協定原産地証明書 |
| インドネシア協定 | インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 | インドネシア協定原産地証明書 |
| ブルネイ協定 | ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書 | ブルネイ協定原産地証明書 |
| アセアン包括協定 | アセアン包括協定附属書４第２規則に基づく原産地証明書 | アセアン包括協定原産地証明書 |
| フィリピン協定 | フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書 | フィリピン協定原産地証明書 |
| スイス協定 | スイス協定附属書２第16条に基づく原産地証明書 | スイス協定原産地証明書 |
| ベトナム協定 | ベトナム協定附属書３第２規則に基づく原産地証明書 | ベトナム協定原産地証明書 |
| インド協定 | インド協定附属書３第３節に基づく原産地証明書 | インド協定原産地証明書 |
| ペルー協定 | ペルー協定第54条に基づく原産地証明書 | ペルー協定原産地証明書 |
| オーストラリア協定 | オーストラリア協定第3・15 条に基づく原産地証明書 | オーストラリア協定原産地証明書 |
| モンゴル協定 | モンゴル協定第3･16 条に基づく原産地証明書 | モンゴル協定原産地証明書 |
| RCEP協定 | RCEP協定第3･17 条に基づく原産地証明書 | RCEP協定原産地証明書 |

⑵　令第36条の3第3項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む｡)、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑴の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留意する。

イ　次の表の第１欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下からまでに留意して記載され、かつ、後記68―5―14⑴に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

|  |  |
| --- | --- |
| シンガポール協定 | シンガポール協定附属書ⅡＢに定める事項 |
| メキシコ協定 | メキシコ統一規則に定める事項 |
| マレーシア協定 | マレーシア協定附属書３に定める事項 |
| チリ協定 | チリ協定附属書４に定める事項 |
| タイ協定 | タイ協定附属書３に定める事項 |
| インドネシア協定 | インドネシア協定附属書３に定める事項 |
| ブルネイ協定 | ブルネイ協定附属書３に定める事項 |
| アセアン包括協定 | アセアン包括協定附属書４の付録に定める事項 |
| フィリピン協定 | フィリピン協定附属書３に定める事項 |
| スイス協定 | スイス協定附属書２付録２に定め事項 |
| ベトナム協定 | ベトナム協定附属書３の付録に定める事項 |
| インド協定 | インド運用上の手続に定める事項 |
| ペルー協定 | ペルー協定附属書4に定める事項 |
| オーストラリア協定 | オーストラリア協定附属書3に定める事項 |
| モンゴル協定 | モンゴル協定附属書3に定める事項 |
| RCEP協定 | RCEP協定附属書3Bの1に定める事項 |

　品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることができる。

　原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次の表の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨(アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない｡)及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所（RCEP協定原産地証明書においては所在する国名）の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 原産地証明書 | 記載欄 | 留意事項 |
| メキシコ協定原産地証明書 | 「11. Remarks:」 | － |
| マレーシア協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 | － |
| チリ協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 | － |
| タイ協定原産地証明書 | 「1. Goods consigned from (Exporter’s business　name, address, country)」 | － |
| インドネシア協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 | － |
| ブルネイ協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 | － |
| アセアン包括協定原産地証明書 | 「７ . Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」 | 第13欄中の「□ Third country Invoicing」にチェックが付されていること |
| フィリピン協定原産地証明書 | 「９. Remarks:」 | 左記の欄にnon-Party invoicing と記入されていること |
| ベトナム協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 | － |
| インド協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 | 左記欄中の「□ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること |
| ペルー協定原産地証明書 | 「9. Remarks:」 | － |
| オ－ストラリア協定原産地証明書 | 「13. Other  Specifications:」又は  最下欄 | 左記欄中の「□Subject of non-party invoice」又は「□ NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること |
| モンゴル協定原産地証明書 | 「８. Remarks:」 |  |
| RCEP協定原産地証明書 | 「14．Remarks」 | 第 17 欄中の「□ Third Country Invoicing」にチェックが付されていること |

　各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く）に記載される関税率表番号は、6桁で記載されるが、7桁以降の記載があっても不備とはしないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。

ロ　原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。

ハ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。

ニ 原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

ホ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。

ヘ　紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。

|  |  |
| --- | --- |
| 原産地証明書 | 記載事項 |
| シンガポール協定原産地証明書 | ”DUPLICATE”又は”DUPLICATA” |
| メキシコ協定原産地証明書 | ”DUPLICATE” |
| マレーシア協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日 |
| チリ協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日 |
| タイ協定原産地証明書 | ”DUPLICATE”及び当初の原産地証明書の番号  及び発給年月日 |
| インドネシア協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日 |
| ブルネイ協定原産地証明書 | “CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日 |
| アセアン包括協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日 |
| フィリピン協定原産地証明書 | “CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号 |
| スイス協定原産地証明書 | ”DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日 |
| ベトナム協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日 |
| インド協定原産地証明書 | “CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号 |
| ペルー協定原産地証明書 | “DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER\_\_\_DATED\_\_\_” |
| オーストラリア協定原産地証明書 | “DUPLICATE OF THE ORIGIN CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER\_\_\_DATED\_\_\_” |
| モンゴル協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日 |
| RCEP協定原産地証明書 | 当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、第14欄に“CERTIFIED　TRUE　COPY”及び再発給された原産地証明書の発給年月日 |

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ト　原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から3日目以降)において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がなされ、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 原産地証明書 | 記載事項 | 留意事項 |
| メキシコ協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY” | － |
| マレーシア協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY” | － |
| チリ協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日 | － |
| タイ協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日 | － |
| インドネシア協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日 | － |
| ブルネイ協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日 | － |
| アセアン包括協定原産地証明書 | 船積みの日 | 第13欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること |
| フィリピン協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日 | － |
| スイス協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY” |  |
| ベトナム協定原産地証明書 | ”Issued Retroactively”及び船積みの日 |  |
| インド協定原産地証明書 | 船積みの日 | 第8欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること |
| ペルー協定原産地証明書 |  | － |
| オーストラリア協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY”及び船積みの日 | － |
| モンゴル協定原産地証明書 | ”ISSUED RETROACTIVELY” 又は船積みの日 | － |
| RCEP協定原産地証明書 | － | 第17欄中の「□ ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること |

チ　各協定に基づく締約国原産地証明書の特徴的留意点

　シンガポール品目別規則のうち、関税率表第0301.11号の産品のうちのこい及び金魚以外のもの並びに関税率表番号第0301.19号の産品の規則にあっては、｢The goods were imported at the stage of fry from a non-Party which is an ASEAN member country where the fry had been born or hatched, and the goods were raised in (日本又はシンガポール) for at least one month.｣が、品名の次に記載されるので留意する。

　メキシコ協定原産地証明書の｢8. Preference criterion｣の欄に｢ＴＰＬ｣と表示されている場合には、同証明書の｢11. Remarks:｣の欄に｢CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED｣と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する｢Certificate of Eligibility｣が添付されていること。

　 マレーシア協定原産地証明書の｢6. Quantity or Gross Weight, and FOB Value (Optional)｣にFOB価格が記載される場合には、当該FOB価格については、特段の確認を要しないものとする。

　アセアン包括協定原産地証明書の「4. For Official Use」の欄については、特段の記載を要せず、｢9. Gross weight or other quantity and value (FOB only when RVC criterion is used)｣の欄に価格が記載される場合には、当該価格については、特段の確認を要しないものとする。

　次表の第1欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、インド洋まぐろ類委員会(以下｢ＩＯＴＣ｣という｡)の登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られた材料の使用を認めている規則にあっては、同第3欄に掲げる記載欄に当該材料名、当該漁船の船名、IOTC 登録番号及び当該漁船の国籍が記載されるので留意する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経済連携協定 | 対象 | 記載欄 |
| タイ協定 | 第16類 | タイ協定原産地証明書の、｢７.Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)｣の欄 |
| フィリピン協定 | 第16類 | フィリピン協定原産地証明書の｢４ .Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code｣の欄 |

 次表の第１欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国である第三国の材料の使用を認める規則(以下、｢アセアン第三国ルール｣という｡)が適用される場合は、同第３欄の事項が同第４欄に示す所要欄に記載されるので留意する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 経済連携協定 | 対象 | 必要記載内容 | 記載欄 |
| シンガポール協定 | 第16類、第18類から第20類までの産品 | ｢The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.｣ | シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.&Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後 |
| 第19類又は第20類の産品であって当該産品の生産に第７類、第８類、第11類、第12類又は第17類の東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国である第三国の非原産材料の使用を認めるもの | ｢The goods were produced from (材料名) of a non-Party which is an ASEAN member country.｣及び｢(上記の材料名)were produced from (材料名) harvested, picked or gathered in(本邦、シンガポール又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).｣ |
| マレーシア協定 | 第16類、第18類から第20類までの産品 | 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名 | マレーシア協定原産地証明書の、｢4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances｣の欄 |
| 第19類又は第20類の産品 | 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名及び当該材料の収穫等がなされた国名 |
| タイ協定 | 第７類、第16類、第18類から第20類までの産品 | 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名 | タイ協定原産地証明書の、｢７.Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)｣の欄 |
| ブルネイ協定 | 第４類、第11類、第16類から第20類まで、第29類の産品 | 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名 | ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄 |
| フィリピン協定 | 第18類又は第20類の産品 | 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料名、当該材料の収穫等がなされた国名 | フィリピン協定原産地証明書の｢４ .Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code｣の欄 |

なお、上記シンガポール協定に係る第19類又は第20類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、｢ASEAN｣と記載することができるので留意する。

　次表の第1欄の経済連携協定に対応する第２欄の産品について、品目別規則において、当該産品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国である第三国の材料の使用を認める規則(以下、｢繊維製品の規則｣という｡)が適用される場合は、材料名、該当する製造工程又は作業及び当該製造工程又は作業を行った国名(シンガポール協定にあっては、｢The goods were produced from (材料名) with respect to which (作業又は加工の名称) had been conducted in (本邦又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名).｣)が同第４欄に示す所要の記載欄に記載されるので留意する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経済連携協定 | 対象 | 記載欄 |
| シンガポール協定 | 第50類から第63類までの産品 | シンガポール協定原産地証明書の、「10 No.& Kind of Packages Description of Goods」の欄に記載される「品名」の後 |
| マレーシア協定 | 第50類から第63類までの産品 | マレーシア協定原産地証明書の、｢4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances｣の欄 |
| タイ協定 | 第61類又は第62類の産品 | タイ協定原産地証明書の、｢７.Number and type of packages; description of goods(including quantity where appropriate and HS code of the importing country)｣の欄 |
| インドネシア協定 | 第50類から第63類までの産品 | インドネシア協定原産地証明書の、「4. Item number(as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number」の欄 |
| ブルネイ協定 | 第50類から第63類までの産品 | ブルネイ協定原産地証明書の、「4. Item number (as necessary); Marks and numbers ; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number」の欄 |
| フィリピン協定 | 第50類から第63類までの産品 | フィリピン協定原産地証明書の｢４.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code｣の欄 |
| ベトナム協定 | 第50類から第63類までの産品 | ベトナム協定原産地証明書の｢４ .Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)｣の欄 |

なお、上記シンガポール協定に係る第50類から第63類の産品に係る規則にあっては、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、｢ASEAN｣と記載することができるので留意する。

　RCEP協定原産地証明書の「11．RCEP　Country　of　Origin」の欄には、RCEP協定第2･6条1から4までの規定により決定される「RCEP原産国」又は同条６により決定される締約国名（詳細は条約等基本通達3―20⑵及び⑶を参照。）が記載される。

　次の表の第1欄に掲げる原産地証明書が連続する原産地証明書である場合には、第2欄のとおり記載されるので留意する。

|  |  |
| --- | --- |
| 原産地証明書 | 留意事項 |
| アセアン包括協定原産地証明書 | 第13欄中の「□ Back-to-Back CO」にチェックが付されていること。 |
| RCEP協定原産地証明書 | 第17欄中の「□ Back-to-back Certificate ofOrigin」にチェックが付されていること並びに第14欄に最初の原産地証明の番号、発給又は作成の日付、発給又は作成国、「RCEP原産国」、及び該当する場合には、最初の輸出締約国の認定された輸出者の認定番号が記載されていること。 |

　RCEP協定原産地証明書の「５．For　Official　Use」の欄については特段の記載を要しない。

⑶　原産地証明書の様式は、別途事務連絡する。

［全部改正：平25第731号］

［一部改正：平27第33号、平27第341号、平28第528号、平29第868号、平30第1692号、令3第919号］

（締約国原産地証明書の有効性の認定）

68―5―11の2

⑴　本節において、原産地申告とは次表第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協定名 | 原産地申告 | 本節における略称 |
| メキシコ協定 | メキシコ協定第39条のBに基づく原産地申告 | メキシコ協定原産地申告 |
| スイス協定 | スイス協定附属書2第19条に基づく原産地申告 | スイス協定原産地申告 |
| ペルー協定 | ペルー協定第57条に基づく原産地申告 | ペルー協定原産地申告 |
| RCEP協定 | RCEP協定第3･18条1⒜に基づく原産地申告 | RCEP協定原産地申告 |

⑵　令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む｡)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イ⑴の規定により、税関に提出された原産地申告については、原則として、次の各号に掲げる要件を満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留意する。イ　メキシコ協定原産地申告、スイス協定原産地申告及びペルー協定原産地申告においては、原産性の証明を行う産品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。ただし、申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸入申告から1年以内であることが必要であり、申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。なお、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、総括原産地調査官に報告する。また、これらの協定に係る原産地申告には原則として関税率表番号の記載がなく、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、産品の原産性に疑義がある場合は、総括原産地調査官に報告する。

　メキシコ協定原産地申告については、メキシコ統一規則附属書３に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No ... 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/ Mexico-Japan EPA」。ただし、Japan-Mexico EPA/ Mexico-Japan EPA については、申告文がメキシコに所在する輸出者により作成されることからMexico- Japan EPA と記載される。なお、原産地申告は、英語により作成することとされているので、留意する。

　スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書２付録３に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan（産品の原産地）preferential origin」。

　ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書４に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru （産品の原産地）preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。

ロ　RCEP協定原産地申告においては、RCEP協定附属書3Bの2に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

　英語により作成されていること。

　証明する者の氏名又は名称が記載されていること。

　原産品申告書が作成された日付が記載されていること。

なお、原産地申告に記載された認定輸出者の認定番号が別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合、又は認定輸出者が作成した原産地申告に係る産品が当該認定輸出者に対する認定の対象となる産品以外の産品である場合は、総括原産地調査官に報告する。

ハ　上記イの申告文が記載された商業文書又は上記ロの申告に係る貨物と輸入貨物が一致すること。

ニ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。

［追加：平25第731号］

［一部改正：平27第33号、令3第919号］

（原産品申告書の必要的要件及び様式）

68―5―11の3

⑴　本節において、原産品申告書とは以下のものをいう。

イ　オーストラリア協定第3･16条に基づく原産地証明文書

ロ　TPP11協定第3･20条に基づく原産地証明書

ハ　EU協定第3･16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識

ニ　米国協定附属書Ⅰ第C節第一款9⒜に基づく産品が原産品であることについての輸入の時の申告

ホ　英国協定第3･16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識

へ　RCEP協定第3･18条1⒝に基づく輸出者又は生産者による原産地申告及び同第3･16条4の注に基づく輸入者による原産地申告

なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。

⑵　令第36条の３第３項（令第50条の２の規定において準用する場合を含む｡）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑵の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、ＥＰＡ税率を適用することはできないことに留意する。

イ　オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

　品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

　原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては、第三国インボイスが使用されている旨記載されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。

ロ　TPP11協定附属書3―Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

　品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

　同一の産品を２回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。

ハ　EU協定第３章に定める要件が以下に留意して記載されていること。

　第3･16条2⒜に基づく輸出者（生産者を含む。）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Dに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていること。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよい。

　上記の申告文の英文は以下のとおりである。

(Period：from..........to..........（注1）)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No..........（注2）) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of .......... preferential origin（注3）.

(Origin criteria used（注4））

.............................................

(Place and date（注5）)

.............................................

(Printed name of the exporter)

.............................................

(注１) 　原産地に関する申告が第３・17条５⒝に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合は、当該申告が適用される期間（12か月以下）が記載される。当該産品の全ての輸入は記載された期間内に行われていることを確認する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄となっていてもよい。

(注２) 　欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州連合の法令に従って割り当てられる番号である。

(注３) 　産品の原産地（the European Union（欧州連合））が記載されている。

(注４) 　場合に応じて、次の一又は二以上の記号が記載されている。

ⅰ 第3･2条1⒜に規定する産品（完全生産品）については、「Ａ」

ⅱ 第3･2条1⒝に規定する産品（原産材料のみから生産される産品）については、「Ｂ」

ⅲ 第3･2条1(c)に規定する産品（品目別規則を満たす産品）については、「Ｃ」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付されていること。）

　関税分類変更基準については、「1」

　付加価値基準については、「2」

　加工工程基準については、「3」

　累積を適用する場合には、「D」

　許容限度を適用する場合には、「E」

(注５) 　場所及び日付の情報が文書自体に含まれる場合には、省略されていてもよい。

なお、当該申告文は同附属書に規定する他の23言語の使用も可能となっていることから、英文以外の言語による申告文が作成されている場合には、当該申告文が同協定に定められたものとなっていることを確認することとする。

　第3･16条2⒝に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が以下に留意して作成されていること。

①　以下の事項が含まれていること。

ⅰ　輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所（国名を含む））

ⅱ　産品の概要（品名、仕入書の番号等）

ⅲ　統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）

ⅳ　適用する原産性の基準

ⅴ　原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報

②　上記①ⅳの適用する原産性の基準は、上記（注4）を準用する。

③　仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。

④　同一の産品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。

ニ　米国協定附属書Ⅰ第Ｃ節第一款９(a)に基づき輸入者が作成する原産品申告書においては、以下に留意して作成されていること。

　以下の事項が含まれていること

①　輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所）

②　生産者に関する情報（生産者の氏名又は名称及び住所）

③　輸入者に関する情報（輸入者の氏名又は名称、住所及び電話番号）

④　産品の概要（品名、仕入書の番号）

⑤　統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）

⑥　適用する原産性の基準

⑦　原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報

 上記⑥の原産性の基準は場合に応じて、以下のように記載されていること。なお、産品が複数ある場合には、それぞれについて記載する必要があることに留意する。

①　附属書Ⅰ第C節第一款2⒝に規定する産品（完全生産品）については「WO」

②　附属書Ⅰ第C節第一款2⒜(ⅱ)に規定する産品(原産材料のみから生産される産品）については「PE」

③　附属書Ⅰ第C節第一款2⒜(ⅲ)に規定する産品（品目別規則を満たす産品）については、「PSR」

④　附属書Ⅰ第C節第一款3⒜に規定する僅少の非原産材料の規定を適用した産品については、上記③に加えて「DMI」

　日本語又は英語で作成すること

ホ　英国第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。

　第3･16条2⒜に基づく輸出者（生産者を含む。）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Eに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていること。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよい。

　上記の申告文の英文は以下のとおりである。

(Period：from..........to..........（注1）)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No..........（注2）) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of .......... preferential origin（注3）.

(Origin criteria used（注4））

.............................................

(Place and date（注5）)

.............................................

(Printed name of the exporter)

.............................................

(注１) 　原産地に関する申告が第３・17条５⒝に規定する同一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合は、当該申告が適用される期間（12か月以下）が記載される。当該産品の全ての輸入は記載された期間内に行われていることを確認する。そのような期間の適用がない場合には、この欄は、空欄となっていてもよい。

(注２) 　 英国の輸出者については、当該参照番号は、英国の法令に従って割り当てられる番号である。

(注３) 　産品の原産地（the United Kingdom（英国））が記載されている。

(注４) 　場合に応じて、次の一又は二以上の記号が記載されている。

ⅰ 第3･2条1⒜に規定する産品（完全生産品）については、「Ａ」

ⅱ 第3･2条1⒝に規定する産品（原産材料のみから生産される産品）については、「Ｂ」

ⅲ 第3･2条1(c)に規定する産品（品目別規則を満たす産品）については、「Ｃ」（当該産品に実際に適用される品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付されていること。）

　関税分類変更基準については、「1」

　付加価値基準については、「2」

　加工工程基準については、「3」

　累積を適用する場合には、「D」

　許容限度を適用する場合には、「E」

(注５) 　場所及び日付の情報が文書自体に含まれる場合には、省略されていてもよい。

なお、当該申告文は日本語又は英語で作成が可能となっている。

　第3･16条2⒝に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書が以下に留意して作成されていること。

①　以下の事項が含まれていること。

ⅰ　輸出者に関する情報（輸出者の氏名又は名称及び住所）

ⅱ　産品の概要（品名、仕入書の番号等）

ⅲ　統一システムの関税分類番号（HS2017版に基づく6桁）

ⅳ　適用する原産性の基準

ⅴ　原産品申告書の作成年月日及び作成者の情報

②　上記①ⅳの適用する原産性の基準は、上記（注4）を準用する。

③　仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。

④　同一の産品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。

へ　RCEP協定附属書3Bの2に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

　英語により作成されていること。

　証明する者の氏名又は名称が記載されていること。

　原産品申告書が作成された日付が記載されていること。

ト　原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。

チ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第項に定める有効期間内のものであること。

リ　原産品申告書は、⑴イ、ニ及びヘのものについては、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとし、⑴ロ、ハ及びホのものについては、同一の産品の2回以上の船積み（原産品申告書の作成の日から12か月以内に行われるものに限る。）について有効なものとすることができる。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

［追加：平27第33号］

［一部改正：平30第1692号、令元第1689号、令2第1088号、令2第1118号、令3第919号］

（原産品であることを明らかにする書類の取扱い）

68―5―11の4

⑴　本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、以下のイからニに規定する各協定に基づいた原産品であることを示す他の書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む｡）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑵の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料及びRCEP協定附属書3Bの2⒤の「RCEP原産国」を確認するための書類（RCEP協定第2･6条6⒜の規定による税率の適用を輸入者が求める場合に同規定に該当する締約国を確認するための書類を含む。）をいう。

イ　オーストラリア協定第3･17条２⒞

ロ　TPP11協定第3･20条2⒜、第3･24条⒜注書き

ハ　EU協定第3･16条3

二　米国協定附属書Ⅰ第C節第1款9⒝

ホ　英国協定第3･16条3

へ　RCEP協定第3･22条４

⑵　原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。

イ　その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書に原産品申告書に記載された産品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類及び「RCEP原産国」を確認するための関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載事項を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。

ロ　上記イのうち、原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる産品の区分に応じ､同表第2欄に掲げる資料とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 産品に係る根拠規定 | 関係書類の例 |
| ・オーストラリア協定第3･3条  ・TPP11協定第3･3条  ・EU協定第3･3条  ・米国協定附属書Ⅰ第C節第1款2⒝  ・英国協定第3･3条  ・RCEP協定第3･3条 | 契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できるものに限る。） |
| ・オーストラリア協定第3･2条⒝  ・TPP11協定第3･2条⒝  ・EU協定第3･2条1⒝  ・米国協定附属書Ⅰ第C節第1款2⒝(ⅱ)  ・英国協定第3･2条1⒝  ・RCEP協定第3･2条⒝ | 契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、全ての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が各協定に基づく原産品であることを確認できるものに限る。） |
| ・オーストラリア協定第3･2条⒞  ・TPP11協定第3･2条⒞  ・EU協定第3･2条1⒞  ・米国協定附属書Ⅰ第C節第1款2⒜(ⅲ)  ・英国協定第3･2条1⒞  ・RCEP協定第3･2条⒞（上記の産品のうち、関税分類変更基準を適用するもの） | 総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（全ての非原産材料の関税率表番号が、適用する協定の品目別規則に応じた水準で確認できるもの） |
| ・オーストラリア協定第3･2条⒞  ・TPP11協定第3･2条⒞  ・EU協定第3･2条1⒞  ・米国協定附属書Ⅰ第C節第1款2⒜(ⅲ)  ・英国協定第3･2条1⒞  ・RCEP協定第3･2条⒞（上記の産品のうち、付加価値基準を適用するもの又は非原産材料価額割合について規定があるもの） | 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（適用する協定に定める計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるもの） |
| ・オーストラリア協定第3･2条⒞  ・TPP11協定第3･2条⒞  ・EU協定第3･2条1⒞  ・米国協定附属書Ⅰ第C節第1款2⒜(ⅲ)  ・英国協定第3･2条1⒞  ・RCEP協定第3･2条⒞（上記の産品のうち、加工工程基準を適用するもの） | 契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるもの） |
| その他の原産性の基準を適用する産品 | 原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第3･6条、TPP11協定第3･6条、EU協定第3･5条、英国協定第3･5条又はRCEP協定第3･4条にそれぞれに規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第3･4条3⒜、TPP11協定第3･11条1、第4･2条2、EU協定第3･6条１⒜、同附属書3-A注釈8、米国協定附属書Ⅰ第C節第1款3⒜、英国協定第3･6条１⒜、同附属書3-A注釈8又はRCEP協定第3･7条にそれぞれ規定する僅少の非原産材料又は許容限度を適用する場合）、その他輸入しようとする産品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料 |

ハ　上記イのうち、「RCEP原産国」を確認するための関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第１欄に掲げる区分に応じ、同表第２欄に掲げる資料とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 「RCEP原産国」の決定に係る根拠規定 | 関係書類の例 |
| ・RCEP協定第2･6条２（同協定第3･2条⒝の原産品に限る。） | 製造工程フロー図、生産指図書等（RCEP協定第2･6条5に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていることが確認できるもの） |
| ・RCEP協定第2･6条3 | 製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（RCEP協定に定める計算式によって、輸出締約国において産品の価額の総額の20パーセント以上の付加価値を付けていることが確認できるもの |
| ・RCEP協定第2･6条4 | 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国及びその価額が確認できるもの） |
| ・RCEP協定第2･6条6⒜ | 原材料の原産地証明書、契約書、総部品表、各材料・部品の投入記録、仕入書等（原産品の生産において使用された原産材料（一次材料）を提供した全ての締約国が確認できるもの） |

ニ　RCEP協定第3･19条に規定する連続する原産地証明として中間締約国の輸出者が作成する原産品申告書を提出する場合に提出すべきその他の書類は、以下のとおりとする。

　当該中間締約国において更なる加工（再こん包又は物流に係る活動（例えば、積卸し、蔵置、貨物の分割、輸入締約国の法令、手続、行政上の決定又は政策が要求する単なるラベル等による表示、産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国へ産品を輸送するために必要な他の作業）を除く。）が行われていないことを確認できる資料

　輸入しようとする産品が、RCEP協定附属書Ⅰの日本国の関税に係る約束の表の付録に該当する品目である場合、上記ハに規定する「RCEP原産国」を確認するための関係書類

ホ　令第61条第1項第2号イ⑵に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。

　オーストラリア協定第3･3条、TPP11協定第3･3条、EU協定第3･3条、米国協定附属書Ⅰ第C節第1款2⒝、英国協定第3･3条又はRCEP協定第3･3条に規定する完全に得られる産品又は完全に生産される産品に規定する完全に得られる産品（当該産品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいずれかの書類によりそれぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA　WO」と記載するものとする。）

　前記7―18の規定により該当する協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の産品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）

　前記68―5―6の規定により該当する協定に基づいた原産品であることが明らかであると認めた貨物に該当する産品

　課税価格の総額が20万円以下の産品

　その他税関長がその提出の必要がないと認める産品

ヘ　その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第3･16条1⒝又は⒞に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼、又は、TPP11協定第3･21条2⒝に規定する生産者が有する情報に対する合理的な信頼又は同条3⒝に規定する輸出者又は生産者から提供された裏付けとなる書類に対する合理的信頼をいう｡）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する産品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し提出するか、若しくは別途事務連絡する方法によることとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達12の4―2に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。

ト　上記ハに規定する「RCEP原産国」を確認するための関係書類は、以下の場合には提出を要しない。

　産品がRCEP協定附属書Ⅰの日本国の関税に係る約束の表において締約国毎に異なる税率が設定されている品目以外の品目である場合

　原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類により「RCEP原産国」を確認できる場合

　条約等基本通達3―20⑷の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた貨物について当該回答における「RCEP原産国」と同一の締約国を原産品申告書上の「RCEP原産国」として申告する場合（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）

［追加：平27第33号］

［一部改正：平28第528号、平30第1692号、令元第1689号、令2第1088号、令3第919号］

（締約国品目証明書の必要的要件及び様式）

68―5―11の5

⑴　本節において、締約国品目証明書とは、次表第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ第2欄に掲げるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 協定名 | 締約国品目証明書 | 本節における略称 |
| ペルー協定 | ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に基づく品目証明書 | ペルー協定締約国品目証明書 |
| モンゴル協定 | モンゴル協定附属書1第2編第1節に基づく品目証明書 | モンゴル協定締約国品目証明書 |

⑵　令第36条の3第5項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む｡)、第51条の12第5項、第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。

イ　締約国品目証明書にあっては、次表中の第１欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下及びに留意して記載され、かつ、後記68―5―14の⑵に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。

|  |  |
| --- | --- |
| ペルー協定 | ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項 |

　ペルー協定附属書1第2編第2節日本国の表の2欄に定める品名が記載されていること。

　品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

ロ　締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。

［追加：平25第731号］

［一部改正：平27第33号（項番号68―5―11の3を変更）、平28第528号］

（不備のある原産地証明書の取扱い）

68―5―12　原産地証明書の記載事項について、前記68―5―11の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

⑴　明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

⑵　原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。

⑶　原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官（首席原産地調査官を置かない税関にあっては原産地調査官。以下この項から68―5―12の3において「首席原産地調査官等」という。）と協議の上、処理するものとする

⑷　原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特恵基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、ＨＳ番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地証明書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地証明書は有効として取り扱う。

⑸　RCEP協定原産地証明書の「RCEP原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者がRCEP協定原産地証明書以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産地証明書の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3･3条の完全生産品の場合)等､適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、そのRCEP協定原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第2･6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。

⑹　文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記⑶及び⑷において、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条約等基本通達3―20⑷の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた場合には、上記⑸において、「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。

［全部改正：平25第731号］

［一部改正：平27第33号、平29第868号、令3第919号］

（不備のある原産地申告の取扱い）

68―5―12の2

原産地申告の記載事項について、前記68―5―11の2の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産地申告の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地申告を提出するよう指導する。原産地申告の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

⑴　明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

⑵　原産地申告の真正性に関する事項（認定番号、原産地等）の不備については、原産地申告の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地申告は無効として取り扱う。

⑶　原産地申告の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合、又は輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地申告は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地申告の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官等と協議の上、処理するものとする。

⑷　原産地申告の貨物の原産性に関する項目（特恵基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、ＨＳ番号等）の不備については、原産地申告は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産地申告は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産地申告は有効として取り扱う。

⑸　RCEP協定原産地申告の「RCEP原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者がRCEP協定原産地申告以外の資料に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産地申告の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3･3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、そのRCEP協定原産地申告は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第２・６条６に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。

⑹　文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記⑶及び⑷において、輸入者が原産地申告以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条約等基本通達3―20⑷の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた場合には、上記⑸において、「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。

［全部改正：平25第731号］

［一部改正：平27第33号、令3第919号］

（不備のある原産品申告書の取扱い）

68―5―12の3　原産品申告書の記載事項について、前記68―５―11の３の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しのような誤りであり、原産品申告書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下この項において「軽微な誤り」という。）である場合には、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産品申告書を提出するよう指導する。原産品申告書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

⑴　明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

⑵　原産品申告書の真正性に関する項目（作成者、作成年月日等）の不備については、原産品申告書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項に限られた場合以外は、原産品申告書は無効として取り扱う。

⑶　原産品申告書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が前記68―5―11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産品申告書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産品申告書の正確性に影響する場合もあることから、首席原産地調査官等と協議の上、処理するものとする。

⑷　原産品申告書の貨物の原産性に関する項目（原産性の基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、ＨＳ番号等）の不備については、原産品申告書は原産性を申告する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、その原産品申告書は原則無効として取り扱う。ただし、輸入者が前記68―5―11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、当該不備を軽微な誤りとみなして、その原産品申告書は有効として取り扱う。

⑸　RCEP協定上の原産品申告書の「RCEP原産国」の記載の不備については、原産性の証明には直接影響しないことから、輸入者が前記68―5―11の4に規定するその他の書類に基づいて「RCEP原産国」を明らかにできる場合又はその原産品申告書の記載から「RCEP原産国」が自明の場合（例えば、RCEP協定第3･3条の完全生産品の場合）等、適用税率の決定に支障がない場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産品申告書は有効として取り扱う。ただし、輸入者は「RCEP原産国」の記載にかかわらずRCEP協定第2･6条6に基づく税率の適用を要求することができる点に留意すること。

⑹　文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記⑶及び⑷において、輸入者が前記68―５―11の4に規定するその他の書類に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。また、条約等基本通達3―20⑷の規定によりRCEP協定上の原産品であるとの回答に併せて「RCEP原産国」に関する回答を受けた場合には、上記⑸において、「RCEP原産国」を明らかにできる場合として取り扱う。

［追加：平27第33号］

［一部改正：平29第868号、令3第919号］

（不備のある締約国品目証明書の取扱い）

68―5―12の4

締約国品目証明書の記載事項について、前記68―5―11の5の要件を満たすことが必要であり、不備がある場合、原則として、ＥＰＡ税率を適用することはできない。ただし、締約国品目証明書の記載事項において、以下のような不備がある場合については、当該不備を軽微な誤りとして、ＥＰＡ税率を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない締約国品目証明書を提出するよう指導する。

⑴　締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。

⑵　取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのはみ出しであって、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであるとき。

［追加：平25第731号］

［一部改正：平27第33号（項番号68―5―12の3を変更）、平28第528号］

（「やむを得ない特別の事由」の意義）

68―5―13　令第61条第6項に規定する「税関長がやむを得ない特別の事由があると認める場合」及び「相当と認められる期間内」の意義及び取扱いについては、次による。

⑴　「特別の事由」とは、次の場合をいう。

イ　送り出した国における震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害により、シンガポール協定原産地証明書の発給申請を送り出した時までに行うことができなかった場合

ロ　輸入者が送り出した者に対して契約の際にシンガポール協定原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、送り出した者がシンガポール協定原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が送り出した後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ハ　その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

⑵　なお、通常の送出手続に要すると認められる期間内（送り出した後10日程度の遅れ）に発給されたものは「送り出した際」に発給されたものと取り扱っても差し支えない。

⑶　「相当と認められる期間内」とは、原則として２月とする

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平19第1143号、平21第1029号］

（原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関）

68―5―14

⑴　原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第２欄に掲げる機関とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 原産地証明書 | 原産地証明書の発給機関 |
| シンガポール協定原産地証明書 | シンガポール税関 |
| メキシコ協定原産地証明書 | メキシコ経済省 |
| マレーシア協定原産地証明書 | マレーシア国際貿易産業省 |
| チリ協定原産地証明書 | チリ外務省国際経済関係総局  （チリ協定第44条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う団体として「製造業振興協会（Sociedad de Fomento　Fabril（SOFOFA））」及び「商工会議所（Camara Nacional de Comercio Serviciosy Turismo）」が指定されている。） |
| タイ協定原産地証明書 | タイ商務省又はこれを承継する当局 |
| インドネシア協定原産地証明書 | インドネシア商業省 |
| ブルネイ協定原産地証明書 | ブルネイ外務貿易省 |
| アセアン包括協定 | ブルネイ財務経済省、ブルネイ外務貿易省、カンボジア商工省、カンボジア経済特区、インドネシア商業省、ラオス商工省、ラオス商工会議所、ラオス経済特区、マレーシア国際貿易産業省、ミャンマー商業省、フィリピン関税局、シンガポール税関、タイ商務省又はこれを承継する当局、ベトナム商工省、ベトナム輸出入管理事務所及びベトナム工業輸出加工区 |
| フィリピン協定 | フィリピン関税局 |
| スイス協定原産地証明書 | スイス連邦関税管理局 |
| ベトナム協定原産地証明書 | ベトナム商工省 |
| インド協定原産地証明書 | インド商工省商務局  （インド協定附属書3第3節2に基づき原産地証明書の発給のための政府以外の団体として「Export Inspection Council of India」、「Textiles Committee」及び「The Marine Products Export Development Authority」が指定されてい  る。） |
| ペルー協定原産地証明書 | ペルー通商観光省又はその後継機関 |
| オーストラリア協定原産地証明書 | the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group又はthe International Export Certification Services |
| モンゴル協定原産地証明書 | モンゴル産業省  （モンゴル協定第3・16条2に基づき原産地証明書の発給について責任を負う他の団体として「Mongolian National Chamber of Commerce and Industry」が指定されている。） |
| RCEP協定原産地証明書 | RCEP協定第3･1条⒤に規定する機関(具体的には別途事務連絡する｡) |

原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

⑵　締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる締約国品目証明書の区分に応じ、同表第2欄に掲げる機関とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 締約国品目証明書 | 締約国品目証明書の発給機関 |
| ペルー協定締約国品目証明書 | ペルー国立漁業衛生局（アメリカおおあかいかに限る。）  ペルー保健省環境衛生局（サチャインチ油並びに緑豆、ひよこ豆及びひら豆に限る。） |
| モンゴル協定締約国品目証明書 | モンゴル食糧・農牧業省 |

締約国品目証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平15第346号、平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平19第1426号、平20第720号、平20第846号、平20第1393号、平21第918号、平21第1029号、平23第829号、平24第202号、平25第731号、平27第33号、平27第702号、平28第528号、平28第782号、令3第500号、令3第919号］

（「災害その他やむを得ない理由」の意義）

68―5―15　令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

⑴　「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入考（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。

⑵　「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平19第1207号、平19第1426号、平23第411号、平27第33号］

（締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の提出猶予の取扱い）

68―5―16

⑴　令第36条の3第3項（令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第4項の規定によるる締約国原産地証明書等の災害その他やむを得ない理由に基づく提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して「締約国原産地証明書・原産品申告書提出猶予申出書」(C―5295)2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第１項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

⑵　令第36条の3第５項(令第50条の2の規定において準用する場合を含む｡)、第51条の12第5項又は第61条第4項の規定による締約国品目証明書の提出猶予を希望する場合の取扱いは、輸入申告又は蔵入申請等に際して｢締約国品目証明書提出猶予申出書｣(C―5295―1)２通(原本、交付用)を提出させ、やむを得ない理由があると認めたとき、又は法第73条第1項に規定する税関長の承認を受けたときは、猶予期間を記載し、うち1通(交付用)に審査印を押なつして申出者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として、2か月以内で適当と認める期間とするものとする。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平19第1207号、平19第1426号、平21第918号、平24第202号、平27第33号］

（分割して輸入する場合の締約国原産地証明書等及び締約国品目証明書の取扱い）

68―5―17　1通の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なつた税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、ＥＰＡ税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68―3―9（原産地証明書の取扱い等）の⑷及び⑸の規定を準用する。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平24第202号、平27第33号］

（（締約国原産地証明書等の有効期間延長の取扱い）

68―5―18　令第61条第5項に規定する有効期間を経過した（締約国原産地証明書等について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平23第411号、平27第33号］

（輸入申告又は蔵入申請等が行われない輸入貨物等に対するＥＰＡ税率の適用）

68―5―19　法その他関税に関する法律の規定に基づき一定の事実の発生により、直ちに関税の徴収が行われるものとされている貨物（例えば、保税蔵置場における亡失貨物等）のうち犯則貨物以外の貨物については、関税の賦課の際に締約国原産地証明書等（ＥＰＡ税率を適用するために原産品申告書を提出する貨物については、当該原産品申告書及び添付が必要とされる原産品であることを明らかにする書類、締約国品目証明書の提出を要する品目については、締約国原産地証明書及び締約国品目証明書）が提出されたときは、ＥＰＡ税率を適用して差し支えない。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平17第346号、平18第832号、平19第1143号、平24第202号、平27第33号、令4第204号］

68―5―21　削除[平21第918号]

（特恵待遇を受けることのできる品目であることについての確認）

68―5―21

⑴　輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表1第1欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第２欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 締約国品目証明書 | 確認に関する規定 | 輸出締約国の権限のある政府当局 | 確認による特恵待遇を受けることのできる品目でないことの決定 |
| ペルー協定締約国品目証明書 | ペルー協定附属書1第2編第3節第3条 | ペルー通商観光省 | ペルー協定附属書1第2編第3節第3条 |
| モンゴル協定締約国品目証明書 | モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の手続規則第2節第2規程 | モンゴル食糧・農牧業省 | モンゴル協定附属書1第2編第1節第4項に定める運用上の手続規則第2節第2規程 |

⑵　特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、上記表１の第３欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨物が特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する情報を締約国品目証明書に基づいて要請するものとし、また、必要と認める場合には、追加の情報を要請するものとする。

⑶　上記⑵の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問書を送付することができる。

⑷　　輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から下表2の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄の期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む｡）に対する回答が、貨物が特恵待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記⑴の表１第４欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が特恵待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国品目証明書を無効なものと認めて、ＥＰＡ税率を適用しないこととなるので、留意する。

表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 締約国品目証明書 | 情報提供の期限 | 追加情報提供の期限 |
| ペルー協定締約国品目証明書 | 90 日 | － |
| モンゴル協定締約国品  証明書 | 90 日 | － |

⑸　上記(4)までの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が特恵待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む｡）を送付する。

また、この書面による通知は、上記⑶に準じて行うものとする。

⑹　特恵待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表１の第２欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であって、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第１項及び第77条第７項の規定に基づき担保を提供させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。

［全部改正：平27第33号］

［一部改正：平28第528号］

68―5―22　削除［平30第1692号］

(シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」の取扱い)

68―5―23　シンガポール協定第32条に規定する「教示を拒むべき合理的な理由」とは、関税協力理事会統一システム委員会による検討に付されたか又はそれが予定される関税分類上の事案に関連して生じる理由をいう。

［追加：平14第960号］

［一部改正：平23第829号］

第6節　児童ポルノ及び風俗を害すべき物品

（輸出してはならない貨物の取扱い）

69の2―1　法第69条の2第3項の「この章に定めるところに従い輸出されようとする貨物」とは、輸出申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された郵便物をいう。

したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない貨物の中に法第69条の2第1項第2号に規定する輸出してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平20第346号、平24第944号］

（児童ポルノの取扱い）

69の2―1の2　児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第2条第3項((定義))に規定する児童ポルノ（以下「児童ポルノ」という。）の取扱いは次による。

⑴　児童ポルノは児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものであり、性器等（児童ポルノ法第2条第2項に規定する性器等をいう。以下同じ。）が描写されておらず、又は性器等にぼかしが施されているものであっても、児童ポルノに該当する。なお、実在する児童の姿態を描写したものとは認められないアニメーション等は、児童ポルノに該当しない。

⑵　児童ポルノ法第2条第3項第1号に規定する「性交類似行為」とは、実質的にみて性交と同視し得る態様における性的な行為（例えば、異性間における性交とその態様を同じくする状況下におけるあるいは性交を模して行われる手淫行為、口淫行為、同性愛行為等）をいう。

⑶　児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「衣服の全部又は一部を着けない」とは、社会通念上衣服と認められる物を全く着用していないか、又は衣服の一部を着用していない状態をいう。

⑷　児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「児童の性的な部位」とは、性器等若しくはその周辺部、臀部又は胸部をいう。これは、性器等のみでは裸の児童の後方から撮影し、性器等が写っていない場合に対象外となることから、性器の周辺部・臀部・胸部を含むものとしていることに留意する。

⑸　児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「殊更に」とは、一般的には、「合理的理由なく」「わざわざ・わざと」の意味と解されており、児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものの内容が性欲の興奮又は刺激に向けられていると評価されるものかどうかを判断するためのものである。その判断は、児童の性的な部位が描写されているか、児童の性的な部位の描写が画像全体に占める割合（時間や枚数）等の客観的要素に基づいてなされるものである。例えば、水浴びをしている裸の幼児の自然な姿を親が成長記録のため撮影したような場合は、その画像の客観的な状況から、内容が性欲の興奮又は刺激に向けられていると評価されるものでない限り対象外となる。

⑹　児童ポルノ法第2条第3項第3号に規定する「強調」とは、「露出」のみでは、児童の性的な部位が隠れていても強調・誇示されている場合が含まれないことから、児童の性的な部位の「強調」も対象とすることとしたものであり、具体的には、描写の方法を含めた、写真・映像等の全体から判断するものである。例えば、着衣の上から撮影した場合や、ぼかしが入っている場合や、児童が意識的に股間や胸を強調するポーズをとっていない場合であっても、性器等やその周辺部を大きく描写したり、長時間描写しているかどうか、着衣の一部をめくって該当部分を描写しているかどうかなどの諸要素を総合的に勘案して判断する。

⑺　児童ポルノの取扱いは、学術研究、文化芸術活動、報道等に関する国民の権利及び自由を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならないと児童ポルノ法第3条に規定されていることに留意する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平26第657号］

（該当通知）

69の2―2　法第69条の2第3項の規定による通知は、「輸出してはならない貨物該当通知書」（C―5600）（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書」（C―5602)) を、当該通知に係る輸出貨物の検査を行った税関官署から当該貨物を輸出しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2―4―1の⑶及び2の4―2の⑶による公示送達によるものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平29第570号］

（該当物品の処理）

69の2―3　法第69条の2第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第8章の定めるところによる。

⑴　廃棄又は滅却

⑵　該当箇所の修整又は削除

⑶　任意放棄

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号］

（輸入してはならない貨物の取扱い）

69の11―1　法第69条の11第3項の「この章に定めるところに従い輸入されようとする貨物」とは、輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された郵便物をいう。

したがって、この章の規定の適用をいまだ受けていない保税貨物等の中に法第69条の11第1項第7号又は第8号に規定する輸入してはならない貨物に該当する貨物があってもその段階においては同条第3項の規定は適用されない。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―1を変更）、平20第346号、平24第944号］

（風俗を害すべき物品の取扱い）

69の11―1の2　「風俗を害すべき」物品の取扱いについては、従来の判例を踏まえ、次による。

⑴　「風俗」とは専ら性的風俗を意味するので、輸入禁止の対象はわいせつな書籍、図画等に限るものとする。

⑵　「風俗を害すべき」物品の審査は、輸入貨物に対する通常の税関検査過程で発見された書籍、図画等を対象とするものである。ただし、思想内容等それ自体を網羅的に審査し規制することを目的とするものではないことに留意する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―1の2を変更）］

（わいせつ物品の取扱い）

69の11―1の3　わいせつ物品の取扱いは、従来の判例等を踏まえ、次による。

⑴　書籍、図画及び動画等

男女の露出された性器が描写されている書籍、図画及び動画等については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。ただし、性器が描写されている書籍、図画及び動画等であつても、その描写の程度とその手法、その描写が作品全体に占める比重、構成等を総合的に考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わないものとする。具体的には、次のイからチのいずれかに該当する場合には、わいせつ性を有するものとしては取り扱わないものとする。

イ　性器の描写が不明瞭又は不鮮明であるもの

ロ　殊更に強調することなく性器が描写されているものであって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、性器の輪郭程度しか判別できない大きさのもの

ハ　性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、日常生活において衣類をつけていない民族が描写されたもの

ニ　性器の描写が単純化されたアニメーションであるもの

ホ　医学・医療用又は性教育用と認められるもの

ヘ　写真集・写真雑誌であって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、性器の描写されている写真が、作品全体のごく一部であると認められるもの

ト　動画であって、性交又は愛撫若しくは勃起の描写がなく、通常の速度で映写又は再生された画面において、性器が殊更に強調されることなく短時間描写されたもの、あるいは、強調されたものであっても、性器の描写が瞬間的なもの

チ　その他、性器の描写がその程度と手法、作品全体に占める比重、構成等を総合的に考慮して、主として観る者の好色的興味に訴えるものと客観的に認められないもの

⑵　人形・工芸品類又は模造性器具

性器が描写又は模倣されている人形・工芸品類又は模造性器具については、原則として、わいせつ性を有する物品として取り扱う。ただし、次に掲げるもののいずれかに当たるものについては、わいせつ性を有する物品としては取り扱わない。

イ　人間の肌の色以外の色彩等を施したもの

ロ　現実感に欠けるもの

ハ　描写又は模倣が精巧でないもの

ニ　医学・医療用又は性教育用と認められるもの

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―1の3を変更）、平20第1331号］

（児童ポルノの取扱い）

69の11―1の4　児童ポルノの取扱いは前記69の2―1の2による。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―1の4を変更）］

（該当通知）

69の11―2　法第69条の11第3項の規定による通知は、「輸入してはならない貨物該当通知書」（C―5800）（外国郵便物にあっては、「外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書」（C―5802)) を、当該通知に係る輸入貨物の検査を行った税関官署から当該貨物を輸入しようとする者に直接又は配達証明付郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者の提供する同条第2項に規定する役務のうち配達証明付郵便に準ずるものとして税関長が認めるものをもって交付することにより行う。ただし、これらによりがたい場合には、前記2―4―1の⑶及び2の4―2の⑶による公示送達によるものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―2を変更）、平29第570号］

（該当物品の処理）

69の11―3　法第69条の11第3項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る貨物につき自発的に次の処理をすることができる。なお、当該通知に不服がある場合は、法第8章の定めるところによる。

⑴　法第34条の規定による廃棄

⑵　法第45条第1項ただし書（法第36条第1項、第41条の3、第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む）の規定による滅却

⑶　法第75条の規定による積戻し（児童ポルノを除く。）

⑷　該当箇所の修整又は削除

⑸　任意放棄

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―3を変更）、平19第1207号］

第7節　知的財産侵害物品（輸出）

（用語の意義）

69の2～69の10―1　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

⑴　「知的財産権」　法第69条の2第1項第3号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権（著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。）、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ）をいう。

⑵　「知的財産」　知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号((定義))に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第17号若しくは第18号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の3((輸出してはならない貨物に係る認定手続))に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。

⑶　「侵害物品」法第69条の2第1項第3号及び第4号に掲げる物品をいう。

⑷　「侵害疑義物品」　侵害物品に該当すると思料される貨物をいう。

⑸　「認定手続」　侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。

⑹　「疑義貨物」　認定手続が執られた貨物をいう。

⑺　「権利者」　知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。

⑻　「輸出者等」　輸出（積戻しを含む。以下この節において同じ。）申告をした者及び日本郵便株式会社から提示された国際郵便物の差出人をいう。

⑼　「輸出差止申立て」　法第69条の4第1項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定による申立てをいう。

⑽　「申立人」　輸出差止申立てをした者をいう。

⑾　「輸出差止申立てにおける専門委員意見照会」　法第69条の5（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。

⑿　「自発的処理」　後記69の3―2（輸出者等による自発的処理の取扱い）⑴に規定する廃棄、滅却、国内引取り、輸出同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。

⒀　「経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）」法第69条の7第2項又は第9項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。

⒁　「特許庁長官意見照会」　法第69条の7第2項又は第9項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求めることをいう。

⒂　「農林水産大臣意見照会」　法第69条の7第1項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。

⒃　「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」　法第69条の8第1項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。

⒄　「認定手続における専門委員意見照会」　法第69条の9法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。

⒅　「通関解放金」　法第69条の10第3項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第4項に規定する有価証券を含む。）をいう。

⒆　「通関解放」　法第69条の10第11項（法第75条において準用する場合を含む。）の規定により、認定手続を取りやめることをいう。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の2～69の7―1を変更）、平19第803号、平19第1207号、平23第411号、平23第1343号、平24第944号、平27第1360号、平28第646号、平29第442号、令元第784号］

（各種通知書等の送付方法）

69の2～69の10―2　各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　通知書の送付方法

税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記2の4―1（送達の方法）に規定する郵便等のうち相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、簡易書留、特定記録郵便）をもって交付することとする。

ただし、これらによりがたい場合には、前記2の4―1の⑶及び2の4―2の⑶の公示送達によるものとする。

⑵　通知書様式中の文字の消込み

複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線で消し込み、又は電子媒体上削除して使用する。

⑶　窓付封筒の使用

各種通知書等の送付に当たっては、窓付封筒を利用して差し支えない。様式については、別に事務連絡する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の2～69の7―2を変更）、平21第368号、平26第318号、令元第784号］

（取締対象貨物及び貨物に関する情報収集）

69の2―4　侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸出申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査・検査（以下この節及び次節において「審査等」という。）を行い、必要に応じて貨物に関する情報収集を行うこととする。

⑴　重点的に審査等を行う貨物

イ　輸出差止申立てが受理されたもの

ロ　その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

⑵　貨物に関する情報収集

上記⑴に規定する貨物に該当するかの否かの判断に際して、必要な情報収集を行う場合の留意点等は、次の通りである。

イ　情報収集は、発見部門の所掌に属するものを除き、必要に応じて本関知的財産調査官と協議の上、知的財産調査官又は知的財産担当官が行うこととする。なお、知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署にあっては、原則として本関知的財産査官が行うこととする。

ロ　情報収集の際には、当該貨物に係る個別具体的な情報が了知されないよう十分留意することとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平19第1207号、平24第944号、令元第784号］

（知的財産調査官等の事務）

69の2―5　知的財産調査官等の担当する事務は、次による｡

⑴　知的財産調査官(署所知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）にあっては、ロからワまでの事務に限る。）

イ　輸出差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸出差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。）

ロ　侵害物品の疑いがあるとの判断に際して必要な情報の収集

ハ　認定手続及び疑義貨物に対する調査等

ニ　輸出差止申立てに係る供託命令

ホ　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に係る手続

ヘ　特許庁長官意見照会に係る手続

ト　農林水産大臣意見照会に係る手続

チ　経済産業大臣意見照会会（保護対象商品等表示等関係）に係る手続

リ　認定手続における専門委員意見照会に係る手続

ヌ　通関解放に係る手続（供託命令を含む。）

ル　知的財産に関する資料及び情報の収集収集、分析、管理及び伝達

ヲ　侵害物品に係る審査及び検査手法の研究

ワ　侵害物品の取締りに関する関係部門の指導

カ　総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官（本関に設置されている知的財産調査官をいう。以下同じ。）との連絡及び調整

⑵　総括知的財産調査官

総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記⑴の知的財産調査官の事務を行うほか、上記⑴のイからワまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。

なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。

⑶　知的財産担当官

税関長は、監視部及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記⑴のロからワまでの事務を処理させる。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号、平23第411号、平23第746号、平24第139号、平28第403号、平28第646号、令元第784号、令4第469号］

（知的財産の侵害とはならない物品）

69の2―6　知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

⑴　特許権、実用新案権、意匠権、著作権、著作隣接権、育成者権については、業として輸出されるものでないもの

⑵　商標権（商標法第25条及び第37条第1号に該当する場合に限る。）については、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者が輸出するものでないもの

(注)　 上記⑴及び⑵における「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸出貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要がある。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず、原則として認定手続を執り、輸出者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸出者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。

⑶　権利者から輸出の許諾を得ているもの

⑷　保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は第9号に掲げる行為を組成する物品

⑸　保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第7号に掲げる行為を組成する物品

（注）不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を譲り受けた時に当該貨物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者でない者（以下「善意・無重過失でない者」という。）によって輸出されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸出者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第777号、平18第1580号、平19第420号、平21第368号、平23第1343号、平27第1360号、平28第646号、令元第784号、令4第206号］

（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）

69の3―1―1　侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。

⑴　見本の採取等

イ　一般輸出貨物の場合

発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸出貨物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品について前記67―3―13（検査における見本の採取）に準じて見本を採取する。

ロ　旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸出に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。）は、「保管証」（C―5606）を2部作成し、1部を輸出者に交付して侵害疑義物品を保管する。

ハ　国際郵便物の場合

発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸出に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局（以下この節において「取扱郵便局」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C―5608）をもって通報する。

⑵　認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当

イ　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記⑴の取扱いをした上、速やかに発見部門が置かれている税関官署（以下この節及び次節において「発見官署」という。）の知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」（C―5604）（以下この節において「「認定依頼書」」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記69の3―1―2から69の3―1―8に規定する事務を処理するものとする。

ロ　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署―1―8に規定する事務を処理するものとする。

⑶　本関知的財産調査官等との協議

上記⑵のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記⑵のロに規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ発見官署が置かれている税関（以下この節及び次節において「発見税関」という。）の本関知的財産調査官に（上記⑴のロの場合には、発見税関の監視部の知的財産担当官を経て）協議するものとする。

⑷　実用新案権に係る留意点

実用新案権については、後記69の4―3の⑵のイのの②に規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第746号、平24第944号、平29第570号、令元第784号］

（認定手続開始通知）

69の3―1―2　法第69条の3第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第3項の規定に基づく当該疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。

⑴　輸出者等への認定手続開始通知

輸出者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸出者用）」（C―5610）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5610―1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）」（C―5612）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5612―1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」」という。）を交付することにより行う。

⑵　権利者への認定手続開始通知

権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C―5614）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5614―1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（権利者用）等」」という。）を交付することにより行う。

⑶　生産者の氏名等の通知

生産者の氏名等の通知は、次により行うものとする。

イ　当該認定手続に係る疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が認定手続開始通知を行う際に明らかである場合は、当該認定手続開始通知に併せて通知することとする。

ロ　当該認定手続中に当該疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかになった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C―5616)により、権利者に通知することとする。

ハ　法第69条の3第3項に規定する生産者の氏名等が「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名○○」、「MANUFACTURER △△」、「produCed by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker’s InvoiCe」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平28第646号、令元第784号］

（証拠・意見の提出期限）

69の3―1―3　前記69の3―1―2の規定により認定手続開始通知を受け取った輸出者等又は権利者が法第69条の3第1項に規定する証拠の提出又は意見の陳述を行う場合の取扱いは、次による。

⑴　回答期限

輸出者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」の日付の日の翌日から起算して10日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は算入しない。）以内とする（過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と疑義貨物が同一と認められるときはこの期限を可能な限り短縮するものとする。）。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内とする。

⑵　回答期限の延長

上記⑴の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。この場合において、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密に係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平28第646号の申出］

（疑義貨物に対する調査等）

69の3―1―4　認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。

⑴　認定手続の期間

疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸出者等用）等」の日付の日の翌日から起算して1か月以内を目途とする。1か月以内（特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害するか否か又は不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為を組成する物品に該当するか否かに係る認定手続の場合には、法第69条の10第1項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸出者等にその理由を連絡する。

⑵　疑義貨物の確認による調査

調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸出差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、分析部門等に対し、速やかにＤＮＡ鑑定の依頼を行うものとする。

⑶　輸出者等又は権利者からの証拠又は意見に基づく調査

前記69の3―1―3の規定により輸出者等又は権利者から提出された証拠又は陳述された意見に基づく調査は、次のとおり行うものとする。

イ　輸出者等又は権利者の一方がその主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが明らかとなった場合には、当該他方の者に対してその証拠を提出するようしょうようする。

ロ　輸出者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸出者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。

(注)　個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。

⑷　疑義貨物の鑑定

疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。

イ　権利者による疑義貨物の鑑定の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者に了知されないよう十分留意することとする。

ロ　当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、原則として、あらかじめ当該疑義貨物の輸出者等から同意を得るとともに、必要に応じて提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。

ハ　疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

⑸　認定が困難である場合等

輸出者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）、特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第411号、平24第321号、平28第646号］

（疑義貨物の点検等）

69の3―1―5　認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　点検の申請

輸出者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」（C―5618）（2部。原本、交付用）に「認定手続開始通知書（輸出者等用）」又は「認定手続開始通知書（権利者用）」の写しを添えて提出するよう求める。

⑵　個別情報の取扱い

申立人による疑義貨物の点検の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

⑶　税関職員の立会い

点検は、税関官署内又は保税地域内で行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第411号］

（画像情報の送信）

69の3―1―6　認定手続における疑義貨物の画像送信の取扱いについては、次のとおりとする。

1. 画像情報の送信

輸出者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メ－ルによる送信を希望する旨の申出があった場合は、原則として一回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メ－ルで送信することとする。ただし、以下の場合は電子メ－ルによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は権利者等に対し説明するものとする。

* 1. 輸出者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合
  2. 業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メ－ルによる送信ができない場合

③ 輸出差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸出者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べることができないと判断される場合

⑵　個別情報の取扱い

送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者等に了知されることがないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平24第321号、平25第310号］

（裁判外紛争解決手続の活用）

69の3―1―7　認定手続の当事者である権利者及び輸出者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合の取扱いは、次による。

⑴　申請書等の提出

「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」（C―5630）3部（原本、権利者及び輸出者等交付用）の提出を求めるものとする。当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸出者等からその結果を証する書類の提出を求めるものとする。

⑵　紛争解決手続の結果に基づく認定

上記⑴に規定する結果を証する書類が提出された場合は、原則として、当該書類の内容を踏まえ、侵害の該否を認定するものとする。当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸出者等に対し5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。

⑶　通関解放との関係

裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。

［追加：平21第368号］

（認定通知等）

69の3―1―8　認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当すると認定した場合若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。

⑴　発見部門の長に対する通報

認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C―5620）を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。

⑵　輸出者等への通知

「認定通知書（輸出者用）」（C―5622）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5622―1）、国際郵便物にあっては「認定通知書（差出人用）」（C―5624）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定通知書（差出人用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5624―1）。以下この節において「「認定通知書（輸出者等用）等」」という。）を交付する。

(注)　輸出者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸出者に「認定通知書（輸出者用）」又は「認定通知書（輸出者用）（保護対象営業秘密関係）」を交付した旨を通報する。

⑶　権利者への通知

認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C―5626）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5626―1）。以下この節において「「認定通知書（権利者用）等」」という。）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C―5628）を交付する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平26第318号、平28第646号］

（輸出者等による自発的処理の取扱い）

69の3―2　発見部門の長は、輸出者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。

⑴　認められる自発的処理

輸出者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

イ　一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

　保税地域における廃棄又は滅却

　国内引取り

　権利者からの輸出同意書（権利者が当該物品の輸出について同意する旨を記載した書類。以下同じ。）の提出

　侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正（例えば、商標権侵害物品についての標章の切除。ただし、切除された標章の輸出及び国内引取りを認めない。以下この節において同じ。）

　任意放棄

ロ　国際郵便物の場合

　権利者からの輸出同意書の提出

　侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正

　任意放棄

　国内引取り

⑵　疑義貨物に係る自発的処理

イ　保税地域における廃棄又は滅却

疑義貨物が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸出されないこととなる理由を記載した「輸出取りやめ届出書」（C―5619）を提出させたうえで、税関職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめるものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。

ロ　輸出同意書の提出

輸出者が、権利者からの輸出同意書（権利者が当該貨物の輸出について同意する旨を記載した書類。以下同じ。）を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸出を認める。

ハ　侵害の疑いのある部分の切除等の修正

　保護対象営業秘密に係る疑義貨物について、輸出者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C―5631）により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。

　輸出者が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C―5632）により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る疑義貨物については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。

　本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の3―1―6（画像情報の送信）の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ　任意放棄

輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」及び「輸出取りやめ届出書」の提出を求め、輸出者が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。

ホ　国内引取り

輸出者等が疑義貨物の国内への引き取りを申し出た場合は、「輸出取りやめ届出書」及び権利者の同意書を提出させたうえで、当該疑義貨物の国内への引取りを認めるとともに、認定手続を取りやめる。

⑶　侵害物品に係る自発的処理

イ　保税地域における廃棄又は滅却

侵害物品が一般輸出貨物又は旅具通関扱貨物であって、輸出者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、廃棄又は滅却を行う旨の書面を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、税関職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は滅却を行うものとする。なお、法第34条に規定する手続又は法第45条に規定する手続は不要であるので留意する。

ロ　輸出同意書の提出

輸出者が、権利者からの輸出同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸出を認める。

ハ　侵害部分の切除等の修正

　保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸出者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸出者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C―5631）により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸出者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。

　輸出者が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（（侵害物品）修正に係る意見照会書」により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸出を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸出及び国内引取りは認めない。

　本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の3―1―6（画像情報の送信）の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ　任意放棄

輸出者が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸出者が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、当該侵害物品の引渡しを受ける。

ホ　国内引取り

輸出者等が侵害物品の国内への引き取りを申し出た場合は、国内引取りをする旨の書面及び権利者の同意書を提出させるとともに、輸出申告の撤回をさせたうえで、当該侵害物品の国内への引取りを認める。

⑷　他部門への通報

上記⑵又は⑶に規定する自発的処理の結果については、発見部門の長が認定手続を執った場合を除き、速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官及び保税取締部門に通報する。

⑸　取扱郵便局への通報

疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記⑵のロからホまで又は⑶のロからホまでに規定する処理が行われた場合、取扱郵便局に対し通報するものとする。この際、上記⑵のロ若しくはハ又は⑶のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C―5634）により、上記⑵のニ又は⑶のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより、上記⑵のホ又は⑶のホによる処理が行われた場合には国内引取りを行う旨の書面の写しにより通報するものとする。

⑹　採取した見本の扱い

採取見本については前記67―3―13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者等に返却する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号、平19第893号、平19第1207号、平21第368号、平23第411号、平23第746号、平24第321号、平24第944号、平28第403号、平28第646号、令元第784号］

（認定後の取扱い）

69の3―3―1　発発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。

⑴　侵害物品に該当しない物品

イ　一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

輸出を認める。

なお、採取見本については前記67―3―13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸出者に返却する。

ロ　国際郵便物の場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

⑵　侵害物品に該当する物品

「認定通知書（輸出者等用）」を輸出者等に交付した後、原則として不服申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸出されるおそれがある場合を除く。）は、法第69条の2第2項の規定による没収を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合を除き、輸出者等に対し、前記69の3―2の⑴のイのの処理をしょうようするものとする。なお、輸出者等から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の3―3を変更）、平19第420号、平19第893号、平19第1207号、平23第746号、平23第746号、平24第944号、平28第270号］

（通関解放が行われた貨物の取扱い）

69の3―3―2　発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記69の3―3―1の⑴に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）とともに、保税担当部門にも通報する。この場合においては、原則として、通関解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。

［追加：平18第1580号］

（侵害物品の没収の手続）

69の3―4　侵害物品について輸出者等が不服申立てができる期間中に不服申立てを行わず、かつ、自発的処理を行わない場合で保税地域若しくは取扱郵便局に置かれている場合又は不正輸出されるおそれがある場合には、原則として法第69条の2第2項の規定により、当該物品を没収する。

なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するものとする。

没収の手続は次によるものとする。

⑴　一般輸出貨物及び旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長は、輸出者に対して「関税法第69条の2第1項第3号又は第4号該当物品没収通知書」（C―5636）（以下この節において｢｢没収通知書｣｣という。）を交付する。

⑵　国際郵便物の場合

発見部門の長は、差出人に対して「没収通知書」を交付する。また、取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「没収通知書」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号、平19第1207号、平21第368号、平23第746号、平24第944号、平28第270号］

（廃棄の手続）

69の3―5　前記69の3―2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の3―4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。

⑴　会計課長への引継ぎ

発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「関税法第69条の2第1項第3号・第4号該当物品引継書」（C―5639）に「任意放棄書」原本若しくは写し、「没収通知書」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。

⑵　国庫帰属の通知

任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。

⑶　任意放棄物品及び没収物品の処理

会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する不服申立て又は行政処分取消訴訟（以下「行政争訟」という。）を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。

⑷　見本とする場合

会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができる。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記⑶に準じ、廃棄するものとする。

⑸　物品の管理

会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平26第318号、平28第270号］

（輸出差止実績の公表）

69の3―6　侵害物品等に係る輸出差止実績の公表及びその取扱いは、次による。

⑴　侵害物品及び輸出者等が自発的処理をした疑義貨物の輸出差止実績については、本省において仕向国別、知的財産別、品目別の全国分件数及び点数を半期毎に公表する。

⑵　各税関においては、各税関の仕向国別、知的財産別、品目別の件数及び点数の実績について、原則として、半期毎に公表する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号、平21第368号（項番号69の3―5を変更）、平24第139号、令3第919号］

（輸出差止申立ての審査期間）

69の4―1　申立先税関（輸出差止申立てを受け付けた税関をいう。以下この節において同じ。）の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、輸出差止申立ての受付の日の翌日から起算して１月以内に輸出差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。

［追加：平20第346号］

（輸出差止申立ての提出）

69の4―2　輸出差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。

⑴　提出窓口

いずれかの税関の本関知的財産調査官とする。

⑵　申立てを行うことができる者

輸出差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。なお、代理人に輸出差止申立ての手続を委任することを妨げない。

⑶　提出書類等

提出を求める書類等は、「輸出（積戻し）差止申立書」（C―5640）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5642）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」（C―5643）、受理されている輸出差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C―5644）（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあっては「輸出（積戻し）差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」（C―5645）。以下この節において同じ。）並びに後記69の4―3及び69の4―4に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸出（積戻し）差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸出差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。

（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸出差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸出差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。

⑷　電磁的記録

必要と認める場合は、当該輸出差止申立ての内容を記録した電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理に供されるものをいう。以下この節及び次節において同じ。）の提出を求めることができるものとする。提出の方法は、電子メールによる送信、記録媒体による提出など適宜の方法とする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第777号、平18第1580号、平19第420号、平19第803号、平20第346号（項番号69の4―1を変更）、平23第746号、平25第731号、平26第318号、平28第646号］

（輸出（積戻し）差止申立書の添付資料）

69の4―3　「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。

⑴　知的財産の内容を証する書類

イ　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権

登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報の写し（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。）

ロ　著作権又は著作隣接権

権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）

ハ　育成者権

品種登録簿の謄本

ニ　保護対象商品等表示等

法第69条の4第1項に規定する意見が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）

ホ　保護対象営業秘密

法第69条の4第1項に規定する認定の内容が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣認定書」という。）

なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書を除き、輸出差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。

（注1）　経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成18年2月15日経済産業省令第6号。以下この節において｢意見書等に関する規則｣という。）第3条）。

①　不正競争防止法第2条第1項第1号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者（意見書等に関する規則第1条第1号に規定する申立不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係る商品等表示が輸出先の国又は地域の需要者の間に広く認識されているものであること。

②　不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。

③　不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態

申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。

④　不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること

⑤　不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いているものであること

⑥　申立不正競争差止請求権者が輸出差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸出差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること

（注２）　経済産業大臣認定書には、次の事項について認定の内容及びその理由が記載される（意見書等に関する規則第6条）。

① 不正競争防止法第２条第１項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項

② 善意・無重過失でない者

⑵　侵害の事実を疎明するための資料

輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの

（注１）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。

（注２）「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。

①　差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。）

②　差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者

③　海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人

イ　特許権又は実用新案権

　侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書若しくは弁護士又は弁理士（以下この節及び次節において「弁護士等」という。）が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち輸出差止申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明

②　侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ1～5㎜の金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）

③　上記①に記載した構成要件と上記②に記載した技術的構成を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由

④　侵害すると認める物品が特許請求の範囲（実用新案登録請求の範囲）に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠

　実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。

①　実用新案技術評価書

②　実用新案法第29条の２の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸出することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸出（積戻し）差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸出（積戻し）差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）

ロ　意匠権

侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合態様を具体的に記載した、登録意匠の説明

②　上記①に対応させた侵害すると認める物品（部分）の特定及び説明

③　上記①の登録意匠と上記⒝の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由

ハ　商標権

侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること

②　侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること

ニ　著作権又は著作隣接権

侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　侵害すると認める物品が著作物に依拠していること

②　侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること

ホ　育成者権

侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から④まで掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　真正品のＤＮＡ鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略させて差し支えない。）

②　侵害すると認める物品を入手している場合には、そのＤＮＡ鑑定書

③　種苗法第21条の2第1項第1号に掲げる事項の届出を行った場合には、届け出たことを証する書類及び同号イに規定する指定国以外の国への輸出が見込まれることを疎明する資料

④　種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類

なお、提出された上記①及び②のＤＮＡ鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るＤＮＡ鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該輸出差止申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

ヘ　保護対象営業秘密

経済産業大臣認定書において認定されている事項については、当該認定書において既に侵害の事実の判断が示されていることから、輸出（積戻し）差止申立書の添付資料として、新たに侵害の事実を疎明するための資料の提出を求めないものとする。ただし、提出された経済産業大臣認定書では認定されていない事項について差止申立てを行おうとする場合には、新たに、当該事項を認定した経済産業大臣認定書の提出が必要となることに留意する。

なお、善意・無重過失でない者として経済産業大臣認定書に記載された者に当該認定書が到達した事実を確認するため、経産省知財室に対して当該事実を客観的に確認できるもの（簡易書留、配達証明郵便に係る郵便物配達証明書の写し等）を求めるものとする。

⑶　識別ポイントに係る資料

当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品の特徴（商品名や型番等の特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法）を示したもの

（特に、侵害すると認める物品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正商品と侵害すると認める物品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）

⑷　通関解放金の額の算定の基礎となる資料

特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係る裁判において認定された額、過去1年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。

⑸　代理権に関する書類（代理人が輸出差止申立ての手続を行う場合に限る。）

権利者が、代理人に輸出差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平23第746号、平23第1343号、平24第321号、平25第310号、平26第318号、平27第1360号、平28第646号、平30第1589号、令元第784号、令3第260号、令3第500号、令4第206号、令5第592号］

（その他の資料）

69の4―4　申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑤に掲げる資料等を輸出差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸出差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしょうようして差し支えない。

①　輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し

②　弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書（日本知的財産仲裁センター等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関が作成した判定書その他の資料を含む。以下この節及び次節において同じ。）

③　申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し

④　輸出差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

⑤　侵害すると認める物品を輸出することが予想される者、その仕向人その他侵害すると認める物品に関する情報を確認することができる資料

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号、令5第594号］

（輸出差止申立ての受付及び審査）

69の4―5　輸出差止申立ての受付及び審査の手続及びその取扱いは、「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成20年3月31日財関第351号。以下「申立審査通達」という。）の定めるところによる

［追加：平20第346号］

（輸出差止申立ての受理前の公表等）

69の4―6　前記69の4―2の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」（「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。

⑴　税関ホームページにおける公表等

総括知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の2の⑴により申立先税関の本関知的財産調査官から連絡を受けた場合、「輸出（積戻し）差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。

なお、申立審査通達の第2章において準用する第1章の3の⑴により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。

①　「知的財産種別」　特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。

②　「知的財産の内容」　権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。

イ　著作権　著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイトル等）

ロ　著作隣接権　対象となる媒体（レコード、ＣＤ等）及びタイトル・実演家の名称等

ハ　不正競争防止法

　同法第2条第1項第1号又は第2号の場合　経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示

　同法第2条1項第3号の場合　経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名

　同法第2条1項第17号又は第18号の場合　経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段

③　「侵害すると認める物品の品名」　差止対象となる物品の品名を表示する。

④　「申立人、申立人連絡先」　申立人の名称及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。

⑤　「申立先税関及び連絡先」　申立先税関及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。

⑥　「公表日及び意見を述べることができる期間」　税関ホ－ムペ－ジに公表した日及び意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホ－ムペ－ジに公表した日から10日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。

⑵　予想される輸出者等への連絡

申立先税関の本関知的財産調査官は、予想される輸出者その他国内において当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる者（以下この節において「予想される輸出者等」という。）が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸出者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸出者等に対し上記⑴により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。

⑶　侵害すると認める理由の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、原則として、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

⑷　利害関係者意見書の提出

イ　利害関係者からの意見書

提出利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記⑴の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。

ロ　提出期限の延長

申立先税関の本関知的財産調査官は、上記⑴の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。

ハ　利害関係者意見書の補正

上記イ及びロにより意見書を提出した利害関係者は、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日を経過する日までは意見書を補正することができる。

ただし、申立先税関の本関知的財産調査官は、当該利害関係者が意見書を補正する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。

ニ　添付資料等の追加資料等の求め

利害関係者から提出された意見書について、次の又はに該当することが明らかである場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、追加資料等の提出等を求めることができるものとする。

なお、追加資料等の提出等を求める場合には、必要な調査期間等を勘案して適当と認める期限を付しておくものとする。

　必要な資料等が不足していると認められる場合

　意見書の内容が明確でないと認められる場合

⑸　利害関係者意見書の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平23第1343号、平24第685号、平25第310号、平28第646号、令元第784号、令3第500号、令4第468号、令5第594号］

（輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）

69の4―7　申立先税関の本関知的財産調査官による輸出差止申立ての受理又は不受理の決定、及び総括知的財産調査官による当該決定の周知は、次による。

⑴　申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第２章において準用する第1章の3の⑶に規定する意見書の審査結果に基づき、輸出差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸出差止申し立ての受理又は不受理の決定は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成19年6月15日財関第802号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第3章において準用する第１章の12の規定によるものとする。

⑵　申立先税関の本関知的財産調査官は、上記⑴の結果を総括知的財産調査官に連絡する。なお、受理の場合には、当該輸出差止申立ての有効期間を、併せて連絡するものとする。

⑶　申立先税関の本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハの事項を通知するものとする。

イ　輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記69の4―10による輸出差止申立ての内容変更を行うこと

ロ　輸出差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、実用新案法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。

ハ　輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記ロの審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、後記69の4―11の⑵による輸出差止申立ての取下げを行うこと。

⑷　申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」（C―5656）又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」（C―5658）を申立人に交付するとともに、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。なお、当該輸出差止申立ての一部のみを受理とし、残りを不受理とする場合には、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」に、受理とする部分及び不受理とする部分を明確にするとともに、不受理とする部分については、その理由を記載するものとする。

⑸　総括知的財産調査官は、上記⑵の連絡に係る内容を各税関官署に周知する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平26第318号、令元第784号、令3第500号、令5第273号、令5第594号］

（輸出輸出差止申立ての内容の受理後の公表）

69の4―8　輸出差止申立てを受理した場合には、「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項について、次により公表する。

⑴　公表する事項

イ　申立人の氏名又は名称、法人番号、連絡先名、連絡先電話番号

ロ　知的財産の内容（特許権及び実用新案権は請求項の番号を含む。）

ハ　侵害すると認める物品の品名

ニ　輸出差止申立ての有効期間

⑵　公表方法

申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸出差止申立てに係る上記⑴の事項を総括知的財産調査官に連絡し、総括知的財産調査官は当該事項を遅滞なく公表する。また、総括知的財産調査官は有効期間中の輸出差止申立てを１月毎に取りまとめて本省に報告し、本省はそれを公表する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第746号、令3第500号、令5第594号］

（輸出差止申立ての更新）

69の4―9　申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。

⑴　輸出差止申立ての有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」（C―5660）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5662）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C―5663）。（以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1部とする。

この場合において、輸出差止申立ての内容に変更がない場合は、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。

⑵　更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の1の⑵に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。

⑶　申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。

（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合や保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合などを指す。以下この節において同じ。

⑷　上記⑶により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要か否かを申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要なものについては、原則として前記69の4―2の⑶に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。

⑸　更新の受理又は不受理については、前記69の4―7に準じて取り扱うものとする。なお、更新の受理を輸出差止申立ての有効期間の満了の日前に行う場合、更新後の輸出差止申立ての有効期間の開始日は、当該満了の日の翌日とする。

⑹　更新を認めた輸出差止申立て内容の公表については、前記69の4―8に準じて取り扱うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平26第318号、平28第646号、令5第594号］

（輸出差止申立ての内容変更）

69の4―10　輸出差止申立て（前記69の4―9の規定に基づく更新を含む。後記69の4―11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。

⑴　当該輸出差止申立ての申立先税関に変更内容を書面（任意の様式）（以下この節において「内容変更の書面」という。）により提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、１部とする。

⑵　内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第2章において準用する第1章の1の⑵に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。また、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。

⑶　上記⑵により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要か否かを申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要なものについては、原則として前記69の4―2の⑶に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。

⑷　申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認める。

⑸　輸出差止申立ての内容変更を認めた際の取扱い及び輸出差止申立ての内容の公表は、前記69の4―7及び69の4―8に準じて取り扱うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号、平23第746号、平25第310号、平26第318号、令5第594号］

（輸出差止申立ての受理の撤回等）

69の4―11　輸出差止申立ての受理の撤回及び輸出差止申立ての撤回の取扱いは、次による。

⑴　輸出差止申立ての受理の撤回

輸出差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理撤回通知書」（C―5664）により理由を付して申立人に通知する。

なお、輸出差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。

⑵　輸出差止申立ての取下げ

申立人から輸出差止申立ての有効期間内に申立先税関に対して、書面(任意の様式)により当該輸出差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとする。

(注)　輸出差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸出差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしょうようするとともに、総括知的財産調査官及び当該輸出差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に連絡することとする。

⑶　輸出差止申立ての受理を撤回し又は取下げを認めた際の取扱い及び輸出差止申立ての内容の公表の中止については、前記69の4―7及び69の4―8に準じて取り扱うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号、令5第594号］

（その他）

69の4―12　権利者から輸出差止申立て以外の方法（例：電子メール）により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸出差止申立てを行うようしょうようするものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平20第346号（項番号69の4―2を変更）、平24第139号］

（情報の収集）

69の4―13　知的財産調査官は、侵害物品の輸出の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。

①　知的財産の内容を証する書類

②　侵害の事実に係る資料

③　識別ポイントに係る資料

④　侵害物品の特定のために必要と認める資料

⑤　その他侵害物品の輸出の取締りに関する資料

［追加：平20第636号］

［一部改正：平24第139号］

（輸出差止申立てにおける専門委員意見照会）

69の5―1　申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、専門委員制度運用通達の第３章において準用する第１章の１の⑴に定める場合に該当する場合には、輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなるので、留意する。

［追加：平20第346号］

（輸出差止申立てに係る供託等）

69の6―1　法第69条の6（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

⑴　供託命令

イ　供託命令の要件

法第69条の6第1項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸出差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸出者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ　供託の期限

法第69条の6第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」（C―5670）の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。

ハ　供託額

　法第69条の6第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。

ⅰ　予想される認定手続期間中に輸出者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（申告価格の20％程度を目安に算定する。）

ⅱ　予想される認定手続期間中に輸出者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額

疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

ⅲ　生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の申告価格とする。）

ⅳ　その他、予想される認定手続期間中に輸出者等が疑義貨物を通関することができないことにより被るおそれのある損害の額

　上記の額の算定に当たっては、輸出者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

ただし、下記ニなお書の場合には、あらかじめ、上記ハののⅰからⅲまでを合算した額で供託命令を行い、必要と認める場合には、後日上記ハののⅳについて追加供託命令を行う旨を輸出者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

ニ　供託命令の手続

知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。⑵から⑼までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長（収納課長が配置されていない官署にあっては、その職務を行う者。以下「収納課長等」という。）に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて電子メール等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の6第11項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C―5672）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。

⑵　供託等の取扱い

イ　金銭又は有価証券を供託する場合

　供託物の種類

ⅰ　法第69条の6第1項に規定する「金銭」とは、前記9の4―1の⑴の規定に準じて取り扱う。

ⅱ　法第69条の6第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の6―1の⑴及び⑵に準じて取り扱う。

ただし、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第278条第１項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。

　国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の11―3及び9の11―4の規定に準じて取り扱う。

　供託場所

金銭又は有価証券（以下「金銭等」という。）の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄の供託所に行わせるものとする。

　供託書正本の提出

供託をすべき申立人には、供託書の正本を「供託書正本提出書」（C―5674）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、供託をすべき申立人から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該申立人に交付するとともに、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物の輸出者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ　支払い保証委託契約を締結する場合

　支払い保証委託契約の相手方

法第69条の6第5項の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

　支払保証委託契約の届出

ⅰ　供託をすべき申立人には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C―5676）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ⅱ　収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の7第1項（令第65条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に適合すると認めたときは、（「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸出者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。

なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イの手続と同時に行わせるものとする。

⑶　供託額の追加

知的財産調査官等は、申立人に輸出者等の損害を担保するのに不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命じる場合には、上記⑴ロからニまで及び⑵に準じて取り扱う。

なお、供託額の追加を命ずる場合には、総括知的財産調査官と協議するものとする。

⑷　認定手続の取りやめ

イ　「供託命令書」の交付を受けた申立人が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないときは、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、申出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。

なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

ハ　知的財産調査官等は、認定手続を取りやめたときは、「認定手続取りやめ通知書」（C―5678）を申立人及び輸出者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続取りやめ通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は当該疑義貨物についてその輸出を認めるものとする。

(注)　認定手続を取りやめようとする場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

⑸　供託された金銭等の還付

イ　権利の実行の申立ての手続

　輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成6年法務省令・大蔵省令第5号。以下「供託金規則」という。）第1条((申立ての手続))（供託金規則第11条において準用する場合を含む。）に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。

ⅰ　民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第1項((債務名義))に規定する債務名義（確定判決等）

ⅱ　損害賠償請求権の存在を確認する確定判決又はそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの

ⅲ　供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面

ⅳ　上記ⅰからⅲまでに掲げるものに類するもの

(注)　ⅳに掲げるものが提出された場合には総括知的財産調査官に協議するものとする。

　輸出者等には、供託金規則様式第一（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十二）による申立書に、上記のⅰからⅳまでに掲げるもの（以下「債務名義等」という。）のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ　申立人からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した申立人から、輸出者等が提出した債務名義等の真偽、認定手続が執られたことにより輸出者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ　確認書交付手続

収納課長等は、輸出者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第二（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十三）の確認書を当該輸出者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。

⑹　有価証券の換価

イ　輸出者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則（昭和34年法務省令第2号）第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ　収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ　収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ　上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第4条第4項（供託金規則第11条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」（C―5680）に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。

この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。

　供託された金銭等の取戻し

イ　疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い

　知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C―5620）に「認定通知書（輸出者等用）等」の写しを添付してその旨を通報する。

　上記の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ロ　疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い

　知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記69の3―2の⑵のイ又はニにより認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。

　上記の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ハ　損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

　金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C―5682）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

ⅰ　供託の原因となった貨物の輸出者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

ⅱ　損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

(注)　なお、権利者の誤った輸出差止申立てにより、輸出者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法第724条により3年となるので留意する。

ⅲ　申立人が輸出者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

ⅳ　侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）等」であって、その理由欄に、権利者からの輸出同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの

ⅴ　その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

　収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸出者等から、当該書面（上記ⅳを除く。）の真偽等について意見を聴取するものとする。

　収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、申立人に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ニ　支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

　収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」（C―5684）（2部。原本、申立人交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。

　収納課長等は、契約書の内容が令第62条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ　供託物が差し替えられた場合の取扱い

　収納課長等は、申立人から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」（C―5686）（2部。原本、申立人交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

　収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書正本を受理することが適当であると認めたときは、申立人に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ヘ　収納課長等は上記イからホまでにおいて、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用」）を回収するものとする。ただし、上記ハの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に申立人に対し返還するものとする。

　支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物の輸出者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下この節において「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ　支払保証委託契約の原因となった貨物の輸出者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C―5688）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ　収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人から、債務名義等の真偽、認定手続がとられたことにより輸出者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ　収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、輸出者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C―5690）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

　支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ　支払保証委託契約の解除

　支払保証委託契約を解除しようとする申立人には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C―5692）（2部。原本、申立人交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、ⅰの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

ⅰ　疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）等」又は「処理結果通知書」の提出があった場合

ⅱ　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注)　承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸出者等から、事実関係について意見を聴取するものとする。

ⅲ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

ⅳ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の7第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ　支払保証委託契約の内容の変更

　支払保証委託契約の内容を変更しようとする申立人には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C―5694）（2部。原本、申立人交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の7第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号、平20第346号、平21第368号、平23第411号、平28第646号、令元第784号、令2第1118号、令3第500号、令5第273号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求の手続）

69の7―1

⑴　経済産業大臣意見照会を求める際に提出させる書面は、「経済産業大臣意見照会請求書」（保護対象営業秘密関係）（C―5746）とする。

⑵　令第62条の10に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、経済産業大臣認定書とし、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）の求め（次項において「請求」という。）をした不正競争差止請求権者（法第69条の７に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下次項及び次々項において同じ。）又は輸出者等に対し、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。なお、法第69条の7第9項の規定により税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合であって、経済産業大臣へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。

［追加：平28第646号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続）

69の7―2

⑴　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C―5747）に次の資料を添付して、経済産業大臣に提出して行うこととする。

イ　受理された輸出差止申立てに係る貨物についての経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書」及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）

ロ　令第62条の2第1項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ　前記69の7―1の⑵により提出等された資料

ニ　下記⑵により不正競争差止請求権者又は輸出者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ　その他経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料

⑵　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」（C―5748）並びに上記⑴で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸出者等に送付し、当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。

⑶　令第62条の11第１項又は第２項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」への記載は、経済産業大臣認定書とする。

⑷　受理された輸出差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第69条の７第１項に規定する10日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸出者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記⑵の期限（輸出者等に対して意見を求める場合に限る。）として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等以外の他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸出者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸出者等の意見の回答前に10日経過日までに経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行い、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸出者等の意見は、後日追加して経済産業大臣に提出するものとする。なお、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記のハに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等に教示するものとする。

⑸　税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

⑹　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合には、不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5749）により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び不正競争差止請求権者又は輸出者等が後記において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。

⑺　次の場合には、請求があっても、法第69条の7第2項ただし書の規定により、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行わないこととする。

イ　輸出者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合

ロ　輸出者等が、前記69の3―2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸出されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）

ハ　当該申請が、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行える期間内に上記⑵の「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」の不正競争差止請求権者及び輸出者等への交付又は上記⑵の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うことが困難な場合

なお、法第69条の10第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は行わないこととするので、留意する。

⑻　上記⑺の場合には、速やかに、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会不実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5750）により、その旨及び理由を通知する。

⑼　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5751）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を付して意見を述べ､又は証拠を提出することを認めることとする。

⑽　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合で、法第69条の7第8項の規定により、経済産業大臣の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5752）により、経済産業大臣に対し、その旨を通知する。

［追加：平28第646号］

［一部改正：令元第784号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求ができる期間の延長）

69の7―3　法第69条の7第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の３第１項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸出者等及び申立不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始日通知書兼用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5753）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

［追加：平28第646号］

［一部改正：令元第784号］

（特許庁長官意見照会請求の手続）

69の7―4

⑴　特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」（C―5714）とする。

⑵　令第62条の10に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記69の4―3の⑵のイのの②又は同項の⑵のロの②と同等のものとし、特許庁長官意見照会の求め（以下この項及び次項において「請求」という。）をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者（以下「特許権者等」という。）又は輸出者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。なお、法第69条の7第9項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平20第346号、平28第646号（項番号69の7―1を変更）］

（特許庁長官意見照会手続）

69の7―5

⑴　特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」（C―5716）に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第69条の7第9項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。

イ　受理された輸出差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書」及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）

ロ　令第62条の2第1項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ　前記69の7―4の⑵により提出等された資料

ニ　下記⑵により特許権者等又は輸出者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ　その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料

⑵　特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」（C―5718）並びに上記⑴で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸出者等に送付し、当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。

⑶　令第62条の11第1項又は第2項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記69の4―3の⑵のイのの②又は同項の⑵のロの②と同等のものとする。

⑷　受理された輸出差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第69条の7第1項に規定する10日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸出者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記⑵の期限（輸出者等に対して意見を求める場合に限る。）として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした特許権者等又は輸出者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸出者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸出者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸出者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸出者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記⑺のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者等又は輸出者等に教示するものとする。

⑸　税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

⑹　特許庁長官意見照会を行った場合には、特許権者等及び輸出者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」（C―5720）により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び特許権者等又は輸出者等が後記⑼において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。

⑺　次の場合には、請求があっても、法第69条の7第2項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。

イ　輸出者が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合

ロ　契約関係を示す証拠等により当該物品について輸出者等が正当な権利を有することが明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができることが確実と認められる場合

ハ　輸出者等が、前記69の3―2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸出されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）

ニ　令第62条の11第1項に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合

ホ　当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記⑵の「特許庁長官意見照会に係る意見照会書」の特許権者等及び輸出者等への交付又は上記⑶の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合

なお、法第69条の10第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意する。

⑻　上記⑺の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸出者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」（C―5722）により、その旨及び理由を通知する。

⑼　特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸出者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」（C―5724）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を付して意見を述べ､又は証拠を提出することを認めることとする。

⑽　特許庁長官意見照会を行った場合で、法第69条の7第8項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」（C―5726）により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平19第420号、平20第346号、平28第646号（項番号69の7―2を変更）、令元第784号］

（特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長）

69の7―6　法第69条の7第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸出者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸出差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸出差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の3第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸出者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」（C―5728）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平28第646号（項番号69の7―3を変更）、令元第784号］

（農林水産大臣意見照会手続等）

69の8―1　農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

⑴　法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、次の場合とする。

イ　育成者権者とと輸出者等の主張が対立した場合

ロ　税関においてＤＮＡ鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（ＤＮＡ鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）

ハ　前記69の4―3⑵ホ④により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合

ニ　種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合

⑵　農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」（C―5730）に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったＤＮＡ鑑定の結果、育成者権者から申立時に提出されているＤＮＡ鑑定書の写し（ＤＮＡ鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等）、これら以外の資料で輸出差止申立て時の提出資料の写し（申立てが受理されている場合に限る。）並びに育成者権者及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に関し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

⑶　農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」（C―5732）により、その旨を通知する。

⑷　農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記⑶の育成者権者及び輸出者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」（C―5734）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内に限り当該育成者権者及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。

⑸　農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C―5736）により、遅滞なくその旨を通知する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の7―1を変更）、令元第784号、令3第260号、令4第206号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等）

69の8―2　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。

⑴　法第69条の8第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、不正競争差止請求権者と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。

⑵　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5738）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し（申立てが受理されている場合に限る。）並びに不正競争差止請求権者及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副２部とする。なお、不正競争防止法第2条第1項第17号及び第18号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。

⑶　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5740）により、その旨を通知する。

⑷　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記⑶の不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5742）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内に限り当該不正競争差止請求権者及び輸出者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。

⑸　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の3第6項若しくは第69条の6第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5744）により、遅滞なくその旨を通知する。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平25第310号、平27第1360号、平28第646号、令元第784号］

（認定手続における専門委員意見照会手続等）

69の9―1　認定手続における専門委員意見照会に係る手続等については、専門委員制度運用通達の定めるところによる。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平19第420号、平19第803号、平20第346号］

（通関解放手続）

69の10―1

⑴　法第69条の10第1項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸出者等及び申立特許権者等（保護対象営業秘密に係る輸出差止申立てが受理された不正競争差止請求権者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。

ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。

⑵　法第69条の7第1項に規定する通知日を把握した後速やかに、輸出者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」（C―5758）により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の7―3又は69の7―6の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。

⑶　令第62条の14に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」（C―5760）とし、同条第5号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記69の10―2の⑴のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。

⑷　法第69条の10第3項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」（C―5762）により、行うこととする。

⑸　後記69の17―2の⑵のイのの規定により通報を受けた供託書正本預り証の写し又は同項の⑵のロののⅱの規定により通報を受けた支払保証委託契約締結届出確認書の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸出者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」（C―5764）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平19第420号、平28第646号、令元第784号］

（通関解放金）

69の10―2　法第69条の10第3項から第10項まで（法第75条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。

⑴　供託命令

イ　法第69条の10第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」（C―5766）の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。

ロ　供託額

　法第69条の17第3項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。

ⅰ　特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去1年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）

ⅱ　輸出者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額（FOB価格の20％を目安に算定する。）

　上記の額の算定に当たっては、輸出差止申立ての際に提出された資料（追加して提出された資料を含む。）等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とするとともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。

ハ　知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記⑵から⑼までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を輸出者等に命ずる場合には、「通関解放金供託命令書」を当該輸出者等に交付するとともに、収納課長等に「通関解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通関解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

⑵　供託等の取扱い

イ　金銭又は有価証券を供託する場合

　供託物の種類

ⅰ　法第69条の10第3項に規定する「金銭」については、前記9の4―1の⑴の規定に準じて取り扱う。

ⅱ　法第69条の10第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の6―1の⑴及び⑵の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278 条第１項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。

　国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の11―3及び9の11―4の規定に準じて取り扱う。

　供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄りの供託所に行わせるものとする。

　供託書正本の提出

供託をすべき輸出者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」（C―5874）（2部。原本、申立特許権者等交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸出者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸出者等に交付し、前記69の17―1の⑸による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ　支払い保証委託契約を締結する場合

　支払い保証委託契約の相手方

法第69条の10第6項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

　支払保証委託契約の届出

ⅰ　供託をすべき輸出者等には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C―5676）（2部。原本、輸出者等交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ⅱ　収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸出者等に交付し、前記69の10―1の⑸による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸出者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イのの手続と同時に行わせるものとする。

⑶　供託等をしない場合の取扱い

イ　「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸出者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき（下記ロにおいて「供託しない場合」という。）は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、申出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。

ハ　知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」（C―5768）を申立特許権者等及び輸出者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。

⑷　供託された金銭等の還付

イ　権利の実行の申立ての手続

　供託金規則第7条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記69の6―1の⑸のイののⅳに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。

　申立特許権者等には、供託金規則様式第四（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十四）による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ　輸出者等からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、金銭等を供託した輸出者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。

ハ　確認書交付手続

収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十五）の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸出者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。

⑸　有価証券の換価

イ　申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ　収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、輸出者等に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ　収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ　上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第9条において準用する同規則第4条第4項（供託金規則第12条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」（C―5680）に供託書正本の写しを添付して、輸出者等に送付するものとする。

この場合において、輸出者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸出者等に対し返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。

⑹　供託された金銭等の取戻し

イ　損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

　金銭等を供託した輸出者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C―5682）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

ⅰ　供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

ⅱ　損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

ⅲ　輸出者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

ⅳ　その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

　収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等から、当該書面の真偽等について意見を聴取するものとする。

　収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸出者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ロ　支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

　収納課長等は、輸出者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」（C―5684）（2部。原本、輸出者等交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。

　収納課長等は、契約書の内容が令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合すると認めたときは、輸出者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（輸出者等交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ハ　供託物が差し替えられた場合の取扱い

　収納課長等は、輸出者等から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」（C―5686）（2部。原本、輸出者等交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

　収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸出者等に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（輸出者等交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ニ　訴えを提起しなかった場合の取扱い

申立特許権者等が法第69条の10第12項の規定による通知を受けた日から30日（以下ニにおいて「通知後30日」という。）以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。

　金銭等を供託した輸出者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C―5682）に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。

　収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記による申請書（上記による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。）を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出させることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。

　収納課長等は、上記の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後30日以内に当該訴えの提起をしなかった事実を確認した場合には、輸出者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ホ　収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸出者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸出者等に対し返還するものとする。

⑺　支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸出者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ　支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C―5688）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ　収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸出者等に、債務名義等の真偽、当該貨物が輸出されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ　収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C―5690）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

⑻　支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ　支払保証委託契約の解除

　支払保証委託契約を解除しようとする輸出者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C―5692）（2部。原本、輸出者等交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸出者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸出者等交付用）を交付するとともに、下記ⅰの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

ⅰ　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注)　承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等から、事実関係について意見を聴取することとする。

ⅱ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

ⅲ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ　支払保証委託契約の内容の変更

　支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸出者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C―5694）（2部。原本、輸出者等交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の15において準用する令第62条の7第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸出者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」（輸出者等交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

［追加：平18第1580号］

［一部改正：平19第420号、平21第368号、平23第411号、平28第646号、平28第646号、平29第442号、令5第273号］

第8節　知的財産侵害物品（輸入）

（用語の意義）

69の11～69の21―1　この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

⑴　「知的財産権」　法第69条の11第1項第9号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権（著作権についての無名又は変名の著作物の発行者が行い得る差止請求権を含む。以下同じ。）、著作隣接権、回路配置利用権（回路配置利用権についての専用利用権を含む。以下同じ。）若しくは育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ。）又は同項第9号の2に掲げる意匠権若しくは商標権をいう。

⑵　「知的財産」　知的財産権並びに不正競争防止法第2条第1項第1号若しくは第2号に規定する商品等表示、同項第3号に規定する商品の形態又は同項第17号若しくは第18号に規定する技術的制限手段であって不正競争差止請求権者（法第69条の12に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下同じ。）に係るもの（以下「保護対象商品等表示等」という。）及び同項第10号に規定する不正使用行為の対象となる営業秘密であって不正競争差止請求権者に係るもの（以下「保護対象営業秘密」という。）をいう。

⑶　「侵害物品」　法第69条の11第１項第９号から第10号までに掲げる物品をいう。

⑷　「侵害疑義物品」　侵害物品に該当すると思料される貨物をいう。

⑸　「認定手続」　侵害疑義物品について、侵害物品に該当するか否かを認定するための手続をいう。

⑹　「疑義貨物」　認定手続が執られた貨物をいう。

⑺　「権利者」　知的財産権を有する者及び不正競争差止請求権者をいう。

⑻　「輸入者等」　輸入申告をした者及び日本郵便株式会社から提示された国際郵便物の名宛人をいう。

⑼　「仕出人」　法第69条の11第１項第9号の2に規定する持込み行為をする者をいう。

⑽　「輸入差止申立て」　法第69条の13第1項の規定による申立てをいう。

⑾　「申立人」　輸入差止申立てをした者をいう。

⑿　「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会」　法第69条の14の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。

⒀　「輸入差止情報提供」　回路配置利用権を有する者が、後記69の13―12により、自己の権利を侵害すると認める貨物に関する資料を提出することをいう。

⒁　「情報提供者」　輸入差止情報提供をした者をいう。

⒂ 「自発的処理」 後記69の12―2⑴に規定する廃棄、滅却、積戻し、輸入同意書の提出、切除等の修正及び任意放棄をいう。

⒃　「見本検査承認申請」　法第69条の16第1項の規定による申請をいう。

⒄　「経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）」　法第69条の17第2項又は第9項の規定により､税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。

⒅　「特許庁長官意見照会」　法第69条の17第2項又は第9項の規定により、税関長が特許庁長官に対し意見を求めることをいう。

⒆　「農林水産大臣意見照会」　法第69条の18第1項の規定により、税関長が農林水産大臣に対し意見を求めることをいう。

⒇　「経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）」　法第69条の18第1項の規定により、税関長が経済産業大臣に対し意見を求めることをいう。(21)　「認定手続における専門委員意見照会」　法第69条の19の規定により、税関長が専門委員に対し意見を求めることをいう。

(22)　「通関解放金」　法第69条の20第3項の規定により、認定手続の取りやめを求めた輸入者等に対し供託を命じる金銭（同条第4項に規定する有価証券を含む。）をいう。

(23)　「通関解放」法第69条の20第11項の規定により、認定手続を取りやめることをいう。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8～69の18―1を変更）、平19第1207号、平23第411号、平23第1343号、平24第944号、平26第318号、平27第1360号、平28第646号、平29第442号、令元第784号、令4第204号］

（各種通知書等の送付方法）

69の11～69の21―2　各種通知書等の送付の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　通知書の送付方法

税関官署の長が交付する各種通知書等は、輸出者等若しくは権利者に直接又は前記2の4―1（送達の方法）に規定する郵便等のうち相手方に到達した日付が客観的に確認できるもの（例えば、簡易書留、特定記録郵便）をもって交付することとする。

ただし、これらによりがたい場合には、前記2の4―1の⑶及び2の4―2の⑶の公示送達によるものとする。

⑵　通知書様式中の文字の消込み

複数の用途に使用される通知書等の様式において、用途上不要な文字は、適宜、その文字を線等で消し込み、又は電子媒体上削除して使用する。

⑶　窓付封筒の使用

各種通知書等の送付に当たっては、窓付封筒を利用して差し支えない。様式については、別に事務連絡する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8～69の18―2を変更）、平21第368号、平26第318号、令元第784号］

（取締対象貨物及び貨物に関する情報収集）

69の11―4　侵害物品の取締りは、この節に定めるところにより、法の規定により輸入申告された貨物又は日本郵便株式会社から提示された国際郵便物のうち、次の貨物を対象として重点的に審査等を行い、必要に応じて貨物に関する情報収集を行うこととする。

⑴　重点的に審査等を行う貨物

イ　知的財産（回路配置利用権を除く。）

　輸入差止申立てが受理されたもの

　その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

ロ　回路配置利用権

　輸入差止情報提供のあったもの

　その他税関において侵害物品の疑いがあると判断されるもの

⑵　貨物に関する情報収集

上記⑴に規定する貨物に該当するかの否かの判断に際して、必要な情報収集を行う場合の留意点等は、次の通りである。

イ　情報収集は、発見部門の所掌に属するものを除き、必要に応じて本関知的財産調査官と協議の上、知的財産調査官又は知的財産担当官が行うこととする。なお、知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署にあっては、原則として本関知的財産調査官が行うこととする。

ロ　情報収集の際には、当該貨物に係る個別具体的な情報が了知されないよう十分留意することとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―4を変更）、平19第1207号、平24第944号、令元第784号］

（知的財産調査官等の事務）

69の11―5　知的財産調査官等の担当する事務は、次による｡

⑴　知的財産調査官（署所に設置されている知的財産調査官（以下「署所知的財産調査官」という。）にあっては、ハからヨまでの事務に限る。）

イ　輸入差止申立ての受理又は不受理に係る手続（輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る事務を含む。）

ロ　輸入差止情報提供の受付

ハ　侵害物品の疑いがあるとの判断に際して必要な情報の収集

ニ　認定手続及び疑義貨物に対する調査等

ホ　輸入差止申立てに係る供託命令

へ　見本検査承認申請に係る手続（供託命令を含む。）

ト　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に係る手続

チ　特許庁長官意見照会に係る手続

リ　農林水産大臣意見照会に係る手続

ヌ　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に係る手続

ル　認定手続における専門委員意見照会に係る手続

ヲ　通関解放に係る手続（供託命令を含む。）

ワ　知的財産に関する資料及び情報の収集、分析、管理及び伝達

カ　侵害物品に係る審査及び検査手法の研究

ヨ　侵害物品の取締りに関する関係部門の指導

タ　総括知的財産調査官及び他税関の本関知的財産調査官との連絡及び調整

⑵　総括知的財産調査官

総括知的財産調査官は、知的財産を侵害するおそれのある貨物に関し、上記⑴の知的財産調査官の事務を行うほか、上記⑴のイからヨまでの事務について、全国の税関における統一的な事務処理を確保するため必要な調査、情報の収集、分析、管理及び提供を行うものとする。

なお、総括知的財産調査官は、統一的な事務処理を確保するうえで必要であると認める場合その他本関知的財産調査官からの協議に際し必要と認める場合には、本省知的財産調査室長に協議するものとする。

⑶　知的財産担当官

税関長は、監視部及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記⑴のハからヨまでの事務を処理させる。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―5を変更）、平23第411号、平23第746号、平24第139号、平28第403号、平28第646号、令元第784号、令4第469号］

（知的財産の侵害とはならない物品）

69の11―6　知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。

⑴　特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの

⑵　意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの

⑶　著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの

(注)　 上記⑴及び⑵における「業として」又は上記⑶における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要がある。したがって、輸入貨物の数量が１個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断するものとする。ただし、認定手続を執る前に輸入者等から当該物品について任意放棄等の自発的処理をする旨の申し出があった場合は、この限りでない。

⑷　権利者から輸入の許諾を得ているもの

⑸　回路配置利用権について、半導体集積回路の引渡しを受けた時において、模倣の事実を知らず、かつ、知らないことについて過失のない者によって輸入されるもの

⑹　保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号まで又は第9号に掲げる行為を組成する物品

⑺　保護対象営業秘密については、不正競争防止法第19条第1項第7号）に掲げる行為を組成する物品

(注)　善意・無重過失でない者によって輸入されるもののみが、侵害物品となるので留意する。なお、税関において、輸入者等が善意・無重過失でない者か否かを判断しがたい場合は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うこととする。

⑻　後記69の11―7において、商標権等の侵害とならない並行輸入品として取り扱うこととされているもの

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第777号、平18第1580号（項番号69の8―6を変更）、平21第368号、平23第411号、平23第1343号、平27第1360号、平28第646号、令元第784号、令4第206号、令4第204号］

（商標権等に係る並行輸入品の取扱い）

69の11―7　商標権等に係る並行輸入品の取扱いは、次による。

⑴　商標権に係る並行輸入品の取扱い

商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の物品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為であっても、次の全てを満たす場合の当該物品は、商標権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

イ　当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものである場合

ロ　当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視しうるような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合

ハ　我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該物品の品質管理を行いうる立場にあり、当該物品と我が国の商標権者が登録商標を付した物品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合

⑵　特許権に係る並行輸入品の取扱い

イ　我が国の特許権者又はこれと同視し得る者（以下この項において「特許権者等」という。）が国外において適法に拡布した特許製品が、特許権者等又は当該製品を輸入する権利を有する者以外の者によって輸入される場合において、次の場合以外の当該製品は特許権の侵害とはならない並行輸入品として取り扱うものとする。

　輸入者が譲受人であるときは、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされた場合

　輸入者が譲受人から特許製品を譲り受けた第三者及びその後の転得者であるときは、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされた場合であって、かつ、その旨が当該製品に明確に表示された場合

ロ　上記イにおいて、特許権者等と譲受人との間で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意がされたことを確認するための資料とは、契約書又はこれに類する文書で、販売先ないし使用地域から我が国を除外する旨の合意があることを確認できる資料をいう。

ハ　上記イの中「その旨が当該製品に明確に表示された場合」とは、当該製品の取引時において、製品の本体又は包装に刻印、印刷、シール、下げ札等により、通常の注意を払えば容易に了知できる形式で当該製品について販売先ないし使用地域から我が国が除外されている旨の表示がされている場合で、当該製品の取引時にはその旨の表示がされていたことが輸入時において確認できる場合をいう。

⑶　実用新案権及び意匠権に係る並行輸入品の取扱い

上記⑵の規定は、実用新案権及び意匠権に係る並行輸入品について準用する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の8―7を変更）、平23第411号］

（通過貨物の取扱い）

69の11―8　輸入目的以外の目的で本邦に到着した貨物であって、法第30条第2項又は法第65条の3に規定するもの（以下この節において「通過貨物」という。）のうち、侵害物品（回路配置利用権を侵害する物品を除く。以下この項において同じ。）の取扱いは、次による。

⑴　知的財産調査官は、通過貨物は輸入差止申立ての対象ではないことに留意し、通過貨物のうち侵害物品の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。

イ　知的財産の内容を証する書類

ロ　侵害の事実に係る資料

ハ　識別ポイントに係る資料

ニ　侵害物品の特定のために必要と認める資料

⑵　通過貨物のうち侵害物品に係る情報を得た場合は、当該情報を遅滞なく関係税関に通報するものとする。

［追加：平20第636号］

［一部改正：平23第411号、平23第746号］

（侵害疑義物品を発見した場合の取扱い）

69の12―1―1　侵害疑義物品を発見した場合の取扱いは、次による。

⑴　見本の採取等

イ　一般輸入貨物の場合

発見部門の長（統括審査官及びこれと同等の職位にある者。これらが設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下一般輸入貨物の場合につ同じ。）は、侵害疑義物品について前記67―3―13（検査における見本の採取）に準じて見本を採取する。この場合において、見本検査承認申請が見込まれる場合には、当該見本検査承認申請を承認した場合に権利者に交付することとなる見本についても採取しておくものとする。

ロ　旅具通関扱貨物の場合

発見部門の長（統括監視官。統括監視官が設置されていない税関支署、出張所又は監視署にあっては、それぞれ支署長、出張所長又は監視署長。以下輸入に係る旅具通関扱貨物の場合について同じ。）は、「保管証」（C―5806）を2部作成し、1部を輸入者に交付して侵害疑義物品を保管する。

ハ　国際郵便物の場合

発見部門の長（統括審査官。統括審査官が設置されていない出張所にあっては出張所長。以下輸入に係る国際郵便物の場合について同じ。）は、侵害疑義物品を包有する郵便物を取り扱った郵便局（以下この節において「取扱郵便局」という。）に対して侵害疑義物品が発見された旨を「知的財産侵害疑義物品発見通報書」（C―5808）をもって通報する。

⑵　認定依頼及び認定手続に係る事務の処理担当

イ　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されている税関官署侵害疑義物品を発見した発見部門の長は、上記⑴の取扱いをした上、速やかに発見官署の知的財産調査官又は知的財産担当官に「知的財産侵害疑義物品認定依頼書」（C―5804）（以下この節において「「認定依頼書」」という。）をもって当該貨物が侵害物品であるか否かの認定を依頼する。「認定依頼書」を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、後記69の12―1―2から69の12―1―8に規定する事務を処理するものとする。

ロ　知的財産調査官又は知的財産担当官が配置されていない税関官署

侵害疑義物品の発見部門の長が、後記69の12―1―2から69の12―1―8に規定する事務を処理するものとする。

⑶　本関知的財産調査官等との協議

上記⑵のイの規定により「認定依頼書」を受けた署所知的財産調査官若しくは知的財産担当官又は上記⑵のロに規定する侵害疑義物品の発見部門の長は、必要に応じ発見税関の本関知的財産調査官に（上記⑴のロの場合には、発見税関の監視部の知的財産担当官を経て）協議するものとする。

⑷　実用新案権に係る留意点

実用新案権については、後記69の13―3の⑵のイのの②に規定する警告書の写しの提出がない場合には、認定手続は開始しないものとするので留意する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第746号、平24第944号、平29第570号、令元第784号］

（認定手続開始通知）

69の12―1―2　法第69条の12第1項及び第2項の規定に基づく認定手続を執る旨等の通知（以下この節において「認定手続開始通知」という。）並びに同条第3項の規定に基づく当該認定手続に係る疑義貨物を生産した者の氏名等の通知（以下この節において「生産者の氏名等の通知」という。）の取扱いは、次による。

⑴　通常の認定手続

イ　輸入者等への認定手続開始通知

輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（輸入者用）」（C―5810）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5810―1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）」（C―5812）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5812―1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」」という。）を交付することにより行う。

その際、法第69条の12第4項の規定に基づき、疑義貨物について侵害物品に該当しない旨の主張をしようとする輸入者等に対し、令第62条の16第2項各号に規定する書類のうち、当該主張の根拠となるものの提出を求めるものとする。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて求めるものとする。

ロ　権利者への認定手続開始通知

権利者に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始通知書（権利者用）」（C―5814）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5814―1）。以下この節において「「認定手続開始通知書（権利者用）等」」という。）を交付することにより行う。

⑵　簡素化手続

受理されている輸入差止申立てに係る貨物について認定手続を執る場合の取扱いは、上記⑴にかかわらず、次による。

イ　輸入者等への認定手続開始通知

輸入者等に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）」（C―5811）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5811―1）、国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）」（C―5813）、保護対象営業秘密に係る国際郵便物にあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5813―1）。以下この節において「「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）等」」という。）を交付することにより行う。

ロ　申立人への認定手続開始通知

申立人に対する認定手続開始通知は、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」（C―5815）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5815―1）。以下この節において「「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）等」」という。）を交付することにより行う。⑶　生産者の氏名等の通知

生産者の氏名等の通知は、次により行うものとする。

イ　当該認定手続に係る疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が認定手続開始通知を行う際に明らかである場合は、当該認定手続開始通知に併せて通知することとする。

ロ　当該認定手続中に当該疑義貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかになった場合は「疑義貨物に係る生産者通知書」(C―5816)により、権利者に通知することとする。

ハ　法第69条の12第3項に規定する生産者の氏名等が「明らかであると認める場合」とは、税関への提出書類又は疑義貨物(梱包、説明書等を含む。)に、例えば、「製造者名○○」、「MANUFACTURER △△」、「produced by ××」のように生産者が明確に表示されている場合や提出書類が「Maker’s Invoice」のように製造者により作成されたものであることが明らかである場合をいう。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平24第944号、平28第646号、令元第784号、令4第204号］

（証拠・意見の提出期限）

69の12―1―3　前記69の12―1―2の規定による認定手続開始通知を受け取った輸入者等又は権利者が法第69条の12第1項に規定する証拠（法第69条の12第4項に規定する書類を含む。以下この節において同じ。）の提出又は意見の陳述を行う場合の期限等は、次による。

⑴　回答期限

輸入者等及び権利者が証拠を提出し、意見を述べることができる期限は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）等」又は「認定手続開始通知書（権利者用）等」の日付の日の翌日から起算して10日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は算入しない。)以内とする。ただし、疑義貨物のうち生鮮貨物（腐敗のおそれがあるものをいう。以下同じ。）については、原則として、3日(行政機関の休日の日数は算入しない。)以内とする。

⑵　争う旨の申出があった場合の期限等の通知

前記69の12―1―2の⑵により認定手続開始通知を行った場合であって、輸入者等から令第62条の16第5項第5号に規定する期限までに同号に規定する書面の提出（以下「争う旨の申出」という。）があった場合は、申立人及び輸入者等に対し、以下により証拠の提出又は意見の陳述の期限を通知するとともに、法第69条の12第4項の規定に基づき、当該輸入者等で疑義貨物について侵害物品に該当しない旨の主張をしようとする者に対し、令第62条の16第2項各号に規定する書類のうち､当該主張の根拠となるものの提出を求めるものとする。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて求めるものとする。

知的財産調査官又は知的財産担当官は、申立人に対し輸入者等から争う旨の申出があった旨並びに申立人及び輸入者等に対し証拠を提出し、意見を述べることができる期限を速やかに通知する（申立人には「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」（C―5819）、輸入者等には「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」（C―5820）を交付するものとする。）。この場合における上記⑴の適用に当たっては、申立人及び輸入者等が証拠を提出し、意見を述べることができる期限の起算日は、「証拠・意見提出期限通知書（申立人用）」又は「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日の翌日とする。

⑶　回答期限の延長

上記⑴又は⑵の規定により設定した回答期限を超えて証拠の提出又は意見の陳述の申出があった場合には、回答期限延長願を書面（任意の様式）により提出させることとし、やむを得ない事情があると認められる場合に限って、証拠の提出又は意見の陳述を認めて差し支えない。

また、後記69の16―1に規定する見本検査承認申請と併せて回答期限延長の申出が書面により提出された場合は、見本検査に必要な期間等を考慮して適当と認める期限延長を認めて差し支えない。

なお、疑義貨物が通関解放の適用がある特許権、実用新案権、意匠権若しくは保護対象営業秘密にに係るものであるとき又は疑義貨物が過去に認定手続、判決等において侵害物品とされた物品と同一と認められるときは、期限延長の要否については特に慎重に検討するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平28第646号、令元第784号、令4第204号、令5第592号］

（疑義貨物に対する調査等）

69の12―1―4　認定手続に係る疑義貨物についての必要な調査等は、次により行う。

⑴　認定手続の期間

疑義貨物の認定に必要な調査等は、「認定手続開始通知書（輸入者等用）」の日付の日（前記69の12―1―2の⑵により認定手続開始通知を行った場合は、「証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）」の日付の日）の翌日から起算して1か月以内を目途とする。1か月以内（特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害するか否か又は不正競争防止法第2条第1項第10号に規定する不正使用行為を組成する物品に該当するか否かにに係る認定手続の場合には、法第69条の20第1項の規定による求めを行うことができることとなる日までの間）に認定手続が終了しない場合には、輸入者等にその理由を連絡する。

⑵　疑義貨物の確認による調査

調査の対象となる疑義貨物に関して税関に提出された「輸入差止申立書」及び添付資料等の関係書類と疑義貨物との対査確認、過去の認定事例等を参考に現品の確認を行う。なお、育成者権に係る疑義貨物については、侵害物品であるか否かを外観から識別する資料（輸入差止申立ての際に提出されたもの）又は侵害物品に係る外装、商品名、記号等の特徴が記載された資料（侵害の事実を疎明する資料として提出されたもの）と疑義貨物との対査確認を行うほか、必要に応じて、分析部門等に対し、速やかにＤＮＡ鑑定の依頼を行うものとする。

⑶　輸入者等又は権利者からの証拠又は意見に基づく調査

前記69の12―1―3の規定により輸入者等又は権利者から提出された証拠又は陳述された意見に基づく調査は、次のとおり行うものとする。

イ　輸入者等又は権利者の一方がその主張を裏付ける証拠を提出し、かつ、当該証拠の裏付けに関連する証拠を他方の者が有していることが明らかとなった場合には、当該他方の者に対してその証拠を提出するようしょうようする。

ロ　輸入者等及び権利者から提出された証拠その他の認定手続において使用する証拠を認定の基礎とする場合には、当該証拠について、輸入者等及び権利者に開示し、弁明の機会を与える。

(注)　個別具体的な情報を通知する必要がある場合には、その内容について当事者の了解を得て行うこととする。なお、了解が得られないものについては証拠として採用できないので留意する。

⑷　輸入差止申立書に基づく調査

前記69の12―1―2の⑵により認定手続開始通知を行った場合において、令第62条の16第5項第5号に規定する期限までに輸入者等から争う旨の申出がないときは、認定手続中に輸入者等が自発的処理を行った場合を除き、「輸入差止申立書」及びその添付資料等により調査する。

⑸　疑義貨物の鑑定

疑義貨物の認定手続において、権利者に疑義貨物の鑑定を依頼する場合の留意点は、次のとおりである。

イ　権利者による疑義貨物の鑑定の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条12第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者に了知されないよう十分留意することとする。

ロ　当該疑義貨物を権利者へ提示する場合には、原則として、あらかじめ当該疑義貨物の輸入者等から同意を得るとともに、必要に応じて提示を望まない箇所があるか否かを確認するものとする。この場合において、提示を望まない旨の申出があり、当該申出に合理的な理由があると認められる場合は、当該疑義貨物を提示せず、又は当該申出に係る箇所を被覆等したうえで提示するものとする。

ハ　疑義貨物の鑑定は、原則として、税関官署又は保税地域において行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

⑹　認定が困難である場合等

輸入者等と権利者の意見が対立し、かつ、認定が困難である場合その他経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）、特許庁長官意見照会、農林水産大臣意見照会、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）又は認定手続における専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第411号、平24第321号、平28第646号、令4第204号、令4第204号、令5第592号］

（輸入者等に提出を求めることができる書類）

69の12―1―4の2　法第69条の12第4項において輸入者等に提出を求めることができる書類として令第62条の16第2項各号に規定する書類は、例えば以下のものとする。なお、いずれも写しの提出で差し支えない。

⑴　輸入者が疑義貨物を購入し、又は譲り受けようとしたこと、仕出人が当該疑義貨物を発送したことその他の輸入者が当該疑義貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類（令第62条の16第2項第1号）

イ　輸入者等が疑義貨物の仕出人との間で、当該疑義貨物についてやり取りした電子メール、手紙等

ロ　輸入者等が疑義貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等

⑵　輸入者及び疑義貨物の仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類（令第62条の16第2項第2号）

輸入者等及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等

⑶　疑義貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類（令第62条の16第2項第3号）

疑義貨物に係る商品説明書、設計図面等

⑷　輸入者が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る特許権者等から許諾を得ているか否かについて記載した書類（令第62条の16第2項第4号)

輸入者等が疑義貨物を輸入することについて当該疑義貨物に係る権利者から許諾を得ていることについて記載した書類

⑸　前各号に掲げるもののほか、疑義貨物が法第69条の11第1項第9号から第10号までに掲げる貨物に該当しない旨を証する書類その他当該疑義貨物が同項第9号から第10号までに掲げる貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類（令第62条の16第2項第5号）

イ　輸入者等が疑義貨物を輸入した後に、当該疑義貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等

ロ　仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等

ハ　上記⑴から⑷までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類

［追加：令4第204号］

（疑義貨物の点検等）

69の12―1―5　認定手続における疑義貨物の点検の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　点検の申請

輸入者等又は申立人からの点検の申請は、「疑義貨物点検申請書」（C―5818）（2部。原本、交付用）に「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（輸入者等用）等」又は「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）等」の写しを添えて提出するよう求める。

⑵　個別情報の取扱い

申立人による疑義貨物の点検の際には、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の12第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が申立人に了知されないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に申立人に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

⑶　税関職員の立会い

点検は、税関官署内又は保税地域内でで行うものとし、知的財産調査官又は知的財産担当官が立ち会うものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平23第411号、平26第318号、平28第646号、令4第204号、令5第592号］

（画像情報の送信）

69の12―1―6　認定手続における疑義貨物の画像送信の取扱いについては、次のとおりとする。

⑴　画像情報の送信

輸入者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見をする。ただし、以下の場合は電子メ－ルによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は権利者等に対し説明するものとする。

①　輸出者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合

②　業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メ－ルによる送信ができない場合

③　輸出差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸出者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べることができないと判断される場合

⑵　個別情報の取扱い

送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第69条の3第1項から第3項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者等に了知されることがないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平24第321号、平25第310号］

（裁判外紛争解決手続の活用）

69の12―1―7　認定手続の当事者である権利者及び輸入者等が合意のうえ、当該認定手続に係る疑義貨物について日本知的財産仲裁センタ―等の知的財産に係る事項を扱う裁判外紛争処理機関による裁判外紛争解決手続（訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。）を活用して紛争を解決することを希望する場合の取扱いは、次による。

⑴　申請書等の提出

「裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書」（C―5830）3部（原本、権利者及び輸入者等交付用）の提出を求めるものとする。当該裁判外紛争解決手続が終了したときは、権利者又は輸入者等からその結果を証する書類の提出を求めるものとする。

⑵　紛争解決手続の結果に基づく認定

上記⑴に規定する結果を証する書類が提出された場合は、原則として、当該書類の内容を踏まえ、侵害の該否を認定するものとする。当該書類の内容により侵害の該否を認定することが困難である場合には、権利者及び輸入者等に対し5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を付して証拠・意見の提出を認めるものとする。

⑶　通関解放との関係

裁判外紛争解決手続により解決する場合であっても、通関解放までの期限が延長されるものではないことに留意する。

［追加：平21第368号］

（侵害物品に該当するか否かの認定）

69の12―1―7の2　侵害物品に該当するか否かの認定は、次により行う。

⑴　輸入者等からの争う旨の申出の有無、法第69条の12第4項の規定に基づく輸入者等からの書類の提出又は不提出の事実、当該書類の内容、権利者から提出された証拠又は意見、及び税関の調査により把握した事実（輸入の目的、輸入者等及び仕出人の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等）等の諸事情を総合的に勘案して、侵害物品に該当するか否かを認定する。

⑵　以下の場合については、侵害物品に該当するか否かを認定するに当たり、当該輸入者等が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張しないものとして、その事実を勘案する。これらの場合においては、貨物の状況等を確認することにより明らかに侵害物品に該当しないものと認められる理由がある場合を除き、侵害物品に該当する旨の認定を行うものとする。

イ　輸入者等に対し、前記69の12―1―2の⑵により認定手続開始通知を行った場合において、令第62条の16第5項第5号に規定する期限までに当該輸入者等から争う旨の申出がない場合

ロ　権利者から証拠の提出又は意見の陳述があった場合であって、輸入者等に対し、法第69条の12第4項の規定により書類の提出を求めたにもかかわらず、前記69の12―1―3の⑴の期限（前記69の12―1―3の⑶により期限の延長を認めた場合には、当該延長後の期限）までに当該輸入者等が当該書類を提出しない場合

［追加：令4第204号］

（認定通知等）

69の12―1―8　認定手続により、疑義貨物が侵害物品に該当する若しくは該当しないと認定した場合又は当該疑義貨物に係る自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合の取扱いは、次による。

⑴　発見部門の長に対する通報

認定手続の依頼を受けた知的財産調査官又は知的財産担当官は、当該依頼を行った発見部門の長に対して、速やかに「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C―5821）を送付し、認定結果又は認定手続を取りやめた旨を通報する。

⑵　輸入者等への通知

イ　一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

「認定通知書（輸入者用）」（C―5822）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5822―1）））を交付する。

(注)　輸入者に侵害物品である旨の通知を行った場合には、当該通知に係る物品が蔵置されている保税地域を管轄する保税取締部門（以下この節において「保税取締部門」という。）に対して輸入者に「認定通知書（輸入者用）」又は「認定通知書（輸入者用）（保護対象営業秘密関係）」を交付した旨を通報する。

ロ　国際郵便物の場合

　侵害物品に該当すると認定した場合

「認定（没収）通知書」（C―5823）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5823―1））を交付する。

　侵害物品に該当しないと認定した場合

「認定通知書（名宛人用）」（C―5824）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（名宛人用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5824―1））を交付する。

⑶　権利者への通知

認定結果については「認定通知書（権利者用）」（C―5826）（保護対象営業秘密に係るものにあっては「認定通知書（権利者用）（保護対象営業秘密関係）」（C―5826―1）。以下この節において「「認定通知書（権利者用）等」」という。）を、認定手続を取りやめた旨の通知は「処理結果通知書」（C―5828）を交付する。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平24第944号、平26第318号、平28第646号、令4第204号］

（輸入者等による自発的処理の取扱い）

69の12―2　発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的処理を希望する旨申出があった場合は、次により処理するものとする。

⑴　認められる自発的処理

輸入者等は疑義貨物又は侵害物品について、次のいずれかの処理を行うことができる。

イ　一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

　法第34条の規定による廃棄

　法第45条第1項ただし書き（法第36条第1項、第41条の3、第62条、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）の規定による滅却

　法第75条の規定による疑義貨物の積戻し

　権利者からの輸入同意書（権利者が当該物品の輸入について同意する旨を記載した書類。以下同じ。）の提出

　侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正（例えば、商標権侵害物品について標章の切除。ただし、切除された標章は輸入を認めない。以下同じ。）

　任意放棄

ロ　国際郵便物の場合

　権利者からの輸入同意書の提出

　侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正

　任意放棄

⑵　疑義貨物に係る自発的処理

イ　保税地域における廃棄又は滅却

輸入者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、税関職員の立会いの下で当該疑義貨物の廃棄又は滅却を行い、処理が行われたことを確認のうえ、認定手続を取りやめる。

ロ　輸入同意書の提出

輸入者等が、権利者からの輸入同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸入を認める。

ハ　侵害の疑いのある部分の切除等の修正

　保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害の疑いのある部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C―5831）により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。

　輸入者等が侵害の疑いのある部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」（C―5832）により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、処理された貨物については侵害物品に該当しないものとして取り扱うとともに、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る疑義貨物について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る疑義貨物について切除した部分の輸入は認めない。

　本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の12―1―6（画像情報の送信）の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ　任意放棄

輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者等が当該疑義貨物に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受けるとともに、認定手続を取りやめる。

ホ　積戻し

輸入者等が疑義貨物の積戻しを申し出た場合は、輸出貿易管理令第２条の規定により輸出承認が必要であるので留意する。当該疑義貨物の積戻しを認めた場合には、認定手続を取りやめるものとする。

⑶　侵害物品に係る自発的処理

イ　保税地域における廃棄又は滅却

輸入者が保税地域における廃棄又は滅却を行うことを申し出た場合は、輸入申告を撤回させたうえ、税関職員の立会いの下で当該侵害物品の廃棄又は滅却を行うものとする。

ロ　輸入同意書の提出

輸入者等が、権利者からの輸入同意書を提出した場合は、対象となる貨物については、侵害物品に該当しないものとして取り扱い、輸入を認める。

ハ　侵害部分の切除等の修正

　保護対象営業秘密に係る侵害物品について、輸入者等から侵害部分の切除等の修正を希望する旨申出があった場合は、輸入者等に対して修正内容を記載した書面（任意の様式）の提出を求めることとし、当該書面の提出があった場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C―5831）により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて意見を述べる機会を与えるものとする。権利者から、当該期日までに、輸入者等が当該修正をした物品は侵害物品でない旨意見が述べられた場合には、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正を認める。

　輸入者等が侵害部分の切除等修正した場合は、権利者に対して「疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書」により、当該意見照会書の日付の日の翌日から起算して5日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内の期限を定めて修正後の物品を点検し、意見を述べる機会を与えるものとする。当該期日までに意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、保護対象営業秘密に係る侵害物品については、必要に応じて、経産省知財室に照会したうえ、当該修正後の物品が侵害物品でないと認められる場合には、輸入を認めるものとする。ただし、商標権に係る侵害物品について切除した標章及び意匠権、著作権又は保護対象営業秘密に係る侵害物品について切除した部分の輸入は認めない。

　本取扱いにおいて、権利者から意見を述べるため、修正後の物品に係る画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、前記69の12―1―6の規定に準じて取り扱うこととする。

ニ　任意放棄

輸入者等が任意放棄する意思を明らかにした場合は、「任意放棄書」の提出を求め、輸入者等が当該侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。

ホ　積戻し

輸入者等が侵害物品の積戻しを申し出た場合は、輸出貿易管理令第２条の規定により輸出承認が必要であるが、商標権、著作権又は著作隣接権に係る侵害物品の輸出承認の申請があっても承認されないので、留意する。

⑷　他部門への通報

上記⑵又は⑶に規定する自発的処理の結果については、発見部門の長が認定手続を執った場合を除き、速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官及び保税取締部門に通報する。

⑸　取扱郵便局への通報

疑義貨物又は侵害物品が国際郵便物であり、上記⑵のロからニまで又は⑶のロからニまでに規定する処理が行われた場合、取扱郵便局に対し通報するものとする。この際、上記⑵のロ若しくはハ又は⑶のロ若しくはハに規定する処理が行われた場合は「郵便物認定通報書」（C―5834）により、上記⑵のニ又は⑶のニに規定する処理が行われた場合は「任意放棄書」の写しにより通報するものとする。

⑹　採取した見本の扱い

採取見本については前記67―3―13（検査における見本の採取）に準じて処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の9―2を変更）、平19第420号、平19第893号、平19第1207号、平21第368号、平23第411号、平23第746号、平24第321号、平24第944号、平28第646号、令元第784号］

（認定後の取扱い）

69の12―3―1　発見部門の長は、次により侵害の該否の認定が行われた疑義貨物を処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、保税取締部門にも通報する。

⑴　侵害物品に該当しない物品

イ　一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

輸入を認める

なお、採取見本については前記67―3―13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者に返却する。

ロ　国際郵便物の場合

取扱郵便局に対し、疑義貨物は侵害物品に該当しない旨を「郵便物認定通報書」をもって通報する。

⑵　侵害物品に該当する物品

侵害物品に該当する旨の認定に対し不服申立てができる期間が経過するまでの間（侵害物品が不正輸入されるおそれがある場合を除く。）は、原則として、法第69条の11第2項の規定による没収又は積戻命令を行わないこととし、侵害物品が国際郵便物である場合を除き、輸入者に対し、前記69の12―2の⑴のイの又はの処理をしょうようするものとする。なお、輸入者から侵害物品について自発的処理を行う旨申出があった場合には、これを認めることとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の9―4―1を変更）、平19第420号、平19第893号、平19第1207号、平21第368号（項番号69の12―4―1を変更）、平23第746号、平24第944号、平28第270号、令4第204号］

（通関解放が行われた貨物の取扱い）

69の12―3―2　発見部門の長は、通関解放が行われた貨物については、上記69の12―3―1の⑴に準じて取り扱い、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡する（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）とともに、保税取締部門にも通報する。この場合においては、原則として、通関解放を行う前に見本を採取し、当該認定手続に係る侵害についての損害賠償請求若しくは差止請求についての裁判が終了するまでの間又は当該裁判が行われないことが確実になるまでの間、保管するものとする。ただし、当該物品の数量、価格等によりこれによりがたいときは、総括知的財産調査官と協議するものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の9―4―2を変更、平19第893号）、平21第368号（項番号69の12―4―1を変更）］

（侵害物品の没収又は積戻命令の手続）

69の12―4　侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に不服申立て又は行政処分取消訴訟（以下この節において「行政争訟」という。）を行わず、かつ、自発的処理を行わない場合又は不正輸入されるおそれがある場合には、原則として法第69条の11第2項の規定により、当該物品を没収する。

また、国際郵便物にあっては、侵害物品について輸入者等が不服申立てができる期間中に行政争訟を行った場合で、行政争訟の対象となった認定処分を維持することが確定したときは、確定した日に当該物品を没収する。

なお、没収を行う場合には、本関知的財産調査官に協議するもの（前記69の12―1―8の⑵のロのに基づき、「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」を交付している場合を除く。）とし、積戻命令を行う場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする

没収及び積戻命令の手続は次によるものとする。

⑴　一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合

イ　没収の場合

発見部門の長は、輸入者に対して「知的財産侵害物品没収通知書」（C―5836）を交付する。

ロ　積戻命令の場合

発見部門の長は、輸入者に対して「知的財産侵害物品積戻命令書」（C―5838）を交付する。

1. 国際郵便物の場合

前記69の12―1―8の⑵のロのに基づき、名宛人に対し「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」を交付することにより侵害物品を没収する旨を通知していることから、あらためて名宛人にその旨を通知する必要はない。

取扱郵便局に対し、当該物品を没収する旨を「認定（没収）通知書」又は「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」の写しをもって通報するとともに、当該物品の引渡しを受ける。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の9―5を変更）、平19第420号、平19第1207号、平21第368号（項番号69の12―5を変更）、平23第746号、平24第944号、平28第270号、令4第204号］

（廃棄の手続）

69の12―5　前記69の12―2の規定に従い任意放棄された物品（以下この節において「任意放棄物品」という。）及び前記69の12―4の規定に従い没収された物品（以下この節において「没収物品」という。）の処理は次による。

⑴　会計課長への引継ぎ

発見部門の長（支署、出張所又は監視署においては、支署長、出張所長又は監視署長）は、任意放棄物品又は没収物品について、「知的財産侵害物品引継書」（C―5839）に「任意放棄書」の原本若しくは写し、「認定（没収）通知書」、「認定（没収）通知書（保護対象営業秘密関係）」若しくは「知的財産侵害物品没収通知書」の写し又は引継ぎ対象を一覧表としたもののいずれか一以上を添付して、速やかに会計課長に引き継ぐこととする。

⑵　国庫帰属の通知

任意放棄物品又は没収物品が税関官署以外に蔵置されている場合には、当該物品の引継ぎを受けた会計課長は、直ちに当該物品の蔵置場所の管理責任者に対して当該物品が国庫に帰属した旨を伝えるとともに、以後当該物品を国庫帰属品として管理する。

⑶　任意放棄物品及び没収物品の処理

会計課長は、引継ぎを受けた任意放棄物品又は没収物品について、速やかに廃棄するものとする。ただし、没収物品については、被処分者が没収処分に対する不服申立て又は行政処分取消訴訟を提起し得る期間中及び行政争訟期間中は廃棄することなく保管するものとし、当該行政争訟の終了を待って、廃棄するものとする。

⑷　見本とする場合

会計課長は、必要に応じ、本関知的財産調査官と相談のうえ、任意放棄物品又は没収物品を執務参考用又は展示用の見本として使用することができる。会計課長は、見本として使用する任意放棄物品又は没収物品について厳重に保管するとともに、見本としての使用を終えた物品については、上記⑶に準じ、廃棄するものとする。

⑸　物品の管理

会計課長は、管理簿を作成のうえ、任意放棄物品又は没収物品の適正な管理に努めるものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平26第318号、平28第270号、令4第204号］

（輸入差止実績の公表）

69の12―6　侵害物品等に係る輸入差止実績の公表及びその取扱いは、次による。

⑴　侵害物品及び輸入者等が自発的処理をした疑義貨物の輸入差止実績については、本省において仕出国別、知的財産別、品目別の全国分件数及び点数を半期毎に公表する。

⑵　各税関においては、各税関の仕出国別、知的財産別、品目別の件数及び点数の実績について、原則として、半期毎に公表する。

［追加：平18第647号、平24第139号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の9―6を変更）、平21第368号（項番号69の12―5を変更）、平21第368号、令3第919号］

（輸入差止申立ての審査期間）

69の13―1　申立先税関（輸入差止申立てを受け付けた税関をいう。以下この節において同じ。）の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する場合を除き、輸入差止申立ての受付の日の翌日から起算して１月以内に輸入差止申立ての審査を終了するよう努めるものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号］

（輸入差止申立ての提出）

69の13―2　輸入差止申立てをしようとする権利者に対し、次の要領により所要の資料の提出を求めるものとする。

⑴　提出窓口

いずれかの税関の本関知的財産調査官とする。

⑵　申立てを行うことができる者

輸入差止申立てを行うことができる者は、権利者とする。なお、代理人に輸入差止申立ての手続を委任することを妨げない。

⑶　提出書類等

提出を求める書類等は、「輸入差止申立書」（C―5840）（不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第1項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸入差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5842）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」（C―5843）、受理されている輸入差止申立てについて当該申立てを行った知的財産権を有する者が権利、品名又は自己の権利を侵害すると認める理由を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」（C―5844）（注）、当該申立てを行った不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）が善意・無重過失でない者を追加する場合にあっては「輸入差止申立書（善意・無重過失でない者追加）」（C―5845）。以下この節において同じ。）並びに後記69の13―3及び69の13―4に定める添付資料等とし、提出部数は1部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、申立人に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。また、「輸入差止申立書（権利・品名・侵害理由追加）」による申立ての場合において、受理されている輸入差止申立ての記載又は添付資料と内容が同一のものについては、記載又は添付の省略を認めて差し支えない。

（注）権利を追加する場合は、同じ知的財産権の範囲内における新たな権利に限る。なお、追加する権利の存続期間が受理されている輸入差止申立ての有効期間よりも短い場合には、追加後の輸入差止申立ての有効期間が短くなることに留意すること。

⑷　電磁的記録

必要と認める場合は、当該輸入差止申立ての内容を記録した電磁的記録の提出を求めることができるものとする。提出の方法は、電子メールによる送信、記録媒体による提出など適宜の方法とする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第777号、平18第1580号（項番号69の10―1を変更）、平19第803号、平20第346号（項番号69の13―1を変更）、平23第746号、平25第731号、平26第318号、平28第646号］

（輸入差止申立書の添付資料）

69の13―3　「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。

⑴　知的財産の内容を証する書類

イ　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権

登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）及び公報の写し（登録後に訂正があった場合の特許審決公報等を含む。）

ロ　著作権又は著作隣接権

権利の発生を証すべき資料等（原本であることを要しない。）

ハ　育成者権

品種登録簿の謄本

ニ　保護対象商品等表示等

法第69条の13第1項に規定する意見が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）

ホ　保護対象営業秘密

法第69条の13第1項に規定する認定の内容が記載された書面（以下この節において「経済産業大臣認定書」という。）

なお、税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書及び経済産業大臣認定書を除き、輸入差止申立ての受理後の提出を認めて差し支えない。

(注１)　経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（意見書等に関する規則第３条）。

①　不正競争防止法第２条第１項第１号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が全国の需要者の間に広く認識されているものであること

②　不正競争防止法第2条第1項第2号に規定する商品等表示

申立不正競争差止請求権者に係る商品等表示が著名なものであること。

③　不正競争防止法第2条第1項第3号に規定する商品の形態

申立不正競争差止請求権者に係る商品の形態が当該商品の機能を確保するために不可欠な形態ではなく、かつ、当該商品が日本国内において最初に販売された日から起算して3年を経過していないものであること。

④　不正競争防止法第2条第1項第17号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために用いているものでなく、かつ、営業上用いられているものであること

⑤　不正競争防止法第2条第1項第18号に規定する技術的制限手段

申立不正競争差止請求権者に係る技術的制限手段が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴、プログラムの実行若しくは情報の処理又は影像、音、プログラムその他の情報の記録をさせないために営業上用いているものであること

⑥　申立不正競争差止請求権者が輸出差止申立ての際に税関長に提出する証拠が当該輸出差止申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りると認められるものであること

（注２）経済産業大臣認定書には、次の事項について認定の内容及びその理由が記載される（意見書等に関する規則第6条）。

①　不正競争防止法第２条第1項第10号に規定する不正使用行為により生じた物に該当する貨物を特定することができる事項

②　善意・無重過失でない者

⑵　侵害の事実を疎明するための資料

輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの

（注１）「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合

（注２）「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。

①　差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）

②　差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者

③　海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者

イ　特許権又は実用新案権

　侵害すると認める物品が特許発明又は登録実用新案の技術的範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から④までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　特許請求又は実用新案登録請求の範囲に記載された請求項のうち輸入差止申立てに係るものを明示し、当該請求項を構成要件ごとに分説した、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲の説明

②　侵害すると認める物品の技術的構成を上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の具体的態様の特定（例えば、上記①の構成要件の一つが「厚さ１～５㎜の金属製の蓄熱板」であるとき、侵害すると認める物品の対応部分の寸法、材質、用途を特定する。）

③　上記①に記載した技術的範囲の説明と上記②に記載した具体的態様を対比して説明した、侵害すると認める物品が権利の技術的範囲に属する理由

④　侵害すると認める物品が特許請求（又は実用新案登録請求）の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明（又は登録実用新案）の技術的範囲に属すると主張する場合には、その理由及び証拠

　実用新案権については、次の資料の添付を求めるものとする。

①　実用新案技術評価書

②　実用新案法第29条の2の規定に基づき権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書の写し（権利者が権利侵害を行う者を把握し、かつ、警告を発していない場合には警告書を発するよう指導し、侵害すると認める物品を輸入することが予想される者のうちその者に対する警告書の写しが添付されていないものについては、その者に係る部分について「輸入差止申立書」が受け付けられていないものとして取り扱うとともに、「輸入差止申立書」には可能な限り権利侵害を行う者の具体的情報の記載を求める。）

　侵害すると認める物品が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、特許権については前記69の11―7⑵に該当しない理由、実用新案権については前記69の11―7⑶において準用されている同⑵に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。

ロ　意匠権

　侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属すると認める理由を明らかにする資料であって、次の①から③までの事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　登録意匠を明示し、その登録意匠に係る物品の形状、模様、色彩又はこれらの結合の態様を具体的に記載した、登録意匠の説明

②　上記①の記載と対応させた、侵害すると認める物品の特定及び説明

③　上記①の登録意匠の説明と上記②の侵害すると認める物品を対比して説明した、侵害すると認める物品が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する理由

　侵害すると認める物品が並行輸入品には当たらない物品に該当する事実を疎明する場合においては、前記69の11－７⑶において準用されている同⑵に該当しない理由を記載した書類の添付を求めるものとする。

ハ　商標権

侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること

②　侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること

ニ　著作権又は著作隣接権（著作権法第113条第10項に係るものを除く。）

侵害すると認める物品が著作権又は著作隣接権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①及び②に掲げる事項を記載したもの（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　侵害すると認める物品が著作物に依拠していること

②　侵害すると認める物品が著作物と同一性又は類似性を有すること

ホ　著作権又は著作隣接権（著作権法第113条第10項に係るものに限る。）

次の①から③の資料

①　同項に規定する「国内頒布目的商業用レコード」と「国外頒布目的商業用レコード」の発行日及び同一性が確認できる資料

②　同項に規定する「国外頒布目的商業用レコード」に記載される「日本国内頒布禁止」等の表示内容が確認できる資料

③　同項に規定する「不当に害されることとなる場合」に該当することを明らかにする書類（ライセンス契約書等ライセンス料率を確認できる書類、卸売価格等を確認できる書類、レコード製作者が自ら発行している場合においてはその事実を確認できる書類）

へ　育成者権

侵害すると認める物品が育成者権を侵害する理由を明らかにする資料であって、例えば次の①から③までに掲げる資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）

①　真正品のＤＮＡ鑑定書（外観による識別で侵害認定を行うことが十分に可能であると認められるものについては、当該鑑定書は省略して差し支えない。）

②　侵害すると認める物品を入手している場合には、そのＤＮＡ鑑定書

③　種苗法第35条の3第2項の規定により、農林水産大臣の判定結果の通知を受領している場合には、その結果を証する書類

なお、提出された上記①及び②のＤＮＡ鑑定書については、農林水産省輸出・国際局知的財産課に確認を求めることとし、鑑定方法その他の事情により当該物品に係るＤＮＡ鑑定書として適当であることの確認ができない場合には、当該申立ては受理しないこととする。この場合には、当該申立てを行った者に同課の回答内容を開示することとする。

ト　保護対象営業秘密

経済産業大臣認定書において認定されている事項については、当該認定書において既に侵害の事実の判断が示されていることから、輸入差止申立書の添付資料として、新たに侵害の事実を疎明するための資料の提出を求めないものとする。ただし、提出された経済産業大臣認定書では認定されていない事項について差止申立てを行おうとする場合には、新たに、当該事項を認定した経済産業大臣認定書の提出が必要となることに留意する。

なお、善意・無重過失でない者として経済産業大臣認定書に記載された者に当該認定書が到達した事実を確認するため、経産省知財室に対して当該事実を客観的に確認できるもの（簡易書留、配達証明郵便に係る郵便物配達証明書の写し等）を求めるものとする。

⑶　識別ポイントに係る資料

当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品の特徴（商品名や型番等の特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法）を示したもの

（特に、侵害すると認める物品が、いわゆるデッドコピー商品の場合には、真正商品と侵害すると認める物品の違いを写真により明示した資料の提出を求めるものとする。）

⑷　通関解放金の額の算定の基礎となる資料

特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係る裁判において認定された額、過去１年間に実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の権利におけるこれらの額を記載したもの（当該裁判又は契約がない場合は、省略して差し支えない。ただし、これらの額に相当する額の資料として参考となるものがある場合には当該資料の提出を求めるものとする。）代理権に関する書類（代理人が輸入差止申立ての手続を行う場合に限る。）権利者が、代理人に輸入差止申立ての手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平23第746号、平23第1343号、平24第321号、平25第310号、平26第318号、平27第1360号、平28第403号、平28第646号、平30第1589号、令元第784号、令2第1094号、令3第260号、令3第500号、令4第206号、令5第592号］

（その他の資料）

69の13―4　申立先税関の本関知的財産調査官は、申立人から次の①から⑥に掲げる資料等を輸入差止申立ての受理の際又は当該受理の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、認定手続を執るために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受理し、当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執る他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止申立てに係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官が必要と認める場合には、必要と認める資料等の提出をしょうようして差し支えない。

①　輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し又は特許庁の判定書の写し

②　弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書

③　申立人が自らの調査に基づき権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し

④　輸入差止申立てに係る知的財産の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

⑤　並行輸入に係る資料等

⑥　侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報を確認することができる資料

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号、令5第594号］

（輸入差止申立ての受付及び審査）

69の13―5　輸入差止申立ての受付及び審査の手続及びその取扱いは、申立審査通達の定めるところによる。

［追加：平20第346号］

（輸入差止申立ての受理前の公表等）

69の13―6　前記69の13―2の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」（「輸入差止申立書（保護対象営業秘密関係）」を除く。）の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。

⑴　税関ホームページにおける公表等

総括知的財産調査官は、申立審査通達の第１章の２の⑴により申立先税関の本関知的財産調査官から連絡を受けた場合、「輸入差止申立書」に基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第1章の3の⑴により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。

①　「知的財産種別」　特許権、意匠権等の権利の種類を表示する。

②　「知的財産の内容」　権利の登録番号を表示する。特許権又は実用新案権の場合で、請求項が限定されている場合には、当該請求項番号を併せて表示する。登録番号のない知的財産については、次の内容を表示する。

イ　著作権　著作物の種類及びその内容（映画の著作物及びそのタイトル等）

ロ　著作隣接権　対象となる媒体（レコード、ＣＤ等）及びタイトル・実演家の名称等

ハ　不正競争防止法

　同法第2条第1項第1号又は第2号の場合　経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品等表示

　同法第2条1項第3号の場合　経済産業大臣申立時意見書に記載されている商品形態及び商品名

　同法第2条1項第17号又は第18号の場合　経済産業大臣申立時意見書に記載されている技術的制限手段

③　「侵害すると認める物品の品名」　差止対象となる物品の品名を表示する。

④　「申立人、申立人連絡先」　申立人の名称及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。

⑤　「申立先税関及び連絡先」　申立先税関及び連絡先（電話番号を含む。）を表示する。

⑥　「公表日及び意見を述べることができる期間」　税関ホ－ムペ－ジに公表した日及び意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホ－ムペ－ジに公表した日から10日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。

⑵　予想される輸入者等への連絡

申立先税関の本関知的財産調査官は、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる者（以下この節において「予想される輸入者等」という。）が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該予想される輸入者等との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、当該予想される輸入者等に対し上記⑴により公表する事項及び意見提出について電話等により連絡し意見を求めるものとする。なお、差止対象物品の具体的な製造者名、商品名又は商品番号が申立て時に判明している場合であって、必要と認められるときは、これらの事項を併せて連絡するものとする。

⑶　侵害すると認める理由の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、侵害すると認める理由（申立人が提出した侵害の事実を疎明するための資料等）を、利害関係者から開示の要請があった場合は、原則として、その写しの交付等により開示するものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、申立人に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

⑷　利害関係者による意見書の提出

イ　利害関係者意見書の提出

利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記⑴の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。

ロ　意見書提出期限の延長

申立先税関の本関知的財産調査官は、上記⑴の⑥の税関ホームページで明示した提出期限を超えて意見書の提出の申出があった場合には、提出期限延長の申出を書面（任意の様式）により提出するよう求めるものとし、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。以下ハにおいて同じ。）を経過する日までの間で適当と認める期限を付して意見書の提出を認めて差し支えない。

ハ　利害関係者意見書の補正

上記イ及びロにより意見書を提出した利害関係者は、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日を経過する日までは意見書を補正することができる。

ただし、申立先税関の本関知的財産調査官は、当該利害関係者が意見書を補正する意思がないことを確認した場合は、上記期限の経過を待つことなく事務を処理して差し支えない。

ニ　添付資料等の追加資料等の求め

利害関係者から提出された意見書について、次の又はに該当することが明らかである場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、追加資料等の提出等を求めることができるものとする。

なお、追加資料等の提出等を求める場合には、必要な調査期間等を勘案して適当と認める期限を付しておくものとする。

　必要な資料等が不足していると認められる場合

　意見書の内容が明確でないと認められる場合

⑸　利害関係者意見書の開示

申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書の写しを速やかに総括知的財産調査官に送付するとともに、その写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めることができるものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平23第1343号、平24第685号、平25第310号、平27第1360号、平28第646号、令元第784号、令2第1094号、令3第500号、令4第468号、令5第594号］

（輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い）

69の13―7　申立先税関の本関知的財産調査官による輸入差止申立ての受理又は不受理の決定、及び総括知的財産調査官による当該決定の周知は、次による。

⑴　申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第１章の３の⑶に規定する意見書の審査結果に基づき、輸入差止申立ての受理又は不受理を決定する。ただし、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合は、輸入差止申立ての受理又は不受理の決定は、専門委員制度運用通達の第１章の12の規定によるものとする。

⑵　申立先税関の本関知的財産調査官は、上記⑴の結果を総括知的財産調査官に連絡する。なお、受理の場合には、当該輸入差止申立ての有効期間を、併せて連絡するものとする。

⑶　申立先税関の本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して下記イからハの事項を通知するものとする。

イ　輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに後記69の13―10による輸入差止申立ての内容変更を行うこと

ロ　輸入差止申立てに係る権利（特許権又は実用新案権にあっては申立てに係る請求項）に関し、争訟が生じた場合又は無効審判（特許法第123条、実用新案法第37条、意匠法第48条及び商標法第46条）、訂正審判（特許法第126条）若しくは不使用取消審判（商標法第50条）などの請求があった場合には、速やかに資料を添えて申立先税関に連絡すること。

ハ　輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産が譲渡された場合又は上記ロの審判等の結果により申立人が知的財産を有しないこととなった場合若しくは権利範囲が変動した場合には、直ちに申立先税関に連絡するとともに、直ちに後記69の13―11の⑵による輸入差止申立ての取下げを行うこと。

③　輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、

⑷　申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理通知書」（C―5856）又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」（C―5858）を申立人に交付するとともに、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。なお、当該輸入差止申立ての一部のみを受理とし、残りを不受理とする場合には、「輸入差止申立て・更新受理通知書」に、受理とする部分及び不受理とする部分を明確にするとともに、不受理とする部分については、その理由を記載するものとする。

⑸　総括知的財産調査官は、上記⑵の連絡に係る内容を各税関官署に周知する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平20第346号、平21第368号、平23第411号、平26第318号、令3第500号、令5第273号、令5第594号］

（輸入差止申立ての内容の受理後の公表）

69の13―8　輸入差止申立てを受理した場合には、「輸入差止申立書」の記載事項について、次により公表する。

⑴　公表する事項

イ　申立人の氏名又は名称、法人番号、連絡先名、連絡先電話番号

ロ　知的財産の内容（特許権及び実用新案権は請求項の番号を含む。）

ハ　侵害すると認める物品の品名

ニ　輸入差止申立ての有効期間

⑵　公表方法

申立先税関の本関知的財産調査官は、当該輸入差止申立てに係る上記⑴の事項を総括知的財産調査官に連絡し、総括知的財産調査官は当該事項を遅滞なく公表する。また、総括知的財産調査官は有効期間中の輸入差止申立てを１月毎に取りまとめて本省に報告し、本省はそれを公表する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第746号、令3第500号、令5第594号］

（輸入差止申立ての更新）

69の13―9　申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合の取扱いは、次による。

⑴　輸入差止申立ての有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」（C―5860）（著作権法第113条第10項に係るものにあっては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」（C―5861）、不正競争差止請求権者（不正競争防止法第2条第１項第10号に掲げる行為を組成する貨物に係る者を除く。）にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5862）、不正競争差止請求権者（同号に掲げる行為を組成する貨物に係る者に限る。）にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象営業秘密関係）」（C―5863）。以下この節において「更新書」という。）及び添付資料等を申立先税関に提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、1部とする。

この場合において、輸入差止申立ての内容に変更がない場合は、更新書（原本）及び登録原簿の謄本（認証官印付きであることを要しない。）の提出を求め、その他の添付資料等の提出は求めないものとする。なお、保護対象商品等表示等については、新たに経済産業大臣申立時意見書の提出が必要となるので留意する。

⑵　更新書及び添付資料等が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第１章の１の⑵に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。

⑶　申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。

（注）「新たな侵害疎明が必要」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なるや保護対象営業秘密に係る善意・無重過失でない者を追加する場合などを指す。以下この節において同じ。

⑷　上記⑶により更新書の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要か否かを申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要なものについては、原則として前記69の13―2の⑶に規定する「輸入差止申立書」の提出を求めることになるので、留意する。

⑸　更新の受理又は不受理については、前記69の13―7に準じて取り扱うものとする。なお、更新の受理を輸入差止申立ての有効期間の満了の日前に行う場合、更新後の輸入差止申立ての有効期間の開始日は、当該満了の日の翌日とする。

⑹　更新を認めた輸入差止申立て内容の公表については、前記69の13―8に準じて取り扱うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第411号、平26第318号、平28第646号、令2第1094号、令5第594号］

（輸入差止申立ての内容変更）

69の13―10　輸入差止申立て（前記69の13―9の規定に基づき更新を含む。後記69の13―11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。

⑴　この節において「内容変更の書面」という。）により提出するよう求めるものとする。この場合の提出部数は、１部とする。

⑵　内容変更の書面が提出された場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、申立審査通達の第1章の1の⑵に準じて記載事項等に不備がないことを確認する。また、新たな侵害疎明が必要でないことが明らかな場合を除き、速やかにその写しを総括知的財産調査官に送付する。

⑶　上記⑵により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要か否かを申立先税関の本関知的財産調査官に連絡するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要なものについては、原則として前記69の13―2の⑶に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。

⑷　申立先税関の本関知的財産調査官は、内容変更の書面に記載事項及び添付資料等の不備がないこと並びに新たな侵害疎明が必要でないことを確認したときは、当該内容変更を認める。

⑸　輸入差止申立ての内容変更を認めた際の取扱い及び輸入差止申立ての内容の公表は、前記69の13―7及び69の13―8に準じて取り扱うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号、平23第746号、平25第310号、平26第318号、令5第594号］

（輸入差止申立ての受理の撤回等）

69の13―11　輸入差止申立ての受理の撤回及び輸入差止申立ての取下げの取扱いは、次による。

⑴　輸入差止申立ての受理の撤回

輸入差止申立てのうち受理要件を満たさなくなったと思料されるものについては、受理を撤回するものとする。ただし、撤回するに先立ち申立人に対して意見を述べる機会を与えるものとし、撤回した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、「輸入差止申立て・更新受理撤回通知書」（C―5864）により理由を付して申立人に通知する。

なお、輸入差止申立ての受理を撤回する場合には、申立先税関の本関知的財産調査官は、総括知的財産調査官と協議するものとする。

⑵　輸入差止申立ての取下げ

申立人から輸入差止申立ての有効期間中に申立先税関に対して、書面(任意の様式)により当該輸入差止申立ての取下げの申出があった場合には、これを認めるものとする。

（注)　輸入差止申立ての有効期間内に知的財産の譲渡等により申立人が知的財産を有しないこととなったことが判明した場合には、当該輸入差止申立てに基づく取締りは行えないことに留意する。この場合には、その旨を当該申立人に通知し、取下げをしょうようするとともに、総括知的財産調査官及び当該輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき他の税関に連絡することとする。

⑶　輸入差止申立ての受理を撤回し又は取下げを認めた際の取扱い及び輸入差止申立ての内容の公表の中止については、前記69の13―7及び69の13―8に準じて取り扱うものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平23第411号、令5第594号］

（輸入差止情報提供の取扱い）

69の13―12　輸入差止情報提供の手続及びその取扱いは、次による。

⑴　輸入差止情報提供の審査期間

情報提供先税関（輸入差止情報提供の提出を受けた税関をいう。以下この節において同じ。）の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、輸入差止情報提供の提出の日の翌日から起算して1月以内に輸入差止情報提供の審査を終了するよう努めるものとする。

⑵　輸入差止情報提供の手続

輸入差止情報提供をしようとする権利者に対し、次により所要の資料の提出等を求めるものとする。

イ　提出窓口

いずれかの税関の本関知的財産調査官

ロ　情報提供をできる者

輸入差止情報提供を行うことができる者は、回路配置利用権者（専用利用権者を含む。以下同じ。）とする。なお、代理人に輸入差止情報提供の手続を委任することを妨げない。

ハ　提出書類等

提出を求める書類等は、「輸入差止情報提供書」（C―5866）並びに下記ニ及びホに定める添付書類等とし、提出部数は１部とする。ただし、サンプル等の現物が提出された場合には、情報提供者に過度の負担を与えない範囲内で必要と認める数の提出を求めることができるものとする。

ニ　輸入差止情報提供書の添付資料等

輸入差止情報提供書に添付を求める資料は、以下のとおりとする。

　権利の内容を証する書類

登録原簿の謄本及び公報

　侵害すると認める物品を確認できる資料

ⅰ　権利が設定登録された回路配置及び自己の権利を侵害すると認める回路配置の拡大カラー写真並びに半導体集積回路及び侵害すると認める半導体集積回路の実物

ⅱ　半導体集積回路の回路配置に関する法律第24条第１項の規定に基づき情報提供者が自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し（内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。）

　識別ポイントに係る資料

当該輸入差止情報提供の対象となっている税関において、侵害疑義物品の発見の参考となる資料であり、真正商品又は侵害すると認める物品に特有の表示、形状、包装等の真正商品と侵害すると認める物品を識別するポイント及び方法を示したもの

　代理権に関する資料（代理人が輸入差止情報提供の手続を行う場合に限る。）

回路配置利用権者が代理人に輸入差止情報提供の手続を委任する場合には、委任の範囲が明示された代理権を証したもの

ホ　その他の資料

情報提供先税関の本関知的財産調査官は、情報提供者から次の①から④に掲げる資料等を輸入差止情報提供の提出の際又は当該受付の後追加して提出したい旨の申出があった場合において、輸入の差止めを実施するために必要と認めるときは、当該資料等を逐次受け付け、当該輸入差止情報提供の対象となっている他の税関に連絡する。この場合において、提出された資料等は、輸入差止情報提供に係る添付資料等の一部として取り扱うこととする。

①　輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品について権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは又は仮処分決定通知書の写し

②　弁護士等が作成した輸入差止情報提供に係る侵害すると認める物品に関する鑑定書

③　輸入差止情報提供に係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容を記載した書類

④　侵害すると認める物品を輸入することが予想される者、その輸出者その他侵害すると認める物品に関する情報

⑶　輸入差止情報提供の受付及び審査等

輸入差止情報提供の受付及び審査等については、申立審査通達の第1章に準じて取り扱うものとし、輸入差止情報提供を受け付けた場合には、速やかに総括知的財産調査官及び輸入差止情報提供の対象となっている他の税関の本関知的財産調査官に、輸入差止情報提供を受け付けた旨を「輸入差止情報提供書」及び添付資料等とともに連絡する。輸入差止情報提供を受け付けない場合には、情報提供を行おうとした者にその理由を開示する。

⑷　輸入差止情報提供の内容の公表

前記69の13―8に準じて取り扱う。

⑸　輸入差止情報提供の継続期間の延長等

イ　情報提供者が輸入差止情報提供の継続期間の延長を希望する場合は、継続期間の満了前３月から満了の日までの間に「輸入差止情報提供継続申請書」（C―5868）（以下「継続書」という。）を情報提供先税関に提出するよう求めるものとする。

ロ　継続書が提出された場合は、前記69の13―9の⑵から⑹に準じて取り扱う。

⑹　輸入差止情報提供の内容変更

前記69の13―10に準じて取り扱う。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の10―2を変更）、平20第346号（69の13―2を変更）、平21第368号、平23第411号、平23第746号、令5第594号］

（その他）

69の13―13　権利者から輸入差止申立て及び輸入差止情報提供以外の方法（例：電子メール）により侵害すると認める物品に係る資料等の提供があった場合は、これを受け付けることとし、必要に応じ関係税関にその写しを送付する。なお、この場合においては、できる限り輸入差止申立て又は輸入差止情報提供を行うようしょうようするものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の10―3を変更）、平20第346号（69の13―3を変更）、平21第368号］

（情報の収集）

69の13―14　知的財産調査官は、侵害物品の輸入の取締りのため、次に掲げる資料等の収集に努めるものとする。

①　知的財産の内容を証する書類

②　侵害の事実に係る資料

③　識別ポイントに係る資料

④　侵害物品の特定のために必要と認める資料

⑤　その他侵害物品の輸入の取締りに関する資料

［追加：平20第636号］

［一部改正：平21第368号］

（輸入差止申立てにおける専門委員意見照会）

69の14―1　申立先税関の本関知的財産調査官及び総括知的財産調査官は、専門委員制度運用通達の第１章の１の⑴に定める場合には、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施することとなるので、留意する。

［追加：平20第346号］

（輸入差止申立てに係る供託等）

69の15―1　法第69条の15の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。

⑴　供託命令

イ　供託命令の要件

法第69条の15第1項に規定する「損害の賠償を担保するために必要があると認めるとき」とは、輸入差止申立てに係る侵害疑義物品について認定手続を執った後において、申立人と輸入者等の主張が対立し、当該物品について侵害物品か否か認定しがたい場合とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、供託を命ずることとする。

なお、供託命令を行う場合には、生鮮疑義貨物の場合を除き、総括知的財産調査官に協議するものとする。

ロ　供託の期限

法第69条の15第1項の担保を供託する際の「期限」とは、「供託命令書」（C―5870）の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。ただし、生鮮疑義貨物については、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して3日以内とし、口頭により供託命令を行った場合は、供託命令をした日の翌日から起算して3日以内とする。

ハ　供託額

　法第69条の15第1項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額を合算した額とする。

ⅰ　予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被る逸失利益の額（課税価格の20％程度を目安に算定する。）

ⅱ　予想される認定手続期間中に輸入者等が負担することとなる疑義貨物の倉庫保管料の額

疑義貨物が蔵置されている場所の実費費用を基に「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して認定手続の終了が予想される日を含む月までの月数を算定する。

ⅲ　生鮮疑義貨物については、当該貨物の腐敗により失われると予想される当該貨物の価値に相当する額（当該貨物の課税価格とする。）

ⅳ　その他、予想される認定手続期間中に輸入者等が疑義貨物を通関することができないことにより被るおそれのある損害の額

　上記の額の算定に当たっては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じて調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。

ただし、下記ニなお書の場合には、あらかじめ、上記ハののⅰからⅲまでを合算した額で供託命令を行い、必要と認める場合には、後日上記ハののⅳについて追加供託命令を行う旨を輸入者等に通知することにより、事情の聴取は省略して差し支えない。

ニ　供託命令の手続

知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。⑵から⑼まで並びに後記69の16―1（見本検査承認申請等）及び69の16―3（見本検査に係る供託等）から69の16―5（見本の返還等）までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を申立人に命ずる場合には、「供託命令書」を当該申立人に交付するとともに、収納課長等に「供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

なお、生鮮疑義貨物については、認定手続の開始を決定した後速やかに、申立人に対して供託命令を行い（必要と認めるときは口頭により命令することができるものとし、その場合には併せて電子メール等による当該命令の内容の通知を行うよう努めることとする。）、当該命令に従う意思のない旨の回答を確認した場合には、期限の経過を待つことなく、認定手続を取りやめて差し支えない（法第69条の15第11項の通知を行うことに留意する。）。また、口頭による命令を行った場合は、上記の口頭による命令が行われた旨及びその日を証する「生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書」（C―5872）正副2部を当該申立人に交付し、副本について当該申立人が記名したものを返付させるものとする。

⑵　供託等の取扱い

イ　金銭又は有価証券を供託する場合

　供託物の種類

ⅰ　法第69条の15第1項に規定する「金銭」とは、前記9の4―1の⑴の規定に準じて取り扱う。

ⅱ　法第69条の15第3項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」とは、前記9の6―1の⑴及び⑵に準じて取り扱う。

ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278 条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは認めないこととする。

　国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の11―3及び9の11―4の規定に準じて取り扱う。

　供託場所

金銭又は有価証券（以下「金銭等」という。）の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄の供託所に行わせるものとする。

　供託書正本の提出

供託をすべき申立人には、供託書の正本を「供託書正本提出書」（C―5874）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。

収納課長等は、供託をすべき申立人から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該申立人に交付するとともに、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物の輸入者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ　支払い保証委託契約を締結する場合

　支払い保証委託契約の相手方

法第69条の15第５項（（供託に代わる契約））の契約（以下この項において「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等とする。

　支払保証委託契約の届出

ⅰ　供託をすべき申立人には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C―5876）（2部。原本、申立人交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ⅱ　収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき申立人に交付するとともに、当該確認書の写しを輸入者等に交付する。

この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。

なお、供託をすべき申立人が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨届け出る場合には、上記イの手続と同時に行わせるものとする。

⑶　供託額の追加

知的財産調査官等は、申立人に輸入者等の損害を担保するのに不足すると認める額の金銭を供託すべき旨を命じる場合には、上記⑴ロからニまで及び⑵に準じて取り扱う。

なお、供託額の追加を命ずる場合には、総括知的財産調査官と協議するものとする。

⑷　認定手続の取りやめ

イ　「供託命令書」の交付を受けた申立人が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないときは、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないことについてやむを得ない理由があると認められるときは、願出により相応の期限を定めて、認定手続の取りやめを猶予して差し支えないこととするが、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることとする。

なお、取りやめを猶予した場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。

生鮮疑義貨物については、当該猶予は行わないこととする。

ハ　知的財産調査官等は、認定手続を取りやめたときは、「認定手続取りやめ通知書」（C―5878）を申立人及び輸入者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続取りやめ通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は当該疑義貨物についてその輸入を認めるものとする。

(注)　認定手続を取りやめようとする場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。

⑸　供託された金銭等の還付

イ　権利の実行の申立ての手続

　供託金規則第8条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、次のものをいう。

ⅰ　民事執行法第22条第1項((債務名義))に規定する債務名義（確定判決等）

ⅱ　損害賠償請求権の存在を確認する確定判決又はそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの

ⅲ　供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該申立人に対する損害賠償請求権があること及びその額を記載した書面

ⅳ　上記ⅰからⅲまでに掲げるものに類するもの

(注)　ⅳに掲げるものが提出された場合には総括知的財産調査官に協議するものとする。

　輸入者等には、供託金規則様式第六による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ　申立人からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した申立人から、輸入者等が提出した債務名義等の真偽、認定手続が執られたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ　確認書交付手続

収納課長等は、輸入者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第七の確認書を当該輸入者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。

⑹　有価証券の換価

イ　輸入者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ　収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、申立人に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ　収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ　上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第8条において準用する同規則第4条第4項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」（C―5880）に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。

この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。

⑺　供託された金銭等の取戻し

イ　疑義貨物が侵害物品と認定された場合の取扱い

　知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物を侵害物品と認定した場合には、収納課長等に対して、「知的財産疑義貨物認定（処理）連絡書」（C―5821）に前記69の12―1―8の⑵に規定する輸入者等用の認定通知書又は認定（没収）通知書の写しを添付してその旨を通報する。

　上記の通報を受けた収納課長等は、「認定通知書（権利者用）」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ロ　疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い

　知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記69の12―2（輸入者等による自発的処理の取扱い）⑵イ又はニにより認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。

　上記の通報を受けた収納課長等は、「処理結果通知書」の受取人である申立人に、供託金規則様式第三の証明書を交付する。

ハ　損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

　金銭等を供託した申立人には、「担保取戻事由確認申請書」（C―5882）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

ⅰ　供託の原因となった貨物の輸入者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

ⅱ　損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

(注)　なお、権利者の誤った輸入差止申立てにより、輸入者等に損害が生じた場合の当該損害に係る損害賠償権の消滅時効は、民法第724条により3年となるので留意する。

ⅲ　申立人が輸入者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

ⅳ　侵害物品でない旨の「認定通知書（権利者用）等」であって、その理由欄に、権利者からの輸入同意書の提出又は侵害部分の切除等の修正の旨記載されているもの

ⅴ　その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

　収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸入者等から、当該書面（上記ⅳを除く。）の真偽等について意見を聴取するものとする。

　収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、申立人に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ニ　支払い保証委託契約が締結された場合の取扱

　収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」（C―5884）（2部。原本、申立人交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。

　収納課長等は、契約書の内容が令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ホ　供託物が差し替えられた場合の取扱い

　収納課長等は、申立人から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」（C―5886）（2部。原本、申立人交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

　収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書正本を受理することが適当であると認めたときは、申立人に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（申立人交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ヘ　収納課長等は上記イからホまでにおいて、申立人に対し供託書正本を返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用」）を回収するものとする。ただし、上記ハの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に申立人に対し返還するものとする。

⑻　支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ　支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C―5888）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ　収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人から、債務名義等の真偽、認定手続がとられたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ　収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、輸入者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C―5890）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

⑼　支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ　支払保証委託契約の解除

　支払保証委託契約を解除しようとする申立人には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C―5892）（2部。原本、申立人交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、ⅰの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

ⅰ　疑義貨物が侵害物品である旨の「認定通知書（権利者用）等」又は「処理結果通知書」の提出があった場合

ⅱ　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注)　承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸入者等から、事実関係について意見を聴取するものとする。

ⅲ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

ⅳ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の21第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ　支払保証委託契約の内容の変更

　支払保証委託契約の内容を変更しようとする申立人には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C―5894）（2部。原本、申立人交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の21第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の12―1を変更）、平19第420号、平20第346号、平21第368号、平23第411号、平25第731号、平28第646号、令元第784号、令2第1118号、令3第500号、令4第204号、令5第273号］

（見本検査承認申請等）

69の16―1　見本検査承認申請に係る取扱いは次による。

⑴　見本検査承認申請をしようとする申立人（以下「申請者」という。）には、「見本検査承認申請書」（C―5896）（2部。原本、交付用）に、「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）等」の写しを添付して、当該認定手続に係る事務を処理する知的財産調査官等に提出させる。この場合において、見本の検査を第三者に委託する場合には、その委託を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに委託する理由を「見本検査承認申請書」の「その他参考となるべき事項」欄に記載させるとともに、委託を証する書面を添付させるものとする。

⑵　見本検査承認申請を受けた知的財産調査官等は、「見本検査承認申請通知書」（C―5898）に「見本検査承認申請書」の写しを添付して、当該見本検査承認申請に係る疑義貨物の輸入者等に通知するとともに、原則として、「見本検査承認申請通知書」の日付の日の翌日から起算して3日（行政機関の休日の日数は算入しない。）以内に限り、当該輸入者等に意見を述べる機会を与えるものとする。この場合において、当該見本検査承認申請が承認された場合に申請者が見本を検査した後の見本の返還（原状回復が困難な場合は、検査後の状態のままでの返還）を必要とするか否かについて確認しておくものとし、返還不要であるときは、見本返還不要同意書（C―5898の別紙）を提出させるものとする。

⑶　見本検査承認申請を承認したときは、知的財産調査官等は、「見本検査67承認通知書（申請者用）」（C―5900）を申請者に、「見本検査承認通知書（輸入者等用）」（C―5902）を輸入者等に交付する。なお、見本検査承認申請を承認したときは、申請者から「見本受領書」（C―5904）を徴した上で見本を交付するものとするが、その際、当該承認に係る見本について、令第27条ただし書（口頭による見本一時持出し許可の申請）の規定により、口頭で見本一時持出しの申請及び許可があったものとする。

⑷　見本検査承認申請を承認しない場合は、知的財産調査官等は、総括知的財産調査官に協議する（当該見本検査承認申請に係る疑義貨物について自発的処理が行われたこと等により認定手続を取りやめた場合を除く。）ものするものとし、承認しなかったときは「見本検査不承認通知書（申請者用）」（C―5906）を申請者に、「見本検査不承認通知書（輸入者等用）」（C―5908）を輸入者等に交付する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の13―1を変更）、平28第646号、平29第442号、令5第592号］

（見本検査の承認要件）

69の16―2　法第69条の16第2項の規定の適用に係る取扱いは次による。

⑴　法第69条の16第2項第1号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第69条の13第4項の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。

⑵　法第69条の16第2項第2号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者等の利益が害されるおそれがある場合をいう。

⑶　法第69条の16第2項第3号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第69条の12第8項の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。

⑷　法第69条の16第2項第4号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。

⑸　次の場合には、法第69条の16第2項各号に掲げる要件を充たす場合であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。

イ　輸入者等が自ら侵害物品であることを認めている場合等侵害物品に該当するとの認定を行うことが確実と認められる場合

ロ　契約関係を示す証拠等により見本検査承認申請に係る疑義貨物について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである場合等侵害物品に該当しないとの認定を行うことが確実と認められる場合

ハ　輸入者等が前記69の12―2（輸入者等による自発的処理の取扱い）の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となった場合（輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。）

ニ　見本検査に係る疑義貨物が特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密に係るものであり、見本検査承認申請が通関解放までの期限間近に行われ、かつ、見本検査承認申請から申請者が証拠・意見を提出するまでに通関解放が行われることが確実と認められる場合

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の13―2を変更）、平28第646号、令4第204号］

（見本検査に係る供託等）

69の16―3　法第69の16第5項において準用する法第69条の15の規定の適用については次による。

⑴　見本検査承認申請を承認する場合は、原則として供託命令を行うものとする。ただし、下記⑶に基づく供託額が千円程度以下と見込まれる場合はこの限りでない。

⑵　供託命令は、知的財産調査官等が「供託命令書」（C―5910）を申請者に交付して行うこととし、供託の期限は、原則として、「供託命令書」の日付の日の翌日から起算して3日以内とする。この場合において、当該知的財産調査官等は「供託命令書」の写しをもって、収納課長等（当該知的財産調査官等が本関知的財産調査官でない場合は本関知的財産調査官を含む。）に、供託命令を行った旨を通報する。なお、本関知的財産調査官が通報を受けたときは、その旨総括知的財産調査官に通報する。

⑶　供託を命ずる額は、次に掲げる額を合算したものとする。この場合においては、輸入者等から事情を聴取するとともに、必要に応じ調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官に協議して決定するものとする。ただし、当該見本検査に係る疑義貨物が、過去に供託を行った物品と同一と認められる場合であって、供託額が同程度であると見込まれるときは、協議を省略して差し支えない。

イ　申請者に交付する見本の課税価格（見本の交付のため開封したことなどにより、残存分の経済的価値が失われる場合は、最小包装単位を限度として当該数量分を併せたものの課税価格をいう。以下この節において「当該見本」という場合はこれに同じ。）並びに関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）に相当する額

ロ　当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被る逸失利益（課税価格の20％程度を目安に算定する。）

ハ　以上のほか、当該見本が輸入できないことにより輸入者等が被るおそれのある損害の額

⑷　前記69の15―1の⑵から⑼まで（⑷ハを除く。）(輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第69条の16第5項において準用する法第69条の15の規定、令第62条の25において準用する令第62条の20から第62条の23までの規定及び供託金規則第9条において準用する供託金規則第1条から第6条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記69の15―1中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記69の15―1の⑶中「上記⑴ロからニまで及び⑵」とあるのは「前記69の15―1の⑵並びに上記⑵及び⑶」と、前記69の15―1の⑷のロ中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記69の15―1の⑸のイの中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前記69の15―1の⑸のロ中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記69の15―1の⑸のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、前記69の15―1の⑻中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の13―3を変更）、平19第420号、平19第803号、平26第318号、令元第784号］

（見本検査の立会い）

69の16―4

⑴　見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査には、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。

⑵　法第69条の16第6項の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」（C―5912）を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。なお、前記69の16―1の規定により承認された見本検査に、輸入者等が自らの都合により立ち会うことができない場合であっても、当該承認内容の変更は行わないこととする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の13―4を変更）、令元第784号］

（見本の返還等）

69の16―5　申請者による検査が行われる見本（分析等により費消したものを除くものとし、分解等により原状回復が困難である場合は、検査後の状態のままの見本をいう。以下この項において同じ。）の返還等については次による。

⑴　「見本返還不要同意書」の提出がある場合は、税関が当該見本に係る疑義貨物について侵害の該否の認定をするまでの間、当該見本を申請者に保管させるものとする。この場合において、当該疑義貨物について侵害物品に該当すると認定したときは、速やかに当該見本を税関に返還させるものとし、侵害物品に該当しないと認定したとき又は侵害の該否の認定をする前に通関解放が行われたときは、当該疑義貨物の輸入を許可した後に申請者に処分させるものとする。

⑵　「見本返還不要同意書」の提出がない場合は、申請者による検査の終了後速やかに当該見本を税関に返還させるものとする。

⑶　申請者が検査をする前に通関解放が行われた場合には、上記⑴又は⑵にかかわらず当該見本を速やかに税関に返還させるものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の13―5を変更）］

（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求の手続）

69の17―1

⑴　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を求める際に提出させる書面は、「経済産業大臣意見照会請求書（保護対象営業秘密関係）」（C―5946）とする。

⑵　令第62条の27に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、経済産業大臣認定書とし、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）の求め（以下この項及び次項において「請求」という。）をした不正競争差止請求権者（法第69条の17に規定する不正競争差止請求権者をいう。以下この項から次々項までにおいて同じ。）又は輸入者等に対し、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記69の16―５の⑴により不正競争差止請求権者が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該不正競争差止請求権者又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、法第69条の17第９項の規定により税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合であって、経済産業大臣へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16―５の⑴により不正競争差止請求権者が保管しているサンプルについては当該不正競争差止請求権者に提出を求めることとし、それ以外においては法第105条第１項第３号の規定により見本を採取するものとする。

［追加：平28第646号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）手続）

69の17―2

⑴　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」（C―5947）に次の資料を添付して、経済産業大臣に提出して行うこととする。

イ　受理された輸入差止申立てに係る貨物についての経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）にあっては、「輸入差止申立書」及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）

ロ　令第62条の16第１項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ　前記69の17―１の⑵により提出等された資料

ニ　下記 により不正競争差止請求権者又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ　その他経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料

⑵　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）をする場合は、あらかじめ「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」（C―5948）並びに上記⑥⑴で予定している「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」及びその添付資料の写しを不正競争差止請求権者及び輸入者等に送付し、当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。

⑶　令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象営業秘密関係）」への記載は、経済産業大臣認定書とする。

⑷　受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第69条の17第1項に規定する10日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記⑵の期限（輸入者等に対して意見を求める場合に限る。）として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等以外の他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行い、当該他方の当事者である不正競争差止請求権者又は輸入者等の意見は、後日追加して経済産業大臣に提出するものとする。なお、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記のハに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等に教示するものとする。

⑸　税関長が経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副２部とする。

⑹　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合には、不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5949）により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び不正競争差止請求権者又は輸入者等が後記において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。

⑺　次の場合には、請求があっても、法第69条の17第2項ただし書の規定により、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行わないこととする。

イ　輸入者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合

ロ　輸入者等が、前記69の12―2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）

ハ　当該申請が、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行える期間内に上記⑵の「経済産業大臣意見照会請求通知（保護対象営業秘密関係）」の不正競争差止請求権者及び輸入者等への交付又は上記⑶の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行うことが困難な場合

なお、法第69条の20第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）は行わないこととするので、留意する。

⑻　上記⑺の場合には、速やかに、当該請求をした不正競争差止請求権者又は輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会不実施通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5950）により、その旨及び理由を通知する。

⑼　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び不正競争差止請求権者に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5951）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を付して意見を述べ､又は証拠を提出することを認めることとする。

⑽　経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）を行った場合で、法第69条の17第8項の規定により、経済産業大臣の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5952）により、経済産業大臣に対し、その旨を通知する。

［追加：平28第646号］

［一部改正：令元第784号、令4第204号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象営業秘密関係）請求ができる期間の延長）

69の17―3　法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合（原則として、前記69の12―1―2⑴の規定による認定手続を含む。）以外の場合に行うこととし、法第69条の17第1項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立不正競争差止請求権者（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者をいう。以下この項において同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び不正競争差止請求権者に対し、前記69の12―1―2⑴の規定による認定手続である場合には「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（保護対象営業秘密関係）」（C―5953）により、同⑵の規定による認定手続である場合には「経済産業大臣意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立不正競争差止請求権者への認定手続開始通知日通知書兼用）」（C―5953―1）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

［追加：平28第646号］

［一部改正：令元第784号、令5第592号］

（特許庁長官意見照会請求の手続）

69の17―4

⑴　特許庁長官意見照会を求める際に提出させる書面は、「特許庁長官意見照会請求書」（C―5914）とする。

⑵　令第62条の27に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記69の13―3の⑵のイのの②又は同項の⑵のロのの②と同等のものとし、特許庁長官意見照会の求め（以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者等又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記69の16―5の⑴により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、法第69条の17第9項の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記69の16―5の⑴により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることとし、それ以外においては法第105条第1項第3号の規定により見本を採取するものとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の14―1を変更）、平20第346号、平23第411号、平28第646号（項番号69の17―1を変更）］

（特許庁長官意見照会手続）

69の17―5

⑴　特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」（C―5916）に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、法第69条の17第9項の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。

イ　受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあっては、輸入差止申立書及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）

ロ　令第62条の16第1項の規定による証拠又は意見に係る資料の写し

ハ　前記69の17―4の⑵により提出等された資料

ニ　下記⑵により特許権者等又は輸入者等から提出された意見に係る書面の写し

ホ　その他特許庁長官が意見を述べるに際し参考となるべき資料

⑵　特許庁長官意見照会をする場合は、あらかじめ「特許庁長官意見照会請求通知」（C―5918）並びに上記⑴で予定している「特許庁長官意見照会書」及びその添付資料の写しを特許権者等及び輸入者等に送付し、当該通知の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を定めて意見を求めるものとする。この場合において、意見は書面により提出させるものとする。

⑶　令第62条の28第1項又は第2項に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記69の13―3の⑵のイのの②又は同項の⑵のロのの②と同等のものとする。

⑷　受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が法第69条の17第1項に規定する10日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する20日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記⑵の期限（輸入者等に対して意見を求める場合に限る。）として10日経過日までの日を定めることが困難な場合であって、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は10日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見の回答前に10日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は10日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記⑺のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者等又は輸入者等に教示するものとする。

⑸　税関長が特許庁長官意見照会に関し特許庁長官に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

⑹　特許庁長官意見照会を行った場合には、特許権者等及び輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会実施通知書」（C―5920）により、その旨を通知する。その際には必要に応じ、税関が具体的態様を特定した資料及び特許権者等又は輸入者等が後記⑼において意見を述べ又は証拠を提出するために参考となると思われる資料を添付するものとする。

⑺　次の場合には、請求があっても、法第69条の17第2項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。

イ　輸入者等が自ら当該物品が当該権利を侵害することとなる事実を認めている等該当認定を行うことができることが確実と認められる場合

ロ　契約関係を示す証拠等により当該物品について輸入者等が正当な権利を有することが明らかである等技術的範囲以外の観点から、非該当認定を行うことができることが確実と認められる場合

ハ　輸入者等が、前記69の12―2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）

ニ　令第62条の28第1項に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合

ホ　当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記⑵の「特許庁長官意見照会請求通知」の特許権者等及び輸入者等への交付又は上記⑶の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合

なお、法第69条の20第1項の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会は行わないこととするので、留意する。

⑻　上記⑺の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」（C―5922）により、その旨及び理由を通知する。

⑼　特許庁長官意見照会に対する特許庁長官の回答があった場合には、速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会回答通知書」（C―5924）により、その旨及び内容（認定の基礎とする部分に限る。）を通知するとともに、当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内の期限を付して意見を述べ､又は証拠を提出することを認めることとする。

⑽　特許庁長官意見照会を行った場合で、法第69条の17第8項の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」（C―5926）により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の14―2を変更）、平20第346号、平23第411号、平28第646号（項番号69の17―2を変更）、令元第784号、令4第204号］

（特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長）

69の17―6　法第69条の17第1項に規定する10日経過日までの期間の同項に規定する20日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合（原則として、前記69の12―1―2⑴の規定による認定手続の場合を含む。）以外の場合に行うこととし、同項に規定する通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第69条の12第1項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）を把握した後速やかに、輸入者等及び特許権者等に対し、前記69の12―1―2⑴の規定による認定手続である場合には「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書」（C―5928）により、同⑵の規定による認定手続である場合には「特許庁長官意見照会請求ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書兼用）」（C―5928―1）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の14―3を変更）、平28第646号（項番号69の17―3を変更）、令元第784号、令5第592号］

（農林水産大臣意見照会手続等）

69の18―1　農林水産大臣意見照会の手続等は次による。

⑴　法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあっては、次の場合とする。

イ　育成者権者と輸入者等の主張が対立した場合

ロ　税関においてＤＮＡ鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（ＤＮＡ鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）

ハ　前記69の13―3⑵ヘ③により提出された農林水産大臣の判定の結果では侵害物品か否か認定しがたい場合）

ニ　種苗法施行令（平成10年政令第368号）第2条に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合

⑵　農林水産大臣意見照会は、「農林水産大臣意見照会書」（C―5930）に、農林水産大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを農林水産大臣に提出して行うものとする。この場合において、「農林水産大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、税関が行ったＤＮＡ鑑定の結果、育成者権者から申立時に提出されているＤＮＡ鑑定書の写し（ＤＮＡ鑑定を行うことが困難で外観等により判断する必要がある場合にあっては、疑義貨物及び真正品の見本、写真、図面等）、これら以外の資料で輸入差止申立て時の提出資料の写し（申立てが受理されている場合に限る。）並びに育成者権者及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、農林水産大臣意見照会に関し農林水産大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。

⑶　農林水産大臣意見照会を行った場合には、当該農林水産大臣意見照会に係る認定手続の当事者である育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会実施通知書」（C―5932）により、その旨を通知する。

⑷　農林水産大臣意見照会に対する農林水産大臣の回答があった場合は、上記⑶の育成者権者及び輸入者等に対し、「農林水産大臣意見照会回答通知書」（C―5934）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内に限り当該育成者権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。

⑸　農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C―5936）により、遅滞なくその旨を通知する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の15―1を変更）、令元第784号、令3第260号、令4第206号、令4第204号］

（経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）手続等）

69の18―2　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）の手続等は次による。

⑴　法第69条の18第1項に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、不正競争差止請求権者と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。

⑵　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）は、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5938）に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書（保護対象商品等表示等関係）」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し（申立てが受理されている場合に限る。）並びに不正競争差止請求権者及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に関し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。なお、不正競争防止法第2条第1項第17号及び第18号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。

⑶　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）を行った場合には、当該経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に係る認定手続の当事者である不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会実施通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5940）により、その旨を通知する。

⑷　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）に対する経済産業大臣の回答があった場合は、上記⑶の不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、「経済産業大臣意見照会回答通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5942）により、速やかにその旨及びその内容を通知する。この場合において、原則として当該通知書の日付の日の翌日から起算して5日以内に限り当該不正競争差止請求権者及び輸入者等に対し、意見を述べ、又は証拠を提出することを認めるものとする。

⑸　経済産業大臣意見照会（保護対象商品等表示等関係）を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第69条の12第7項若しくは第69条の15第10項の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書（保護対象商品等表示等関係）」（C―5944）により、遅滞なくその旨を通知する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の15―2を変更）、平25第310号、平27第1360号、平28第646号、令元第784号、令4第204号］

（認定手続における専門委員意見照会手続等）

69の19―1　認定手続における専門委員意見照会の手続等については、専門委員制度運用通達の定めるところによる。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の16を変更）、平19第420号、平19第803号、平20第346号］

（通関解放手続）

69の20―1

⑴　法第69条の20第1項の規定による求めを行うこと（以下この項において「請求」という。）ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等（保護対象営業秘密に係る輸入差止申立てが受理された不正競争差止請求権者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。

ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。

⑵　法第69条の17第1項に規定する通知日を把握した後速やかに、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」（C―5958）により、当該通知日及び同項に規定する10日経過日の末日について通知する。ただし、前記69の17―3又は69の17―６の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。

⑶　令第62条の31に規定する書面は、「認定手続取りやめ請求書」（C―5960）とし、同条第5号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記69の20―2の⑴のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。

⑷　法第69条の20第3項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」（C―5962）により、行うこととする。

⑸　後記69の17―2の⑵のイのの規定により通報を受けた「供託書正本預り証」の写し又は同項の⑵のロののⅱの規定により通報を受けた「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」（C―5964）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の17―1を変更）、平28第646号、令元第784号］

（通関解放金）

69の20―2　法第69条の20第3項から第10項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。

⑴　供託命令

イ　法第69条の20第3項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」（C―5966）の日付の日の翌日から起算して10日以内とする。

ロ　供託額

　法第69条の20第3項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。

ⅰ　特許権、実用新案権、意匠権又は保護対象営業秘密のライセンス料に相当する額（これらの権利に係る裁判において認定された額、過去1年間において実際に締結されたライセンス契約におけるライセンス料の額又は類似の事例におけるこれらの額により定めるものとする。）

ⅱ　輸入者等が当該物品の販売によって得ることになると考えられる利益額に相当する額（課税価格の20％を目安に算定する。）

　上記の額の算定に当たっては、輸入差止申立ての際に提出された資料（追加して提出された資料を含む。）等あらかじめ申立特許権者等から提出された資料を参考とするとともに、必要に応じ、申立特許権者等への確認を含む調査等を実施のうえ、総括知的財産調査官と協議して決定するものとする。

ハ　知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長。下記⑵から⑻までにおいて「知的財産調査官等」という。）は、金銭を供託すべき旨を輸入者等に命ずる場合には、「通関解放金供託命令書」を当該輸入者等に交付するとともに、収納課長等に「通関解放金供託命令書」の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、署所知的財産調査官又は知的財産担当官（これらの者が配置されていない官署にあっては、発見部門の長）が供託命令を行った場合には、本関知的財産調査官に供託命令を行った旨を「通関解放金供託命令書」の写しをもって通報するものとし、本関知的財産調査官は、その旨を総括知的財産調査官に通報する。

⑵　供託等の取扱い

イ　金銭又は有価証券を供託する場合

　供託物の種類

ⅰ　法第69条の20第3項に規定する「金銭」については、前記9の4―1の⑴の規定に準じて取り扱う。

ⅱ　法第69条の20第4項に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記9の6―1の⑴及び⑵の規定に準じて取り扱う。ただし、社債、株式等の振替に関する法律第278条第1項に規定する振替債については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。

　国債、地方債、社債等の価額

国債、地方債その他の有価証券の価額は、前記9の11―3及び9の11―4の規定に準じて取り扱う。

　供託場所

金銭等の供託は、供託命令を行う税関官署の最寄りの供託所に行わせるものとする。

　供託書正本の提出

供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」（C―5874）（2部。原本、申立特許権者等交付用）に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸入者等に交付し、前記69の20―1の⑸による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。

ロ　支払い保証委託契約を締結する場合

　支払い保証委託契約の相手方

法第第69条の20第6項の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社、同条第４項に規定する損害保険会社、同条第８項に規定する外国生命保険会社等又は同条第９項に規定する外国損害保険会社等とする。

　支払保証委託契約の届出

ⅰ　供託をすべき輸入者等には、支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を「支払保証委託契約締結届出書」（C―5876）（2部。原本、輸入者等交付用）に添付して、供託期限内に収納課長等に提出させる。

ⅱ　収納課長等は、当該契約書の内容が令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸入者等に交付し、前記69の20―1の⑸による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イのの手続と同時に行わせるものとする。

⑶　供託等をしない場合の取扱い

イ　「通関解放金供託命令書」の交付を受けた輸入者等が、当該命令書に記載されている期限内に、供託を命じられた額の全部について、供託せず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしないとき（下記ロにおいて「供託しない場合」という。）は、収納課長等は知的財産調査官等にその旨を通報する。

ロ　上記イの通報を受けた知的財産調査官等は、当該通報に係る認定手続を取りやめないこととする。ただし、供託しない場合がやむを得ない理由により生じたものと認められるときは、申出により相応の期限を定めて、当該相応の期限内に供託又は支払保証委託契約の締結を行わせることができる。この場合には、その旨及び相応の期限を収納課長等に通報する。なお、当該期限内に供託又は支払保証委託契約の締結が行われた場合には、当該認定手続を取りやめるものとする。

ハ　知的財産調査官等は、認定手続を取りやめないこととしたときは、「認定手続継続通知書」（C―5968）を申立特許権者等及び輸入者等に交付する。この場合において、知的財産調査官等は、発見部門の長及び収納課長等に対して、「認定手続継続通知書」の写しをもってその旨を通報し、また、通報を受けた発見部門の長は、当該疑義貨物について、引き続き認定手続を行うものとする。

⑷　供託された金銭等の還付

イ　権利の実行の申立ての手続

　供託金規則第10条において準用する同規則第1条((申立ての手続))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記69の15―1の⑸のイののⅳに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。

　申立特許権者等には、供託金規則様式第十による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。

ロ　輸入者等からの意見聴取

収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するものとする。

ハ　確認書交付手続

収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第十一の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。

この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸入者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。

⑸　有価証券の換価

イ　申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第26号書式により作成した供託有価証券払渡請求書2部を供託所に提出する。

ロ　収納課長等は、供託規則第29条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。

有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。

ハ　収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第11号書式及び第12号書式（その他の金銭供託の供託書正本・副本）により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。

ニ　上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第10条において準用する同規則第4条第4項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」（C―5880）に供託書正本の写しを添付して、輸入者等に送付するものとする。

この場合において、輸入者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸入者等に対し返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収する。

⑹　供託された金銭等の取戻し

イ　損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い

　金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C―5882）に損害賠償を担保する必要がなくなったことを証明する次のいずれかの書面を添付して収納課長等に提出させる。

ⅰ　供託の原因となった貨物の申立特許権者等が、供託した金銭等の取戻しに同意したことを証明する書面

ⅱ　損害に係る賠償請求権が時効により消滅したことを証明する書面

ⅲ　輸入者等が申立特許権者等に損害の賠償をしたことを証明する書面

ⅳ　その他損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書面

　収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等から、当該書面の真偽等について意見を聴取するものとする。

　収納課長等は、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ロ　支払保証委託契約が締結された場合の取扱い

　収納課長等は、輸入者等から、「支払保証委託契約締結承認申請書」（C―5884）（2部。原本、輸入者等交付用）に支払保証委託契約の契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して提出させる。

　収納課長等は、契約書の内容が令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合すると認めたときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」（輸入者等交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。

ハ　供託物が差し替えられた場合の取扱い

　収納課長等は、輸入者等から、「供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）」（C―5886）（2部。原本、輸入者等交付用）及び差替え後の供託物に係る供託書の正本を提出させる。

　収納課長等は、差替え後の供託物に係る供託書の正本を受理することが適当であると認めたときは、輸入者等に対して、「供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）」（輸入者等交付用）及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に差替え後の「供託物差替承認書（供託物正本預り証兼用）」の写しをもってその旨を通報する。

ニ　訴えを提起しなかった場合の取扱い

申立特許権者等が法第69条の20第12項の規定による通知を受けた日から30日（以下ニにおいて「通知後30日」という。）以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。

　金銭等を供託した輸入者等には、「担保取戻事由確認申請書」（C―5882）に、供託の原因となった貨物に係る申立てをした申立特許権者等が、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを当該申立特許権者等が自ら証明する書面を添付して収納課長等に提出させる。ただし、通知後30日を経過した日の翌日後は、当該書面の添付は省略させて差し支えない。

　収納課長等は、5日以内の期限を定めて、申立特許権者等に、上記による申請書（上記による書面の添付がある場合には、当該書面を含む。）を提示のうえ、通知後30日以内に同条第3項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったかどうか照会することとする。この場合において、当該申立特許権者等が、通知後30日以内に当該訴えの提起をした旨を回答したときは、当該訴えの提起の訴状の写しを提出させることとする。なお、当該期限までに回答がなかった場合には、当該訴えの提起はなかったものとして取り扱う。

　収納課長等は、上記の規定による照会又は自ら裁判所への確認等の調査により申立特許権者等が通知後30日以内に当該訴えの提起をしなかった事実を確認した場合には、輸入者等に供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該証明書の写しをもってその旨を通報する。

ホ　収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸入者等に対し返還するものとする。

⑺　支払保証委託契約に係る権利の実行

支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。

イ　支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等には、「損害賠償請求権存在確認書交付請求書」（C―5888）に債務名義等の謄本等を添付して、収納課長等に提出させる。

ロ　収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等から、債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。

ハ　収納課長等は、証明書交付請求に係る損害賠償請求権があると認めたときは、申立特許権者等に対して「損害賠償請求権存在確認書」（C―5890）を交付するとともに、知的財産調査官等に「損害賠償請求権存在確認書」の写しをもってその旨を通報する。

⑻　支払保証委託契約の解除及び内容の変更

イ　支払保証委託契約の解除

　支払保証委託契約を解除しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約解除承認申請書」（C―5892）（2部。原本、輸入者等交付用）に、関係書類を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、下記ⅰの場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。

ⅰ　損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合

(注)　承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等から、事実関係について意見を聴取することとする。

ⅱ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額の金銭等が供託された場合

ⅲ　解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第62条の32において準用する令第62条の21第1項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合

ロ　支払保証委託契約の内容の変更

　支払保証委託契約の内容を変更しようとする輸入者等には、「支払保証委託契約内容変更承認申請書」（C―5894）（2部。原本、輸入者等交付用）に、契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して、収納課長等に提出させる。

　収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第62条の27において準用する令第62条の16第1項の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。

［追加：平18第647号］

［一部改正：平18第1580号（項番号69の17―2を変更）、平19第420号、平20第346号、平21第368号、平23第411号、平28第646号、平29第442号、令5第273号］

第6章の2　認定通関業者

［追加：平20第346号］

（認定通関業者の認定申請手続）

79―1　法第79条第１項の規定に基づく認定の申請は、「特例輸入者等承認・認定申請書」（C―9000）（以下この章において「申請書」という。）２通（原本、申請者用）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする１承認につき１通を加えた数の申請書を提出することとする。）を、通関業法第2条第1号に規定する通関業務を行う営業所の所在地を所轄する税関（以下のこの章において「所轄税関」といい、複数の所轄税関がある場合は、そのいずれかの所轄税関とする。）の本関の認定通関業者の認定に係る事務を担当する部門（以下この章において「担当部門」という。）に提出することにより行う。

ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は当該申請者が申請書を提出する税関（以下この章において「担当税関」という。）若しくは所轄税関の最寄りの官署（以下この章において「署所」という。）の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする

なお、申請書の添付書類及び申請書の記載事項の取扱いは、次による。

⑴　申請書には、令第69条第２項に規定する法第79条第3項第3号の規則（以下この項及び後記79の2―1において「法令遵守規則」という。）2通（原本、申請者用。）（申請者が認定通関業者の認定の申請と同時に特定保税承認者又は特定保税運送者の承認を受けることを希望する場合には、当該申請者が受けようとする１承認につき1通を加えた数の法令遵守規則を提出することとする。以下この項において同じ。）を添付するものとする。令第69条第3項に規定する登記事項証明書については、担当税関において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に基づき、法務省の登記情報連携システムを使用して、登記情報を入手することができる場合には、添付を要しないものとする。ただし、申請者が法人以外であるときは、法令遵守規則2通及び住民票その他の本人確認が可能な書類１通を添付するものとする。

⑵　規則第9条の6ただし書に規定するその他の事由とは、申請者が法第50第1項、法第61 条の5第1項又は法第63条の2第1項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合をいうので留意する。

⑶　前記7の2―5⑶の規定は、令第69条第3項ただし書に規定するその他の事由の取扱いについて準用する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平29第570号、令3第500号、令5第594号］

（認定申請の撤回手続）

79―2　申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定通関業者認定申請撤回申請書」１通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その申請書を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：令5第594号］

（認定等の通知）

79―3　令第69条第４項の規定に基づく認定又は不認定の申請者への通知は、次による。

⑴　申請者への通知は、「認定通関業者認定書」（C―9015）又は「認定通関業者不認定通知書」（C―9025）（以下この節において「認定書等」という。）を交付することにより行うこととする。

⑵　認定書等の交付は、当分の間、申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門に提出があった日）から2月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により2月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平23第793号、令5第594号］

（認定内容の変更手続）

79―４　認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。

⑴　令第69条第5項の規定に基づく認定通関業者の認定内容の変更の届出は、通関業法基本通達12―1の⑵から⑷までの規定により行われることとなるので留意する。

⑵　法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法79条の4第1項第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合には、その旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく担当税関の本関の担当部門に届け出るようしょうようする。なお、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その変更届を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

イ　法令遵守規則（業務手順書、規則第9条の8第1号に規定する各部門の名称を示した体制図等の補足資料を含む）に変更があった場合

ロ　役員、代理人又は規則第9条の8第1号に規定する各部門の責任者に変更があった場合

ハ　「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」別紙２の１⑤及び４⑤に規定する委託先に変更があった場合

ニ　通関業営業所を新設又は廃止する場合

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平22第367号、平29第570号、平29第868号、平30第923号、令4第469号、令5第594号］

（認定の審査）

79―5　法第79条第３項に規定する認定の要件の審査は、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年３月31日財関第418号）に基づき行うものとする。

［追加：平20第346号］

（認定の公告）

79―6　法第79条第４項に規定する認定通関業者の認定の公告は、次に掲げる事項について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。なお、全国の認定通関業者の一覧については、関税局において各税関のホームページに掲載することとしているので留意する。

⑴　認定年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）

⑵　法第7条の2第1項に規定する特例委託輸入者から依頼を受けて同条第２項に規定する特例申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称

⑶　法第67条の3第1項第2号に規定する特定委託輸出者から依頼を受けて同条第1項に規定する特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の営業所の所在地及び名称

［追加：平20第346号］

［一部改正：平21第368号、平29第442号、平29第570号、令5第594号］

（電子メールによる送信）

79―9　以下の申請書等の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行って差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。

⑴　前記79―1、79―2又は後記79の6―1の申請書及び添付書類

⑵　前記79―4の変更届及び添付書類

⑶　後記79の3―1の届出書及び添付書類

［追加：平20第721号］

［一部改正：平29第442号］

（改善措置の求め）

79の2―1　法第79条の２の規定による改善措置の求めは、例えば次の場合において行うものとする。

⑴　法第７条の２第２項の期限までに特例申告が行われなかった場合。

⑵　特定委託輸出申告において、前記67の3―２―3の⑴に規定する貨物の確認を適正に行っていない場合。

⑶　通関手続の依頼を受けた貨物について輸出入申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合

⑷　法令遵守規則に即して輸出及び輸入に関する業務が適正かつ確実に行われていないと認められる場合

⑸　その他税関手続の履行又は輸出及び輸入に関する業務において不適切と認められる行為があった場合

［追加：平20第346号］

（認定通関業者からの事情の聴取等）

79の2―2　前記79の2―1の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について認定通関業者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。

［追加：平20第346号］

（認定通関業者の認定を受けている必要がなくなった旨の届出）

79の3―1　令第69条の2の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。

⑴　届出を行おうとする場合には、「特例輸入者の承認等取りやめ届」（C―9040）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。ただし、届出者の利便性等を考慮し、所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該届出に係る書面の提出があった所轄税関の本関の担当部門又は署所の窓口担当部門は、その書面を（所轄税関の最寄りの官署の窓口担当部門に提出があった場合は、当該税関の本関の担当部門を経由して）速やかに担当税関の本関の担当部門に送付するものとする。

⑵　「特例輸入者の承認等取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、認定を受けた年月日、取りやめの理由を記載するものとする。

［追加：平22第367号］

［一部改正：令5第594号］

（認定の失効の公告）

79の4―1　法第79条の4第2項に規定する認定の失効の公告は、失効年月日、認定通関業者の住所又は居所及び氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）について、担当税関の税関官署の見やすい場所に掲示して行うほか、担当税関のホームページに掲載するものとする。

［追加：平20第346号］

［一部改正：平22第367号（項番号79の3―1を変更）、令5第594号］

（認定通関業者の認定の取消し）

79の5―1　法第79条の5の規定に基づき認定通関業者の認定を取り消す場合の取扱いについては、次による。

⑴　法第79条第3項第1号ニ又はホに該当することとなった場合は、遅滞なく認定を取り消す手続を開始するものとする。

⑵　法第79条第3項第2号に適合しないこととなったため認定を取り消すことができる場合とは、例えば、認定通関業者が、通関業法第34条第１項に規定する通関業務の停止又は許可の取消しの処分を受けることとなった場合をいう。

⑶　令第69条の3の規定に基づく通知は、後記89―6に規定する「不服申立て等について」（C―7009）を添付した「特例輸入者等承認・認定取消書」（C―9050）を交付することにより行うものとする。

［追加：平21第368号］

［一部改正：平22第367号（項番号79の4―1を変更）、平29第570号］

（認定の承継の承認申請手続等）

79の6―1　法第79条の6において準用する法第48条の2第2項又は第4項の規定に基づく認定通関業者の認定を承継する場合の承認の申請については、前記7の13―1に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項⑵中「前記7の2―5⑴に規定する書類及び7の2―5⑵本文に規定するその他参考となるべき事項を明らかにする書類」とあるのは「前記79―1⑴に規定する書類及び規則第9条の6に規定する事項を明らかにする書類」と、同項⑺中「前記7の2―8に規定する承認内容の変更手続」とあるのは「前記79―4に規定する認定内容の変更手続」と、それぞれ読み替えるものとする。

［追加：平28第403号］

（認定の承継の承認に係る公告）

79の6―2　法第79条の6において準用する法第48条の2第6項の規定に基づく認定通関業者の認定の承継の承認に係る公告は、次の内容につき行うものとする。

⑴　承継を受ける者の氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）及び住所

⑵　承継前に認定を受けていた者の氏名又は名称（法人の場合は法人番号を併記）及び住所

⑶　承継される年月日

［追加：平28第403号］

［一部改正：令5第594号］

第7章　収容及び留置

（指定保税地域又は保税蔵置場等にある貨物の収容）

80―1　法第80条第1項第1号及び同第3号の3に掲げる貨物の収容については、次による。

⑴　指定保税地域に入れた日から1カ月を経過した貨物又は保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に入れた日から3カ月（保税蔵置場については、やむを得ない理由があると認めて、前記43の3―6により税関長が指定した期間を含む。）を経過した貨物で蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認を受けない貨物のうち、次に掲げる貨物については、原則として収容するものとする。

イ　非自由化品目以外の貨物

ロ　非自由化品目で輸入承認がある貨物

⑵　非自由化品目で輸入承認がない貨物のうち上記⑴のハ以外のものについては、輸入承認を受けて輸入（蔵入れ、移入れ又は総保入れを含む。）させるか、又は積戻しを行わせるものとする。

なお、これらの手続を行うことができない貨物は、次の各条件を充足する場合に限り収容するものとする。

イ　輸入者がいかなる意味においても、収容による貨物の公売又は売却による利益を得ることがないと認められるもの。例えば、次に掲げるものをいう。

　貨物の保管料が相当高額となつているもの

　貨物が腐敗若しくは変質又はそのおそれがあるもの

　同種の貨物の国内市場価格が著しく下落しているもの

ロ　貨物の公売又は売却により国内に引き取る場合に国内経済に悪影響を及ぼさないもの

ハ　貨物の公売又は売却により、不正な外貨送金が行われるおそれがないもの

⑶　輸出の許可を受けた貨物は、上記⑴に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：平4第303号、平6第331号、平12第235号、平13第4号、平19第420号、平20第346号（項番号79―1を変更）］

（保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域にある貨物の収容）

80―2　法第80条第1項第2号((保税蔵置場にある外国貨物の収容))、第3号((保税工場にある外国貨物の収容))又は第3号の2((総合保税地域にある外国貨物の収容))に掲げる貨物については、法第43条の2((保税蔵置場に外国貨物を置くことができる期間))、法第57条((保税工場に外国貨物を置くことができる期間))の蔵置期間（法第43条の2第2項（法第62条((保税蔵置場についての規定の準用))で準用する場合を含む。）又は法第62条の9((総合保税地域に外国貨物を置くことができる期間))の蔵置期間（法第62条の15((保税蔵置場、保税工場及び保税展示場についての規定の準用))の規定により蔵置期間の延長を承認したときは、その指定期間）を経過したときは、その期間経過後速やかに収容する。ただし、非自由化品目で輸入承認のある貨物のうち、加工貿易原材料の輸入割当を受けた貨物、その他輸入承認の際に国内に引き取ることについて特別の条件が付されている貨物については、経済産業省と協議のうえ収容するものとする。

［一部改正：昭55第1353号、平元第327号、平4第303号、平6第331号、平13第4号、平20第346号（項番号79―2を変更）］

（保税地域等の許可消滅後の蔵置貨物の収容）

80―3　法第79条第1項第4号((保税地域とみなされる場所にある外国貨物で指定期間を経過したもの))及び第5号((他所蔵置貨物で指定期間を経過したもの))に掲げる貨物の収容については、前記79―1に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：平20第346号（項番号79―3を変更）］

（収容しない貨物）

79―4　法第69条の11第1項各号（（輸入してはならない貨物））に掲げる物品（公売することにより結果的に同項第9号に該当することとなるものを含む。）、他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記79―1から79―3までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。

［一部改正：平12第235号、平17第424号、平18第647号、平18第1580号］

（貨物の収容の延期）

79―5　指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域に入れられた貨物で次に掲げるものについては、次の各号に掲げる期間に限り、その収容を延期することができるものとする。

⑴　指定保税地域にある輸入貨物で、税関においてやむを得ない事情があると認められるものについては、法第79条第1項第1号((指定保税地域にある貨物の収容))に規定する1月を経過した日から原則として、2月以内の期間

⑵　輸出貨物でプラント出荷又は貨物の集荷、配船等の事情からみて、税関においてやむを得ないと認められるものについては、上記⑴の期間にかかわらず、税関において適当と認める期間

［一部改正：平4第303号、平6第331号］

（搬出命令を受けた貨物の収容）

79―6　法第79条第1項第6号((保税地域にある貨物で税関長の搬出命令を受け、その指定された期間を経過したもの))に掲げる貨物の収容については、その貨物が内国貨物であるときは、原則として指定期間経過後直ちに収容するものとし、その貨物が外国貨物であるときは、前記79―1に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号79―7を変更）］

（再収容貨物）

79―7　法第79条第1項第7号((収容解除の承認の日から3日を経過したもの))に掲げる貨物については、その期間経過後直ちに収容するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号79―8を変更）］

（収容の公告）

79―8　収容した貨物が定率法第16条第1項各号((外交官用貨物等の免税))に掲げる外交官用貨物等である場合又はその他の貨物であつて将来争いの生ずるおそれがあると認められる場合においては、掲示広告をするほか官報に併せて公告するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号79―9を変更）］

（収容の通知）

79―9　貨物を収容する際における貨物の管理者への通知は、原則として、口頭で足りるものとし、法第79条第2項((緊急収容))の規定により収容の期間を短縮して貨物を収容した場合における法第79条第3項((収容の通知))の規定による通知は、｢緊急収容通知書｣（C―6000）により行うものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号79―10を変更）］

（仮差押え等を受けた貨物の収容）

79―10　民事保全法（平成元年法律第91号）その他の仮差押え及び仮処分の執行に関する法令の規定により仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物又は国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合の取扱いは、次による。

⑴　令第69条第2項((保全執行裁判所等に対する収容の通知))の規定により裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物を収容した際に行う通知は、便宣、｢緊急収容通知書｣の標題等を訂正のうえ使用するものとする。

なお、裁判上の仮差押え又は仮処分の執行を受けた貨物には、執行官のした表示があるので、注意する。

⑵　国税徴収法の規定により差し押さえられた貨物を収容する場合においても、上記⑴に準じて差押えをした税務署に通知するものとする。

［一部改正：昭56第349号、昭61第587号（項番号79―11を変更）、平2第832号］

（収容に関する用語の意義）

80―1　法第80条第3項((収容貨物を保管する場所等))に規定する用語の意義については、次による。

⑴　同項本文に規定する｢税関が管理する場所｣とは、税関所属の行政敗産である収容倉庫及び税関が借り受けて管理する収容倉庫をいう。

⑵　同項ただし書に規定する｢その場所に保管することが困難又は不適当であると認められる貨物｣とは、大量貨物、運搬により損傷のおそれがある貨物、保管に特殊な設備を要する貨物（例えば、生鮮魚介類）等をいう。

（貨物の現場収容の場合における保管契約）

80―2　法第80条第3項ただし書((現場収容))の規定により、その貨物の置かれている場所において収容する場合においては、税関は収容の日においてその場所の管理者と新たな保管契約を締結するものとする。この場合において、その場所が自家用の保税地域であるときは、その保管料について無償とする契約を締結して差し支えない。

（収容の効力の発生時期）

81―1　法第81条第1項((収容の効力))にいう収容の効力は、税関が貨物の引渡しを受けて占有した時に発生する。

（国税徴収法の規定による差押えと収容の効力）

81―2　収容しようとする貨物が国税徴収法の規定により差し押さえられた貨物であつてもその収容の効力は妨げられないので、留意する。

（天然果実に対する収容課金の起算日）

82―1　法第81条((収容の効力))の規定により収容の効力の及ぶ天然の果実に対する法第82条((収容課金))に規定する収容課金の起算日は、その生じた日とする。

（収容課金に関する用語の意義）

82―2　令第70条((収容課金))により収容課金の額を算出する場合における用語の意義については、次による。

⑴　同条第1項に規定する｢収容貨物の重量又は容積｣とは、その貨物の収容時における総重量又は総容積をいう。

⑵　同条第3項に規定する｢公売若しくは随意契約による売却の日｣とは、公売による落札者が決定した日又は随意契約による契約が成立した日をいう。

（収容貨物の保管期間）

83―1　令第70条の2第2項((保管に要した費用の計算))に規定する収容貨物の保管期間は、その貨物を収容倉庫に搬入した日から起算し、その貨物の搬出の日の前日までの期間とする。

なお、この場合において、貨物の収容の解除が貨物の収容と同日に行われる場合には、保管期間はないこととなるので、留意する。したがつて、収容課金は徴収しない。

（収容解除の申請）

83―2　収容解除の申請は、令第71条((収容解除の承認の申請))に規定する事項を記載した｢収容貨物解除承認申請書｣（C―6010）2通を提出して行わせ、承認したときはうち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。

［一部改正：昭61第587号］

（収容貨物解除承認申請書の添付書類）

83―3　令第71条第2項((収容貨物解除承認申請書の添付書類))に規定する｢貨物の引取りが確実であることを証する書類｣とは、輸入許可書、輸入許可前引取承認書、輸出許可書、積戻し許可書、運送承認書、蔵入承認書、移入承認書、総保入承認書のほか、貨物の引取りが確実と認められるその他の書類をいう。

［一部改正：平4第303号、平6第331号］

（質権又は留置権を有していた者の確認）

83―4　収容貨物解除承認申請書には、令第71条第2項((収容貨物解除承認申請書の添付書類))に規定する承諾書の添付を必要とするが、承諾書の添付のない場合において、保税蔵置場等に有償で寄託されたものについては、保税蔵置場等の管理において通常留置権を有するものであり、また、その寄託された保税蔵置場が発券倉庫である場合においては、倉庫証券が発行され質入されていることがあるので、保税蔵置場等の管理者に照会する等の方法によりこれらの質権又は留置権の有無を確認のうえ処理するものとする。

［一部改正：平6第331号］

（収容貨物の一部についての収容解除）

83―5　収容した貨物については、その一部についても解除を承認することができるものとする。ただし、包装単位を更に分割し、又は通常の取引単位数量を下ることとなる場合は、この限りでない。

（期間経過後における収容解除）

83―6　収容された貨物が、その収容が行われた後4月の期間経過後において法第84条第1項又は第3項((収容貨物の公売又は売却))の規定による公売又は売却の前にその貨物の収容解除の申請があつた場合には、その解除を承認して差し支えない。

（収容に要した費用）

83―7　令第70条の2第1項((収容に要した費用))に規定する収容に要した費用の範囲については、次による。

⑴　保管に要した費用には、現場保管費用、寄託保管費用、税関内収容倉庫の保管費用等を含む。

⑵　収容倉庫への運搬費には、借り上げた自動車の費用、人夫賃等を含み、官用車を使用した場合の費用、税関職員の費用等は含まない。

⑶　収容の公告費には、新聞、官報等に掲載した費用を含み、税関内掲示場に掲示した場合の費用等は含まない。

⑷　通信費には、本人に対する通信費等を含み、官庁等に対する依頼通信費等は含まない。

（収容貨物の公売等）

84―1　貨物を収容した後、法第84条第1項((収容貨物の公売))に規定する4月の期間を経過した場合においては、直ちに公売に付し、又は随意契約により売却するものとする。この場合における公売の方法は、一般競争入札による。

なお、価格を同じくする同種、かつ、大量の貨物を公売に付する場合においては、できるだけ令第76条((複数の落札者の決定))に規定する複数の落札方法によるものとし、収容貨物が所有者を異にするものであるとき又はその貨物が収容される際に質権又は留置権のあつたものであるときは、公売代金を関税等に充当した後における残金の所有者又は債権者に対する交付額の算定に当たつて支障を来すおそれがあるので、原則としてこれを一括して公売又は売却しないものとする。ただし、各口ごとの価格が少額であつて、上記の交付額の算定上支障がない場合には、一括公売して差し支えない。

（収容貨物の公売公告）

84―2　収容した貨物について法第84条第1項((収容貨物の公売))の規定により公売公告を行う場合は、令第86条の2((公告の方法))の規定に従い、通常は税関内掲示場に掲示するものとし、必要があるときは、次の要領により官報又は日刊新聞に併せて公告するものとする。

⑴　官報公告については、公売しようとする収容貨物が定率法第16条第1項各号((外交官用貨物等の免税))に掲げる外交官用貨物等である場合又は将来争いの生ずるおそれがあると認められる貨物について行う。

⑵　新聞公告については、特に必要があるものについてのみ行うこととし、各税関の実情に応じ、公告の周知徹底に最も適当と思われる日刊新聞を選択する。

（収容貨物の公売公告の記載事項）

84―3　令第72条第1項((公売公告の記載事項))の規定により記載を必要とする事項のうち、｢保証金に関する事項｣とは、次の事項をいうものとする。

⑴　公売保証金の金額

⑵　公売保証金の納付期限

⑶　令第74条第9項((納付保証金の国庫帰属についての公告))の規定により、買受人が買受代金を納付しない場合及び令第73条第2項((入札がなかつたものとすることができる場合))の処分を受けた場合は、納付した公売保証金は国庫に帰属する旨。ただし、公売保証金を要しない場合は、上記事項に代えてその旨を記載するものとする。

（毒物、劇物及び腐敗食品等の処理）

84―4　法第84条第1項((収容貨物の公売))に規定する4月の期間を経過した収容貨物が法第70条((証明又は確認))の規定により、他省庁の許可、承認等を要する貨物であり、公売に付することについて問題があると認められる場合には、担当省庁に照会等のうえ処理するものとする。

［一部改正：昭61第587号］

（公売公告の期間の短縮に関する用語の意義）

84―5　令第72条第2項((公売公告の期間の短縮))にいう｢不相応の保存費を要し｣及び｢その価格を著しく減少する｣の意義については、次による。

⑴　｢不相応の保存費を要し｣とは、当該貨物の価格に比し多額の保存費を要することをいい、例えば、き損品、半製品等その価格の低廉なもので相当の保存費を要する場合、又は生鮮食料品、その他腐敗変質のおそれがある化学薬品等で、その保管のために特殊な保管設備を要し、このため相当額の保存費を要する場合をいう。

⑵　｢その価格を著しく減少する｣とは、当該貨物を速やかに公売又は売却しない場合には、その価格が著しく減少することをいい、例えば、生鮮食料品、クリスマス用品その他の季節用品等の場合をいう。

（｢公売に付することができない貨物｣の意義）

84―6　法第84条第3項((収容貨物の随意契約による売却))にいう｢公売に付することができない貨物｣とは、麻薬、銃砲、毒物、劇物その他公売に付しても一般人が買い受けることができないものをいう。

なお、これらの貨物が随意契約により売却される場合の買受人は、当該物品を買い受けることを法令によつて認められている者とする。

［一部改正：昭60第320号、平12第235号］

（予定価格の決定）

84―7　令第74条第3項に規定する予定価格の決定の際に勘案される同種又は類似の貨物の価格は、国内卸売価格とする。

［一部改正：昭61第587号、昭63第1243号、平29第442号］

（再公売）

84―8　令第76条の2((収容貨物の再公売))の規定による再公売は、法第84条第2項((腐敗貨物等の公売期間の短縮))に規定する場合を除き、少なくとも1回行うものとする。ただし、貨物の性質及び数量に照らして適当であると認め再公売に代えて令第78条第4項((あらかじめ公告した価格による収容貨物の売却))により売却するときは、この限りでない。

［一部改正：昭63第1243号（項番号84―9を変更）］

（あらかじめ公告した価格により売却することができる場合の取扱い）

84―9　令第78条第4項((あらかじめ公告した価格による売却))によるあらかじめ公告した価格により売却する場合の公告方法及び公売期間の取扱いについては、次による。

⑴　公告方法については、令第72条((公売の公告))の規定に準じて行う。ただし、その記載事項の中には売却価格（直前の公売に付するときに定めた予定価格以上の価格）を記載することとなるが、その記載方法は、全部の物品の価格を記載することが困難なときは、主な物品の価格を例示するにとどめ、個々の物品の価格は売却のため展示する際に付する旨注記しておくことができる。

⑵　売却の期間は、1週間の範囲内で適当と認められる期間を指定して行う。

［一部改正：昭63第1243号（項番号84―10を変更）］

（公告した価格により売却できなかつた場合の予定価格の変更）］

84―10　収容した貨物を公告した価格により売却できなかつた場合において、予定価格の変更を要するときは、便宜、随意契約による売却を行わなかつたものとして再公売を行い、更に令第78条第4項((あらかじめ公告した価格による売却))による売却を行うことができるものとする。

なお、予定価格の変更を行う場合には再公売を行う必要があるので、留意する。

［一部改正：昭63第1243号（項番号84―11を変更）］

（特殊用途のみに供される貨物のスクラップ化を条件とした公売）

84―11　特殊用途のみに供される航空機部品、自動車部品等で、公売の結果買受人がなかつた場合は、再公売の際、保税地域でのスクラップ化を条件として公売を行つて差し支えない。

［一部改正：昭48第1000号、昭61第587号（項番号84―11の2を変更）、昭63第1243号（項番号84―12を変更）］

（随意契約における保証金の納付免除）

84―12　令第78条第3項((随意契約による売却の手続))の規定により保証金の全部を免除することができる場合は、売却代金を即納させる場合及び契約の相手方が国、地方公共団体又は特別の法律により設立された法人である場合に限るものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号84―12を変更）、昭63第1243号（項番号84―13を変更）］

（収容貨物の廃棄）

84―13　法第84条第5項((収容貨物の廃棄))の規定により収容貨物を廃棄する場合の取扱いは、次による。

⑴　同項にいう｢その他やむを得ない理由により著しく価値が減少したもの｣とは、収容貨物が流行おくれ又は陳腐化等により本来の用途又はその貨物の性状に応じた他の用途のいずれにも供されることがないと認められることとなつたこと等の理由により商品的価値が著しく減少したものをいう。

⑵　上記⑴の収容貨物については、少なくとも1回は公売に付し、その結果買受人がない場合に廃棄する。ただし、腐敗又は変質した収容貨物で明らかに本来の用途にも他の用途にも供されることがないと認められるものについては、公売に付することなく廃棄して差し支えない。

⑶　令第79条((収容貨物の廃棄の公告))の規定による公告に際しては、その｢事由｣の中に、買受人がなかつたことを明記する。

［一部改正：昭61第587号（項番号84―13を変更）、昭63第1243号（項番号84―14を変更）］

（公売代金等の充当）

85―1　法第85条第1項の規定により売却代金をもって売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税並びに地方消費税に充当する場合における取扱いは、次による。

⑴　収容貨物を公売又は売却した場合、保税監督部門では公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金その他参考となるべき事項を記載した明細書（例えば、「収容貨物公売調書及び代金明細書」等）を作成の上、収納担当部門へ通知する。

⑵　公売又は随意契約により売却した貨物の課税価格は、落札価格を国内販売価格として定率法第4条の3第1項第1号の規定により算出した課税価格とする。この場合において、落札が令第76条に規定する複数の落札の方法によるものであるときは、各落札の単価を加重平均して得た額を落札価格とする。

⑶　公売の口数を異にする貨物を一括して公売公告した場合においては、公告に要した費用は、公売代金等に比例してあん分して充当する。

⑷　公売代金等の充当について不足額を生じたときは、充当の順序と反対の順序により欠損として処理する。

［一部改正：昭51第1006号、昭55第1360号、平9第271号、平19第893号］

（公売又は売却に要した費用等に関する用語の意義）

85―2　法第85条第1項((公売代金等の充当))にいう｢公売又は随意契約による売却に要した費用｣及び｢その他の国税｣の意義については、次による。

⑴　｢公売又は随意契約による売却に要した費用｣とは、公売又は随意契約による売却のための貨物の運搬費、公売公告の新聞掲載料及びその文書の送達費、公売の場所又は器具の使用料等をいう。

⑵　｢その他の国税｣とは、公売又は随意契約により売却された貨物を保税地域から引き取る際に課せられる内国消費税をいう。

（貨物の所有者への残金の交付）

85―3　法第85条第1項((公売代金等の充当及び交付))の規定により、貨物の所有者に残金の交付をする場合の取扱いは、次による。

⑴　令第80条第1項((貨物の所有者への残金の交付))の規定により提出させる｢その権利を証する書類｣とは、船荷証券、預り証券及び質入証券、倉荷証券、貨物引換指図書、入庫案内書又はこれらに類する書類をいう。

なお、当該書類に係る貨物について、有価証券（船荷証券、預り証券及び質入証券又は倉荷証券等）が発行されているときは、質権者より既に提出されている場合を除き、その有価証券を所有者から必ず提出させる。

⑵　上記⑴に掲げる書類の提出があつた場合における貨物の所有者への残金の交付は、法第85条第2項((質権者又は留置権者への残金の交付))の規定により所有者に先立つて交付すべき質権者又は留置権者がないことが確認できるときに限り行うこととし、この場合における確認手続は、次による。

イ　質権者又は留置権者の有無については、貨物の収容の日から公売又は売却の日までの間においてあらかじめ調査する。

ロ　上記イの調査をした結果、なお、質権者又は留置権者のないことにつき疑義がある場合においては、所有者に先立つて交付すべき質権者又は留置権者がない旨（質権者又は留置権者があつた場合において、既に優先弁済を受けているときは、その者以外にない旨）の誓約書を所有者から徴取する。

⑶　貨物の所有者から上記⑴によりその権利を証する書類が提出される場合において、その書類に記録されている貨物の一部の数量についてのみ公売又は売却が行われているときは、所有者からその提出書類の原本及び写しを提出させることとし、残金を交付するとき、これらの書類の裏面にその一部の数量について法第85条第1項の規定により所有者に公売代金の残金を交付した旨を記載して、原本は所有者に返還する。

（質権者又は留置権者への残金の交付）

85―4　法第85条第2項((質権者又は留置権者への残金の交付))の規定により質権者又は留置権者に残金の交付をする場合の取扱いは、次による。

⑴　令第80条第2項((質権者又は留置権者の権利を証する書類の提出))に規定する｢その権利を証する書類｣とは、質入証券、質入裏書のある倉荷証券、所有者が保管料の額について同意している旨の同意書を添付した保管料請求書又はこれらに類する書類をいう。

⑵　前記85―3の⑵イの調査の結果、質権者又は留置権者があることが明らかな場合において、収容した貨物の公売又は売却の日から10日以内に当該質権者又は留置権者が上記⑴に掲げる書類の提出がないときは、それらの者に口頭又は文書をもつて期間内に書類の提出を求める。

⑶　質権者又は留置権者が法第85条第2項の規定による残金の交付を受ける場合において、その残金の額が質権又は留置権により担保されていた債権の額に達せず、かつ、その交付を受けるべき権利者が2人以上あるときは、上記⑴の｢その権利を証する書類｣に記載されている債権のそれぞれの額のその総額に対する割合に応じて残金の額をこれらの権利者に交付する。

⑷　商法（明治32年法律第48号）第789条((共同海損の分担))に規定する共同海損分担請求権は、法第85条第2項に規定する質権又は留置権には含まれないので、公売残金等を所有者に交付するに先立つてその分担金相当額を共同海損精算人に交付することのないよう留意する。

（充当の通知）

85―5　法第85条第1項((公売代金等の充当))及び同条第2項((質権者又は留置権者への残金の交付))の規定により、公売又は売却代金をもつて公売又は売却に要した費用、収容に要した費用、収容課金、関税及びその他の国税並びに地方消費税に充当し、又は質権者又は留置権者に残金を交付したときは、その明細を｢充当明細書｣（C―6040）により、貨物の公売又は売却の際における当該貨物の所有者に通知する。

なお、当該貨物の所有者が不明の場合には、当該充当明細書は歳入歳出外現金出納官吏が整理保管するものとする。

［一部改正：昭51第1006号、平9第271号］

（貨物の所有者不明の場合における留置権者への残金の交付）

85―6　法第85条第2項((質権者又は留置権者への残金の交付))において、収容のうえ公売又は売却された所有者不明の貨物に対する運賃及び保管料に係る債権に基づき、その留置権者から公売代金等の残金交付の請求があつた場合における取扱いは、次による。

⑴　運賃債権については、所有者不明の貨物のうち、同一の船舶で積載されてきた同種の貨物であつて当該貨物と同一口として船積みされたものが数量超過したため、所有権の帰属が明確でなくなつたと認められるものに限り、船会社から次に掲げる書類を添えて運賃交付の請求があつたときは、これらの書類を前記85―4の⑴にいう｢これらに類する書類｣として取り扱う。

イ　同一口として運送されたと認められる同種の貨物についての船荷証券（又は運送契約書）で、運賃はシッパ―の告知に係る数量によることとし、陸揚地において当該数量を超過することが明らかになつた場合には、不足運賃を徴収する旨の特約があるもの

ロ　トレーサー（揚荷事故照会書）、その他その貨物が船積地以外の地における受渡しの過誤に係るものでないことを証する書類

ハ　その貨物についての入庫通知書（入庫案内書、入庫報告書）、寄託依頼書又はこれらに類する書類

⑵　保管料については、倉庫業者が前記85―4の⑴に規定する｢所有者が保管料の額について同意している旨の同意書を添付した保管料請求書｣を提出することはできない場合において、次に掲げる書類を添付して保管料の交付請求があつたときは、これらの書類を前記85―4の⑴にいう｢これらに類する書類｣として取り扱う。

イ　その貨物についての預り証、入庫通知書（入庫案内書、入庫報告書）、寄託依頼書又はこれらに類する書類

ロ　保管料請求書（船会社から寄託されたものについては、当該船会社の保管料額についての同意書を添付したもの）

ハ　トレーサー、その他その貨物についての所有権を有する者を確知することができないことを証する書類（倉主がその貨物の所有者を確認できない旨の誓約書を含む。）

⑶　これらの取扱いをする場合には、税関において当該貨物に係るマニフェスト（又は訂正マニフェスト）、ボートノート等とも対照して当該貨物に係る運賃又は保管料についての留置権が存在していたことを確認するとともに、交付請求に係る運賃又は保管料が他の同種の貨物に係る運賃又は保管料等と比較して妥当なものであることを確認する。

［一部改正：昭51第1006号、昭61第587号、平15第346号］

（残金を供託する場合）

85―7　法第85条第3項((公売代金等の供託))の規定により残金を供託する場合の令第80条第3項((残金の供託))の適用については、次による。

⑴　令第80条第3項第1号((質権者等が公売又は売却の日から20日以内にその権利を証する書類を提出しない場合))に規定する｢書類を提出しないとき｣には、提出された書類が前記85―4の⑴に定める｢その権利を証する書類｣と認められないときを含む。

⑵　令第80条第3項第1号にいう｢法第85条第2項に規定する金額｣とは、質権又は留置権を有する者が2人以上ある場合において、そのうちの1部の者について｢その権利を証する書類｣が提出されていないときは、その者に係る分の金額をいう。

⑶　令第80条第3項第2号((所有者又は質権者等が残金の交付を拒否した場合等))にいう｢税関長がこれを受け取るべき者を確知することができない場合｣とは、例えば、次のような場合をいう。

イ　公売代金等の額が確定しない分を含めての債権の総額に達しない場合で、その債権の額の一部が確定しないため、前記85―4の⑶に定める債権額の割合に応ずる交付ができない場合

ロ　所有者に交付すべき残金がある場合において、その所有者からその権利を証する書類が提出されない場合

ハ　所有者に先立つて交付すべき質権又は留置権を有する者の存在について疑義があるため税関において調査中の場合

⑷　令第80条第3項第2号にいう｢交付すべき金額を受け取るべき者がこれを受け取ることを拒み、若しくは受け取ることができない場合｣とは、残金の交付を受け取るべき質権者、留置権者又は所有者がその交付される金額を不満としその受取りを拒んだ場合又はこれらの者が旅行その他の理由により受取りができない場合等をいう。

［一部改正：昭51第1006号］

（供託書の記載事項）

85―8　令第80条第3項((公売代金等の供託))の規定により公売代金等の残金等を供託する場合においては、供託法（明治32年法律第15号）及び供託規則（昭和34年法務省令第2号）の定めるところによるものとし、この場合における供託書の記載事項については、次の点に留意する。

⑴　｢供託者氏名｣欄には、税関長又は税関支署長の名を記載する。

⑵　｢供託の原因たる事実｣及び｢供託を義務付け又は許容した法令の条項｣欄には、令第80条第3項第1号((質権者等が公売又は売却の日から20日以内にその権利を証する書類を提出しない場合))又は第2号((所有者又は質権者等が残金の交付を拒否した場合等))の規定による供託である旨を明記するとともに当該条項を記載する。

⑶　質権者、留置権者又は所有者が確知し得ない等のため供託する場合においては、｢供託物の還付を請求し得べき者｣欄には、例えば、｢某貨物の収容の際における質権を有していた者若しくは留置権を有していた者又はその公売（随意契約による売却）の際における貨物の所有者｣のように記載する。

［一部改正：昭51第1006号］

（供託金の処理）

85―9　供託金の処理は、次により行う。

⑴　令第80条第3項第2号((所有者又は質権者等が残金の交付を拒否した場合等))の規定により、公売代金の残金を供託した場合において、供託規則第22条第1項((供託物払渡請求書の提出))の規定により供託金の還付を受けるため、税関にその権利を証する書類を提出し供託金受取者として指定の請求をする者があるときは、その提出した書類等により審査し、権利者であることを確認できるものは、速やかにその請求者を供託金受領者として指定する手続をとる。

⑵　供託金受領者から供託原因が消滅したことを証する書類を付して供託解除の請求があつた場合において、この請求が適法と認められるときは、その請求者に｢供託原因消滅証明書｣（C―1120）及び｢供託金受領証｣を交付する。

［一部改正：昭51第1006号］

（留置証等）

86―1　法第86条第1項((旅客等の携帯品の留置))に規定する｢留置証｣は、｢携帯品留置証｣（C―6020）によるものとし、令第81条((留置された貨物についての準用規定))に、規定する申請書は、｢留置貨物返還申請書｣（C―6030）によるものとする。

［追加：昭61第587号］

（｢貨物の引取りが確実であることを証する書類｣の範囲）

86―2　法第86条第2項((留置された旅客等の携帯品の返還))又は法第87条第2項((原産地虚偽表示のため留置された貨物の返還))の規定により返還申請する場合及び令第81条((留置された貨物についての準用の規定))において準用する令第71条((収容の解除の承認申請))にいう｢貨物の引取りが確実であることを証する書類｣とは、留置原因の消滅を証する書類（例えば、積戻し許可書）のほかそれぞれの場合に応じ、旅客又は乗組員の携帯品については積戻しの誓約書、原産地を偽つた表示がされている貨物については、表示の抹消又は訂正の誓約書等をいうものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号86―1を変更）］

（収容貨物についての取扱いの準用）

88―1　法第88条((収容についての規定の準用))の規定により留置について準用されることとされている法の各条文に関する取扱いについては、それぞれそれらの条文につき規定しているこの通達の取扱いに準ずる。

第8章　不服申立て

（｢税関長の処分｣の範囲）

89―1　法第89条第1項に規定する｢税関長の処分｣には、次の行為が含まれるので留意する。ただし行政不服審査法（平成26年法律第68号）第7条第1項第7号の規定により、法第11章の規定に係る処分は含まれないので、留意する。

⑴　税関長が税関の名においてする処分

⑵　収容及び留置

⑶　法第118条第5項本文及び法第134条第4項ないし第6項の規定により徴収する関税の賦課若しくは徴収又は滞納処分

⑷　法第69条の2第3項及び法第69条の11第3項の規定による通知

［一部改正：昭55第453号、昭61第587号、平18第647号、平18第1580号、平28第270号（項番号89―2を変更）］

（再調査の請求の手続）

89―2　再調査の請求は、「再調査の請求書」（C―7000）により行わせるものとする。ただし、行政不服審査法第61条において準用する同法第19条に規定する事項が記載されている書面によるときは、適宜の様式で差し支えない

再調査の請求に係る処分が税関支署長又はその属する税関支署の税関職員によってなされた場合における当該処分についての再調査の請求は当該税関支署を所轄する税関長に対して行われるものであるが、その処分についての再調査の請求書が当該税関支署長に提出された場合においては、その提出の時において当該税関長に提出されたものとみなされるので、留意する。

［一部改正：平28第270号（項番号89―3を変更）］

（再調査の請求書が提出された場合の取扱い）

89―3　再調査の請求に係る処分をした税関長に再調査の請求書が提出された場合には、事案の内容を記載した文書に再調査の請求書写し及び参考となる書類（前記 89―1―⑷による再調査の請求の対象となった物品の写真等）を添付して、速やかに本省あて報告するものとする。

［一部改正：昭55第453号、平28第270号（項番号89―4を変更）］

（再調査の請求が一括して行われた場合の取扱い）

89―4　法第89条の規定による再調査の請求と、国税通則法第75条第1項第1号イ及び地方税法第72条の108の規定による再調査の請求とが同一課税物件に係るものであって、これらの再調査の請求が一括して行われたときは、これを認めることとして差し支えない。この場合においては、再調査の請求に係る審理手続を一括して行い、行政不服審査法第58条及び第59条並びに国税通則法第83条の規定による決定を一括して行うことができるものとし、当該決定書に関税及び内国消費税等の賦課若しくは徴収又は滞納処分についての決定である旨を併記する。

［一部改正：昭61第587号、平9第271号、平28第270号（項番号89―5を変更）］

（不服申立て等についての教示）

89―5　行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に規定する教示については、次による。

⑴　税関長又は税関職員が行う処分が法令に基づく申請に係るものである場合において、当該処分の内容が申請どおりのものであるときは教示を行わないこととし、当該処分の内容が申請どおりのものでないとき（申請どおりの内容のほかに付款を付した場合を含む。ただし、当該処分に係る法令に既に規定されている事項を注意的に付記する場合を除く。）は教示を行う。

⑵　税関長又は税関職員が行う処分が法令に基づく申請に係るものである場合において、当該処分の内容がその相手方にいかなる不利益あるいは負担を課すことにならないものであるときは教示は行わないこととし、当該処分の内容がその相手方に不利益あるいは負担を課すことになるものであるときは教示を行う。

⑶　当該教示については、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれに掲げる書面を当該処分に係る通知書に添付することにより行うものとする。

イ　関税の確定若しくは徴収に関する処分　「不服申立て等について」（C―7007）

ロ　法第69条の2第3項及び法第69条の11第3項の規定による通知　「不服申立て等について」（C―7008）

ハ　その他の当該教示を行うべき処分　「不服申立て等について」（C―7009）

［一部改正：平17第424号、平18第647号、平18第1580号、平28第270号（項番号89―6を変更）］

（申出のあった場合の教示）

89―6　行政不服審査法第82条第2項に規定する教示は、次による。

⑴　当該教示を求めた者が、当該処分の相手方である場合又は当該処分について利害関係があることを疎明した場合に行うこととする。

⑵　当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。

イ　処分について不服申立てをすることができる場合

不服申立てについて

（年号）　年　月　日付第〇〇号をもってした処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、○○税関長に対して再調査の請求又は財務大臣（内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長（提出先 ○○国税不服審判所首席国税審判官（注））））に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。

ロ　当該処分について不服申立てができない場合

不服申立てについて

（年号）　年　月　日付第〇〇号をもってした処分については、不服申立てをすることができません。

⑶　上記⑵イ注の「○○国税不服審判所首席国税審判官」については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。

［一部改正：平25第310号、平28第270号（項番号89―7を変更）、平29第442号］

（3月を経過した場合の教示）

89―7　行政不服審査法第57条に規定する教示は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる書面により行う。

⑴　前記89-4により一括して行われた再調査の請求「再調査の請求についての決定を経ない審査請求について」（C―7010）

⑵　上記⑴以外の税関長の処分に係る再調査の請求「再調査の請求についての決定を経ない審査請求について」（C―7011）

［追加：平28第270号］

（再調査の請求について決定する場合の教示）

89―8　前記89―4により一括して決定を行う場合を除き、行政不服審査法第60条第2項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示は、再調査の請求についての決定の内容が、当該再調査の請求を却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該再調査の請求に係る処分を変更したものであるときは行うこととする。

なお、教示を行う場合は、｢決定書｣（C―7012）の末尾に次の文言を記入する。

⑴　関税の確定若しくは徴収に関する処分、滞納処分又は法第69条の2第3項若しくは法第69条の11第3項の規定による通知の再調査の請求について決定する場合

｢不服申立てについて｣

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法である場合に限り審査請求をすることができます。）。ただし、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

１　処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

⑴　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

２　決定の取消訴訟について

⑴　手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、再調査の請求の対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。

⑵　この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

⑶　この決定に係る取消訴訟は、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。

⑵　上記⑴以外の税関長の処分に係る再調査の請求について決定する場合

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。ただし、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

「取消しの訴えについて」

１　処分の取消訴訟

⑴　この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求についての裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

⑵　処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

⑶　処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

２　決定の取消訴訟について

⑴　手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、再調査の請求の対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。

⑵　決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

⑶　決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

［一部改正：昭61第587号、平13第4号、平17第424号、平25第310号、平26第657号、平28第270号］

（一括決定する場合の教示の方法）

89―9　前記89―4により一括して決定を行う場合の行政不服審査法第60条第2項、国税通則法第84条第9項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。

⑴　決定書に記載する教示文言は次による。

「不服申立てについて」

この決定を経た後の処分になお不服があるときは、次のとおり審査請求することができます（この決定が却下の決定である場合にあっては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができます。）。

１　この決定に係る処分のうち関税に関する法律（注1）に基づく処分については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。

２　この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判長首席国税審判官（　　）（注3）に提出して下さい。

「取消しの訴えについて」

１　処分の取消訴訟

この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。

⑴　審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

⑶　処分、処分の執行又は手続の続行（内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑷　その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

２　決定の取消訴訟

⑴　手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、再調査の請求の対象となった処分の違法を理由として取消しを求めることはできないこととされています。

⑵　決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

⑶　決定の取消訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

⑵　上記⑴の注については次による。

イ　注1及び注2の｢関税に関する法律｣及び｢内国消費税等に関する法律｣については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。（例えば、関税法、消費税法、地方税法）

ロ　注3の｢国税不服審判所首席国税審判官（　　）｣については、処分に係る教示を行うべき税関の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　　）内には、同提出先の所在地を記入する。なお、該当する国税不服審判所の支部が複数あるときは、その全てについて記入することに留意する。

［一部改正：昭61第587号、平2第294号、平9第271号、平13第4号、平17第424号、平24第321号、平25第310号、平26第657号、平28第270号、平29第442号］

（異議申立てについての決定の送達）

89―10　異議申立ての決定の送達は、決定書謄本をもって行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便をもって行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。

なお、参加人がいるときは、当該参加人にも決定書の謄本を送付する。

［一部改正：平25第310号、平26第657号、平28第270号］

（再調査の請求についての決定に関する本省への報告）

89―11　再調査の請求についての決定をしたときは、当該再調査の請求に係る事案の内容及び決定の経過を記載した文書に決定書写しその他参考書類を添付して本省に報告するものとする。

なお、この場合においては、当該決定について審査請求がなされるかどうかの見込みを付記するものとする。

［一部改正：昭55第453号、平28第270号］

（審査請求書の送付）

91―1　審査請求に係る処分をした税関に審査請求書が提出された場合には、直ちに当該審査請求書を本省に送付するものとする。

［一部改正：平28第270号（項番号90―1を変更）］

第9章　雑則

（帳簿の備付け等に関する用語の意義）

94―1　法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。

⑴　法第94条第1項の規定により輸入者が備え付けることとされている「関税関係帳簿」とは、令第83条第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸入者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類（以下この章において「仕入書等」という。）に輸入の許可の年月日及び輸入の許可書の番号を追記したものでも差し支えない。

⑵　法第94条第2項において準用する同条第1項の規定により輸出者が備え付けることとされている「関税関係帳簿」とは、令第83条第2項において準用する同条第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別に備え付けたものである必要はなく、輸出者が所有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば、仕入書等に輸出の許可の年月日及び輸出の許可書の番号を追記したものでも差し支えない。

⑶　令第83条第3項において読み替えて準用する令第61条第1項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類」とは、例えば、総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類等の経理関係書類や発注関係書類、契約書、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く。）等の関係書類をいう。

また、令第61条第1項第2号イ⑵に規定する締約国原産品申告書（輸出者又は生産者が作成したものに限る。）を税関に提出した輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68―5―11の3の原産品申告書に記載された産品の原産性の確認に必要となる書類とし、輸入者が作成した締約国原産品申告書を税関に提出した当該輸入者が保存しなければならない書類は者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68―5―11の4において税関に提出した書類の裏付けとなる資料、68―5―11の4⑵ニに規定する誓約書その他前記68―5―11の3の原産品申告書に記載された産品の原産性の確認に必要となる書類とする。

⑷　令第83条第4項において準用する法第94条第1項を読み替えて準用する令第61条第１項に規定する「製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類」及び「その他税関長に対して当該貨物に係る輸出の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類」とは、例えば、発注関係書類、往復文書等の貿易関係書類、通関関係書類（提出したものを除く）等の関係書類をいう。

⑸　令第83条第6項に規定する「関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸入の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し」及び同条第8項に規定する「関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が輸出の許可書の番号その他の記載事項により明らかであるように整理し」とは、例えば、関税関係帳簿に記載されている輸出入の許可書の番号を関税関係書類に付す方法、相互に関連する関税関係帳簿と関税関係書類の双方に仕入書番号、契約番号等の共通した番号を付す方法等により、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係を確認することができるように整理することをいう。また、他の書類を確認すること等によって関税関係帳簿の記載事項に関連する関税関係書類が確認できる場合には、関税関係帳簿の記載事項と関税関係書類との関係が明らかであるように整理されているものとして取り扱う。

なお、令第83条第6項及び第8項の規定は、法第94条の2の規定により関税関係帳簿の備付け及び保存並びに関税関係書類の保存に代えている電磁的記録、法第94条の3の規定により関税関係帳簿の備付け及び保存並びに関税関係書類の保存に代えている電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルム並びに法第94条の5の電子取引の取引情報に係る電磁的記録についても適用されることに留意する。

⑹　令第83条第6項及び第8項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事務所や寄託契約書等により保存を委託している営業倉庫等の所在地をいう。

［追加：平16第349号］

［一部改正：平17第1218号、平24第615号、平27第33号、平30第1692号、令3第754号、令3第900号］

（関税関係帳簿に係る電磁的記録の範囲）

94の2―1　法第94条の2第1項又は第94条の3第1項に規定する「関税関係帳簿に係る電磁的記録」とは、規則第10条第1項各号の要件に従って備付け及び保存（以下この項から後記94の2―35までにおいて「保存等」という。）が行われている当該関税関係帳簿を出力することができる電磁的記録をいう。

したがって、そのような電磁的記録である限り、電子計算機処理において複数の電磁的記録が作成される場合にそのいずれの電磁的記録を保存等の対象とするかは、保存義務者が任意に選択することができることに留意する。

（注）この場合の関税関係帳簿に係る電磁的記録の媒体等についても保存義務者が任意に選択することができることに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（法第94条の2第2項及び第3項の規定を適用する関税関係書類の単位）

94の2―2　法第94条の2第2項及び第3項の規定の適用に当たっては、一部の関税関係書類について適用することもできる。したがって、例えば、保存義務者における関税関係書類の作成及び保存の実態に応じ、関税関係書類の種類又は関税関係書類を作成若しくは保存する事業所等の単位ごとに適用することができることに留意する。

なお、関税関係書類の電磁的記録による保存に当たっては、電磁的記録による保存を開始した日（保存に代える日）及び電磁的記録による保存を取りやめた日（保存に代えることをやめた日）を明確にしておく必要があることに留意する。

［追加：令3第754号］

（自己が作成することの意義）

94の2―3　法第94条の2第1項及び第2項並びに第94条の3第1項及び第2項に規定する「自己が」とは、保存義務者が主体となってその責任において行うことをいい、例えば、関税関係帳簿又は関税関係書類（以下この章において「関税関係帳簿書類」という。）に係る電子計算機処理を会計事務所や記帳代行業者に委託している場合も、これに含まれることに留意する。

［追加：令3第754号］

（最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成することの意義）

94の2―4　法第94条の2第1項及び第94条の3第1項に規定する「最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合」とは、帳簿を備え付けて記録を蓄積していく段階の始めから終わりまで電子計算機の使用を貫いて作成する場合をいうことに留意する。

［追加：令3第754号］

（保存義務者が開発したプログラムの意義）

94の2―5　規則第10条第1項第1号（同条第2項及び第4項第6号において準用する場合を含む。）に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したものも、これに含まれることに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（備付けを要するシステム関係書類等の範囲）

94の2―6　規則第10条第1項第1号イからニまで（同条第2項及び第4項第6号において準用する場合を含む。）に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。

なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第2号（同条第2項において準用する場合を含む。以下後記94の2―8までにおいて同じ。）に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第4項第4号に規定する電磁的記録の保存をする場所（以下94の2―7において「保存場所」という。）で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。

⑴　同条第1項第1号イに掲げる書類システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による関税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類

⑵　同号ロに掲げる書類システムの開発に際して作成した（システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した）、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類

⑶　同号ハに掲げる書類入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類

⑷　同号ニに掲げる書類入出力処理（記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。）の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義）

94の2―7　規則第10条第1項第2号及び第4項第4号に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラムに限られないことに留意する。

（注）規則第10条第1項第2号及び第4項第4号の規定の適用に当たり、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と関税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（整然とした形式及び明瞭な状態の意義）

94の2―8　規則第10条第1項第2号及び第10条の2第1項第2号に規定する「整然とした形式及び明瞭な状態」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。

［追加：令3第754号］

（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）

94の2―9　規則第10条第1項第3号（同条第2項並びに第10条の2第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」及び規則第10条第4項の「法第105条の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこれらの規定の適用（電子帳簿等保存制度の適用・検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないことに留意する。

したがって、その求めに一部でも応じず、かつ、規則第10条第4項第5号に掲げる要件（検索機能の確保に関する要件の全て）又は第2条第4項に定める要件（優良な電子帳簿に関する要件。なお、関税関係書類については、規則第10条第2項の規定によりこれを読み替えた要件。）が備わっていなかった場合には、規則第10条第1項、第2項若しくは第4項又は第10条の2の適用に当たって、要件に従って保存等が行われていないこととなるから、その保存等がされている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムは関税関係帳簿書類とはみなされないこととなることに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存等が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（検索機能及び範囲を指定して条件を設定することの意義）

94の2―10　後記94の2―25及び94の2―28の規定は、規則第10条第2項に基づき保存する関税関係書類について準用する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（入力すべき記載事項の特例）

94の2―11　法第94条の2第3項の適用に当たっては、関税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第10条第4項第4号に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（スキャナの意義）

94の2―12　規則第10条第3項に規定する「スキャナ」とは、書面の関税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいう。したがって、例えば、スマートフォンやデジタルカメラ等も、上記の入力装置に該当すれば、同項に規定する「スキャナ」に含まれることに留意する。

［追加：令3第754号］

（速やかに行うことの意義）

94の2―13　規則第10条第4項第1号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、関税関係書類の作成又は受領後おおむね7営業日以内に入力している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。

なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内に入力している場合には同様に取り扱う。

また、タイムスタンプを付す場合の期限である、同項第2号ロに規定する「速やかに」の適用に当たっても、同様に取り扱う。

［追加：令3第754号］

（業務の処理に係る通常の期間の意義）

94の2―14　規則第10条第4項第1号ロ及び第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、関税関係書類の作成若しくは受領から入力まで又は作成若しくは受領からタイムスタンプを付すまでの通常の業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。

なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令4第909号］

（関税関係書類に係る記録事項の入力を速やかに行ったこと等を確認することができる場合（タイムスタンプを付す代わりに改ざん不可等のシステムを使用して保存する場合））

94の2―15　規則第10条第4項第2号ロに掲げる要件に代えることができる同号柱書に規定する「当該保存義務者が同号イ又はロに掲げる方法により当該関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」については、例えば、他者が提供するクラウドサーバ（同号ハに掲げる電子計算機処理システムの要件を満たすものに限る。）により保存を行い、当該クラウドサーバがNTP（Network Time Protocol）サーバと同期することなどにより、その関税関係書類に係る記録事項の入力がその作成又は受領後、速やかに行われたこと（その関税関係書類の作成又は受領から当該入力までの各事務の処理に関する規程を定めている場合にあってはその関税関係書類に係る記録事項の入力がその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに行われたこと）の確認ができるようにその保存日時の証明が客観的に担保されている場合が該当する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号]

（一の入力単位の意義）

94の2―16　規則第10条第4項第2号ロに規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される関税関係書類は、その全てのページをいい、台紙に複数枚の関税関係書類（レシート等）を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。

［追加：令3第754号］

（認定業務）

94の2―17　規則第10条第4項第2号ロに規定する「総務大臣が認定する時刻認証業務」とは、電磁的記録に記録された情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいい、時刻認証業務の認定に関する規程（令和３年総務省告示第146号）第2条第2項に規定する時刻認証業務（電子データに係る情報にタイムスタンプを付与する役務を提供する業務をいう。）と同義である。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令4第909号］

（タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保）

94の2―18　規則第10条第4項第2号ロに規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。

［追加：令3第754号］

（タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示）

94の2―19　規則第10条第4項第2号ロ⑴に規定する「その他の方法」とは、関税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該関税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。

［追加：令3第754号］

（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用）

94の2―20　規則第10条第4項第2号ハ⑴に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいう。したがって、例えば、受領した関税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに関税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―22を変更）]

（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例）

94の2―21　規則第10条第4項第2号ハ⑴に規定する「関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った関税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいう。ただし、書面の情報（書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。）を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―23を変更）]

（スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法）

94の2―24　規則第10条第4項第2号ハ⑴に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。

したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要があることに留意する。

なお、削除の内容の全てを確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―24を変更）]

（帳簿書類間の関連性確保の方法）

94の2―23　前記94―1⑸の規定は、規則第10条第4項第3号の規定の適用に当たり準用する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―27を変更）]

（4ポイントの文字が認識できることの意義）

94の2―24　規則第10条第4項第4号ニの規定は、全ての関税関係書類に係る電磁的記録に適用される。したがって、日本産業規格Ｘ6933又は国際標準化機構の規格12653―3に準拠したテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第4号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての関税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。

なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―28を変更）]

（検索機能の意義）

94の2―25　規則第10条第4項第5号（第10条の3において準用する場合を含む。以下後記94の2―29までにおいて同じ。）に規定する「電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―29を変更）]

（検索できることの意義）

94の2―26　規則第10条第4項第5号に規定する「検索をすることができる機能を確保しておくこと」とは、システム上検索機能を有している場合のほか、次に掲げる方法により検索できる状態であるときは、当該要件を満たしているものとして取り扱う。

⑴　関税関係書類の当該電磁的記録のファイル名に、規則性を有して記録項目を入力することにより電子的に検索できる状態にしておく方法

⑵　当該電磁的記録を検索するために別途、索引簿等を作成し、当該索引簿等を用いて電子的に検索できる状態にしておく方法

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―30を変更）]

（スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目）

94の2―27　規則第10条第4項第5号イに規定する「取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先」には、例えば、次に掲げる関税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。

⑴　契約書契約年月日、契約金額及び取引先名称

⑵　仕入書作成年月日、価格及び荷送人名称

⑶　運賃明細書及び保険料明細書請求年月日、請求金額及び取引先名称

⑷　包装明細書作成年月日及び荷送人名称

⑸　価格表適用年月日又は受領年月日及び取引先名称

（注）輸入の許可書の番号等を関税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第10条第4項第3号の要件を確保することとしている場合には、当該許可書の番号等により関税関係帳簿の記録事項及び関税関係書類を検索することができる機能が必要となることに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―31を変更）]

（範囲を指定して条件を設定することの意義）

94の2―28　規則第10条第4項第5号ロに規定する「その範囲を指定して条件を設定することができる」とは、原則として、令第83条第6項の規定により関税関係書類を保存すべきこととなる期間内の関税関係書類に係る電磁的記録を通じて、日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―32を変更）]

（二以上の任意の記録項目の組合せの意義）

94の2―29　規則第10条第4項第5号ハに規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定することができること」とは、個々の関税関係書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該関税関係書類に係る検索の条件として設定した記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―33を変更）]

（電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類の取扱い）

94の2―30　一般書類や過去分重要書類の保存に当たって、既に、電磁的記録の作成及び保存に関する事務手続を明らかにした書類を備え付けている場合において、これに当該事務の責任者の定めや対象範囲を追加して改訂等により対応するときは、改めて当該書類を作成して備え付けることを省略して差し支えないものとする。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―34を変更）]

（一般書類及び過去分重要書類の保存における取扱い）

94の2―31　規則第10条第5項及び第7項のスキャナ保存について、「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」には、同条第4項第2号ロの要件に代えることができることに留意する。

なお、この「関税関係書類に係る記録事項を入力したことを確認することができる場合」とは、前記94の2―15の方法により確認できる場合はこれに該当する。

また、通常のスキャナ保存の場合と異なり、その関税関係書類に係る記録事項の入力が「同号（規則第10条第4項第1号）イ又はロに掲げる方法」によりされていることの確認は不要であり、入力した時点にかかわらず、入力した事実を確認できれば足りることに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―35を変更）]

（災害その他やむを得ない事情）

94の2―32　規則第10条第6項及び第8項に規定する「災害その他やむを得ない事情」の意義は、次による。

⑴　「災害」とは、震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、崖崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないものに起因する災害をいう。

⑵　「やむを得ない事情」とは、上記⑴に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状況にある事態をいう。

なお、上記のような事象が生じたことを証明した場合であっても、当該事象の発生前から保存に係る各要件を満たせる状態になかったものについては、これらの規定の適用はないことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―36を変更）]

（適用届出書の提出手続）

94の2―33　規則第10条第7項の規定に基づき、関税関係書類の電磁的記録による保存をもって当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者が行う適用届出書の提出は、「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の適用届出書」（C―9345）2通（原本、届出者用）を同項の輸入申告に係る税関長の所属する税関の輸入事後調査部門に提出することにより行うものとし、届出書を受理したときは、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付する。適用届出書を提出すべき税関が二以上ある場合については、いずれか一の税関に提出を行うことができるものとし、その提出を受けた税関は、直ちに他の税関に、その適用届出書の写しを送付するものとする。

なお、届出者の利便性等を考慮し、特例輸入担当部門（特例輸入者が関税関係書類又は特例輸入関税関係書類に係る適用届出書を提出する場合に限る。）又は署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該適用届出書を受理した部門は、うち1通に受理印を押なつして届出者に交付するとともに、その適用届出書の写しを速やかに本関の輸入事後調査部門に送付するものとする。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―37を変更）]

（途中で電磁的記録等による保存等をやめた場合の電磁的記録等の取扱い）

94の2―34　法第94条の2第1項に規定する保存義務者が同項若しくは同条第2項又は第94条の3第1項若しくは第2項の適用を受けている関税関係帳簿書類について、その保存期間の途中で電磁的記録による保存等を取りやめることとした場合には、当該取りやめることとした関税関係帳簿書類については、取りやめることとした日において保存等をしている電磁的記録及び保存している電子計算機出力マイクロフィルムの内容を書面に出力して保存等をしなければならないことに留意する。

また、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録について、その保存期間の途中でその財務省令で定めるところに従った電磁的記録による保存を取りやめることとした場合には、その電磁的記録の基となった関税関係書類を保存しているときは当該関税関係書類を、廃棄しているときはその取りやめることとした日において適法に保存している電磁的記録を、それぞれの要件に従って保存することに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―38を変更）]

（システム変更を行った場合の取扱い）

94の2―35　保存義務者がシステムを変更した場合には、変更前のシステムにより作成された関税関係帳簿書類に係る電磁的記録（以下この項において「変更前のシステムに係る電磁的記録」という。）については、原則としてシステム変更後においても、規則第10条又は第10条の2に規定する要件に従って保存等をしなければならないことに留意する。

この場合において、当該要件に従って変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすることが困難であると認められる事情がある場合で、変更前のシステムに係る電磁的記録の保存等をすべき期間分の電磁的記録（法第94条の2第1項又は第2項に規定する財務省令で定めるところにより保存等が行われていた関税関係帳簿書類に係る電磁的記録に限る。）を書面に出力し、保存等をしているときには、これを認める。

また、上記の場合において、法第94条の2第3項前段に規定する財務省令で定めるところにより保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録については、変更前のシステムに係る電磁的記録の基となった書類を保存しているときは、これを認めるが、当該書類の保存がない場合は、同項後段の規定によりそのシステム変更日において適法に保存している電磁的記録の保存を行うことに留意する。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―39を変更）]

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

94の2―36　規則第11条の規定に基づき、規則第10条の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の2―1から94の2―35までの規定に準じて取り扱うものとする。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の2―40を変更）]

（電子取引の範囲）

94の5―1　法第94条の5に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず全て該当する。したがって、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。

⑴　いわゆるEDI取引

⑵　インターネット等による取引

⑶　電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）

⑷　インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第439号］

（ファクシミリの取扱い）

94の5―2　ファクシミリを使用して取引に関する情報をやり取りする場合については、一般的に、送信側においては書面を読み取ることにより送信し、受信側においては受信した電磁的記録について書面で出力することにより、確認、保存することを前提としているものであることから、この場合においては、書面による取引があったものとして取り扱うが、複合機等のファクシミリ機能を用いて、電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合については、法第94条の5に規定する電子取引に該当することから、規則第10条の3に規定する要件に従って当該電磁的記録の保存が必要となることに留意する。

［追加：令3第754号］

（電磁的記録等により保存すべき取引情報）

94の5―3　法第94条の5の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。

⑴　電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で出力されることを要する。したがって、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。

⑵　取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。

⑶　取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。

⑷　見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集（取引情報の内容を変更することを除く。）をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。

（注）いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。

［追加：令3第754号］

（電磁的記録の提示又は提出の要求に応じる場合の意義）

94の5―4　規則第10条の3第1項の「法第105条（税関職員の権限）の規定による当該電磁的記録の提示又は提出の要求に応じること」とは、法の定めるところにより保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、税関職員から提示又は提出の要求（以下この項において「ダウンロードの求め」という。）があった場合に、そのダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存を行い、かつ、実際にそのダウンロードの求めがあった場合には、その求めに応じることをいうのであり、「その求めに応じること」とは、税関職員の求めの全てに応じた場合をいうのであって、その求めに一部でも応じない場合はこの規定の適用（検索機能の確保の要件の緩和）は受けられないことに留意する。

また、当該ダウンロードの求めの対象については、法の定めるところにより保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録の全てが対象となり、ダウンロードの求めに応じて行われる当該電磁的記録の提出については、税関職員の求めた状態で提出される必要があることに留意する。

［追加：令3第754号］

（速やかに行うことの意義）

94の5―5　規則第10条の3第1項第2号イに規定する「速やかに」の適用に当たり、取引情報の授受後おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には、速やかに行っているものとして取り扱う。

なお、同号ロに規定する「速やかに」の適用に当たり、その業務の処理に係る通常の期間を経過した後、おおむね7営業日以内にタイムスタンプを付している場合には同様に取り扱う。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の5―6を変更）]

（業務の処理に係る通常の期間の意義）

94の5―6　規則第10条の3第1項第2号ロに規定する「その業務の処理に係る通常の期間」とは、取引情報の授受からタイムスタンプを付すまでの通常の業務処理サイクルの期間をいうことに留意する。

なお、月をまたいで処理することも通常行われている業務処理サイクルと認められることから、最長2か月の業務処理サイクルであれば、「その業務の処理に係る通常の期間」として取り扱うこととする。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令4第909号、令5第594号（項番号94の5―7を変更）]

（規則第10条の3第1項第3号に規定するシステムの例示）

94の5―7　規則第10条の3第1項第3号イに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること」とは、例えば、電磁的記録の記録事項を直接に訂正又は削除を行った場合には、訂正前又は削除前の記録事項及び訂正又は削除の内容がその電磁的記録又はその電磁的記録とは別の電磁的記録（訂正削除前の履歴ファイル）に自動的に記録されるシステム等をいう。

また、同号ロに規定する「当該電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行うことができないこと」とは、例えば、電磁的記録の記録事項に係る訂正又は削除について、物理的にできない仕様とされているシステム等をいう。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の5―8を変更）]

（訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程）

94の5―8　規則第10条の3第1項第4号に規定する「正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とは、例えば、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める内容を含む規程がこれに該当する。

⑴　自らの規程のみによって防止する場合

イ　データの訂正削除を原則禁止

ロ　業務処理上の都合により、データを訂正又は削除する場合（例えば、取引相手方からの依頼により、入力漏れとなった取引年月日を追記する等）の事務処理手続（訂正削除日、訂正削除理由、訂正削除内容、処理担当者の氏名の記録及び保存）

ハ　データ管理責任者及び処理責任者の明確化

⑵　取引相手との契約によって防止する場合

イ　取引相手とデータ訂正等の防止に関する条項を含む契約を行うこと。

ロ　事前に上記契約を行うこと。

ハ　電子取引の種類を問わないこと。

［追加：令3第754号］

［一部改正：令5第594号（項番号94の5―9を変更）]

（貨物を業として輸入する者についての規定の準用）

94の5―9　規則第11条の規定に基づき、規則第10条の3の規定を貨物を業として輸出する者に準用する場合の取扱いについては、前記94の5―1から94の5―8までの規定に準じて取り扱うものとする。

［一部改正：令5第594号（項番号94の5―10を変更）]

（税関事務管理人の事務の範囲）

95―1　法第95条第1項に規定する「これに関する事項」とは、例えば、次に掲げる事項をいう。

⑴　法又は定率法その他の関税に関する法律の規定に基づく検査の立会い

⑵　税関長又は税関の支署その他の税関官署の長（所属職員を含む。以下「税関長等」という。）が法第95条第１項に規定する申告者等（以下「申告者等」という。）に対して発する書類（輸出入・港湾関連情報処理システムを使用した通知を含む。以下この項において同じ。）の受領及び当該申告者等に対する当該書類の送付

⑶　申告者等が税関長等に対して提出する書類の受領及び当該税関長等に対する当該書類の提出

⑷　関税の納付及び還付金等の受領

［追加：平15第346号］

［一部改正：平20第1146号、平22第163号、令5第592号］

（税関事務管理人の届出手続）

95―2　法第95条第2項((税関事務管理人))の規定による届出の手続は、次による。

⑴　税関事務管理人の届出は、「税関事務管理人届出書（消費税等納税管理人届出書兼用）」（C―7500）２通（原本、交付用）を法第95条第1項に規定する税関関係手続等（以下「税関関係手続等」という。）を行う税関に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C―5000）を押印して届出者に交付する。なお、申告者等と税関事務管理人との間に税関関係手続等の処理に係る委任契約その他の契約がある場合には、令第84条第2項の規定に基づき添付される当該契約の内容を明らかにする書類により当該内容を確認するものとする。

この場合において、同一の届出書を提出すべき税関が二以上あるときは、それらの税関長名を届出書の宛先に列記し、それらの税関のうちのいずれかに提出することができるものとする。

⑵　上記⑴の規定により届出書が提出された場合には、必要に応じて、申告者等が実在すること及び申告者等と税関事務管理人との間の委任契約関係等を確認するものとする。

⑶　税関事務管理人の解任の届出は、「税関事務管理人解任届出書（消費税等納税管理人解任届出書兼用）」（C―7510）2通（原本、交付用）を上記⑴の規定により届出書を提出した税関官署に提出することにより行わせ、うち1通（交付用）に受理印（C―5000）を押印して届出者に交付する。

この場合において、申告者等が、二以上の税関に対して一の届出書により上記⑴の届出をした税関事務管理人について、二以上の税関に対して同一の解任届出書を提出するときは、それらの税関長名を解任届出書の宛先に列記し、上記⑴の届出書を提出した税関官署に当該解任届出書を提出することができるものとする。

なお、申告者等が、二以上の税関に対して一の届出書により上記⑴の届出をした税関事務管理人について、上記⑴の届出をした税関以外の税関のみに対して解任の届出をする場合には、解任届出書をその解任に係る税関に提出させるものとする。

⑷　届出者の利便性等を考慮し、上記⑴の届出書又は⑶の解任届出書を、その提出すべき税関の署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。

［追加：平15第346号］

［一部改正：令5第592号、令5第937号］

（税関事務管理人の権限の消滅）

95―3　税関事務管理人の権限は、その解任によるほか、申告者等の死亡（法人にあっては、その解散（合併による解散を除く。）。以下この項において同じ。）若しくは申告者等が破産手続開始の決定を受けたこと又は税関事務管理人の死亡若しくは税関事務管理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたことによって消滅する。

［追加：平15第346号］

［一部改正：令5第592号］

（税関事務管理人の権限の消滅後の効果）

95―4　税関事務管理人の権限の消滅後、その消滅を知らないで、税関事務管理人であった者によって行われた、又は税関事務管理人であった者に対して行った行為は、申告者等（税関関係手続等を行う義務を承継した者を含む。以下この項において同じ。）によって行われた、又は申告者等に対して行った行為とするものとする。

［全改：平16第349号］

［一部改正：令5第592号］

（特定税関事務管理人と税関事務管理人の事務との関係）

95―5　特定税関事務管理人が処理することができる事項は、法第95条第3項に規定する特定事項に限られることから、特定税関事務管理人は、当該特定事項に係る書類を除き、法第2条の4において読み替えて準用する国税通則法第12条第1項又は第3項((書類の送達))の規定による送達を受けることができないことに留意する。

（申告者等が税関事務管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合の手続）

95―6　申告者等が法第95条第3項の規定による税関事務管理人の届出をすべきことの求めに応じた場合には、申告者等は、同条第２項の規定により税関事務管理人の届出をしなければならないことに留意する。

（国内便宜者が税関事務管理人となることの求めに応じた場合の手続）

95―7　法第95条第4項に規定する国内便宜者（以下この項において「国内便宜者」という。）が同項の規定による申告者等の税関事務管理人となることの求めに応じた場合において、当該申告者等が当該国内便宜者を税関事務管理人として定めたときは、当該申告者等は、同条第2項の規定により税関事務管理人の届出をしなければならないことに留意する。

（密接な関係を有する者の範囲）

95―8　法第95条第5項第1号に規定する「密接な関係を有する者」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　過去に特定申告者等（法第95条第５項に規定する特定申告者等をいう。以下この項から95―11までにおいて同じ。）に係る課税の基因となった取引又は特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物の運送、倉庫保管等について契約関係にあり、現在も引き続き当該契約関係を有する者

⑵　過去に特定申告者等に係る課税の基因となった取引又は特定申告者等に係る税関関係手続等若しくは貨物の運送、倉庫保管等について契約関係にあり、現在は当該契約関係を有しないが、現在も当該特定申告者等と密に連絡を取り合う関係にある者

（継続的に又は反復して行う場を提供する事業者の範囲）

95―9　法第95条第5項第2号に規定する「継続的に又は反復して行う場を提供する事業者」とは、例えば、プラットフォーム（インターネットにおいて販売者が不特定かつ多数の者との間で物品の売買取引を行う場）を提供する者が該当するが、特定申告者等との間で単発の取引仲介のみを行う事業者は特定申告者等へ「継続的に又は反復して行う場」を提供していないため、その対象には含まれないことに留意する。

（その他これに類する事実の範囲）

95―10　令第84条の2第3号に規定する「その他これに類する事実」とは、一方の法人の役員の2分の1以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実があることをいう。

（特定事項を処理させる必要がなくなったときの範囲）

95―11　法第95条第6項に規定する「特定事項を処理させる必要がなくなつたとき」とは、例えば、関税に関する調査が終了し、特定申告者等が税関関係手続等を行う見込みがないこと等により、税関長等から特定申告者等に対し接触の必要性がなくなった場合や、特定申告者等から同条第２項の規定による税関事務管理人の届出がされた場合等が該当する。

（帳簿書類の提示義務を負う税関事務管理人の範囲）

95―12　法第95条第8項の規定により、自己が処理した税関関係手続等に係る帳簿書類の税関への提示義務を負う税関事務管理人には、同条第5項の規定により特定税関事務管理人として指定された者及び申告者等により解任された後で再び当該申告者等により税関事務管理人として定められた者を含む。ただし、特定税関事務管理人として指定された者については、令和5年10月1日以後にその者が処理した税関関係手続等に係る帳簿書類に限り、その提示義務を負うことに留意する。

［追加：令5第592号］

95―13　税関事務管理人による税関関係手続等の処理が通関業法第2条第1号((定義))に掲げる通関業務を業として行う場合に該当する場合には、当該税関事務管理人は同法第3条((通関業の許可))の規定による許可を受けなければならないので留意する。

［追加：平15第346号］

［一部改正：令5第592号（項番号95―5を変更）］

（｢開港において輸出され、又は輸入された貨物｣の意義）

96―1　令第1条第3項((開港が閉鎖される場合))にいう｢開港において輸出され、又は輸入された貨物｣とは、原則として、当該開港場にある税関において輸出（積戻しを含む。）又は輸入の許可を受けたものをいうものとする。ただし、法第74条((輸入を許可された貨物とみなすもの))の規定により輸入を許可された貨物とみなされるもの、法第67条((輸出又は輸入の許可))に規定する輸出の許可を受けた貨物であつて、その貨物を積み込んだ船舶又は航空機が本邦の最終港を出港する前に輸出が取りやめになつたため輸入されるものの輸出及び輸入若しくは地位協定特例法第12条((免税物品の譲受の際の関税の徴収等))、国連軍協定特例法第4条((関税法等の特例))又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律（昭和29年法律第112号）第4条((免税輸入資材等の譲受の制限等))の規定により輸入とみなされるものは含まない。

（水難救護法等の規定により処分される外国貨物の取扱い）

97―1　法第97条第2項((水難救護法等の規定により処分する場合の通知))の規定に基づく通知を受け、同条第3項((関税の徴収))の規定により直ちに関税を徴収することとなるときは、これらの物件を取得することとなる買受人その他の者に賦課決定通知書（前記8―1）及び納税告知書（前記9の2―1）を送達して行う。

なお、この場合における課税物件の確定の時期及び法令適用の日は、当該物件の還付の時であるので留意する。

［一部改正：昭61第587号］

（税関官署の開庁時間外の執務を求める届出手続）

98―1　法第98条第１項の規定による税関官署の開庁時間以外の時間における事務の執行の求め（以下「開庁時間外執務の要請」という。）に係る届出手続（以下この項において「届出手続」という。）については、次による。

⑴　届出手続は、令第87条第１項各号の許可、承認又は交付に係る申告又は申請をしようとする者の名をもって行うものとする。ただし、通関業者にあっては、その取扱いに係る貨物について自己の名をもって届出をすることができる。

⑵　届出手続は、事務に関する申告又は申請を行おうとする税関官署の担当部門に令第87条第３項に規定する事項を記載した「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C―8000）２通（原本、交付用）を提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち１通に受理印を押印して申請者に交付する。

⑶　法第98条第２項に規定する「税関の事務の執行上支障がないと認めるとき」とは、次に掲げるとき以外のときをいう。

イ　開庁時間外執務の要請に係る事務が貨物の特別な検査等を要するものである場合等であって、当該事務を開庁時間外に行うことが困難であることが明らかであるとき。

ロ　災害その他やむを得ない事由により、開庁時間外執務の要請に対応することが困難であることが明らかであるとき。

⑷　上記⑵の規定による届出書の提出があった場合において、当該官署が上記のイ又はロに掲げるときに該当する場合には、その理由を明らかにしたうえで、当該届出書を受理しないこととして差し支えない。

⑸　特例輸出申告又は特例輸入申告を行おうとする税関官署（以下この項において「申告官署」という。）と当該輸出申告又は輸入申告に係る貨物が置かれている保税地域等の所在地を所轄する税関官署（以下この項において「蔵置官署」という。）が異なる場合における届出手続は、次のとおり取り扱うものとする。

イ　届出手続は、「開庁時間外の事務の執行を求める届出書」（C―8000）２通（原本、交付用）を、申告官署及び蔵置官署の開庁時間内に申告官署の担当部門に提出することにより行うものとし、当該届出を受理したときは、うち１通に受理印を押印して申請者に交付する。

ロ　蔵置官署に対する開庁時間外執務の要請については、その旨を記載した届出書の申告官署の担当部門への提出をもって、蔵置官署への届出があったものとみなす。

ハ　前記イの規定による届出書の提出があった場合において、申告官署の担当部門は、蔵置官署が前記⑶のイ又はロに掲げるときに該当すると認められるときは、その理由を明らかにした上で、当該届出書を受理しないこととして差し支えない。

［全部改正：平20第346号］

［一部改正：平29第570号］

（開庁時間外の執務要請を必要とする事務又は必要としない事務）

98―2　令第87条の規定によりり開庁時間外の執務要請の届出を必要とする事務又は必要としない事務については、次による。

⑴　同条第1項各号((臨時開庁を必要とする事務))に規定する事務以外の事務のうち、船舶又は航空機の運航上緊急を要するもの等（例えば、不開港出入の許可申請、とん税及び特別とん税の徴収、船舶又は航空機の資格変更等）については、開庁時間外であっても特に事務の支障のない限り事務処理を行う。

⑵　同条第2項((臨時開庁を必要とする事前検査に係る事務))の規定により同条第1項第1号から第5号までに掲げる事務に含まれることとなる申請又は申告前における検査に係る事務は、当該各号に掲げる承認又は許可に係る申請書又は申告書に記載すべき貨物の性質、数量等を確定する必要上申請者又は申告者からの要望に基づいて行う検査に係る事務をいい、例えば、次に掲げる事務がこれに該当する。

イ　既に本邦に到着している外国貨物に係る事前教示に際し行う検査

ロ　輸入貨物につき、その性質又は数量の確認を保税地域への搬入前に又は搬入に際して行う必要があると認められるため、輸入申告又は蔵（移・総保）入承認申請に先立って行う検査

ハ　輸出建造船舶等の輸出申告（積戻し申告を含む。）に先立って行う検査

⑶　同条第2項に規定する「その他これに類する貨物」とは、旅具通関扱いをする貨物のうち、ミスハンドル貨物（航空旅客が入国の際に携帯して輸入することを予定していた貨物であって、航空会社等が航空機への搭載を誤ったことにより輸入者（旅客）の意に反して本邦に後送された貨物をいう。）、託送品、不用船（機）用品及び荷粉をいう。

［全部改正：平13第265号］

［一部改正：平16第349号、平20第346号：平23第901号］

100―1

［削除：平20第346号］

（純トン数不明の船舶の不開港出入許可手数料）

100―2　外国籍船舶であつて純トン数が不明で、かつ、測量することが困難なものについての手数料令第1条((不開港への出入についての許可手数料))の適用については、便宜、当該船舶の総トン数の6割（トン以下の端数は切り捨てる。）をもつて純トン数として取り扱うものとする。

［一部改正：平13第265号］

（航空運送事業の用に供されている不開港出入航空機の範囲）

100―3　手数料令第1条((不開港への出入についての許可手数料))にいう｢航空運送事業の用に供されている（一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものに限る。）｣航空機については、次により取り扱う。

⑴　｢航空運送事業の用に供されているもの｣であるか否かの認定は、航空法（昭和27年法律第231号）第100条第1項((国土交通大臣の許可))の規定に基づく国土交通大臣の｢事業許可証｣及び同法第109条((事業計画変更の認可))の規定に基づく｢事業計画変更認可書｣により行うものとする。ただし、これらの書類の提出がない場合であつても、国土交通省航空局からの文書により前記の許可証等を得ていること又は得ることが確実であると認められるときは、許可証等の事後提出を認めて差し支えない。

⑵　上記⑴の免許及び認可を受けた日時に入港又は出港する予定の航空機が天候その他やむを得ない理由により遅延して入港又は出港する場合（ただし、欠航分を補航するものと認められる場合を除く。）は、当該免許等に基づき航行するものであつて、新たな運航日時変更の免許は要しないものであるから、留意する。

［一部改正：平13第4号、平13第265号］

（不開港出入許可手数料を現金により納付する場合の取扱い）

100―4　手数料令第1条に規定する手数料について、申請者が現金による納付を希望する場合の取扱いは次によることとする。

⑴　令第18条第1項((不開港出入の許可の申請等))の規定による不開港出入許可申請書（以下｢申請書｣という。）を監視部門に2通提出させ、監視部門は申請書を審査し、申請どおり許可することを適当と認めた場合には、申請書の1通に確認印を押なつした上、これを収納事務担当部門に回付する。

⑵　上記⑴による確認済の申請書の回付を受けた収納担当部門は当該申請書に基づいて、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第3条第1項((調査決定))の規定による調査決定を行つた上、同規程第9条第1項((文書による納入の告知))の規定により納入告知書を作成して申請者に交付し、これにより日本銀行、日本銀行の代理店又は歳入代理店（以下｢日本銀行等｣という。）に納付させる。

なお、納入告知書の納期限欄への納期限の記載は省略して差し支えない。

⑶　監視部門は、日本銀行等の領収証書を提示させることにより、許可手数料の納付を確認したうえ不開港出入の許可を行う。

⑷　不開港への出入の許可申請は、日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料の納付ができる時間的余裕をもつて行うよう行政指導することとする。

なお、突発的な入港等やむを得ない理由により申請に及んだ場合であり、かつ日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料を納付することができないと認められるときは、上記⑴から⑶までの納付手続にかかわらず、監視部門において口頭の告知により現金（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律（大正5年法律第10号）の定めるところにより歳入納付に使用することができる証券を含む。）を領収の上、不開港出入の許可を行うものとする。この場合には、申請書の1通に現金の領収済報告書を添付の上、翌日これを収納事務担当部門に送付する。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平13第265号］

（保税蔵置場等の許可手数料の起算日）

100―5　保税蔵置場の許可手数料等の起算日の取扱いは次によることとする。

⑴　手数料令第２条第１項、第３条第１項及び第４条第１項に規定する「許可の日」とは、許可期間の起算日をいい、許可の処分を行つた日をいうものではない。

なお、許可期間を更新する場合も同様とする。

⑵　手数料令第９条第３項に規定する「許可又は承認の日」とは、許可又は承認期間の起算日をいい、許可又は承認の処分を行つた日をいうものではない。

なお、許可又は承認期間を更新する場合も同様とする。 また、同条第４項に規定する「変更の日」とは、その変更された事項に基づき保税蔵置場等としての業務を開始する日をいう。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平4第303号、平6第331号、平13第265号、令5第273号］

（指定者の取扱い）

100―6　手数料令第2条第1項第1号に規定する「指定者」の取扱いは次による。

⑴　指定者の意義

「指定者」とは、輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることを税関長に証明した者をいい、当該証明をした後、輸出入・港湾関連情報処理システムに係る利用契約の解除等により輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなった者は含まないものとする。

⑵　指定者の確認

指定者の確認については保税監督部門において次により行うものとする。

イ　輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることの確認

前記証明をしようとする者に、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社から交付された利用承諾書等輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることを証する書類の提出を求めるものとし、当該提出を受けた書類により法第42 条第1項、第56条第1項、第62条の2第1項若しくは第62条の8第1 項の許可又は定率法第13条第1項若しくは第19条第1項の承認に係る業務について輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができることを確認するものとする。

ロ　輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことの確認

前記証明をした者に、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社から交付された利用契約の解除に関する書類等輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことを証する書類の提出を求めるものとし、当該提出を受けた書類により上記イに掲げる業務について輸出入・港湾関連情報処理システムを使用することができなくなったことを確認するものとする。また、必要に応じて輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社に問い合せ、輸出入・港湾関連情報処理システムの使用状況等を確認するものとする。

［追加：平16第349号］

［一部改正：平18第395号、平19第893号、平20第1146号、平22第163号、平23第411号］

（｢同一品目の貨物｣の範囲）

100―7　手数料令第2条第1項ただし書((保税蔵置場等の許可手数料))にいう｢同一品目の貨物｣とは、その貨物が外国貨物であると内国貨物であるとを問わず、社会通念上同一品目であると認められるものをいう。ただし、次の各号の同一の号に掲げるものは当該貨物に係る定率法別表又は暫定法別表第1の税率が無税（定率法第12条((生活関連物資の減税又は免税))の規定による免税を含む。）とされている限り、同項の適用については特に｢同一品目の貨物｣として取り扱つて差し支えない。

なお、同項ただし書の規定による許可手数料の軽減は、同一品目の貨物の蔵置がおおむね3月以上継続すると認められる場合に限るものとする。

⑴　米、もみ、大麦、小麦

⑵　鉄のスクラップ、鉄鉱石

⑶　石炭、石油コークス

⑷　骨、骨粉

⑸　原木、製材

［一部改正：昭60第1306号、昭61第350号、昭61第587号（項番号100―4を変更）、平6第331号、平7第297号、平13第265号、平16第349号（項番号100―6を変更）］

（併設蔵置場の許可手数料の取扱い）

100―8　保税蔵置場の一部について法第56条第3項の規定の適用を受ける場合の許可手数料については、既設蔵置場（併設蔵置場部分を除く。）の面積に応ずる手数料の額に併設蔵置場部分の面積に応ずる手数料の額を加算した額とするが、その額が全体を一般の保税蔵置場とした場合の面積に応ずる手数料の額を超える場合には、少ない方の額を許可手数料とする。

（例示）

 既設蔵置場 2,000㎡ 21,800円

併設蔵置場 13,000㎡ 16,400円

15,000㎡ 38,200円 (納付すべき額)

( 42,100円)

 既設蔵置場 10,000㎡ 32,800円

併設蔵置場 5,000㎡ 13,650円

15,000㎡ ( 46,450円)

42,100円 (納付すべき額)

［追加：昭61第587号］

［一部改正：昭62第328号、平6第331号、平11第254号、平12第235号、平16第349号（項番号100―7を変更）、平23第411号］

（木材のみを蔵置する保税蔵置場の許可手数料）

100―9　木材のみを蔵置する保税蔵置場の場合、手数料令第2条第1項((保税蔵置場等の許可手数料))に規定する許可手数料の額は、次の方法により計算するものとする。

⑴　木材のみを蔵置する保税蔵置場で水面及び土地を保税蔵置場として1許可としている場合には、水面及び土地の面積並びに蔵置貨物の種類（該当物品の定率法別表又は暫定法別表第1の税番及び有税・無税の別）ごとに計算した手数料の額を合計した額とする。

⑵　上記⑴の合計額が、水面及び土地全体の面積を土地の面積とし、当該蔵置場に蔵置される貨物の種類を基に計算した手数料の額を超える場合には、少ない方の額を許可手数料とする。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平6第331号、平7第297号、平13第265号、平16第349号（項番号100―8を変更）］

（｢手数料の額｣の範囲）

100―10　手数料令第2条第3項((手数料の額の計算の基準となる事項))にいう｢第1項の手数料の額｣には、同条第2項((許可手数料の増額))の規定により増額される場合を含むものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号100―6を変更）、平13第265号、平16第349号（項番号100―9を変更）、令5第273号］

（保税蔵置場等の許可が失効したときの手数料）

100―11　保税蔵置場、保税工場、保税展示場又は総合保税地域（以下｢保税蔵置場等｣という。）の業務の廃止があつた場合には、保税蔵置場等の許可が消滅することとなつているので（法第47条第1項）、当該廃止の日の属する月の当該保税蔵置場等の許可手数料は、手数料令第2条第1項((保税蔵置場又は保税展示場の許可手数料の許可手数料))、第3条第1項((保税工場の許可手数料))又は第4条第1項((総合保税地域の許可手数料))の規定により日割により計算した額となる（業務の廃止日の属する月について1月分の許可手数料を納付しているときは、当該日割により計算した額を超える額を還付することとなる。）ので、これらの許可を受けた者がその業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、当該許可手数料の納期限前相当の期間の余裕をもつてその旨届け出させるよう指導するものとする。

［一部改正：昭61第587号（項番号100―7を変更）、平4第303号、平6第331号、平13第265号、平16第349号（項番号100―10を変更）］

（保税地域の延べ面積の算定方法）

100―12　保税地域の延べ面積を算定する場合の取扱いについては、前記42―14（延べ面積の算定の方法）を準用する。ただし、総合保税地域に存する貿易に関連する施設の延べ面積は、当該地域の地上階の最下階の床面積を除く。

［一部改正：昭61第587号（項番号100―9を変更）、平4第303号、平6第331号、平16第349号（項番号100―11を変更）］

（同一人が2以上の保税蔵置場の許可を受けている場合等における手数料の控除）

100―13　同一の被許可者が2以上の保税蔵置場等の許可を受けている場合において、これら保税蔵置場等の1について手数料令第9条第4項にいう納付すべき手数料の額の減少があったとき又は法第50条第１項若しくは法第61条の５第１項に規定する届出を行ったときは、当該保税蔵置場等について翌月以降において納付すべき手数料がなく、かつ、納付義務者から控除の旨申出があつたときに限り、便宜、同項の例によりその減少した額を当該納付義務者が翌月以降において納付すべき他の保税蔵置場等の手数料の額から控除して差し支えない。

［一部改正：昭61第587号（項番号100―10を変更）、平6第331号、平16第349号（項番号100―12を変更）、平20第346号］

（指定地外検査の許可手数料の取扱い）

100―14　手数料令第5条の指定地外検査許可手数料の取扱いは、次による。

⑴　申請者が同一人で同一場所にある貨物を同一日時に検査する場合は、1申請として処理する。

⑵　検査のために派遣する職員数（他部門との共同検査の場合には、通関部門（本関にあつては検査担当部門）のみの職員数とし、他部門への依頼検査の場合には依頼を受けた部門の職員数とする。）に所要時間を乗じたものを検査に要する時間とする。この場合において、派遣する職員の数は、貨物の種類、数量等を勘案して適当な数を決定する。

⑶　｢許可に係る検査に要する時間｣には、当該検査のための往復の所要時間は含まない。

［一部改正：昭61第587号（項番号100―8を変更）、平12第235号、平13第265号、平16第349号（項番号100―13を変更）、平18第794号］、平20第346号

（保税蔵置場等許可手数料の滞納の場合の延滞金）

100―15　手数料令第2条、第3条、第4条及び第8条第1項に規定する手数料について、同令第9条第3項に定める納期限までに手数料の納付がなかつた場合には、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）第33条の規定及び民法第419条の規定に基づき、法定利率により延滞金を徴収するものとする。

［追加：昭61第587号］

［一部改正：平6第331号、平13第265号、平16第349号（項番号100―16を変更）、平17第424号、平20第346号（項番号100―17を変更）］

（不開港への出入についての許可手数料の免除申請）

101―2　手数料令第11条((不開港への出入についての許可手数料の免除))の規定に基づく不開港出入許可手数料の免除申請の手続は、次による。

⑴　免除申請は、｢不開港出入許可手数料免除申請書｣（C―8030）2通（原本、通知用）を提出することにより行わせ、免除したときは、うち1通に確認印を押なつして申請者に交付する。

⑵　法第26条((船長又は機長の行為の代行))の規定により不開港に入港する外国貿易船の所有者又は管理者が法第20条((不開港への出入))の許可を受けようとする場合は、不開港出入許可手数料の免除を受けようとするときの免除申請は併せてこれらの者に行わせる。

⑶　上記⑴の免除申請書の提出に際しては、必要に応じ、当該船舶等の不開港への入港の日の属する年の1月1日から12月31日までの間における第1回から第3回までの不開港入港許可書又は当該不開港に入港したことを認定しうるような航海日誌、船長陳述書等を提示させる。

⑷　免除申請書は、当該不開港への入港の都度提出させる。この場合において、申請書の記載事項のうち、不開港入港回数に係る記載事項は、第3回までの入港について記載させる。

［一部改正：昭61第587号］

（特定保税承認者に係る許可手数料の軽減の取扱い）

101―3　届出蔵置場（手数料令第2条第4項に規定する届出蔵置場をいう。この項及び次項において同じ。）又は届出工場（同令第3条第3項に規定する届出工場をいう。この項及び次項において同じ。）について、法第50条第1項に規定する外国貨物の蔵置等に関する業務又は法第56条第1項に規定する保税作業に関する業務が電子情報処理組織を使用して行われないことにより、手数料を軽減又は免除する要件を満たさないこととなる場合の取扱いは、次による。

⑴　事前に予定されている場合

手数料を軽減又は免除する要件を満たさなくなることが事前に判明している場合には、あらかじめその旨及び満たさなくなることが予定される日を前記50―1⑴（前記61の5において準用する場合を含む。この項及び次項において同じ。）の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。

⑵　事後に判明した場合

手数料を軽減又は免除する要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、速やかにその旨及び満たさなくなった日を前記50―1⑴の規定により届出を行った税関に申し出るものとする。

⑶　手数料の追徴

⑵の申出があった場合又は税関の調査により手数料を軽減又は免除する要件を満たしていないことが、当該要件を満たさないこととなった日以後に判明した場合には、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第7条第１項の規定により、当該満たさなくなった日に遡って、軽減又は免除前の本来納付すべき手数料を徴収することとなるので留意すること。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号（項番号101―5を変更）、令5第594号］

（届出蔵置場等に係る手数料の軽減又は免除の取扱い）

101―4　手数料令第2条第4項に規定する届出蔵置場又は同令第3条第3項に規定する届出工場に係る手数料の軽減又は免除の取扱いは、次による。

⑴　届出蔵置場又は届出工場に係る手数料の軽減又は免除は、前記50―1⑴又は61の5―1において準用する50―1⑴に規定する届出書に記載された届出蔵置場又は届出工場としての業務を開始する日を起算日として行うこととする。

⑵　前記101―3⑴若しくは⑵の申出がなされた場合又は⑶の税関の調査により、手数料を軽減又は免除する要件を満たさないことが判明した場合には、当該要件を満たさなくなった日以降、改善がなされた日（前記50―1⑴の規定により届出を行った税関の確認を受けた場合に限る。）の前日までの間、手数料の軽減又は免除を行えないこととなるので留意すること。

［追加：平19第1207号］

［一部改正：平20第346号（項番号101―6を変更）、令5第273号、令5第594号］

（廃業予定の保税蔵置場に係る取扱い）

101―5　翌月以降に廃業（届出蔵置場等になることに伴うものを含む。以下この章において同じ。）予定であることが判明している場合には、当該廃業予定の日の属する月については、廃業予定の日（届出蔵置場等になることに伴う場合には、前記101―4⑴イに規定する日の前日）まで日割りで計算した額が、当該月分の許可手数料として納付すべき額となる。

監視部保税許可部門等（以下この項において「許可部門という。」）においては、翌月に廃業予定の保税蔵置場等があることが判明した場合には、以下の事項に留意した上で、速やかにその旨及び債権消滅の日を業務部歳入担当（以下この項において「歳入担当」という。）に通知するものとする。

⑴　許可部門から歳入担当への通知は、具体的には、法第50条第1項の規定に基づく承認の申請の際に提出される届出予定蔵置場等一覧に、当該届出予定場所に係る許可蔵置場等については届出蔵置場又は届出工場としての業務を開始する日に廃業予定である旨申請者等に記載を求め、当該一覧の写し等を及び債権が消滅する旨の通知書を歳入担当に送付する方法により行う。ただし、各税関の事情に応じ、これ以外の方法によることを妨げない。

⑵　上記⑴については、納入告知書作成のための手続上の観点から、原則として廃業予定の日の属する月の前月6日までに行うこととし、納入告知書の発送後に判明した場合には、過大な許可手数料を納付することのないよう、速やかに当該保税蔵置場の被許可者に連絡するとともに、納入告知書を回収する。

⑶　上記取扱いを円滑に行うため、特定保税承認申請があった場合には、当該申請書を受理した税関は速やかに上記⑴により記載した届出予定蔵置場等一覧の写しを、当該届出予定蔵置場等を所轄する税関へ送付する。

［追加：平20第346号］

［一部改正：令5第273号］

（証明書類の交付）

102―1　法第102条第1項((証明書類の交付))の規定による証明書類の交付については、次による。なお、内国消費税課税物品について免税又は税額の還付を受けるための輸出証明書（消費税法基本通達（平成７年12月25日課消2―25ほか４課共同「消費税法基本通達の制定について」）、酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達（平成11年6月25日課酒1―36ほか4課共同「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について」）、たばこ税法取扱通達（昭和60年3月4日間消3―5ほか1課共同「たばこ消費税法の施行に伴う同法の取扱いについて」）、揮発油税法基本通達（昭和52年4月1日間消4―11ほか2課共同「揮発油税法基本通達の全部改正について」）、石油ガス税法基本通達（昭和41年11月24日間消3―46ほか2課共同「石油ガス税法基本通達の制定について」）、石油石炭税法取扱通達（昭和59年8月2日間消４―43ほか１課共同「石油税法取扱通達の全部改正について」））の交付は、同項に規定する証明書類の交付に該当しないので留意する。

⑴　証明書類の交付申請は、令第88条第1項に規定する事項を記載した｢証明書交付申請書｣（C―8020）1通を提出することにより行わせる。

⑵　証明書類の交付は、申告者、貨主又はその代理人等で、当該証明書類の交付の請求につき正当な理由を有する者に限り行うことができる。この場合において、｢税関の事務についての証明書類｣には、関税法違反として通告処分等を受けたことがない旨の証明書を含むので留意する。

⑶　手数料令第7条第1項に規定する｢証明書類1枚ごとに｣とは、証明書交付申請書の受付件数1件ごとにではなく、証明する内容を構成している事項（例えば、輸出申告、輸入申告等）についての件数をいう。

［一部改正：令3第900号］

（輸入自動車に係る通関証明書の発給）

102―2　輸入自動車等に係る通関証明書の発給については、次による。

⑴　輸入自動車については、当該自動車の輸入者からの証明交付申請に基づき、当該自動車に係る輸入の許可を行った税関において｢自動車通関証明書｣（C―8050）を発給する。

なお、定率法第16条第1項各号((外交官用貨物等の免税))の規定による免税輸入自動車で、輸入後、転売等により同項各号の用途外の用途に供されたものについては、関税等を徴収する税関において発給しても差し支えない。

⑵　譲受自動車については、当該自動車の譲受者からの証明交付申請に基づき、当該自動車に係る輸入の許可を行った税関において｢自動車通関証明書｣（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の免税輸入物品の譲受申告書等の様式を定める省令（昭和33年大蔵省令第19号）別紙三の様式）を発給する。

⑶　法第84条((収容貨物の公売又は売却等))及び第88条((収容についての規定の準用))の規定により収容又は留置等がなされた自動車について公売又は売却が行われ、その落札者等から当該自動車について証明の交付申請があった場合には、当該公売又は売却を行った税関において｢自動車通関証明書｣を発給する。

［一部改正：昭48第1000号、昭58第402号、昭60第321号、昭61第587号、平29第570号］

（輸入自動車に係る通関証明書の作成等）

102―3　法第102条第1項の規定による輸入自動車に係る通関証明書の作成等については、次による。

⑴　通関証明書は、2通複写により作成し、うち1通に税関の庁印を押なつしてこれを申請者に交付し、他の1通は税関において保管する。

なお、当該通関証明書が発給された輸入自動車に係る輸入申告書又は譲受申告書（原本）の｢税関記入欄｣に通関証明書発給済の旨及び証明番号並びに発給年月日を記載しておく。

⑵　通関証明書を紛失等のため発給税関に再発給の申請があつた場合は、紛失等の事情がやむを得ないと認められたときには再発給して差し支えない。

⑶　通関証明書の記載に当たつては、次のことに留意する。

イ　税関証明番号は、発給税関官署ごとに、かつ暦年ごとの発給一連番号とする。

ロ　紛失等のため通関証明書を再発給する場合には、当該証明書の左上位の適宜の個所に再発給の旨を朱記する。

［一部改正：昭58第402号、昭61第587号、平5第348号］

（関税協力理事会からの勧告に基づく通報書類の証明の取扱い）

102―4　関税協力理事会を設立する条約（昭和39年条約第11号）の規定に基づく関税協力理事会からの｢製造、加工又は修繕のための貨物の一時輸出を容易化するための勧告｣（1963年12月3日付、1972年9月我が国受諾）の規定に基づく｢外国で製造、加工又は修繕する貨物の一時輸出を容易にするための通報書類｣（以下この項において｢通報書類｣という。（注）参照。）の証明については、次による。

⑴　本勧告の規定に基づく通報書類の証明について、輸出者又は輸入者から要請があった場合には、令第88条第1項((証明書類の交付))の規定に基づき証明書類の交付の申請手続を行わせる。

⑵　申請の際に提出する｢証明書交付申請書｣（C―8020）には、必要事項が記載されている通報書類及び税関控用としてその写し1通並びに参考となる資料を添付させる。

なお、当該通報書類は、定率法、暫定措置法等の減免税規定に基づき、輸出者又は輸入者に提出を義務づけている書類に代わるものではないので留意する。

⑶　本勧告の規定では、通報書類が通関手続の際、税関に提出される取扱いとなっているが、通関後であっても、上記⑴の申請があった場合にはこれを認めるものとする。

⑷　上記⑴による通報書類への証明は、税関における通常の審査、検査の実施に伴い確認し得る範囲内で行う。

（注）

1―14　製造、加工又は修繕のための貨物の一時輸出を容易化するための勧告

（1963年12月3日）

関税協力理事会は、

製造、加工又は修繕のためある国から他の国へ送付される貨物の一時輸出については、輸出国に再輸入される時における同一性確認が困難であることによって妨げられることがあること、及びそのような困難があるために、当該輸出国の税関が、このような場合において貨物の再輸入の際に認められる輸入税の免除を認めることができない場合もあることを考慮し、

このような場合において、適当な場合には、当該輸出に関する裏付け資料となる商業書類を添付した申告書の提出を再輸入者に要請することによっても、当該困難を除くことができない場合には、当該一時輸出は、関係2ケ国のうちの一方の国の税関によって、当該貨物の検査及び同一性確認のためにとられる措置を、他方の国の税関が利用することとなれば、当該一時輸出は、容易化されることを考慮し、

関税協力理事会の加盟国間の関係を特徴づける協力の精神を考慮し、

加盟国が、関税協力理事会を設立する条約の第3条⒢に基づき、次の原則に従って使用される別添の通報書類の使用について協力するよう勧告する。

1.　通常の方法（封印、記号、見本、その他）により、輸入の際における貨物の同一性の確認ができない場合、又は、貨物の同一性に関する再輸入者の書面による申告を受理することができない場合に、通報書類を使用する。

2.　一時輸入国の税関が定める条件に従って当該関税が、貨物の同一性を立証できるような立場にあることが輸出者によって確証されること。

3.　通報書類が一時輸出国の税関による証明を受けた場合、一時輸入国の税関は、要請された証明を行うこと。

4.　一時輸入国の税関は、たとえ問題となっている貨物が（例えば輸入税を課せられないために）一時輸入手続に基づき輸入されない場合であっても、要請があった場合は常に、通報書類に所要事項を記載するよう努力すること。

5.　貨物の再輸入の際における同一性の確認が例外的に難しいために必要とされる場合にも使用できるように、通報書類の様式又は使用に関する修正について関係国の税関当局で協定を結ぶことは自由であること。

関税協力理事会は、この勧告を受諾する加盟国に対し、その受諾の旨、適用開始の日及び適用条件を事務総局長に通告するよう要請する。事務総局長は、これらの情報を加盟国の税関行政機関に通報する。

(別添)

外国で製造、加工又は修繕する貨物の一時輸出を容易にするための通報書類

Ⅰ　輸　出　用(\*) 本様式に記入する前に4項の注意欄を参照のこと

(\* )不必要な行や欄は必ず抹消するかＮＩＬと記入すること。

(\*\*)適用できない場合には削除すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 関税行政機関名    税関名 | | | Ａ | | 下記の貨物は、　　　　　　　　　　　　　において製造～加工(\*\*)～修繕  を行うため | | | | | | |
|  | |
| （住所：大文字で記入のこと）(輸出者氏名：大文字で記入のこと）    によって(\*\*)  　の た め　　輸出するものである。 | | | | | | | | |
| Ｂ |  | 貨　　　　　　物　　　　　　の　　　　　　明　　　　　　細 | | | | | | | | | | |
| 個数・種類  記号及び番号 | | 対象となる  関税率表番号 | | 品　　　　　名 | | 数　　　　量 | | | | 価　額 | 備　考 | |
| 総 重 量 | | | 純重量、個数  容量等 |
| ―1― | | ―2― | | ―3― | | ―4― | | | ―5― | ―6― | ―7― | |
| C | 予定作業の内容 | | | | | | | | | | | |
|  |
| Ｄ | 検査事項        同一性の確認の方法 | | | | | | Ｆ | 下記の書類の記載事項と相違ないことを  証明する。    （税関書類名）  番号　　　　　　　　日付    　　（場所）　　　　　　（年月日）    　（税関署名）　　　　　（税関印） | | | | |
|  |  |
| Ｅ |
|  |

Ⅱ　輸　入　用(\*)

(\* )不必要な行や欄は必ず抹消するかＮＩＬと記入すること。

(\*\*)適用できない場合には削除すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 関税行政機関名    税関名 | | | Ａ | | Ⅰ表の記載の(\*\*)　　　　　　　　　　　において製造～加工(\*\*)～修繕  　下記の貨物は | | | | | | | |
|  | |
| を行なうため、  　　　　　　（住所：大文字で記入のこと）（輸出者氏名：大文字で記入のこと）  　によって(\*\*)  　の た め　　輸入するものである。 | | | | | | | | | |
| Ｂ |  | 貨　　　　　　物　　　　　　の　　　　　　明　　　　　　細 | | | | | | | | | |
| 個数・種類  記号及び番号 | | 対象となる  関税率表番号 | | 品　　　　　名 | | 数　　　　量 | | | | 価　額 | 備　考 |
| 総 重 量 | | | 純重量、個数  容量等 |
| ―1― | | ―2― | | ―3― | | ―4― | | | ―5― | ―6― | ―7― |
| C | 予定作業の内容 | | | | | | | | | | |
|  |
| Ｄ | 検査事項        同一性の確認の方法 | | | | | | Ｆ | 下記の書類の記載事項と相違ないことを  証明する。    （税関書類名）  番号　　　　　　　　日付    　　（場所）　　　　　　（年月日）    　（税関署名）　　　　　（税関印） | | | |
|  |  |
| Ｅ |
|  |

Ⅲ　再　輸　出　用(\*)

(\* )不必要な行や欄は必ず抹消するかＮＩＬと記入すること。

(\*\*)適用できない場合には削除すること。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 関税行政機関名    税関名 | | | Ａ | | 下記の(\*\*) 貨物は 　Ⅱ表に記載された貨物を製造、加工したものであり  　Ⅱ表に記載の　　　　修繕されたものであり　　　　　　　　　　　(\*\*) | | | | | | | | |
|  | |
| を行なうため、  　　　　　　（住所：大文字で記入のこと）（輸出者氏名：大文字で記入のこと）  　によって(\*\*)  　の た め　　輸出するものである。 | | | | | | | | | | |
| Ｂ |  | 貨　　　　　　物　　　　　　の　　　　　　明　　　　　　細 | | | | | | | | | | |
| 個数・種類  記号及び番号 | | 対象となる  関税率表番号 | | 品　　　　　名 | | 数　　　　量 | | | | | 価　額 | 備　考 |
| 総 重 量 | | | | 純重量、個数  容量等 |
| ―1― | | ―2― | | ―3― | | ―4― | | | | ―5― | ―6― | ―7― |
| C | 予定作業の内容　附加された一切の部分品及び作業の結果生じ  　　　　　　　　た不用となったものについても記載すること | | | | | | | Ｇ | 分割輸出№  　　　　　番号　　　　日付  　　　　　（税関書類名）  　　　　　　（税関名） | | | |
|  |  |
| Ｄ | 検査事項        　　　　　　　輸入された貨物である  られる(\*\*)  られない  再輸出貨物は　輸入貨物を原料として作ったことが認め  　　　　　　　もの又はできたものである  同一性の確認の方法 | | | | | | Ｆ | 下記の書類の記載事項と相違ないことを証明する。    （税関書類名）  番号　　　　　　　　日付    　　（場所）　　　　　　（年月日）    　（税関署名）　　　　　（税関印） | | | | |
|  |  |
| Ｅ |
|  |

|  |
| --- |
| 税関記入欄 |

通報書類の使用に関する注意

1.輸出者は、一時輸入国の税関が定める条件に従って、当該税関が貨物の同一性を証明できるような立場にあることについて確証しなければならない。

2.　通関手続の際には必ず必要事項を記載のうえ通報書類（I・D）を税関に提出しなければならない。

3.　貨物を分割再輸入する場合は、次の手続による。

⒜　一時輸出

輸出者は、I・D二通を提出する。税関は二通（第Ⅰ表について）を証明のうえ輸出者に返却する。輸出者は、I・Dの正本を輸入者に送付する。輸入者は分割再輸出が終了するまでこのI・Dを保管する。輸出者は、I・Dの副本を保管する。

⒝　一時輸入

輸入者は、I・Dの正本を税関に提出する。税関は第Ⅱ表を証明しI・Dを輸入者に返却する。

⒞　分割再輸出

再輸出者は、追加第Ⅲ表に、G欄も含め必要事項を記入の上、I・D正本とともに税関に提出する。税関は追加第Ⅲ表とI・D正本と照合の後追加第Ⅲ表に証明する。再輸出者は追加第Ⅲ表を再輸入者に送付する。

⒟　分割再輸入

再輸入者は、送付を受けた追加第Ⅲ表とI・Dの副本を税関に提出し、税関の照合を受ける。

⒠　最終の分割再輸出

再輸出者は、I・D正本の第Ⅲ表につきG欄を含め必要事項を記入する。税関はI・Dの正本を証明のうえ再輸出者に返却する。再輸出者は証明されたI・D正本を再輸入者に送付する。

⒡　最終の分割再輸入

再輸入者は、I・Dの正副両方を税関に提出する。

［追加：平12第235号］

（災害等による手数料の還付又は免除の対象となる貨物の範囲）

102の2―1　法第102条の2第1項及び第2項の規定が適用される貨物（以下｢対象貨物｣という。）は、次の貨物を含むものとして取り扱って差し支えない。

⑴　入出港届、積荷目録等により災害等が発生した時に開港若しくは税関空港又は不開港に停泊していたことが確認される外国貿易船又は外国貿易機に積載されていた貨物

⑵　対象貨物のみを積載している外国往来船（機）に積み込まれている外国貿易船（機）用品（当該貨物について還付及び免除の申請を行うに当たっては、当該船舶又は航空機が対象貨物のみを積載していたことの船会社又は航空会社の証明を要するものとする。）

［追加：平12第235号］

［一部改正：令3第260号］

（災害等による手数料の還付手続）

102の2―2　法第102条の2第1項及び手数料令第13条の2第1項の規定による手数料の還付手続は、次による。

⑴　手数料令第13条の2第1項に規定する書面は｢救援品等についての手数料還付申請書｣（C―8060）とし、2通（原本、交付用）に当該貨物が対象貨物であることを証する書類及び還付を申請する手数料の種類により、当該手数料を納付していることを証する書類を添えて、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。

⑵　上記⑴に規定する｢当該貨物が対象貨物であることを証する書類｣とは、次に掲げる書類とする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。

イ　対象貨物が法第102条の2第1項第1号に規定する給与品（以下｢救援品｣という。）である場合には、当該貨物が救援品であることを証する次のいずれかの書類

　輸入許可書又はその写し

　仕入書又はその写し

　寄贈物品等免除明細書又はその写し

　外国貨物船用品（機用品）積込承認書又はその写し

ロ　対象貨物が法第102条の2第1項第2号に規定する貨物である場合には、当該貨物が災害等が発生した場合に保税地域に置かれていたことを証する次のいずれかの書類

　船卸票又は保税運送承認書その他これらに類する書類

　法第34条の2((記帳義務))に規定する帳簿の写し（貨物の蔵置場所及び搬出入の事実が明確であり、当該保税地域の管理者の氏名を記載したものであること。）

なお、当該帳簿の写しの添付は、｢救援品等についての手数料還付申請書｣の｢貨物の蔵置場所｣の欄に、当該保税地域の管理者の氏名を記載することにより、これに替えることができる。

　他所蔵置許可書又はその写し

　外国貨物船用品（機用品）積込承認書又はその写し

⑶　上記⑴に規定する｢還付を申請する手数料の種類により、当該手数料を納付していることを証する書類｣とは、指定地外検査許可書又はその写しとする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。

⑷　上記⑴の申請書を受理した場合には、当該申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、申請に係る貨物が対象貨物であること及び還付を受けようとする手数料が税関に納付されていることの確認を行った後、受理印を押なつして1通（交付用）を申請者に交付するとともに、関係部門へ通知し事後の処理を依頼する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平13第265号、令3第260号］

（災害等による手数料の免除手続）

102の2―3　法第102条の2第2項及び手数料令第13条の2第2項の規定による手数料の免除手続は、次による。

⑴　手数料令第13条の2第2項に規定する書面は｢救援品等についての手数料免除申請書｣（C―8070）とし、2通（原本、交付用）に当該貨物が対象貨物であることを証する書類を添えて、法第102条の2第1項各号に掲げる貨物の許可等の申請の際に、当該許可等の申請先に提出させる。この場合において、｢当該貨物が対象貨物であることを証する書類｣については、前記102の2―2の⑵の規定を準用する。

⑵　上記⑴の申請書を受理した場合には、当該申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、申請に係る貨物が対象貨物であることの確認を行った後、承認印を押なつして1通（交付用）を申請者に交付する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令3第260号］

（災害等による交付手数料の還付又は免除の対象となる証明書類の範囲）

102の2―4　法第102条の2第3項及び第4項の規定が適用される証明書類は、次のとおりである。

⑴　救援品に係る各種の証明書類

⑵　災害等が発生した場合に保税地域に置かれていたために損傷等の被害を受けた貨物の被害状況に係る各種の証明書類

⑶　災害等により、被害を受けた者が保管等を行っていた輸入許可書等の税関関係書類が紛失、消失又は損傷したことにより、これら紛失等した書類に係る証明書類

［追加：平12第235号］

［一部改正：令3第260号］

（災害等による証明書類の交付手数料の還付又は免除の対象となる手数料の種類及び範囲）

102の2―5　法第102条の2第3項及び第4項の規定により還付又は免除される手数料は、法第102条第1項に規定する証明書類の交付手数料のみであり、同条第4項に規定する磁気テープ等の交付手数料については法第102条の2の規定の適用はないので留意する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令3第260号］

（災害等による証明書類の交付手数料の還付手続）

102の2―6　法第102条の2第3項及び手数料令第13条の3第1項((災害による証明書類の交付手数料の還付))の規定による交付手数料の還付手続は、次による。

⑴　手数料令第13条の3第1項に規定する書面は｢救援品等についての証明手数料還付申請書｣（C―8080）とし、2通（原本、交付用）に当該証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、令第1条の4第1項から第3項までの規定による指定の日（当該指定の適用を受けていない者にあっては災害等の発生の日）から2月を経過する日までに、当該手数料を納付した税関官署の収納部門へ提出させる。

⑵　上記⑴に規定する｢当該証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当することを証する書類｣は、次に掲げる書類とする。ただし、これらの書類以外の書類であって、税関長がこれらの書類に替わるものとして認めるに足る書類については、便宜これを認めて差し支えない。

イ　還付を受けようとする手数料に係る証明書類が、前記102の2―4の⑴に掲げるものである場合　前記102の2―2の⑵のイに掲げる書類

ロ　還付を受けようとする手数料に係る証明書類が、前記102の2―4の⑵に掲げるものである場合　前記102の2―2の⑵のロに掲げる書類及び税関長が申請者の貨物が被害を受けたことを証するに足りると認める書類

ハ　還付を受けようとする手数料に係る証明書類が、前記102の2―4の⑶に掲げるものである場合　申請者が災害等の被害を受けた者であることを証する書類

⑶　上記⑴の申請書を受理した場合には、当該申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、申請に係る証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当すること及び還付を受けようとする手数料が税関に納付されていることの確認を行った後、受理印を押なつして1通（交付用）を申請者に交付するとともに、関係部門へ通知し事後の処理を依頼する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令3第260号］

（災害等による証明書類の交付手数料の免除手続）

102の2―7　法第102条の2第4項及び手数料令第13条の3第2項((災害による証明書類の交付手数料の免除))の規定による交付手数料の免除手続は、次による。

⑴　手数料令第13条の3第2項に規定する書面は｢救援品等についての証明手数料免除申請書｣（C―8090）とし、2通（原本、交付用）に当該手数料に係る証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、当該証明書類の交付申請の際に、当該申請先に提出させる。この場合において、｢当該手数料に係る証明書類が法第102条の2第3項各号のいずれかに該当することを証する書類｣については、前記102の2―6の⑵の規定を準用する。

⑵　上記⑴の申請書を受理した場合には、当該申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、申請に係る証明書類が法第102条の2第3項各号に掲げる証明書類に該当することの確認を行った後、承認印を押なつして1通（交付用）を申請者に交付する。

［追加：平12第235号］

［一部改正：令3第260号］

（災害等による保税地域の許可手数料等の還付、軽減又は免除の対象となる施設の範囲及び適用期間）

102の2―8　法第102条の2第5項の規定により災害等による施設（法第42条第1項の規定に基づく保税蔵置場、法第56条第1項の規定に基づく保税工場、法第62条の2第1項の規定に基づく保税展示場及び法第62条の8第1項の規定に基づく総合保税地域並びに定率法第13条第1項、同法第19条第1項及び暫定法第9条の2第1項の規定に基づく製造工場をいう。以下同じ。）の許可手数料若しくは承認手数料（以下｢保税地域の許可手数料等｣という。）の還付、軽減又は免除の対象となる施設及び適用期間は、次による。

なお、申請の日において、既に修復等を行い業務の遂行に支障がない施設については適用がないので留意する。

⑴　還付又は免除の対象とする施設

災害等による建屋の陥没、倒壊、床面の沈下、床上浸水等により、貨物の積卸し、運搬若しくは蔵置、展示又は加工、製造（以下「業務」という。）の遂行が全くできない施設

⑵　一部還付又は軽減の対象とする施設

災害等による一部陥没、一部倒壊、床面の一部沈下等により、業務の遂行が一部できない施設

⑶　適用期間

還付、軽減又は免除の対象とする期間は、災害等が発生した日から、災害等により損傷したため業務の遂行に支障が生じている部分について休･廃業若しくは減坪した日又は当該損傷による業務遂行上の支障がなくなった日のいずれか早い日の属する月までとする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平18第395号、平27第33号、平31第437号、令3第260号］

（災害等による保税地域の許可手数料等の還付又は軽減額の算定方法）

102の2―9　法第102条の2第5項の規定により保税地域の許可手数料等の還付又は軽減する額の算定方法は、次による。

⑴　還付又は軽減する額は、納付した（納付すべき）手数料月額と、当該納付した（納付すべき）手数料の算定基礎とした延べ面積（以下｢基準面積｣という。）から業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積（以下｢損傷面積｣という。）を差し引いた後の業務遂行可能面積を基準として算定した手数料月額との差額とする。

⑵　上記⑴の｢基準面積｣については、還付額を計算する場合と軽減額を計算する場合とでは、取扱いが異なるので留意する。

イ　手数料令第13条の4第2項第3号に規定する還付額を計算する場合の｢基準面積｣

申請日の現況によるものでなく、納付済となっている月分以降の当該施設の手数料の算定の基礎となった延べ面積をいう。

ロ　手数料令第13条の4第5項第2号に規定する軽減額を計算する場合の｢基準面積｣

申請日における当該軽減を受けようとする月分の納付すべき手数料の算定の基礎となった延べ面積をいう。

⑶　上記⑴の手数料令第13条の4第2項第3号又は第5項第2号に規定する｢損傷面積｣については、当該施設の延べ面積のうち、還付又は軽減申請の日において損傷により業務の遂行に支障が生じている部分の延べ面積をいう。

なお、施設が保税工場及び製造工場の場合にあっては、次のような部分の延べ面積について損傷面積とする。

イ　加工、製造機能に支障がない保税工場及び製造工場で、原料置場等一部損傷した場所がある場合は、原料置場等としての業務に支障が生じている部分の面積

ロ　災害等により一部損傷している場合にあっても、加工、製造機能に支障が生じている場合には、その支障割合に応じた面積

ハ　複数の生産ラインを有する一許可の保税工場及び製造工場で、生産ラインがそれぞれ独立していることが明らかである場合には、それぞれにイ又はロを適用して求めた面積の合計面積

⑷　計算例

イ　一部還付額の計算例

（Ｙ月分）　（Ｚ月分）

基準面積　　　　　　　　　　　　　　　　 1,200㎡　 1,200㎡

損傷面積（申請日の現況による）　　－）　　 300㎡　　　300㎡

業務遂行可能面積　　　　　　　　　　　　　 900㎡　　　900㎡

納付した手数料額月額　　　　　　　　　　16,400円　 16,400円

業務遂行可能面積に基づく手数料額　－）　12,200円　 12,200円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 4,200円　 4,200円

令和Ｘ年Ｙ月分（日割による）還付額　　　　　　　　　2,800円

令和Ｘ年Ｚ月分還付額　　　　　　　　　　　　　　＋）4,200円

還付額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計　 7,000円

（注）日割の計算式：4,200円／30日×(30－10)日＝2,800円

（端数処理は、「国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律」による。）

ロ　軽減額の計算例

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （○○月分）

基準面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　1,200㎡

損傷面積（申請日の現況による）　　　　　　　 －）　　 300㎡

業務遂行可能面積　　　　　　　　　　　　　　　　　　　900㎡

納付すべき手数料額月額　　　　　　　　　　　　　　　16,400円

業務遂行可能面積に基づく手数料額　　　　　　　－）　12,200円

軽減額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計　　　 4,200円

［追加：平12第235号］

［一部改正：平23第411号、令3第260号］

（災害等による保税地域の許可手数料等の還付手続）

102の2―10　法第102条の２第５項及び手数料令第13条の４第２項の規定による保税地域の許可手数料等の還付手続は、次による。

⑴　手数料令第13条の４第２項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」（C―8100）とし、２通（原本、交付用）に当該手数料を納付したことを証する書類並びに当該施設の当該災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類を添えて、令第1条の4第1項から第3項までの規定による指定の日（当該指定の適用を受けていない者にあっては災害等の発生の日）から2月を経過する日までに、当該施設を管轄する税関官署の保税監督部門へ提出することを求めるものとする。

⑵　手数料令第13条の4第2項第4号に規定する｢損傷の内容｣及び｢支障の程度｣並びに同項第5号に規定する｢その他参考となるべき事項｣の記載については、次による。

イ　｢損傷の内容｣については、施設の建屋の陥没、床面の沈下、段差、亀裂、傾き、床上浸水等損傷の内容について具体的に記載させる。

ロ　｢支障の程度｣については、損傷により、業務の遂行にどの程度支障があるのかを具体的に記載させる。

ハ　｢その他参考となるべき事項｣については、翌月分以降の手数料から控除希望の有無、還付金の振込口座等を記載させる。

⑶　手数料令第13条の4第2項に規定する添付書類については、次による。

イ　｢手数料を納付したことを証する書類｣は、保税地域許可手数料等の領収書（令和X年Y月分以後の月分）の写し又はこれに代わる証明書とする。

ロ　｢災害等による損傷の内容及び当該損傷のため業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類｣は、次による。ただし、当該内容及び支障の程度が明らかであることその他の事由により次の添付書類のうち必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

　損傷部分を撮影した写真

　損傷状況の具体的な説明書、陳述書

　地方自治体等による損傷の程度を示す書類（例えば、被災証明）

　その他被災状況を証するもの

⑷　上記⑴の申請書を受理した場合には、申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、原則として損傷部分の現場に赴き、その現況について確認したうえ、損傷程度の認定を行い、申請書に還付する金額を記入し、1通に確認印を押なつして申請者に交付するとともに、関係部門に引き継ぐ等の事後処理を行うものとする。

なお、本関以外の官署の保税監督部門が申請書を受理した場合は、取扱いの不統一を避けるため、本関の保税監督部門と損傷程度の認定について適宜協議のうえ、処理するものとし、軽減又は免除申請の場合についても同様とする。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平19第893号、令3第260号］

（災害等による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続）

102の2―11　法第102条の2第5項及び手数料令第13条の4第5項の規定による保税地域の許可手数料等の軽減又は免除手続は、次による。

⑴　手数料令第13条の4第5項に規定する書面は「施設の許可（承認）手数料還付・軽減・免除申請書」（C―8100）とし、2通（原本、交付用）に当該施設の当該災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類がある場合には、当該書類を添えて当該軽減又は免除を受けようとする月分の納付期限の10日前までに、当該施設を管轄する税関官署の保税監督部門へ提出することを求めるものとする。この場合において、事務の混雑を避けるため、軽減又は免除を受けようとする月分の手数料納付前のできる限り早い時期に申請を行うよう、施設の被許可者等に要請する。

⑵　手数料令第13条の4第5項第3号に規定する｢損傷の内容｣及び｢支障の程度｣、同項第4号に規定する｢復旧の見通し｣並びに同項第5号に規定する｢その他参考となるべき事項｣の記載については、次による。

イ　｢損傷の内容｣及び｢支障の程度｣については、前記102の2―9の⑵のイ及びロによる。

ロ　｢復旧の見通し｣は、損傷部分の修復工事等について、工事完了予定日等を記載させる。

ハ　｢その他参考となるべき事項｣は、損傷部分に置かれている外国貨物又は免除輸入原料品の種類、数量、当該貨物の搬出予定、休廃業・減坪の予定等を記載させる。

⑶　手数料令第13条の4第5項に規定する｢災害等による損傷の内容及び当該損傷のために業務の遂行に生じている支障の程度を証する書類｣は、損傷部分の修復工事計画書、見積書のほか、前記102の2―10の⑶のロに準ずる。

⑷　上記⑴の申請書を受理した場合には、申請書の記載事項及び添付書類を審査のうえ、原則として損傷部分の現場に赴き、その現況について確認したうえ、損傷程度の認定を行い、申請書に軽減又は免除する金額及び軽減又は免除を受けた期間（月分）を記入し、1通に確認印を押なつして申請者に交付するとともに、関係部門に引き継ぐ等の事後処理を行うものとする。

なお、軽減又は免除の申請は毎月行う必要があるが、建屋の全壊等、明らかに1月以内に復旧する見込みがないと税関長が認めた場合は、1月を超える月分の手数料について軽減又は免除を認めることとして差し支えない。

［追加：平12第235号］

［一部改正：平19第893号、令3第260号］

（買受人の制限）

103―1　法第103条((買受人の制限))の｢領置物件又は差押物件｣には、かつて領置物件又は差押物件であつたもので、法第138条((税関長の通告処分又は告発))の規定により納付されて税関において公売又は売却するものを含むものとして取り扱う。

（質問検査等の相手方となる者の範囲）

105―1　法105条第1項第6号((税関職員の権限))の規定による税関職員の質問検査権は、同号に規定する者のほか、調査（105の2―1⑴に規定する「調査」をいう。以下105―4までにおいて同じ。）のために必要がある場合には、これらの者の代理人、使用人その他の従業者についても及ぶことに留意する。

［追加：平24第1322号］

（質問検査等の対象となる「帳簿書類その他の物件」の範囲）

105―2　法第105条第1項第6号((税関職員の権限))に規定する「帳簿書類その他の物件」には、関税に関する法令の規定により備付け、記帳又は保存をしなければならないこととされている帳簿書類のほか、関税に関する調査の目的を達成するために必要と認められる帳簿書類その他の物件も含まれることに留意する。

（注）　「帳簿書類その他の物件」には、国外において保存するものも含まれることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「物件の提示又は提出」の意義）

105―３　法第105条第1項第6号((税関職員の権限))の規定において、「物件の提示」とは税関職員の求めに応じ、遅滞なく当該物件（その写しを含む。）の内容を税関職員が確認し得る状態にして示すことを、「物件の提出」とは税関職員の求めに応じ、遅滞なく税関職員に当該物件（その写しを含む。）の占有を移転することをいう。

［追加：平24第1322号］

（「留置き」の意義等）

105―4　法第105条第2項((税関職員の権限))の規定により提出された物件を留め置く場合の取扱いについては、次による。

⑴　法第105条第2項((税関職員の権限))の規定により提出された物件の留置きとは、税関職員が提出を受けた物件について税関の庁舎において占有する状態をいう。

ただし、提出される物件が、調査の過程で税関職員に提出するために輸入者等が新たに作成した物件（提出するために新たに作成した写しを含む。）である場合は、当該物件の占有を継続することは法第105条第2項((税関職員の権限))の規定により留め置くことには当たらないことに留意する。

（注）　税関職員は、留め置いた物件について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならないことに留意する。

⑵　税関職員は、令第91条の2((提出物件の留置き、返還等))において準用する国税通則法施行令第30条の３第2項に基づき、留め置いた物件について、留め置く必要がなくなったときは、遅滞なく当該物件を返還しなければならず、また、提出した者から返還の求めがあったときは、特段の支障がない限り、速やかに返還しなければならないことに留意する。

［追加：平24第1322号］

（留置きに係る書面の交付手続）

105―５　令第91条の2((提出物件の留置き、返還等))において準用する国税通則法施行令第30条の３第1項の規定により交付する書面の交付に係る手続については、法第2条の4((書類の送達等))において準用する国税通則法第12条第4項及び規則第1条((国税通則法施行規則の準用))において準用する国税通則法施行規則第1条第1項の適用があることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「調査」の意義）

105の2―1　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までに規定する「調査」の意義は、次による。

⑴　「調査」とは、関税に関する法律の規定に基づき、特定の輸入者の税額等（法第７条の14第1項((修正申告))に規定する税額等をいう。以下同じ。）を認定する目的その他関税に関する法律に基づく処分を行う目的で税関職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいう。

⑵　上記⑴に掲げる調査のうち、次のイ又はロに掲げるもののように、一連の行為のうちに輸入者に対して質問検査等を行うことがないものについては、法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までの規定は適用されないことに留意する。

イ　更正の請求に対して部内の処理のみで請求どおりに更正を行う場合の一連の行為。

ロ　期限後特例申告書の提出があった場合において、部内の処理のみで決定があるべきことを予知してなされたものには当たらないものとして無申告加算税の賦課決定を行うときの一連の行為。

［追加：平24第1322号］

（一の調査）

105の2―2　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までに規定する調査は、輸入者について貨物の輸入によって特定される納税義務に関してなされるものであるから、当該納税義務に係る調査を一の調査として法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までの規定が適用されることに留意する。

（注）　例えば、複数の輸入貨物の関税について実地の調査を行った場合において、調査の結果、一の輸入貨物の関税についてのみ更正決定等をすべきと認めるときには、他の輸入貨物の関税については更正決定等をすべきと認められない旨を通知することに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「実地の調査」の意義）

105の2―３　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9及び第74条の11に規定する「実地の調査」とは、関税の調査のうち、税関職員が輸入者の支配・管理する場所（事業所等）等に臨場して質問検査等を行うものをいう。

［追加：平24第1322号］

（通知等の相手方）

105の2―4　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9から第74条の11までに規定する輸入者に対する通知、説明、勧奨又は交付（以下この項において「通知等」という。）の各手続の相手方は法第105条第1項第6号((税関職員の権限))に規定する「輸入者」（法人の場合は代表者）となることに留意する。

ただし、輸入者に対して通知等を行うことが困難な事情等がある場合には、権限委任の範囲を確認した上で、当該輸入者が未成年者の場合にはその法定代理人、法人の場合にはその役員、当該輸入者が法第95条第2項の規定により税関事務管理人を税関長に届け出ている場合には当該税関事務管理人等、一定の業務執行の権限委任を受けている者を通じて当該輸入者に通知等を行うこととしても差し支えないことに留意する。

［追加：平24第1322号］

（事前通知事項としての「帳簿書類その他の物件」）

105の2―５　実地の調査を行う場合において、輸入者に通知する事項である法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9第1項第6号に掲げる「調査の対象となる帳簿書類その他の物件」は、帳簿書類その他の物件が関税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされている場合には、当該帳簿書類その他の物件の名称に併せて根拠となる法令を示すものとし、関税に関する法令の規定により備付け又は保存をすることとされていない場合には、帳簿書類その他の物件の一般的な名称又は内容を例示するものとする。

［追加：平24第1322号］

（「調査の対象となる期間」として事前通知した期間以外の期間に係る帳簿書類その他の物件）

105の2―6　事前通知した調査の対象となる期間の調査について必要があるときは、事前通知した当該期間以外の期間に係る帳簿書類その他の物件も質問検査等の対象となることに留意する。

（注）　例えば、事前通知した調査の対象となる期間の調査のために、その期間より前又は後の期間における輸入に関する事項を確認する必要があるときは、法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9第4項によることなく必要な範囲で当該確認する必要がある期間の帳簿書類その他の物件の質問検査等を行うことは可能であることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（事前通知した日時等の変更に係る合理的な理由）

105の2―７　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9第2項の規定の適用に当たり、調査を開始する日時又は調査を行う場所の変更を求める理由が合理的であるか否かは、個々の事案における事実関係に即して、当該輸入者の私的利益と実地の調査の適正かつ円滑な実施の必要性という行政目的とを比較衡量の上判断するが、例えば、輸入者の病気・怪我等による一時的な入院や親族の葬儀等の一身上のやむを得ない事情、輸入者の業務上やむを得ない事情がある場合は、合理的な理由があるものとして取り扱うことに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「その営む事業内容に関する情報」の範囲等）

105の2―８　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の10に規定する「その営む事業内容に関する情報」には、事業の規模又は取引内容若しくは決済手段などの具体的な営業形態も含まれるが、単に新規の輸入者であることのみをもって事前通知を要しない場合に該当するとはいえないことに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「違法又は不当な行為」の範囲）

105の2―9　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為」には、事前通知をすることにより、事前通知前に行った違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、事前通知後は、このような行為を行わず、又は、適法な状態を作出することにより、結果として、事前通知後に、違法又は不当な行為を行ったと評価される状態を生じさせる行為が含まれることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合の例示）

105の2―10　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の10に規定する「違法又は不当な行為を容易にし、正確な税額等の把握を困難にするおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の⑴から⑸までに掲げるような場合をいう。

⑴　事前通知をすることにより、輸入者において、法第114条の2第10号又は同条第10号の2に掲げる行為を行うことを助長することが合理的に推認される場合。

⑵　事前通知をすることにより、輸入者において、調査の実施を困難にすることを意図し逃亡することが合理的に推認される場合。

⑶　事前通知をすることにより、輸入者において、調査に必要な帳簿書類その他の物件を破棄し、移動し、隠匿し、改ざんし、変造し、又は偽造することが合理的に推認される場合。

⑷　事前通知をすることにより、輸入者において、過去の違法又は不当な行為の発見を困難にする目的で、質問検査等を行う時点において適正な記帳又は書類の適正な記載と保存を行っている状態を作出することが合理的に推認される場合。

⑸　事前通知をすることにより、輸入者において、その使用人その他の従業者若しくは取引先又はその他の第三者に対し、上記⑴から⑷までに掲げる行為を行うよう、又は調査への協力を控えるよう要請する（強要し、買収し又は共謀することを含む。）ことが合理的に推認される場合。

［追加：平24第1322号］

（「その他関税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合の例示）

105の2―11　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の10に規定する「その他関税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認める場合とは、例えば、次の⑴から⑶までに掲げるような場合をいう。

⑴　　事前通知をすることにより、通関業者、弁護士若しくは弁護士法人、又は弁理士若しくは特許業務法人以外の第三者が調査立会いを求め、それにより調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが合理的に推認される場合。

⑵　事前通知を行うため相応の努力をして電話等による連絡を行おうとしたものの、応答を拒否され、又は応答がなかった場合。

⑶　事業実態が不明であるため、実地に臨場した上で確認しないと事前通知先が判明しない等、事前通知を行うことが困難な場合。

［追加：平24第1322号］

（「更正決定等をすべきと認めた額」の意義）

105の2―12　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第2項に規定する「更正決定等をすべきと認めた額」とは、税関職員が調査結果の内容の説明をする時点において得ている情報に基づいて合理的に算定した税額等及び加算税の額をいう。ただし、複数の輸入貨物に係る課税価格の一部又は全部が一括して支払われる場合であって、輸入者が定率法基本通達4―７⑶ただし書の規定により税額等を算出することを希望するときには、当該規定により算出することができるものとする。

［追加：平24第1322号］

（調査結果の内容の説明後の調査の再開及び再度の説明）

105の2―13　関税に関する調査の結果、法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第2項の規定に基づき調査結果の内容の説明を行った後、当該調査について輸入者から修正申告書若しくは期限後特例申告書の提出がなされるまでの間又は更正決定等を行うまでの間において、当該説明の前提となった事実が異なることが明らかとなり当該説明の根拠が失われた場合など税関職員が当該説明に係る内容の全部又は一部を修正する必要があると認めた場合には、必要に応じ調査を再開した上で、その結果に基づき、再度、調査結果の内容の説明を行うことができることに留意する。

（注）　調査を再開できる場合には、前項ただし書の規定により税額を算出した場合であって、上記の調査結果の内容の説明が行われた後、輸入者が前項ただし書の規定によることを希望しないこととなった場合を含む。

［追加：平24第1322号］

（調査の終了の際の手続に係る書面の交付手続）

105の2―14　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11の規定による書面の交付に係る手続については、法第2条の4((書類の送達等))において準用する国税通則法第12条第4項及び規則第1条((国税通則法施行規則の準用))において準用する国税通則法施行規則第1条第1項の適用があることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第6項の規定の適用）

105の2―15　更正決定等を目的とする調査の結果、法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第1項の通知を行った後、又は同条第2項の調査の結果につき輸入者から修正申告書若しくは期限後特例申告書の提出がなされた後若しくは更正決定等を行った後において、新たに得られた情報に照らして非違があると認めるときは、税関職員は当該調査（以下この項において「前回の調査」という。）の対象となった輸入者に対し、前回の調査に係る納税義務に関して、再び質問検査等（上記により再び行う調査をいう。以下この章において「再調査」という。）を行うことができることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（「新たに得られた情報」の意義）

105の2―16　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報」とは、法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第1項の通知又は第2項の説明（105の2―17の「再度の説明」を含む。）に係る関税の調査において質問検査等を行った税関職員が、当該通知又は当該説明を行った時点において有していた情報以外の情報をいう。

（注）　調査担当者が調査の終了前に変更となった場合は、変更の前後のいずれかの調査担当者が有していた情報以外の情報をいう。

［追加：平24第1322号］

（「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」の範囲）

105の2―17　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第6項に規定する「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」には、新たに得られた情報から非違があると直接的に認められる場合のみならず、新たに得られた情報が直接的に非違に結びつかない場合であっても、新たに得られた情報とそれ以外の情報とを総合勘案した結果として非違があると合理的に推認される場合も含まれることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（事前通知事項以外の事項について調査を行う場合の法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第6項の規定の適用）

105の2―18　法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の9第4項の規定により事前通知した調査の対象となる期間以外の期間について質問検査等を行おうとする場合において、当該質問検査等が再調査に当たるときは、法第105条の2((輸入者に対する調査の事前通知等))において準用する国税通則法第74条の11第6項の規定により、新たに得られた情報に照らし非違があると認められることが必要であることに留意する。

［追加：平24第1322号］

（貨物の船卸一時停止措置を執行する場合の手続）

106―1　法第15条第7項又は第8項の規定により報告された積荷について、法第106条第1号の規定に基づき当該積荷を積載する外国貿易船の船長に対し当該積荷の船卸しを一時停止することを求める場合には、「貨物の船卸一時停止通知書」（C―11000）により当該船長に対し通知するものとする。

なお、同条の規定に基づく上記以外の行為について行う場合は、必要とされる事項を記載した適宜の様式により当該行為を求める者に対し通知するものとする。

［追加：平25第759号］

（委任事項についての税関長への報告）

107―1　令第92条((税関長の権限の委任))の規定により税関支署長、税関出張所長、税関監視署長、税関支署出張所長及び税関支署監視署長に委任された税関長権限の行使に関する税関長に対する報告は、次により行う。

⑴　委任された権限のうち次の規定に係るものについては、その都度税関長に報告する。

イ　法第46条（法第61条の4、第62条の7及び第62条の15において準用する場合を含む。）

ロ　定率法第13条第1項

⑵　委任された権限のうち次に掲げる規定に係るものについては、1月ごとにその月分を取りまとめ、税関長に報告する。

イ　法第84条第5項（法第88条及び第133条において準用する場合に限る。）

ロ　法第133条第2項

ハ　法第134条第2項

ニ　法第146条第1項

ホ　法第146条第2項

ヘ　法第146条第3項

ト　法第147条第1項、第2項

チ　定率法第19条第１項

リ　関税法に関する臨時特例法第14条

［一部改正：昭56第349号、昭61第587号、平7第297号、平18第395号、平19第1207号、令2第625号］

（関税の徴収を税関長が自ら行う場合）

107―2　令第92条第1項ただし書き((税関長の権限の委任))の規定により法第11条の規定に基づく関税の徴収の権限について、税関長が自ら行う場合は、税関長が関税の徴収を自ら行うことにより、法第11条の規定による関税の徴収を効率的に行うことができると認められる場合とする。

［追加：平18第395号］

（関税の徴収を税関長が自ら行うこととなる場合の手続）

107―3　令第92条第1項ただし書き((税関長の権限の委任))の規定により、関税の徴収を税関長が自ら行う場合の手続は、次による。

⑴　支署長及び出張所長は、「関税徴収の引継決議書」（C―1145）により決裁を行い、税関長に「関税徴収の引継書」（C―1146）及び更正通知書又は修正申告書等の写し、差押調書その他関係書類を送付するものとする。

⑵　税関長は、支署長及び出張所長から送付された「関税徴収の引継書」により決裁を行うものとする。

⑶　税関長が「関税徴収の引受書」（C―1147）を支署長及び出張所長に返送し、当該引受書の支署及び出張所への到着をもつて関税の徴収を税関長が自ら行う場合の手続が完了するものとする。ただし、税関、支署及び出張所における国税収納金整理資金に係る調査決定等の管理は「引受年月日」をもつて行うこととなるので留意する

［追加：平18第395号］

（徴収の引継ぎについての規定の準用）

107―4　前記10の2―2（徴収の引継ぎの時期）、10の2―4（納税義務者等への通知）及び10の2―5（徴収の引継ぎの効果等）の規定は、関税の徴収を税関長が自ら行う場合について準用する。

この場合において、「徴収の引継ぎの時期」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行おうとする時期」と、「徴収の引継ぎを行う場合」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行う場合」と、「税関」とあるのは「支署及び出張所」と、「徴収の引継ぎを行おうとする」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行おうとする」と、「徴収の引継ぎを行うこと」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこと」と、「徴収の引継ぎを行う」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行う」と、「徴収の引継ぎにあたつては」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うにあたつては」と、「徴収の引継ぎに要する期間」とあるのは「関税の徴収を税関長が自らが行うに要する期間」と、「引受税関」とあるのは「税関長」と、「徴収の引継ぎを受けた滞納税額」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととした滞納税額」と、「引受けの前」とあるのは、「関税の徴収を税関長が自ら行うこととする前」と、「徴収の引継ぎがあつた場合」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととした場合」と、「徴収の引継ぎがされた関税」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととされた関税」と、「引継税関」とあるのは「支署長及び出張所長」と、「徴収の引継ぎを行つた後」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととした後」と、「徴収の引継ぎを行つた関税」とあるのは、「関税の徴収を税関長が自ら行うこととされた関税」と、「引継ぎを行う」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行う」と、「徴収の引継ぎがあつても」とあるのは「関税の徴収を税関長が自ら行うこととしても」と読み替えるものとする。

［追加：平18第395号］

1. 平19財関第1207号による改正で56―13を削った際、56－13　削除　という形で番号を残さなかった。従って56―12の次が56―14になっている。 [↑](#footnote-ref-0)
2. 平15第346号による改正は、平14第960号、による改正前の規定を改正しており、織り込み不能 [↑](#footnote-ref-1)
3. 68―3―2は、平24第615号で削られ欠番。 [↑](#footnote-ref-2)